

令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

インクルージョン推進における
アウトリーチ支援の実態把握及び質に関する調査研究

【報告書】

令和8年（2026年）3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

— 目 次 —

要旨	1
第1章 調査概要	4
1. 背景・目的	4
2. 本調査研究の実施概要	4
第2章 自治体アンケート調査	8
1. 調査実施概要	8
2. 調査結果	10
第3章 児童発達支援センター・中核機能強化事業所アンケート調査	84
1. 調査実施概要	84
2. 調査結果	86
第4章 保育所等訪問支援事業所アンケート調査	160
1. 調査実施概要	160
2. 調査結果	162
第5章 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所アンケート調査	246
1. 調査実施概要	246
2. 調査結果	247
第6章 ヒアリング調査	255
1. 調査実施概要	255
2. 調査結果	258
【自治体】	258
【児童発達支援センター】	273
【中核機能強化事業所】	311
【保育所等訪問支援事業所】	317
第7章 まとめ	323
1. 本調査の結果の整理	323
2. 今後に向けて	336

<参考資料>

アンケート調査票

<別添資料>

インクルージョン推進に向けた施設等へのアウトリーチ支援事例集

要旨

【背景・目的】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもがともに育つ環境整備を進めることを目的とした「インクルージョンの推進」が拡充された。また、「こどもまんなか実行計画 2024」（令和6年5月、こども政策推進会議）において、「障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める」ことが記載されている。

そこで、本事業では、地域の体制整備やインクルージョン推進に向けた取組において重要と考えられる保育所等訪問支援をはじめとした、地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ等（以下、「施設等」とする）へのアウトリーチによる支援に焦点を当て、自治体や事業所を対象とした調査により、支援の実態を把握するとともに、アウトリーチを行う類似の制度（保育所等訪問支援、地域障害児支援体制強化事業等の予算事業、中核機能強化（事業所）加算の配置職員による支援等）における効果的な実践や事例の収集を行った。また、全国の事業所・自治体に取り組事例を広く周知し、インクルージョン推進を図ることを目的として、施設等へのアウトリーチ支援における自治体の体制整備や支援の事例集を作成した。

【実施概要】

本調査研究では4つのアンケート調査を行った。自治体アンケート調査は、自治体における施設等へのアウトリーチ支援を活用した体制整備や取組の状況、課題等の実態を把握することを目的として、全国の市区町村を対象に実施した。児童発達支援センター・中核機能強化事業所加算を算定する事業所（以下、「中核機能強化事業所」とする）アンケート調査は、保育所等訪問支援を含め類似するアウトリーチ支援の実施状況やその内容、課題等の把握を目的として、保育所等訪問支援事業所アンケート調査は、保育所等訪問支援事業の実施状況やその支援内容、課題等の把握を目的として、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所アンケート調査は、地域における児童発達支援センター等に対する認知や連携状況の把握を目的として、それぞれ該当する指定事業所を対象に実施した。

また、アンケート調査では把握しきれない、施設等へのアウトリーチ支援の体制構築や支援の事例収集を目的として、インクルージョン推進にあたり地域の実情に応じた体制構築を行っている自治体、効果的な支援を行っている保育所等訪問支援事業所、児童発達支援センター・中核機能強化事業所を対象にヒアリング調査を実施した。

これらの結果を踏まえ、自治体や事業所における体制構築や支援の工夫・ポイントを整理した事例集を作成した。

【結果、今後に向けて】

各種調査結果をもとに、自治体における障害児支援体制及び施設等へのアウトリーチ支援の体制整備の状況、児童発達支援センター・中核機能強化事業所によるアウトリーチ支援の実施状況、保育所等訪問支援事業所における訪問支援の実施状況、施設等へのアウトリーチ支援の実施における課題を整理した。その結果明らかとなった課題や今後の取組について以下のとおり整理した。

① アウトリーチ支援の在り方（こどもの集団としての取組）や制度の見直し

インクルージョン推進の観点から、アウトリーチ支援は、こどものウェルビーイングを中心に据え、保育所や学校等で安心して過ごせる豊かな時間を提供することが重要であると示唆された。また、支援者は訪問先施設と共通理解を図り、障害や発達に特性のあるこどもも含めた集団の中で、保育士や教員が届けたい保育や教育を実現できる環境づくりを支

援する必要性も指摘された。さらに、集団生活を基盤とし、障害の有無を問わずすべてのこどもが学び、参加しやすい場を形成する集団づくりへのアプローチを基本としながら、こどもの状態に応じて小集団や個別の保育・教育・支援、個々の特性等に応じた支援を組み合わせる多層的な支援体制の構築も必要と考えられた。一方、現行のアウトリーチ支援事業は目的や対象が重複し、現場での使い分けが難しいとの声を踏まえ、制度の見直しの必要性が指摘されている。今後は、インクルージョン推進を基盤としたアウトリーチ支援として、事業の集約や明確化を進め、現場目線で使いやすい制度への見直しが期待される。

② 地域の状況に応じた障害児支援体制整備の推進

国は児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備を進めているが、多くの市町村は体制整備の途上にある。こうした中、市町村が現行の事業等を組み合わせることで、多層的な支援体制の構築につながる可能性がある。市町村は、こども・保護者・施設のニーズや保育所等訪問支援の実施状況や課題等を把握するとともに、地域の実情を踏まえたうえで、必要なアウトリーチ支援事業の組み合わせ等を検討し、支援体制を構築していくことが期待される。特に、地域障害児支援体制強化事業は、施設支援や個別支援にとどまらず、地域全体で切れ目のない支援体制の構築や、インクルージョン推進、支援の質の向上に寄与するものである。また、体制整備は保健・教育・福祉・子育て部局が連携して進める必要があり、都道府県や国による事例の共有やネットワーク構築も期待される。

③ 中核機能強化職員の更なる活用

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、中核機能強化（事業所）加算が創設され、中核機能強化職員の配置が進められている。中核機能強化職員は、保育所等訪問支援とは異なり、支給決定をせずに支援に入れること、また、事業のように目的や役割に縛りがなく、柔軟かつ幅広い対応が可能であることを利点として、地域支援での活躍が確認できた。一方、中核機能強化職員の地域支援については事業所によって差があると考えられる。中核機能強化職員には地域支援で専門性を発揮することも期待されおり、国は中核機能強化職員の支援事例を周知・共有することが期待される。また、中核機能の質の向上には、市町村と中核機能を担う事業所との連携が重要である。さらに、都道府県には、市町村間のネットワーク形成や情報共有を支援し、体制整備を促進することが求められる。これにより、中核機能強化職員の役割や機能が地域のニーズに応じて整理・共有され、着実に発展していくことが期待される。

なお、中核機能強化加算については、算定に必要な職種や経験豊かな専門人材の確保が難しいという課題も明らかとなっており、今後は実態に即した支援体制の検討・見直しが求められる。

④ 訪問支援を担う人材の育成

訪問支援は、保育所や学校の理念や文化を尊重し、共通理解を図りながら支援を行うことが基本的な姿勢と言える。一方で、訪問先において短時間で状況を把握し、適切な解決策等を提案するには、一定の専門性や経験のある人材の養成が必要であり、法人や事業所単位での研修やOJT等の実施や、地域単位での研修・協議会による実践知の共有といった取組が期待される。また、国は体系的な研修の構築を進めており、「障害児支援コア人材研修」において想定されている演習等を通じて、訪問支援人材の育成が期待される。

⑤ 教育と福祉の連携の推進

教育と福祉の連携は支援現場での課題となっており、行政による橋渡しや合同研修会の開催、情報共有の推進が求められている。こどもの生活の連続性を踏まえると、障害児通所支援事業所と学校の双方が補完し合う連携体制の整備は重要である。現場では教育分野における巡回支援と保育所等訪問支援のすみわけに混乱も生じており、自治体は双方の制度を共有し、最適な制度利用を検討することが期待される。

⑥ アウトリーチ支援を支える自治体との連携

アウトリーチ支援の実施にあたっては、訪問先施設の制度に対する理解不足や支援受け入れへの抵抗感が課題と考えられている。インクルージョンやアウトリーチ支援の周知・啓発と、支援の質の向上を両立させることが重要であり、自治体による働きかけの具体例として、校長会や園長会での説明、意見交換会の開催、好事例の周知、手順書や支援方針の提示などが考えられた。また、自治体職員による訪問支援への同行も、複数の視点による支援や制度横断的な支援による質の向上、施設側の抵抗感軽減につながると考えられる。

なお、次期障害児福祉計画では、自治体にインクルージョン推進のための協議の場の設置が求められる。関係機関との日常的な連携を基盤としながら、協議の場等を活用して継続的かつ計画的に地域課題や必要な取組の整理・総括を行い、それを踏まえた議論を重ねながら、自治体が主体的にインクルージョン推進や支援の質の向上に取り組むことが期待される。

第1章 調査概要

1. 背景・目的

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもがともに育つ環境整備を進めることを目的とした「インクルージョンの推進」が拡充された。

また、「こどもまんなか実行計画 2024」（令和6年5月、こども政策推進会議）において、「障害の有無にかかわらず全てのこどもがともに育つ環境整備を進める観点から、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める」ことが記載されている。

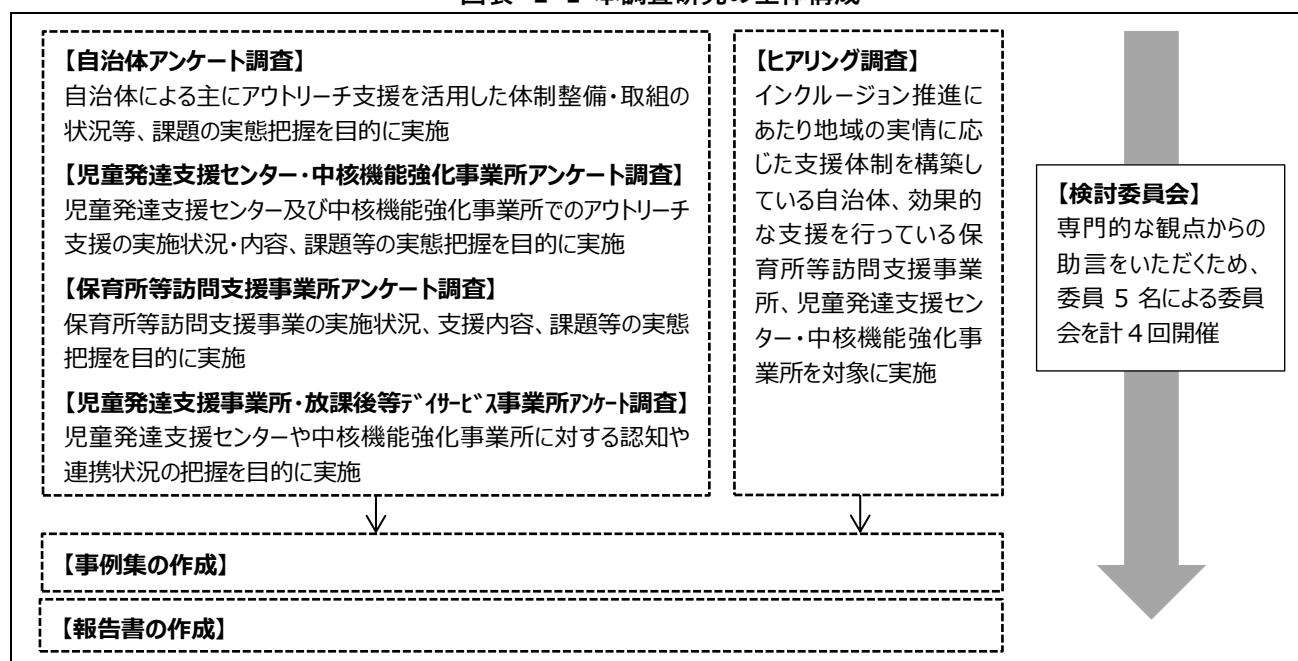
そこで、本事業では、地域の体制整備やインクルージョン推進に向けた取組において重要と考えられる保育所等訪問支援をはじめとした、地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ等（以下、「施設等」とする）へのアウトリーチによる支援に焦点を当て、自治体、保育所等訪問支援事業所、児童発達支援センター・中核機能強化事業所加算を算定する事業所（以下、「中核機能強化事業所」とする）等を対象とした調査により、支援の実態を把握するとともに、アウトリーチを行う類似の制度（保育所等訪問支援、地域障害児支援体制強化事業等の予算事業、中核機能強化（事業所）加算の配置職員による支援等）における効果的な実践や事例の収集を行う。

これらの調査結果を踏まえ、施設等へのアウトリーチ支援における自治体の体制整備や支援の事例集を作成し、全国の事業所・自治体に取組事例を広く周知することで、今後のインクルージョン推進を図ることを目的として実施する。

2. 本調査研究の実施概要

本調査研究の全体構成は、以下のとおり。検討委員会を設置した上で、自治体、児童発達支援センター・中核機能強化事業所、保育所等訪問支援事業所、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を対象にしたアンケート調査と、自治体、児童発達支援センター・中核機能強化事業所、保育所等訪問支援事業所を対象にしたヒアリング調査を実施した。これらの調査結果を踏まえて、アウトリーチ支援に係る事例集と報告書を作成した。

図表 1-1 本調査研究の全体構成



（１）自治体アンケート調査

自治体における地域の施設等へのアウトリーチ支援を活用した体制整備の状況、取組の状況、課題等の実態を把握することを目的として、全国の市区町村（悉皆、1,741 か所）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数 587 件（有効回答率 33.7%）であった。

（２）児童発達支援センター・中核機能強化事業所アンケート調査

児童発達支援センター及び中核機能強化事業所での保育所等訪問支援を含め類似するアウトリーチ支援の実施状況やその内容、課題等の実態を把握することを目的とし、全国の児童発達支援センター及び中核機能強化事業所（悉皆）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は 256 件であった。

（３）保育所等訪問支援事業所アンケート調査

保育所等訪問支援事業の実施状況やその支援内容、課題等の実態を把握することを目的とし、全国の保育所等訪問支援を行っている事業所（悉皆）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は 525 件であった。

なお、児童発達支援センター・中核機能強化事業所についても、保育所等訪問支援の実施がある場合は調査対象とした。

（４）児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所アンケート調査

地域における児童発達支援センターや中核機能強化事業所に対する認知や連携状況を把握することを目的とし、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（悉皆、保育所等訪問支援事業所・児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は 3,468 件であった。

（５）ヒアリング調査

アンケート調査では把握しきれない、施設等へのアウトリーチ支援の体制構築や支援の事例を収集することを目的として、インクルージョン推進にあたり地域の実情に応じた支援体制を構築している自治体、効果的な支援を行っている保育所等訪問支援事業所、児童発達支援センター・中核機能強化事業所を対象にヒアリング調査を実施した。

調査対象は、市町村 4 か所、児童発達支援センター 5 か所、中核機能強化事業所 1 か所、保育所等訪問支援事業所 1 か所であった。

（６）施設等へのアウトリーチ支援に係る事例集の作成

施設等へのアウトリーチによる支援の体制構築及び効果的な実践の周知・共有を目的として、自治体や事業所における体制構築や支援の工夫・ポイントを整理した事例集を作成した。主な読み手は、自治体、児童発達支援センター・中核機能強化事業所、保育所等訪問支援事業所として、アンケート調査結果及びヒアリング調査結果から、自治体の事例と事業所の事例を紹介した。

（７）検討委員会の設置・運営

① 体制

調査の設計、集計・分析、結果検討等を行うにあたって、専門的観点からご意見をいただくため、委員５名で構成する検討委員会を設置した。

【構成員】 五十音順、○は委員長、敬称略

○田村 和宏	立命館大学産業社会学部人間福祉専攻 教授
仲間 知穂	YUIMAWARU 株式会社 代表取締役
藤原 千恵	姫路市総合福祉通園センター、姫路市立こども発達支援センター 副園長
松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
渡邊 隼	京都市子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 課長

【オブザーバー】 敬称略

鈴木 久也	こども家庭庁 支援局 障害児支援課 課長補佐
縄田 裕弘	こども家庭庁 支援局 障害児支援課 障害児支援専門官
大塚 慎之介	こども家庭庁 支援局 障害児支援課 障害福祉専門官
杉本 拓哉	こども家庭庁 支援局 障害児支援課 障害児支援専門官（併）基準・指導係長
神田 一真	こども家庭庁 支援局 障害児支援課 障害児支援係長（併）医療的ケア児支援係長

【事務局】

古賀 祥子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員
清水 孝浩	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員
鈴木 陽子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員
喜多下 悠貴	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員
西尾 秀美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 副主任研究員
大島 奈々	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 研究員
山田 詢介	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 研究員
加藤 裕太	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 研究員

② 開催状況

令和７年１０月～令和８年３月にかけて計４回開催した。なお、開催にあたってはオンラインでの実施を基本とした。

	開催日	検討事項
第１回	令和７年１０月７日	○ 事業実施計画書について ○ プレヒアリング結果概要について ○ アンケート調査項目案について ○ 事例集の構成案について

第2回	令和7年1月13日	○ アンケート調査結果（速報値）について ○ ヒアリング調査の結果概要について ○ ヒアリング調査の候補選定について ○ 事例集骨子案について ○ 報告書構成案について
第3回	令和8年2月18日	○ アンケート調査結果について ○ ヒアリング調査の結果概要について ○ 報告書のとりまとめに向けて
第4回	令和8年3月23日	○ ヒアリング調査結果について ○ 事例集案について ○ 報告書案について

（8）結果の公表

本調査研究の結果については、弊社ホームページにおいて公表した。

第2章 自治体アンケート調査

1. 調査実施概要

① 調査目的

自治体における4つの中核機能が発揮されるよう、障害児支援体制の整備及びインクルージョン推進のための体制整備を進めるにあたり、主にアウトリーチによる支援を活用した体制整備・取組の状況等、課題の実態を把握することを目的とし、自治体へのアンケート調査を実施した。

② 調査対象

全国の市区町村（悉皆、1,741 か所）

③ 調査方法

こども家庭庁担当課より、市区町村宛てにメールで調査を案内し、Web（Questant）での回答・回収とした。

④ 調査項目

調査項目は以下のとおり。

○基本情報

- ・ 自治体種別、人口規模
- ・ 障害児支援の事業所数、支給決定人数、充足状況

○児童発達支援センター等の設置状況

- ・ 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備で目指す形態
- ・ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の状況
- ・ 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定する事業所等の状況
- ・ 障害児支援体制整備の状況について、障害児支援事業所への情報提供の状況 等

○地域障害児支援体制強化事業の活用状況

- ・ 地域障害児支援体制強化事業の実施状況
- ・ 実施事業の内容、委託先、選定理由等
- ・ 地域障害児支援体制強化事業の施設等へのアウトリーチ支援での活用状況 等

○地域障害児支援体制強化事業以外の事業等を活用した、保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況

- ・ 施設等へのアウトリーチ支援において活用している予算事業等
- ・ アウトリーチ支援の委託先、支援対象、支援内容、実施にあたっての庁内連携の状況等
- ・ 予算事業等を活用してアウトリーチ支援を実施している理由 等

○保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の使い分け、工夫等

- ・ 施設等へのアウトリーチ支援について、保育所等訪問支援や自治体が行う事業の使い分けの方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 施設等へのアウトリーチ支援について自治体や地域で実施している取組内容、工夫等 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設等へのアウトリーチ支援に関する課題・ 国や都道府県に求める支援 |
|--|

⑤ 調査実施時期

令和 7 年 11 月 18 日～令和 7 年 12 月 23 日

⑥ 回収状況

有効回答数 587 件（有効回答率 33.7%）であった。

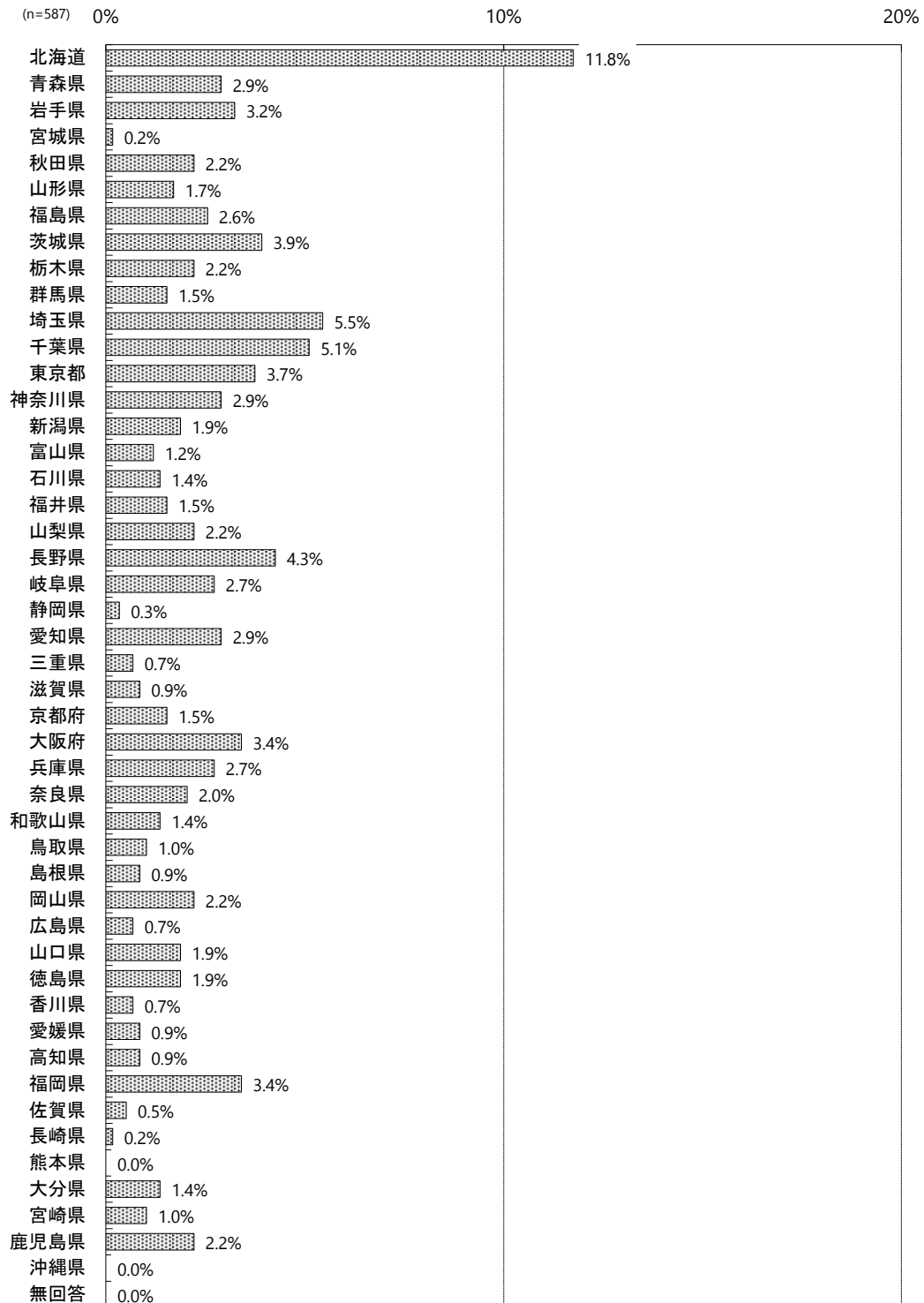
2. 調査結果

(1) 基本情報

① 都道府県別の回収状況

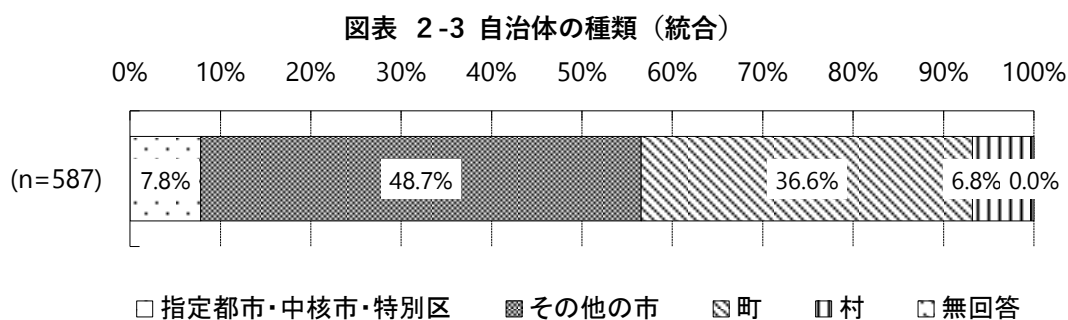
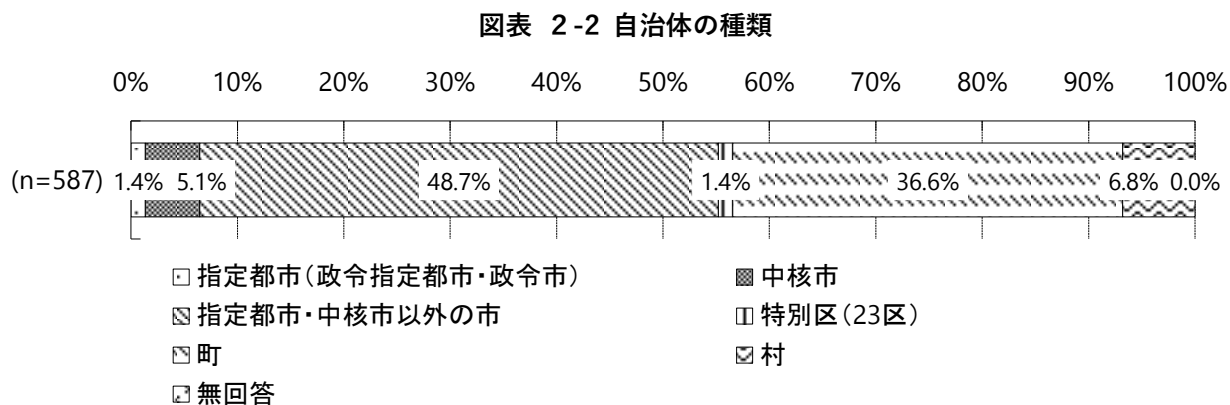
「北海道」の割合が最も高く 11.8%である。次いで、「埼玉県（5.5%）」、「千葉県（5.1%）」である。

図表 2-1 都道府県別回収状況（単数選択）



② 自治体の種類

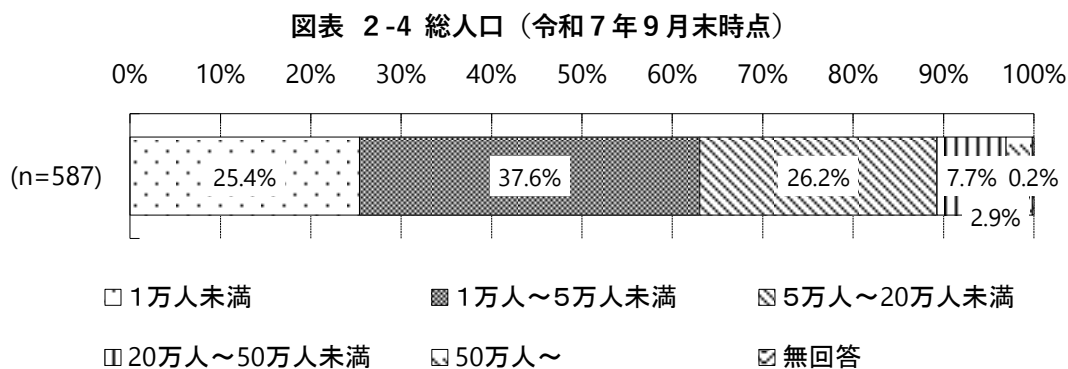
「指定都市・中核市以外の市」の割合が最も高く 48.7%である。次いで、「町（36.6%）」、「村（6.8%）」である。



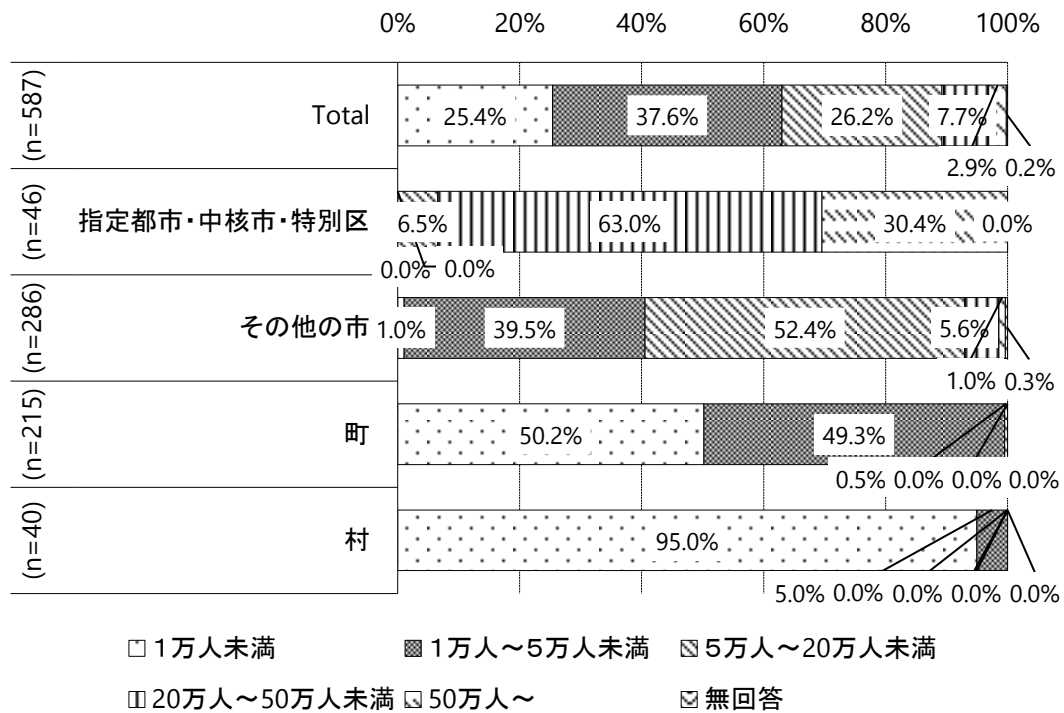
③ 人口規模

1) 総人口

「1万人～5万人未満」の割合が最も高く 37.6%である。次いで、「5万人～20万人未満（26.2%）」、「1万人未満（25.4%）」である。



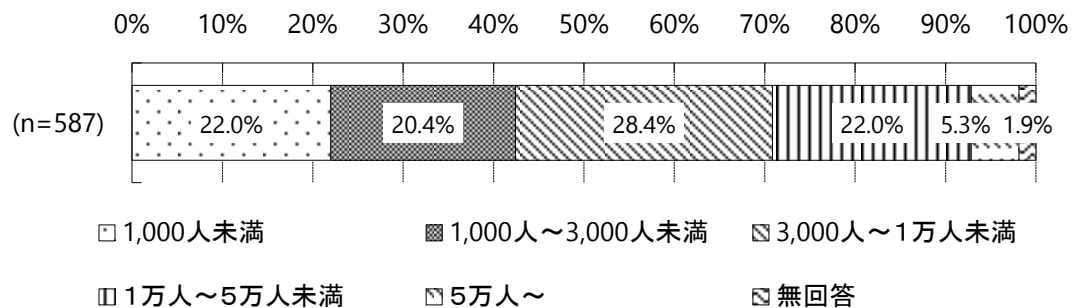
図表 2-5 総人口（令和7年9月末時点、自治体の種類別）



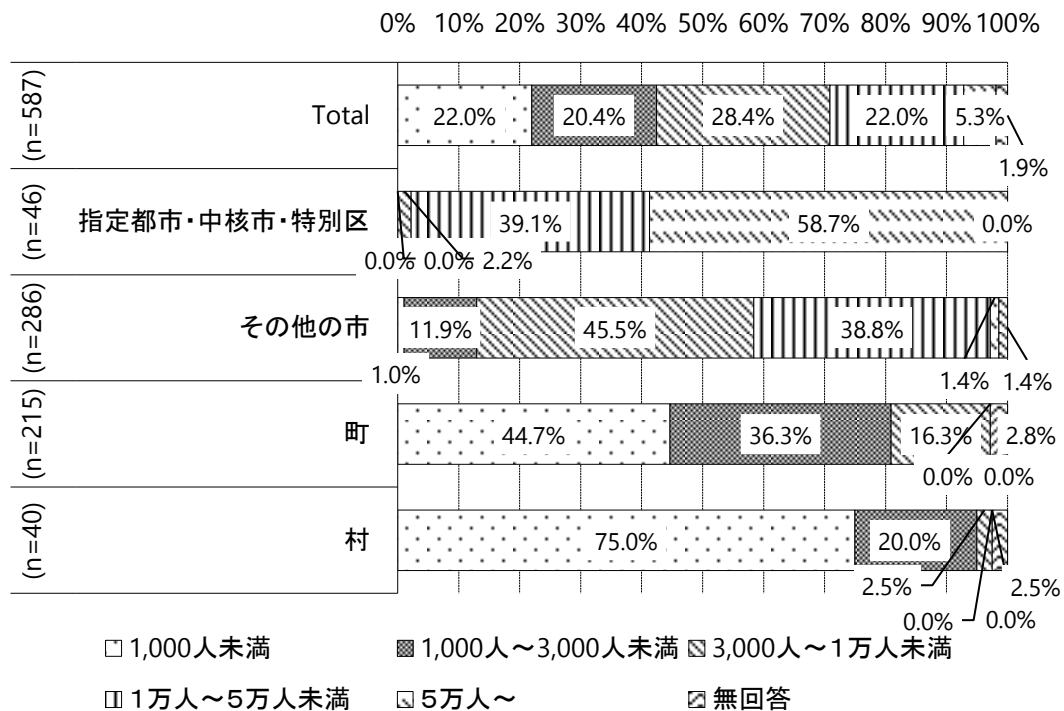
2) 18歳未満人口

「3,000人～1万人未満」の割合が最も高く28.4%である。次いで、「1,000人未満（22.0%）」、「1万人～5万人未満（22.0%）」、「1,000人～3,000人未満（20.4%）」である。

図表 2-6 18歳未満人口（令和7年9月末時点）



図表 2-7 18歳未満人口（令和7年9月末時点、自治体の種類別）



④ 障害児支援の事業所数

児童発達支援は、平均値 10.3、最小値 0.0、最大値 185.0、標準偏差 19.3 である。

放課後等デイサービスは、平均値 15.8、最小値 0.0、最大値 345.0、標準偏差 31.1 である。

保育所等訪問支援は、平均値 2.5、最小値 0.0、最大値 50.0、標準偏差 5.2 である。

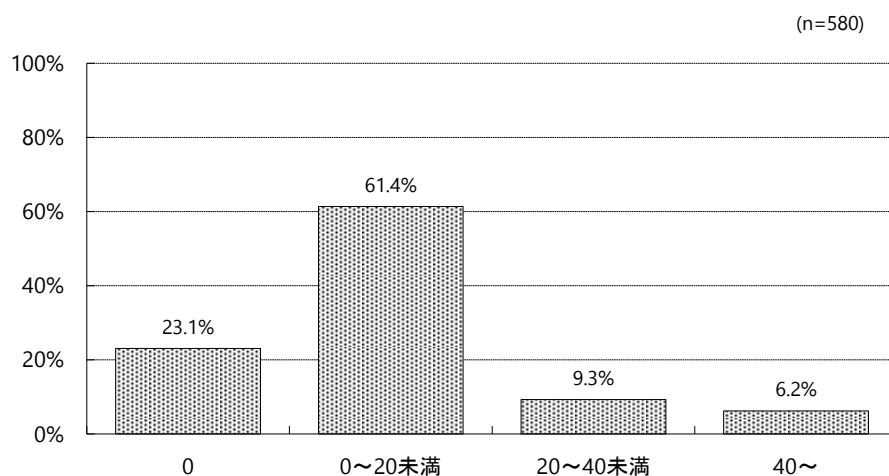
図表 2-8 障害児支援の事業所数（令和7年9月末時点、単位：か所）

	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
児童発達支援	580	0.0	185.0	10.3	19.3
放課後等デイサービス	584	0.0	345.0	15.8	31.1
保育所等訪問支援	576	0.0	50.0	2.5	5.2

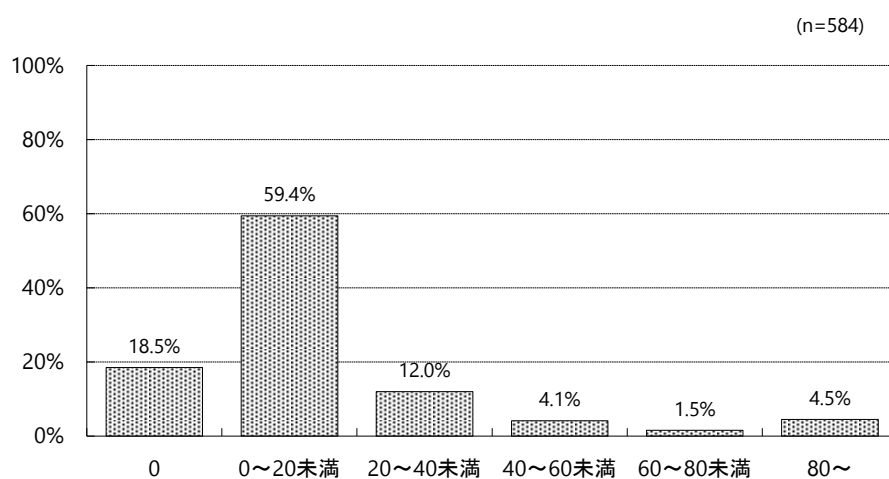
（注1）令和7年9月末時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答いただいた。

（注2）数値の回答があったものを集計対象とした。

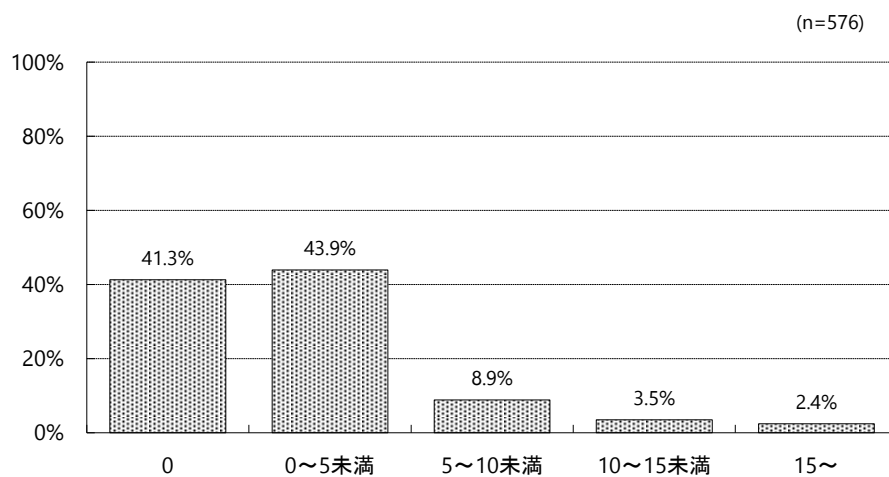
図表 2-9 障害児支援の事業所数の分布：児童発達支援（令和7年9月末時点）



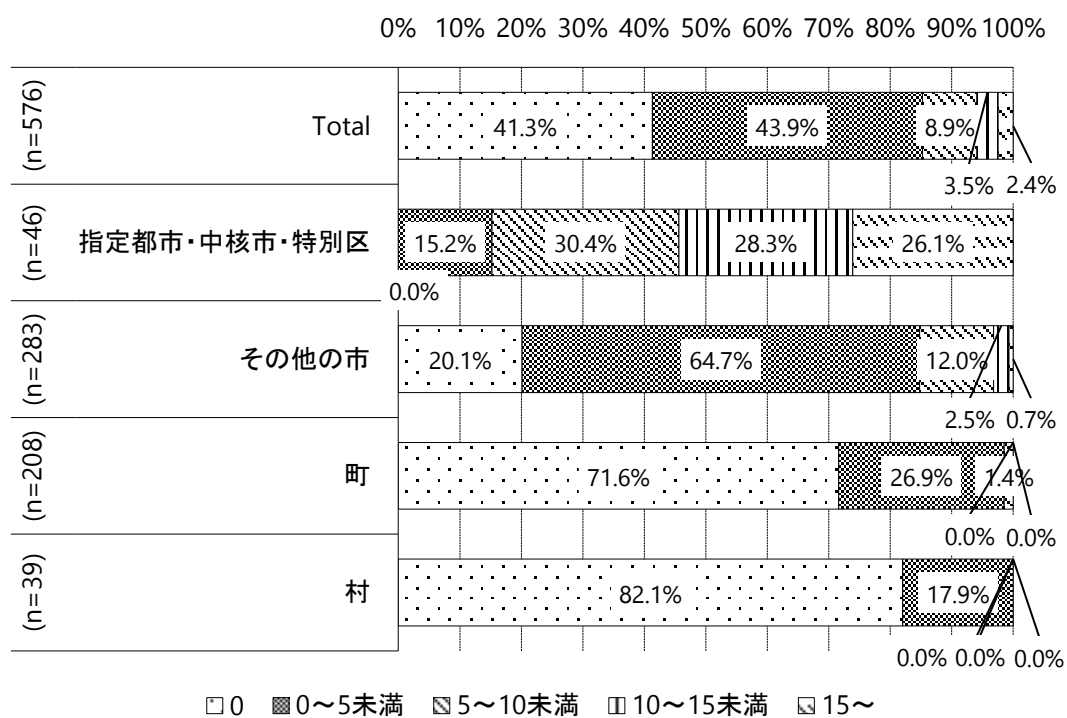
図表 2-10 障害児支援の事業所数の分布：放課後等デイサービス（令和7年9月末時点）



図表 2-11 障害児支援の事業所数の分布：保育所等訪問支援（令和7年9月末時点）



図表 2-12 障害児支援の事業所数の分布：保育所等訪問支援（令和7年9月末時点、自治体の種類別）



⑤ 障害児支援の支給決定人数

児童発達支援は、平均値 134.3、最小値 0.0、最大値 2401.0、標準偏差 268.6 である。

放課後等デイサービスは、平均値 292.0、最小値 0.0、最大値 6658.0、標準偏差 570.5 である。

保育所等訪問支援は、平均値 50.7、最小値 0.0、最大値 2270.0、標準偏差 139.2 である。

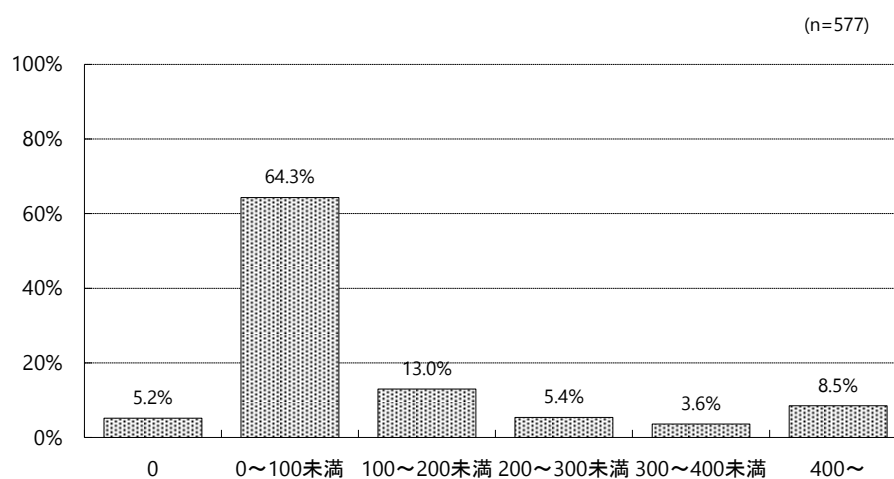
図表 2-13 障害児支援の支給決定人数（令和 7 年 9 月末時点、単位：人）

	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
児童発達支援	577	0.0	2401.0	134.3	268.6
放課後等デイサービス	579	0.0	6658.0	292.0	570.5
保育所等訪問支援	572	0.0	2270.0	50.7	139.2

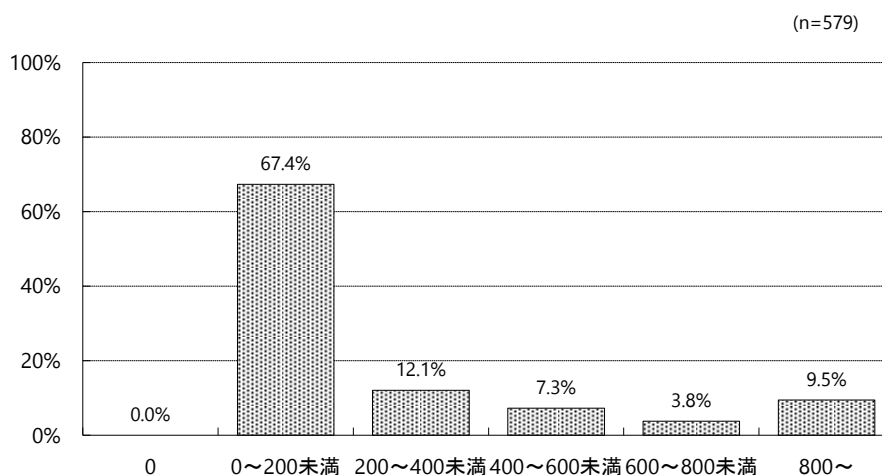
（注 1）令和 7 年 9 月末時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答いただいた。

（注 2）数値の回答があったものを集計対象とした。

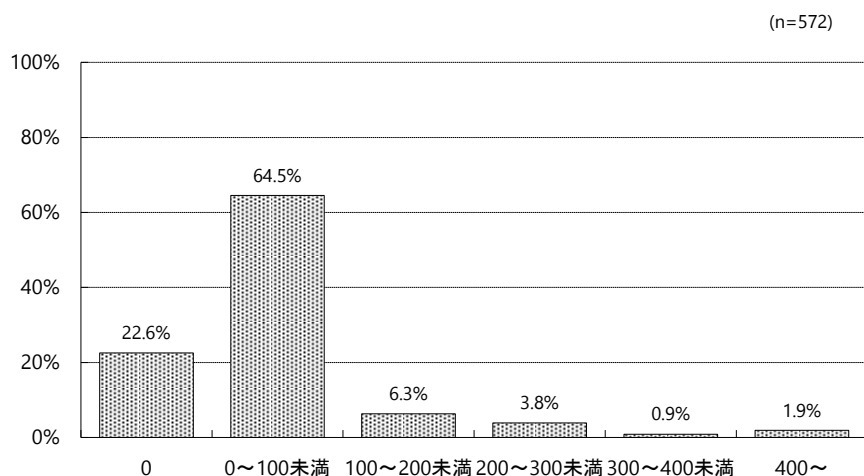
図表 2-14 障害児支援の支給決定人数の分布：児童発達支援（令和 7 年 9 月末時点）



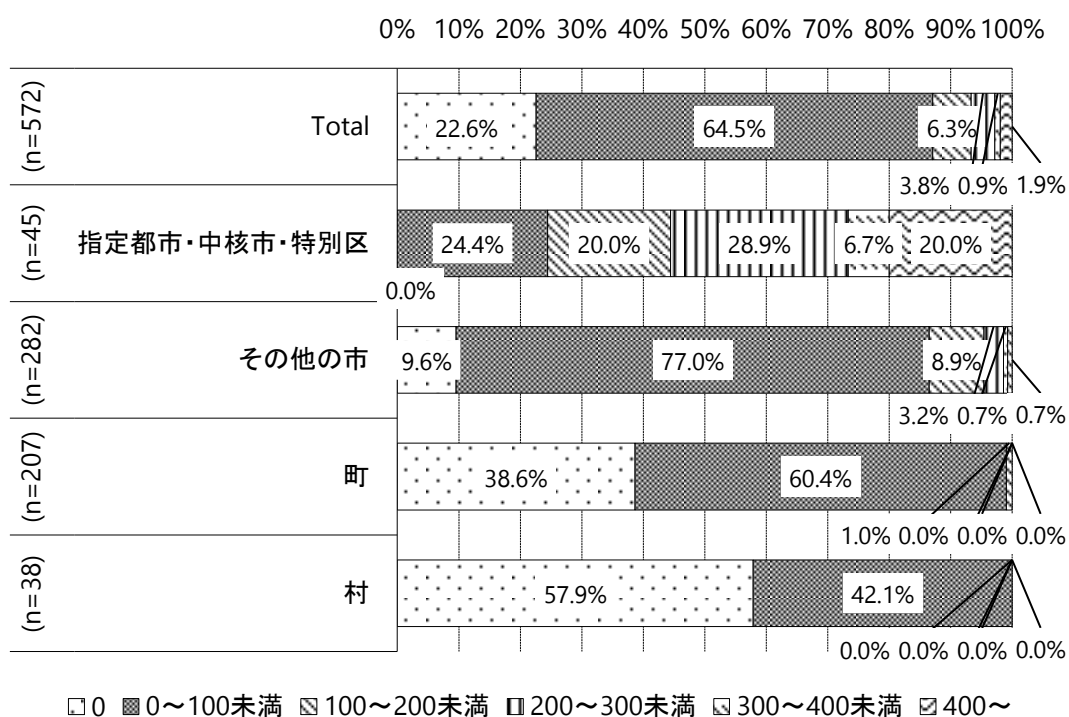
図表 2-15 障害児支援の支給決定人数の分布：放課後等デイサービス（令和 7 年 9 月末時点）



図表 2-16 障害児支援の支給決定人数の分布：保育所等訪問支援（令和7年9月末時点）



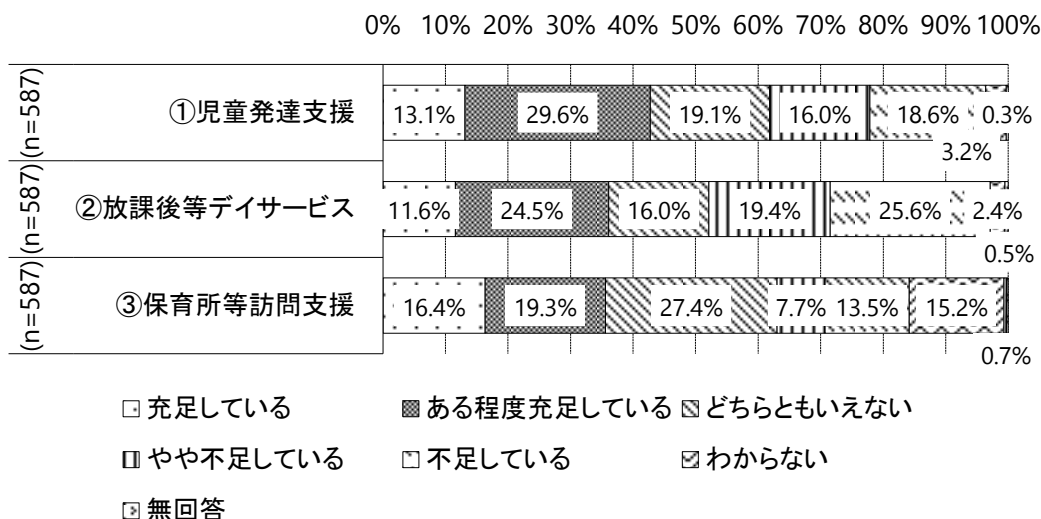
図表 2-17 障害児支援の支給決定人数の分布：保育所等訪問支援（令和7年9月末時点、自治体の種類別）



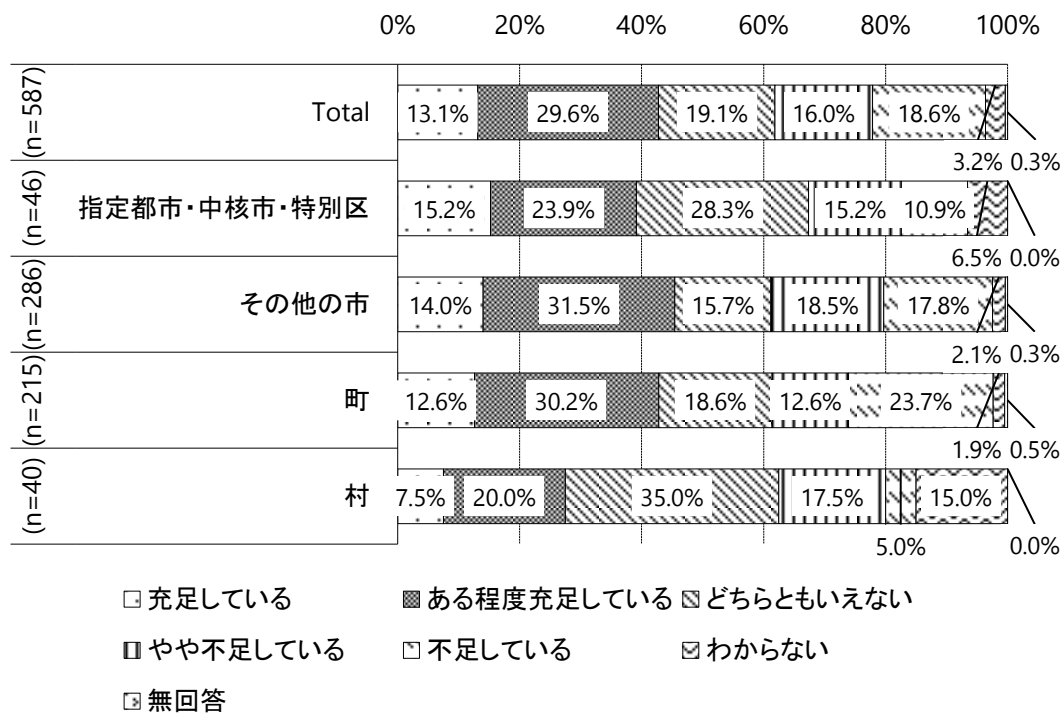
⑥ 障害児支援のニーズに対するサービスの充足状況

「充足している」と「ある程度充足している」の割合の合計に着目すると、「①児童発達支援」における割合が最も高く42.7%である。次いで、「②放課後等デイサービス（36.1%）」、「③保育所等訪問支援（35.7%）」である。

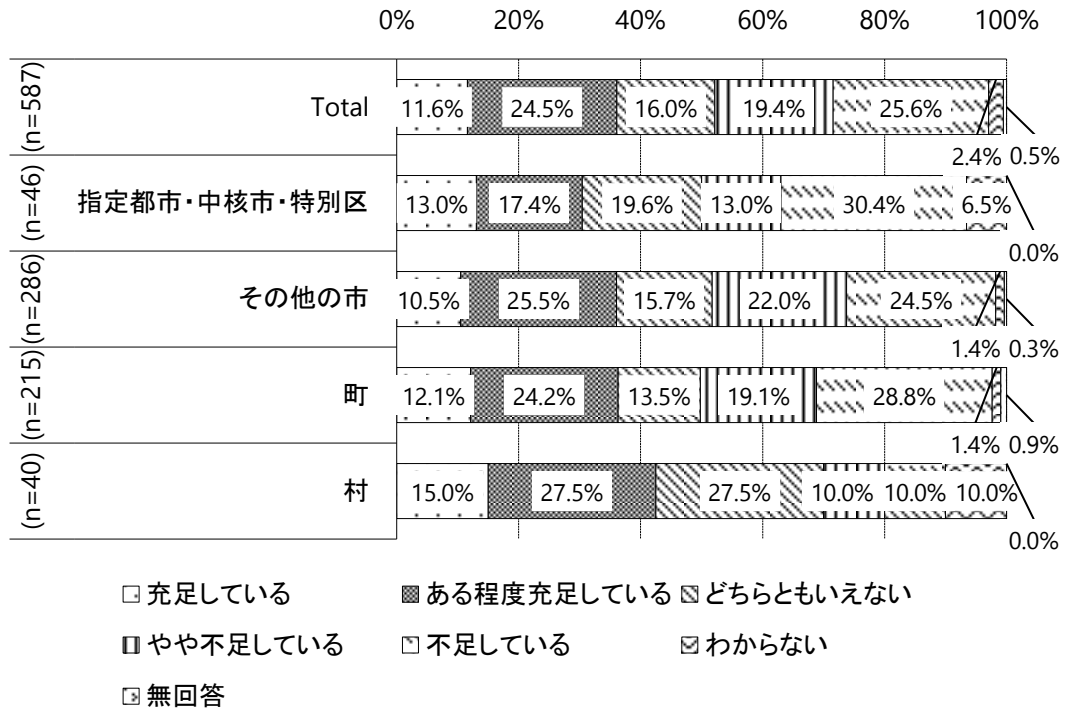
図表 2-18 障害児支援のニーズに対するサービスの充足状況



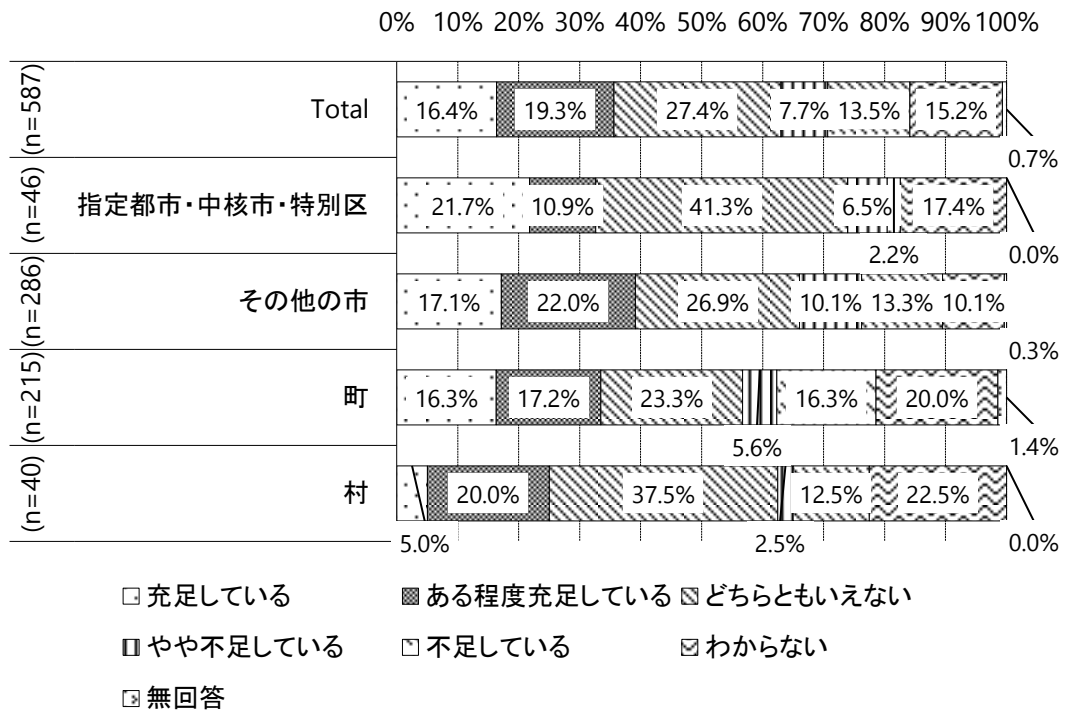
図表 2-19 障害児支援のニーズに対するサービスの充足状況：①児童発達支援（自治体の種類別）



図表 2-20 障害児支援のニーズに対するサービスの充足状況：②放課後等デイサービス（自治体の種類別）



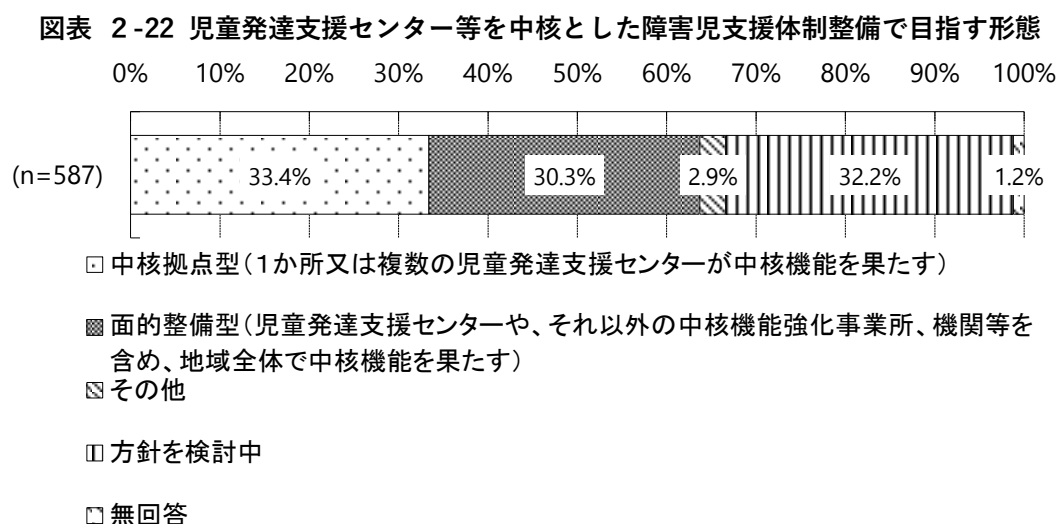
図表 2-21 障害児支援のニーズに対するサービスの充足状況：③保育所等訪問支援（自治体の種類別）



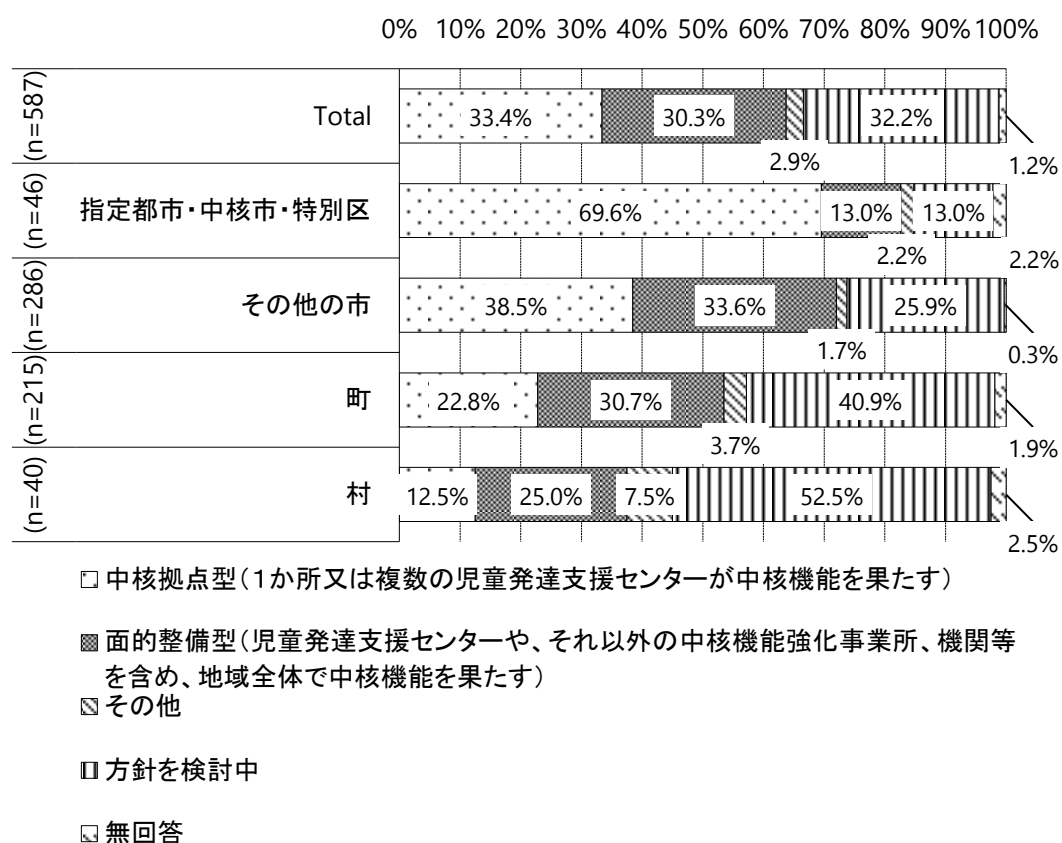
(2) 児童発達支援センター等の設置状況（令和7年9月時点）

① 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備で目指す形態

「中核拠点型（1か所又は複数の児童発達支援センターが中核機能を果たす）」の割合が最も高く 33.4%である。次いで、「方針を検討中（32.2%）」、「面的整備型（児童発達支援センターや、それ以外の中核機能強化事業所、機関等を含め、地域全体で中核機能を果たす）（30.3%）」である。



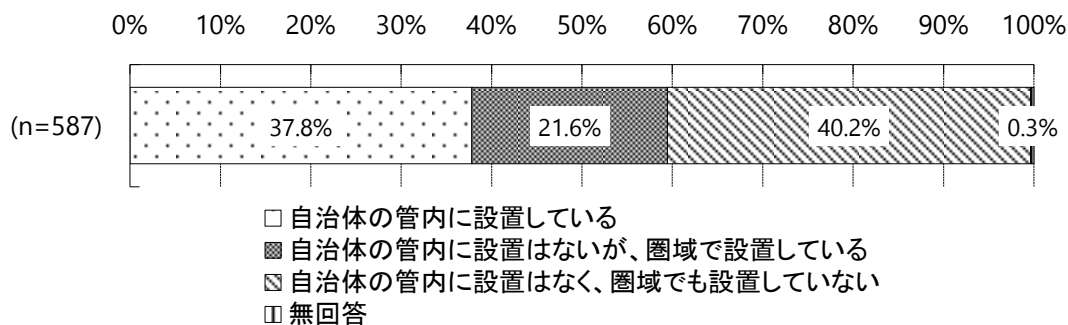
図表 2-23 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備で目指す形態（自治体の種類別）



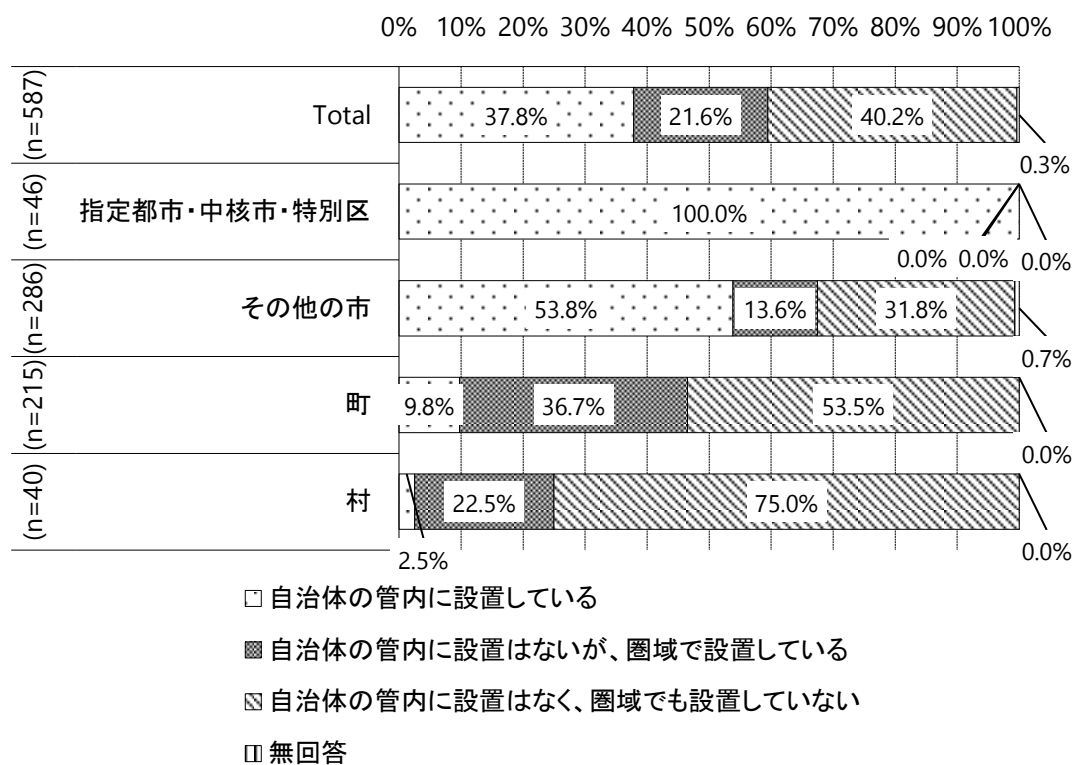
② 児童発達支援センターの設置状況

「自治体の管内に設置はなく、圏域でも設置していない」の割合が最も高く 40.2%である。次いで、「自治体の管内に設置している（37.8%）」、「自治体の管内に設置はないが、圏域で設置している（21.6%）」である。

図表 2-24 児童発達支援センターの設置状況



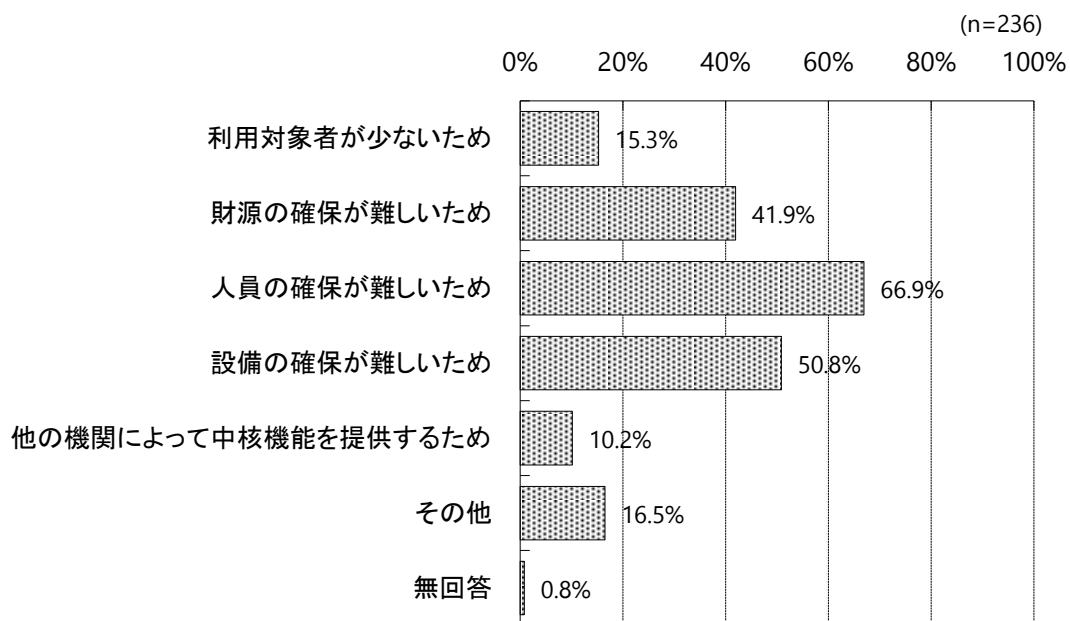
図表 2-25 児童発達支援センターの設置状況（自治体の種類別）



③ 児童発達支援センターが未設置の理由

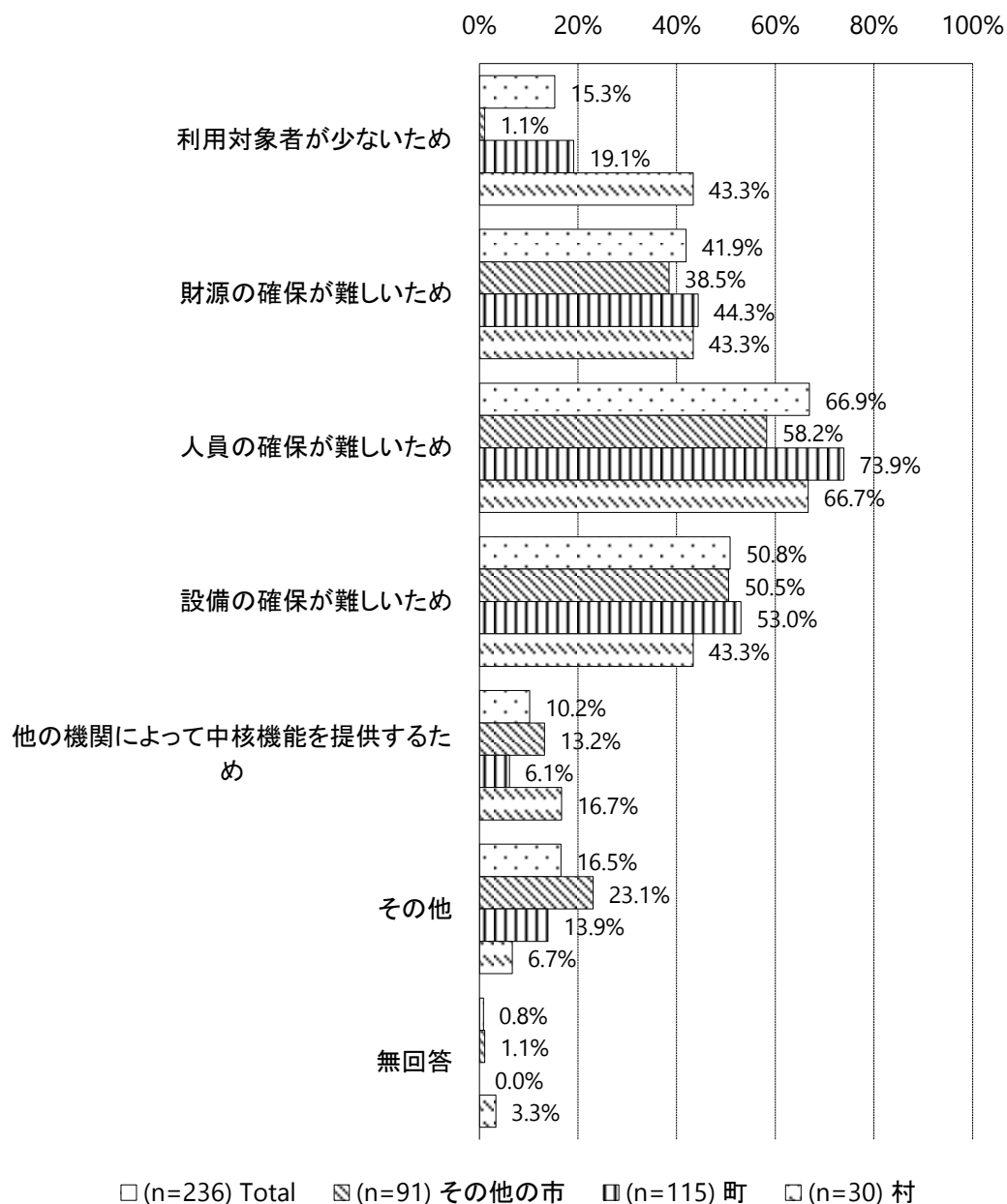
「人員の確保が難しいため」の割合が最も高く 66.9%である。次いで、「設備の確保が難しいため（50.8%）」、「財源の確保が難しいため（41.9%）」である。

図表 2-26 児童発達支援センターが未設置の理由
(児童発達支援センターが管内・圏域に未設置の場合、複数選択)



(注1)「その他」として、「圏域で設置したいが整備が進んでいない」や「設置に向けた協議が進んでいなかった」といった回答があった。

図表 2-27 児童発達支援センターが未設置の理由
(児童発達支援センターが管内・圏域に未設置の場合、複数選択、自治体の種類別)

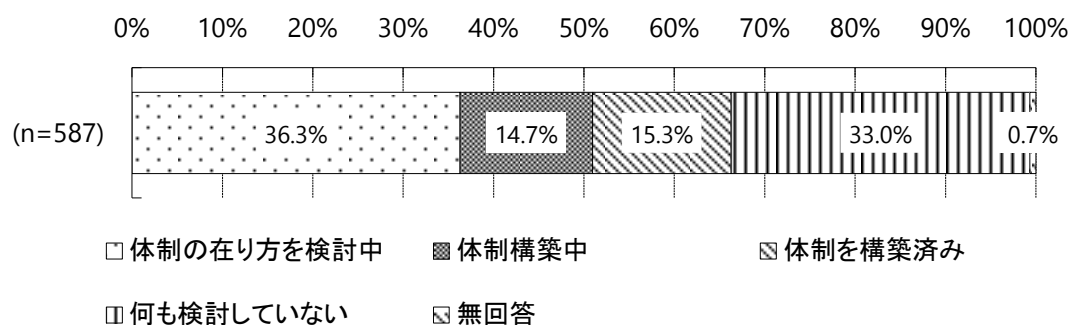


(注1)「指定都市・中核市・特別区」は n=0 のため割愛。

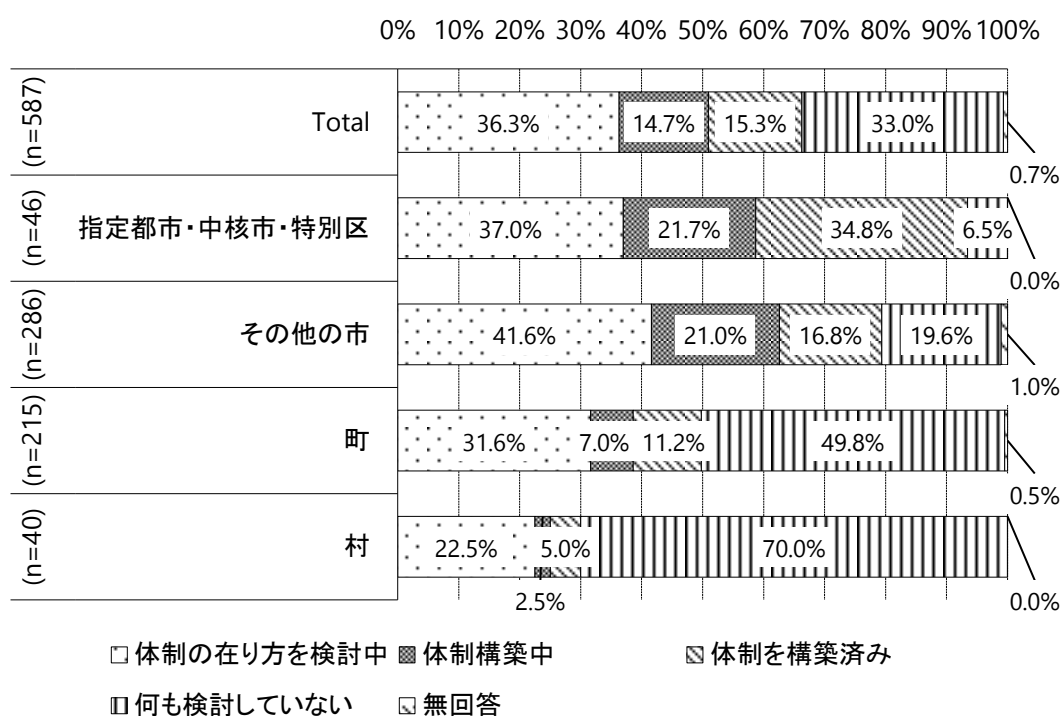
④ 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況

「体制の在り方を検討中」の割合が最も高く 36.3%である。次いで、「何も検討していない（33.0%）」、「体制を構築済み（15.3%）」である。

図表 2-28 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況



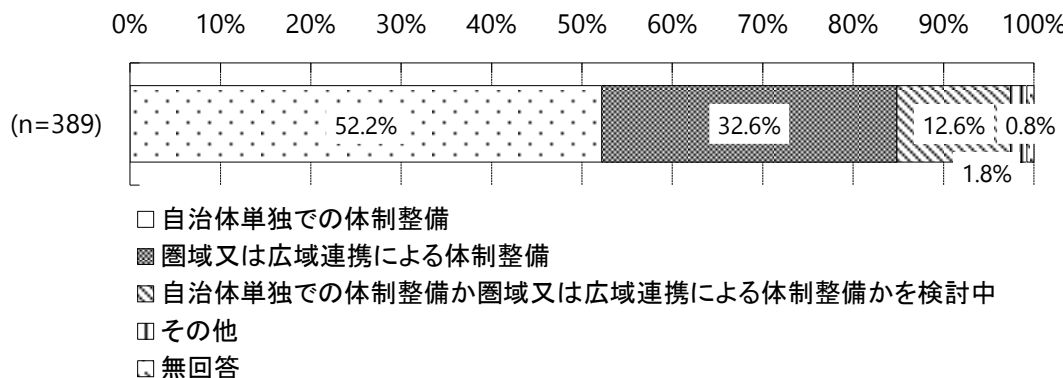
図表 2-29 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況（自治体の種類別）



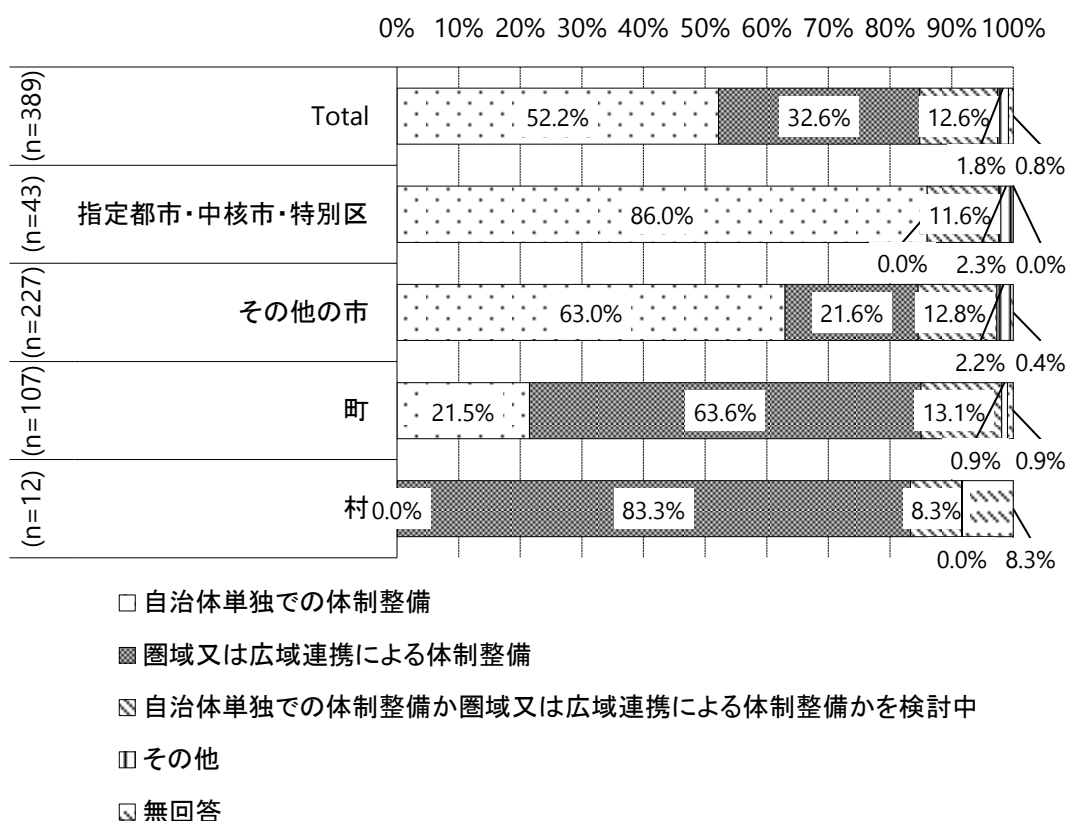
⑤ 障害児支援体制整備の考え方

「自治体単独での体制整備」の割合が最も高く 52.2%である。次いで、「圏域又は広域連携による体制整備（32.6%）」、「自治体単独での体制整備か圏域又は広域連携による体制整備かを検討中（12.6%）」である。

図表 2-30 障害児支援体制整備の考え方（体制の在り方を検討中・構築中・構築済みの場合）

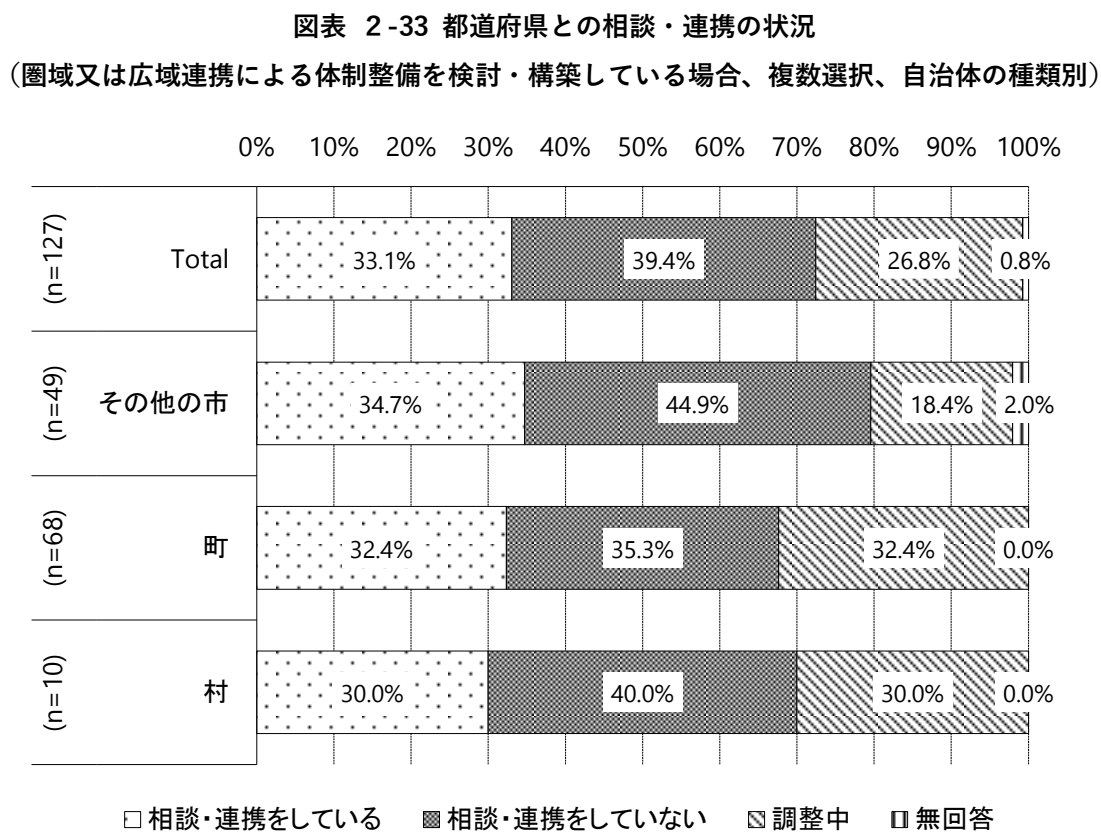
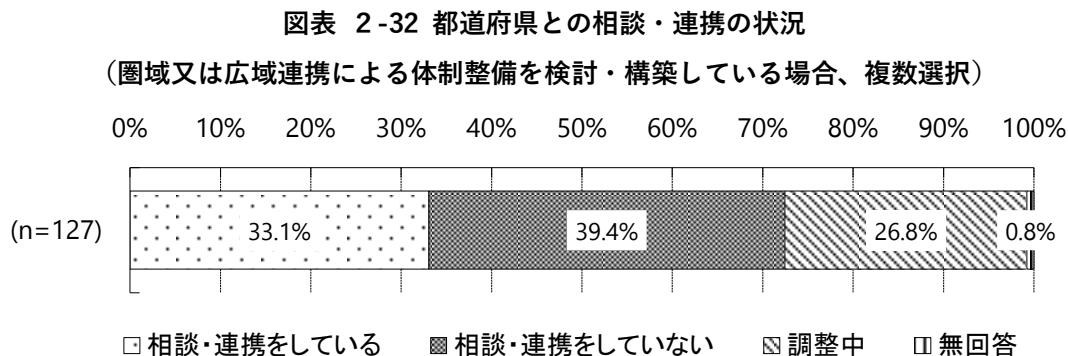


図表 2-31 障害児支援体制整備の考え方（体制の在り方を検討中・構築中・構築済みの場合、自治体の種類別）



⑥ 都道府県との相談・連携の状況（圏域又は広域連携による体制整備を検討・構築している場合）

「相談・連携をしていない」の割合が最も高く 39.4%である。次いで、「相談・連携をしている（33.1%）」、「調整中（26.8%）」である。



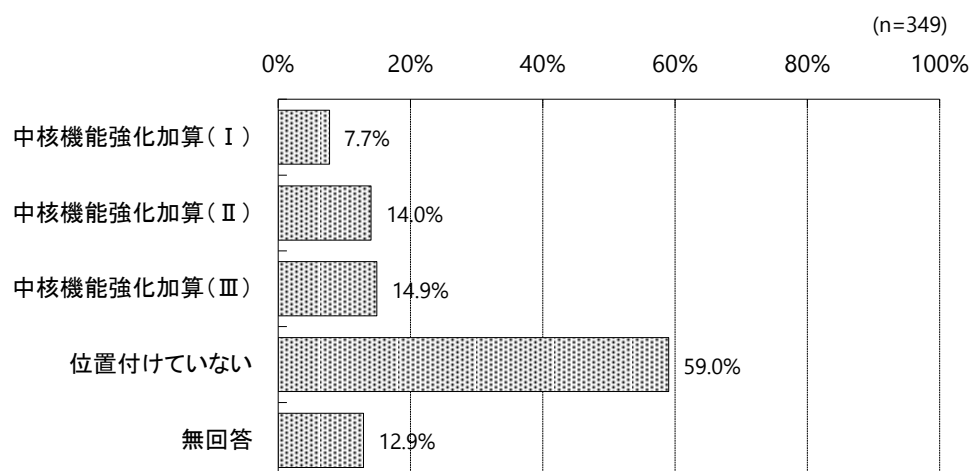
（注 1）「指定都市・中核市・特別区」は n=0 のため割愛。

⑦ 自治体管内又は圏域で設置している児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の算定状況

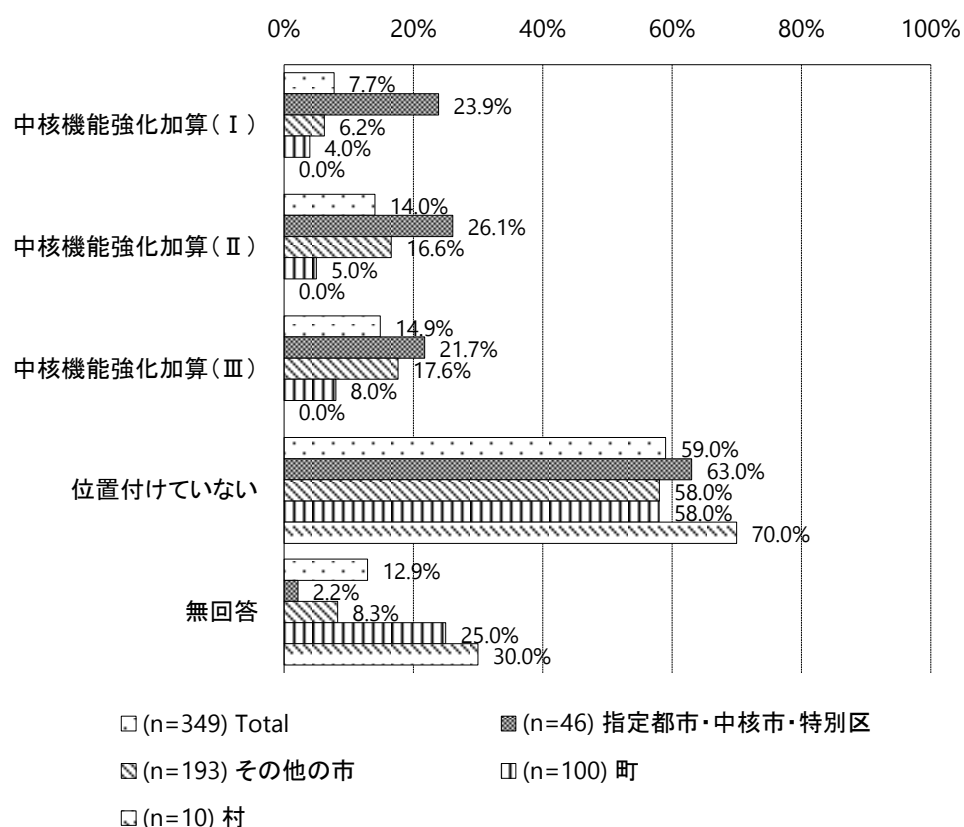
1) 自治体管内又は圏域で設置している児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の算定状況

「位置付けていない」の割合が最も高く 59.0%である。次いで、「中核機能強化加算（Ⅲ）（14.9%）」、「中核機能強化加算（Ⅱ）（14.0%）」である。

図表 2-34 自治体管内又は圏域で設置している児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の算定状況
（管内又は圏域に児童発達支援センターを設置している場合、複数選択）



図表 2-35 自治体管内又は圏域で設置している児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の算定状況
（管内又は圏域に児童発達支援センターを設置している場合、複数選択、自治体の種類別）



2) 自治体内又は圏域において中核機能強化加算を算定している児童発達支援センター数

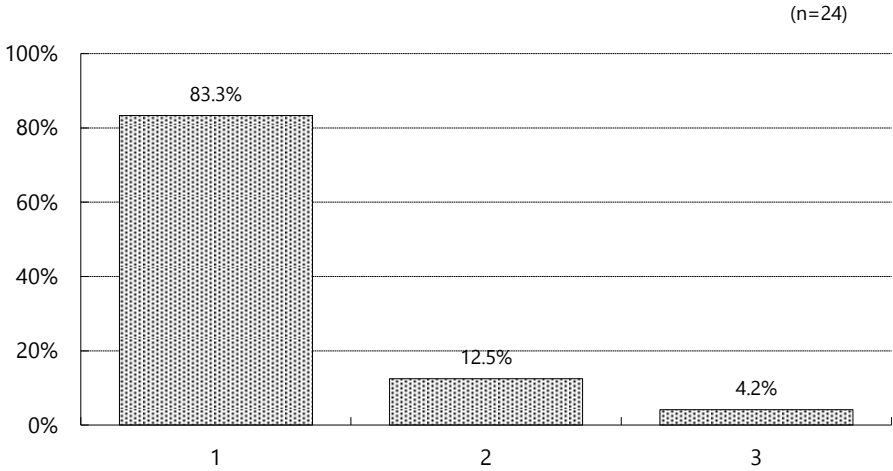
中核機能強化加算（Ⅰ）は、平均値 1.2、最小値 1.0、最大値 3.0、標準偏差 0.5 である。
 中核機能強化加算（Ⅱ）は、平均値 1.2、最小値 1.0、最大値 3.0、標準偏差 0.4 である。
 中核機能強化加算（Ⅲ）は、平均値 1.1、最小値 1.0、最大値 3.0、標準偏差 0.3 である。
 位置付けていない事業所は、平均値 1.4、最小値 1.0、最大値 7.0、標準偏差 1.0 である。

図表 2-36 自治体内又は圏域において中核機能強化加算を算定している児童発達支援センター数
 （中核機能強化加算を算定する児童発達支援センターがある場合、令和 7 年 9 月時点、単位：か所）

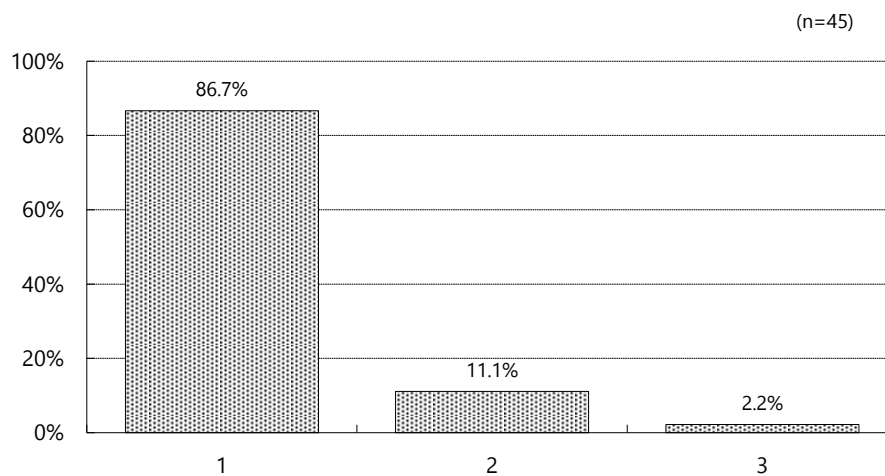
	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
中核機能強化加算（Ⅰ）	24	1.0	3.0	1.2	0.5
中核機能強化加算（Ⅱ）	45	1.0	3.0	1.2	0.4
中核機能強化加算（Ⅲ）	48	1.0	3.0	1.1	0.3
位置付けていない	123	1.0	7.0	1.4	1.0

（注 1）数値の回答があったものを集計対象とした。

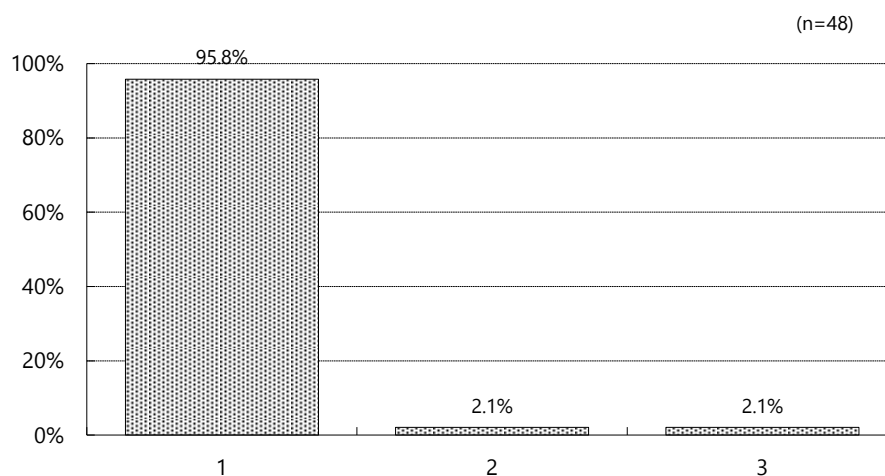
図表 2-37 自治体内又は圏域において中核機能強化加算を算定している児童発達支援センター数の分布
 ：中核機能強化加算（Ⅰ）（令和 7 年 9 月時点）



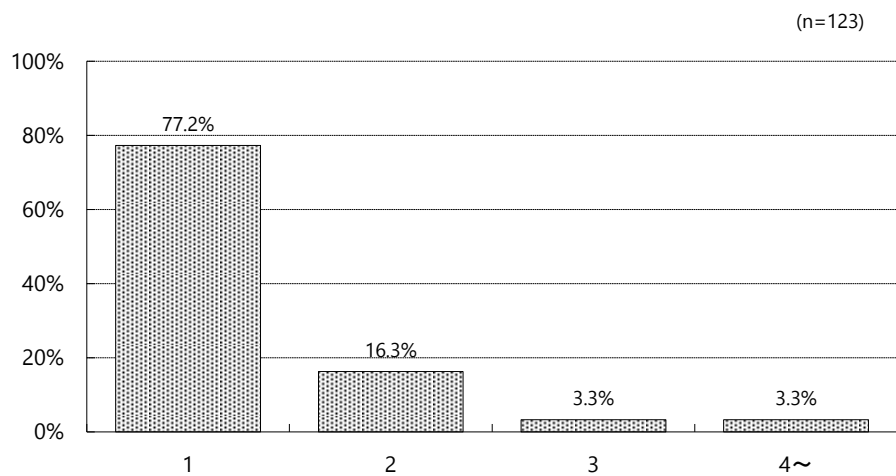
図表 2-38 自治体管内又は圏域において中核機能強化加算を算定している児童発達支援センター数の分布
：中核機能強化加算（Ⅱ）（令和7年9月時点）



図表 2-39 自治体管内又は圏域において中核機能強化加算を算定している児童発達支援センター数の分布
：中核機能強化加算（Ⅲ）（令和7年9月時点）



図表 2-40 自治体管内又は圏域において中核機能強化加算を算定している児童発達支援センター数の分布
：位置付けていない（令和7年9月時点）

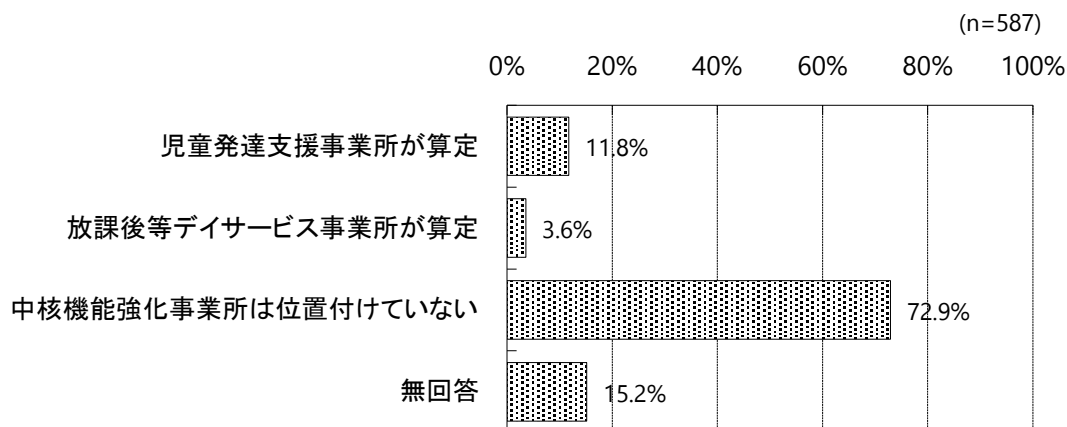


⑧ 自治体管内又は圏域で設置している事業所における中核機能強化事業所加算の算定状況

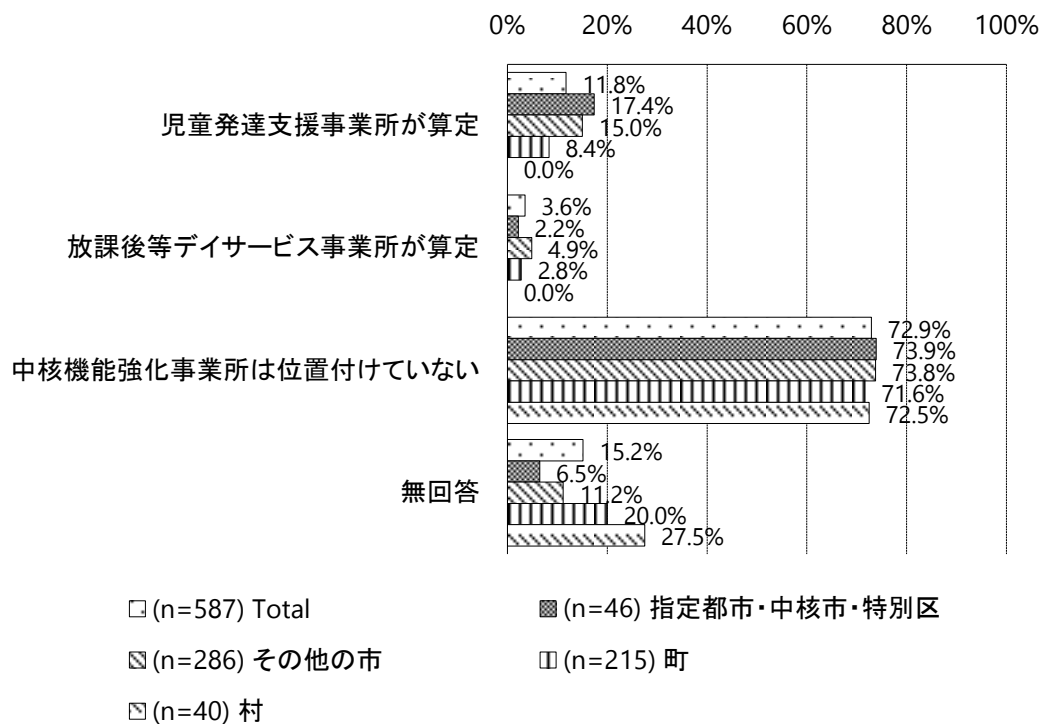
1) 自治体管内又は圏域で設置している事業所における中核機能強化事業所加算の算定状況

「中核機能強化事業所は位置付けていない」の割合が最も高く 72.9%である。次いで、「児童発達支援事業所が算定（11.8%）」、「放課後等デイサービス事業所が算定（3.6%）」である。

図表 2-41 自治体管内又は圏域の事業所における中核機能強化事業所加算の算定状況
(複数選択)



図表 2-42 自治体管内又は圏域の事業所における中核機能強化事業所加算の算定状況
(複数選択、自治体の種類別)



2) 自治体管内又は圏域における中核機能強化事業所加算の算定事業所数

児童発達支援は、平均値 1.1、最小値 1.0、最大値 3.0、標準偏差 0.3 である。
放課後等デイサービスは、平均値 1.0、最小値 1.0、最大値 1.0、標準偏差 0.0 である。

図表 2-43 自治体管内又は圏域における中核機能強化事業所加算の算定事業所数
(令和 7 年 9 月時点、単位：か所)

	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
児童発達支援	66	1.0	3.0	1.1	0.3
放課後等デイサービス	18	1.0	1.0	1.0	0.0

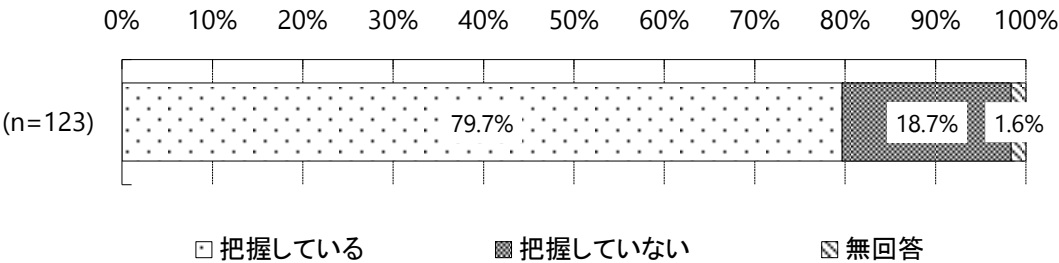
(注 1) 数値の回答があったものを集計対象とした。

⑨ 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所における具体的な取組の把握状況

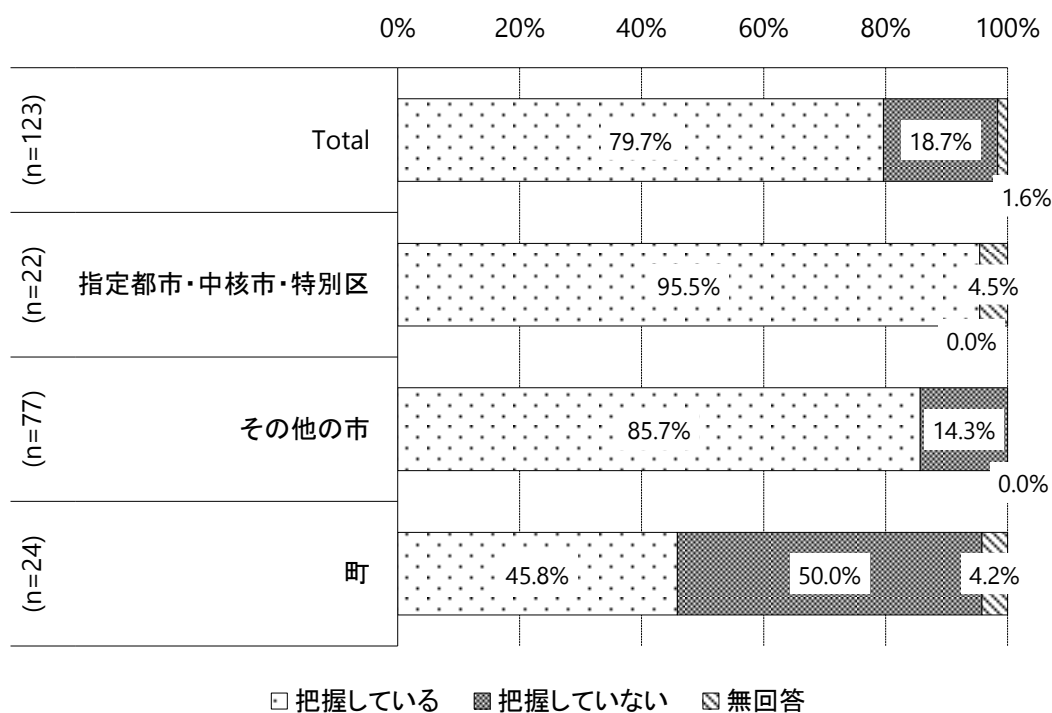
1) 具体的な取組の把握の状況

「把握している」の割合が 79.7%、「把握していない」の割合が 18.7%である。

図表 2-44 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所における具体的な取組の把握状況 (中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所がある場合、単数選択)



図表 2-45 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所における
具体的な取組の把握状況（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定する
センター・事業所がある場合、単数選択、自治体の種類別）

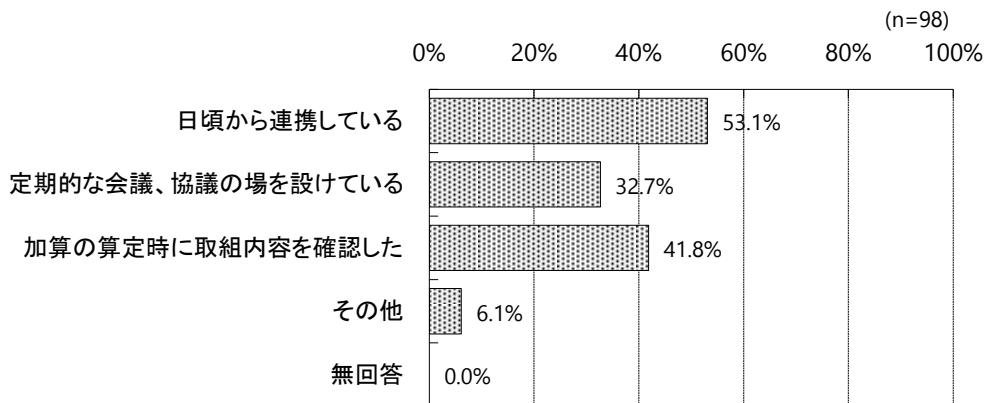


(注1)「村」は n=0 のため割愛。

2) 具体的な取組の把握方法

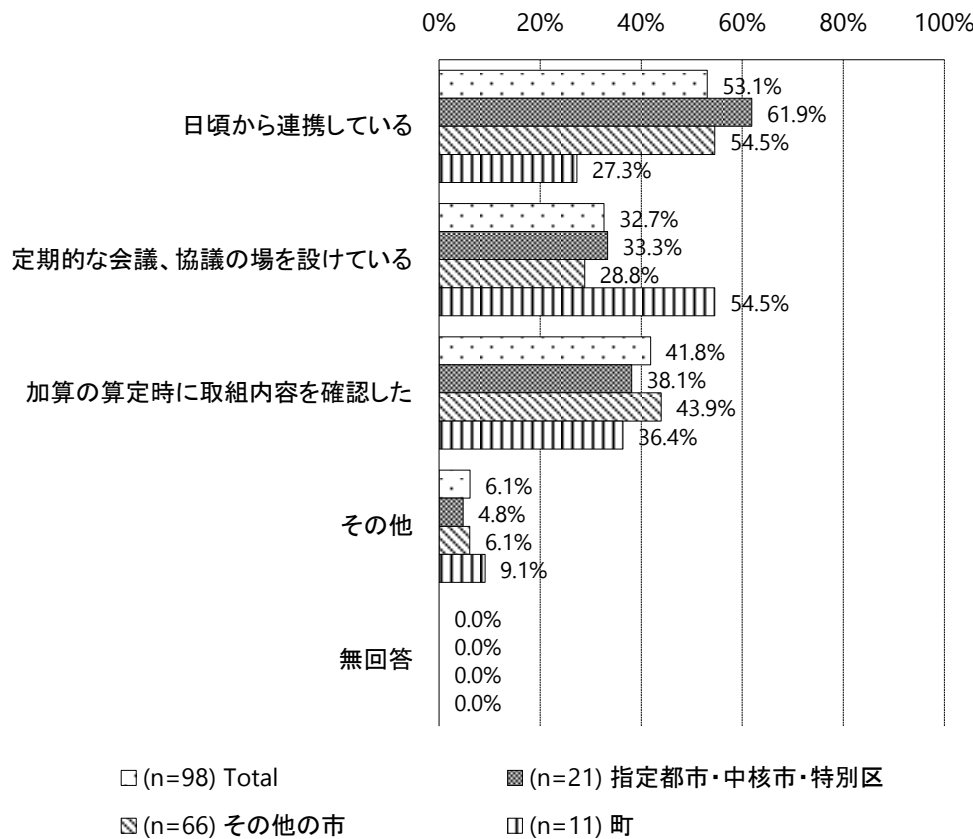
「日頃から連携している」の割合が最も高く 53.1%である。次いで、「加算の算定時に取組内容を確認した(41.8%)」、「定期的な会議、協議の場を設けている(32.7%)」である。

図表 2-46 具体的な取組の把握方法（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所における具体的な取組を把握している場合、複数選択）



(注1)「その他」として、「取組状況の公表にあたって確認」といった回答があった。

図表 2-47 具体的な取組の把握方法（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所における具体的な取組を把握している場合、複数選択、自治体の種類別）

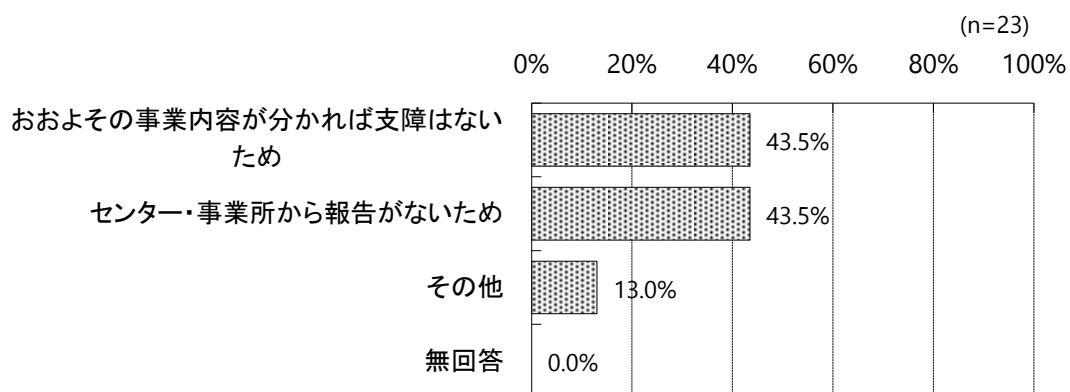


(注1)「村」は n=0 のため割愛。

3) 具体的な取組を把握していない理由

「おおよその事業内容が分かれば支障はないため」、「センター・事業所から報告がないため」の割合が高く、それぞれ43.5%である。次いで、「その他（13.0%）」である。

図表 2-48 具体的な取組を把握していない理由（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定する
センター・事業所における具体的な取組を把握していない場合、複数選択）

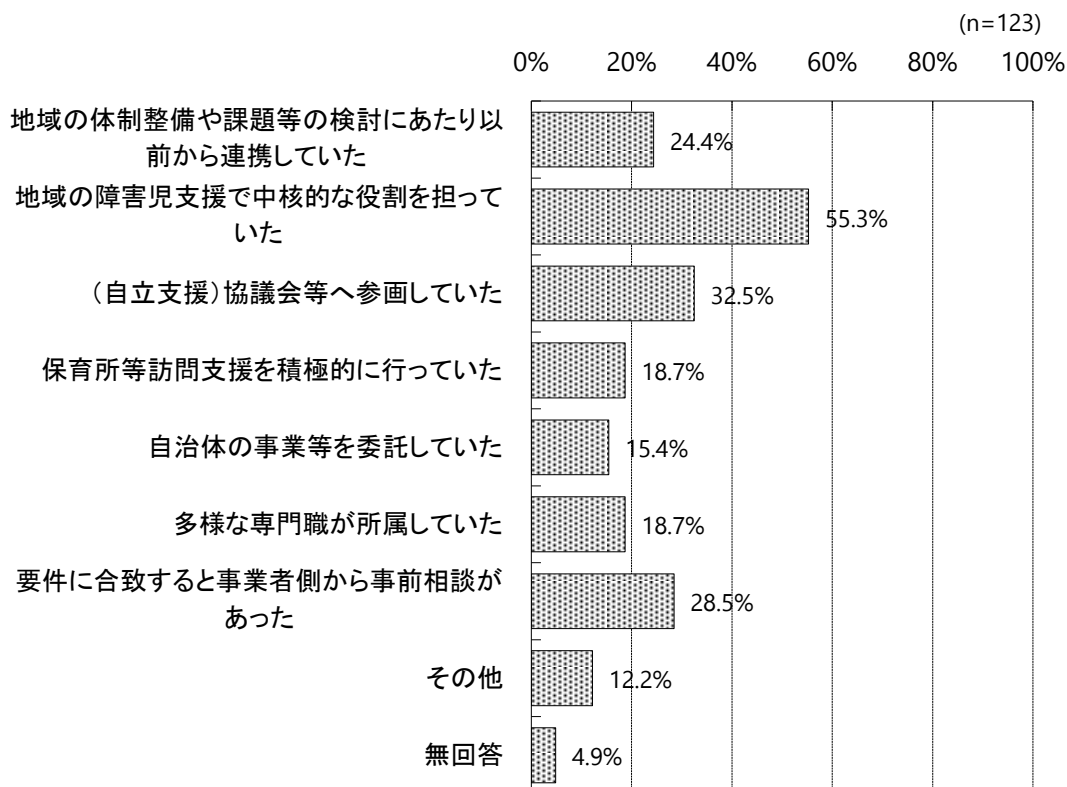


（注1）「その他」として、「圏域内の事業所であり、事業所の所在する町が把握しているため」といった回答があった。

⑩ 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を中核的な機関として位置付けた理由

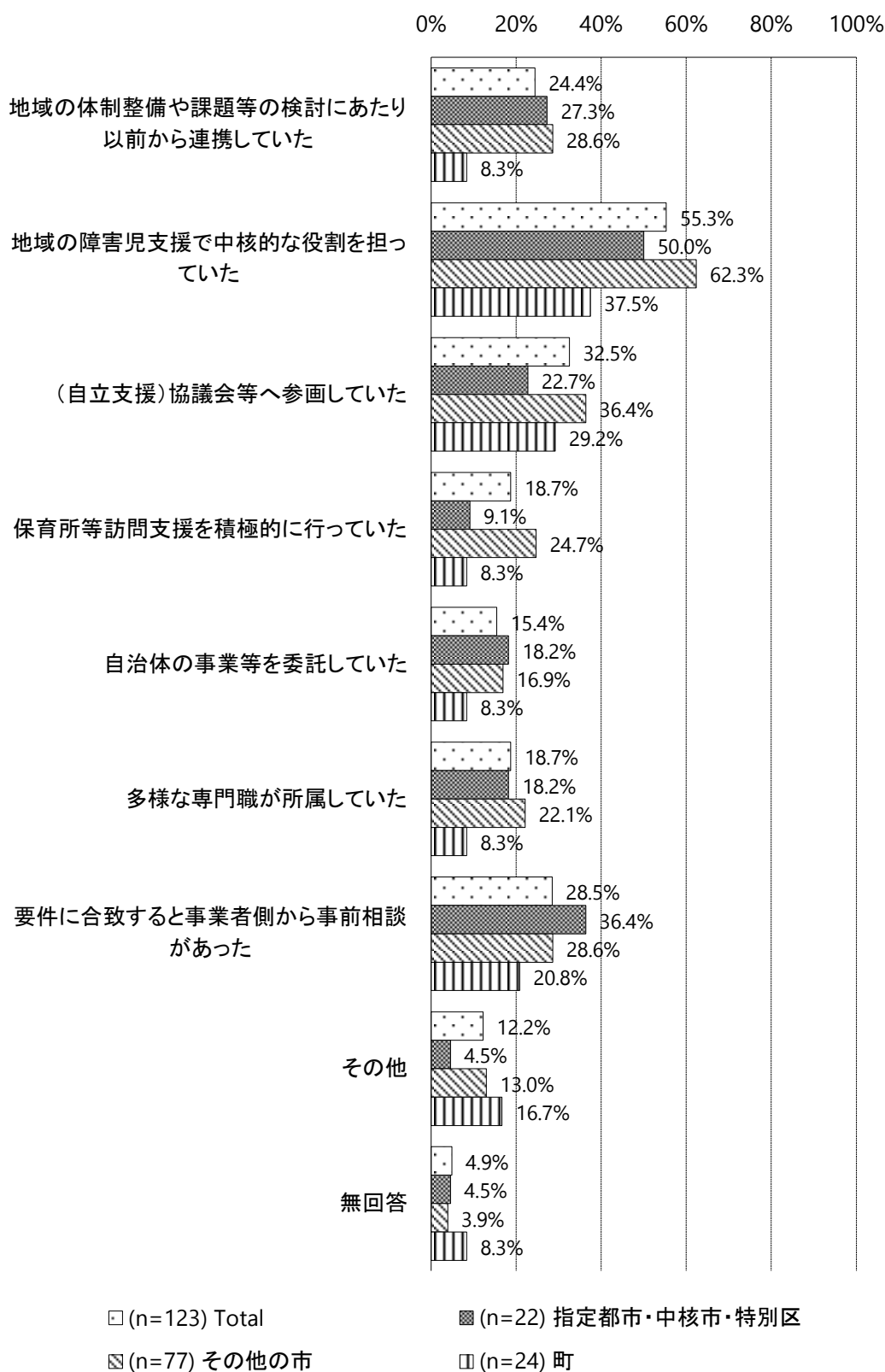
「地域の障害児支援で中核的な役割を担っていた」の割合が最も高く55.3%である。次いで、「（自立支援）協議会等へ参画していた（32.5%）」、「要件に合致すると事業者側から事前相談があった（28.5%）」である。

図表 2-49 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を中核的な機関として位置付けた理由（該当するセンター・事業所がある場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「重症心身障害児の支援スキルの蓄積があるため」や「圏域の中核的な機関として新規で立ち上げた」といった回答があった。

図表 2-50 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を
中核的な機関として位置付けた理由（該当するセンター・事業所がある場合、複数選択、自治体の種類別）

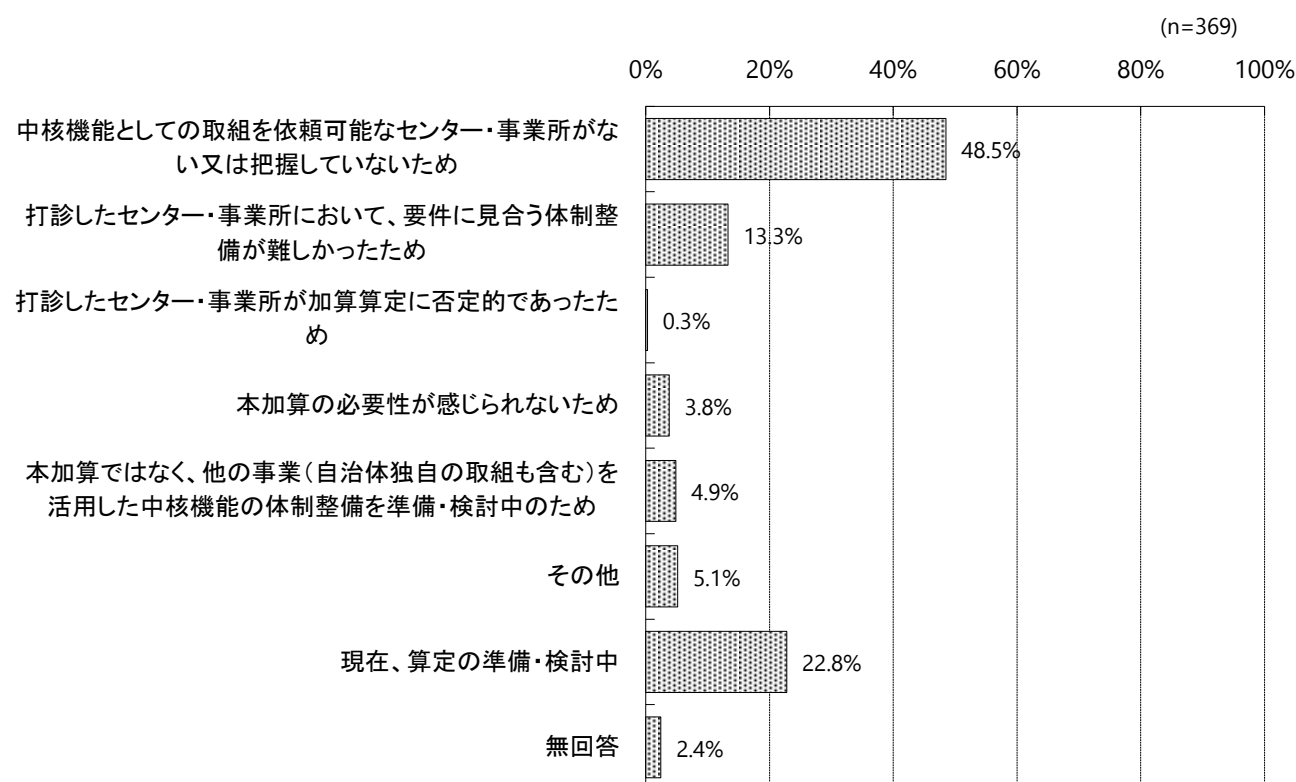


(注1)「村」はn=0のため割愛。

⑪ 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を位置付けていない理由

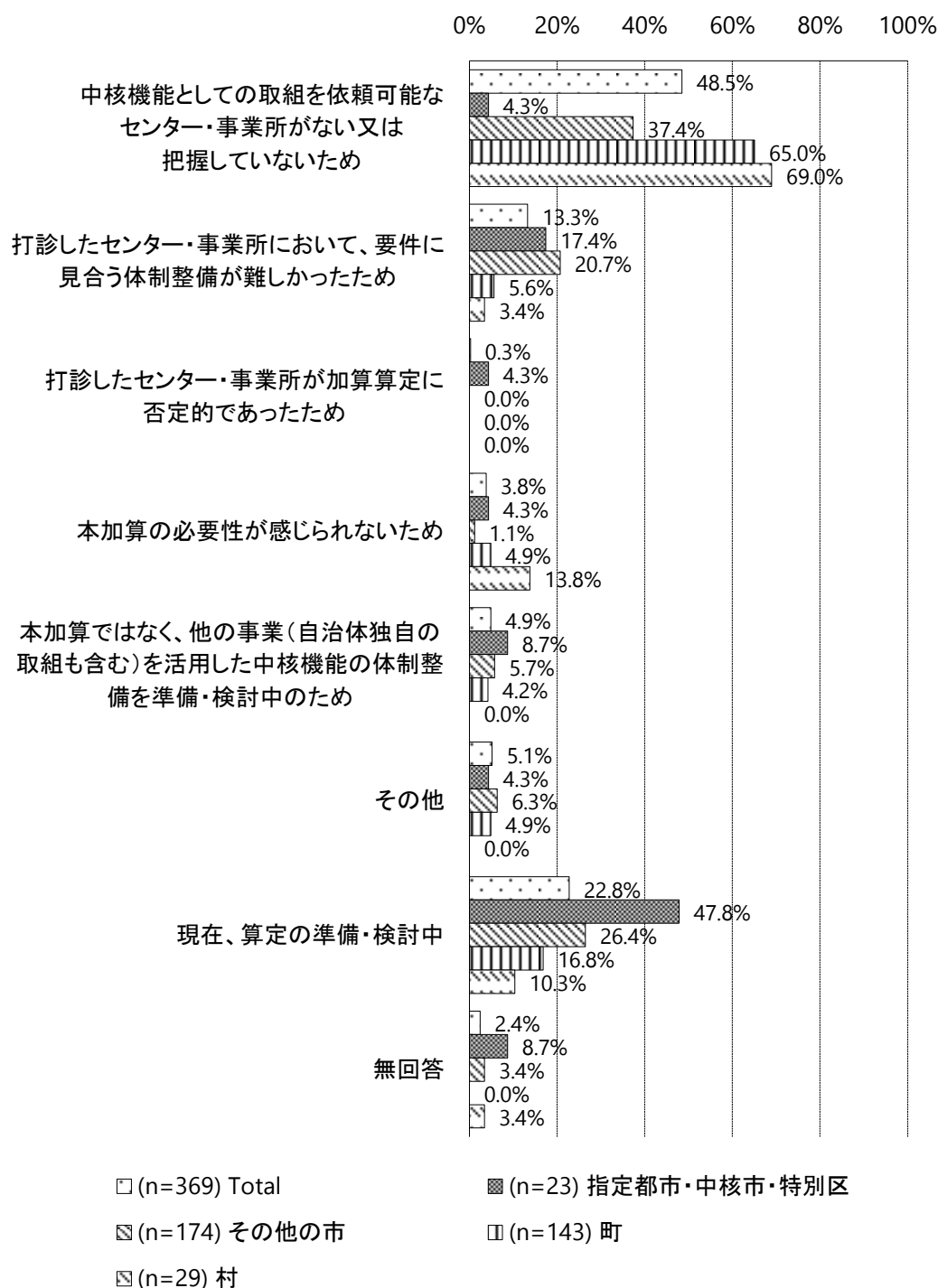
「中核機能としての取組を依頼可能なセンター・事業所がない又は把握していないため」の割合が最も高く 48.5%である。次いで、「現在、算定の準備・検討中（22.8%）」、「打診したセンター・事業所において、要件に見合う体制整備が難しかったため（13.3%）」である。

図表 2-51 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を位置付けていない理由（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所がない場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「既存のセンター（民設民営）への位置づけを検討していたが、面的整備の全体像が整理できていないため、センターや事業所の役割も明確にできず、着手に至っていない状況。」といった回答があった。

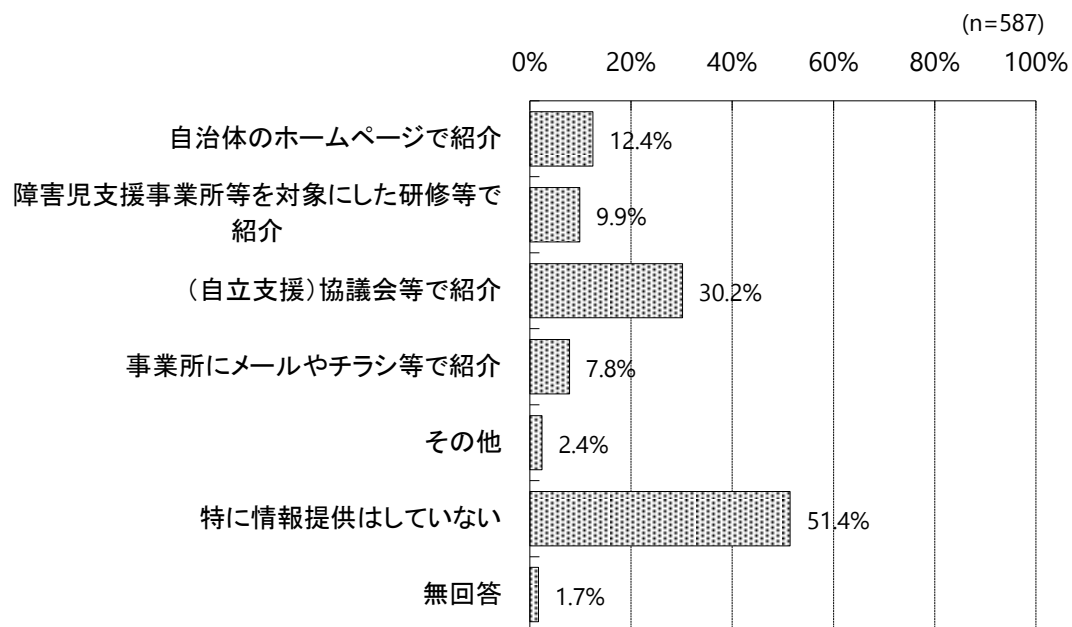
図表 2-52 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を位置付けていない理由（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所がない場合、複数選択、自治体の種類別）



⑫ 障害児支援体制整備の状況について、障害児支援事業所への情報提供の状況

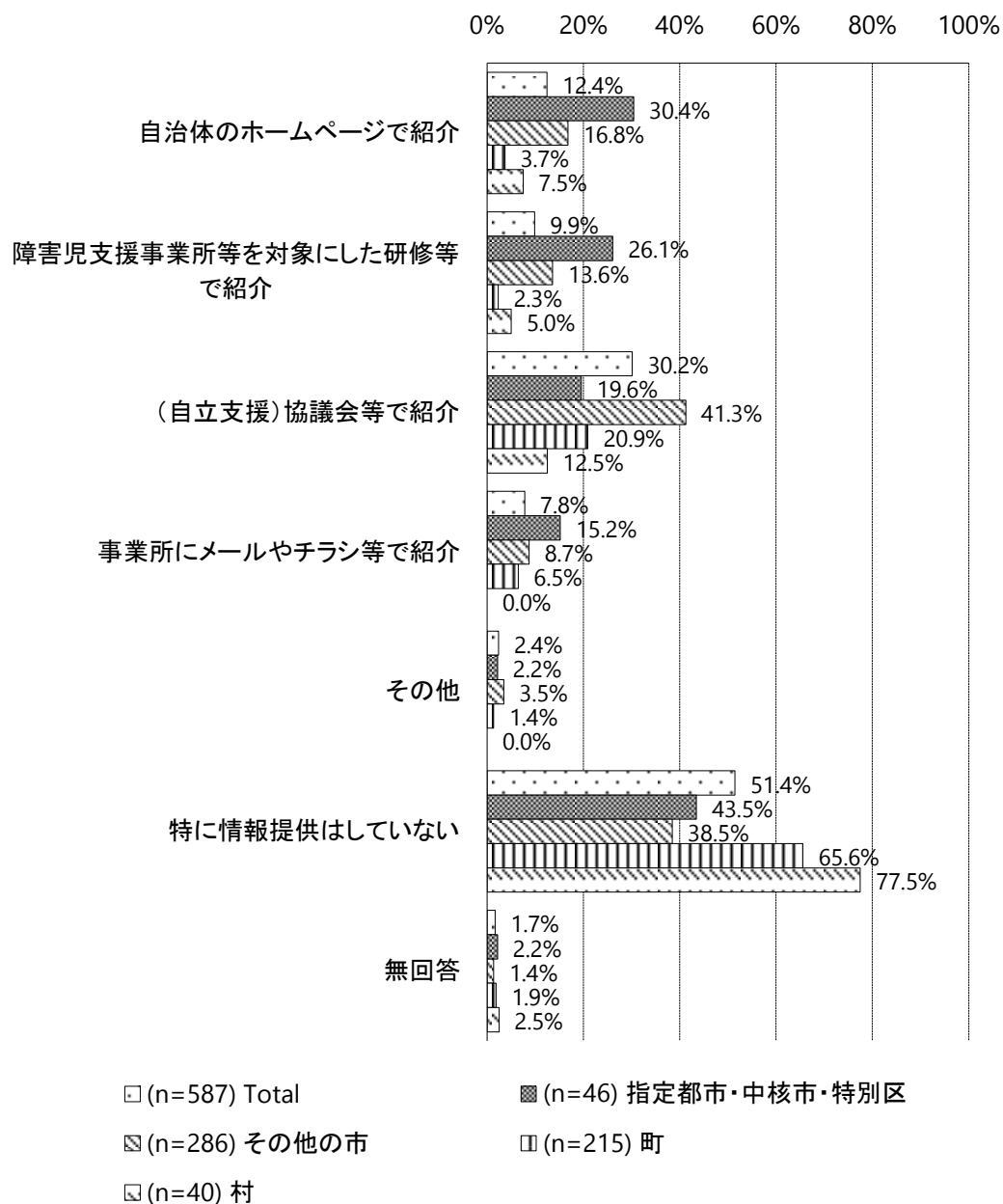
「特に情報提供はしていない」の割合が最も高く 51.4%である。次いで、「（自立支援）協議会等で紹介（30.2%）」、「自治体のホームページで紹介（12.4%）」である。

図表 2-53 障害児支援体制整備の状況について、障害児支援事業所への情報提供の状況（複数選択）

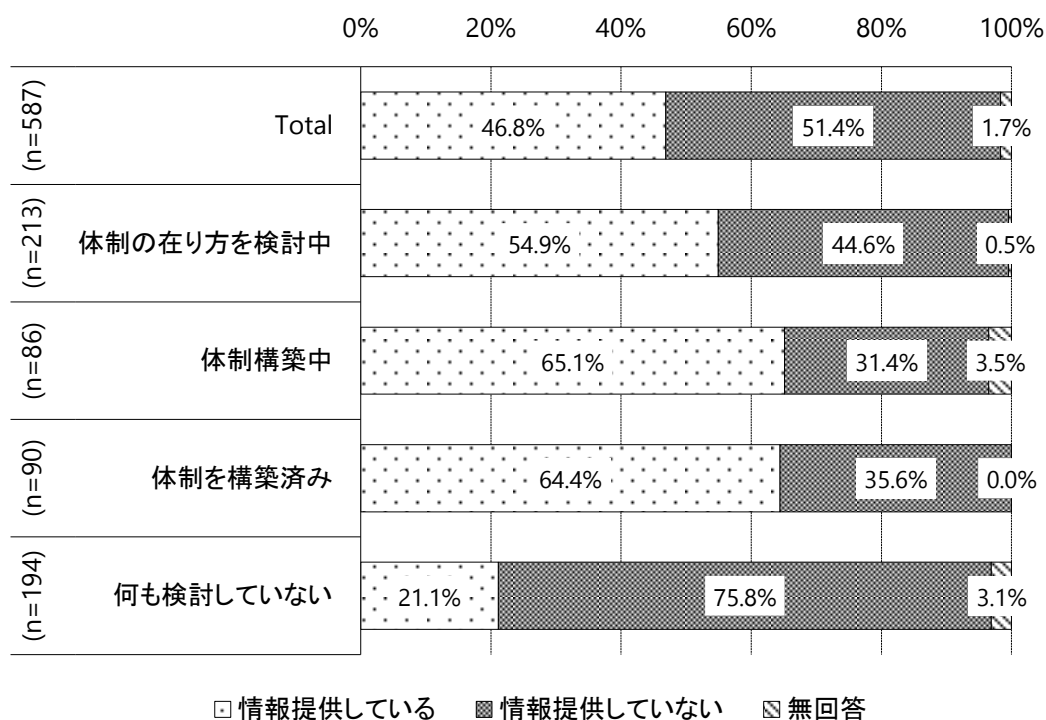


(注1)「その他」として、「障害児福祉計画に掲載」「ハンドブックを作成」といった回答があった。

図表 2-54 障害児支援体制整備の状況について、障害児支援事業所への情報提供の状況
(複数選択、自治体の種類別)



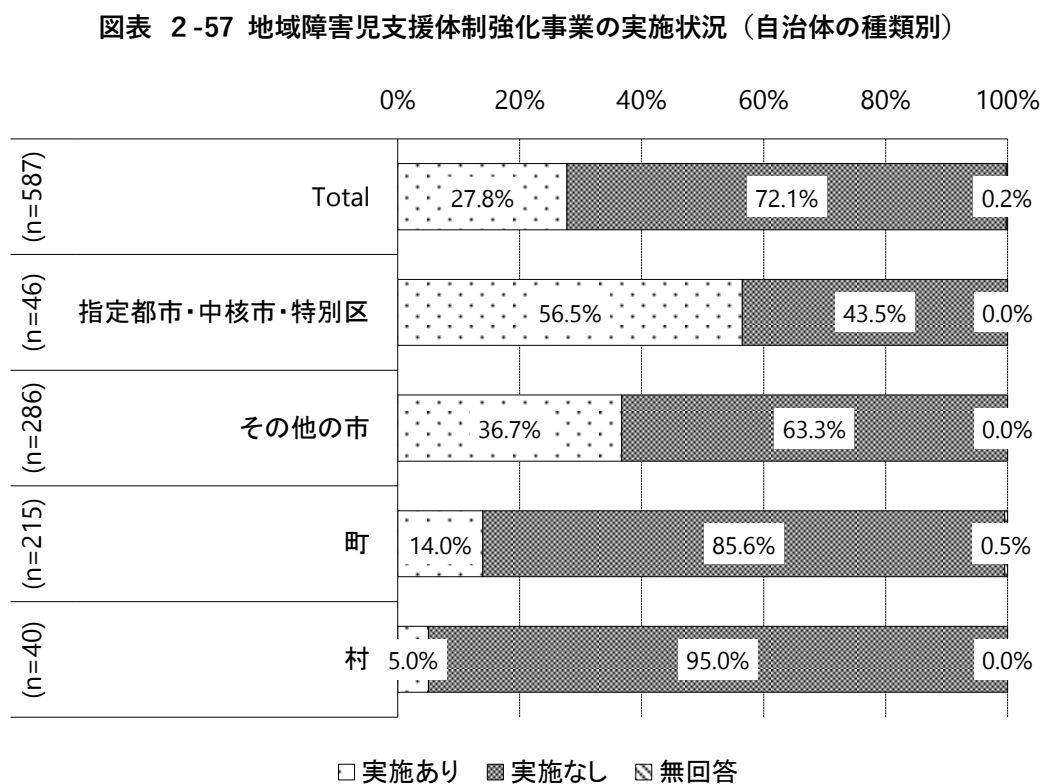
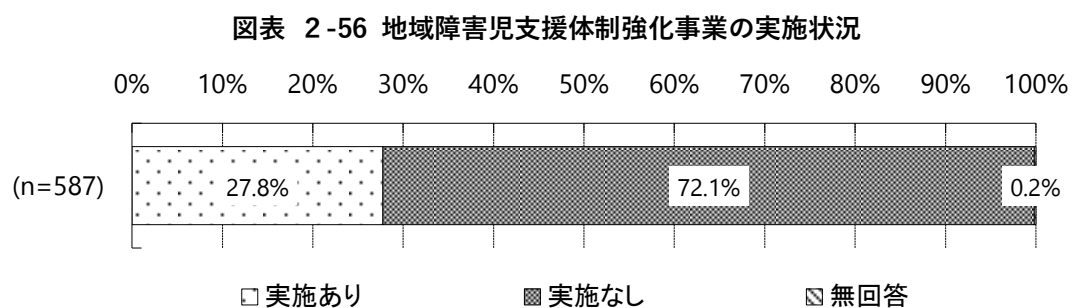
図表 2-55 障害児支援体制整備の状況について、障害児支援事業所への情報提供の状況
(複数選択、児童発達支援センターを中核とした体制整備の状況別)



(3) 地域障害児支援体制強化事業の活用状況（令和7年9月時点）

① 地域障害児支援体制強化事業の実施状況

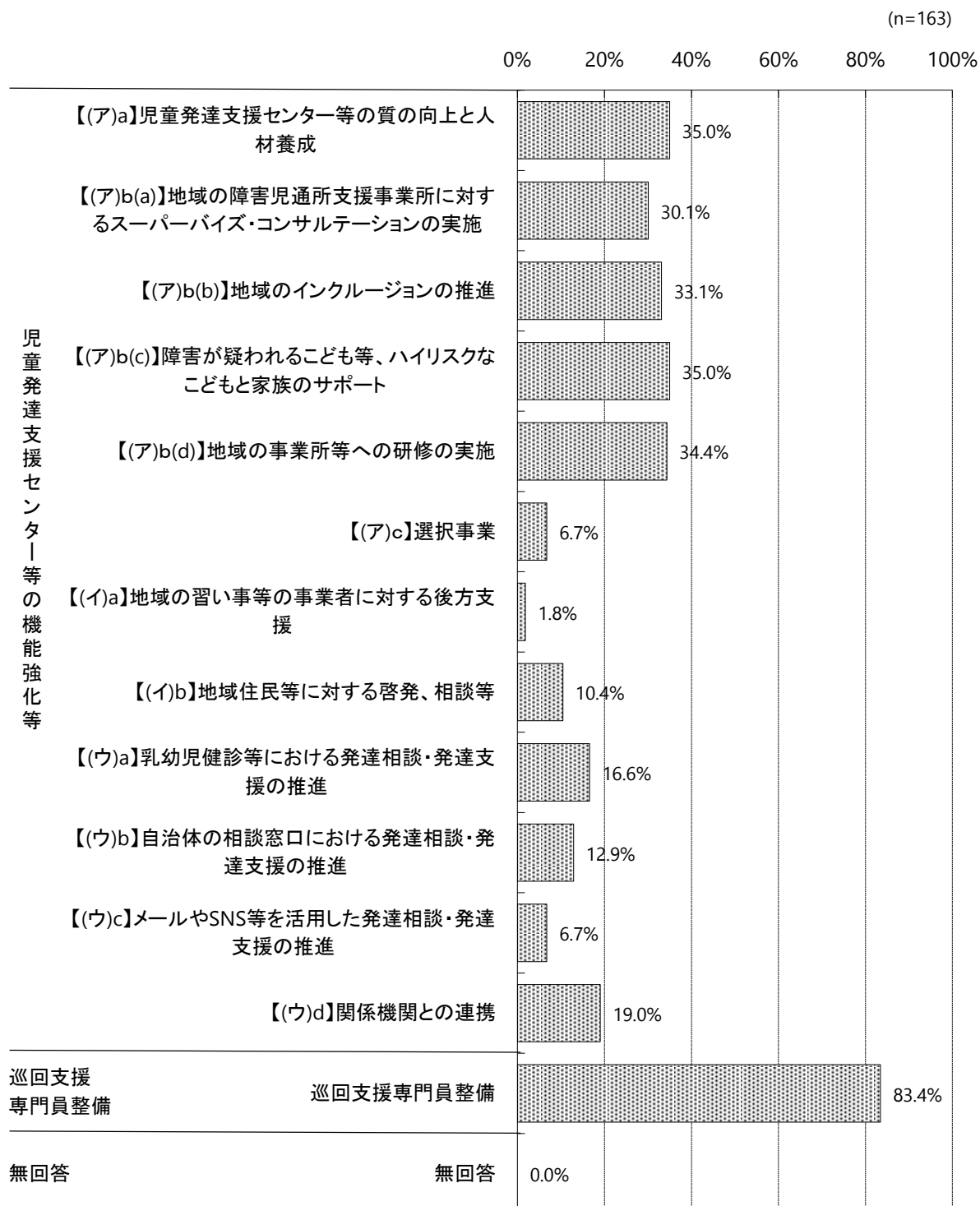
「実施あり」の割合が27.8%、「実施なし」の割合が72.1%、である。



② 実施している地域障害児支援体制強化事業

「巡回支援専門員整備」の割合が最も高く 83.4%である。次いで、「【(ア)a】児童発達支援センター等の質の向上と人材養成（35.0%）」、「【(ア)b(c)】障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート（35.0%）」、「【(ア)b(d)】地域の事業所等への研修の実施（34.4%）」である。

図表 2-58 実施している地域障害児支援体制強化事業
(地域障害児支援体制強化事業を実施している場合、複数選択)



図表 2-59 実施している地域障害児支援体制強化事業
(地域障害児支援体制強化事業を実施している場合、複数選択、自治体の種類別)

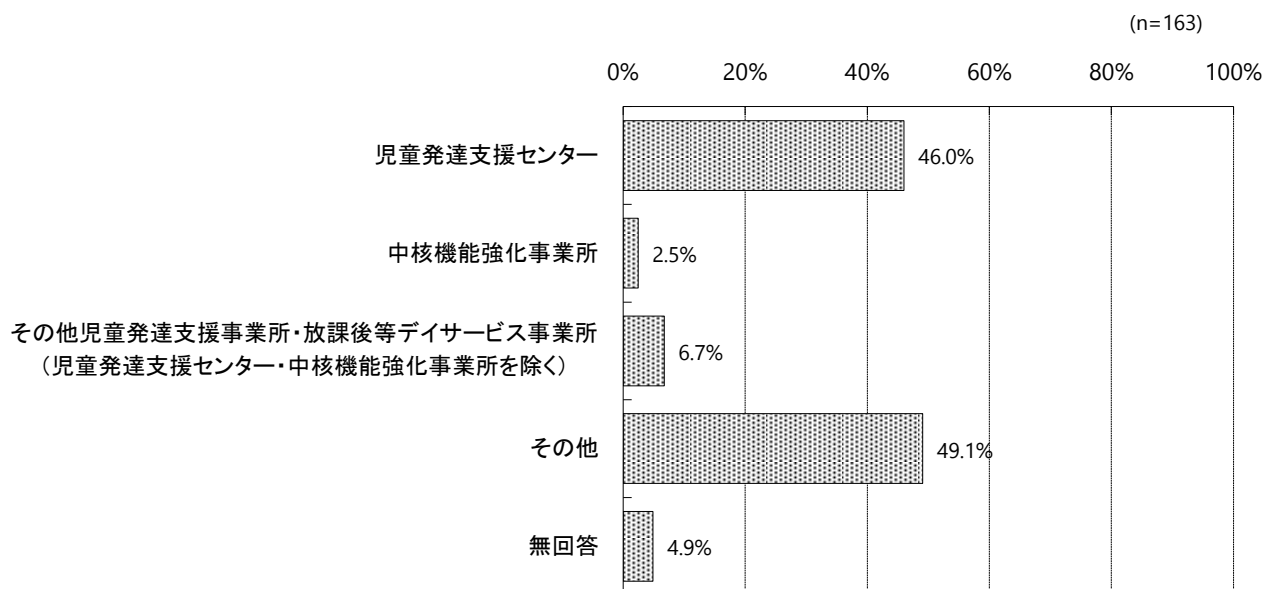
			児童発達支援センター等の機能強化等													巡回支援専門員整備	無回答
			【(ア) a】児童発達支援センター等の質の向上と人材養成	【(ア) b (a)】地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施	【(ア) b (b)】地域のインクルージョンの推進	【(ア) b (c)】障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート	【(ア) b (d)】地域の事業所等への研修の実施	【(ア) c】選択事業	【(イ) a】地域の習い事等の事業者に対する後方支援	【(イ) b】地域住民等に対する啓発、相談等	【(ウ) a】乳幼児健診等における発達相談・発達支援の推進	【(ウ) b】自治体の相談窓口における発達相談・発達支援の推進	【(ウ) c】メールやSNS等を活用した発達相談・発達支援の推進	【(ウ) d】関係機関との連携	巡回支援専門員整備	無回答	
自治体の種類	(n=163)	Total	35.0%	30.1%	33.1%	35.0%	34.4%	6.7%	1.8%	10.4%	16.6%	12.9%	6.7%	19.0%	83.4%	0.0%	
	(n=26)	指定都市・中核市・特別区	57.7%	57.7%	57.7%	61.5%	61.5%	11.5%	3.8%	11.5%	19.2%	3.8%	3.8%	15.4%	76.9%	0.0%	
	(n=105)	その他の市	36.2%	30.5%	34.3%	34.3%	34.3%	7.6%	1.9%	11.4%	18.1%	16.2%	8.6%	21.0%	82.9%	0.0%	
	(n=30)	町	10.0%	3.3%	6.7%	13.3%	10.0%	0.0%	0.0%	6.7%	10.0%	10.0%	3.3%	16.7%	90.0%	0.0%	

(注1)「村」はn=2のため割愛。

③ 実施事業の委託先

「その他」の割合が最も高く 49.1%である。次いで、「児童発達支援センター（46.0%）」、「その他児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く）（6.7%）」である。

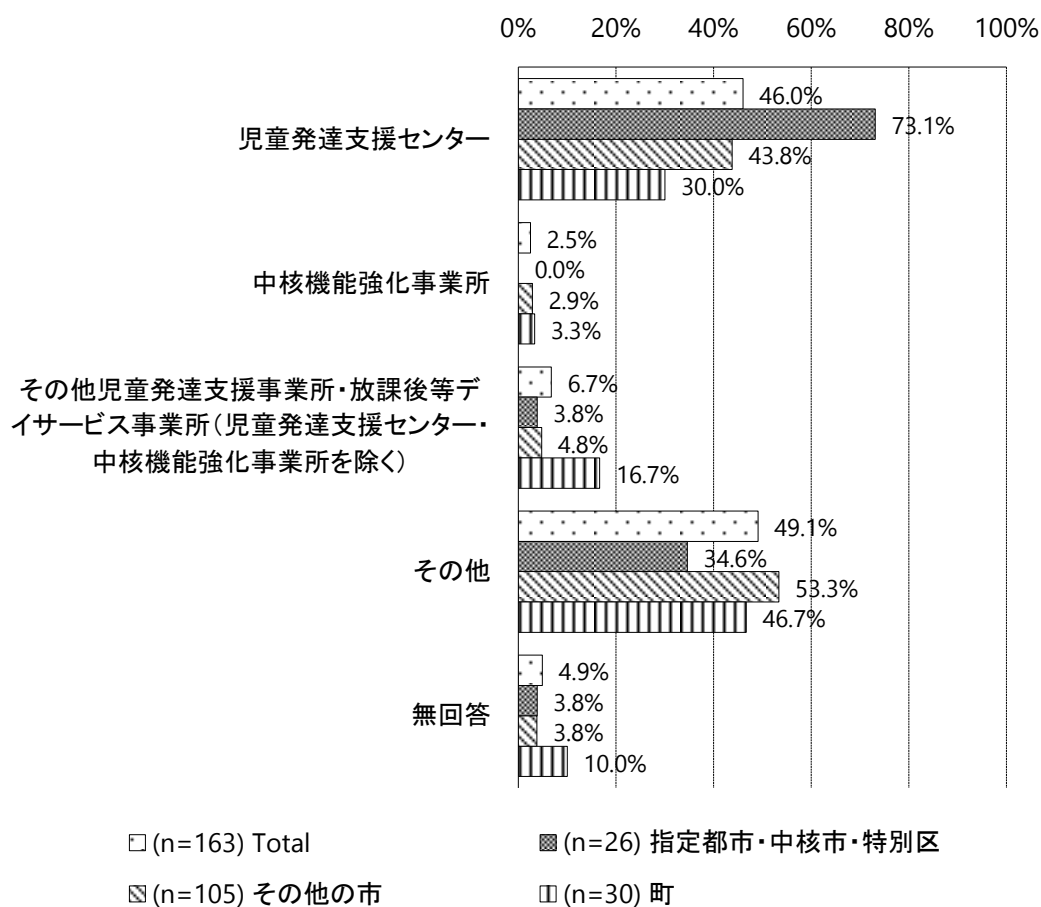
図表 2-60 実施事業の委託先（地域障害児支援体制強化事業を実施している場合、複数選択）



(注1)「その他」として、市区町村が直営で実施しているという回答が多数であったほか、「社会福祉法人」「医療機関」といった回答があった。

図表 2-61 実施事業の委託先

(地域障害児支援体制強化事業を実施している場合、複数選択、自治体の種類別)

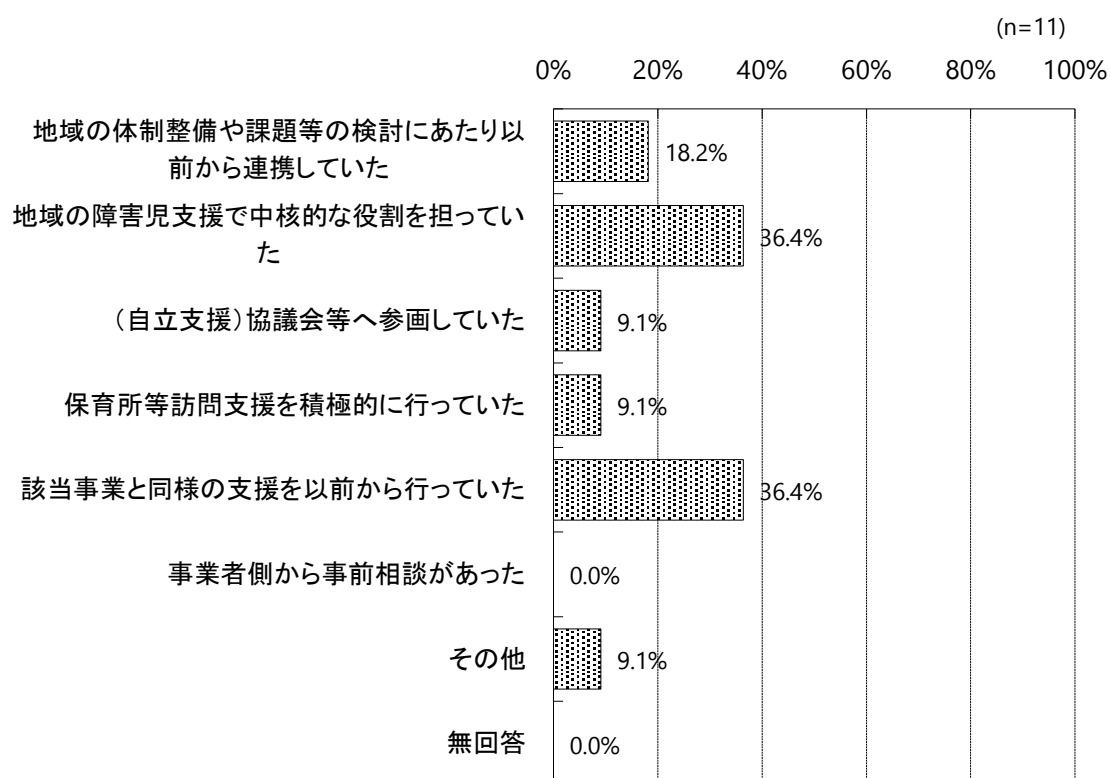


(注1)「村」は n=2 のため割愛。

④ 委託先の選定理由

「地域の障害児支援で中核的な役割を担っていた」、「該当事業と同様の支援を以前から行っていた」の割合が高く、それぞれ 36.4%である。次いで、「地域の体制整備や課題等の検討にあたり以前から連携していた（18.2%）」、「（自立支援）協議会等へ参画していた（9.1%）」、「保育所等訪問支援を積極的に行っていた（9.1%）」、「その他（9.1%）」である。

図表 2-62 委託先の選定理由（児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所に委託している場合、複数選択）

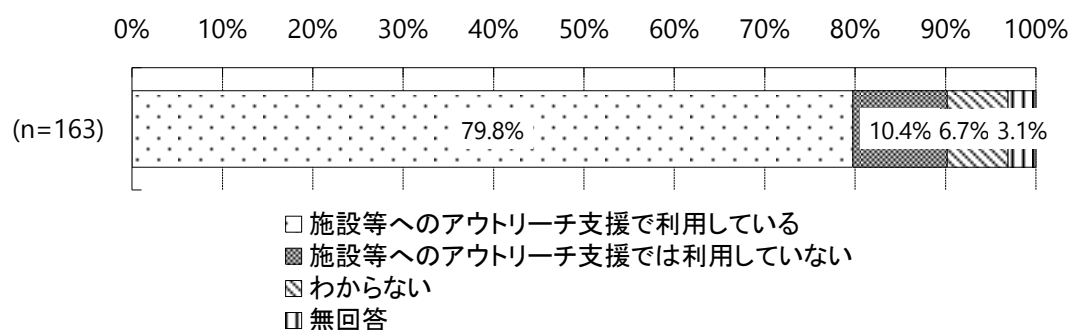


⑤ 障害児が所属する施設へのアウトリーチ支援における地域障害児支援体制強化事業の活用状況

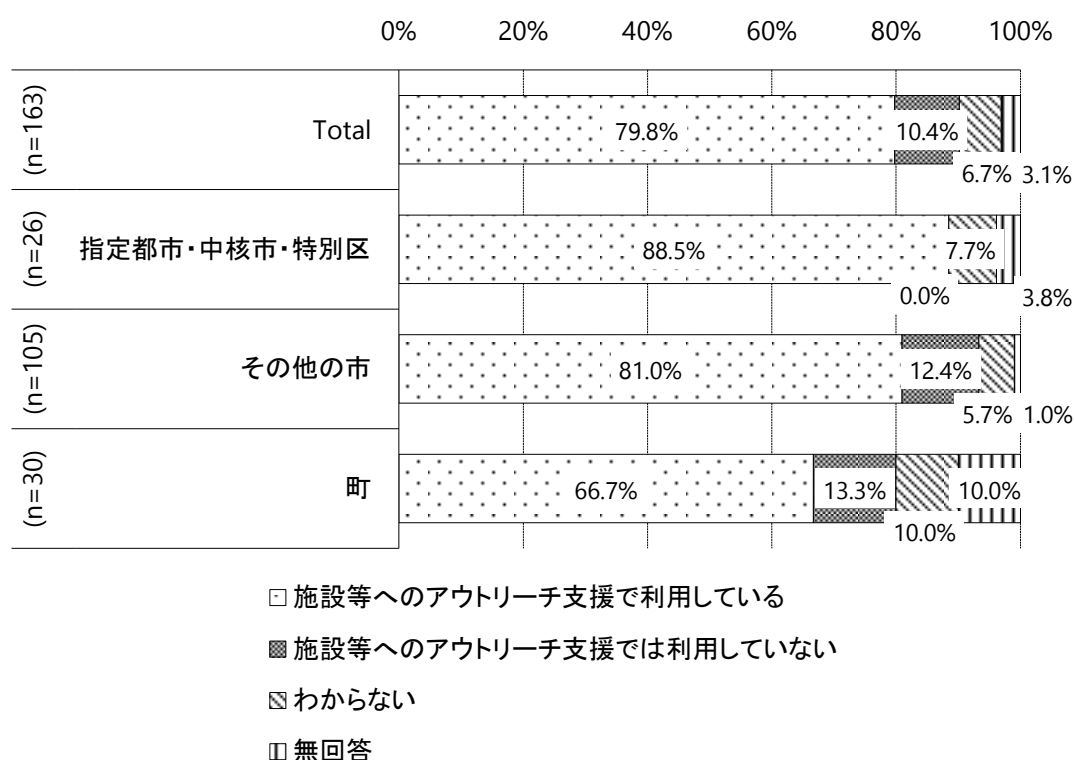
1) 地域障害児支援体制強化事業の活用状況

「施設等へのアウトリーチ支援で利用している」の割合が最も高く 79.8%である。次いで、「施設等へのアウトリーチ支援では利用していない（10.4%）」、「わからない（6.7%）」である。

図表 2-63 障害児が所属する施設へのアウトリーチ支援における地域障害児支援体制強化事業の活用状況
(地域障害児支援体制強化事業を実施している場合)



図表 2-64 障害児が所属する施設へのアウトリーチ支援における地域障害児支援体制強化事業の活用状況
(地域障害児支援体制強化事業を実施している場合、自治体の種類別)

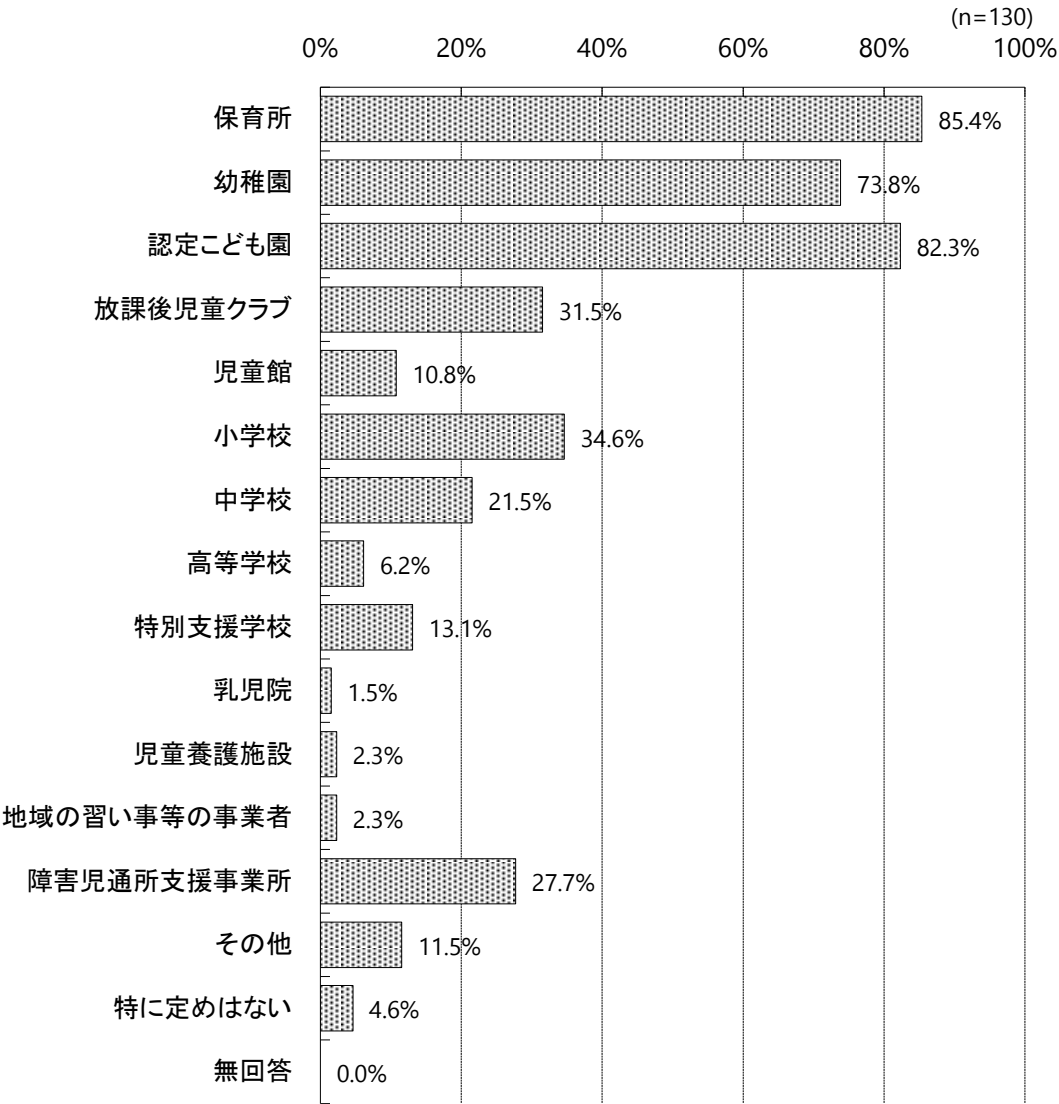


(注1)「村」は n=2 のため割愛。

2) 地域障害児支援体制強化事業を活用した、施設へのアウトリーチ支援の支援対象

「保育所」の割合が最も高く 85.4%である。次いで、「認定こども園（82.3%）」、「幼稚園（73.8%）」である。

図表 2-65 地域障害児支援体制強化事業を活用した、施設へのアウトリーチ支援の支援対象
(地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、複数選択)



(注1)「その他」として、「子育て支援センター」や「子とその保護者が集まる場」といった回答があった。

図表 2-66 地域障害児支援体制強化事業を活用した、施設へのアウトリーチ支援の支援対象
(地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、
複数選択、自治体の種類別)

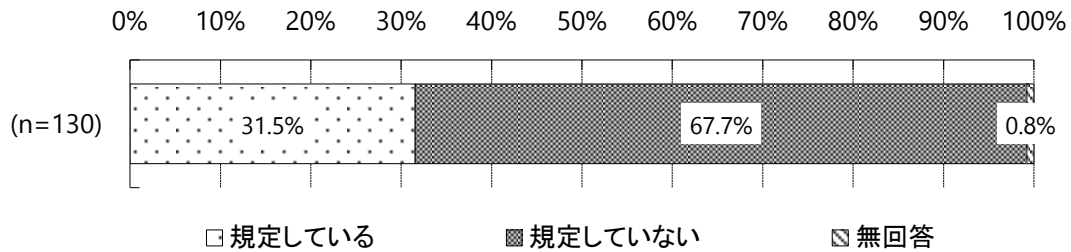
			保育所	幼稚園	認定こども園	放課後児童クラブ	児童館	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	乳児院	児童養護施設	地域の習い事等の事業者	障害児通所支援事業所	その他	特に定めはない	無回答
自治体の種類	(n=130)	Total	85.4%	73.8%	82.3%	31.5%	10.8%	34.6%	21.5%	6.2%	13.1%	1.5%	2.3%	2.3%	27.7%	11.5%	4.6%	0.0%
	(n=23)	指定都市・中核市・特別区	91.3%	91.3%	91.3%	21.7%	13.0%	26.1%	8.7%	4.3%	17.4%	4.3%	4.3%	4.3%	30.4%	8.7%	8.7%	0.0%
	(n=85)	その他の市	85.9%	80.0%	85.9%	34.1%	11.8%	37.6%	24.7%	8.2%	14.1%	1.2%	2.4%	2.4%	32.9%	12.9%	4.7%	0.0%
	(n=20)	町	85.0%	35.0%	55.0%	30.0%	5.0%	35.0%	25.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	10.0%	0.0%	0.0%

(注1)「村」は n=2 のため割愛。

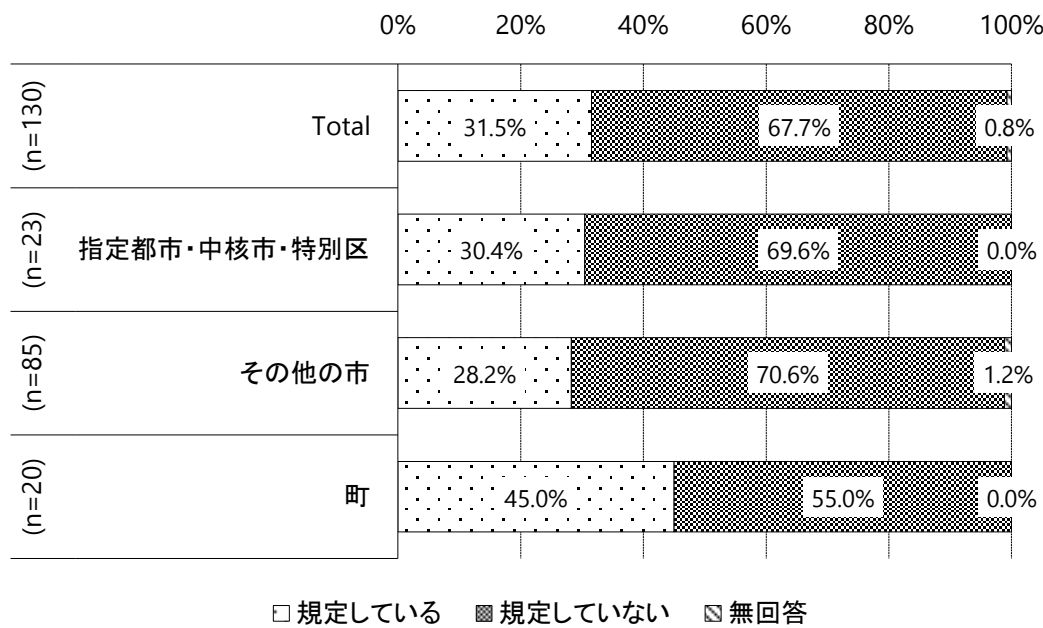
3) 1施設当たりの訪問回数の規定の有無

「規定していない」の割合が最も高く67.7%である。次いで、「規定している（31.5%）」である。

図表 2-67 1施設当たりの訪問回数の規定の有無（地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合）



図表 2-68 1施設当たりの訪問回数の規定の有無（地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、自治体の種類別）

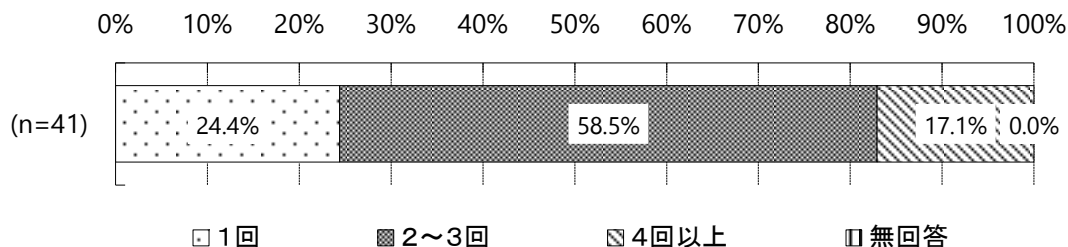


（注1）「村」は n=2 のため割愛。

4) 規定している1施設当たりの訪問回数

「2～3回」の割合が最も高く58.5%である。次いで、「1回（24.4%）」、「4回以上（17.1%）」である。

図表 2-69 規定している1施設当たりの訪問回数（1施設当たりの訪問回数を規定している場合）

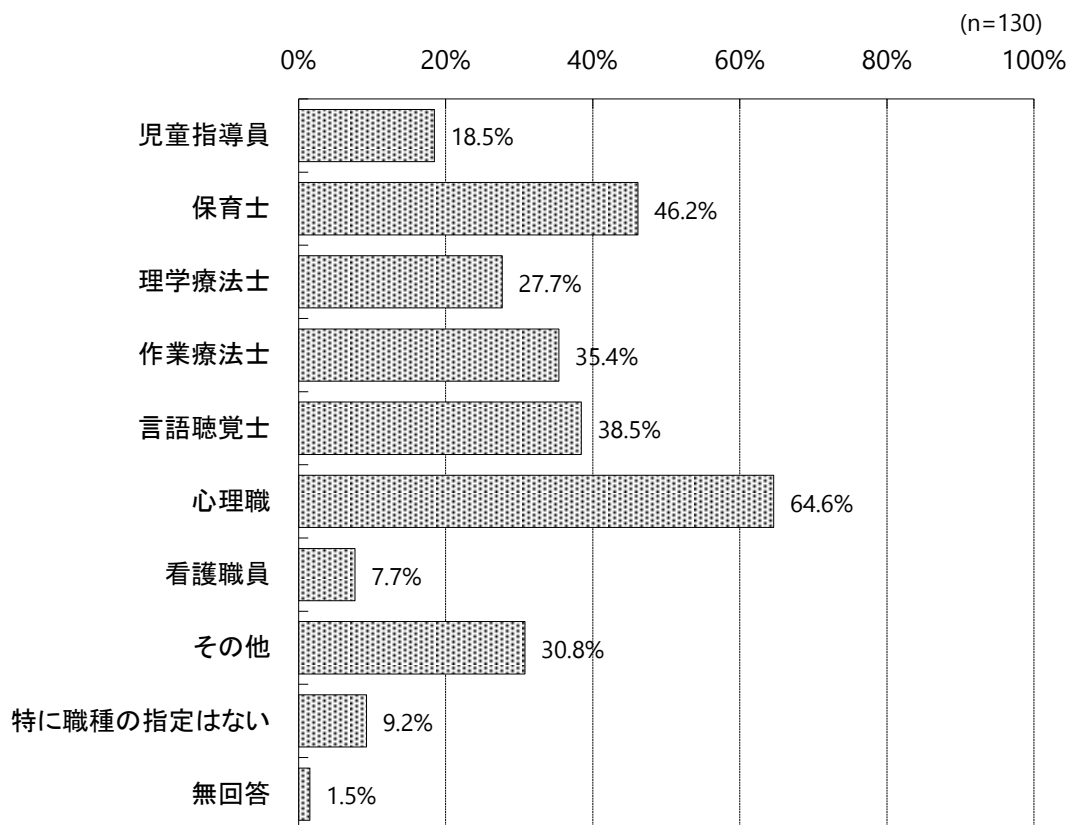


5) 訪問する職種

「心理職」の割合が最も高く64.6%である。次いで、「保育士（46.2%）」、「言語聴覚士（38.5%）」である。

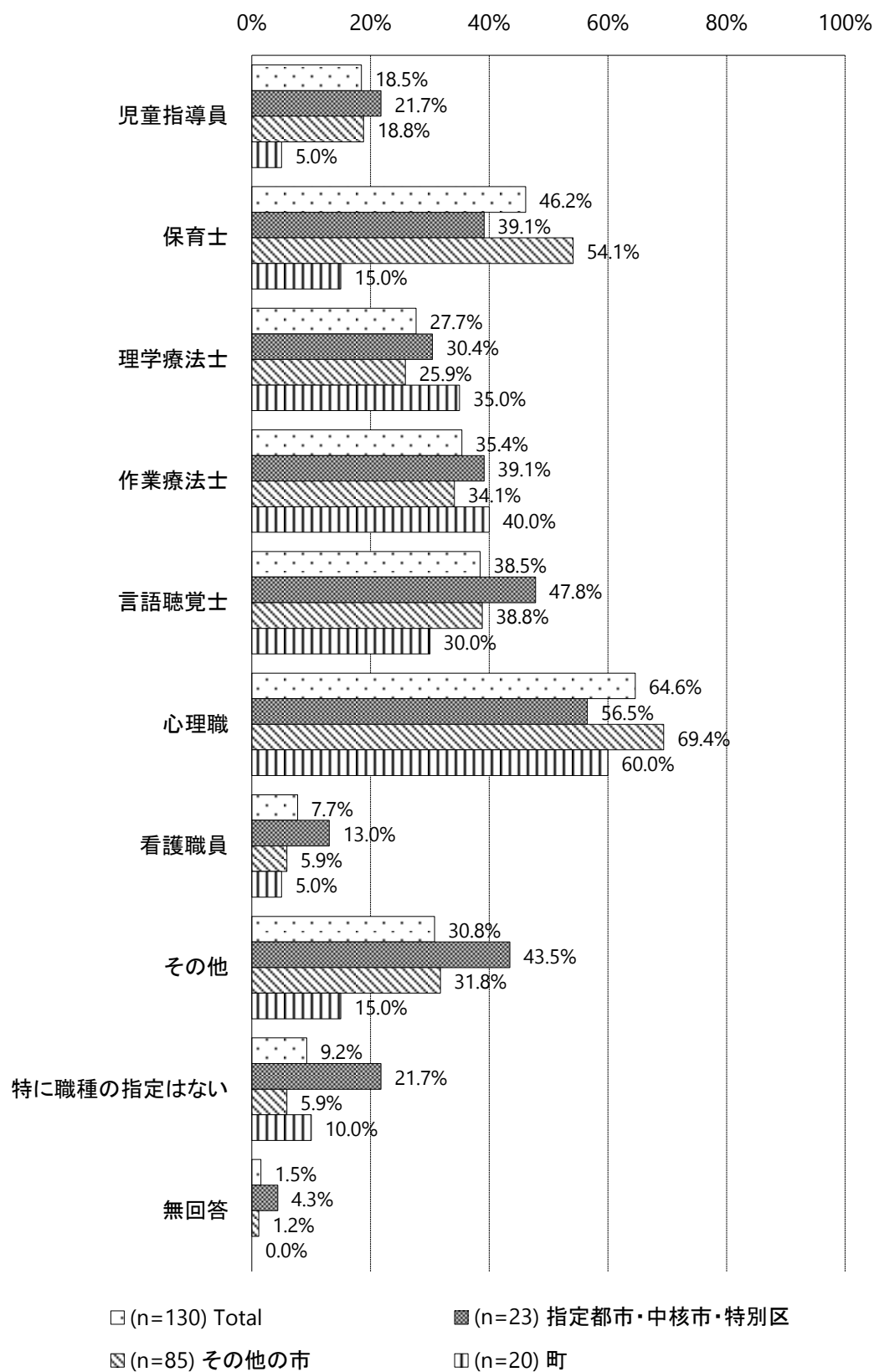
図表 2-70 訪問する職種

（地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「社会福祉士」「保健師」「教員経験者」といった回答があった。

図表 2-71 訪問する職種（地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、複数選択、自治体の種類別）



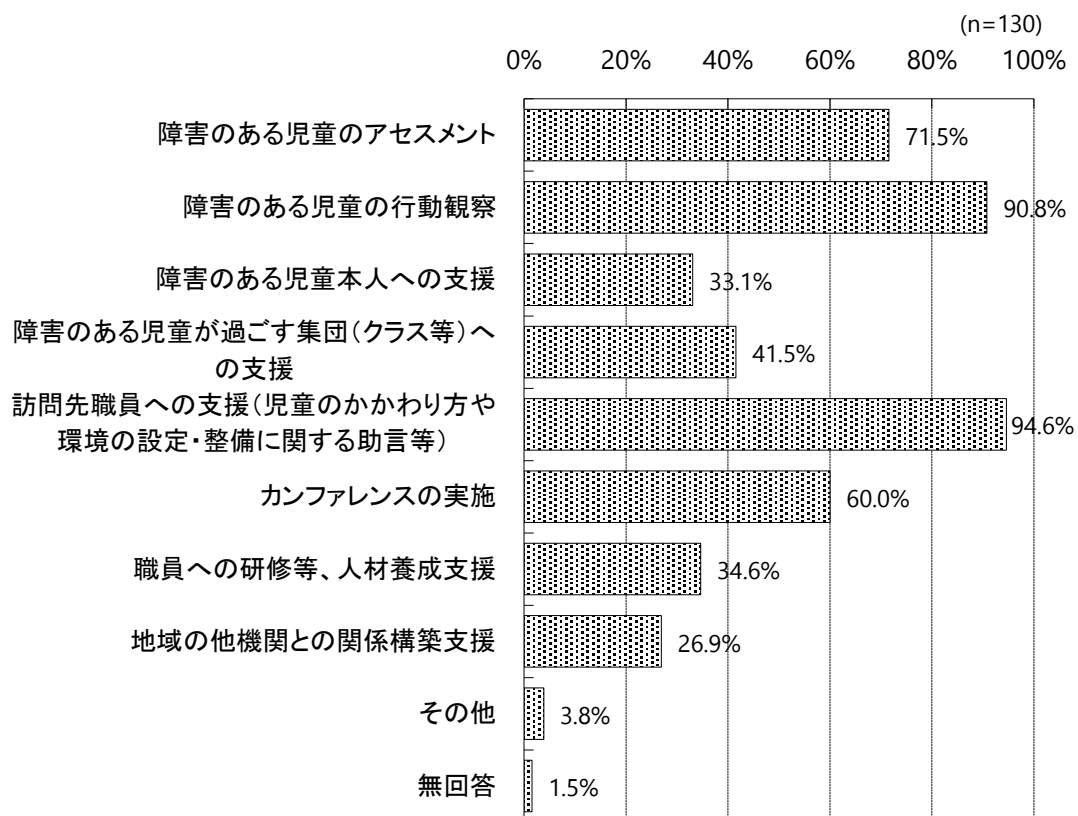
(注1)「村」は n=2 のため割愛。

6) 訪問先で実施する支援内容

「訪問先職員への支援（児童のかかわり方や環境の設定・整備に関する助言等）」の割合が最も高く 94.6%である。次いで、「障害のある児童の行動観察（90.8%）」、「障害のある児童のアセスメント（71.5%）」である。

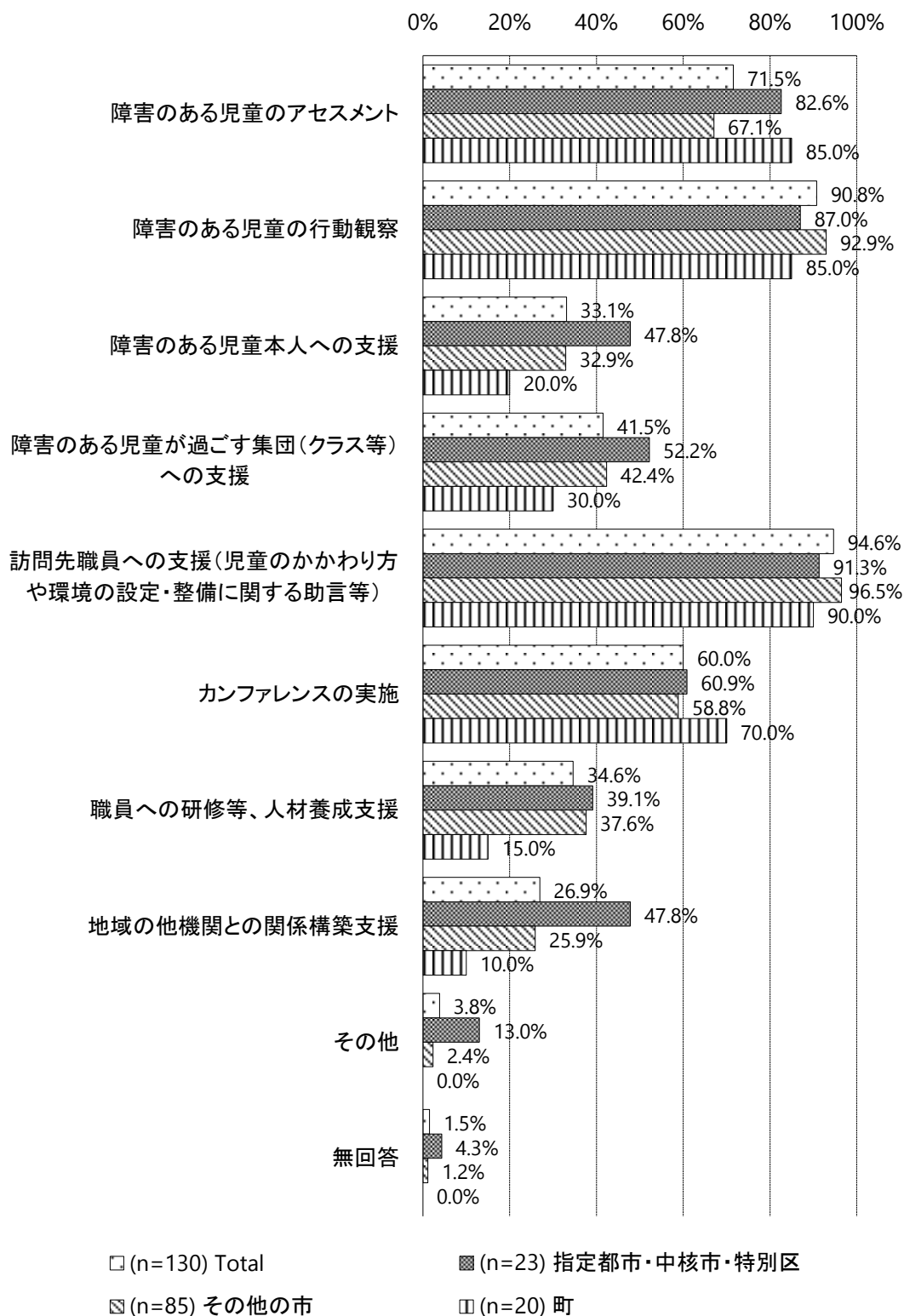
図表 2-72 訪問先で実施する支援内容

（地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「障害のある児童の保護者に向けて助言や福祉制度の説明を行う」や「保護者と訪問先の橋渡しを行い相互理解を促進」といった回答があった。

図表 2-73 訪問先で実施する支援内容（地域障害児支援体制強化事業を施設等へのアウトリーチ支援で利用している場合、複数選択、自治体の種類別）

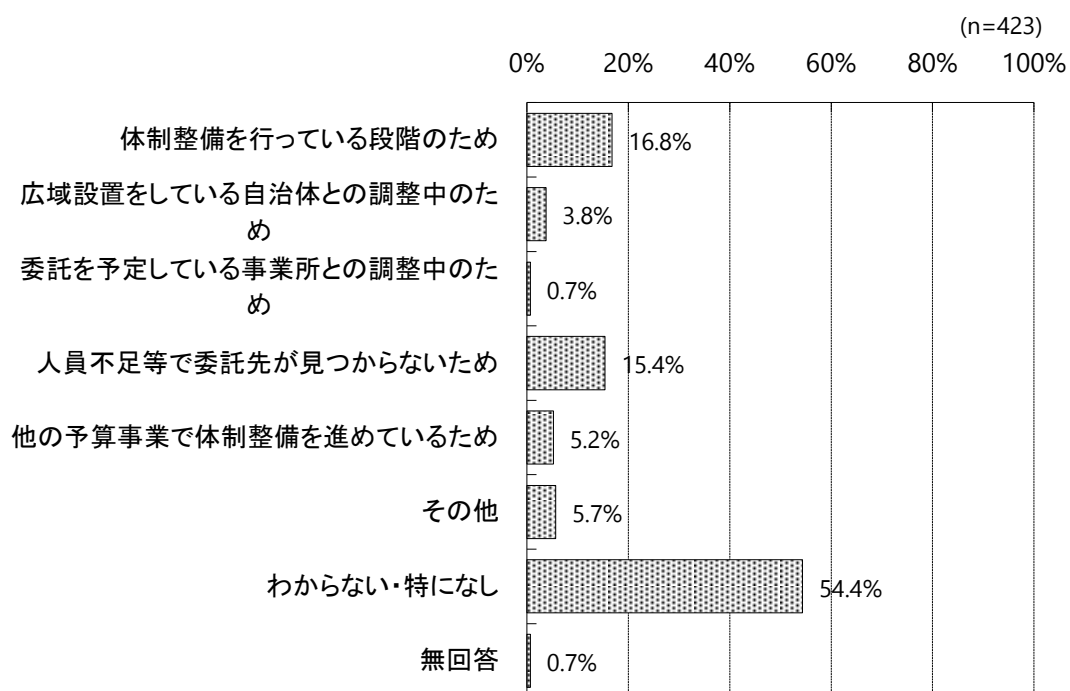


（注1）「村」は n=2 のため割愛。

⑥ 地域障害児支援体制強化事業を活用していない理由

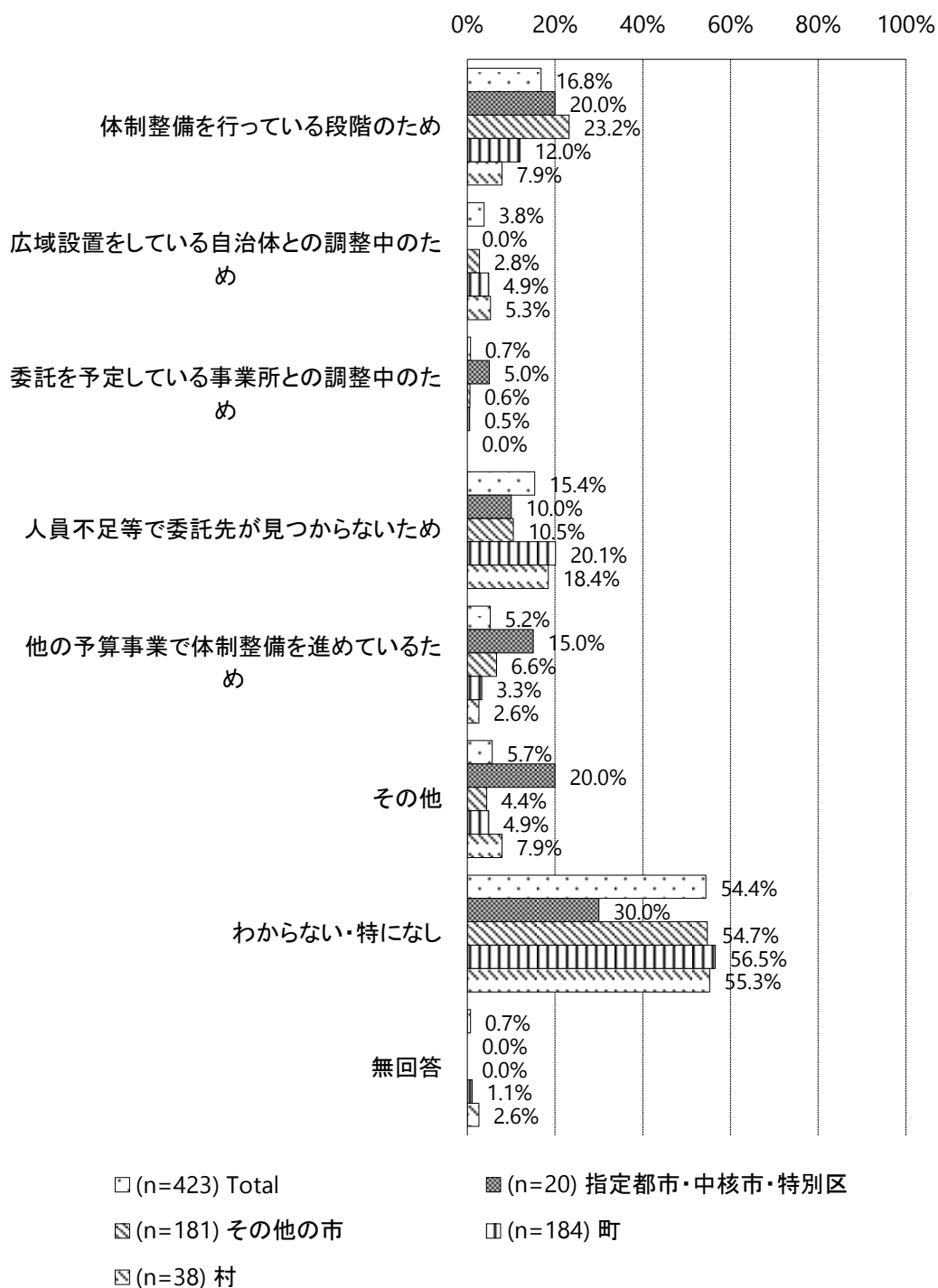
「わからない・特になし」の割合が最も高く 54.4%である。次いで、「体制整備を行っている段階のため（16.8%）」、「人員不足等で委託先が見つからないため（15.4%）」である。

図表 2-74 地域障害児支援体制強化事業を活用していない理由
(地域障害児支援体制強化事業を実施していない場合、複数選択)



(注1) 「その他」として、「ニーズが少ないため、事業をうまく活用することができない」といった回答があった。

図表 2-75 地域障害児支援体制強化事業を活用していない理由
 (地域障害児支援体制強化事業を実施していない場合、複数選択、自治体の種類別)



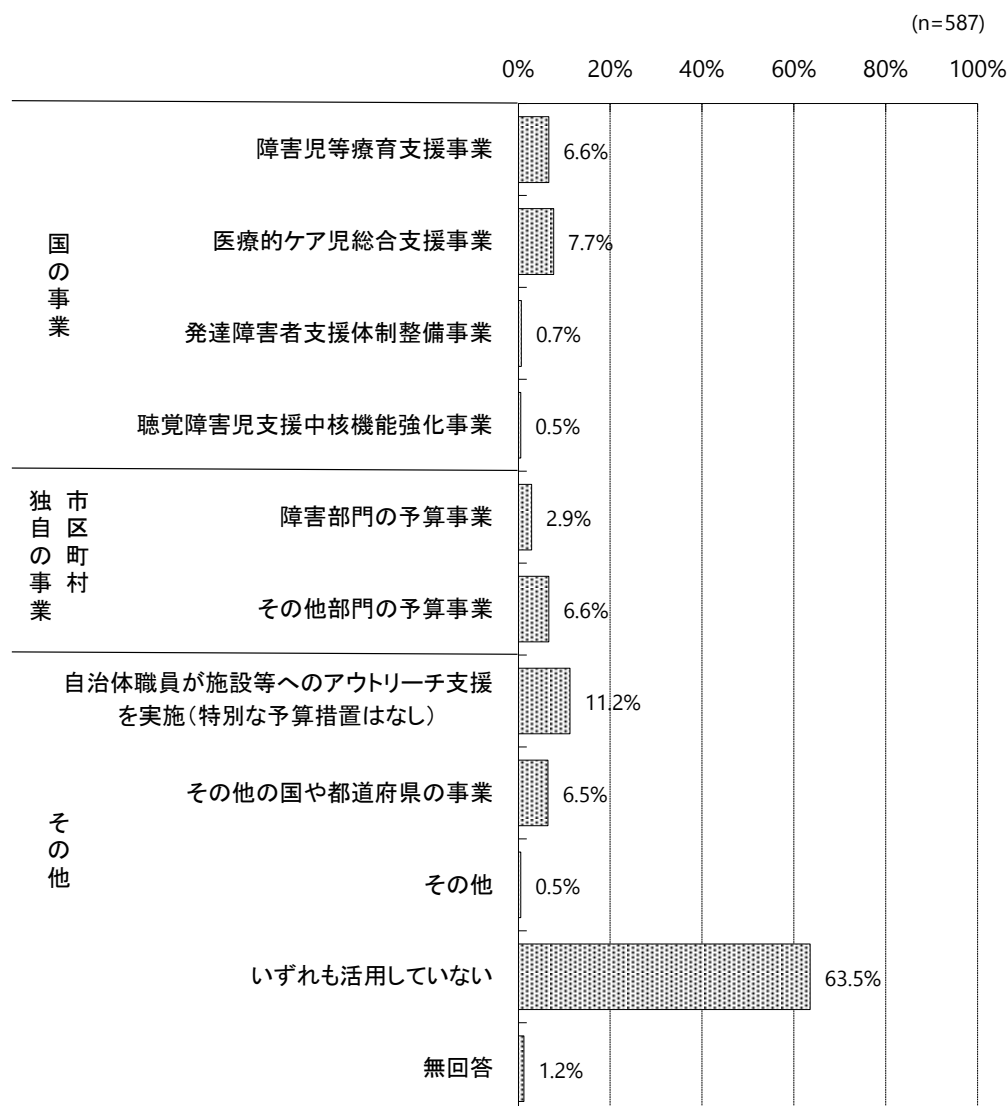
(4) 地域障害児支援体制強化事業以外の事業等を活用した、保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況（令和7年9月時点）

以降は、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、放課後児童クラブ、児童館、乳児院、児童養護施設等の、児童が集団生活を営む施設を対象にした、アウトリーチ支援（障害児支援の専門機関への支援を除く）について尋ねた。

① 自治体を実施する、障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援において、活用している予算事業等

「いずれも活用していない」の割合が最も高く 63.5%である。次いで、「自治体職員が施設等へのアウトリーチ支援を実施（特別な予算措置はなし）」（11.2%）、「医療的ケア児総合支援事業（7.7%）」である。

図表 2-76 自治体を実施する、障害児通所支援事業所を除く、障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援において、活用している予算事業等（複数選択）



（注 1）都道府県が実施する事業であっても、自治体の管内で利用されている場合は回答いただいた。

図表 2-77 自治体が実施する、障害児通所支援事業所を除く、障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援において、活用している予算事業等（複数選択、自治体の種類別）

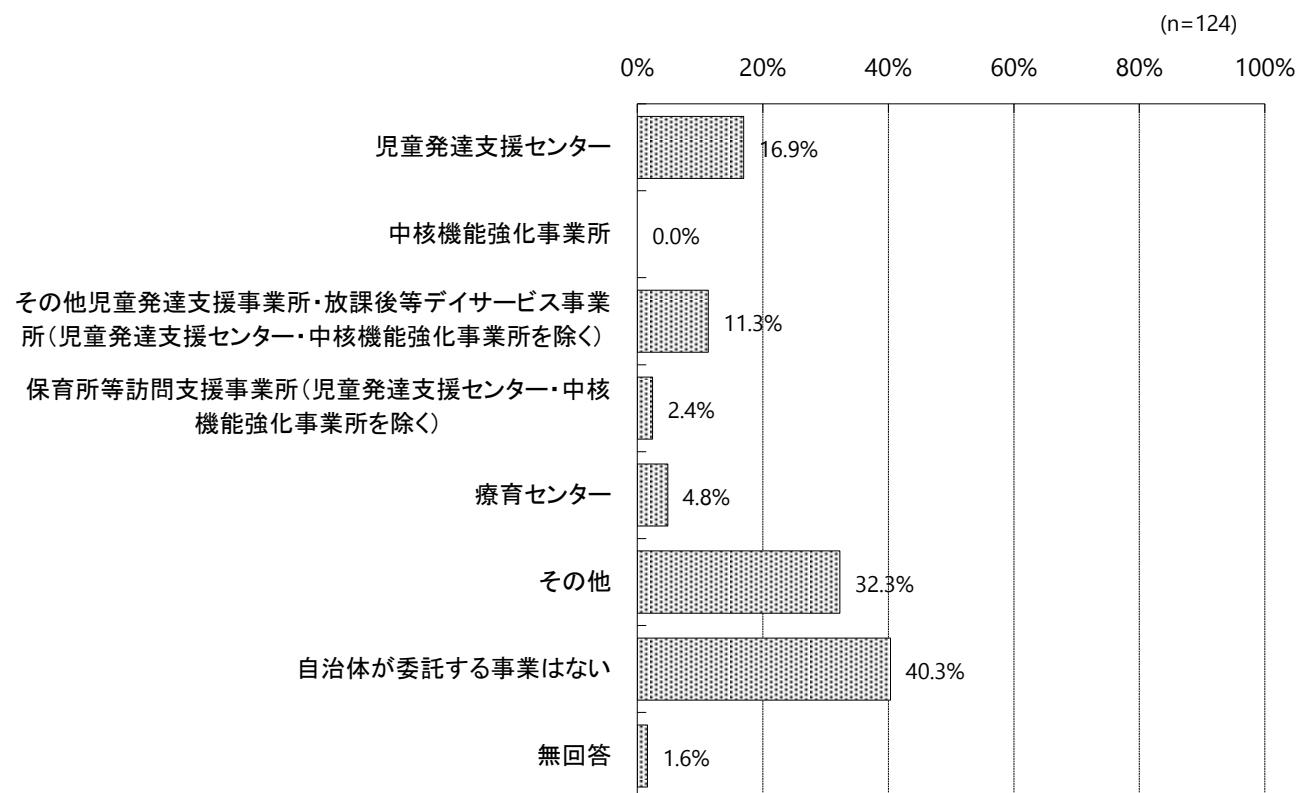
			国の事業				市区町村独自の事業		その他				
			障害児等療育支援事業	医療的ケア児総合支援事業	発達障害者支援体制整備事業	聴覚障害児支援中核機能強化事業	障害部門の予算事業	その他の部門の予算事業	自治体職員が施設等へのアウトリーチ支援を実施（特別な予算措置はなし）	その国や都道府県の事業	その他	いずれも活用していない	無回答
自治体の種類	(n=587)	Total	6.6%	7.7%	0.7%	0.5%	2.9%	6.6%	11.2%	6.5%	0.5%	63.5%	1.2%
	(n=46)	指定都市・中核市・特別区	19.6%	17.4%	2.2%	0.0%	6.5%	10.9%	15.2%	4.3%	0.0%	43.5%	0.0%
	(n=286)	その他の市	7.3%	8.4%	0.7%	1.0%	3.5%	8.4%	14.3%	9.4%	0.7%	56.3%	1.0%
	(n=215)	町	4.2%	5.1%	0.0%	0.0%	1.9%	4.2%	7.9%	4.2%	0.5%	74.0%	0.9%
	(n=40)	村	0.0%	5.0%	2.5%	0.0%	0.0%	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	82.5%	5.0%

（注 1）都道府県が実施する事業であっても、自治体の管内で利用されている場合は回答いただいた。

② 事業の委託先

「自治体が委託する事業はない」の割合が最も高く 40.3%である。次いで、「その他（32.3%）」、「児童発達支援センター（16.9%）」である。

図表 2-78 事業の委託先（国の事業又は市区町村独自の事業を活用している場合、複数選択）

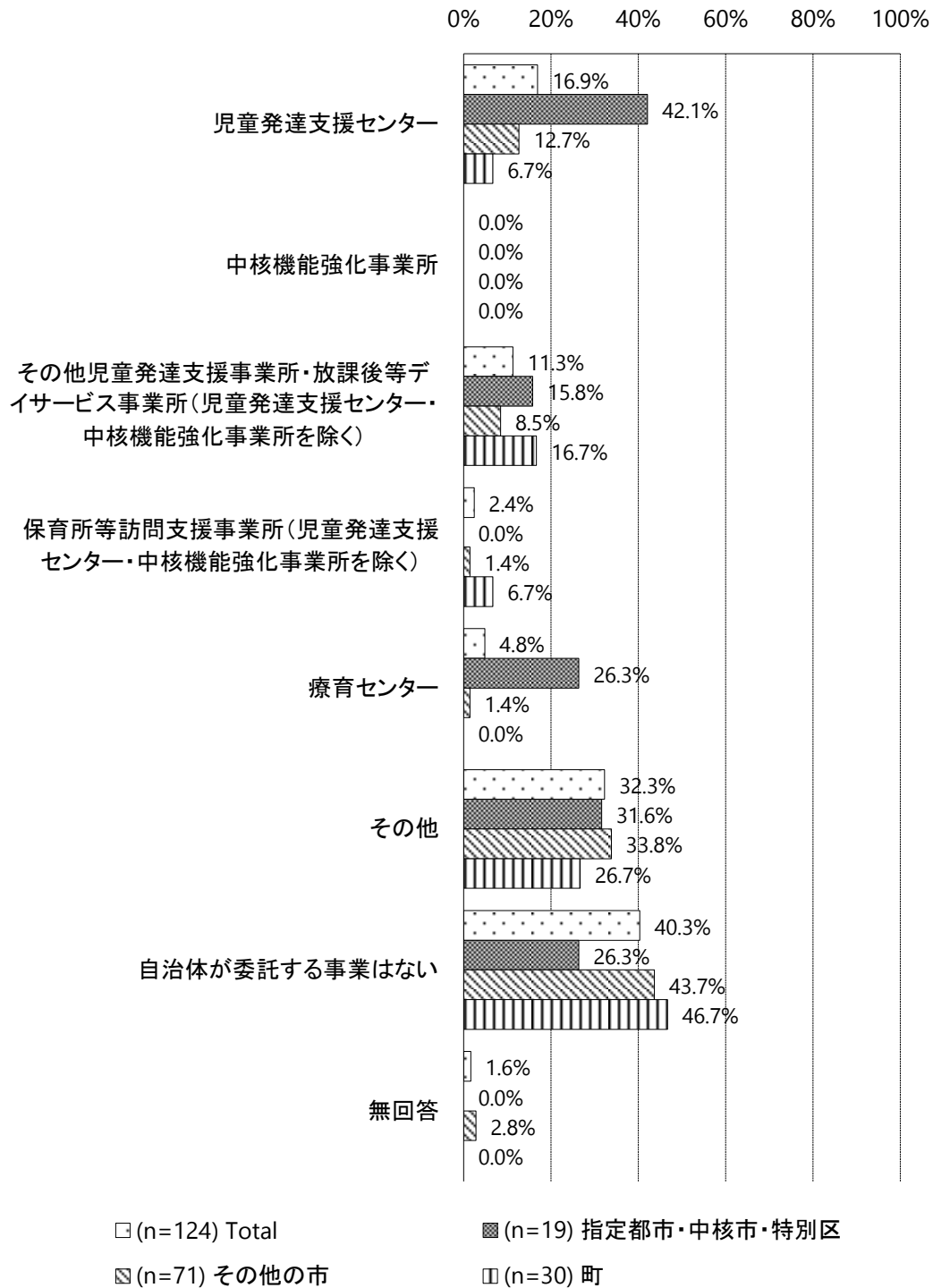


（注 1）前項目で都道府県が実施する事業のみを回答した場合は「自治体が委託する事業はない」を回答いただいた。

（注 2）「その他児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所」「保育所等訪問支援事業所」は、児童発達支援センター、中核機能強化事業所を除く。

（注 3）「その他」として、「社会福祉法人」「訪問看護ステーション」「相談支援事業所」「個人委託（外部の発達支援専門職員）」といった回答があった。

図表 2-79 事業の委託先（国の事業又は市区町村独自の事業を活用している場合、複数選択、自治体の種類別）



（注 1）前項目で都道府県が実施する事業のみを回答した場合は「自治体が委託する事業はない」を回答いただいた。

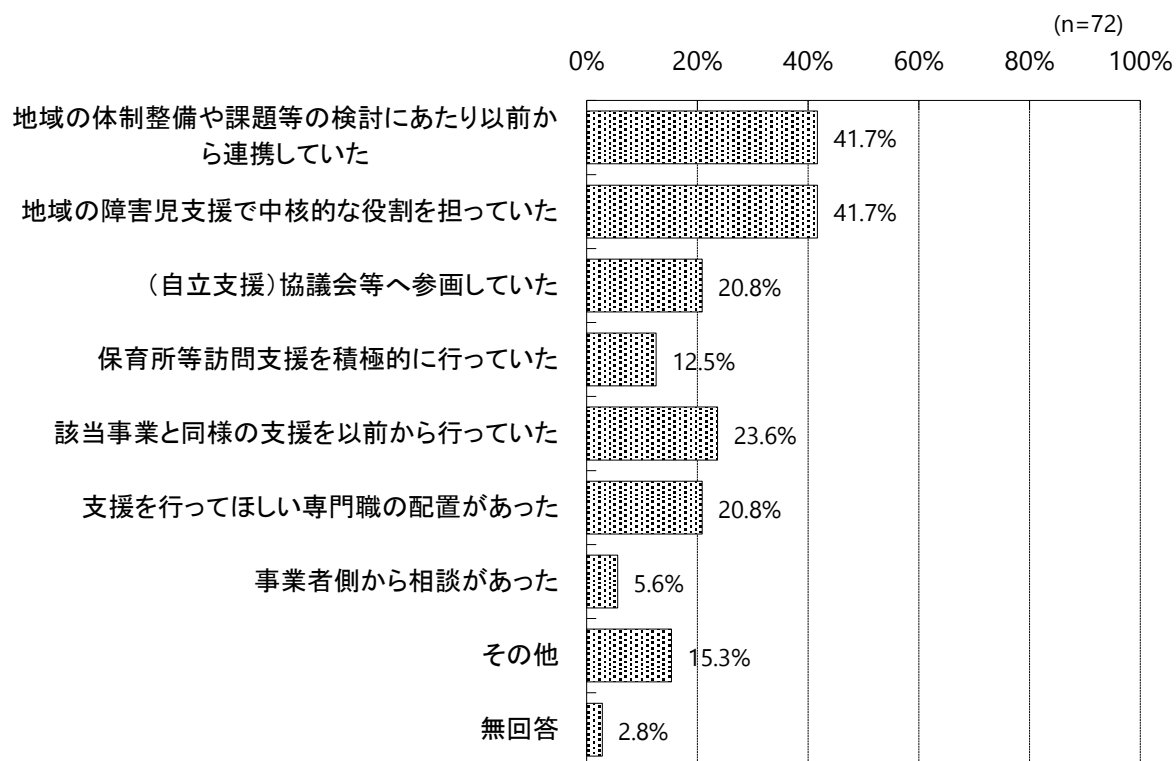
（注 2）「その他児童発達支援事業所・放課後等サービス事業所」「保育所等訪問支援事業所」は、児童発達支援センター、中核機能強化事業所を除く。

（注 3）「村」は n=4 のため割愛。

③ 委託先の選定理由

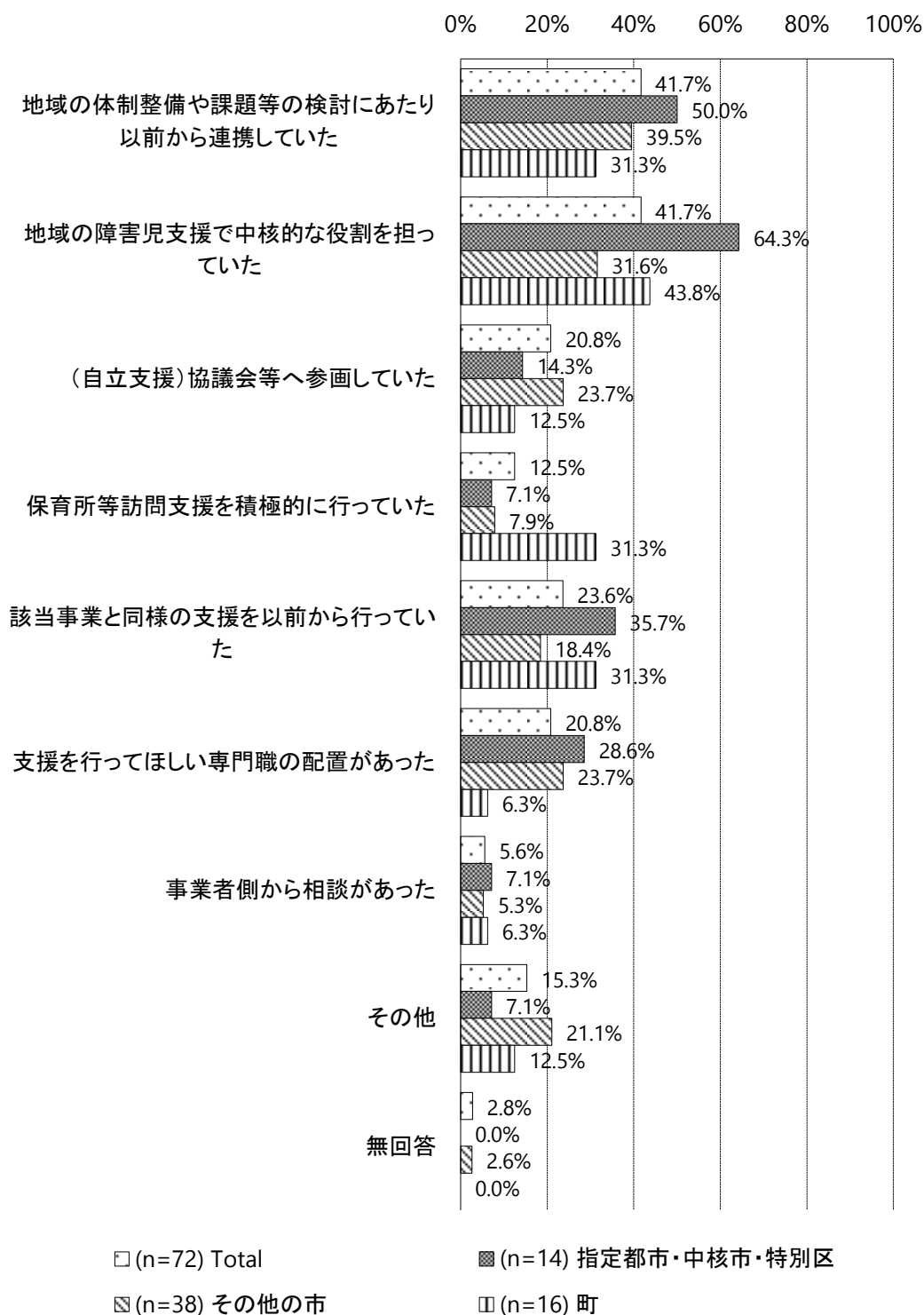
「地域の体制整備や課題等の検討にあたり以前から連携していた」、「地域の障害児支援で中核的な役割を担っていた」の割合が高く、それぞれ 41.7%である。次いで、「該当事業と同様の支援を以前から行っていた（23.6%）」、「（自立支援）協議会等へ参画していた（20.8%）」、「支援を行ってほしい専門職の配置があった（20.8%）」である。

図表 2-80 委託先の選定理由（国の事業又は市区町村独自の事業を委託している場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「直営」や「市民からの希望」といった回答があった。

図表 2-81 委託先の選定理由（国の事業又は市区町村独自の事業を委託している場合、複数選択、自治体の種類別）



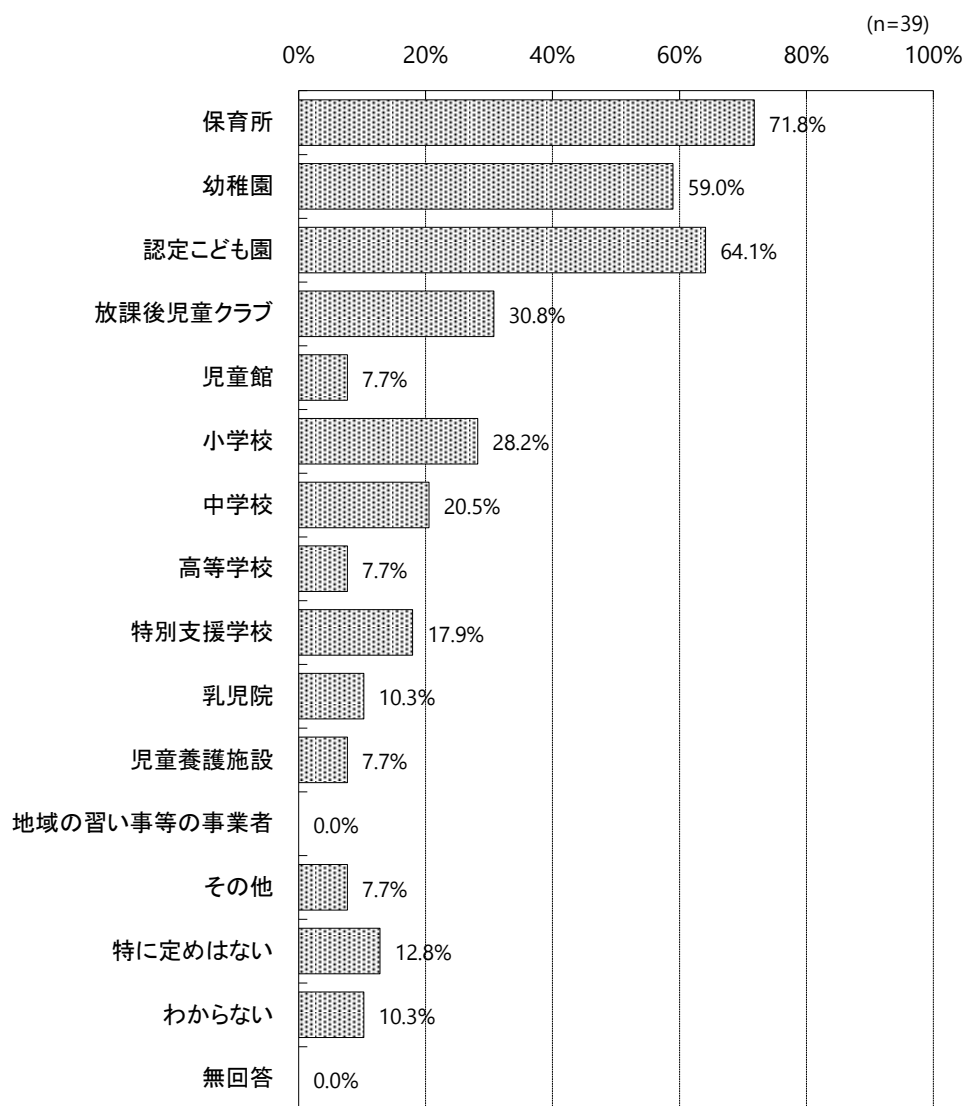
(注1)「村」は n=4 のため割愛。

④ 障害児等療育支援事業におけるアウトリーチ支援の実施状況

1) 障害児等療育支援事業における施設等へのアウトリーチ支援の対象施設

「保育所」の割合が最も高く71.8%である。次いで、「認定こども園（64.1%）」、「幼稚園（59.0%）」である。

図表 2-82 障害児等療育支援事業における施設等へのアウトリーチ支援の対象施設
(障害児等療育支援事業を活用している場合、複数選択)

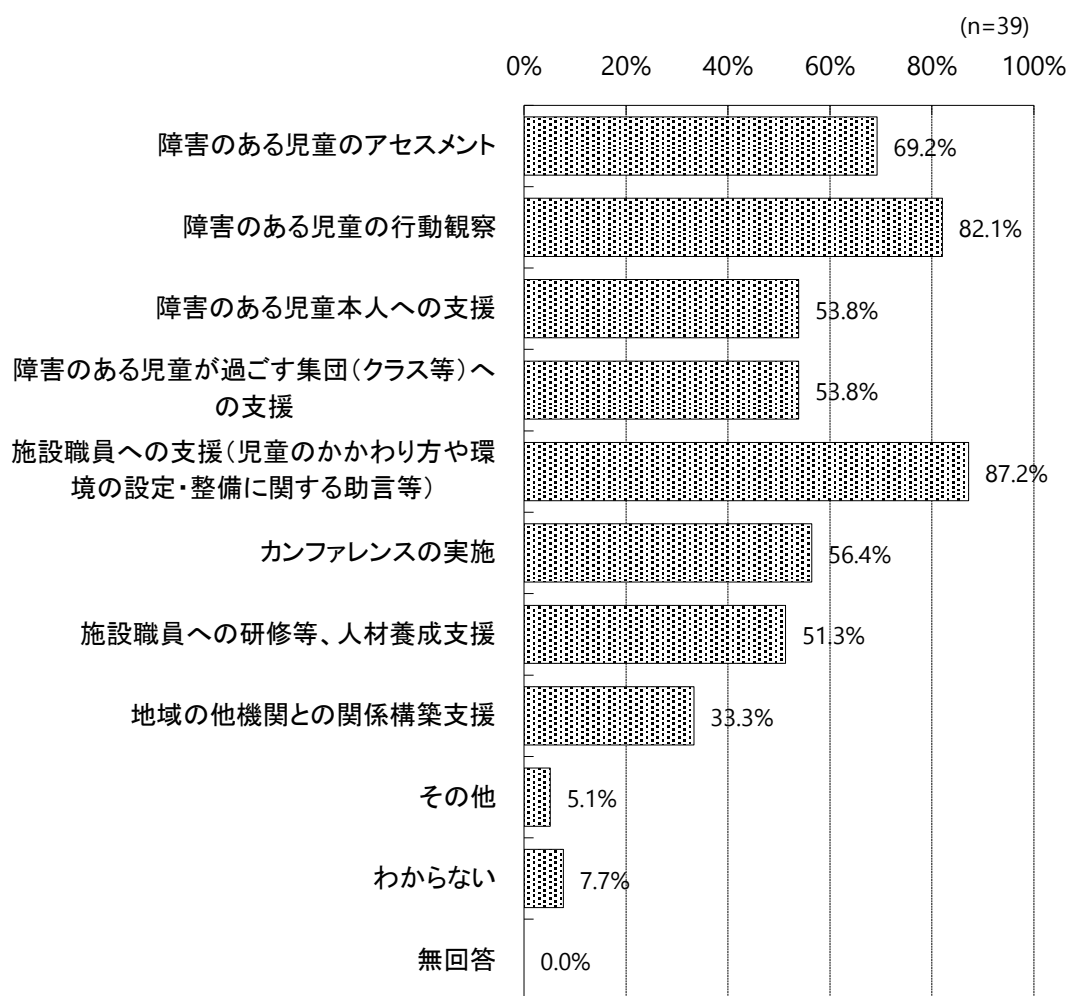


(注1)「その他」として、「障害児通所支援事業所、その他市長が認めた施設」といった回答があった。

2) 障害児等療育支援事業における具体的な実施内容

「施設職員への支援（児童のかかわり方や環境の設定・整備に関する助言等）」の割合が最も高く 87.2%である。次いで、「障害のある児童の行動観察（82.1%）」、「障害のある児童のアセスメント（69.2%）」である。

図表 2-83 障害児等療育支援事業における具体的な実施内容
（障害児等療育支援事業を活用している場合、複数選択）

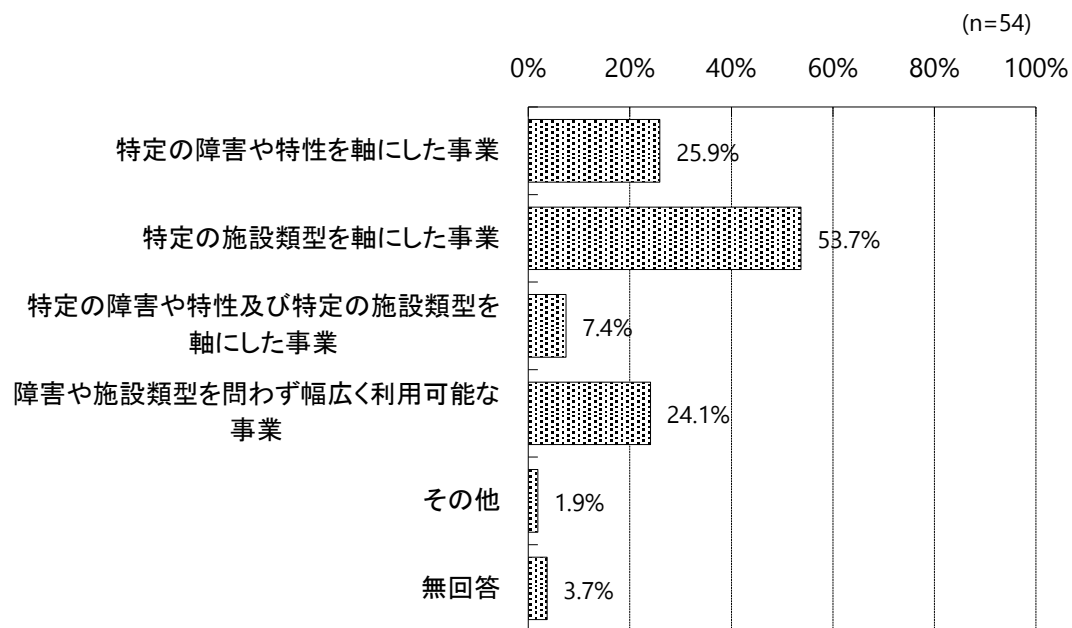


⑤ 市区町村独自の事業におけるアウトリーチ支援の実施状況

1) 市区町村独自の事業として実施している、施設等へのアウトリーチ支援の種類

「特定の施設類型を軸にした事業」の割合が最も高く 53.7%である。次いで、「特定の障害や特性を軸にした事業（25.9%）」、「障害や施設類型を問わず幅広く利用可能な事業（24.1%）」である。

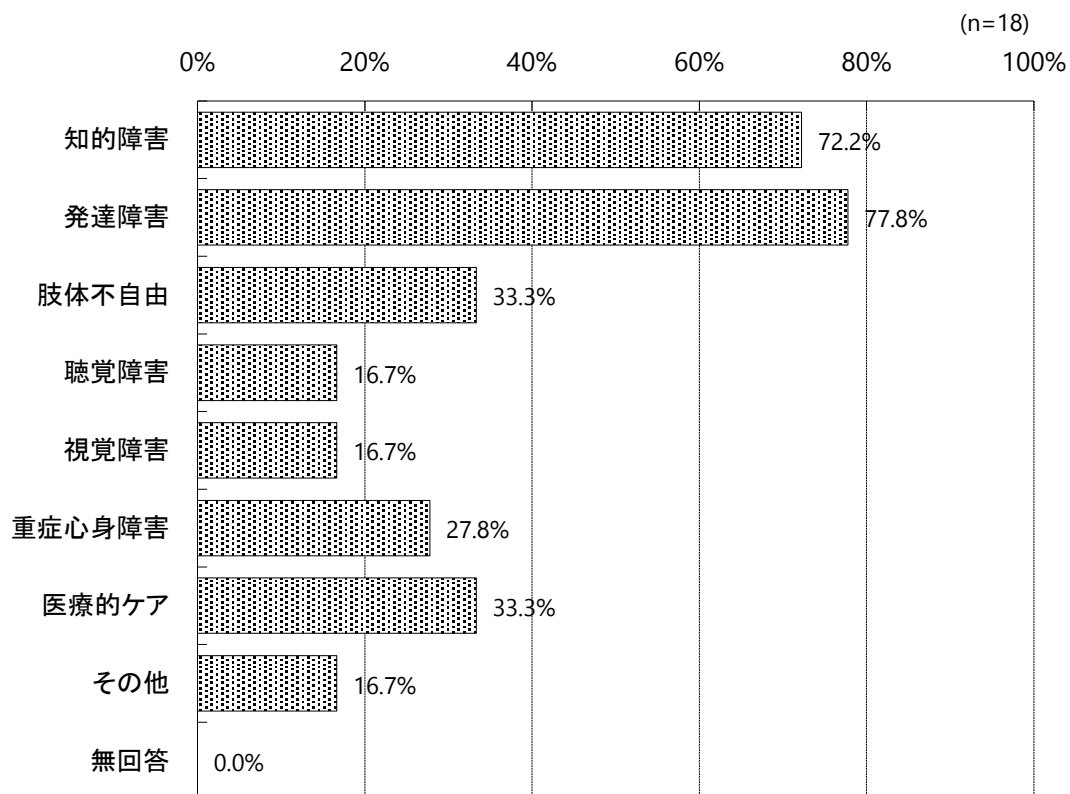
図表 2-84 市区町村独自の事業として実施している、施設等へのアウトリーチ支援の種類
(市区町村独自の事業を実施している場合、複数選択)



2) 市区町村独自の事業の対象にしている障害や特性

「発達障害」の割合が最も高く 77.8%である。次いで、「知的障害（72.2%）」、「肢体不自由（33.3%）」、「医療的ケア（33.3%）」である。

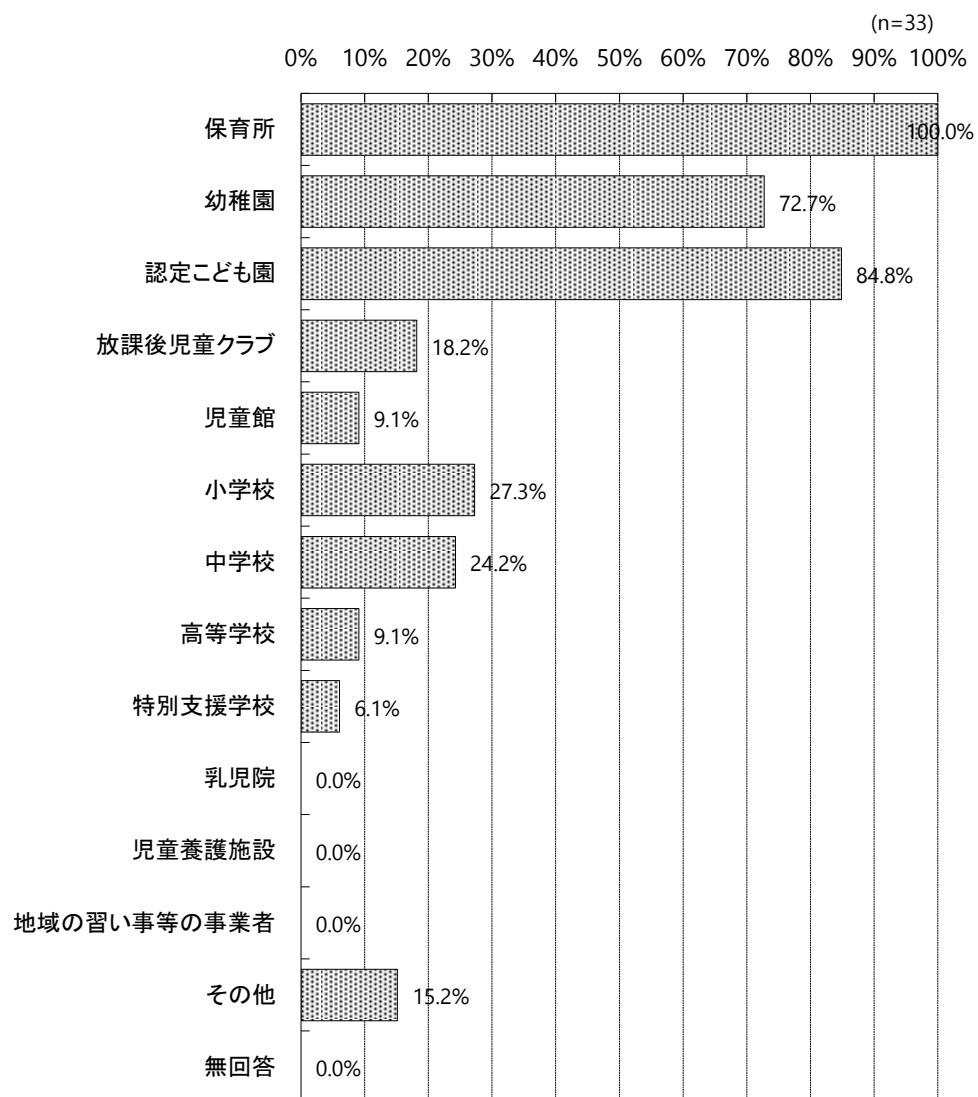
図表 2-85 市区町村独自の事業の対象にしている障害や特性
(市区町村独自で特定の障害や特性を軸にした事業を実施している場合、複数選択)



3) 市区町村独自の事業の対象にしている施設類型

「保育所」の割合が最も高く 100.0%である。次いで、「認定こども園（84.8%）」、「幼稚園（72.7%）」である。

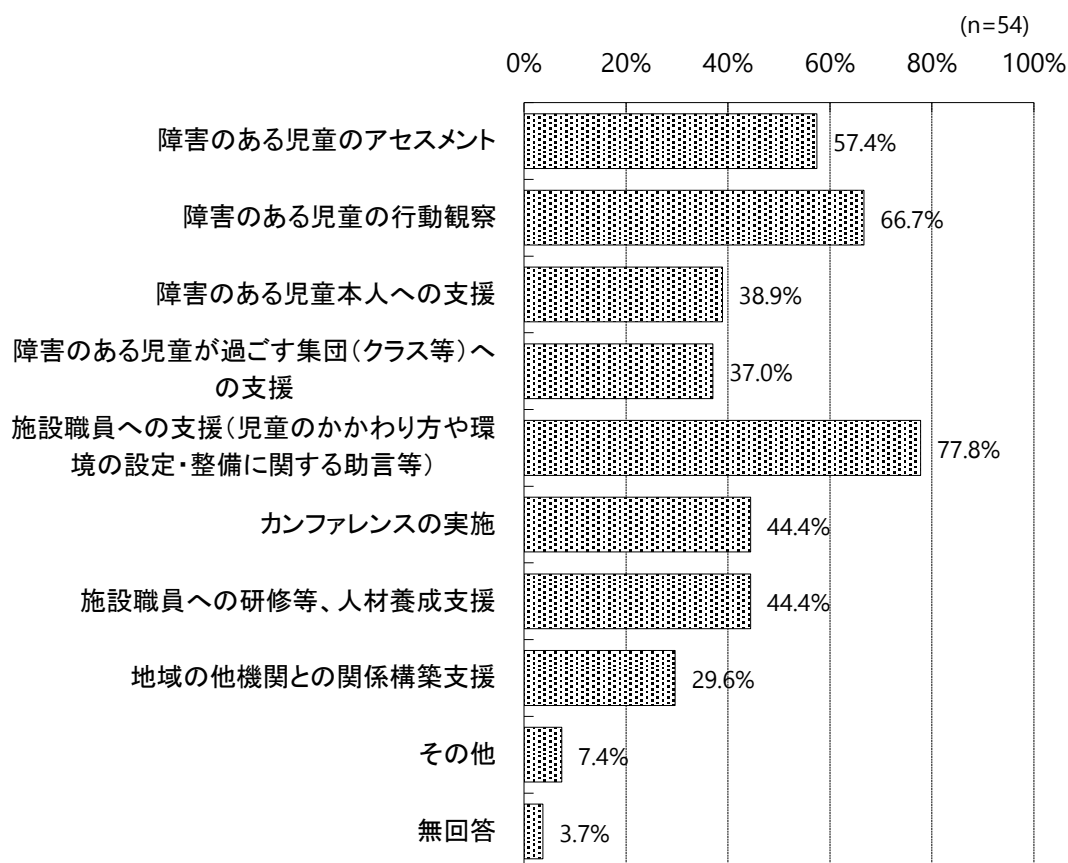
図表 2-86 市区町村独自の事業の対象にしている施設類型
(市区町村独自で特定の施設類型を軸にした事業を実施している場合、複数選択)



4) 市区町村独自の事業として実施している、施設等のアウトリーチ支援の具体的な実施内容

「施設職員への支援（児童のかかわり方や環境の設定・整備に関する助言等）」の割合が最も高く 77.8%である。次いで、「障害のある児童の行動観察（66.7%）」、「障害のある児童のアセスメント（57.4%）」である。

図表 2-87 市区町村独自の事業として実施している、施設等のアウトリーチ支援の具体的な実施内容
(市区町村独自の事業を実施している場合、複数選択)

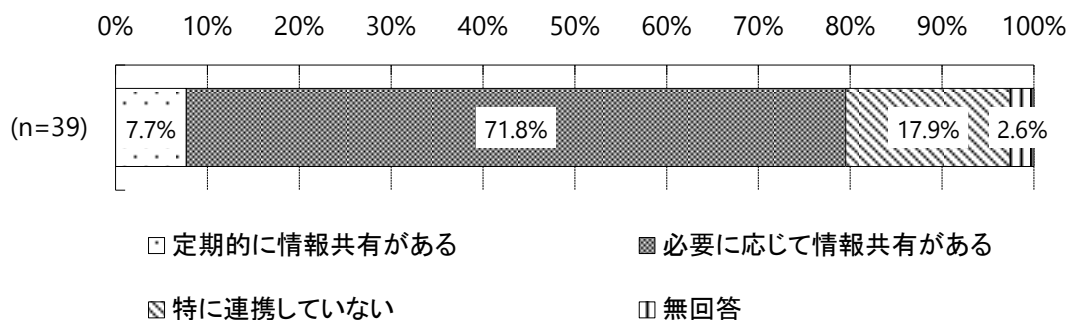


5) 障害部門以外の予算事業で実施する施設等へのアウトリーチ支援について、事業の担当課から障害児支援の担当課に情報共有や連携の有無

「必要に応じて情報共有がある」の割合が最も高く 71.8%である。次いで、「特に連携していない（17.9%）」、「定期的に情報共有がある（7.7%）」である。

図表 2-88 障害部門以外の予算事業で実施する施設等へのアウトリーチ支援について、事業の担当課から障害児支援の担当課に情報共有や連携の有無

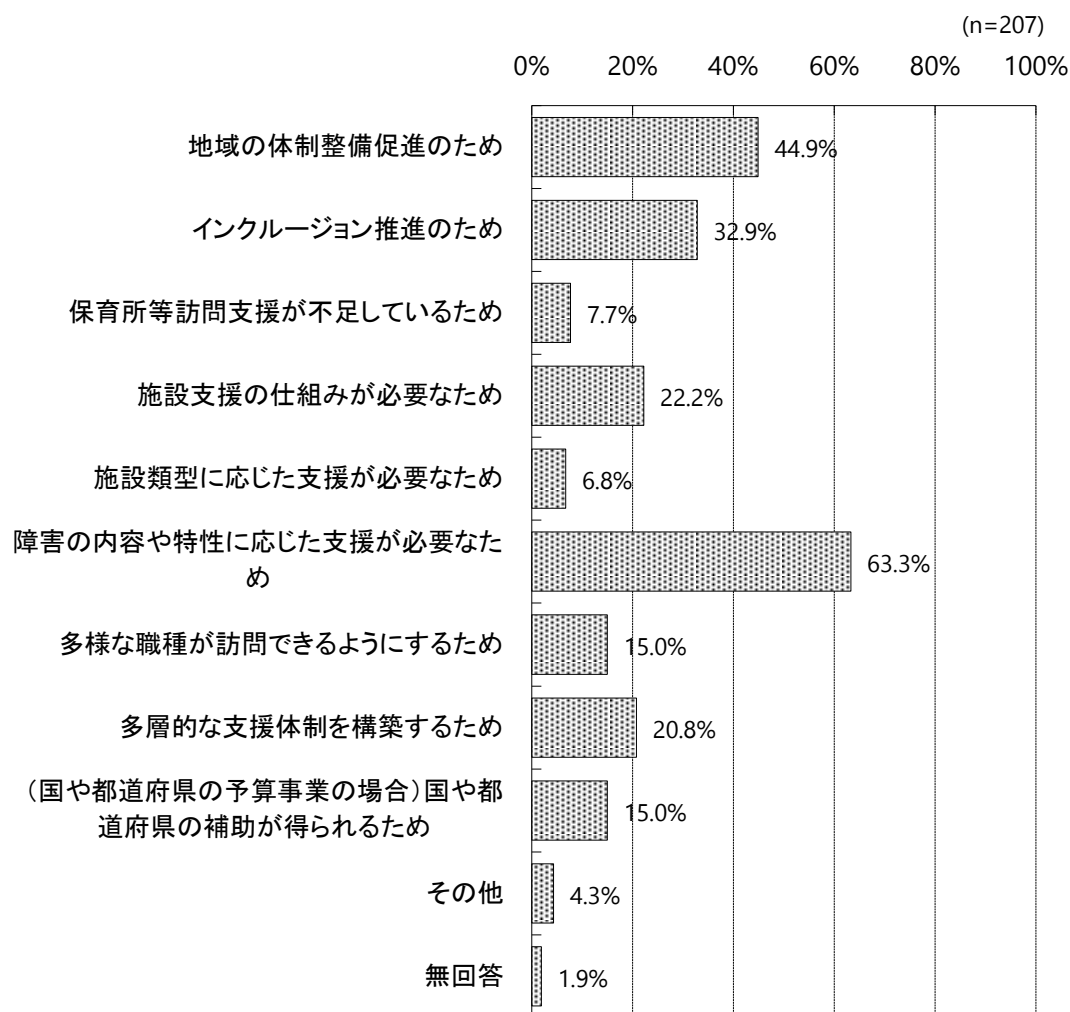
（市区町村独自の事業のうち、障害部門以外の予算事業がある場合、複数選択）



⑥ 予算事業等を活用してアウトリーチ支援を実施している理由

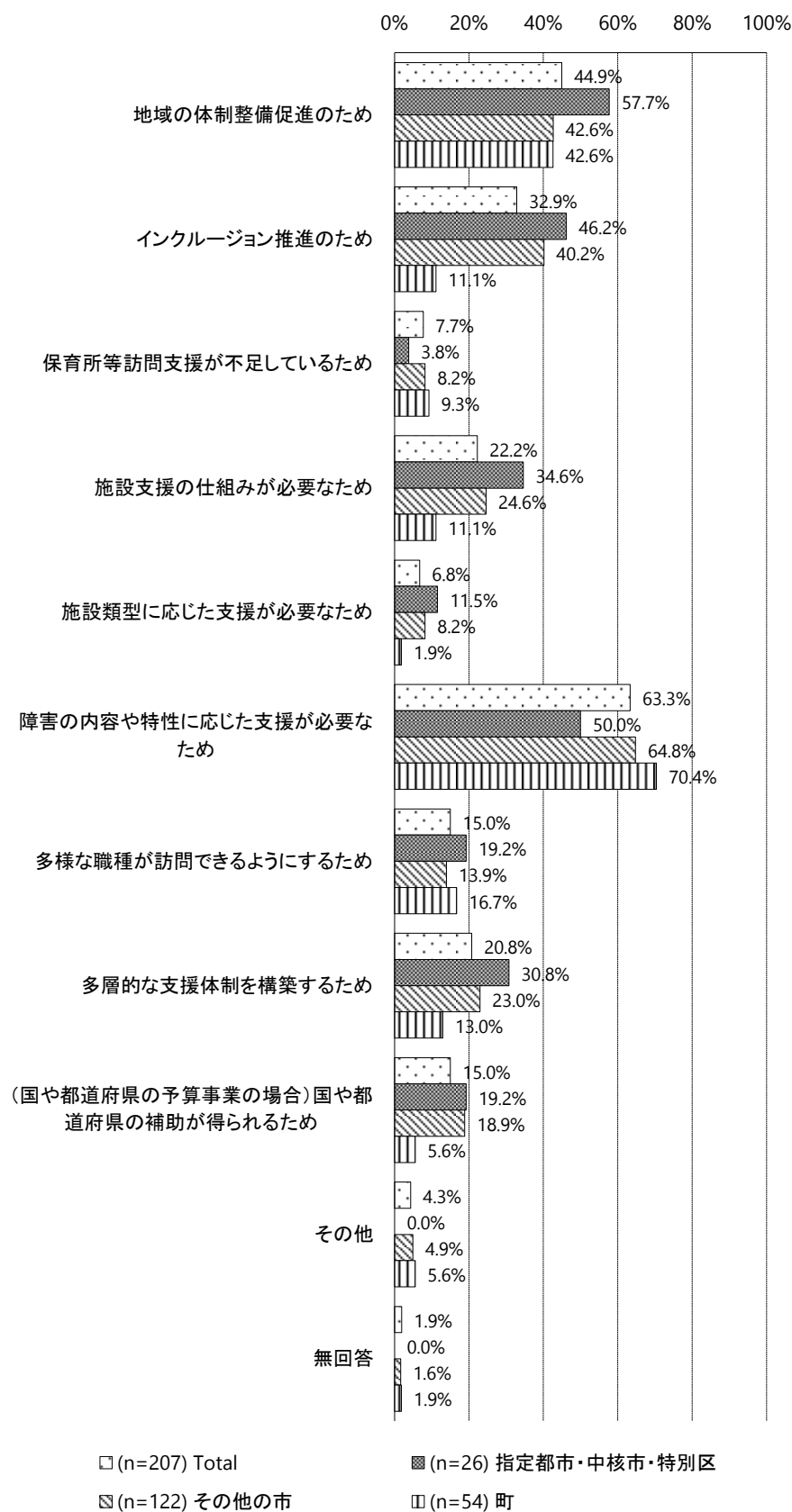
「障害の内容や特性に応じた支援が必要なため」の割合が最も高く 63.3%である。次いで、「地域の体制整備促進のため（44.9%）」、「インクルージョン推進のため（32.9%）」である。

図表 2-89 予算事業等を活用してアウトリーチ支援を実施している理由
(施設等へのアウトリーチ支援を実施している場合、複数選択)



(注1)「その他」として、「就学等を見据えた支援対象児の抽出・アセスメントを実施する必要があるため」や「園・学校職員の発達支援に関する専門性の向上」といった回答があった。

図表 2-90 予算事業等を活用してアウトリーチ支援を実施している理由
(施設等へのアウトリーチ支援を実施している場合、複数選択、自治体の種類別)



(注1)「村」は n=5 のため割愛。

（５）保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の使い分け、工夫等

① 施設等へのアウトリーチ支援について、保育所等訪問支援や自治体が行う事業の使い分けの方針

施設等へのアウトリーチ支援について、保育所等訪問支援や自治体が行う事業の使い分けの方針として、主な回答は以下のとおり。

図表 2-91 施設等へのアウトリーチ支援について、保育所等訪問支援や自治体が行う事業の使い分けの方針
（自由記載）

（主に保育所等訪問支援と地域障害児支援体制強化事業の使い分け）

○支援対象の違い

- ・ 保育所等訪問支援は個に対する障害福祉サービスの提供。巡回支援専門員整備事業は児とその児を取り巻く集団やその職員も対象とし、専門的な支援や支援方法についての助言も可能とし、使い分けをしている（複数児の対応を行う）。
- ・ 保育所等訪問支援：支援が必要なこどもに対する個別支援（対象：園や学校）／地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）：支援者向け支援（対象：園や放課後児童クラブ）／地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の体制強化）：支援者向け支援（通所支援事業所）
- ・ 保育所等訪問支援では対象児童が集団生活への適応のため、児童本人・職員・家族に対して支援を行っている。地域障害児支援体制強化事業の巡回支援専門員整備事業では、保育所等の支援を担当する職員に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っている。
- ・ 市事業（地域障害児支援体制強化事業を活用）では、施設支援として巡回相談を行い、保育所・幼稚園などへの助言を実施しています。また、保護者支援として、所属先と保護者の間でこどもに対する支援などの調整を行うコーディネーター役を担っています。市が窓口となることで、障がいの有無にかかわらず包括的かつ連携的な対応が可能となり、地域での支援調整・連携のハブとして機能しています。一方、民間事業所による保育所等訪問支援は、障害児通所支援事業を利用しているこどもを対象に、個別支援計画に基づき、専門職が直接的に集団生活への適応訓練や支援を行っています。市事業と民間事業を組み合わせることで、こどもの状況に応じた柔軟な支援へ移行し、支援が必要なこどもを取り残さないよう、連携を重視しています。
- ・ 民間の事業所による保育所等訪問支援事業については該当のお子さんの個別支援を行う。／「地域障害児支援体制強化事業」として行っている児童発達支援センターの地域相談員が行っている訪問支援については個別支援にとどまらず、保育施設の環境設定や保育士の関わり方、複数のこどもについての施設支援を行う。／事業を活用せずに行う本市職員のアウトリーチ支援については施設や職員全体へのアドバイスや施設間のネットワークづくりなど地域全体の支援を行う。
- ・ 地域障害児支援体制強化事業では障害児通所支援事業所、巡回支援事業では放課後児童クラブ、県独自事業では幼稚園、保育園、こども園へのアウトリーチ支援を実施。保育所等訪問支援では、特定のこどもへの個別性の高い支援を実施。

○児童の属性の違い

- ・ 地域障害児支援体制強化事業は、巡回支援専門員整備により専門職チームが全ての保育所等を巡回し年中児（５歳児）の集団観察等を実施。保育所等訪問支援は、保護者や保育所等からの個別のニーズに応じ年中児に限らず支援を実施

- ・ 保育所等訪問支援では、支給決定を受けた対象児に対し、個別支援計画に基づき、直接的な支援や集団生活の環境設定を行うことに対し、巡回支援専門員制度では、障害児通所支援を利用していない児を対象に早期療育への繋ぎや日常的にこどもを担当する支援者へ対象児への対応について助言等を行っており、対象児や支援内容で事業の使い分けを行っている。
- ・ 「地域障害児支援体制強化事業」は、支援が必要だが、保護者の受入が難しい場合の支援者支援／「保育所等訪問支援事業」は、保護者の需要があり、福祉サービスを利用している場合／「自治体専門職」は、幼児健診からのフォローアップ
- ・ 保育所等訪問支援：療育センター（児童発達支援センター）へ相談のあった対象者のうち、通所受給者証を持っている方。本人直接支援及び施設等支援。／居宅訪問型児童発達支援：療育センター（児童発達支援センター）へ相談のあった対象者のうち、通所受給者証のある方で、重度な障害等により外出が著しく困難な方。本人直接支援。／地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）：療育センター（児童発達支援センター）へ相談のあった方で通所受給者証のない方、及び施設等からの相談によるコンサルタント。本人見守り及び施設等支援。／障害児等療育支援事業：発達が気になる段階の方。家庭訪問による療育相談や、児童発達支援に通う前の療育教室など。

○支援内容・目的の違い

- ・ （１）自治体（こども家庭課）が主体で行う事業として、地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）を活用して実施。障害児支援の所管課に在籍する巡回支援専門員 １ 名（特別支援学校教諭、社会福祉士、保育士、医療的ケア児コーディネーター資格有/地域障害児支援体制強化事業を活用して雇用）と、保育士 １ 名（市内公立園の副園長級職員、概ね ２ 年周期のローテーションで課に勤務）がペアとなり、依頼のあった園を中心に、市内の私立・公立園を巡回して、障害がある又は障害の疑いがある、特性のある児童のアセスメント、行動観察を行う。園職員に対しては、支援方法や支援計画作成についての相談、助言、保護者に対しては療育や就学についての相談等を行っている。巡回頻度としてはほぼ毎日（年間の訪問数は 200 回程度）。巡回記録については、対象児の就学先を検討・決定するための資料とする。また、障害の疑いがある、特性のある児童に対して療育勧奨するための判断材料とする。（２）保育所等訪問支援事業（障害児通所支援）として、児童発達支援センター（市指定管理施設）が実施。半年を 1 クールとして、児童発達支援センター職員（専門職）が市内の各園を訪問し、対象児のアセスメント、対象児本人と集団（クラス等）への支援、職員への支援（対象児のかかわり方や環境の設定・整備に関する助言等）、保護者へのフィードバックを行う。
- ・ 保育所等訪問支援は、障害児の保護者が申請により支援を希望して実施するのに対して、地域障害児支援体制強化事業は本市が指定管理者への委託事業として実施している。療育等支援事業においては、保育所等の巡回指導を行いながら保育所等の職員から支援が必要な児童を特定して職員と児童の双方に対して支援を行っている。前者は、当事者への直接支援なのに対して、後者は、保育所等における療育の質的向上、インクルージョンの推進を企図したものとして整理している。
- ・ 「地域障害児支援体制強化事業 巡回支援専門員整備」は、保育所等の希望に基づき、在籍するこどもたちの発達障害等の早期発見や対応について、保育所等へ助言を行い、支援を実施することを目的としている。／「保育所等訪問支援」は、保護者の希望に基づき、集団生活に不安があるこどもが、集団生活に適応できるよう直接的な支援を行うことを目的としている。
- ・ 保育所等訪問支援：発達相談を専門機関で行う上で、保護者の同意及び集団先の本サービスの受入れが

あった場合、集団先への支援を行い、保護者参加型の支援。／地域障害児支援強化事業：主に巡回支援は、保護者の同意なく、集団先からの申請で集団生活で対応に苦慮する児童を踏まえたクラス運営の支援。発達相談に繋げたい児童をどう繋げていくかも一緒に考えています。

○その他

- ・ 施設等から依頼を受けた際にはまず地域障害児支援体制強化事業で訪問を行い、その後継続支援が必要であれば保育所等訪問支援事業に移行している。
- ・ 前提として、市内に保育所等訪問支援事業所がなく、近隣市の事業所で利用できることも限られている状況にある。地域障害児支援体制強化事業で実施している園巡回（アウトリーチ支援）においては、就学にあたり園から学校へ、支援が必要な児の情報等を円滑に伝達することも目的の一つとしている。

（主に保育所等訪問支援とその他の予算事業等の使い分け）

- ・ 定期的に療育的な関わりを必要とし、保護者が通所受給者証の取得を希望する場合には、保育所等訪問支援の利用を案内している。一方、医療的ケア児で入園当初の環境設定や支援内容の共有など臨時的・断続的な関わりでよい場合や、保護者が受給者証の取得を希望しない場合は、医療的ケア児総合支援事業を活用した医療的ケア児等コーディネーターがアウトリーチ支援を行う。ただし、この場合は、保育所等訪問支援と異なり、医療的ケア児や重症心身障害児に限る。
- ・ 保育所等訪問支援は保育所等を訪問し、障害のあるこどもに対して、障害のあるこども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。障害児等療育支援事業では、障害児、その家族への相談・指導、障害児の属する施設職員に対し技術指導や総合的な支援を行う。なお、保育所等訪問支援は、保護者からの支給申請に基づき決定し、支援を行う。一方、障害児等療育支援事業では、保護者が障害の受け入れ等ができていない場合でも、障害が疑われる段階から支援を行う。

（主に地域障害児支援体制強化事業とその他の予算事業等の使い分け）

- ・ 「巡回支援専門員整備」については、支援の必要なこどもの障がいや特性等の早期発見と早期療育に向けて助言やサービスなどの情報共有を行い地域や保育現場等での子育てにおいて有効な支援を行うため／「医療的ケア児等総合支援事業」については、医療的ケア児の健康を保持しながら、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図る等のことが目的である。
- ・ 地域障害児支援体制強化事業（巡回相談）※市が事業所に委託 発達が気になるこどもの早期発見・早期支援を目的に、専門職が保育所等を巡回し職員等に助言・指導を行う。（集団での行動観察・支援）／障害児等療育支援事業（療育センター）※県が事業所に委託 発達障害の特性が気になるこどもに専門職がアセスメントを実施し、こどもの特性に応じた個別療育と保育所等への訪問支援を行う。（個へのアプローチ）
- ・ 自治体の独自事業は、未就学の気がかり児全般を対象にしているが、すでに保育所等訪問等の福祉サービスを利用している場合は、対象から除かれることが多い。対象児はこども園が選定している。地域障害児支援体制強化事業は、未就学児の場合、年中・年長児を対象に、就学につながる学びの場を検討するための支援を行っている。就学児の場合は福祉サービスの利用に関わらず必要時に介入している。

（主に保育所等訪問支援と市区町村独自事業／自治体職員による訪問の使い分け）

- ・ 保育所等を主な対象として助言が必要な場合は保育所等訪問支援を利用。支援の主な対象を児童とする場合には発達心理士による保育所等への巡回発達相談（市事業）を実施するなどしている。
- ・ 保育所等訪問支援は通所事業所が保育園等へ訪問し、本人への直接支援や保育士等への間接的な助言を行う。市自立支援協議会で実施している巡回相談支援チームでは特別支援学校・医療機関・相談支援事業所とともに市内小中学校を訪問し、現場が課題と感じる事項について包括的に意見交換を行っている。
- ・ 保育所等訪問支援はおおよそ 3 か月程度を想定している。期間中の複数回の訪問を経て、集団への適応力を高めるための本人支援、職員への助言を行う。／市町村子ども発達支援センター事業 施設等へのアウトリーチについては、年 2 回保育所、幼稚園、児童クラブを対象に巡回相談を実施し、職員への助言等を行なっている。その都度ある施設職員からの困りごと、相談に対して町の地域コーディネーターが対応している。
- ・ 自治体が行う訪問支援（巡回相談）は、園の困りごとの把握、環境調整の方向性、初期的な個別支援の提案等を行い、支援の出発点となる情報整理を行う役割を担う。一方、継続的な観察・評価を踏まえ、個々の園児の特性に応じた支援方法を計画的に構築・実施する必要がある場合については、障害児通所支援である保育所等訪問支援の活用を基本とする。両者を役割に応じて使い分けている。

（主に地域障害児支援体制強化事業と市区町村独自事業／自治体職員による訪問の使い分け）

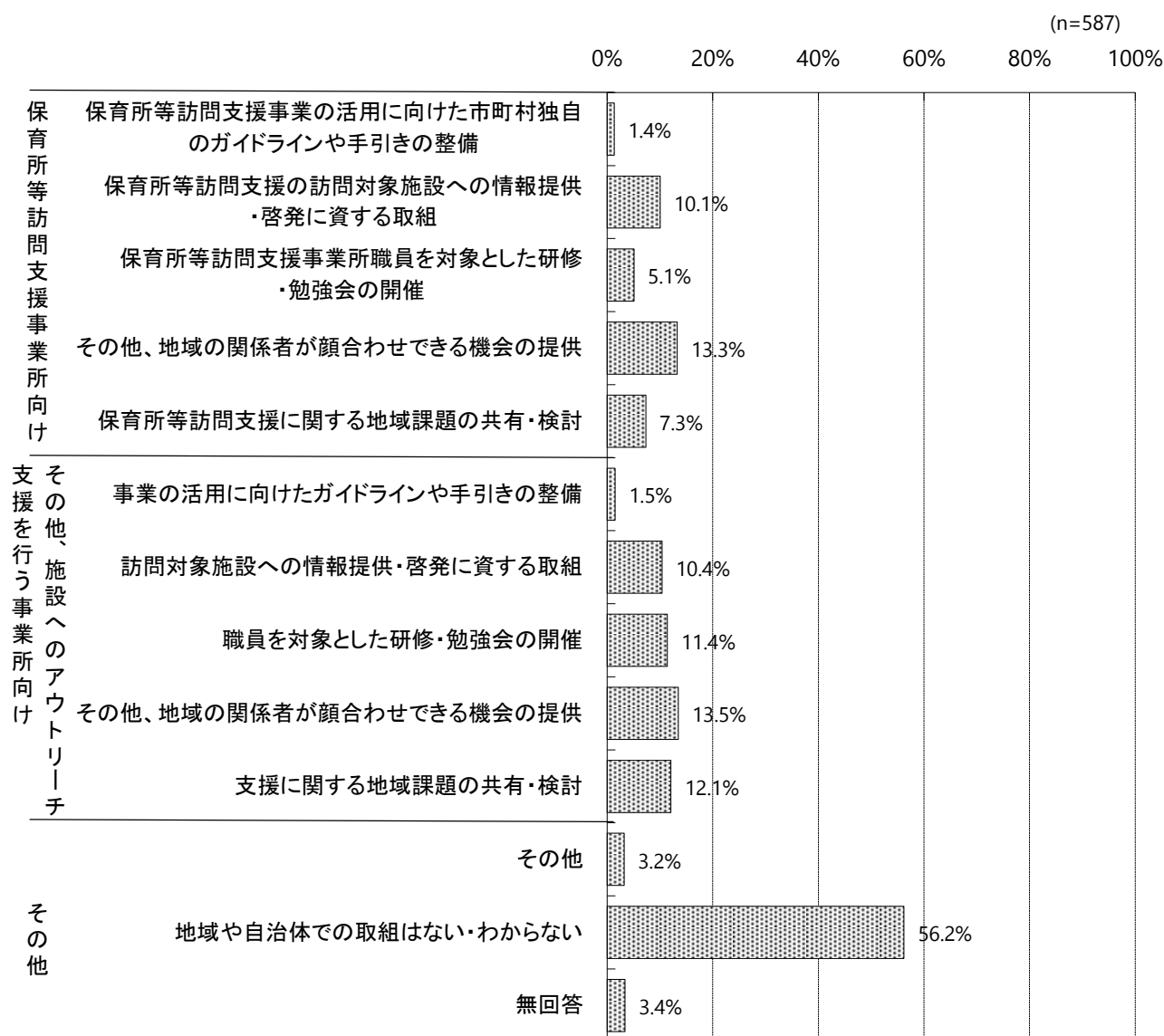
- ・ 地域障害児支援体制強化事業は、児童が通う保育所、幼稚園または認定こども園に出向き、児童の行動観察や保護者との面談を行い、児童とその保護者の支援を行っている。／市区町村独自の事業のうち、障害部門の予算事業については、子育て支援拠点施設や保育所等に巡回支援を実施し、障がいや早期に発見し、早期の療育につなげられるよう整備している。／市区町村独自の事業のうち、その他部門の予算事業については、児童が通う保育所、幼稚園または認定こども園に出向き、児童の行動観察やアセスメントを行い、職員の労働環境の整備を行っている。
- ・ 地域障害児支援体制強化事業による巡回支援を実施することで支援を必要とする児童のピックアップを行い、障がい部門が行う独自事業により、障がいの特性に応じた個別の支援(言語訓練、療育指導等)を実施する。
- ・ 子ども発達支援センターの保育士が各園を巡回している。その結果、心理士など他の専門職の支援を要する場合は、地域障害児支援体制強化事業を活用している。

（注 1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

② 施設等へのアウトリーチ支援について、自治体や地域で実施している取組内容

「地域や自治体での取組はない・わからない」の割合が最も高く 56.2%である。次いで、「（その他、施設等へのアウトリーチ支援を行う事業所向け）その他、地域の関係者が顔合わせできる機会の提供（13.5%）」、「（保育所等訪問支援事業所向け）その他、地域の関係者が顔合わせできる機会の提供（13.3%）」である。

図表 2-92 施設等へのアウトリーチ支援について、自治体や地域で実施している取組内容（複数選択）



(注1) 「その他」として、「保育所等訪問支援事業を行う対象児の調整」や「市内児童発達支援センターとの連絡会」といった回答があった。

図表 2-93 施設等へのアウトリーチ支援について、自治体や地域で実施している取組内容
(複数選択、自治体の種類別)

			保育所等訪問支援事業所向け					その他、施設へのアウトリーチ支援を行う事業所向け					その他		
			保育所等訪問支援事業の活用に向けた市町村独自のガイドラインや手引きの整備	保育所等訪問支援の対象施設への情報提供・啓発する取組	保育所等訪問支援事業所職員を対象とした研修・勉強会の開催	その他、地域の関係者が顔合わせできる機会の提供	保育所等訪問支援に関する地域課題の共有・検討	事業の活用に向けたガイドラインや手引きの整備	訪問対象施設への情報提供・啓発に資する取組	職員を対象とした研修・勉強会の開催	その他、地域の関係者が顔合わせできる機会の提供	支援に関する地域課題の共有・検討	その他	地域や自治体での取組はない・わからない	無回答
自治体の種類	(n=587)	Total	1.4%	10.1%	5.1%	13.3%	7.3%	1.5%	10.4%	11.4%	13.5%	12.1%	3.2%	56.2%	3.4%
	(n=46)	指定都市・中核市・特別区	6.5%	21.7%	23.9%	15.2%	15.2%	2.2%	17.4%	26.1%	10.9%	13.0%	10.9%	30.4%	6.5%
	(n=286)	その他の市	1.7%	15.0%	4.9%	19.6%	8.7%	2.1%	14.0%	15.7%	20.3%	14.0%	2.4%	43.7%	3.8%
	(n=215)	町	0.0%	2.3%	2.3%	7.0%	4.7%	0.9%	5.6%	4.7%	7.4%	9.8%	2.8%	73.0%	2.3%
	(n=40)	村	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	10.0%	2.5%	85.0%	2.5%

③ 施設等へのアウトリーチ支援について、円滑・効果的に進めていくために工夫していること

施設等へのアウトリーチ支援について、円滑・効果的に進めていくために工夫していることとして、主な回答は以下のとおり。

図表 2-94 施設等へのアウトリーチ支援について、円滑・効果的に進めていくために工夫していること
(自由記載)

(訪問先との関係構築)	
- 放課後児童クラブと保育所等訪問支援事業所の顔合わせを行うほか、小中学校の校長会を通じて、保育所等訪問支援の活用について各学校に周知を図っている。事業所と学校へのヒアリングによると、担任や教頭が保育所等訪問支援を認識しておらず、援助開始時にトラブルが生じているとのこと。現場の先生にまで周知がいきわたるよう、パンフレットなどの作成を進めている。 - 保育所等訪問支援の導入について、就学児については、訪問先の施設、相談支援専門員、保育所等訪問支援事業所、行政（訪問先施設の所管課も含む）で、事前調整会議を実施している。 - 保育所等訪問支援の導入にあたり、児童の所属する集団側に制度や事業者への疑義がある際には障害児通所支援給付担当のケースワーカーが集団側への説明や事業者との同行などのフォローを行う。	
(訪問準備・訪問時の工夫)	
- 現場（園）での児の生活を第一に考える。園での生活で、先生方が大切にしていることをまず聞き取り、それを尊重し、その上でできることを探して提案するようにしている。こちらの専門性を押し付けない。 - 時々会うからこそ、毎日密に接している先生方には気づきにくい、児の成長した姿を探して伝える。その上で児の捉えについての新しい視点や、具体的な支援の方法などを提案するように意識している。 - 保護者の意向を確認し、訪問目的を所属先へ伝えることで、まず保護者の気持ちに気づいてもらえるよう努めています。また、所属先での支援の様子を保護者に伝えることで、こどもの各場面での様子を相互に理解し、支援内容を共有できるよう心がけています。双方の理解を促進するため、中立的な立場を保ち、こどもへの支援において非常に重要である保護者と所属先の良好な関係構築を重視しています。民間事業である保育所等訪	

問支援については、困難であるケースについては、適宜相談を受け、連携をして対応するよう努めています。

- ・ アウトリーチを効果的に進めるため、事前に施設側のニーズを丁寧に確認し、目的を共有した上で訪問しています。また、訪問後は簡潔で実践しやすい助言を心がけ、継続的な連絡・相談体制を整えることで支援の一貫性を高めています。

（委託先・訪問する職員との連携）

- ・ 年に 1 回の保育所等訪問支援の連絡会に参加し、事業所の人たちと情報共有をしている。
- ・ 児童発達管理責任者を対象とした研修を実施する等、アウトリーチ支援を担う施設職員と顔の見える関係づくりに努めている。

（訪問先施設と事業者間の仲介）

- ・ 必要に応じ、訪問先施設と事業所間の連絡調整を行う。
- ・ 保育所等訪問支援事業は学校の受入がよい所もあるため、障害福祉課が仲介することがある。

（庁内連携）

- ・ 関係課（保育担当課、教育委員会事務局など）と情報共有を行う。
- ・ 対象のケースに応じて、公認心理師以外にも、保健師や児童福祉主管の担当職員等、多職種で訪問・共有を行っている。

（その他関係機関との連携）

- ・ 自立支援協議会にて、教育と福祉（事業所含む）の連携を促進し、地域全体でこどもを支える体制づくりをしている。
- ・ 定期的に開催される児童専門部会などを筆頭に、関係機関で意見交換する場を提供している。
- ・ 地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員）については、年に数回関係機関で集まり、会議を行うことで、支援の方向性を共有し、改善方法などについて話し合いを行っている。
- ・ 巡回で得られた児童・生徒の情報を、教育支援委員会での審議に活用し、支援体制の充実を図っている。

（その他）

- ・ 導入に前向きな事業所からアウトリーチ支援を実施し、支援実績や事例について各事業所へ周知を図る。
- ・ より多くの障害児を対象とするため、自治体の専門職によるアウトリーチ支援は他の巡回等の対象となっていない児童を対象とするようにしている。

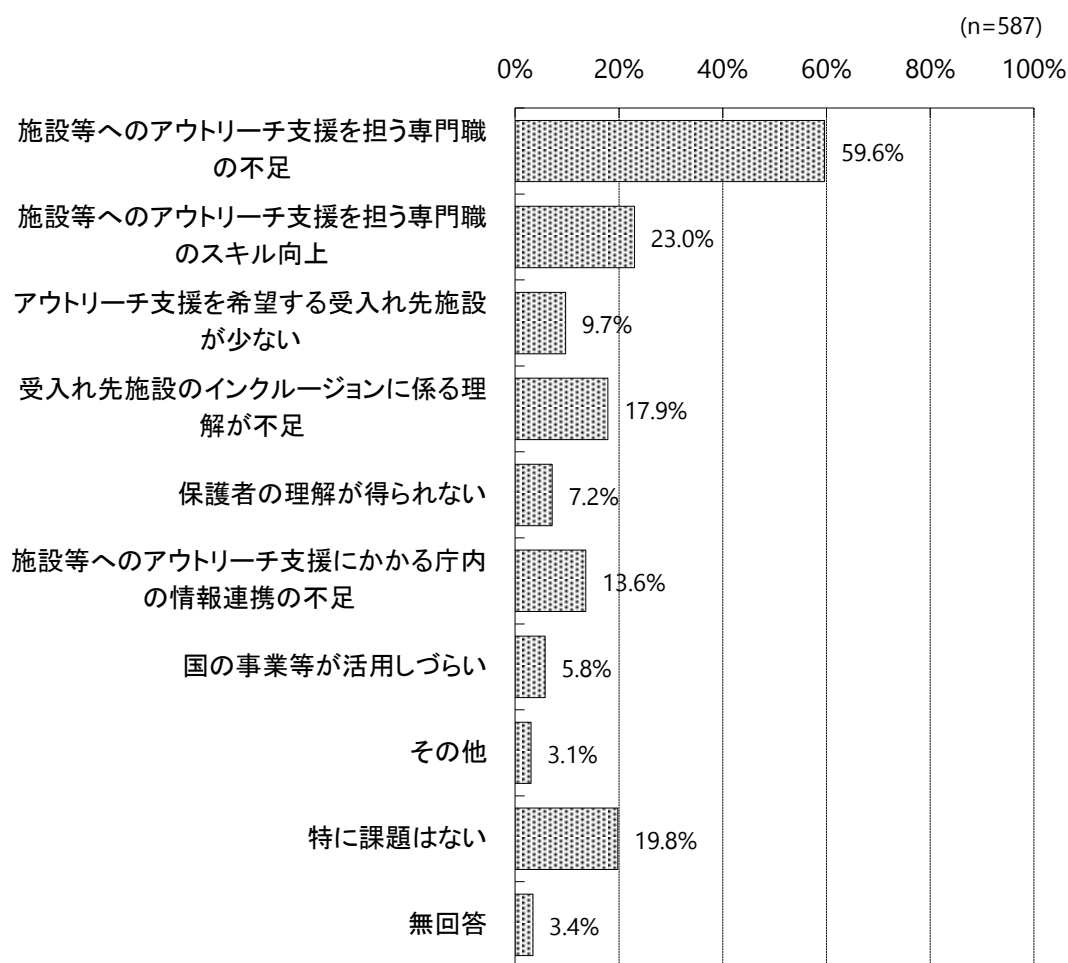
（注 1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

（６）現在の課題等

① 障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関する課題

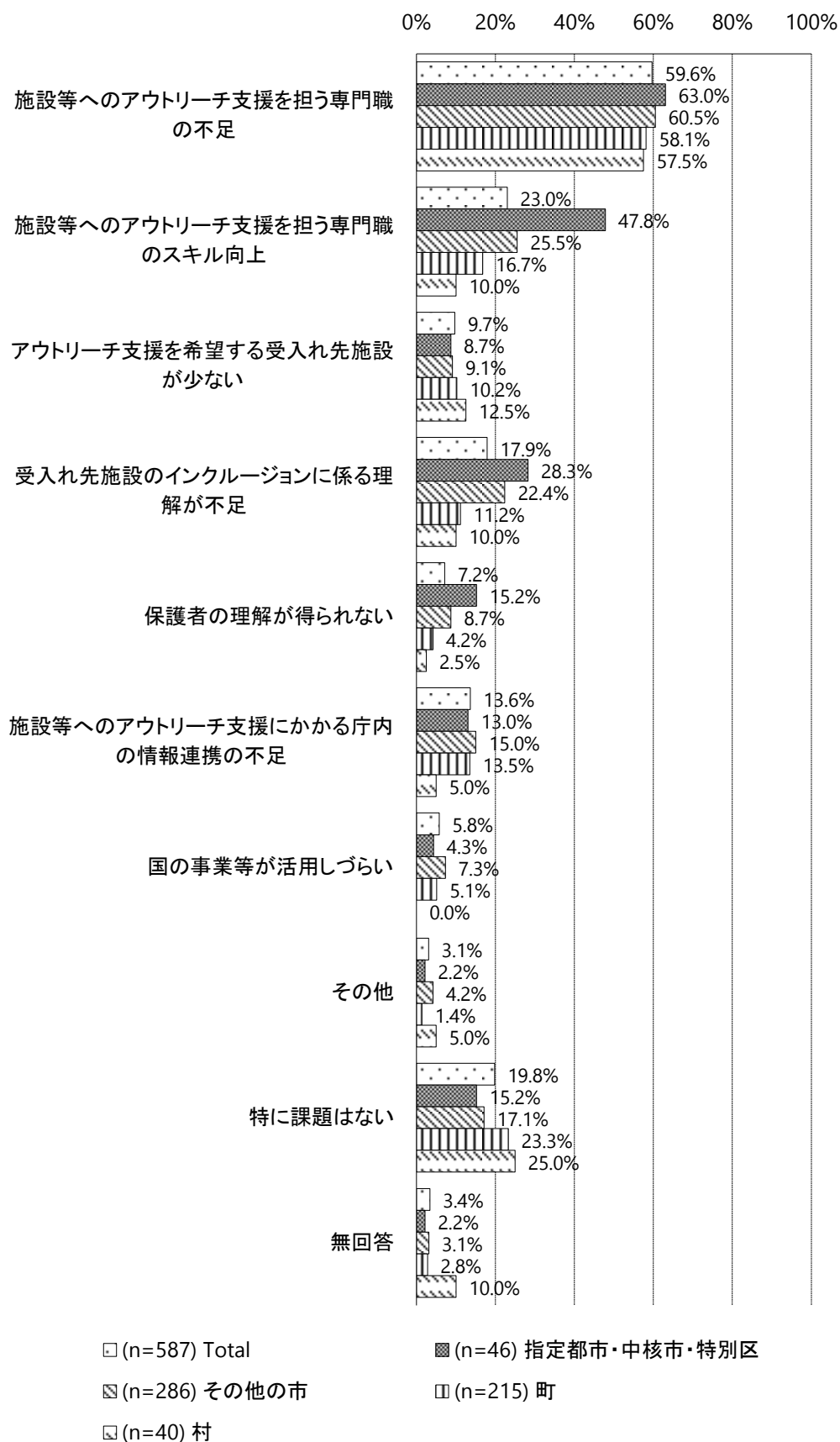
「施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職の不足」の割合が最も高く 59.6%である。次いで、「施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職のスキル向上（23.0%）」、「特に課題はない（19.8%）」である。

図表 2-95 障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関する課題（複数選択）



（注 1）「その他」として、「児童・保護者ともに支援が必要なケースが多い」や「手続きや説明等に時間を要するため、早期の介入が困難」といった回答があった。

図表 2-96 障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関する課題
(複数選択、自治体の種類別)



② 障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関して、国や都道府県に求める支援

1) 国に求める支援

障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関して、国に求める支援として、主な回答は以下のとおり。

図表 2-97 障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関して、国に求める支援
(自由記載)

(財政支援・事業の改善)

- ・ 保育所等訪問支援において自己負担がかかる児童に対する助成。
- ・ 簡易的な手法のアウトリーチ支援に対する補助金。
- ・ 中核機能強化加算の緩和。特にすべての専門職配置と第三者評価を緩和してほしい。
- ・ 放課後児童クラブにおける障がい児受入れや職員研修、専門職配置等に対する十分な補助を検討してほしい。また、ガイドラインに伴う運営の推進を再度伝え、福祉のアウトリーチ支援が入りやすい環境を作してほしい。
- ・ 保育所等訪問支援を実施するにあたり、事前調整、直接的支援、間接的支援と、時間や専門知識等を要する。特に心理士やセラピストは医療現場での仕事もあるため、アウトリーチができる専門職者の保障のため、単価等の見直しの検討が必要と思われる。

(事業内容の明確化)

- ・ 児童発達支援センター等の機能強化について、面的整備型でも活用できるのかわからない。活用できるのであれば、活用方法をもう少しわかりやすく提示していただきたい。
- ・ 似たような内容の事業や補助制度が多く複雑すぎるため、もっと整理して活用しやすくしてもらいたい。

(人材育成に関する支援)

- ・ アウトリーチ支援を行う専門職への支援（研修など）。
- ・ 地域の園や児童クラブへのアウトリーチは、単に児童発達支援に詳しいだけでなく、園の仕組み（先生が何人に1名か、1日の流れ、行事、年少～年長それぞれの特色など）にも精通していないと寄り添った支援が行えない。両者を網羅した人材育成が必要。

(事例展開)

- ・ 常勤採用でも適応される補助金／アウトリーチ支援の具体的な方法。事例を通しての研修会／学校におけるアウトリーチ支援受け入れの理解。
- ・ 特に地域資源が乏しい地方での優良事例の横展開をお願いしたい。

(小規模自治体への支援)

- ・ 小規模自治体や広域連携が困難な自治体における事業実施は、県や国が主体となり行って欲しい。
- ・ ニーズに見合った施設等の整備構築のために、僻地等設置が難しい地域への報酬額に差をつけるなど、特別な措置等がないと、整備されていかないと考えます。
- ・ 地方の規模が小さい自治体では自前で人材を確保することが困難。また、地域の独自性もあり画一的な支援は難しい。地域の独自性に沿った形で人材確保や発達支援業務を実施するための支援があるとよい。

(関係機関に向けた周知・啓発)

- ・ 放課後児童クラブ・学童等の受け入れ側のインクルージョン促進と体制整備。

- ・ 保育所等訪問支援については、国から学校部局に対して制度の周知を行ってほしい。また、放課後児童クラブでも障害児を預かることがあるが、スタッフの専門性の不足により、現場も対応に追われている。委託事業者が保育所等訪問支援を積極的に活用するよう、ガイドライン等で示してほしい。
- ・ 地域の障害福祉部門がアウトリーチ支援として訪問することについて、学校等の現場に対して支援の受入手順を示すなど、事前の周知を行ってほしい。

（その他）

- ・ 福祉との連携についての視点を持ち実践できるような教員養成課程を整えてほしい。
- ・ 保育所等訪問支援の受入れを拒否できないようにしてほしい（私立園所などが拒否している事例が多い）。

（注 1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) 都道府県に求める支援

障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関して、都道府県に求める支援として、主な回答は以下のとおり。

図表 2-98 障害児通所支援事業所を除く、施設等へのアウトリーチ支援に関して、都道府県に求める支援
(自由記載)

(体制整備)

- ・ 様々な県の施設が県庁所在地に集中し、離れた地域では支援が受けづらく、マンパワーも少ない。県が取組として、施設の充実や療育等の質の担保をお願いしたい。
- ・ 児童発達支援センターが十分に機能を果たせるようなバックアップ。
- ・ 圏域で実施できるような体制づくりを県主導で進めてもらいたい。
- ・ 地域資源の少なさを補うため、市町の枠を超えて専門職を共有・派遣できる広域的な支援体制の構築と調整を進めてほしい。
- ・ 財源措置された予算を活用し、小規模市町村における人材確保に向けて、中核市等の企業・法人から小規模市町村での事業展開に向けた諸調整の実施。小規模市町村が単独で人材確保に向けた支援を行うのではなく、都道府県単位で実施していく必要があると考える。

(財政支援)

- ・ 地域の保育所、幼稚園、学校等で障害児を受け入れるための財政的な支援。
- ・ 国事業の補助要件を満たさないが、地域の実情に応じた市町村独自事業に対する助成制度の創設。
- ・ 職員を対象とした研修や勉強会の開催に対する補助金が出るとよい。

(人材育成に関する支援)

- ・ 巡回支援にかかる専門職人材の紹介、マッチング支援。
- ・ 実践的な個別ケースへの支援助言等のスーパーバイズなど。

(事例展開)

- ・ 障害児支援体制整備に関して、先行例など、情報提供を充実していただきたい。(面的整備型の例は探してもなかなか見つからない。)
- ・ 市町村を超えて連携や情報交換をする場を設定して貰えると、近隣自治体の情報が得られるので助かります。

(関係機関に向けた周知・啓発)

- ・ 放課後児童クラブ・学童等の受け入れ側のインクルージョン促進と体制整備。
- ・ 学校に対して保育所等訪問支援事業に関する情報提供、受け入れに関して協力を求める要望を教育部局から出してほしい。

(その他)

- ・ 教育と福祉において、お互いの状況の理解を促すような合同研修等を取り入れてほしい。
- ・ 教育部門と福祉部門の連携。サポートブック(生活支援ノート)のシステム化及び法制化。

(注1) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

第3章 児童発達支援センター・中核機能強化事業所アンケート調査

1. 調査実施概要

① 調査目的

児童発達支援センター及び中核機能強化事業所での保育所等訪問支援を含め類似するアウトリーチ支援の実施状況やその内容、課題等の実態を把握することを目的とし、児童発達支援センター及び中核機能強化事業所へのアンケート調査を実施した。

② 調査対象

- ・ 児童発達支援センター（悉皆）
- ・ 中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（悉皆）

※児童発達支援センターについては、加算の算定の有無・保育所等訪問支援事業の実施の有無を問わず、本調査の対象とする。

③ 調査方法

こども家庭庁担当課より、指定を行う都道府県・指定都市・中核市に調査を案内いただき、都道府県・指定都市・中核市から事業所宛にメール等で調査の案内を展開いただいた。

事業所からは Web（Questant）での回答・回収とした。

④ 調査項目

調査項目は以下のとおり。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○基本情報<ul style="list-style-type: none">・ 設置主体、運営主体・ 実施しているサービス、利用定員数、職員数○中核機能強化加算及び中核機能強化事業所加算を算定しているセンター・事業所としての取組状況<ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の算定状況や算定に至るプロセス・ 中核機能強化事業所における中核機能強化事業所加算の算定状況や算定に至るプロセス・ 中核機能強化職員の配置状況・ 中核機能強化職員による、市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組状況・ 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況・ 中核機能強化職員による、施設等へのアウトリーチ支援の取組状況○地域のインクルージョン推進に資する取組の状況<ul style="list-style-type: none">・ アウトリーチによる支援を行う事業の実施状況及びその実績・ 地域障害児支援体制強化事業における児童発達支援センター等の機能強化等に係る取組 |
|---|

状況

- ・ 地域障害児支援体制強化事業における巡回支援専門員整備に係る取組状況
 - ・ 障害児等療育支援事業に係る取組状況
- 施設等へのアウトリーチ支援の成果や工夫、現在の課題等
- ・ 保育所等訪問支援事業を除く、施設等へのアウトリーチ支援によって得られた変化
 - ・ 保育所等訪問支援事業を除く、施設等へのアウトリーチ支援を行う上で、留意していること・工夫
 - ・ 保育所等訪問支援を除く、類似する施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題
 - ・ 国や都道府県に求める支援

⑤ 調査実施時期

- ・ 令和 7 年 11 月 18 日～令和 7 年 12 月 23 日

⑥ 回収状況

- ・ 256 件の有効回答があった。

※令和 7 年 9 月 30 日時点で活動中の児童発達支援センター・中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を集計対象とした。

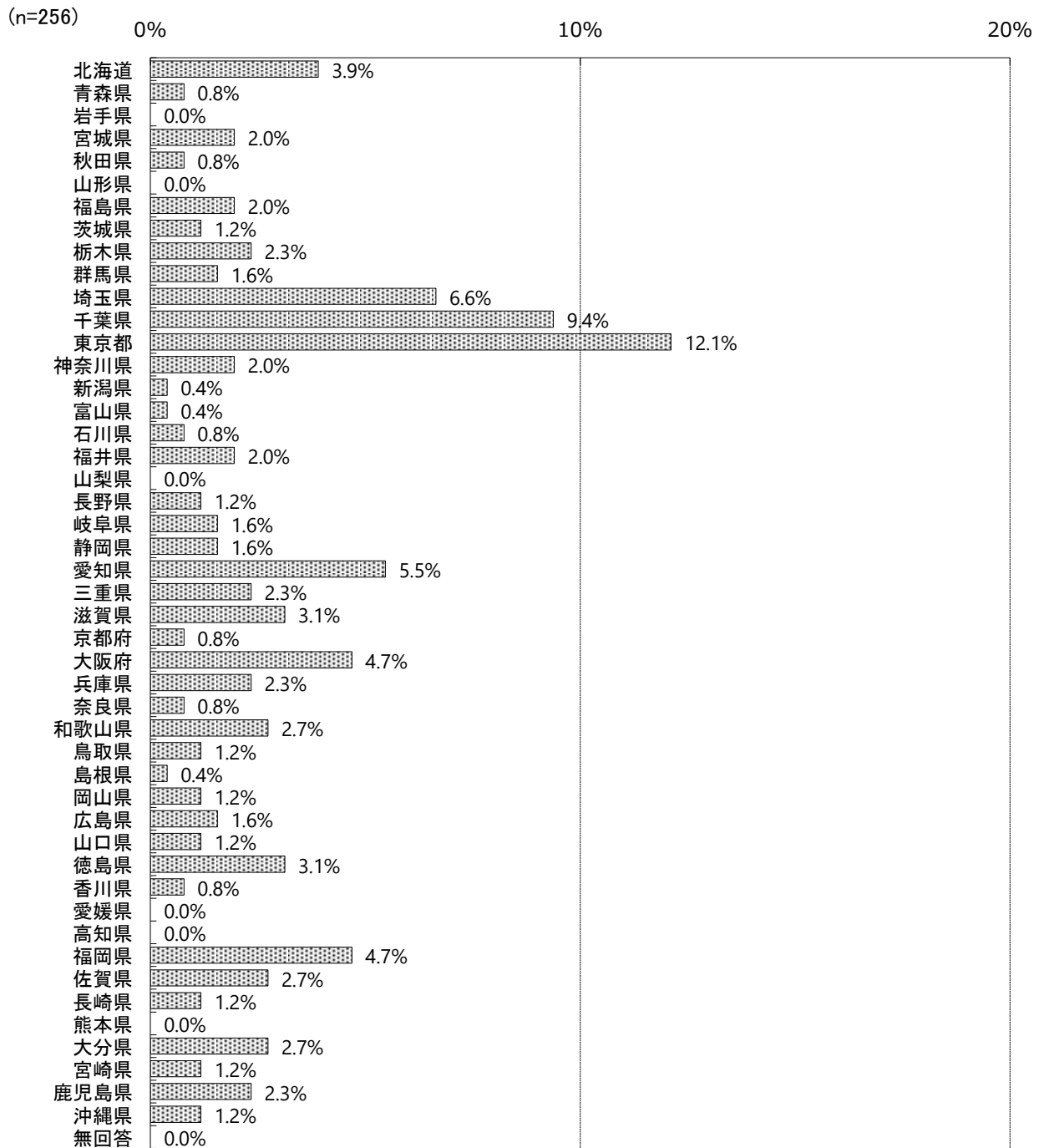
2. 調査結果

(1) 基本情報

① 都道府県別回収状況

「東京都」の割合が最も高く 12.1%である。次いで、「千葉県（9.4%）」、「埼玉県（6.6%）」である。

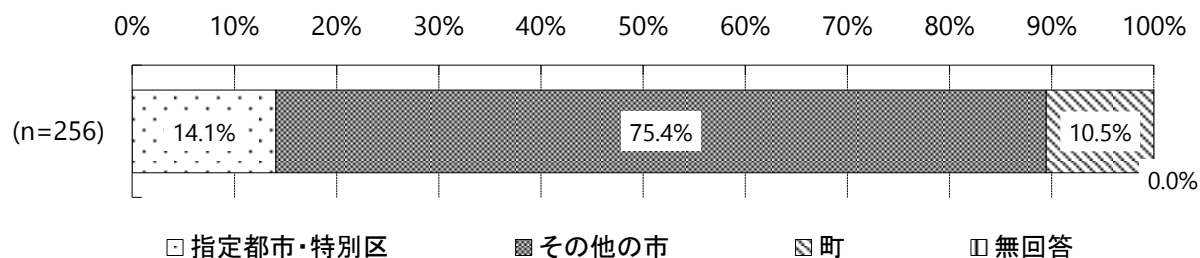
図表 3-1 都道府県別回収状況（単数選択）



② センター・事業所が所在する市区町村の種類

「その他の市」の割合が最も高く 75.4%（193 件）である。次いで、「指定都市・特別区（14.1%、36 件）」、「町（10.5%、27 件）」である。

図表 3-2 センター・事業所が所在する市区町村の種類

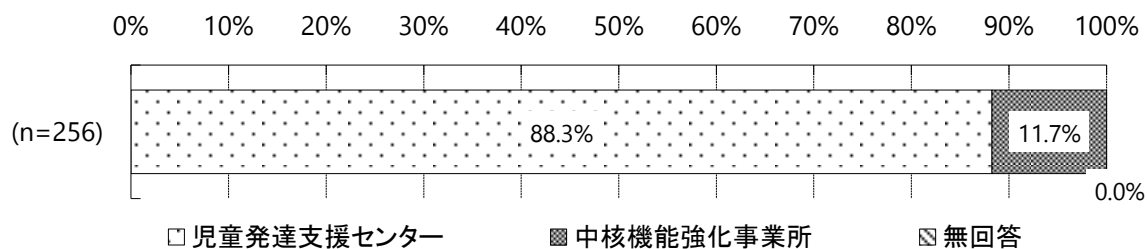


（注釈）村からの回答はなかった（0 件）。

③ 事業所の種類

「児童発達支援センター」の割合が 88.3%（226 件）、「中核機能強化事業所」の割合が 11.7%（30 件）である。

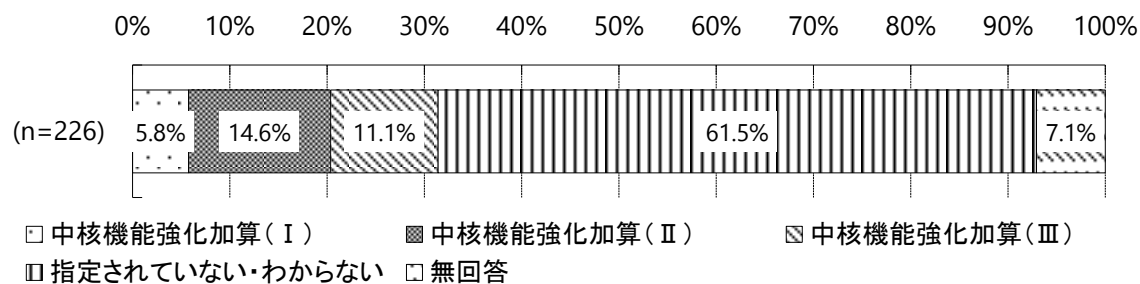
図表 3-3 事業所の種類



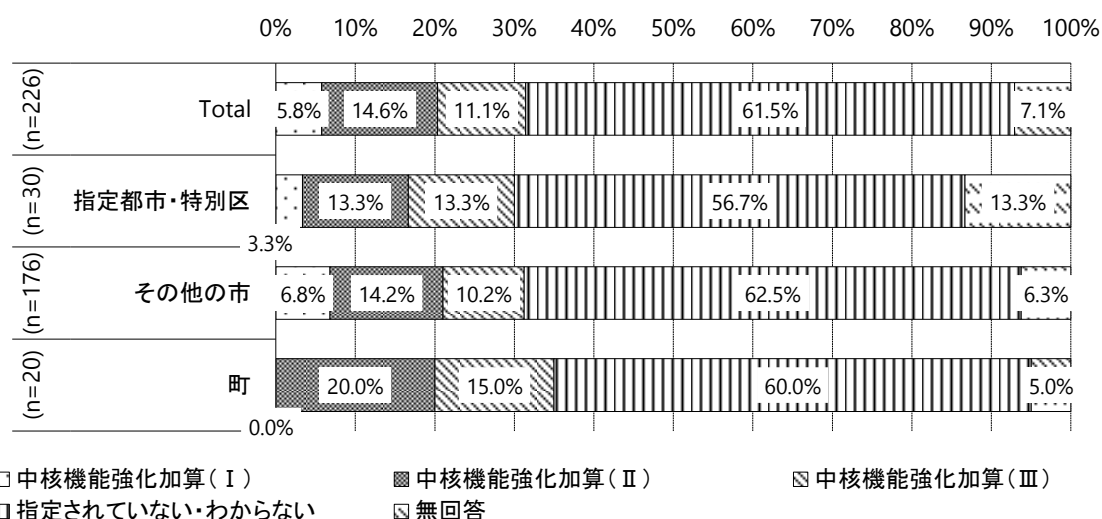
④ 中核機能強化加算に関する指定の状況（児童発達支援センターの場合）

「指定されていない・わからない」の割合が最も高く 61.5%である。次いで、「中核機能強化加算（Ⅱ）（14.6%）」、「中核機能強化加算（Ⅲ）（11.1%）」である。

図表 3-4 中核機能強化加算に関する指定の状況（児童発達支援センターの場合）



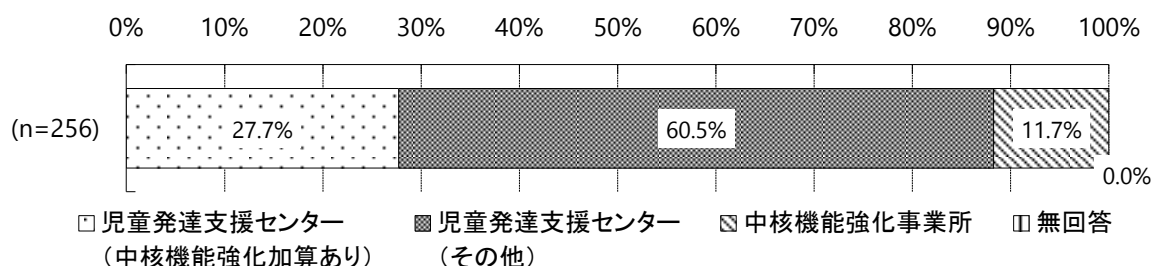
図表 3-5 中核機能強化加算に関する指定の状況（児童発達支援センターの場合、市区町村の種類別）



⑤ 事業所の種類（中核機能強化加算の算定状況を踏まえて再分類）

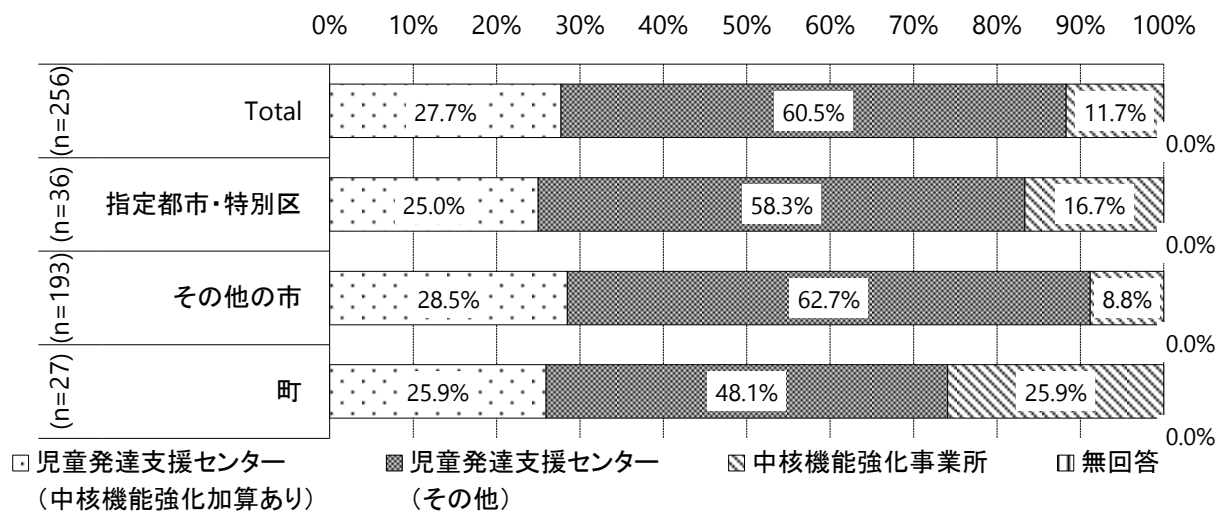
事業所の種類を中核機能強化加算の算定の有無別に整理したところ、「児童発達支援センター（その他）」の割合が最も高く 60.5%である。次いで、「児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）」（27.7%）、「中核機能強化事業所（11.7%）」である。

図表 3-6 事業所の種類と中核機能強化加算の算定状況

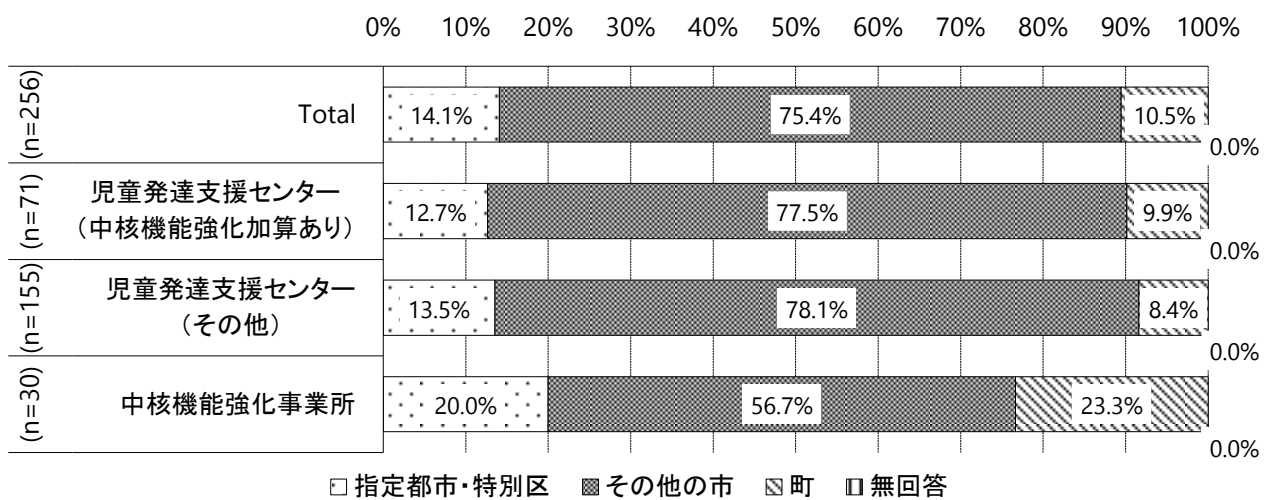


（注1）中核機能強化加算の算定があると回答した児童発達支援センターを「児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）」、それ以外の児童発達支援センターを「児童発達支援センター（その他）」と再分類した。

図表 3-7 事業所の種類（市区町村の種類別）



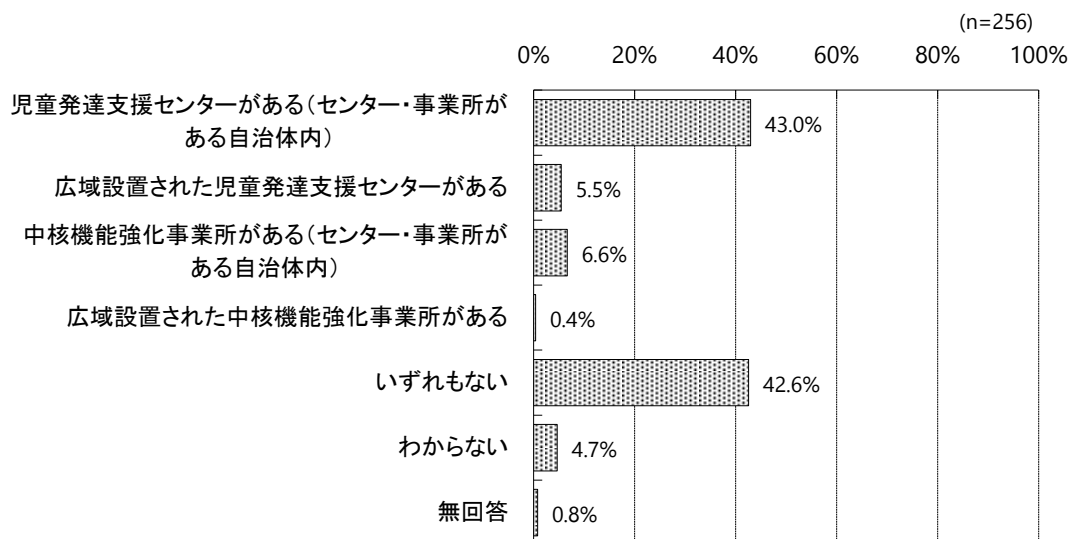
図表 3-8 センター・事業所が所在する市区町村の種類（事業所の種類別）



⑥ 所在する自治体内に自センター・事業所以外の児童発達支援センターや中核機能強化事業所の有無

「児童発達支援センターがある（センター・事業所がある自治体内）」の割合が最も高く43.0%である。次いで、「いずれもない（42.6%）」、「中核機能強化事業所がある（センター・事業所がある自治体内）（6.6%）」である。

図表 3-9 所在する自治体内に自センター・事業所以外の児童発達支援センターや中核機能強化事業所の有無
(複数選択)



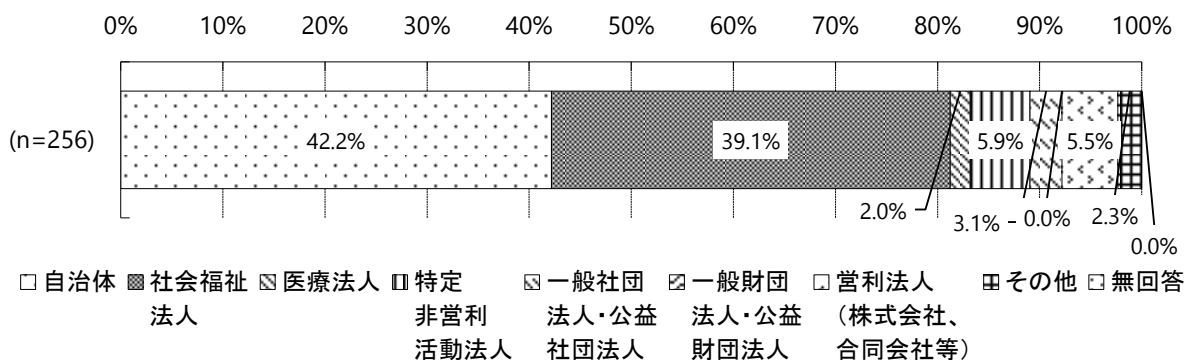
図表 3-10 所在する自治体内に自センター・事業所以外の児童発達支援センターや中核機能強化事業所の有無
(複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別)

		児童発達支援センターがある（センター・事業所がある自治体内）	広域設置された児童発達支援センターがある	中核機能強化事業所がある（センター・事業所がある自治体内）	広域設置された中核機能強化事業所がある	いずれもない	わからない	無回答
	(n=256) Total	43.0%	5.5%	6.6%	0.4%	42.6%	4.7%	0.8%
事業所の種類別	(n=71) 児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	45.1%	2.8%	2.8%	0.0%	47.9%	2.8%	0.0%
	(n=155) 児童発達支援センター（その他）	46.5%	5.8%	5.2%	0.6%	40.0%	3.9%	1.3%
	(n=30) 中核機能強化事業所	20.0%	10.0%	23.3%	0.0%	43.3%	13.3%	0.0%
市区町村の種類別	(n=36) 指定都市・特別区	63.9%	5.6%	19.4%	0.0%	11.1%	8.3%	2.8%
	(n=193) その他の市	43.5%	5.2%	4.7%	0.5%	44.6%	3.6%	0.5%
	(n=27) 町	11.1%	7.4%	3.7%	0.0%	70.4%	7.4%	0.0%
設置主体別	(n=108) 自治体	37.0%	5.6%	6.5%	0.0%	50.0%	2.8%	1.9%
	(n=100) 社会福祉法人	48.0%	3.0%	7.0%	0.0%	43.0%	3.0%	0.0%
	(n=48) その他	45.8%	10.4%	6.3%	2.1%	25.0%	12.5%	0.0%

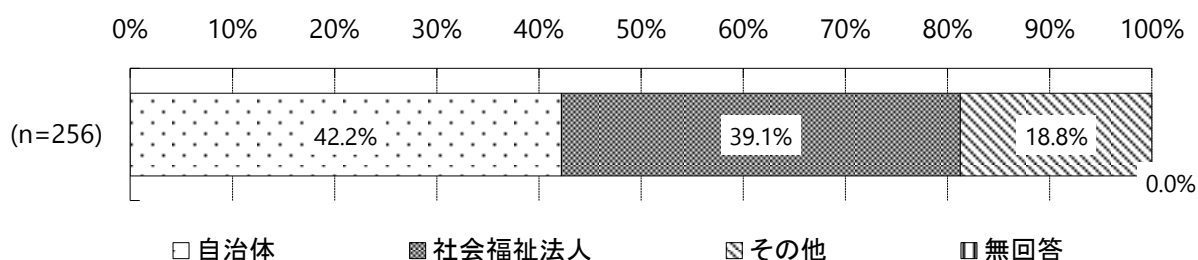
⑦ センター・事業所の設置主体

「自治体」の割合が最も高く 42.2%である。次いで、「社会福祉法人（39.1%）」、「特定非営利活動法人（5.9%）」である。

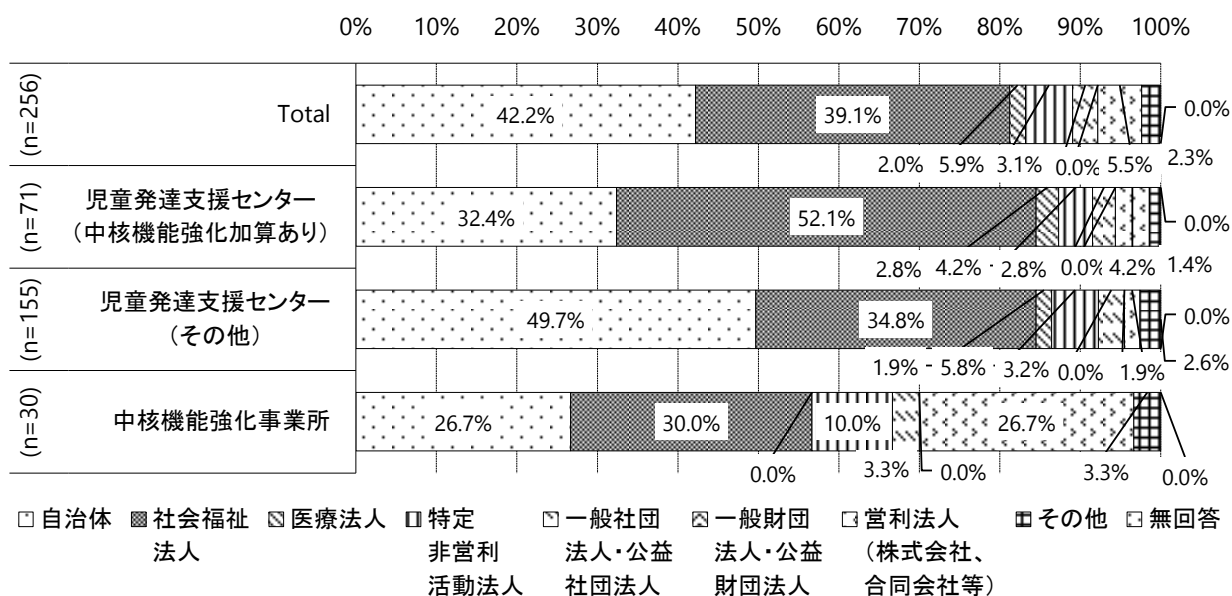
図表 3-11 センター・事業所の設置主体



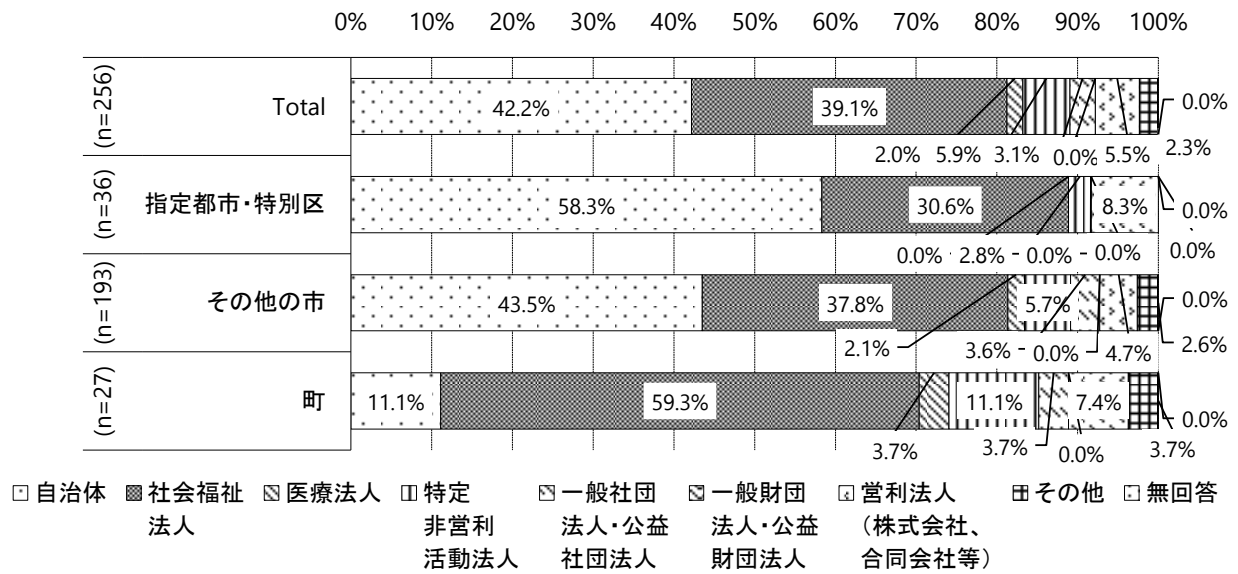
図表 3-12 センター・事業所の設置主体（3区分）



図表 3-13 センター・事業所の設置主体（事業所の種類別）



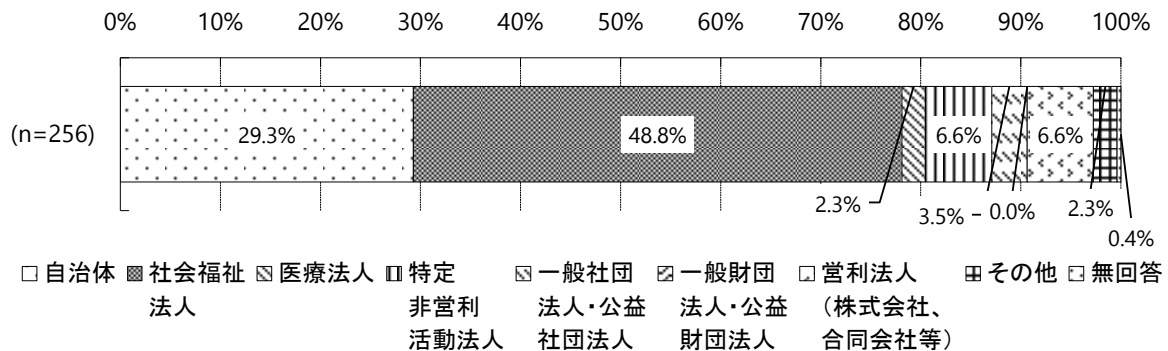
図表 3-14 センター・事業所の設置主体（市区町村の種類別）



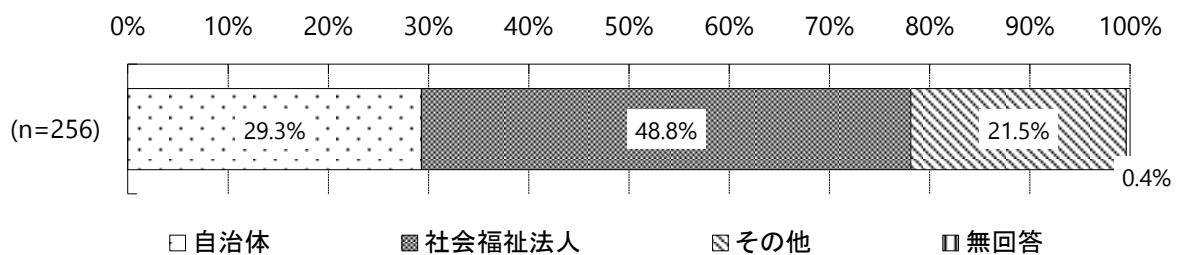
⑧ センター・事業所の運営主体

「社会福祉法人」の割合が最も高く 48.8%である。次いで、「自治体（29.3%）」、「特定非営利活動法人（6.6%）」、「営利法人（株式会社、合同会社等）（6.6%）」である。

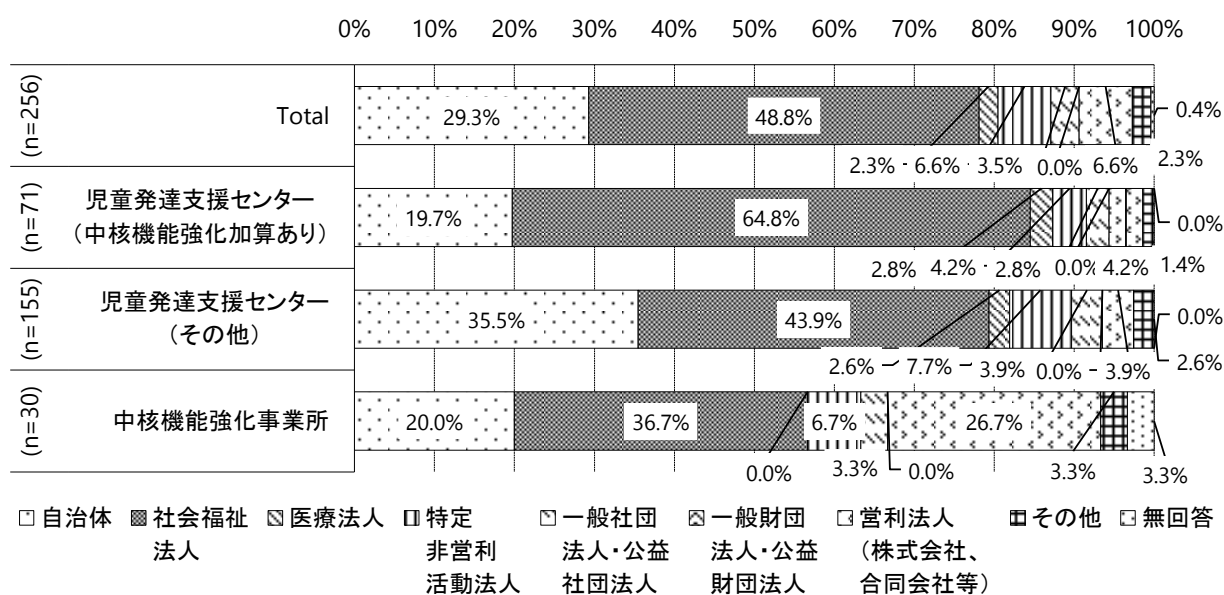
図表 3-15 センター・事業所の運営主体



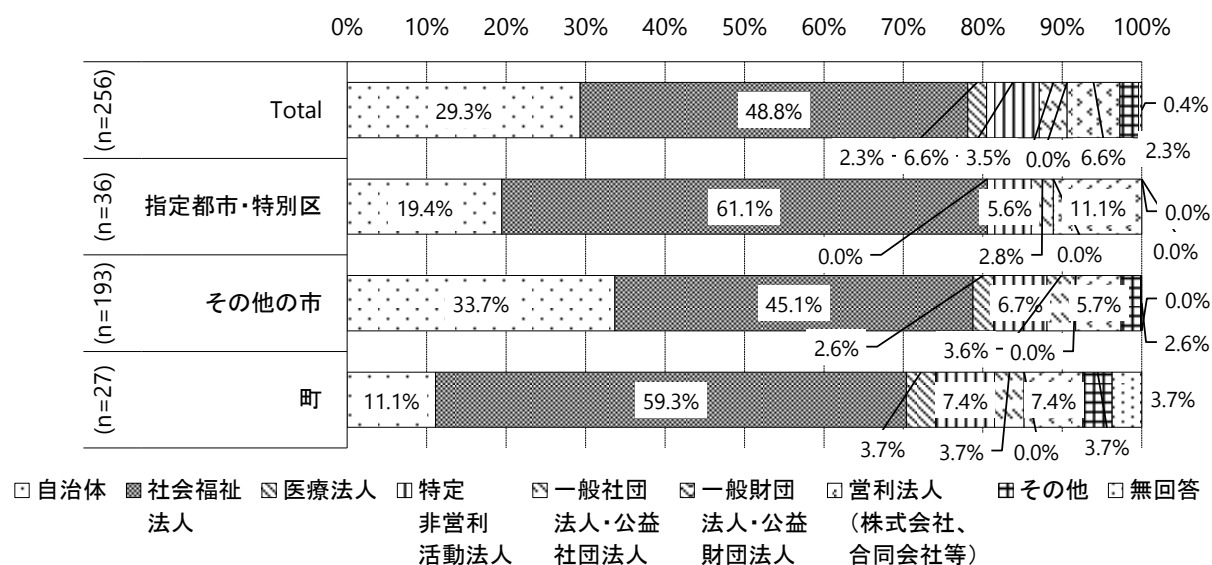
図表 3-16 センター・事業所の運営主体（3区分）



図表 3-17 センター・事業所の運営主体（事業所の種類別）



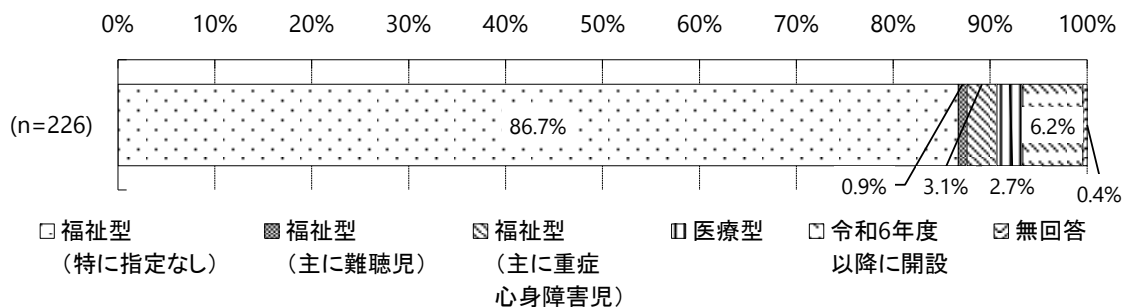
図表 3-18 センター・事業所の運営主体（市区町村の種類別）



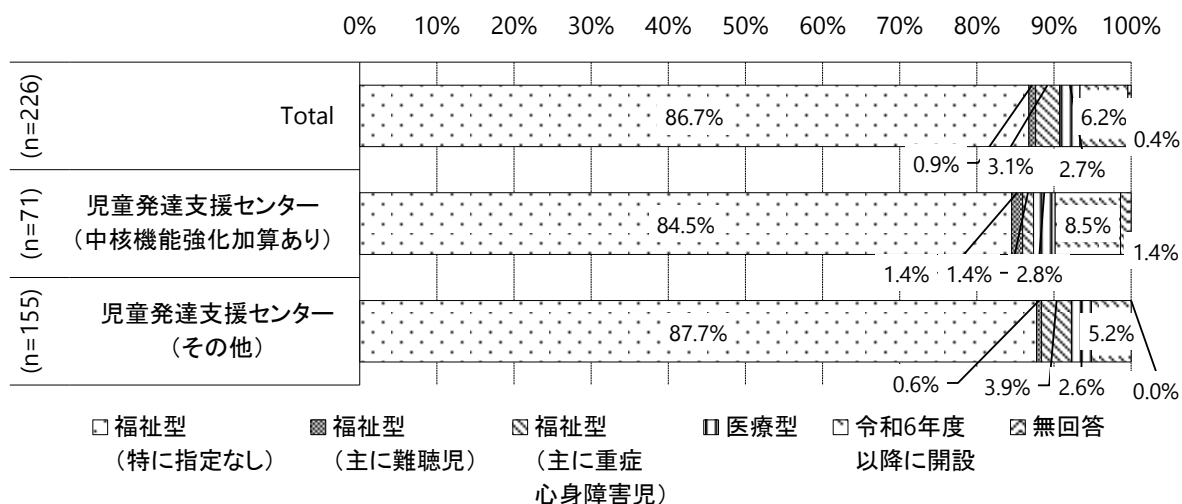
⑨ 以前のセンターの運営形態（児童発達支援センターのみ回答）

「福祉型（特に指定なし）」の割合が最も高く 86.7%である。次いで、「令和 6 年度以降に開設（6.2%）」、「福祉型（主に重症心身障害児）」（3.1%）」である。

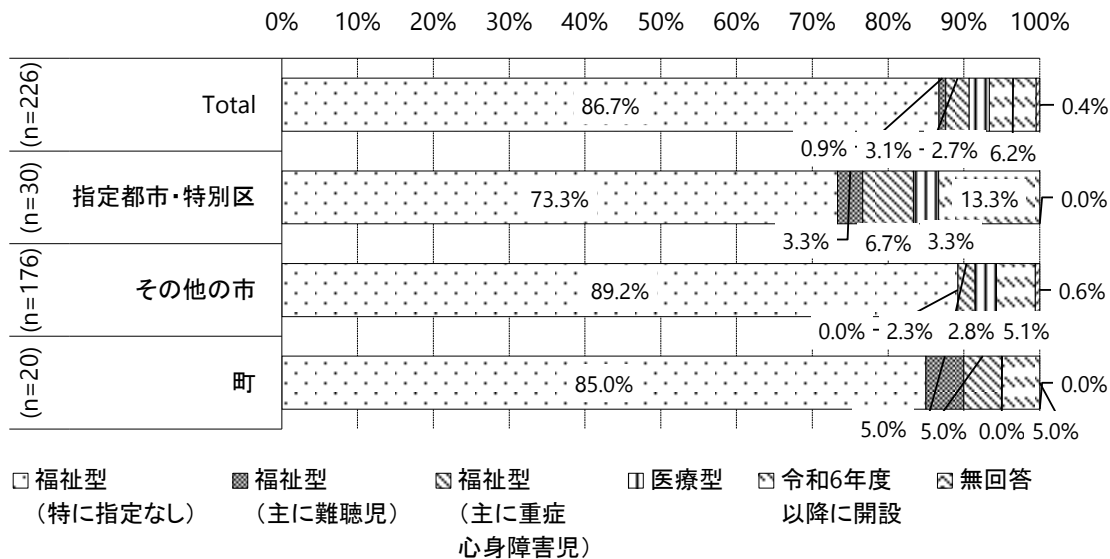
図表 3-19 以前のセンターの運営形態（児童発達支援センターのみ回答）



図表 3-20 以前のセンターの運営形態（児童発達支援センターのみ回答、事業所の種類別）



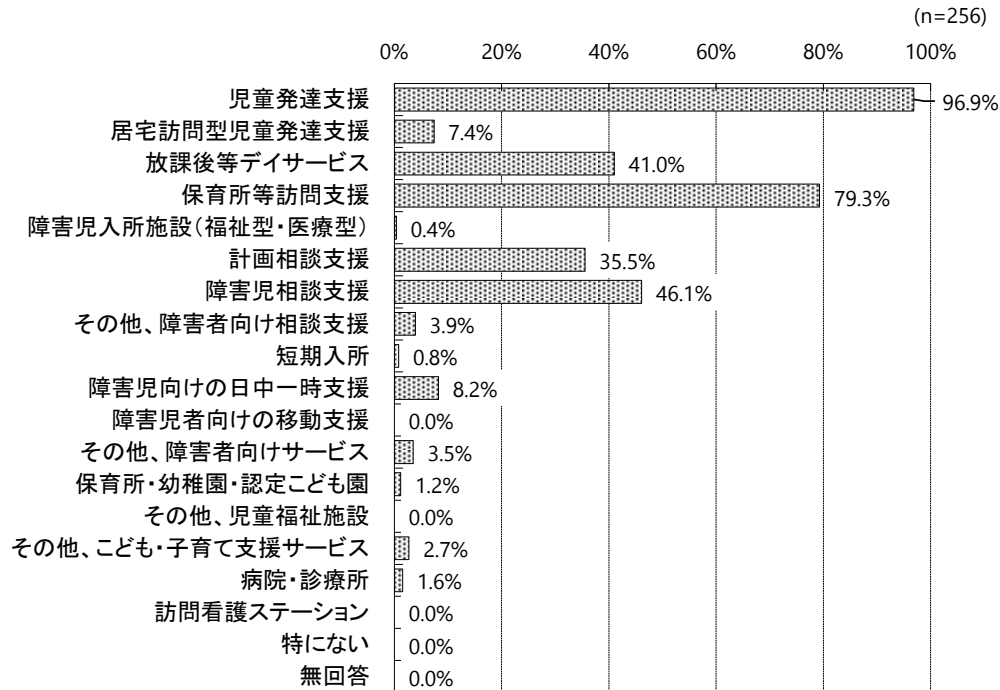
図表 3-21 以前のセンターの運営形態（児童発達支援センターのみ回答、市区町村の種類別）



⑩ 実施しているサービス

「児童発達支援」の割合が最も高く 96.9%である。次いで、「保育所等訪問支援（79.3%）」、「障害児相談支援（46.1%）」である。

図表 3-22 実施しているサービス（複数選択）



図表 3-23 実施しているサービス（複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別）

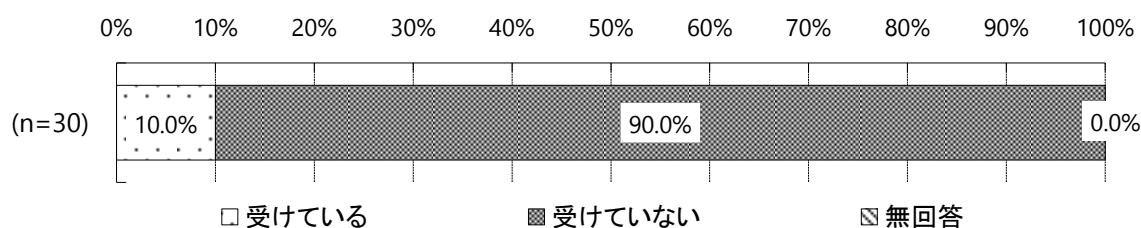
			児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所施設(福祉型・医療型)	計画相談支援	障害児相談支援	その他、障害者向け相談支援	短期入所	障害児向けの日中一時支援
事業所の種類別	(n=256)	Total	96.9%	7.4%	41.0%	79.3%	0.4%	35.5%	46.1%	3.9%	0.8%	8.2%
	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	100.0%	14.1%	45.1%	97.2%	1.4%	47.9%	57.7%	5.6%	1.4%	19.7%
	(n=155)	児童発達支援センター（その他）	97.4%	3.9%	32.3%	76.1%	0.0%	34.2%	45.8%	3.9%	0.6%	3.9%
	(n=30)	中核機能強化事業所	86.7%	10.0%	76.7%	53.3%	0.0%	13.3%	20.0%	0.0%	0.0%	3.3%
市区町村の種類別	(n=36)	指定都市・特別区	97.2%	0.0%	47.2%	63.9%	0.0%	36.1%	44.4%	0.0%	0.0%	11.1%
	(n=193)	その他の市	96.4%	9.8%	37.8%	82.9%	0.5%	36.8%	48.7%	4.7%	1.0%	8.3%
	(n=27)	町	100.0%	0.0%	55.6%	74.1%	0.0%	25.9%	29.6%	3.7%	0.0%	3.7%
	(n=108)	自治体	99.1%	12.0%	22.2%	81.5%	0.0%	41.7%	57.4%	3.7%	0.0%	6.5%
設置主体別	(n=100)	社会福祉法人	96.0%	6.0%	48.0%	85.0%	1.0%	38.0%	44.0%	4.0%	2.0%	12.0%
	(n=48)	その他	93.8%	0.0%	68.8%	62.5%	0.0%	16.7%	25.0%	4.2%	0.0%	4.2%

			障害児者向けの移動支援	その他、障害者向けサービス	保育所・幼稚園・認定こども園	その他、児童福祉施設	その他、こども・子育て支援サービス	病院・診療所	訪問看護ステーション	特にない	無回答
事業所の種類別	(n=256)	Total	0.0%	3.5%	1.2%	0.0%	2.7%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	2.8%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=155)	児童発達支援センター（その他）	0.0%	3.9%	1.3%	0.0%	2.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=30)	中核機能強化事業所	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村の種類別	(n=36)	指定都市・特別区	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=193)	その他の市	0.0%	4.1%	1.6%	0.0%	2.6%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=27)	町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=108)	自治体	0.0%	5.6%	0.9%	0.0%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
設置主体別	(n=100)	社会福祉法人	0.0%	3.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=48)	その他	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑪ 児童発達支援又は放課後等デイサービスで重心型指定の有無（中核機能強化事業所の場合）

「受けている」の割合が 10.0%、「受けていない」の割合が 90.0%である。

図表 3-24 重心型指定の有無（中核機能強化事業所の場合）

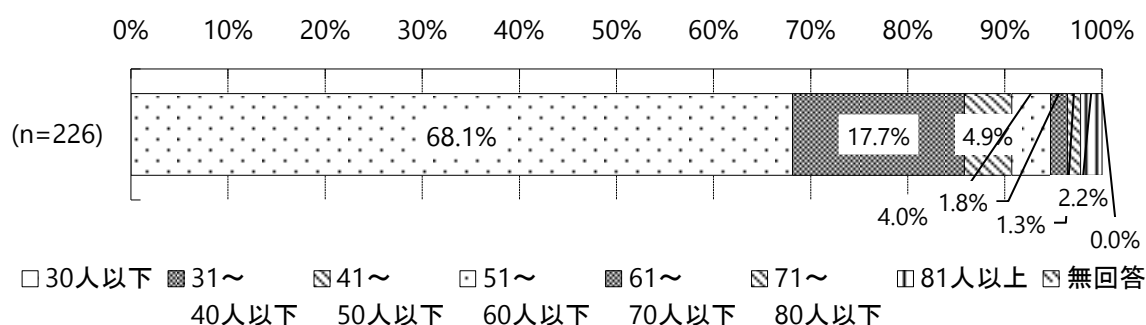


⑫ 利用定員数

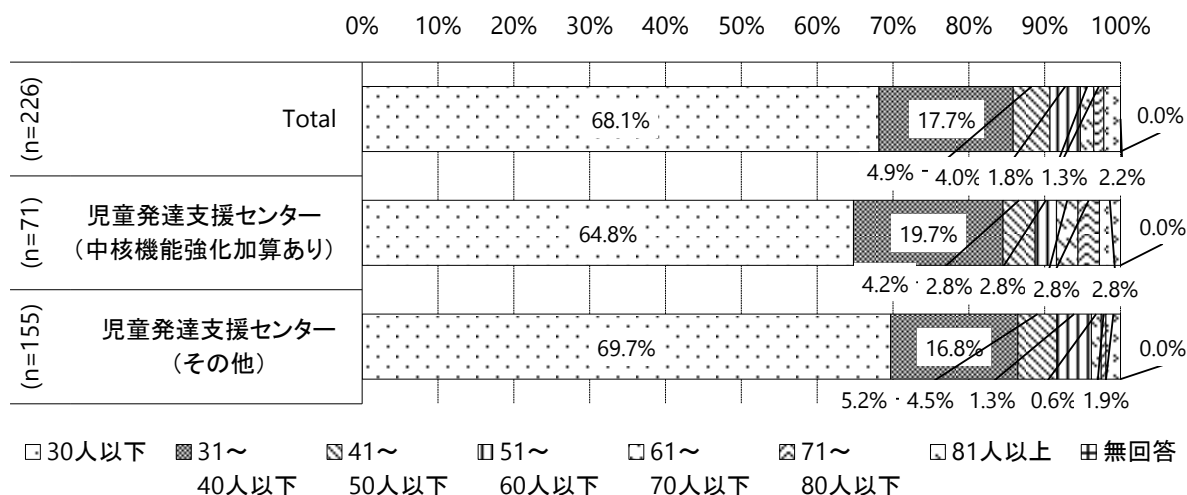
1) 児童発達支援センターの場合

「30 人以下」の割合が最も高く 68.1%である。次いで、「31～40 人以下（17.7%）」、「41～50 人以下（4.9%）」である。

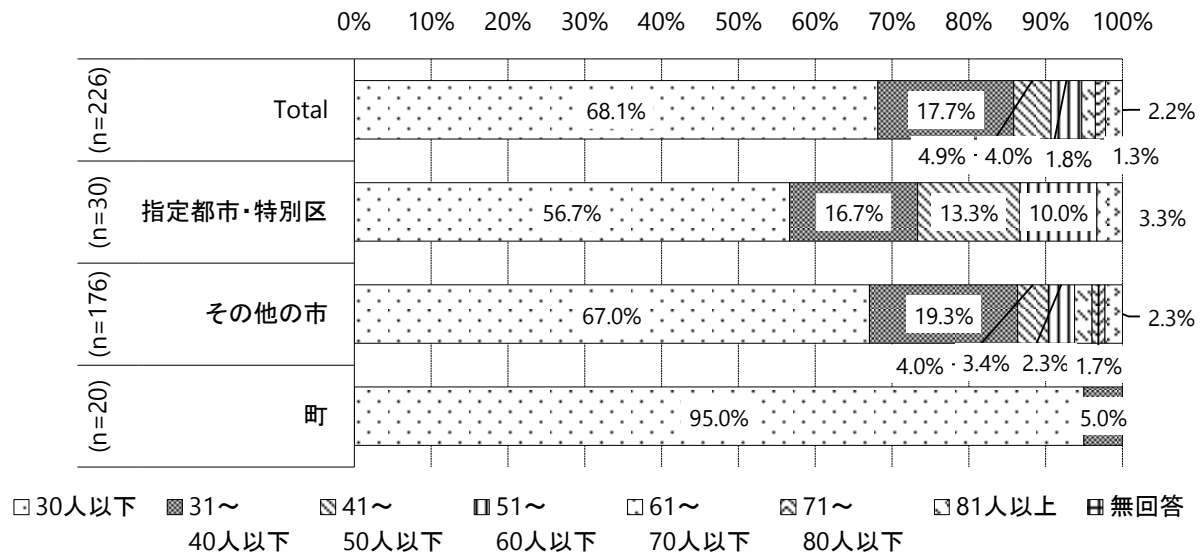
図表 3-25 児童発達支援センター利用定員数



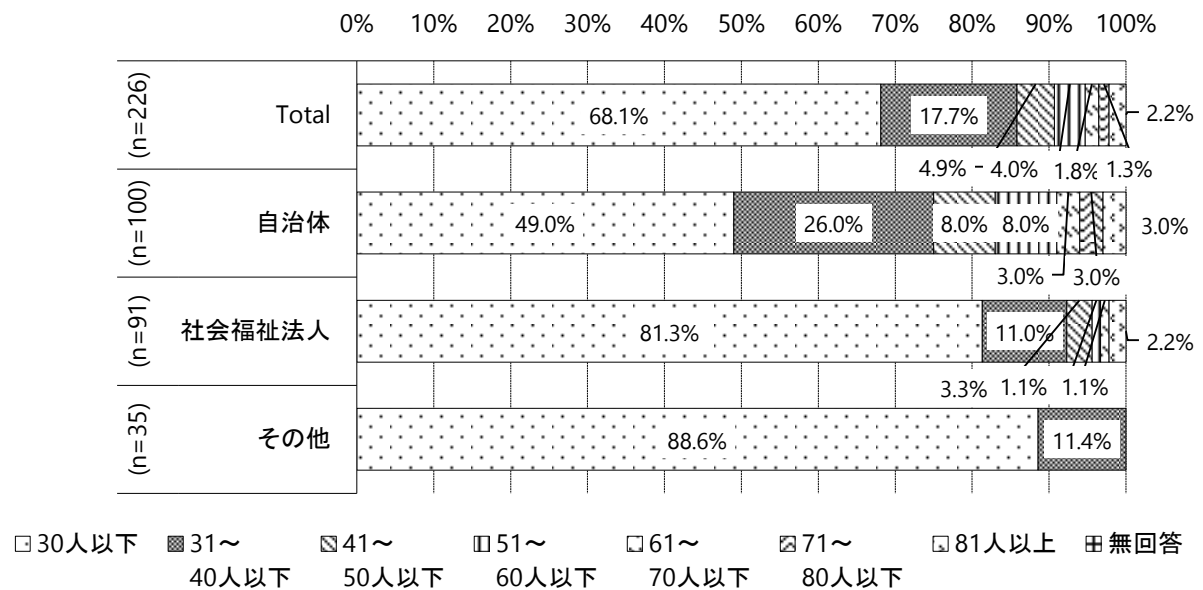
図表 3-26 児童発達支援センター利用定員数（事業所の種類別）



図表 3-27 児童発達支援センター利用定員数（市区町村の種類別）



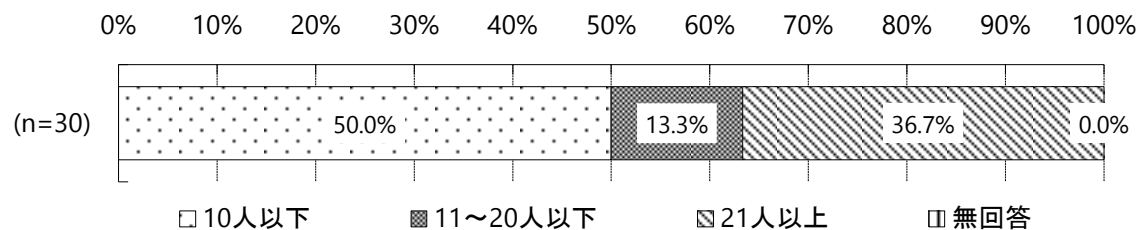
図表 3-28 児童発達支援センター利用定員数（設置主体別）



2) 中核機能強化事業所の場合

「10人以下」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「21人以上（36.7%）」、「11～20人以下（13.3%）」である。

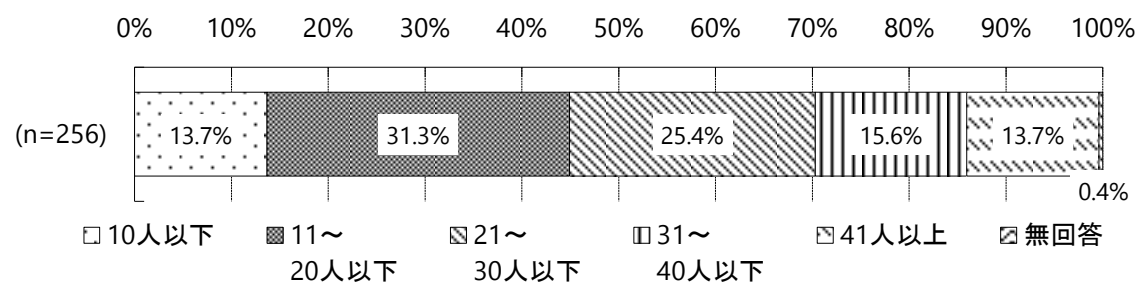
図表 3-29 中核機能強化事業所利用定員数



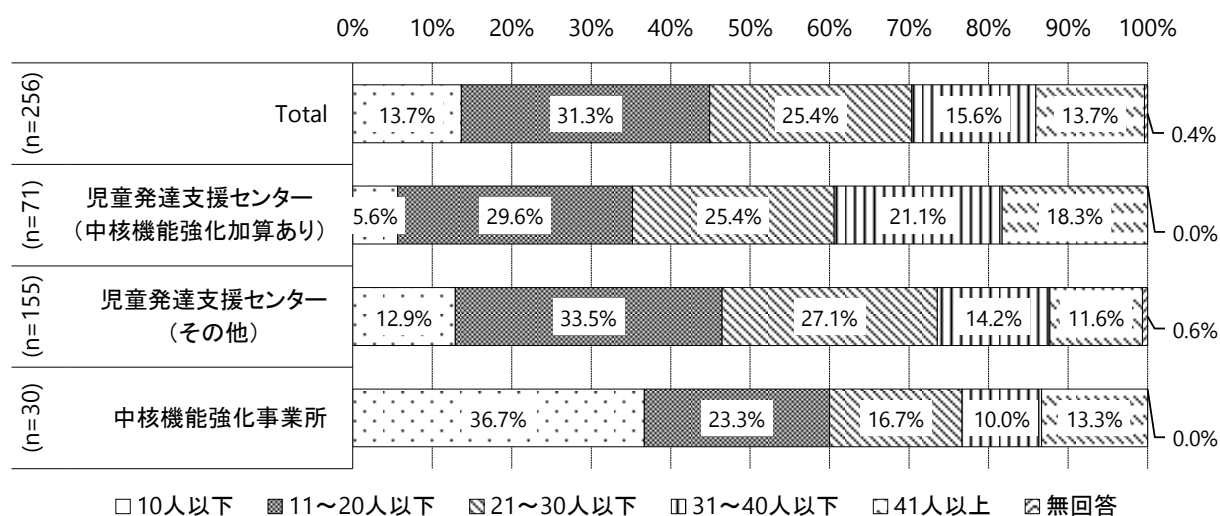
⑬ 全職員数（実人数、直接支援に関わらない職員を含む）

「11～20人以下」の割合が最も高く 31.3%である。次いで、「21～30人以下（25.4%）」、「31～40人以下（15.6%）」である。

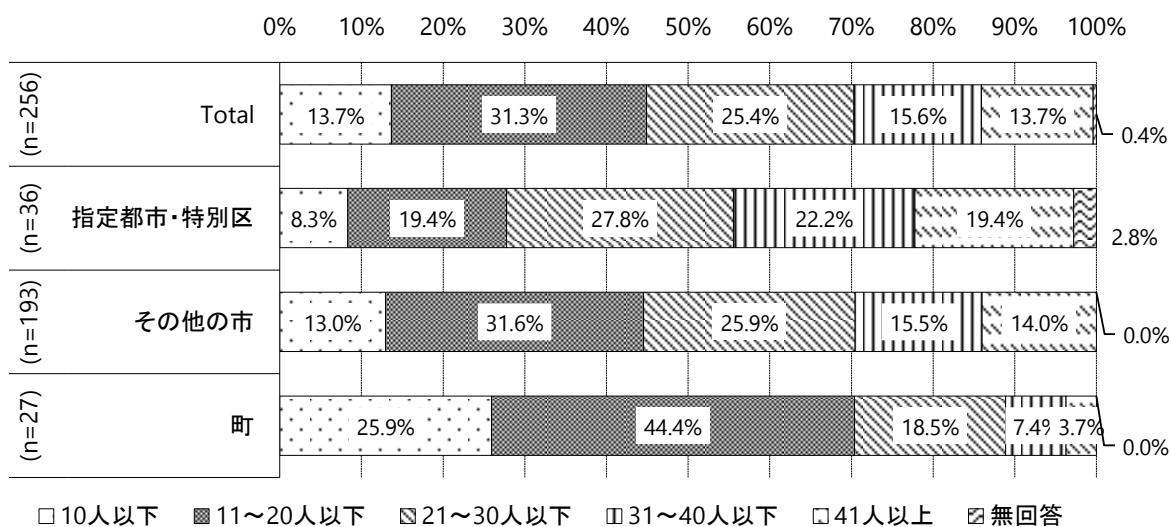
図表 3-30 全職員数（実人数、直接支援に関わらない職員を含む）



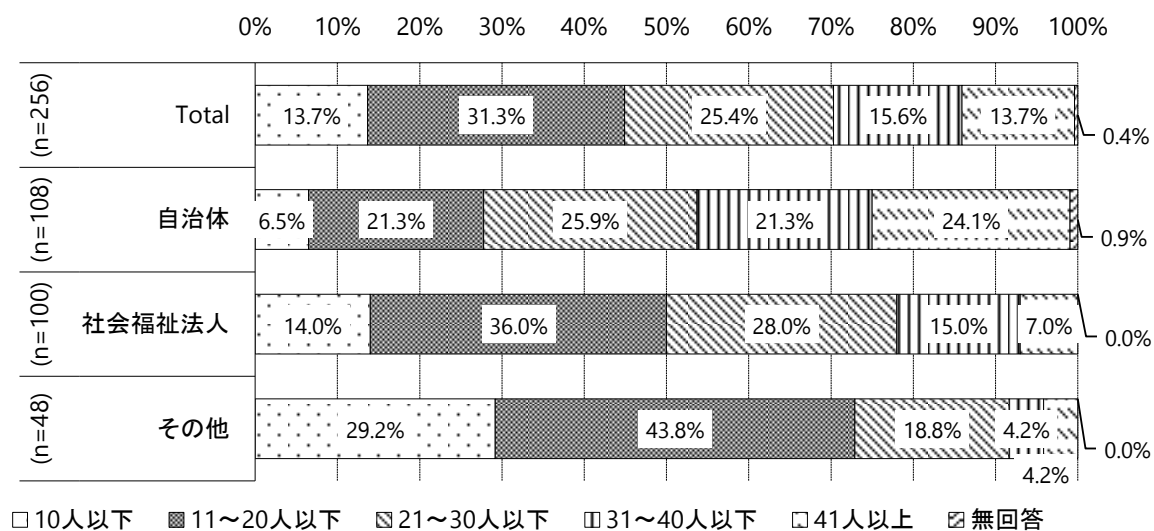
図表 3-31 全職員数（実人数、直接支援に関わらない職員を含む、事業所の種類別）



図表 3-32 全職員数（実人数、直接支援に関わらない職員を含む、市区町村の種類別）



図表 3-33 全職員数（実人数、直接支援に関わらない職員を含む、設置主体別）



⑭ 職種別職員数（実人数）

【職員数（実人数）】

「管理者・児童発達支援管理責任者」は、平均値 2.2、最小値 1.0、最大値 10.0、標準偏差 1.3 である。

「保育士」は、平均値 9.4、最小値 0.0、最大値 43.0、標準偏差 7.1 である。

「児童指導員」は、平均値 4.1、最小値 0.0、最大値 28.0、標準偏差 3.9 である。

「看護職員」は、平均値 1.3、最小値 0.0、最大値 8.0、標準偏差 1.6 である。

「理学療法士」は、平均値 0.7、最小値 0.0、最大値 7.0、標準偏差 1.1 である。

「作業療法士」は、平均値 1.2、最小値 0.0、最大値 11.0、標準偏差 1.6 である。

「言語聴覚士」は、平均値 1.2、最小値 0.0、最大値 9.0、標準偏差 1.6 である。

「心理担当職員」は、平均値 1.5、最小値 0.0、最大値 15.0、標準偏差 2.6 である。

「その他」は、平均値 4.4、最小値 0.0、最大値 71.0、標準偏差 6.3 である。

【うち、訪問支援を行う職員数（実人数）】

各職種の職員数について 1 人以上記載のあった場合（当該職種での配置がある場合）に、当該職種での訪問支援を行う職員数をそれぞれ集計した。

「管理者・児童発達支援管理責任者」は、平均値 1.0、最小値 0.0、最大値 4.0、標準偏差 0.9 である。

「保育士」は、平均値 1.3、最小値 0.0、最大値 32.0、標準偏差 2.6 である。

「児童指導員」は、平均値 0.4、最小値 0.0、最大値 6.0、標準偏差 0.8 である。

「看護職員」は、平均値 0.2、最小値 0.0、最大値 3.0、標準偏差 0.5 である。

「理学療法士」は、平均値 0.8、最小値 0.0、最大値 5.0、標準偏差 1.0 である。

「作業療法士」は、平均値 0.9、最小値 0.0、最大値 5.0、標準偏差 1.0 である。

「言語聴覚士」は、平均値 0.7、最小値 0.0、最大値 4.0、標準偏差 0.9 である。

「心理担当職員」は、平均値 1.3、最小値 0.0、最大値 10.0、標準偏差 1.9 である。

「その他」は、平均値 0.2、最小値 0.0、最大値 7.0、標準偏差 0.8 である。

図表 3-34 職種別職員数（実人数、令和7年9月30日時点、単位：人）

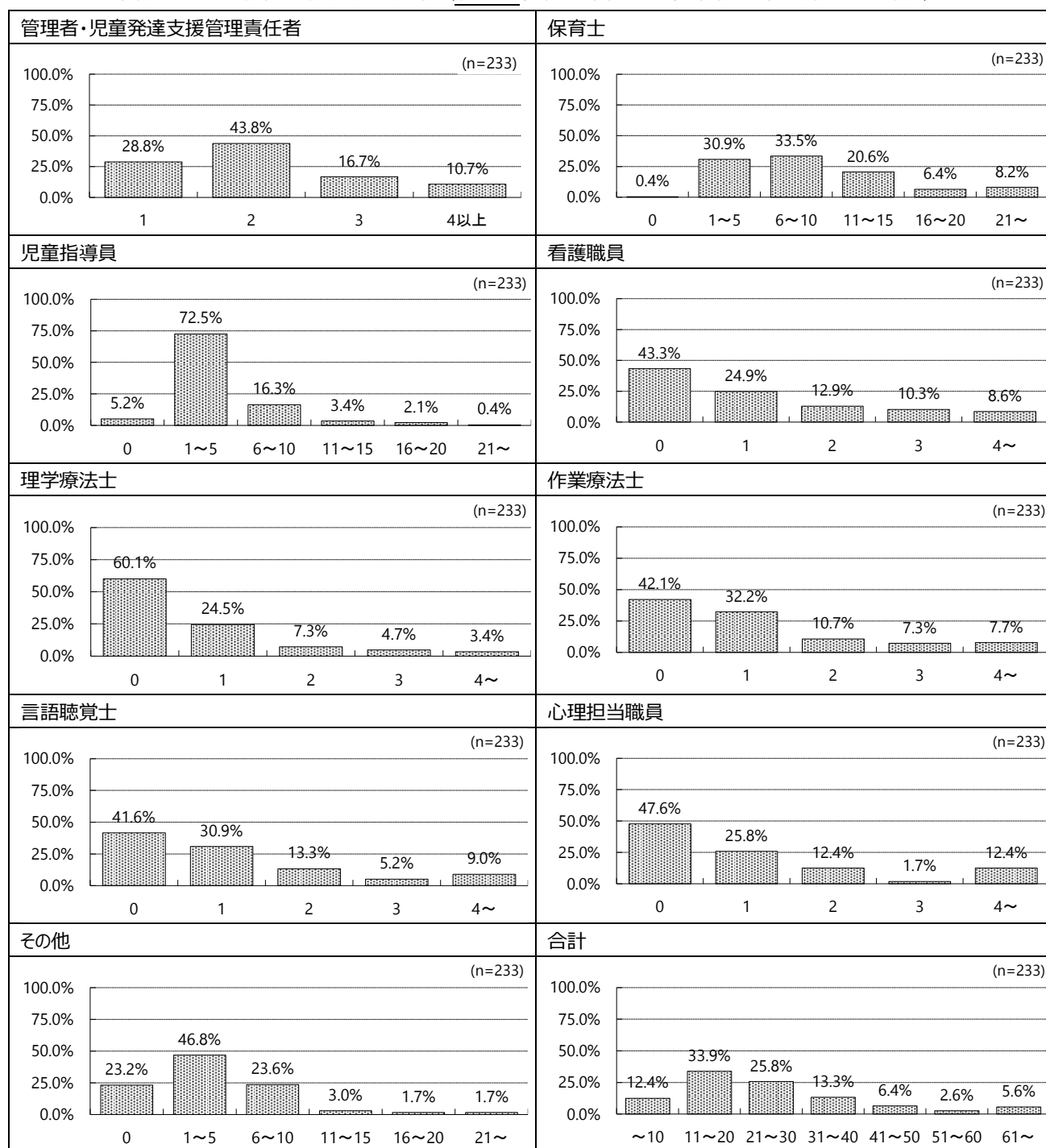
		回答数（n）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
職員数 （実人数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	233	1.0	10.0	2.2	1.3
	保育士	233	0.0	43.0	9.4	7.1
	児童指導員	233	0.0	28.0	4.1	3.9
	看護職員	233	0.0	8.0	1.3	1.6
	理学療法士	233	0.0	7.0	0.7	1.1
	作業療法士	233	0.0	11.0	1.2	1.6
	言語聴覚士	233	0.0	9.0	1.2	1.6
	心理担当職員	233	0.0	15.0	1.5	2.6
	その他	233	0.0	71.0	4.4	6.3
	合計	233	4.0	105.0	25.9	16.9
うち、訪 問支援を 行う職員 数（実人 数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	233	0.0	4.0	1.0	0.9
	保育士	232	0.0	32.0	1.3	2.6
	児童指導員	221	0.0	6.0	0.4	0.8
	看護職員	134	0.0	3.0	0.2	0.5
	理学療法士	93	0.0	5.0	0.8	1.0
	作業療法士	135	0.0	5.0	0.9	1.0
	言語聴覚士	136	0.0	4.0	0.7	0.9
	心理担当職員	122	0.0	10.0	1.3	1.9
	その他	179	0.0	7.0	0.2	0.8
	合計	233	0.0	47.0	4.8	5.3

（注1）数値の回答があったものを集計対象とした。

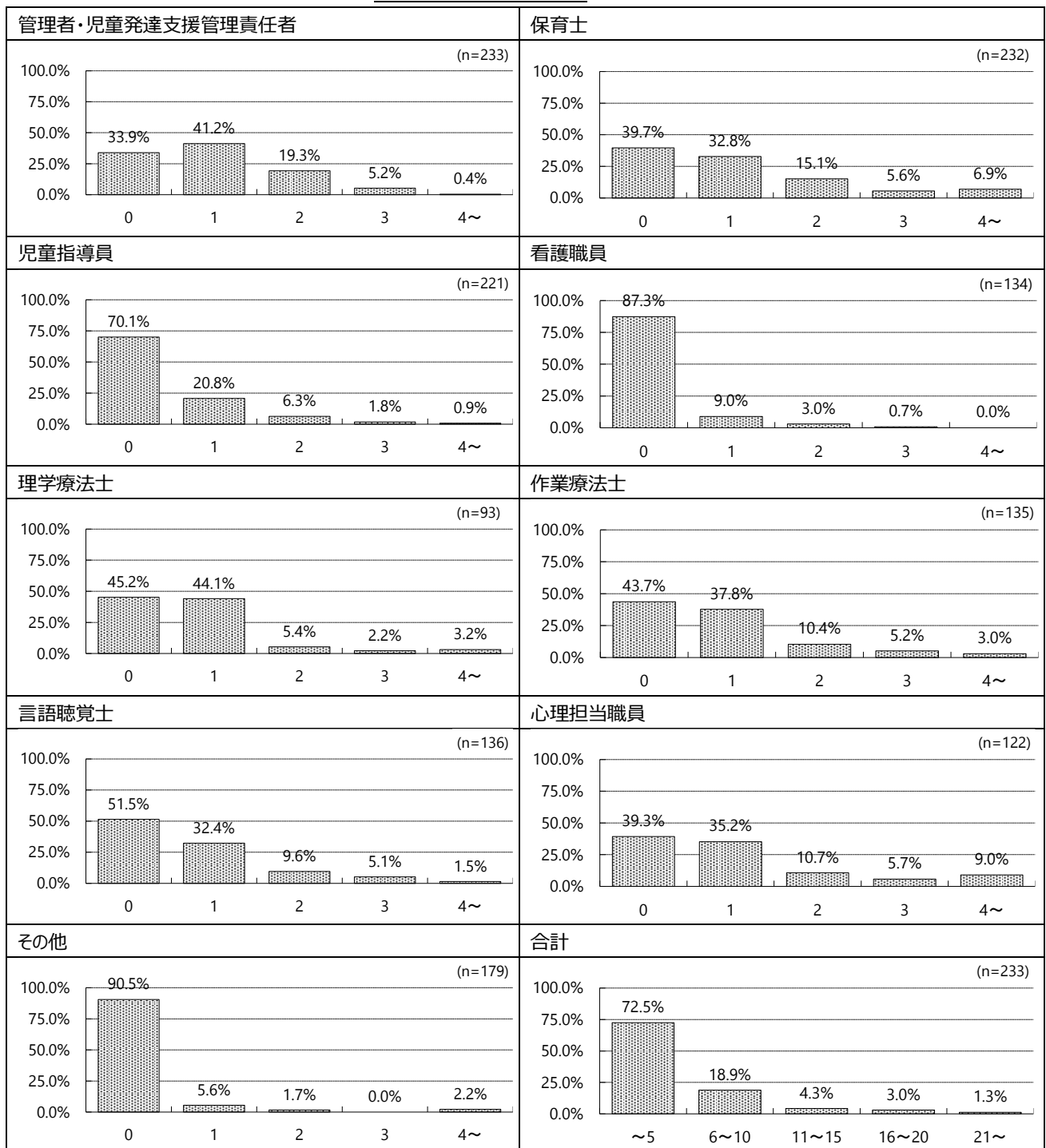
（注2）複数の資格を持つ場合は、指定権者に届け出ている資格で回答、管理者・児童発達支援管理責任者とその他の職種を兼ねる場合は、管理者・児童発達支援管理責任者の中で回答いただいた。また、「訪問支援を行う職員」とは、保育所等訪問支援や、施設等への訪問支援等、訪問する事業や立て付けは問わないこととした。

（注3）職員数（実人数）については全項目に記載のあったもの、訪問支援を行う職員（実人数）については該当する職種の職員数（実人数）に1人以上記載のあった項目（該当する職種の配置がある場合）をそれぞれ集計対象とした。
訪問支援を行う職員（実人数）の合計は、職種別のいずれかに1人以上記載のあった事業所（全事業所）を集計対象とした。

図表 3-35 職種別職員数の分布（職員数、軸の単位：人、令和7年9月30日時点）



図表 3-36 職種別職員数の分布（訪問支援を行う職員数、軸の単位：人、令和7年9月30日時点）



図表 3-37 職種別職員数（実人数、令和 7 年 9 月 30 日時点、単位：人、事業所の種類別）

児童発達支援センター（中核機能強化加算算定あり）

		回答数（n）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
職員数 （実人数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	69	1.0	9.0	2.5	1.6
	保育士	69	1.0	43.0	11.3	8.1
	児童指導員	69	1.0	16.0	4.5	3.4
	看護職員	69	0.0	8.0	1.6	1.8
	理学療法士	69	0.0	6.0	0.7	1.1
	作業療法士	69	0.0	11.0	1.4	1.9
	言語聴覚士	69	0.0	9.0	1.5	1.7
	心理担当職員	69	0.0	13.0	1.6	2.7
	その他	69	0.0	29.0	5.4	6.0
	合計	69	4.0	105.0	30.4	19.4
うち、訪 問支援を 行う職員 数（実人 数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	69	0.0	4.0	1.1	0.9
	保育士	69	0.0	32.0	1.6	3.9
	児童指導員	69	0.0	6.0	0.5	0.9
	看護職員	46	0.0	3.0	0.2	0.6
	理学療法士	32	0.0	4.0	0.8	1.0
	作業療法士	44	0.0	5.0	1.0	1.2
	言語聴覚士	51	0.0	4.0	0.7	1.1
	心理担当職員	40	0.0	10.0	1.3	2.1
	その他	55	0.0	7.0	0.4	1.2
	合計	69	0.0	47.0	5.8	7.2

児童発達支援センター（その他）

		回答数（n）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
職員数 （実人数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	139	1.0	10.0	2.1	1.2
	保育士	139	0.0	32.0	8.7	6.4
	児童指導員	139	0.0	28.0	4.0	4.2
	看護職員	139	0.0	7.0	1.2	1.5
	理学療法士	139	0.0	7.0	0.7	1.1
	作業療法士	139	0.0	7.0	1.1	1.4
	言語聴覚士	139	0.0	8.0	1.1	1.5
	心理担当職員	139	0.0	15.0	1.3	2.1
	その他	139	0.0	71.0	4.2	6.8
	合計	139	5.0	85.0	24.3	15.2
うち、訪 問支援を 行う職員 数（実人 数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	139	0.0	3.0	0.9	0.8
	保育士	138	0.0	12.0	1.2	1.7
	児童指導員	132	0.0	4.0	0.4	0.8
	看護職員	78	0.0	2.0	0.1	0.4
	理学療法士	52	0.0	5.0	0.7	0.9
	作業療法士	75	0.0	4.0	0.9	1.0
	言語聴覚士	71	0.0	3.0	0.7	0.9
	心理担当職員	71	0.0	10.0	1.3	1.7
	その他	108	0.0	5.0	0.1	0.6
	合計	139	0.0	24.0	4.4	4.1

中核機能強化事業所

		回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
職員数 (実人数)	管理者・児童発達支援 管理責任者	25	1.0	5.0	2.2	1.1
	保育士	25	1.0	30.0	8.0	6.9
	児童指導員	25	0.0	10.0	3.4	3.1
	看護職員	25	0.0	4.0	0.8	1.2
	理学療法士	25	0.0	4.0	0.8	1.2
	作業療法士	25	0.0	7.0	1.3	1.6
	言語聴覚士	25	0.0	5.0	1.2	1.6
	心理担当職員	25	0.0	12.0	2.2	4.0
	その他	25	0.0	14.0	2.4	3.3
	合計	25	5.0	76.0	22.2	17.2
うち、訪 問支援を 行う職員 数（実人 数）	管理者・児童発達支援 管理責任者	25	0.0	3.0	1.0	1.1
	保育士	25	0.0	11.0	1.2	2.3
	児童指導員	20	0.0	2.0	0.3	0.7
	看護職員	10	0.0	2.0	0.4	0.7
	理学療法士	9	0.0	4.0	1.0	1.2
	作業療法士	16	0.0	2.0	0.7	0.8
	言語聴覚士	14	0.0	3.0	0.9	0.9
	心理担当職員	11	0.0	6.0	1.3	1.9
	その他	16	0.0	1.0	0.1	0.3
	合計	25	0.0	19.0	4.5	4.5

(注1) 数値の回答があったものを集計対象とした。また、中核機能強化事業所の「訪問支援を行う職員数（実人数）」のうち「理学療法士」については n=9 のため参考値。

(注2) 複数の資格を持つ場合は、指定権者に届け出ている資格で回答、管理者・児童発達支援管理責任者とその他の職種を兼ねる場合は、管理者・児童発達支援管理責任者の中で回答いただいた。また、「訪問支援を行う職員」とは、保育所等訪問支援や、施設等への訪問支援等、訪問する事業や立て付けは問わないこととした。

(注3) 職員数（実人数）については全項目に記載のあったもの、訪問支援を行う職員（実人数）については該当する職種の職員数（実人数）に1人以上記載のあった項目（該当する職種の配置がある場合）をそれぞれ集計対象とした。訪問支援を行う職員（実人数）の合計は、職種別のいずれかに1人以上記載のあった事業所（全事業所）を集計対象とした。

(2) 中核機能強化加算及び中核機能強化事業所加算を算定しているセンター・事業所としての取組状況

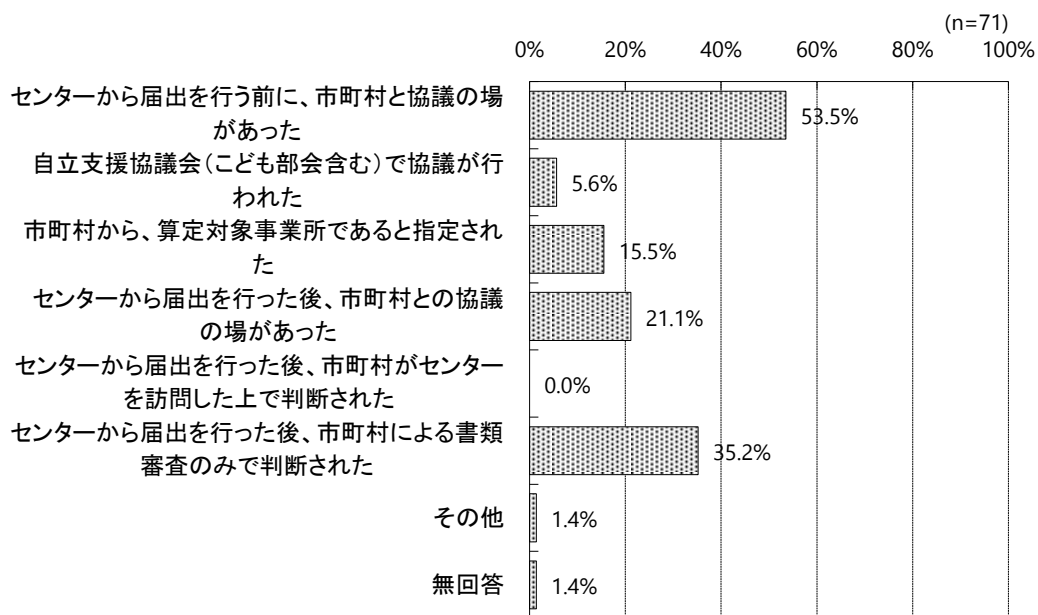
① 中核機能強化加算の算定状況や配置している職員の状況

1) 中核機能強化加算の算定状況や算定に至るプロセス（児童発達支援センターの場合）

a) 中核機能強化加算の算定プロセス（中核機能強化加算を算定している場合）

「センターから届出を行う前に、市町村と協議の場があった」の割合が最も高く 53.5%である。次いで、「センターから届出を行った後、市町村による書類審査のみで判断された（35.2%）」、「センターから届出を行った後、市町村との協議の場があった（21.1%）」である。

図表 3-38 中核機能強化加算の算定プロセス（中核機能強化加算を算定している場合、複数選択）



図表 3-39 中核機能強化加算の算定プロセス（中核機能強化加算を算定している場合、複数選択、市区町村の種類別、設置主体別）

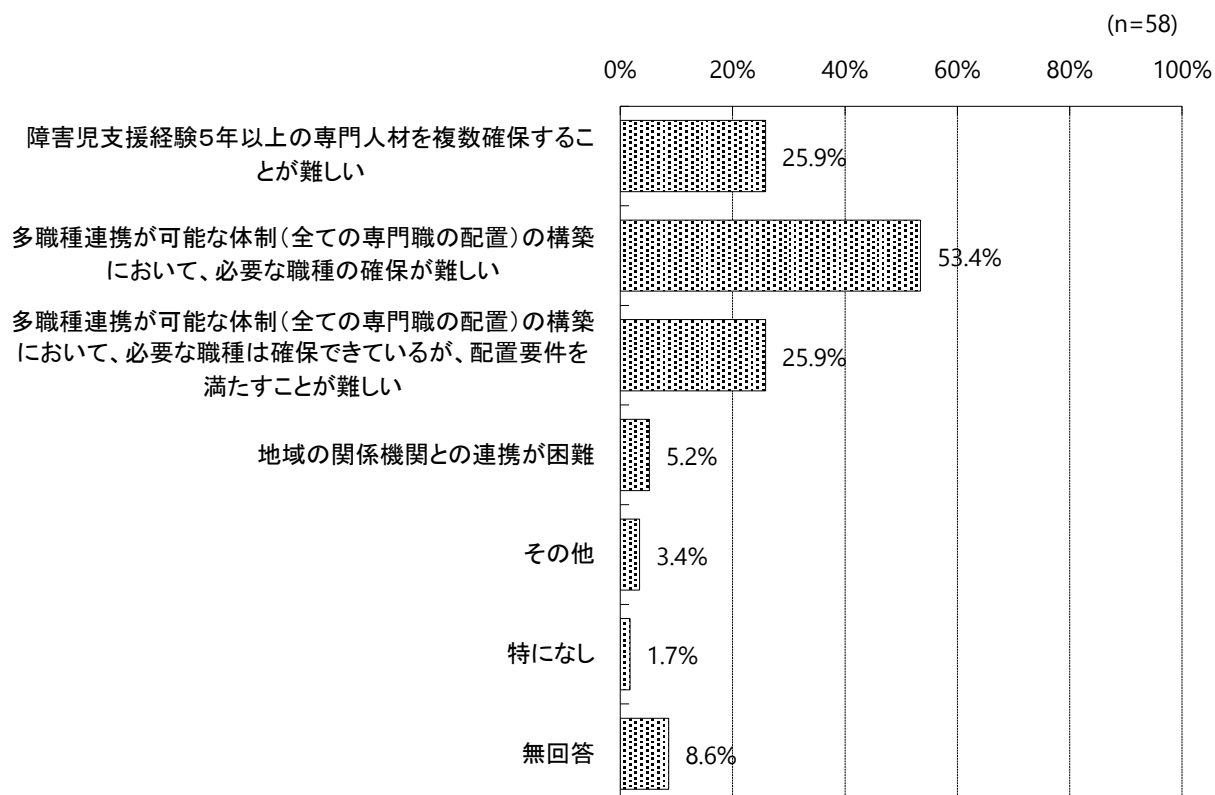
			センターから届出を行う前に、市町村と協議の場があった	自立支援協議会(こども部会含む)で協議が行われた	市町村から、算定対象事業所であると指定された	センターから届出を行った後、市町村との協議の場があった	センターから届出を行った後、市町村がセンターを訪問した上で判断された	センターから届出を行った後、市町村による書類審査のみで判断された	その他	無回答
	(n=71)	Total	53.5%	5.6%	15.5%	21.1%	0.0%	35.2%	1.4%	1.4%
市区町村の種類別	(n=9)	指定都市・特別区	44.4%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	55.6%	0.0%	0.0%
	(n=55)	その他の市	56.4%	7.3%	16.4%	20.0%	0.0%	30.9%	1.8%	0.0%
	(n=7)	町	42.9%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	42.9%	0.0%	14.3%
設置主体別	(n=23)	自治体	60.9%	4.3%	13.0%	21.7%	0.0%	26.1%	0.0%	0.0%
	(n=37)	社会福祉法人	48.6%	5.4%	13.5%	24.3%	0.0%	43.2%	2.7%	2.7%
	(n=11)	その他	54.5%	9.1%	27.3%	9.1%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%

(注1) 市区町村の種類別のうち、「指定都市・特別区」はn=9、「町」はn=7のため参考値。

b) 中核機能強化加算（Ⅰ）又は中核機能強化加算（Ⅱ）を算定していない理由

「多職種連携が可能な体制（全ての専門職の配置）の構築において、必要な職種の確保が難しい」の割合が最も高く 53.4%である。次いで、「障害児支援経験 5 年以上の専門人材を複数確保することが難しい（25.9%）」、「多職種連携が可能な体制（全ての専門職の配置）の構築において、必要な職種は確保できているが、配置要件を満たすことが難しい（25.9%）」、「地域の関係機関との連携が困難（5.2%）」である。

図表 3-40 中核機能強化加算（Ⅰ）又は中核機能強化加算（Ⅱ）を算定していない理由（複数選択）



図表 3-41 中核機能強化加算（Ⅰ）又は中核機能強化加算（Ⅱ）を算定していない理由
（複数選択、市区町村の種類別、設置主体別）

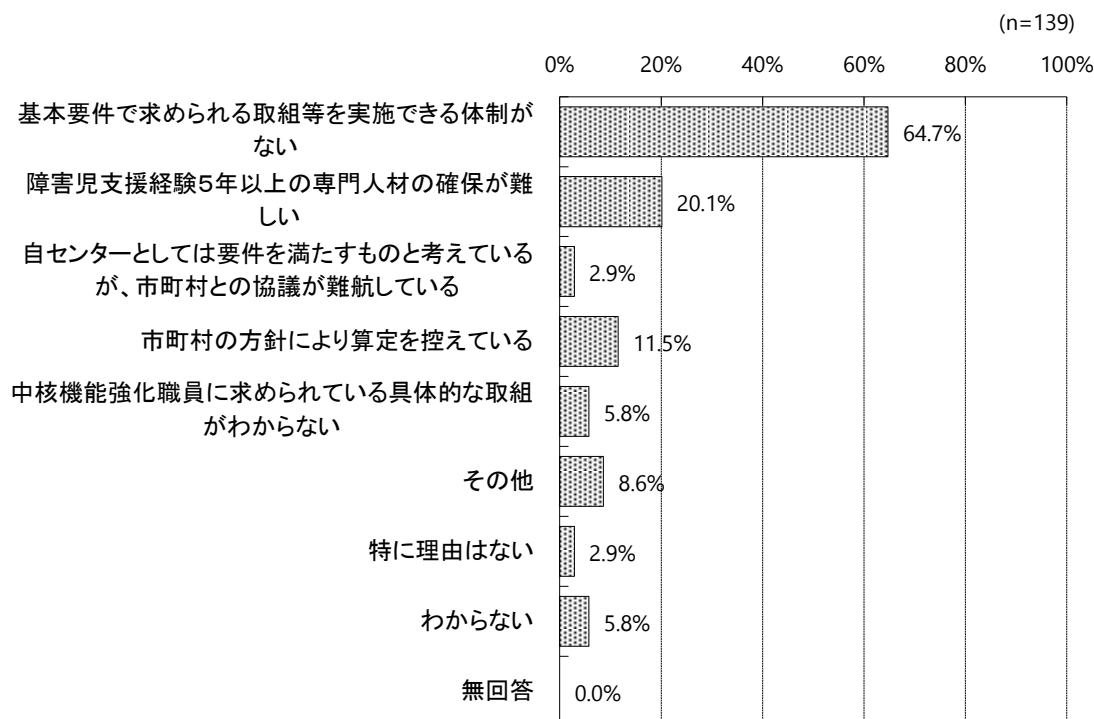
			障害児 支援経 験5年以 上の専 門人材 を複数 確保す ることが 難しい	多職種 連携が 可能な 体制(全 ての専 門職の 配置)の 構築に おいて、 必要な 職種の 確保が 難しい	多職種 連携が 可能な 体制(全 ての専 門職の 配置)の 構築に おいて、 必要な 職種の 確保が 難しい	地域の 関係機 関との 連携が 困難	その他	特になし	無回答
	(n=58)	Total	25.9%	53.4%	25.9%	5.2%	3.4%	1.7%	8.6%
市区町村 の種類別	(n=8)	指定都市・特別区	37.5%	25.0%	25.0%	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%
	(n=43)	その他の市	25.6%	58.1%	27.9%	2.3%	4.7%	0.0%	7.0%
	(n=7)	町	14.3%	57.1%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%
設置主体 別	(n=17)	自治体	47.1%	29.4%	23.5%	0.0%	11.8%	0.0%	5.9%
	(n=33)	社会福祉法人	18.2%	60.6%	27.3%	6.1%	0.0%	3.0%	9.1%
	(n=8)	その他	12.5%	75.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%

（注1）市区町村の種類別のうち「指定都市・特別区」は n=8、「町」は n=7、設置主体別の「その他」は n=8 のため参考値。

c) 中核機能強化加算を算定していない（対象ではない）理由

「基本要件で求められる取組等を実施できる体制がない」の割合が最も高く 64.7%である。次いで、「障害児支援経験 5 年以上の専門人材の確保が難しい（20.1%）」、「市町村の方針により算定を控えている（11.5%）」である。

図表 3-42 中核機能強化加算を算定していない（対象ではない）理由（複数選択）



(注1)「その他」として、「現在調整中（5件）」「すでに、同じ市に設置しているセンターが中核機能指定を受けている。自センターとしては要件を満たせるよう取り組みをしている」「地域障害児支援体制強化事業に重点をおくことを市と協議し、進めているため」「基本要件は概ね満たしているが、一部満たしていない要件（地域の事業所との連携体制やスーパーバイズ機能）があるため」といった回答があった。

図表 3-43 中核機能強化加算を算定していない（対象ではない）理由
(複数選択、市区町村の種類別、設置主体別)

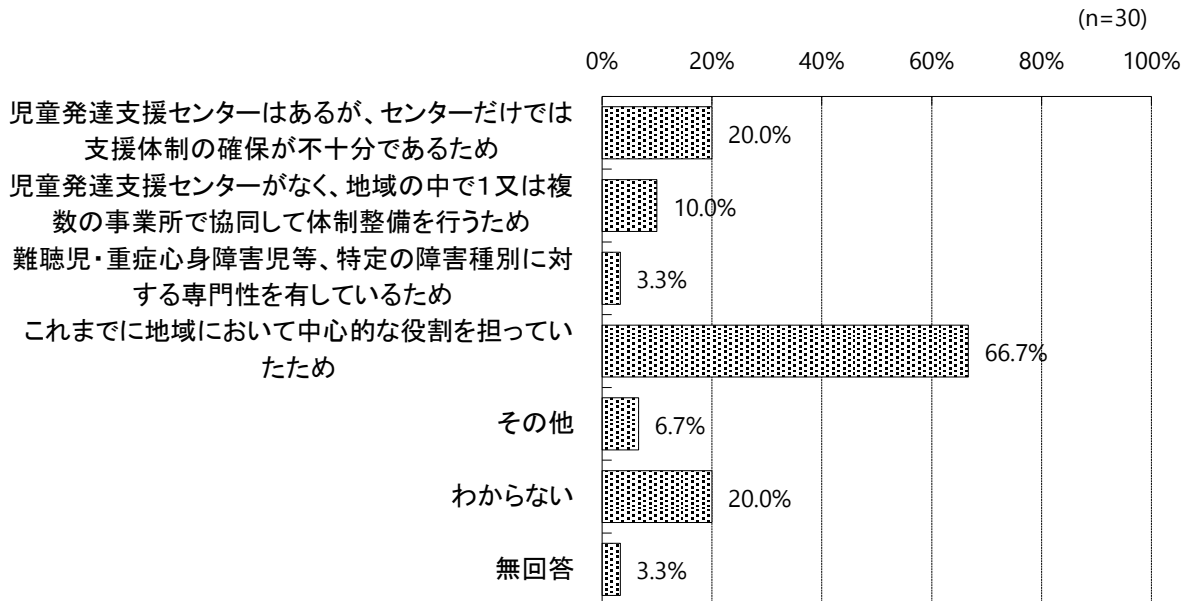
		基本要件で求められる取組等を実施できる体制がない	障害児支援経験5年以上の専門人材の確保が難しい	自センターとしては要件を満たすものと考えているが、市町村との協議が難航している	市町村の方針により算定を控えている	中核機能強化職員に求められている具体的な取組がわからない	その他	特に理由はない	わからない	無回答
	(n=139) Total	64.7%	20.1%	2.9%	11.5%	5.8%	8.6%	2.9%	5.8%	0.0%
市区町村の種類別	(n=17) 指定都市・特別区	52.9%	11.8%	11.8%	23.5%	0.0%	5.9%	0.0%	11.8%	0.0%
	(n=110) その他の市	64.5%	18.2%	1.8%	10.9%	7.3%	10.0%	3.6%	5.5%	0.0%
	(n=12) 町	83.3%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
設置主体別	(n=72) 自治体	61.1%	19.4%	2.8%	18.1%	2.8%	9.7%	2.8%	2.8%	0.0%
	(n=46) 社会福祉法人	67.4%	19.6%	4.3%	6.5%	4.3%	6.5%	2.2%	8.7%	0.0%
	(n=21) その他	71.4%	23.8%	0.0%	0.0%	19.0%	9.5%	4.8%	9.5%	0.0%

2) 中核機能強化事業所加算の算定状況や算定に至るプロセス（中核機能強化事業所の場合）

a) 中核機能強化事業所として位置付けられた理由

「これまでに地域において中心的な役割を担っていたため」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「児童発達支援センターはあるが、センターだけでは支援体制の確保が不十分であるため（20.0%）」、「わからない（20.0%）」、「児童発達支援センターがなく、地域の中で1又は複数の事業所で協同して体制整備を行うため（10.0%）」、「難聴児・重症心身障害児等、特定の障害種別に対する専門性を有しているため（3.3%）」である。

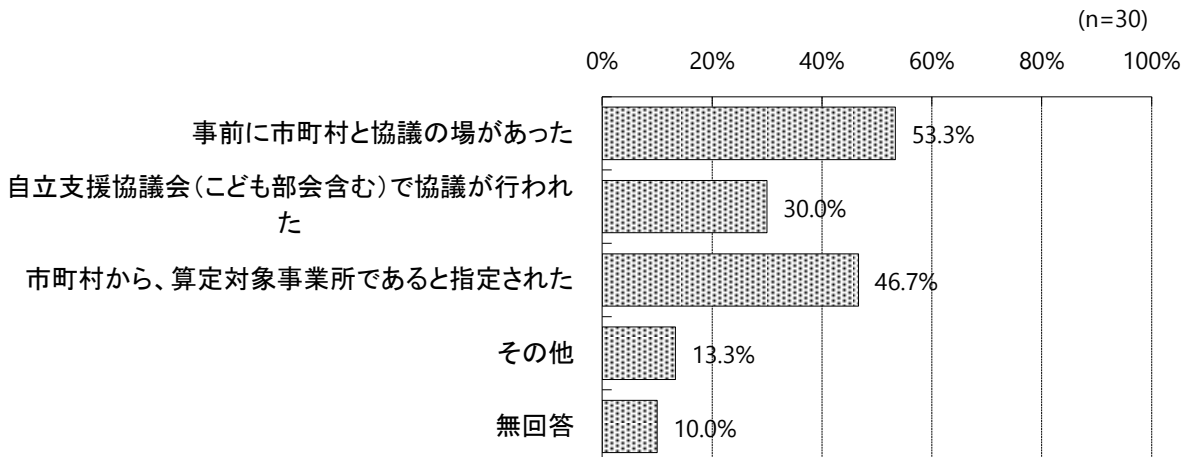
図表 3-44 中核機能強化事業所として位置付けられた理由（複数選択）



b) 中核機能強化事業所加算の算定プロセス

「事前に市町村と協議の場があった」の割合が最も高く 53.3%である。次いで、「市町村から、算定対象事業所であると指定された（46.7%）」、「自立支援協議会（こども部会含む）で協議が行われた（30.0%）」である。

図表 3-45 中核機能強化事業所加算の算定プロセス（複数選択）

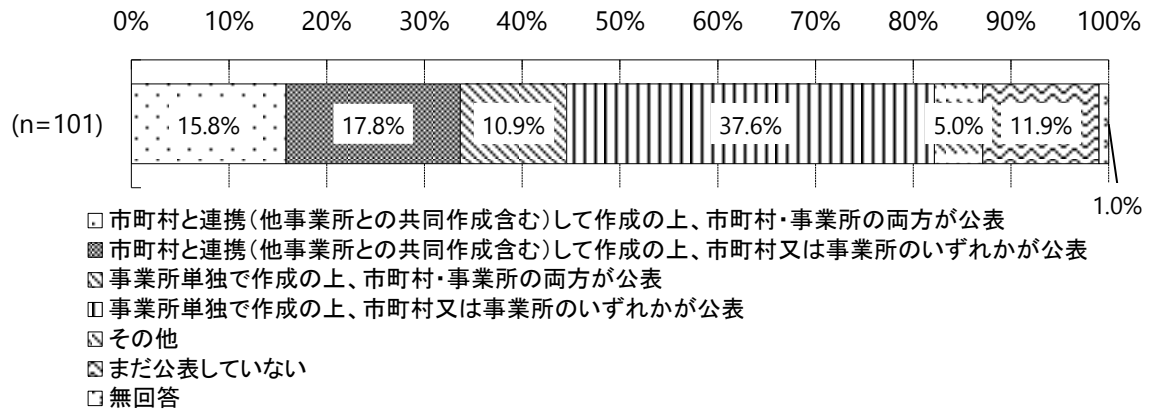


3) 加算算定にあたっての取組状況（中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定している場合）

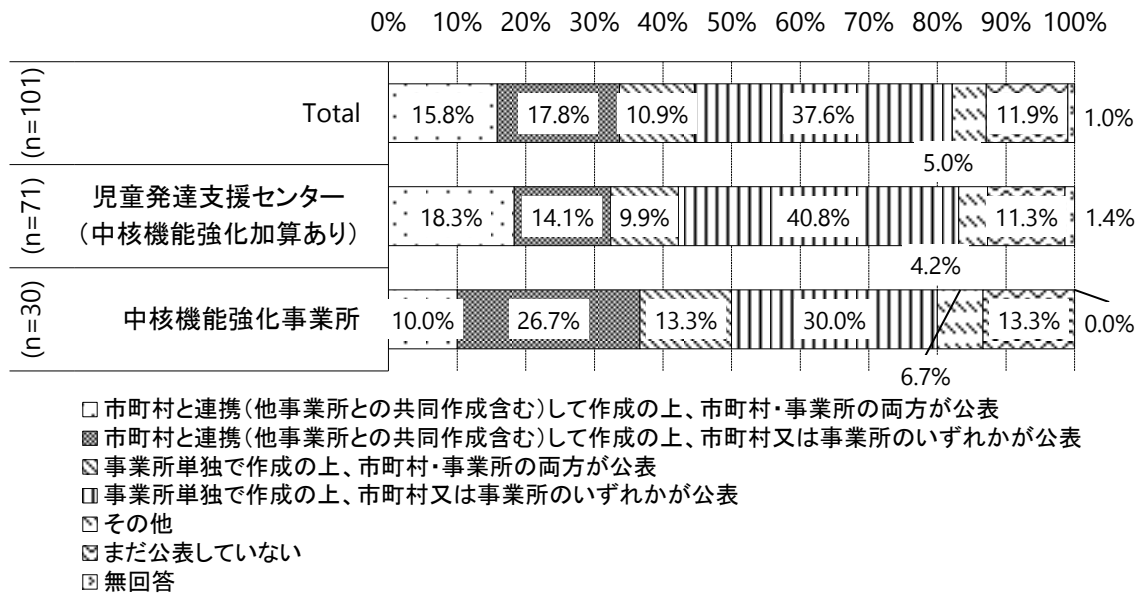
a) 地域の障害児支援体制の状況及び取組等の公表状況

「事業所単独で作成の上、市町村又は事業所のいずれかが公表」の割合が最も高く37.6%である。次いで、「市町村と連携（他事業所との共同作成含む）して作成の上、市町村又は事業所のいずれかが公表（17.8%）」、「市町村と連携（他事業所との共同作成含む）して作成の上、市町村・事業所の両方が公表（15.8%）」である。

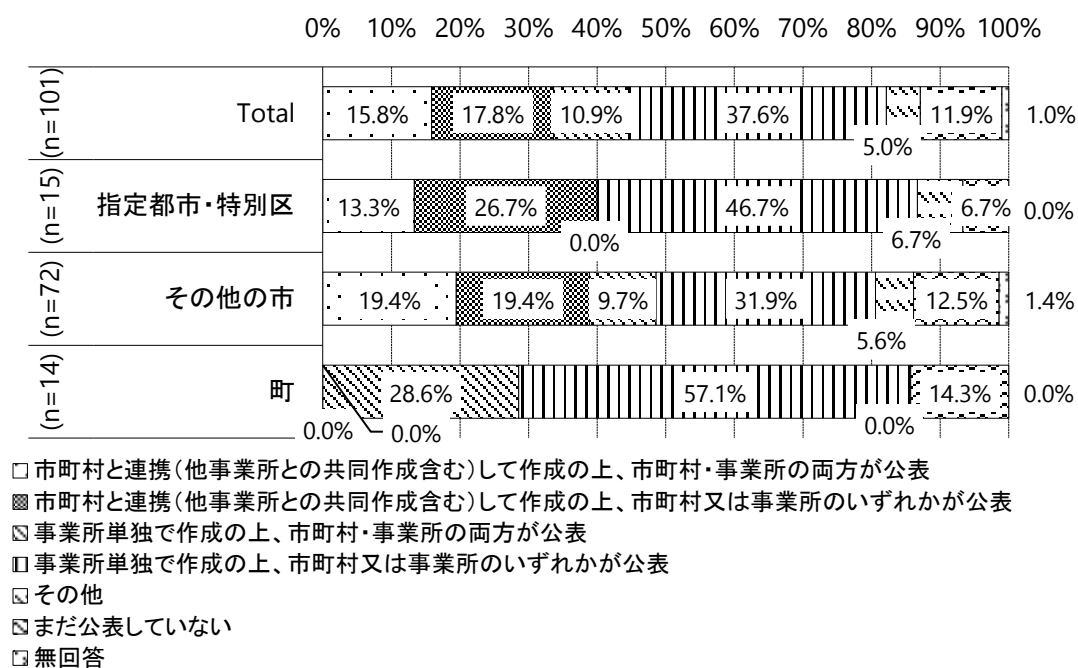
図表 3-46 地域の障害児支援体制の状況及び取組等の公表状況



図表 3-47 地域の障害児支援体制の状況及び取組等の公表状況（事業所の種類別）



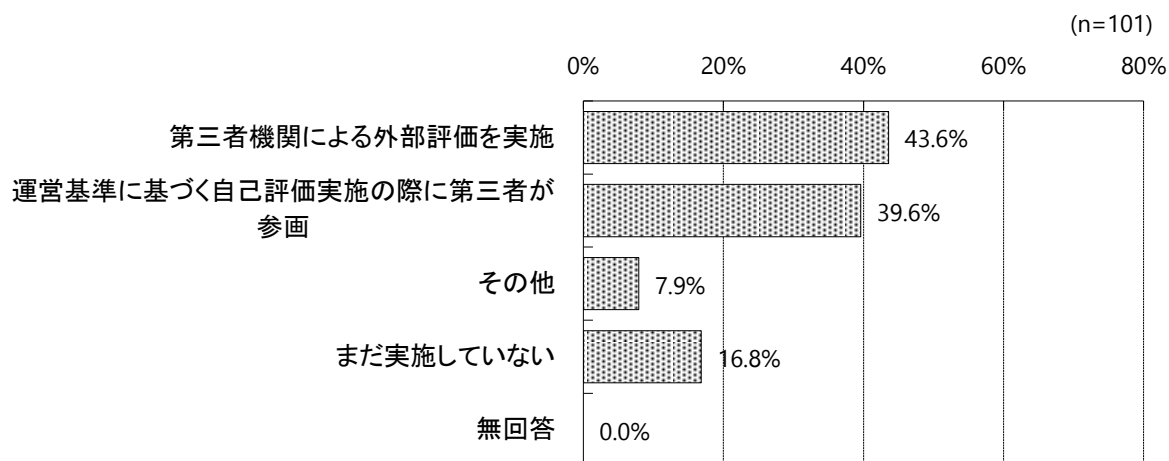
図表 3-48 地域の障害児支援体制の状況及び取組等の公表状況（市区町村の種類別）



b) 外部評価の取組の実施状況

「第三者機関による外部評価を実施」の割合が最も高く 43.6%である。次いで、「運営基準に基づく自己評価実施の際に第三者が参画（39.6%）」、「まだ実施していない（16.8%）」である。

図表 3-49 外部評価の取組の実施状況（複数選択）



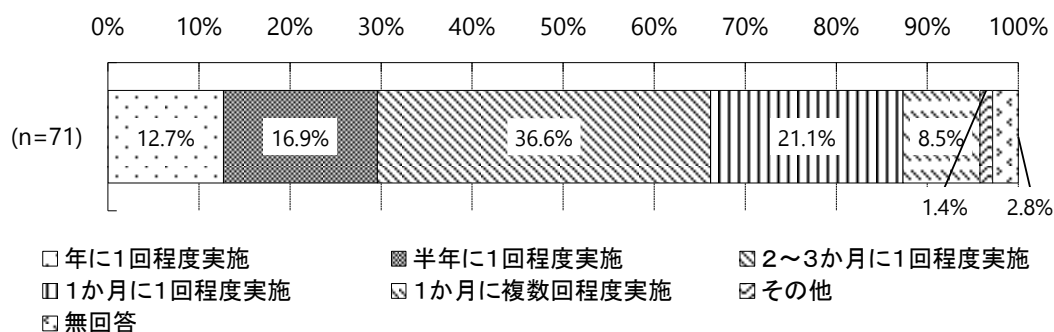
図表 3-50 外部評価の取組の実施状況（複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別）

			第三者 機関に よる外 部評価 を実施	運営基 準に基 づく自 己評価 実施の 際に第 三者が 参画	その他	まだ実 施して いない	無回答
	(n=101)	Total	43.6%	39.6%	7.9%	16.8%	0.0%
事業所の 種類別	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	49.3%	39.4%	5.6%	14.1%	0.0%
	(n=30)	中核機能強化事業所	30.0%	40.0%	13.3%	23.3%	0.0%
設置主体 別	(n=31)	自治体	58.1%	41.9%	3.2%	6.5%	0.0%
	(n=46)	社会福祉法人	45.7%	37.0%	10.9%	17.4%	0.0%
	(n=24)	その他	20.8%	41.7%	8.3%	29.2%	0.0%

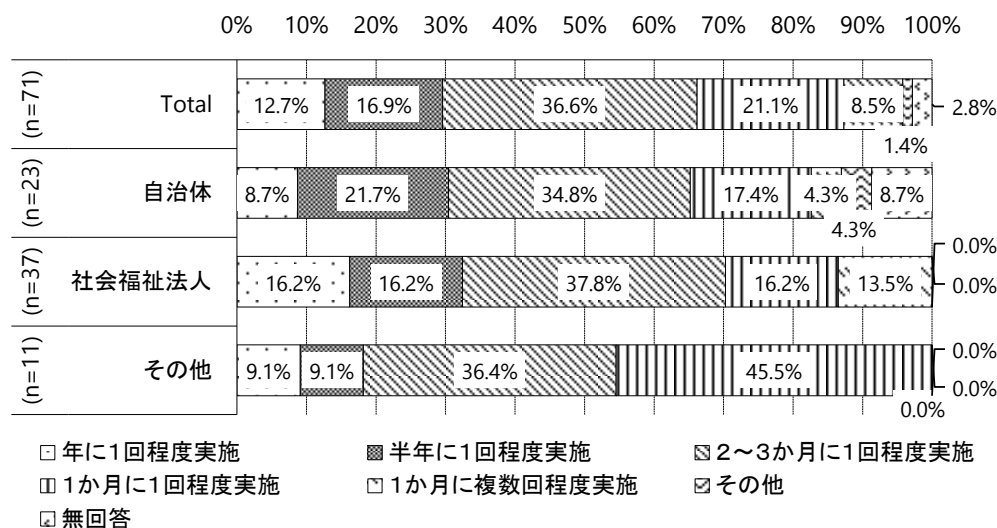
c) 研修計画に基づくセンター内研修の実施状況（中核機能強化加算を算定するセンターの場合）

「2～3か月に1回程度実施」の割合が最も高く 36.6%である。次いで、「1か月に1回程度実施（21.1%）」、「半年に1回程度実施（16.9%）」である。

図表 3-51 研修計画に基づくセンター内研修の実施状況（中核機能強化加算を算定するセンターの場合）



図表 3-52 研修計画に基づくセンター内研修の実施状況（中核機能強化加算を算定するセンターの場合、設置主体別）

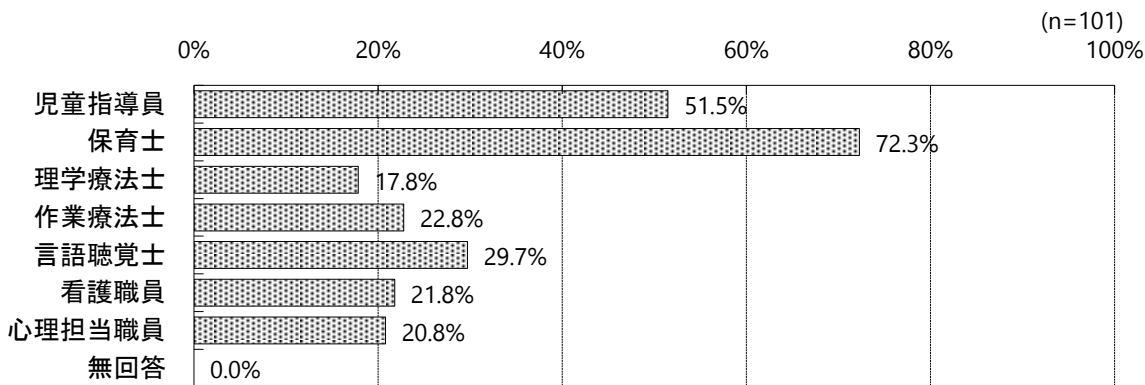


4) 中核機能強化職員の配置状況

a) 中核機能強化職員の職種

「保育士」の割合が最も高く 72.3%である。次いで、「児童指導員（51.5%）」、「言語聴覚士（29.7%）」である。

図表 3-53 中核機能強化職員の職種（複数選択）



図表 3-54 中核機能強化職員の職種（複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別）

		児童指導員	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護職員	心理担当職員	無回答
	(n=101) Total	51.5%	72.3%	17.8%	22.8%	29.7%	21.8%	20.8%	0.0%
事業所の種類別	(n=71) 児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	54.9%	70.4%	16.9%	21.1%	32.4%	23.9%	22.5%	0.0%
	(n=30) 中核機能強化事業所	43.3%	76.7%	20.0%	26.7%	23.3%	16.7%	16.7%	0.0%
市区町村の種類別	(n=15) 指定都市・特別区	60.0%	60.0%	20.0%	26.7%	20.0%	26.7%	33.3%	0.0%
	(n=72) その他の市	52.8%	75.0%	20.8%	25.0%	34.7%	25.0%	20.8%	0.0%
	(n=14) 町	35.7%	71.4%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%
設置主体別	(n=31) 自治体	45.2%	74.2%	25.8%	22.6%	35.5%	32.3%	32.3%	0.0%
	(n=46) 社会福祉法人	52.2%	76.1%	15.2%	19.6%	26.1%	17.4%	13.0%	0.0%
	(n=24) その他	58.3%	62.5%	12.5%	29.2%	29.2%	16.7%	20.8%	0.0%

b) 中核機能強化職員の障害児支援の経験年数

中核機能強化職員として回答のあった154名（全体）の経験年数は、平均値12.4、最小値0.0、最大値41.0、標準偏差7.9である。

図表 3-55 中核機能強化職員の障害児支援の経験年数（単位：年）

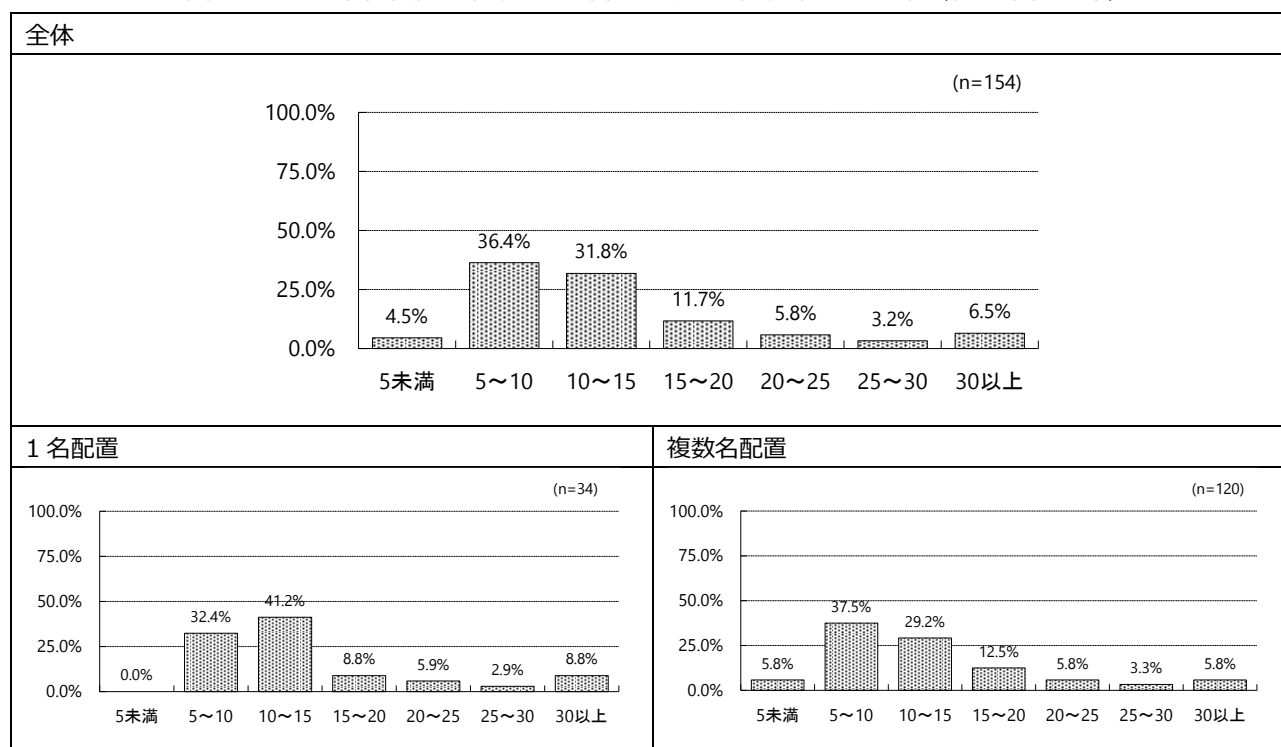
	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
全体	154	0.0	41.0	12.4	7.9
1名配置	34	5.0	41.0	13.5	8.5
複数名配置	120	0.0	38.0	12.0	7.7

（注1）数値の回答があったものを集計対象とした。

（注2）資格取得後から障害児支援に従事した経験年数を回答いただいた。また、中核機能強化職員が複数名いる場合は、主に中核機能強化職員としての役割を担っている方2名（最も長い方と短い方1名ずつ）について回答いただいた。

（注3）「回答数 (n)」は、回答のあった職員の総数を示す。回答事業所数と一致しない。

図表 3-56 中核機能強化職員の障害児支援の経験年数の分布（軸の単位：年）



図表 3-57 中核機能強化職員の障害児支援の経験年数（単位：年、事業所の種類別）

		回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
児童発達支援センター	全体	115	0.0	36.0	11.9	6.6
	1名配置	23	5.0	32.0	12.5	6.2
	複数名配置	92	0.0	36.0	11.7	6.7
中核機能強化事業所	全体	39	2.0	41.0	13.8	10.8
	1名配置	11	5.0	41.0	15.6	12.2
	複数名配置	28	2.0	38.0	13.1	10.4

（注1）数値の回答があったものを集計対象とした。

（注2）資格取得後から障害児支援に従事した経験年数を回答いただいた。また、中核機能強化職員が複数名いる場合は、主に中核機能強化職員としての役割を担っている方2名（最も長い方と短い方1名ずつ）について回答いただいた。

（注3）「回答数 (n)」は、回答のあった職員の総数を示す。回答事業所数と一致しない。

c) 中核機能強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定に伴い、2以上配置している中核機能強化職員の業務遂行状況（中核機能強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定しているセンターの場合）

「（イ）と（ロ）、それぞれの役割は明確にしつつ、一部を一体的に実施して業務を遂行」の割合が最も高く41.3%である。次いで、「（イ）と（ロ）を一体的に実施して業務を遂行（32.6%）」、「（イ）と（ロ）、それぞれの役割を明確にして、各々が役割に応じた業務を遂行（26.1%）」である。

【参考】加算の算定要件

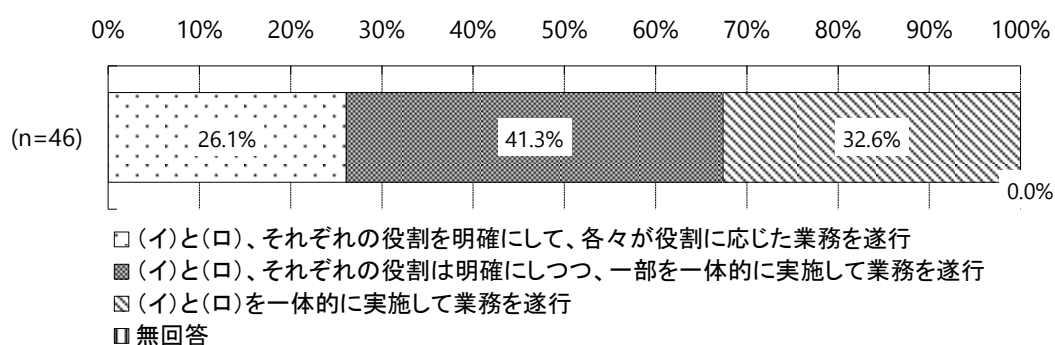
イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で1以上加配

（ハの資格者等で、資格取得後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）

ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、常勤専任で1以上加配（同上）

ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員の全ての職種を配置し、連携して支援を行っていること

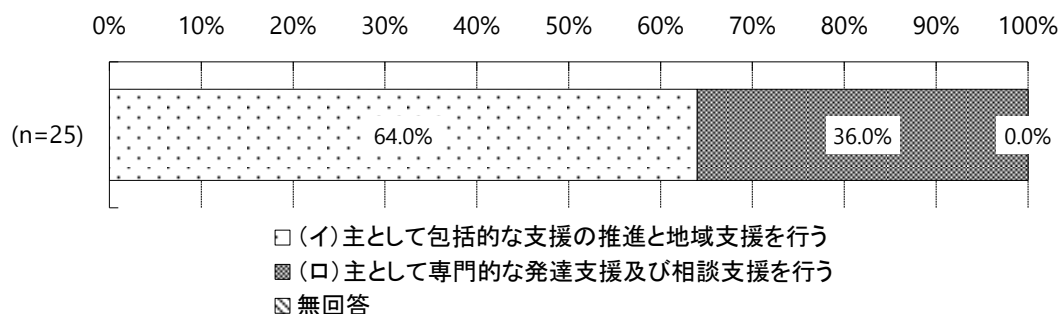
図表 3-58 2以上配置している中核機能強化職員の業務遂行状況（中核機能強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定しているセンターの場合）



d) 中核機能強化加算（Ⅲ）の算定に伴い、配置している中核機能強化職員の主な役割（中核機能強化加算（Ⅲ）を算定しているセンターの場合）

「（イ）主として包括的な支援の推進と地域支援を行う」の割合が最も高く64.0%である。次いで、「（ロ）主として専門的な発達支援及び相談支援を行う（36.0%）」である。

図表 3-59 配置している中核機能強化職員の主な役割（中核機能強化加算（Ⅲ）を算定しているセンターの場合）



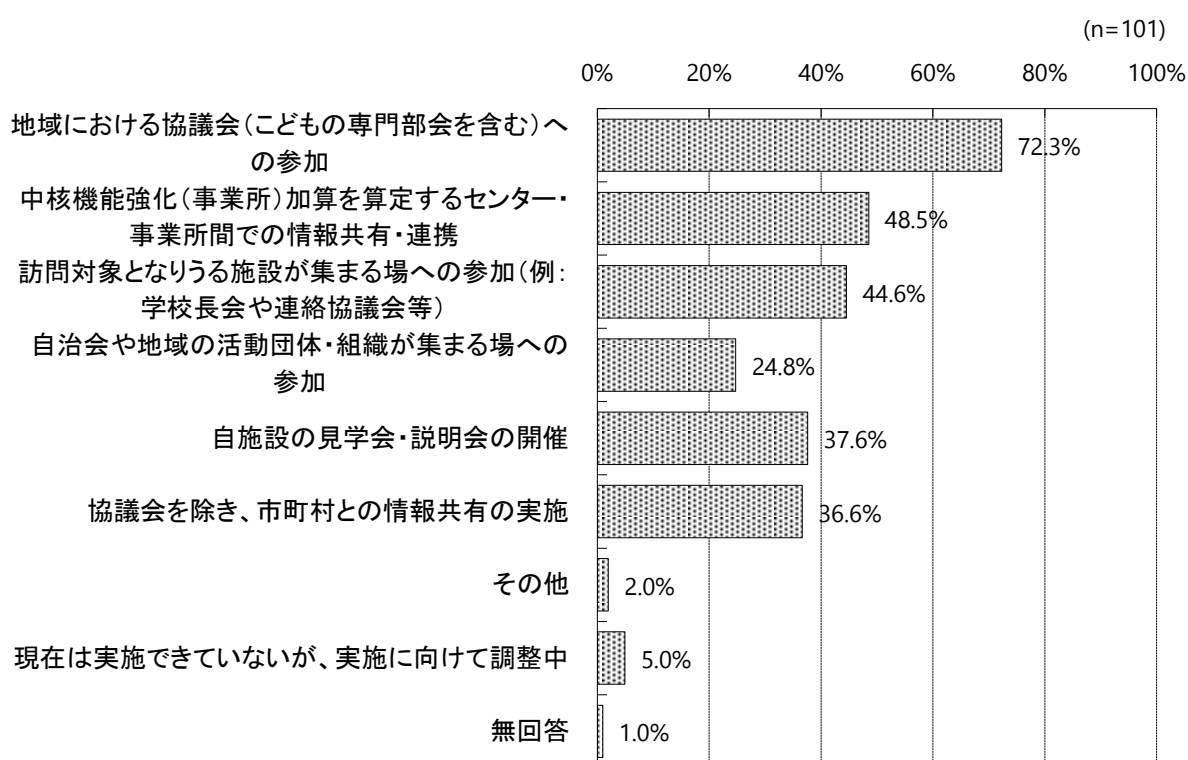
② 中核機能強化職員による取組状況

1) 施設等へのアウトリーチ支援以外の取組状況

a) 中核機能強化職員による、市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組状況

「地域における協議会（こどもの専門部会を含む）への参加」の割合が最も高く 72.3%である。次いで、「中核機能強化（事業所）加算を算定するセンター・事業所間での情報共有・連携（48.5%）」、「訪問対象となりうる施設が集まる場への参加（例：学校長会や連絡協議会等）（44.6%）」である。

図表 3-60 中核機能強化職員による、市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組状況
(複数選択)



図表 3-61 中核機能強化職員による、市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組状況

(複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別)

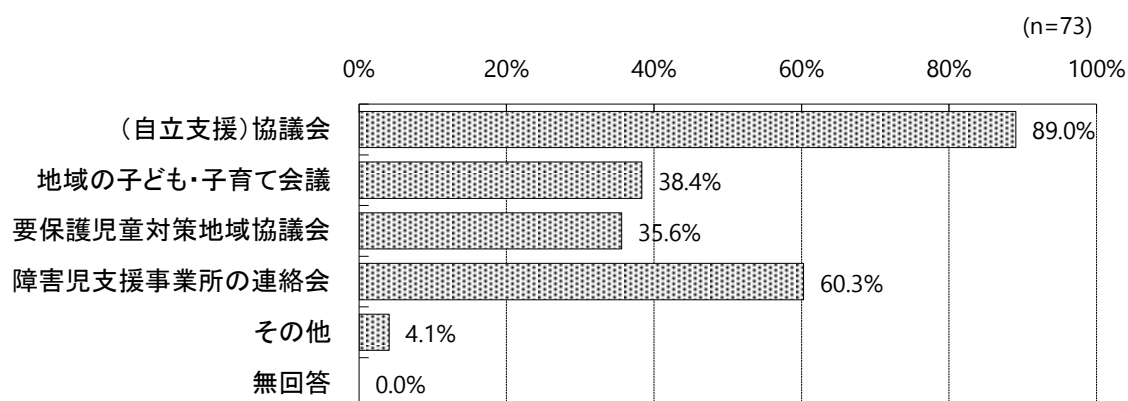
			地域における協議会(こどもの専門部会を含む)への参加	中核機能強化(事業所)加算をするセンター・事業所間での情報共有・連携	訪問対象となる施設が集まる場への参加(例:学校長会や連絡協議会等)	自治会や地域の活動団体・組織が集まる場への参加(例:自治会や協議の場への参加、地域活動への参加等)	自施設の見学会・説明会の開催	協議会を除き、市町村との情報共有の実施	その他
	(n=101)	Total	72.3%	48.5%	44.6%	24.8%	37.6%	36.6%	2.0%
事業所の種類別	(n=71)	児童発達支援センター(中核機能強化加算あり)	67.6%	52.1%	39.4%	22.5%	40.8%	35.2%	2.8%
	(n=30)	中核機能強化事業所	83.3%	40.0%	56.7%	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%
市区町村の種類別	(n=15)	指定都市・特別区	53.3%	46.7%	20.0%	26.7%	33.3%	33.3%	6.7%
	(n=72)	その他の市	75.0%	54.2%	48.6%	23.6%	37.5%	36.1%	1.4%
	(n=14)	町	78.6%	21.4%	50.0%	28.6%	42.9%	42.9%	0.0%
設置主体別	(n=31)	自治体	61.3%	41.9%	48.4%	9.7%	25.8%	41.9%	3.2%
	(n=46)	社会福祉法人	76.1%	50.0%	39.1%	28.3%	47.8%	39.1%	2.2%
	(n=24)	その他	79.2%	54.2%	50.0%	37.5%	33.3%	25.0%	0.0%

			現在は実施できていないが、実施に向けて調整中	無回答
	(n=101)	Total	5.0%	1.0%
事業所の種類別	(n=71)	児童発達支援センター(中核機能強化加算あり)	4.2%	0.0%
	(n=30)	中核機能強化事業所	6.7%	3.3%
市区町村の種類別	(n=15)	指定都市・特別区	20.0%	0.0%
	(n=72)	その他の市	1.4%	1.4%
	(n=14)	町	7.1%	0.0%
設置主体別	(n=31)	自治体	3.2%	0.0%
	(n=46)	社会福祉法人	4.3%	0.0%
	(n=24)	その他	8.3%	4.2%

b) 参加している協議会等（地域における協議会に参加している場合）

「（自立支援）協議会」の割合が最も高く89.0%である。次いで、「障害児支援事業所の連絡会（60.3%）」、「地域の子ども・子育て会議（38.4%）」である。

図表 3-62 参加している協議会等（地域における協議会に参加している場合、複数選択）



図表 3-63 中核機能強化職員による、市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組状況
（複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別）

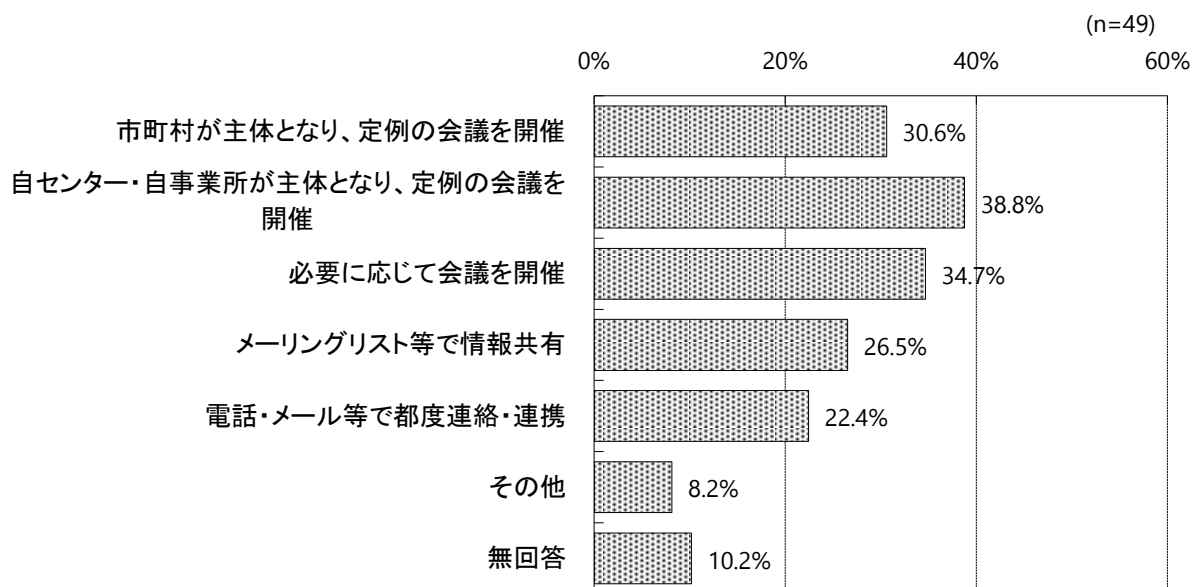
			（自立支援）協議会	地域の子ども・子育て会議	要保護児童対策地域協議会	障害児支援事業所の連絡会	その他	無回答
	(n=73)	Total	89.0%	38.4%	35.6%	60.3%	4.1%	0.0%
事業所の種類別	(n=48)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	89.6%	33.3%	31.3%	52.1%	4.2%	0.0%
	(n=25)	中核機能強化事業所	88.0%	48.0%	44.0%	76.0%	4.0%	0.0%
市区町村の種類別	(n=8)	指定都市・特別区	87.5%	50.0%	62.5%	87.5%	12.5%	0.0%
	(n=54)	その他の市	88.9%	35.2%	31.5%	57.4%	3.7%	0.0%
	(n=11)	町	90.9%	45.5%	36.4%	54.5%	0.0%	0.0%
設置主体別	(n=19)	自治体	84.2%	42.1%	52.6%	73.7%	5.3%	0.0%
	(n=35)	社会福祉法人	97.1%	34.3%	31.4%	51.4%	0.0%	0.0%
	(n=19)	その他	78.9%	42.1%	26.3%	63.2%	10.5%	0.0%

（注1）市区町村の種類別のうち「指定都市・特別区」は n=8 のため参考値。

c) 連携方法（「中核機能強化（事業所）加算を算定するセンター・事業所間での情報共有・連携」を行っている場合）

「自センター・自事業所が主体となり、定例の会議を開催」の割合が最も高く 38.8%である。次いで、「必要に応じて会議を開催（34.7%）」、「市町村が主体となり、定例の会議を開催（30.6%）」である。

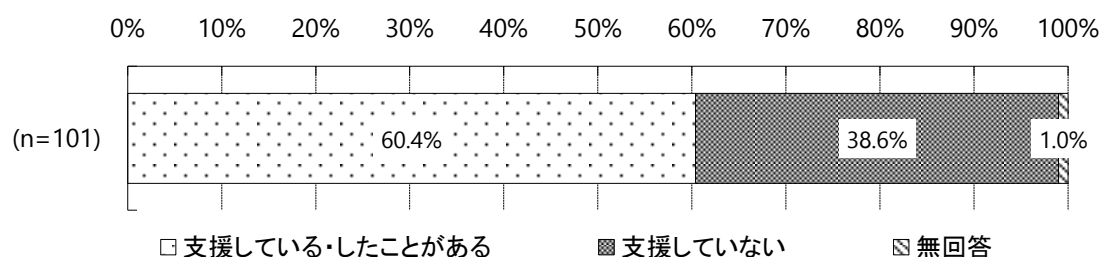
図表 3-64 連携方法（「中核機能強化（事業所）加算を算定するセンター・事業所間での情報共有・連携」を行っている場合、複数選択）



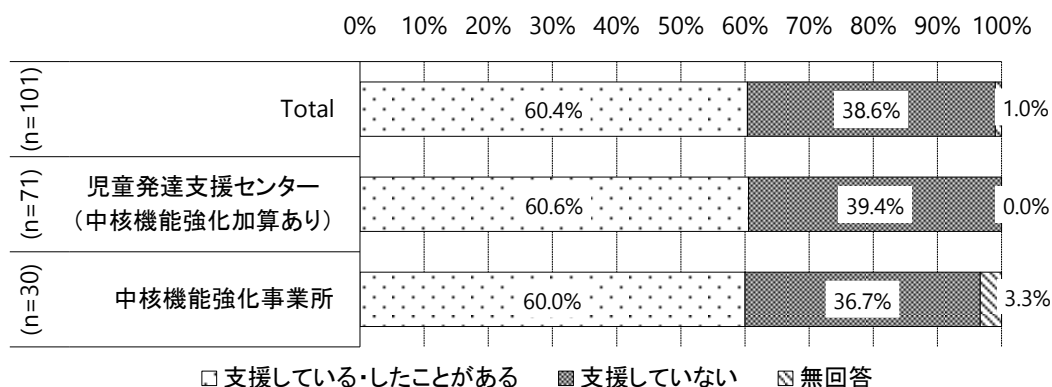
d) 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況

「支援している・したことがある」の割合が 60.4%、「支援していない」の割合が 38.6%である。

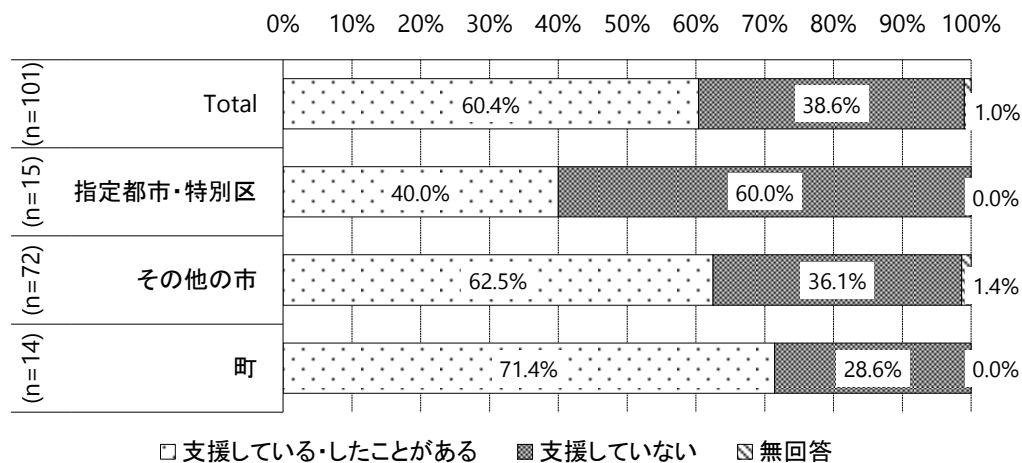
図表 3-65 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況



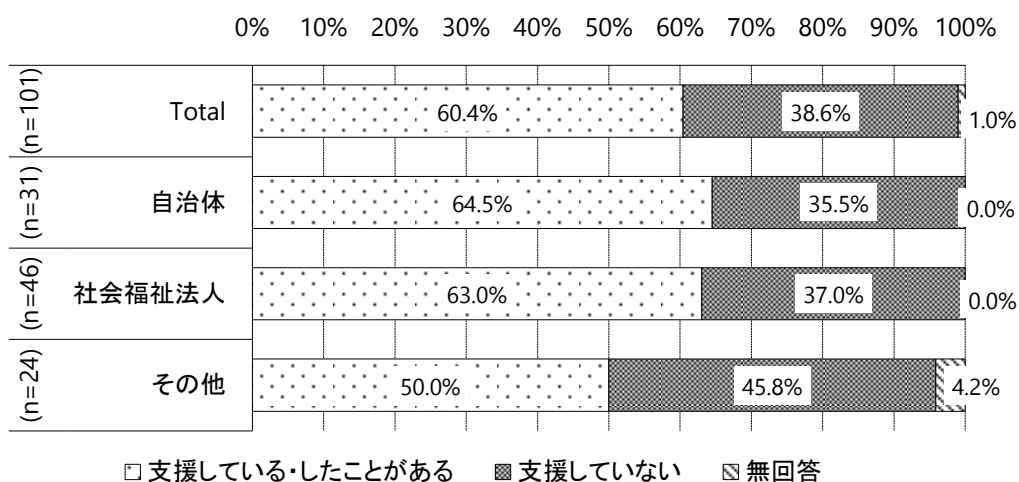
図表 3-66 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況（事業所の種類別）



図表 3-67 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況（市区町村の種類別）



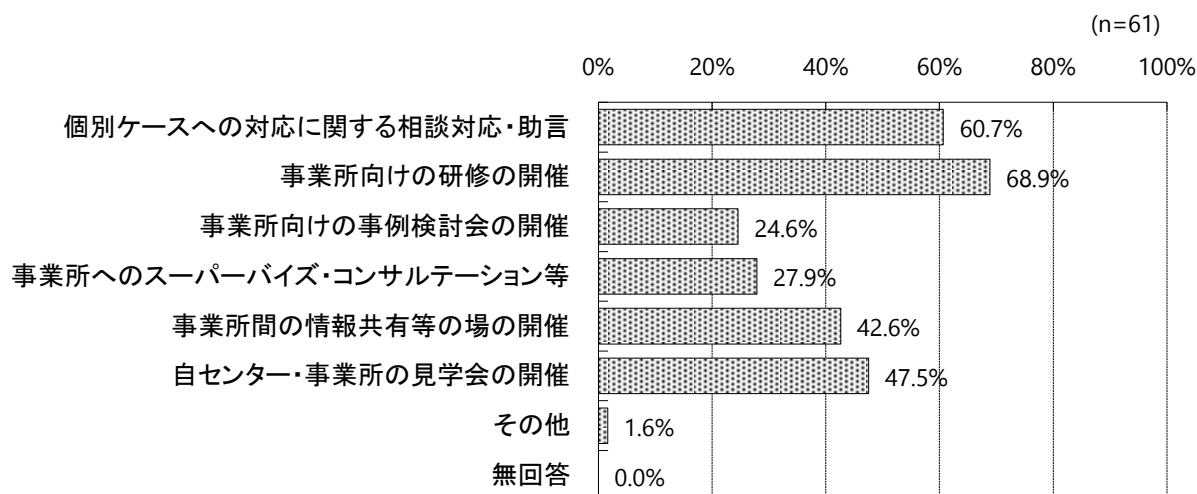
図表 3-68 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況（設置主体別）



e) 中核機能強化職員による、地域の障害児通所支援事業所に対する支援の内容

「事業所向けの研修の開催」の割合が最も高く 68.9%である。次いで、「個別ケースへの対応に関する相談対応・助言（60.7%）」、「自センター・事業所の見学会の開催（47.5%）」である。

図表 3-69 中核機能強化職員による、地域の障害児通所支援事業所に対する支援の内容（複数選択）



図表 3-70 中核機能強化職員による、地域の障害児通所支援事業所に対する支援の内容

（複数選択、事業所の種類別、設置主体別）

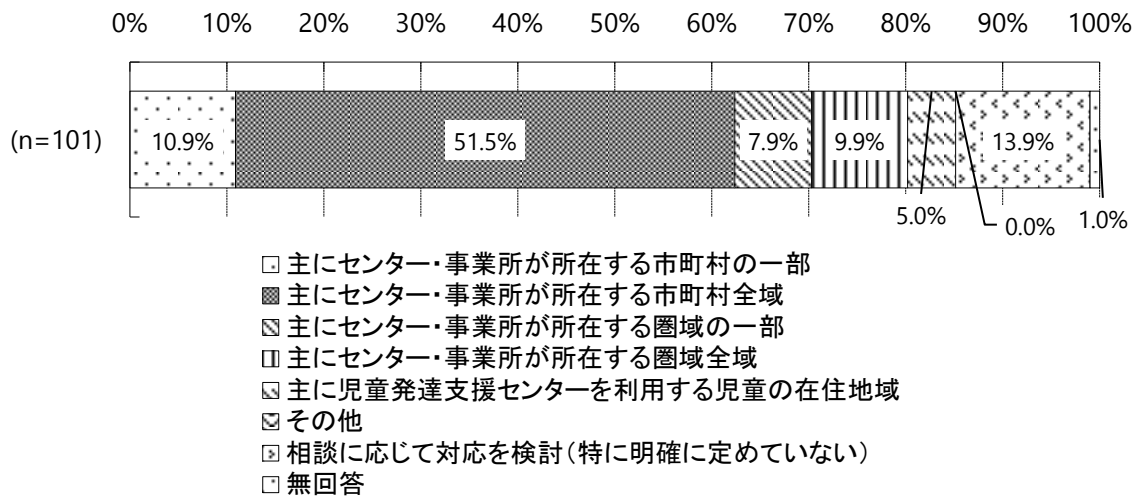
			個別 ケース への対 応に関 する相 談対応・ 助言	事業所 向けの 研修の 開催	事業所 向けの 事例検 討会の 開催	事業所 へのス ーパーバ イズ・コ ンサル テーショ ン等	事業所 間の情 報共有 等の場 の開催	自セン ター・事 業所の 見学会 の開催
	(n=61)	Total	60.7%	68.9%	24.6%	27.9%	42.6%	47.5%
事業所の 種類別	(n=43)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	60.5%	69.8%	20.9%	27.9%	37.2%	48.8%
	(n=18)	中核機能強化事業所	61.1%	66.7%	33.3%	27.8%	55.6%	44.4%
設置主体 別	(n=20)	自治体	60.0%	75.0%	20.0%	35.0%	40.0%	35.0%
	(n=29)	社会福祉法人	58.6%	62.1%	31.0%	24.1%	48.3%	51.7%
	(n=12)	その他	66.7%	75.0%	16.7%	25.0%	33.3%	58.3%
			その他	無回答				
	(n=61)	Total	1.6%	0.0%				
事業所の 種類別	(n=43)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	0.0%	0.0%				
	(n=18)	中核機能強化事業所	5.6%	0.0%				
設置主体 別	(n=20)	自治体	0.0%	0.0%				
	(n=29)	社会福祉法人	3.4%	0.0%				
	(n=12)	その他	0.0%	0.0%				

2) 施設等へのアウトリーチ支援の状況

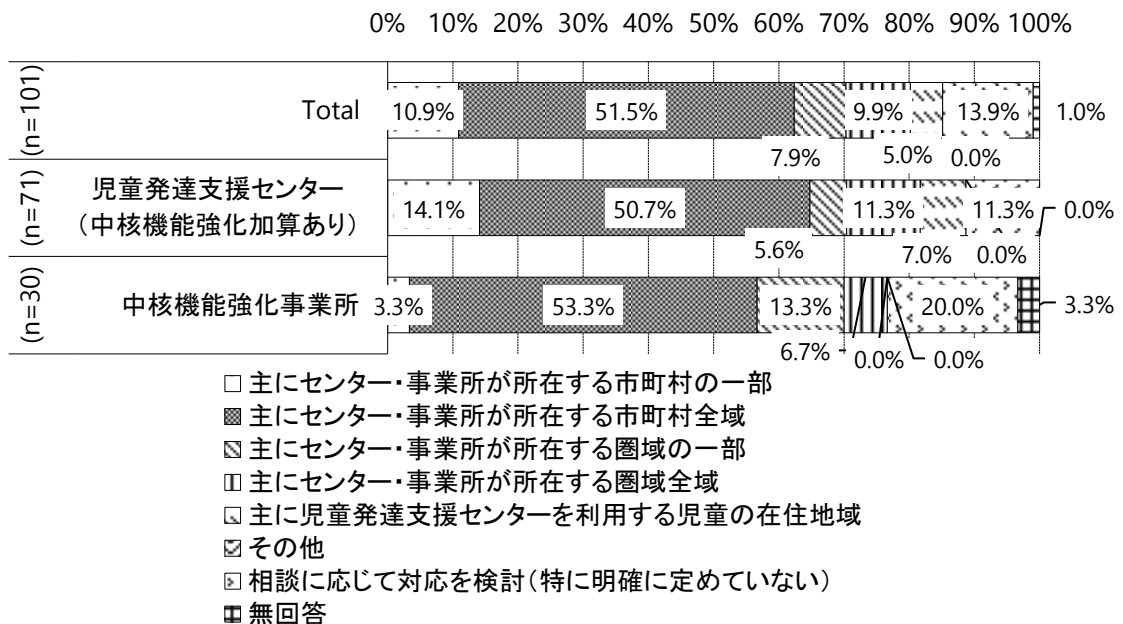
a) 中核機能職員が地域支援を行う場合、主な訪問地域・エリアの考え方

「主にセンター・事業所が所在する市町村全域」の割合が最も高く 51.5%である。次いで、「相談に応じて対応を検討（特に明確に定めていない）（13.9%）」、「主にセンター・事業所が所在する市町村の一部（10.9%）」である。

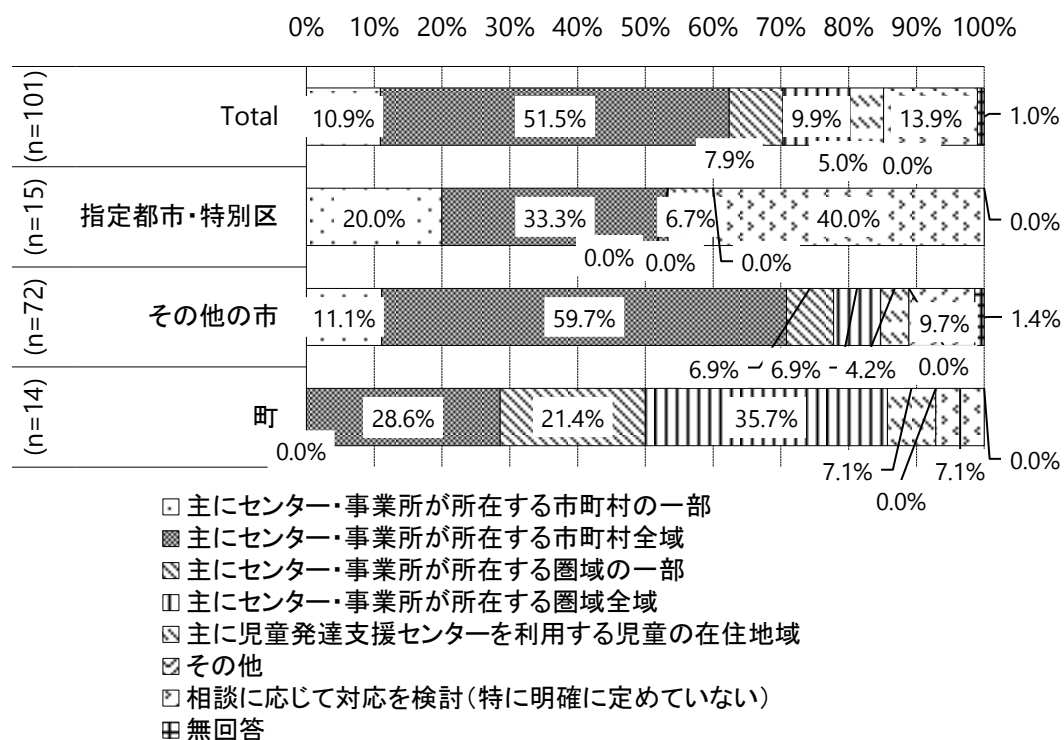
図表 3-71 中核機能職員が地域支援を行う場合、主な訪問地域・エリアの考え方



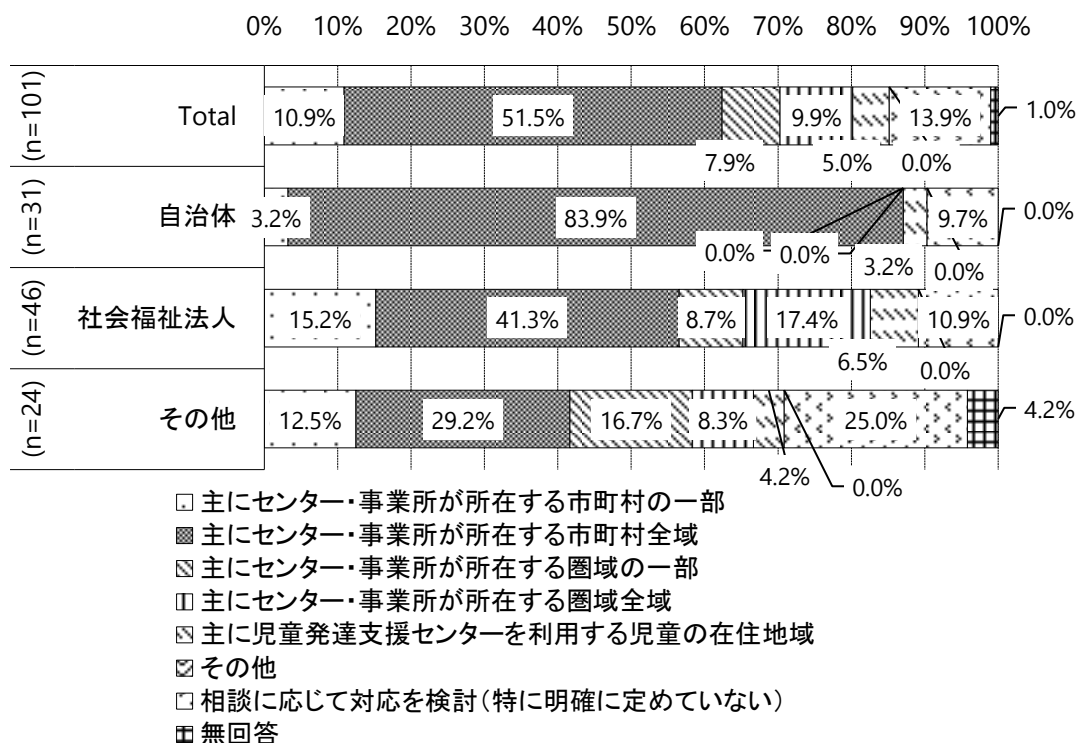
図表 3-72 中核機能職員が地域支援を行う場合、主な訪問地域・エリアの考え方（事業所の種類別）



図表 3-73 中核機能職員が地域支援を行う場合、主な訪問地域・エリアの考え方（市区町村の種類別）



図表 3-74 中核機能職員が地域支援を行う場合、主な訪問地域・エリアの考え方（設置主体別）

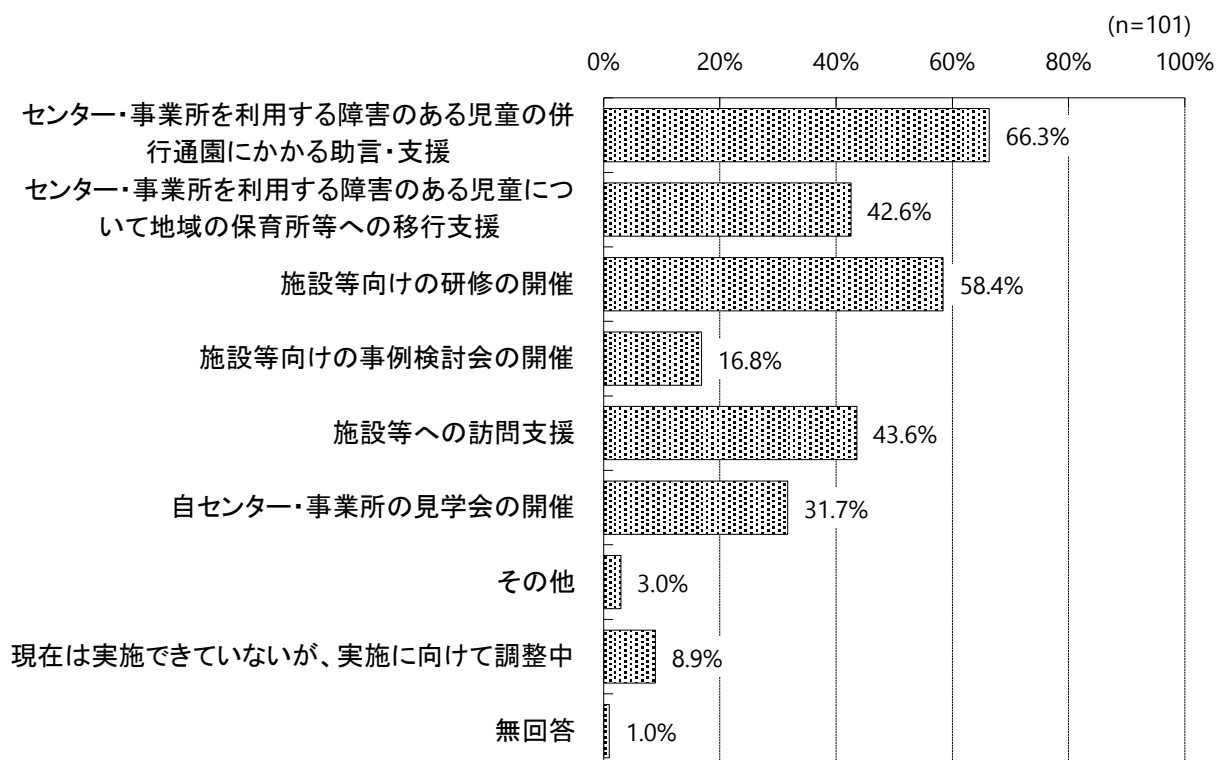


b) 中核機能強化職員による、地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ（学童）等でのインクルージョン推進のために取り組んでいること

※地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ（学童）等のことを「施設等」とした。

「センター・事業所を利用する障害のある児童の併行通園にかかる助言・支援」の割合が最も高く 66.3%である。次いで、「施設等向けの研修の開催（58.4%）」、「施設等への訪問支援（43.6%）」である。

図表 3-75 中核機能強化職員が、施設等でのインクルージョン推進のために取り組んでいること（複数選択）



図表 3-76 中核機能強化職員が、施設等でのインクルージョン推進のために取り組んでいること
(複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別)

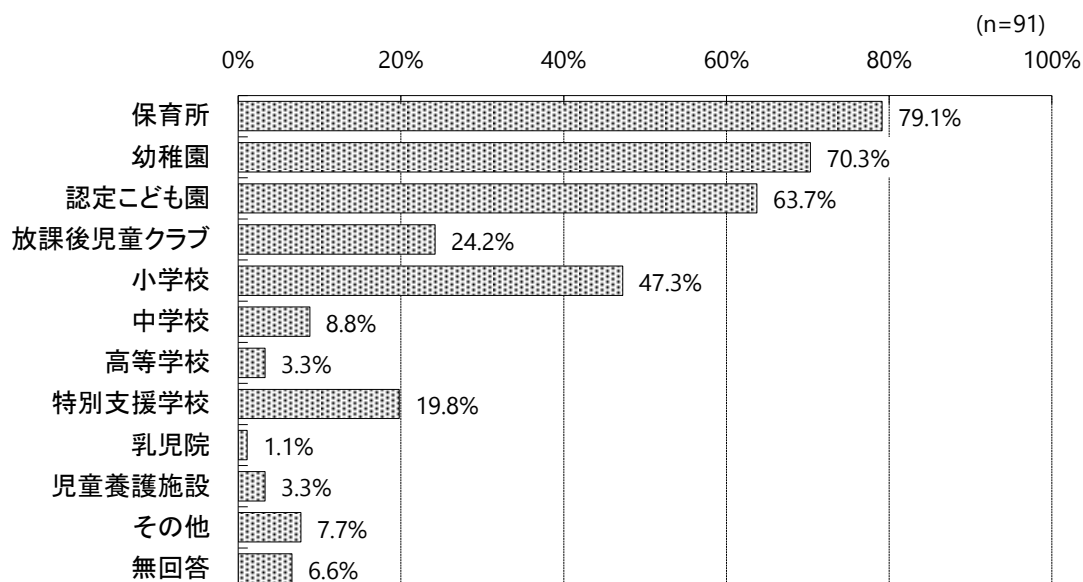
			センター・事業所を利用する障害のある児童の併行通園にかかる助言・支援	センター・事業所を利用する障害のある児童について地域の保育所等への移行支援	施設等向けの研修の開催	施設等向けの事例検討会の開催	施設等への訪問支援	自センター・事業所の見学会の開催
	(n=101)	Total	66.3%	42.6%	58.4%	16.8%	43.6%	31.7%
事業所の種類別	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	66.2%	45.1%	53.5%	14.1%	40.8%	35.2%
	(n=30)	中核機能強化事業所	66.7%	36.7%	70.0%	23.3%	50.0%	23.3%
市区町村の種類別	(n=15)	指定都市・特別区	60.0%	46.7%	46.7%	26.7%	13.3%	26.7%
	(n=72)	その他の市	63.9%	43.1%	59.7%	16.7%	47.2%	34.7%
	(n=14)	町	85.7%	35.7%	64.3%	7.1%	57.1%	21.4%
設置主体別	(n=31)	自治体	61.3%	45.2%	77.4%	22.6%	58.1%	32.3%
	(n=46)	社会福祉法人	73.9%	45.7%	45.7%	13.0%	41.3%	32.6%
	(n=24)	その他	58.3%	33.3%	58.3%	16.7%	29.2%	29.2%

			その他	現在は実施できていないが、実施に向けて調整中	無回答
	(n=101)	Total	3.0%	8.9%	1.0%
事業所の種類別	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	1.4%	7.0%	0.0%
	(n=30)	中核機能強化事業所	6.7%	13.3%	3.3%
市区町村の種類別	(n=15)	指定都市・特別区	0.0%	20.0%	0.0%
	(n=72)	その他の市	2.8%	6.9%	1.4%
	(n=14)	町	7.1%	7.1%	0.0%
設置主体別	(n=31)	自治体	3.2%	3.2%	0.0%
	(n=46)	社会福祉法人	0.0%	8.7%	0.0%
	(n=24)	その他	8.3%	16.7%	4.2%

c) 支援を行った施設の種類の種類（取組がある場合）

「保育所」の割合が最も高く79.1%である。次いで、「幼稚園（70.3%）」、「認定こども園（63.7%）」である。

図表 3-77 支援を行った施設の種類の種類（取組がある場合、複数選択）



(注1)「その他」として、「子育て支援センター 乳幼児発達健診 5歳児健診 就学時健診」「児童館」といった回答があった。

図表 3-78 支援を行った施設の種類の種類（取組がある場合、複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別）

			保育所	幼稚園	認定こども園	放課後児童クラブ	小学校	中学校
	(n=91)	Total	79.1%	70.3%	63.7%	24.2%	47.3%	8.8%
事業所の種類別	(n=66)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	77.3%	71.2%	66.7%	19.7%	34.8%	4.5%
	(n=25)	中核機能強化事業所	84.0%	68.0%	56.0%	36.0%	80.0%	20.0%
市区町村の種類別	(n=12)	指定都市・特別区	83.3%	75.0%	75.0%	33.3%	50.0%	8.3%
	(n=66)	その他の市	77.3%	69.7%	63.6%	21.2%	43.9%	9.1%
	(n=13)	町	84.6%	69.2%	53.8%	30.8%	61.5%	7.7%
設置主体別	(n=30)	自治体	86.7%	76.7%	73.3%	23.3%	46.7%	16.7%
	(n=42)	社会福祉法人	73.8%	73.8%	61.9%	19.0%	45.2%	2.4%
	(n=19)	その他	78.9%	52.6%	52.6%	36.8%	52.6%	10.5%

			高等学校	特別支援学校	乳児院	児童養護施設	その他	無回答
	(n=91)	Total	3.3%	19.8%	1.1%	3.3%	7.7%	6.6%
事業所の種類別	(n=66)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	1.5%	16.7%	1.5%	4.5%	7.6%	7.6%
	(n=25)	中核機能強化事業所	8.0%	28.0%	0.0%	0.0%	8.0%	4.0%
市区町村の種類別	(n=12)	指定都市・特別区	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=66)	その他の市	3.0%	21.2%	1.5%	1.5%	7.6%	9.1%
	(n=13)	町	7.7%	15.4%	0.0%	15.4%	15.4%	0.0%
設置主体別	(n=30)	自治体	3.3%	26.7%	0.0%	3.3%	10.0%	3.3%
	(n=42)	社会福祉法人	2.4%	14.3%	0.0%	4.8%	4.8%	9.5%
	(n=19)	その他	5.3%	21.1%	5.3%	0.0%	10.5%	5.3%

d) 中核機能強化職員が訪問支援を行った具体的なケース（施設等への訪問支援を行っている場合）

中核機能強化職員が訪問支援を行った具体的なケース（障害の内容や支援の内容、中核機能強化職員が対応した理由等）について、主な回答は以下のとおり。

図表 3-79 中核機能強化職員が訪問支援を行った具体的なケース
（施設等への訪問支援を行っている場合、自由記載）

（単発の相談対応、次の支援までのフォロー・つなぎ）

- ・ 単発の訪問で解決が見込まれる
- ・ 自治体が実施している巡回相談について 年に1度行って終わってしまっていた為、フォローアップ的に 中核機能強化職員が巡回の続きを行った
- ・ 幼稚園への移行予定児について支援内容の共有を行った。児の様子から保育所等訪問事業は移行後必要であれば契約でよいと考えたため
- ・ 保育所等訪問支援事業を行っていないが、児童発達支援の利用児の保護者からの申請により、中核機能強化職員や児童発達支援管理責任者を中心に、園への訪問をし、連携を図っている

（支援につながっていないケースへの対応）

- ・ 発音の不明瞭さがあり、このまま様子を見てもよいのか、訓練が必要なのか、園として今後の動きに迷いがあるケース
- ・ 発達の遅れがみられ集団行動が苦手という相談を保護者から受け、集団での様子を確認するためにこども園へ訪問し園での様子確認や先生からの聞き取りを行い、見立てに基づき園に助言をした。また、保護者にもフィードバックを行った。受給者証を取得しておらず他のサービスにつなげるための導入のため支援した
- ・ 福祉サービスや相談に繋がっていないお子さんについて、発達や行動面の様子を見てほしいという依頼があり、訪問支援を行った。施設職員への助言指導だけでなく、保護者の理解を促進するため、面談の機会を設けることもある

（訪問先施設職員向けの支援）

- ・ 保護者は支援の活用に抵抗があるけれども、園側で対応に苦慮していたケース
- ・ 保護者を通さず園所の職員の困りごとに対して適切な支援方法などを伝えたため
- ・ 個人の支援より施設側の対応や環境調整にかかわる
- ・ 事業所を利用することも限らず、発達や行動の問題を感じているこどもの評価や支援に対応している。環境整備や指導方法など、全体的な支援を実施している。乳幼児発達健診や就学時健診など、保育所等訪問支援にはなじまない事業を実施している
- ・ 中核機能強化職員が担当する園児の連携（園と家庭、保育それぞれの役割・支援方法を共有）。すべての園児に対し、保育所等訪問支援ができる人的環境でない

（中核機能強化職員の専門性や対象者との関係性を踏まえ対応）

- ・ 障がいの内容は発達障害全般、知的発達症、肢体不自由児、医療的ケア児、不登校、問題行動、緘黙等様々。支援の内容は、発達検査、知能検査、構音検査のほか、保護者や支援者の困りごとなどの相談・助言等。中核機能強化職員が対応した理由は、公認心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等の専門職がいるため。保育所等訪問支援を利用しない理由は、申請せずに必要な方に必要な時に早期で柔軟な支援が

できるため

- ・ 自閉症スペクトラム症（のこどもについて）こども園に通っていたが、年長になり当センターの利用を開始。こども園と併行通園をしている。こども園に訪問し、児の様子を共有している。こども園と母との関係や当センターの利用に至る経緯への対応があったため、中核機能強化職員が担当している

（その他）

- ・ タイムリーな対応が必要（手続き等の時間がとれない）

（注1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

（注2）質問紙の注釈にて、特に保育所等訪問支援やその他訪問支援に関する事業を利用せずに中核機能強化職員が支援した理由を尋ねた。

e) 施設等へのアウトリーチ支援の他に、中核機能強化職員が行っている取組の内容

施設等へのアウトリーチ支援の他に中核機能強化職員が行っている取組の内容について、主な回答は以下のとおり。

図表 3-80 施設等へのアウトリーチ支援の他に、中核機能強化職員が行っている取組の内容（自由記載）

（相談対応）

- ・ 学校の先生からのケースの相談を受けるなど
- ・ 相談窓口としての電話対応。発達支援や看護面での相談対応等
- ・ オンライン相談

（後方支援、コンサルテーション）

- ・ 中核機能強化職員が、事業所に属さない立場として他の支援センターのケース会議に外部視点で加わることで、現場だけでは気づくことができない視点を補完し、支援者の視野の偏りを防ぐことができる。結果として地域支援の質の底上げにも繋がるといった効果を目指しているため、定期的に他事業所のケース会議等にスーパーバイズとして参加している
- ・ 対応するケースに対する職員調整（他職種連携）、ケース対応への後方支援、発達相談の受付から提供する支援メニューの調整、支援の組みなおし
- ・ 困難事例に対するコンサルテーションを行政と模索中、現在2事業所へ介入中

（研修・講演）

- ・ 子育て支援センター主催の市民向け子育て講座の依頼と応諾
- ・ 学校単位での教員の障害児支援の体制説明や学校に求める役割の講義
- ・ 所在地域以外での関係機関職員向け・保護者向け研修会等の啓発活動

（地域の支援体制構築に向けた協議・連携）

- ・ 役所所管課との障害児支援体制への検討や提案、アドバイス
- ・ 災害時の障害児通所支援体制の整備（相互乗り入れによる通所支援体制）の調整と具体化
- ・ 保育園の医療的ケア児の受け入れに関する協議会への参加
- ・ 自立支援協議会の中の子ども支援部会への参加

（その他）

- ・ 希望がある保護者には支援後の時間を設けた

（注）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

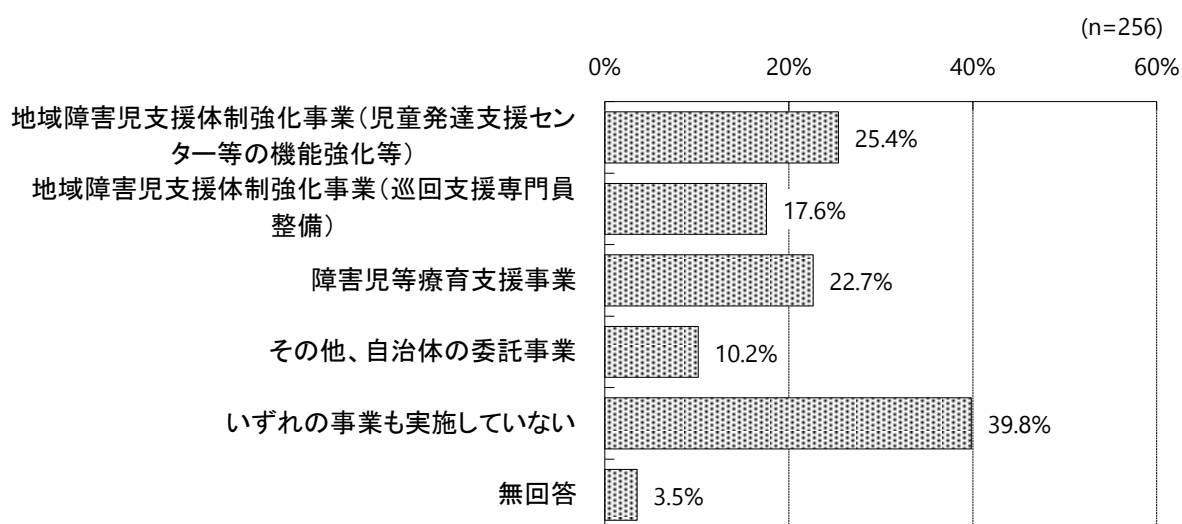
(3) その他、地域のインクルージョン推進に資する取組の状況

① アウトリーチによる支援を行う事業の実施状況及びその実績

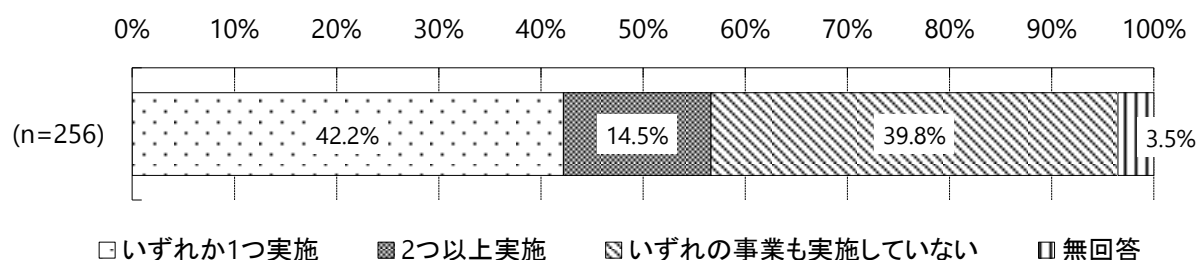
1) 地域の保育所や放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等に対し、アウトリーチによる支援を行う事業の実施状況

「いずれの事業も実施していない」の割合が最も高く 39.8%である。次いで、「地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）」（25.4%）、「障害児等療育支援事業（22.7%）」である。

図表 3-81 地域の保育所や放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等に対し、アウトリーチによる支援を行う事業の実施状況（複数選択）



図表 3-82 アウトリーチによる支援を行う事業の実施数



2) 令和6年度の訪問実績（延べ訪問件数）

「地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）」は、平均値 46.8、最小値 0.0、最大値 626.0、標準偏差 97.7 である。

「地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）」は、平均値 140.1、最小値 0.0、最大値 882.0、標準偏差 206.9 である。

「障害児等療育支援事業」は、平均値 112.7、最小値 0.0、最大値 2030.0、標準偏差 306.2 である。

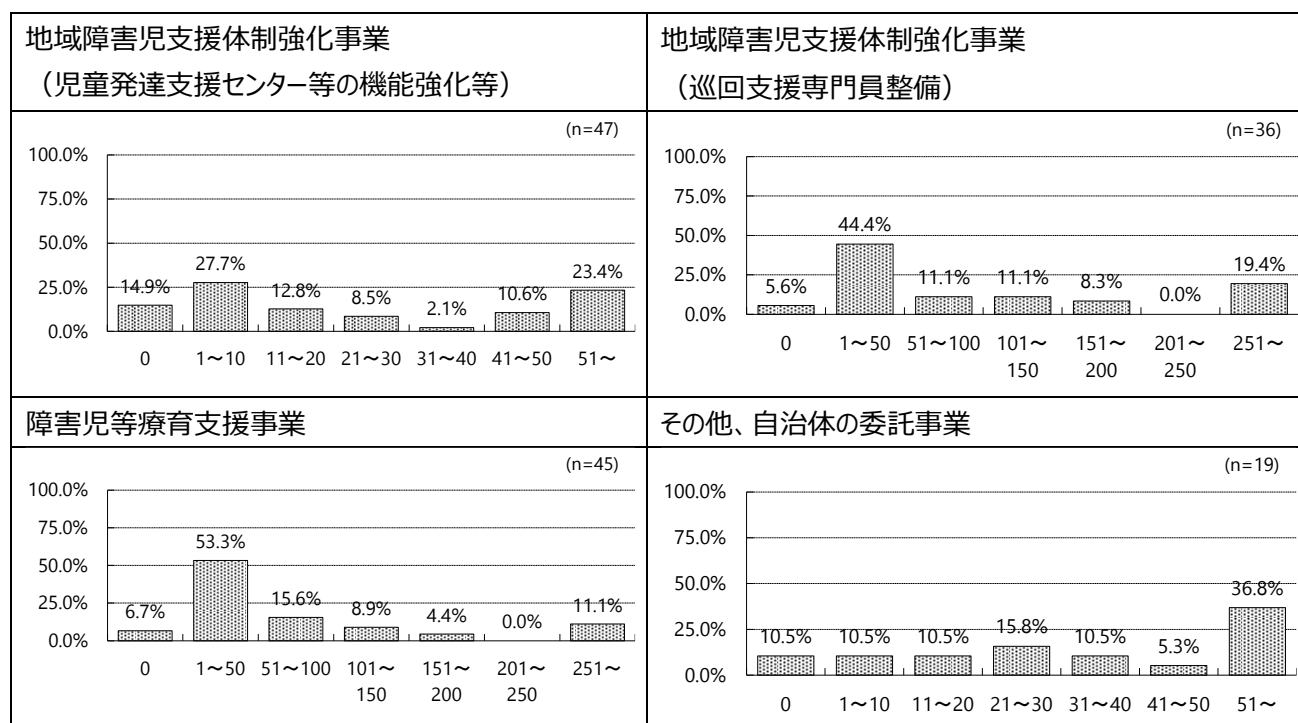
「その他、自治体の委託事業」は、平均値 74.9、最小値 0.0、最大値 391.0、標準偏差 109.5 である。

図表 3-83 令和6年度の訪問実績（延べ訪問件数、単位：件）

	回答数（n）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）	47	0.0	626.0	46.8	97.7
地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）	36	0.0	882.0	140.1	206.9
障害児等療育支援事業	45	0.0	2030.0	112.7	306.2
その他、自治体の委託事業	19	0.0	391.0	74.9	109.5

（注1）数値の回答があったもの（令和6年度までに事業を実施している場合）を集計対象とした。

図表 3-84 令和6年度の訪問実績の分布（延べ訪問件数、軸の単位：件）

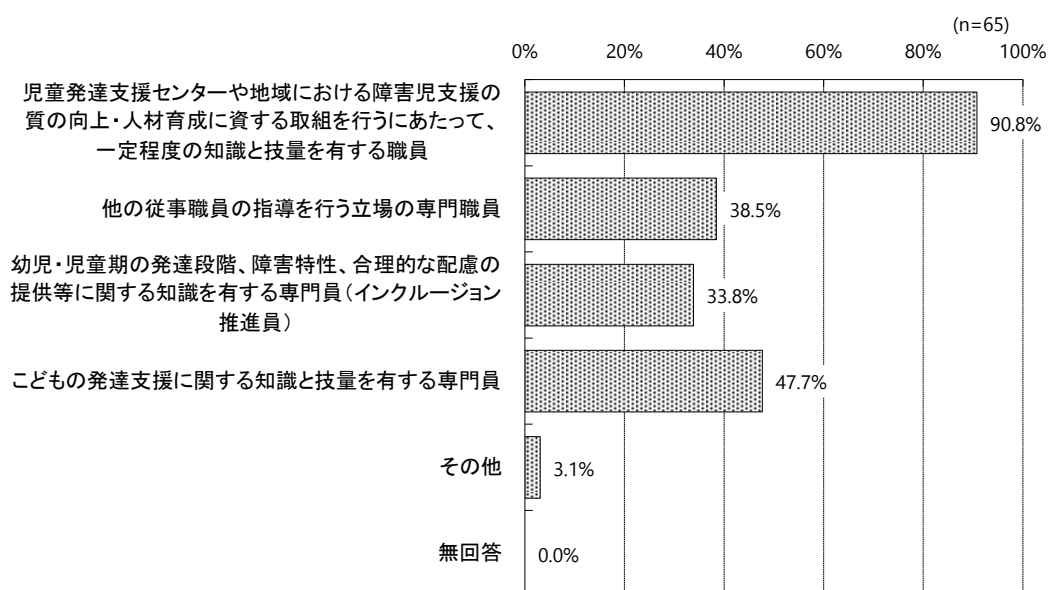


② 地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）に係る取組状況（実施している場合）

1) 事業を活用して配置する職員

「児童発達支援センターや地域における障害児支援の質の向上・人材育成に資する取組を行うにあたって、一定程度の知識と技量を有する職員」の割合が最も高く 90.8%である。次いで、「こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員（47.7%）」、「他の従事職員の指導を行う立場の専門職員（38.5%）」である。

図表 3-85 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
事業を活用して配置する職員（複数選択）



図表 3-86 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
事業を活用して配置する職員（複数選択、事業所の種類別）

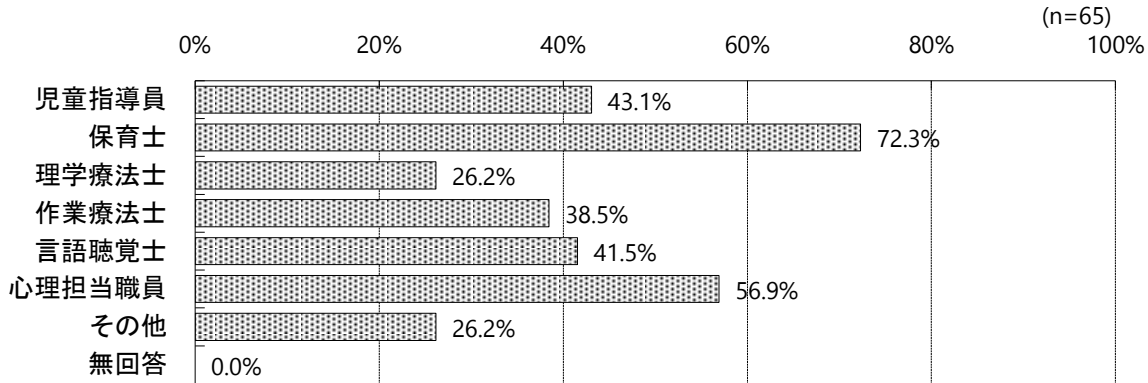
			児童発達支援センターや地域における障害児支援の質の向上・人材育成に資する取組を行うにあたって、一定程度の知識と技量を有する職員（概ね5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者）	他の従事職員の指導を行う立場の専門職員	幼児・児童期の発達段階、障害特性、合理的な配慮の提供等に関する知識を有する専門員（インクルージョン推進員）	こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員	その他	無回答
	(n=65)	Total	90.8%	38.5%	33.8%	47.7%	3.1%	0.0%
事業所の種類別	(n=26)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	92.3%	38.5%	38.5%	53.8%	0.0%	0.0%
	(n=33)	児童発達支援センター（その他）	87.9%	39.4%	27.3%	42.4%	6.1%	0.0%
	(n=6)	中核機能強化事業所	100.0%	33.3%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

（注1）「中核機能強化事業所」は n=6 のため参考値。

2) 配置している職員の職種

「保育士」の割合が最も高く 72.3%である。次いで、「心理担当職員（56.9%）」、「児童指導員（43.1%）」である。

図表 3-87 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
配置している職員の職種（複数選択）



（注1）「その他」として、「社会福祉士（8件）」「看護師（2件）」「相談員（2件）」「相談支援専門員」といった回答があった。

図表 3-88 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
配置している職員の職種（複数選択、事業所の種類別、設置主体別）

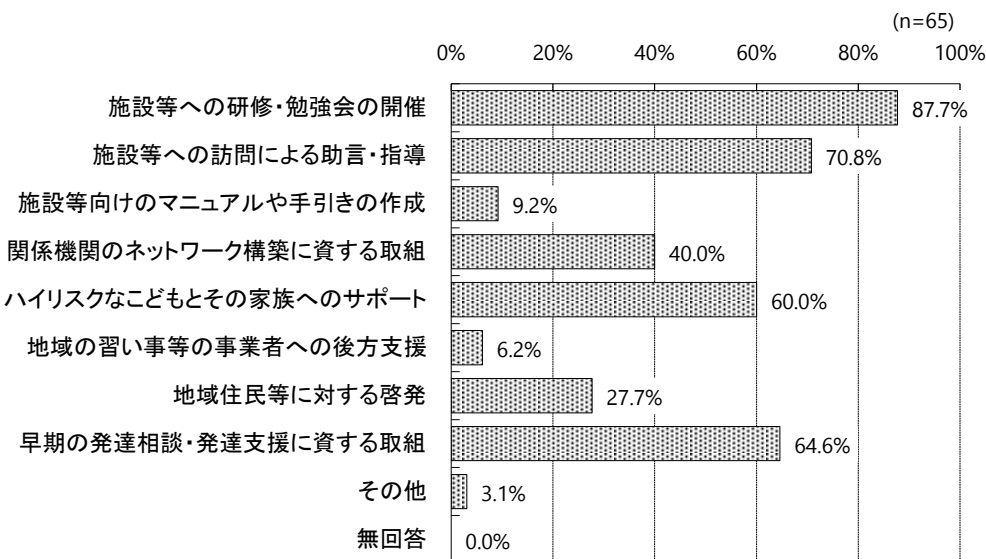
		児童指導員	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	心理担当職員	その他	無回答
	(n=65) Total	43.1%	72.3%	26.2%	38.5%	41.5%	56.9%	26.2%	0.0%
事業所の種類別	(n=26) 児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	38.5%	61.5%	26.9%	38.5%	42.3%	57.7%	30.8%	0.0%
	(n=33) 児童発達支援センター（その他）	45.5%	78.8%	21.2%	33.3%	39.4%	57.6%	24.2%	0.0%
	(n=6) 中核機能強化事業所	50.0%	83.3%	50.0%	66.7%	50.0%	50.0%	16.7%	0.0%
設置主体別	(n=34) 自治体	29.4%	76.5%	38.2%	47.1%	52.9%	73.5%	41.2%	0.0%
	(n=23) 社会福祉法人	52.2%	60.9%	13.0%	26.1%	26.1%	34.8%	13.0%	0.0%
	(n=8) その他	75.0%	87.5%	12.5%	37.5%	37.5%	50.0%	0.0%	0.0%

（注1）事業所の種類別のうち「中核機能強化事業所」は n=6、設置主体別の「その他」は n=8 のため参考値。

3) 事業を活用した取組の内容

「施設等への研修・勉強会の開催」の割合が最も高く 87.7%である。次いで、「施設等への訪問による助言・指導（70.8%）」、「早期の発達相談・発達支援に資する取組（64.6%）」である。

図表 3-89 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
事業を活用した取組の内容（複数選択）



（注1）「地域の習い事等の事業者への後方支援」とは、相談窓口の開設、研修会の開催、訪問による環境調整等を例示した。

図表 3-90 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
事業を活用した取組の内容（複数選択、事業所の種類別、設置主体別）

		施設等への研修・勉強会の開催	施設等への訪問による助言・指導	施設等向けのマニュアルや手引きの作成	関係機関のネットワーク構築に資する取組	ハイリスクな子どもとその家族へのサポート	地域の習い事等の事業者への後方支援
	(n=65) Total	87.7%	70.8%	9.2%	40.0%	60.0%	6.2%
事業所の種類別	(n=26) 児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	92.3%	57.7%	3.8%	34.6%	65.4%	7.7%
	(n=33) 児童発達支援センター（その他）	81.8%	78.8%	12.1%	45.5%	54.5%	6.1%
	(n=6) 中核機能強化事業所	100.0%	83.3%	16.7%	33.3%	66.7%	0.0%
設置主体別	(n=34) 自治体	88.2%	76.5%	5.9%	41.2%	61.8%	5.9%
	(n=23) 社会福祉法人	91.3%	60.9%	17.4%	43.5%	60.9%	8.7%
	(n=8) その他	75.0%	75.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%

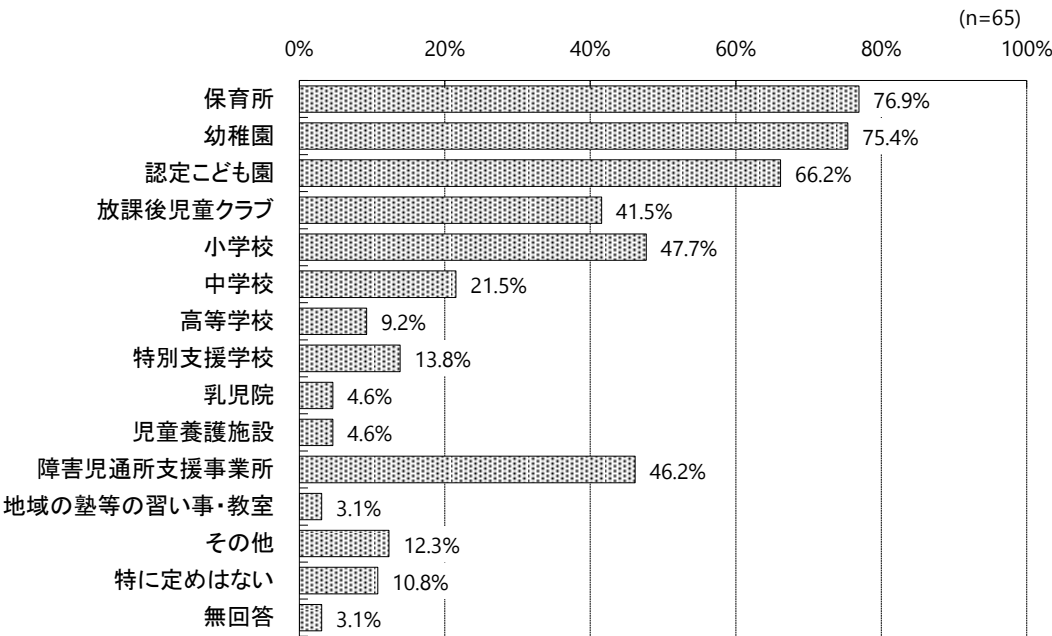
		地域住民等に対する啓発	早期の発達相談・発達支援に資する取組	その他	無回答
	(n=65) Total	27.7%	64.6%	3.1%	0.0%
事業所の種類別	(n=26) 児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	19.2%	61.5%	3.8%	0.0%
	(n=33) 児童発達支援センター（その他）	30.3%	69.7%	3.0%	0.0%
	(n=6) 中核機能強化事業所	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
設置主体別	(n=34) 自治体	35.3%	70.6%	5.9%	0.0%
	(n=23) 社会福祉法人	21.7%	47.8%	0.0%	0.0%
	(n=8) その他	12.5%	87.5%	0.0%	0.0%

（注1）事業所の種類別のうち「中核機能強化事業所」は n=6、設置主体別の「その他」は n=8 のため参考値。

4) 訪問により相談対応や助言・指導を行う対象としている施設等

「保育所」の割合が最も高く76.9%である。次いで、「幼稚園（75.4%）」、「認定こども園（66.2%）」である。

図表 3-91 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】
訪問により相談対応や助言・指導を行う対象としている施設等（複数選択）



(注1) 「その他」として、「子育て支援センター」「フリースクール」「児童館」等の回答があった。

図表 3-92 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】訪問により相談対応や
助言・指導を行う対象としている施設等（複数選択、事業所の種類別、設置主体別）

			保育所	幼稚園	認定こども園	放課後児童クラブ	小学校	中学校	高等学校
	(n=65)	Total	76.9%	75.4%	66.2%	41.5%	47.7%	21.5%	9.2%
事業所の種類別	(n=26)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	88.5%	88.5%	65.4%	42.3%	53.8%	15.4%	7.7%
	(n=33)	児童発達支援センター（その他）	63.6%	63.6%	63.6%	39.4%	36.4%	27.3%	9.1%
	(n=6)	中核機能強化事業所	100.0%	83.3%	83.3%	50.0%	83.3%	16.7%	16.7%
設置主体別	(n=34)	自治体	73.5%	73.5%	61.8%	44.1%	47.1%	23.5%	11.8%
	(n=23)	社会福祉法人	82.6%	78.3%	69.6%	30.4%	52.2%	17.4%	4.3%
	(n=8)	その他	75.0%	75.0%	75.0%	62.5%	37.5%	25.0%	12.5%

			特別支援学校	乳児院	児童養護施設	障害児通所支援事業所	地域の塾等の習い事・教室	その他	特に定めはない	無回答
	(n=65)	Total	13.8%	4.6%	4.6%	46.2%	3.1%	12.3%	10.8%	3.1%
事業所の種類別	(n=26)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	11.5%	3.8%	3.8%	50.0%	3.8%	7.7%	11.5%	0.0%
	(n=33)	児童発達支援センター（その他）	12.1%	6.1%	6.1%	45.5%	3.0%	15.2%	12.1%	6.1%
	(n=6)	中核機能強化事業所	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
設置主体別	(n=34)	自治体	17.6%	8.8%	8.8%	58.8%	2.9%	11.8%	8.8%	5.9%
	(n=23)	社会福祉法人	8.7%	0.0%	0.0%	30.4%	4.3%	17.4%	13.0%	0.0%
	(n=8)	その他	12.5%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%

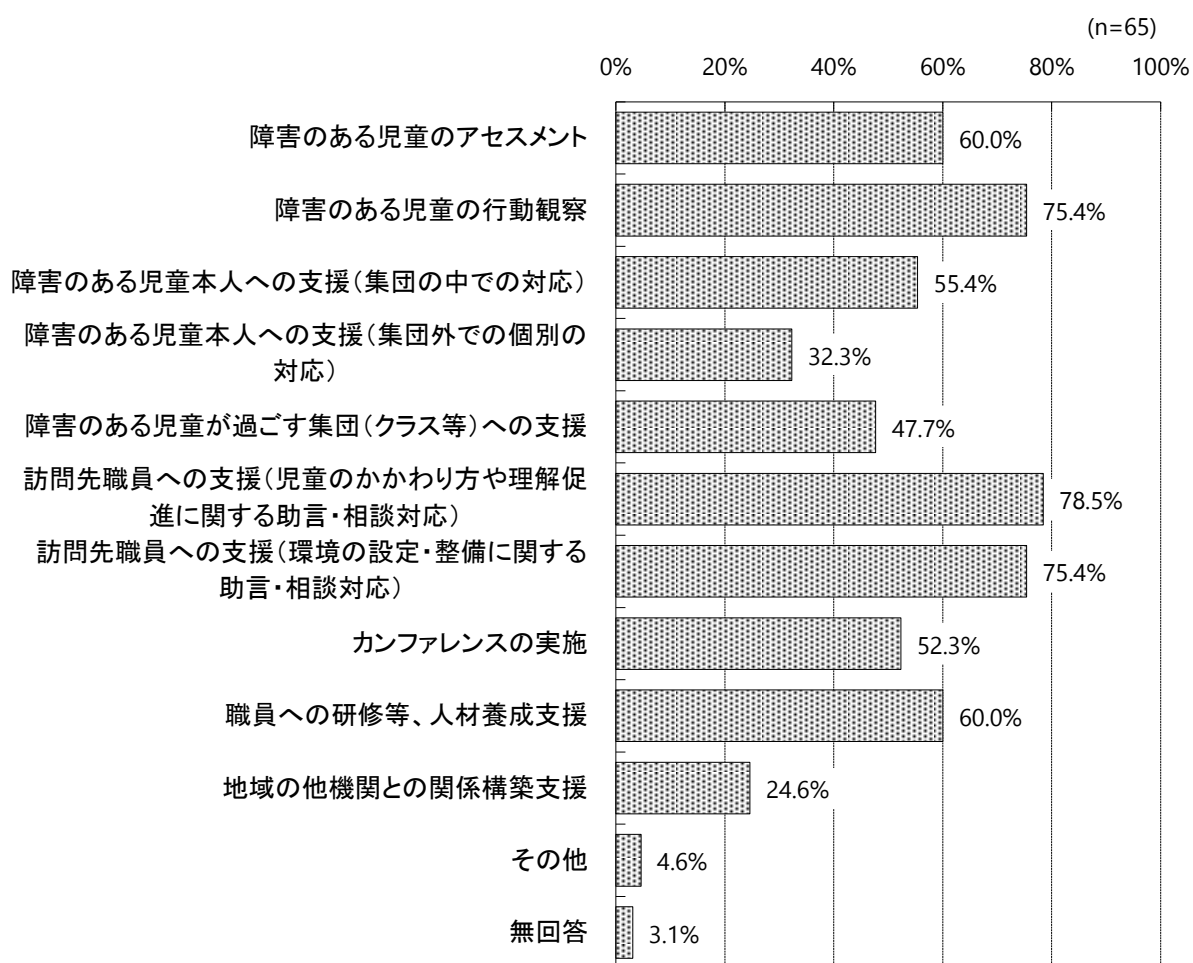
(注1) 事業所の種類別のうち「中核機能強化事業所」は n=6、設置主体別の「その他」は n=8 のため参考値。

5) 訪問先施設等での支援の内容

「訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応）」の割合が最も高く 78.5%である。次いで、「障害のある児童の行動観察（75.4%）」、「訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応）（75.4%）」、「障害のある児童のアセスメント（60.0%）」、「職員への研修等、人材養成支援（60.0%）」である。

図表 3-93 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】

訪問先施設等での支援の内容（複数選択）



図表 3-94 【地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化）】

訪問先施設等での支援の内容（複数選択、事業所の種類別、設置主体別）

			障害のある児童のアセスメント	障害のある児童の行動観察	障害のある児童本人への支援（集団の中で対応）	障害のある児童本人への支援（集団外での個別対応）	障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援	訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応）
	(n=65)	Total	60.0%	75.4%	55.4%	32.3%	47.7%	78.5%
事業所の種類別	(n=26)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	61.5%	84.6%	69.2%	34.6%	53.8%	80.8%
	(n=33)	児童発達支援センター（その他）	51.5%	63.6%	45.5%	30.3%	42.4%	75.8%
	(n=6)	中核機能強化事業所	100.0%	100.0%	50.0%	33.3%	50.0%	83.3%
設置主体別	(n=34)	自治体	61.8%	70.6%	47.1%	29.4%	52.9%	88.2%
	(n=23)	社会福祉法人	65.2%	87.0%	73.9%	39.1%	47.8%	65.2%
	(n=8)	その他	37.5%	62.5%	37.5%	25.0%	25.0%	75.0%
			訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応）	カンファレンスの実施	職員への研修等、人材養成支援	地域その他機関との関係構築支援	その他	無回答
	(n=65)	Total	75.4%	52.3%	60.0%	24.6%	4.6%	3.1%
事業所の種類別	(n=26)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	80.8%	61.5%	57.7%	30.8%	3.8%	0.0%
	(n=33)	児童発達支援センター（その他）	69.7%	42.4%	60.6%	24.2%	6.1%	6.1%
	(n=6)	中核機能強化事業所	83.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
設置主体別	(n=34)	自治体	85.3%	55.9%	67.6%	23.5%	5.9%	5.9%
	(n=23)	社会福祉法人	65.2%	52.2%	56.5%	26.1%	4.3%	0.0%
	(n=8)	その他	62.5%	37.5%	37.5%	25.0%	0.0%	0.0%

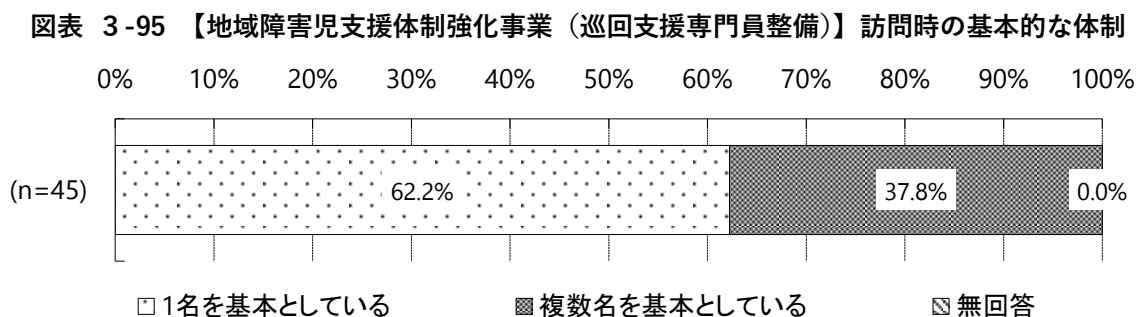
（注1）事業所の種類別のうち「中核機能強化事業所」は n=6、設置主体別の「その他」は n=8 のため参考値。

③ 地域障害児支援体制強化事業における巡回支援専門員整備に係る取組状況（実施している場合）

1) 訪問時の基本的な体制

a) 体制

「1名を基本としている」の割合が62.2%、「複数名を基本としている」の割合が37.8%である。



b) 具体的な訪問人数（複数名を基本としている場合）

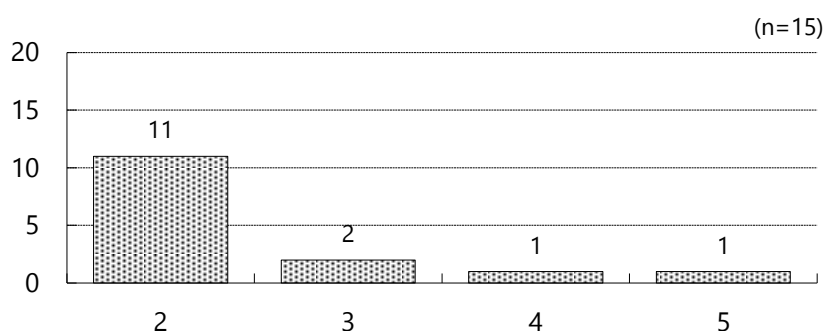
平均値 2.5、最小値 2.0、最大値 5.0、標準偏差 0.9 である。

図表 3-96 【地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）】
訪問人数（複数名を基本としている場合、単位：人）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
15	2.0	5.0	2.5	0.9

（注1）数値の回答があったものを集計対象とした。

図表 3-97 【地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）】
訪問人数の分布（複数名を基本としている場合、軸の単位：人）

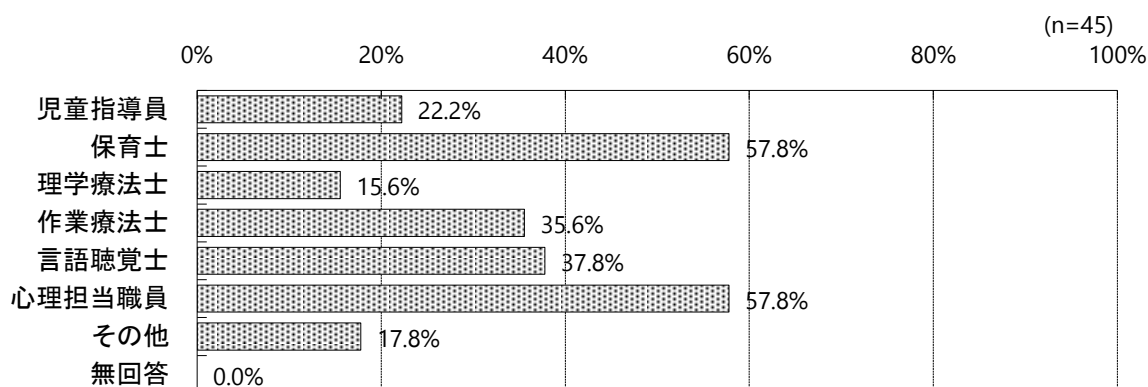


2) 巡回対応にあたる職員の職種

「保育士」、「心理担当職員」の割合が高く、それぞれ 57.8%である。次いで、「言語聴覚士（37.8%）」、「作業療法士（35.6%）」である。

図表 3-98 【地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）】

巡回対応に当たる職員の職種（複数選択）

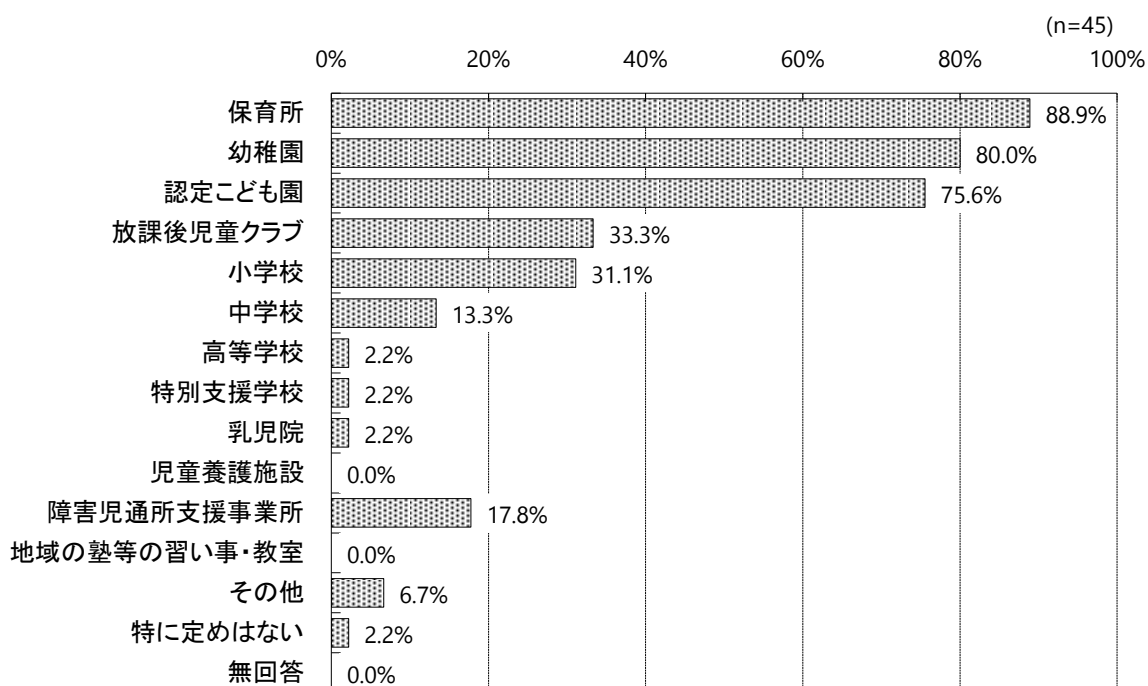


(注1) 「その他」として、「特別支援学校教員（地域支援センター職員）、特別支援学校元教員」「特別支援教育教員有資格者」「小学校教諭」といった回答があった。

3) 訪問対象施設等

「保育所」の割合が最も高く 88.9%である。次いで、「幼稚園（80.0%）」、「認定こども園（75.6%）」である。

図表 3-99 【地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）】訪問対象施設等（複数選択）



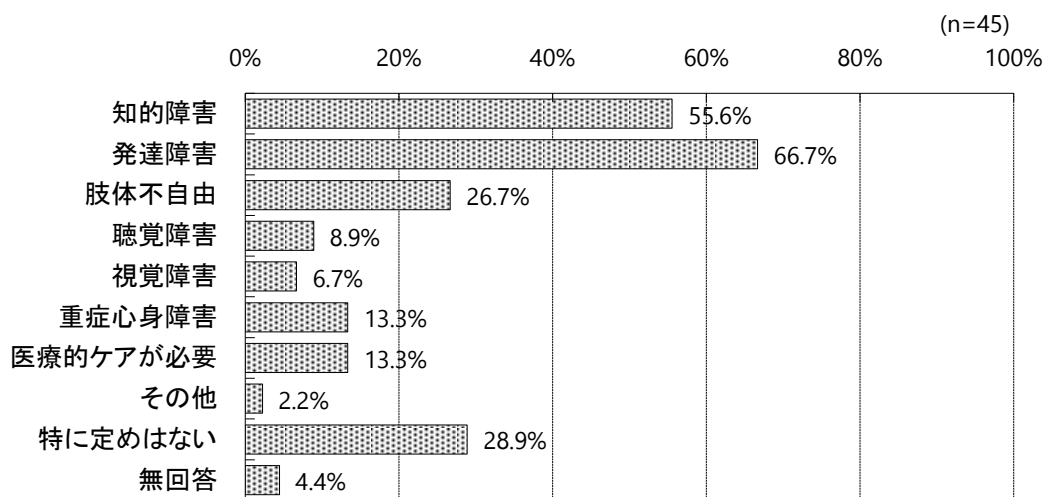
(注1) 「その他」として、「保健センター、子育て支援センター」「認可外保育施設」との回答があった。

4) 相談の対象とする障害の種類

「発達障害」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「知的障害（55.6%）」、「特に定めはない（28.9%）」である。

図表 3-100 【地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）】

相談の対象とする障害の種類（複数選択）

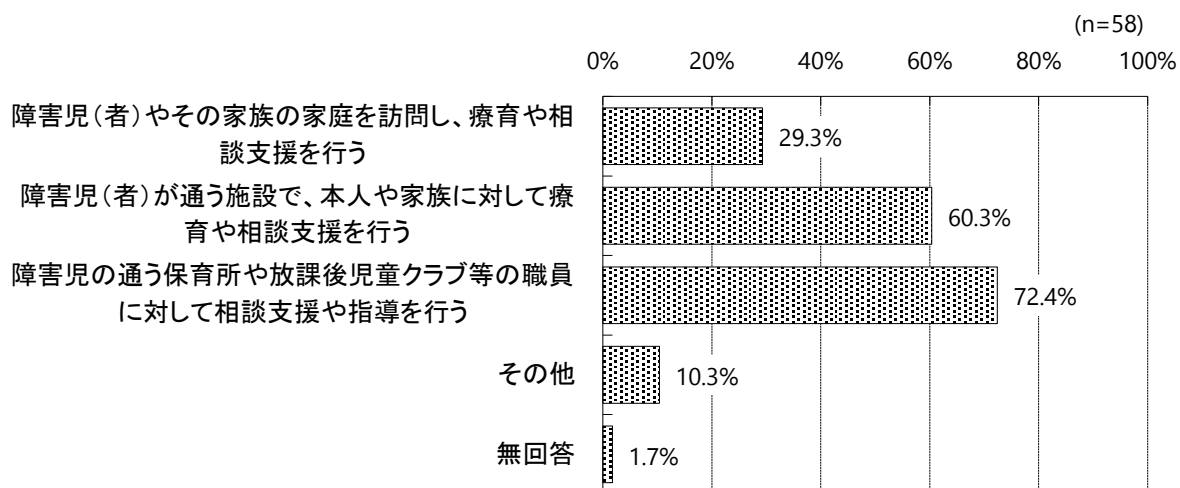


④ 障害児等療育支援事業に係る取組状況（実施している場合）

1) 取組内容

「障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う」の割合が最も高く 72.4%である。次いで、「障害児（者）が通う施設で、本人や家族に対して療育や相談支援を行う（60.3%）」、「障害児（者）やその家族の家庭を訪問し、療育や相談支援を行う（29.3%）」である。

図表 3-101 【障害児等療育支援事業】取組内容（複数選択）



図表 3-102 【障害児等療育支援事業】取組内容（複数選択、事業所の種類別、設置主体別）

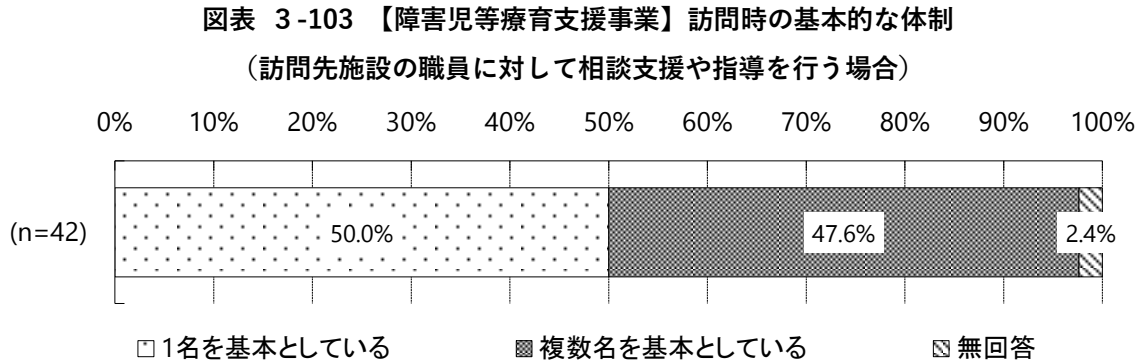
			障害児(者)やその家族の家庭を訪問し、療育や相談支援を行う	障害児(者)が通う施設で、本人や家族に対して療育や相談支援を行う	障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う	その他	無回答
	(n=58)	Total	29.3%	60.3%	72.4%	10.3%	1.7%
事業所の種類別	(n=22)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	31.8%	72.7%	77.3%	9.1%	0.0%
	(n=29)	児童発達支援センター（その他）	34.5%	48.3%	75.9%	13.8%	0.0%
	(n=7)	中核機能強化事業所	0.0%	71.4%	42.9%	0.0%	14.3%
設置主体別	(n=22)	自治体	27.3%	59.1%	72.7%	9.1%	0.0%
	(n=25)	社会福祉法人	40.0%	68.0%	72.0%	8.0%	4.0%
	(n=11)	その他	9.1%	45.5%	72.7%	18.2%	0.0%

（注1）事業所の種類別のうち「中核機能強化事業所」は n=7 のため参考値。

2) 訪問時の基本的な体制（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合）

a) 体制

「1名を基本としている」の割合が最も高く50.0%である。次いで、「複数名を基本としている（47.6%）」である。



b) 具体的な訪問人数（複数名を基本としている場合）

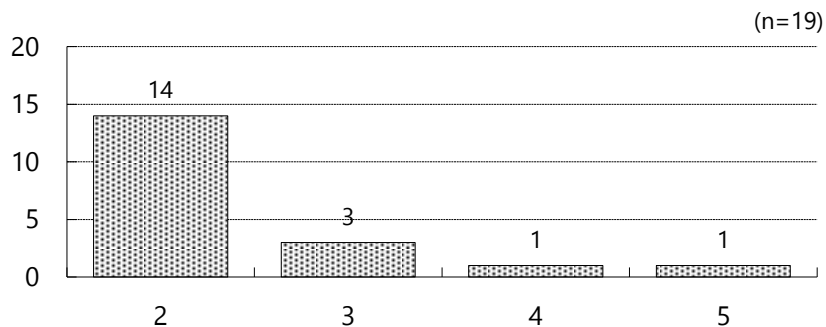
平均値 2.4、最小値 2.0、最大値 5.0、標準偏差 0.8 である。

図表 3-104 【障害児等療育支援事業】訪問人数（複数名を基本としている場合、単位：人）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
19	2.0	5.0	2.4	0.8

（注1）数値の回答があったものを集計対象とした。

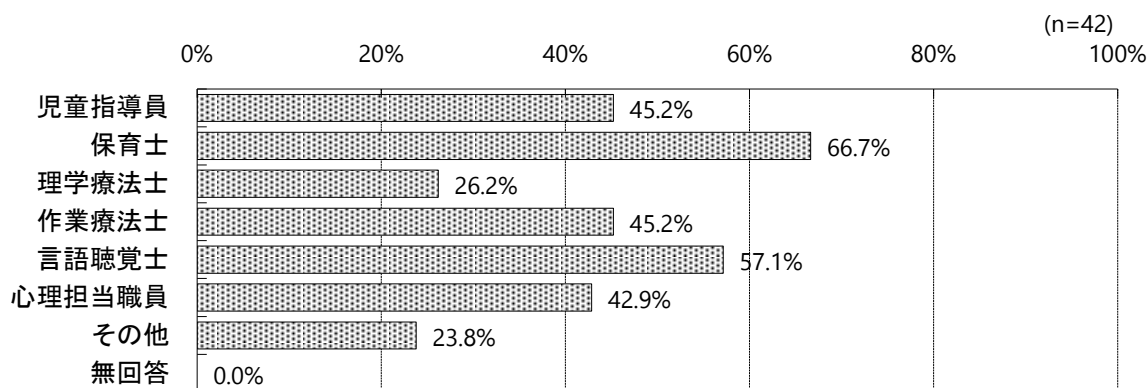
図表 3-105 【障害児等療育支援事業】訪問人数の分布（複数名を基本としている場合、軸の単位：人）



3) 対応職員の職種（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合）

「保育士」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「言語聴覚士（57.1%）」、「児童指導員（45.2%）」、「作業療法士（45.2%）」である。

図表 3-106 【障害児等療育支援事業】対応職員の職種
（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合、複数選択）

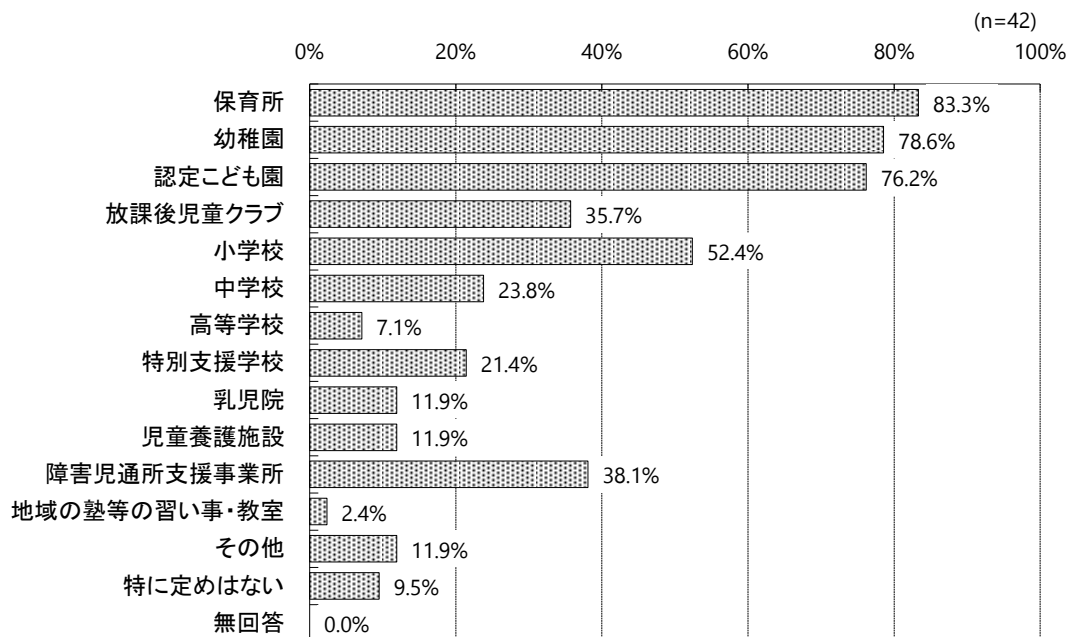


（注1）「その他」として、「社会福祉士（3件）」「看護師（2件）」「学校教育士、医ケアコーディネーター、強度行動障害アドバイザー」「保健師」といった回答があった。

4) 訪問対象施設等（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合）

「保育所」の割合が最も高く 83.3%である。次いで、「幼稚園（78.6%）」、「認定こども園（76.2%）」である。

図表 3-107 【障害児等療育支援事業】訪問対象施設等
（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合、複数選択）

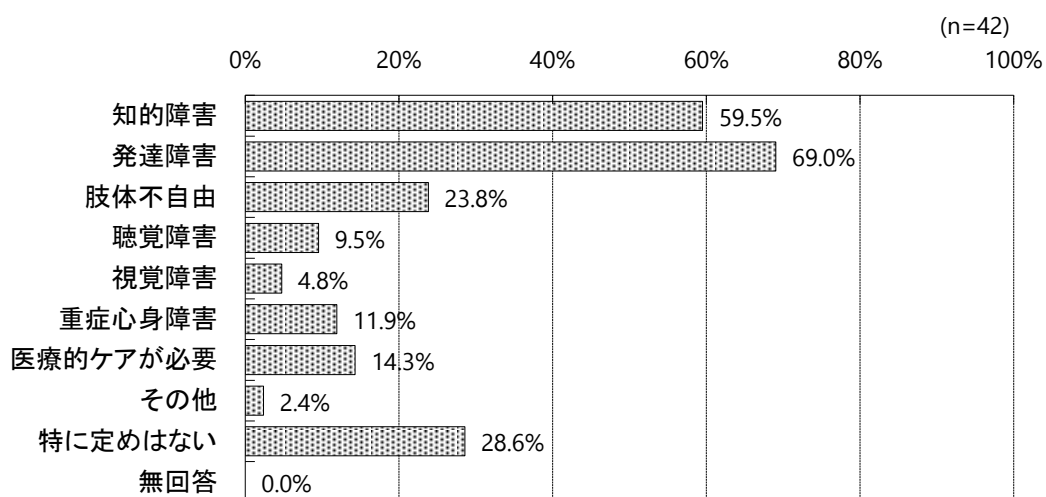


（注1）「その他」として、「不登校児支援機関」「認可外保育施設」「保護者サークル」といった回答があった。

5) 相談の対象とする障害の種類（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合）

「発達障害」の割合が最も高く 69.0%である。次いで、「知的障害（59.5%）」、「特に定めはない（28.6%）」である。

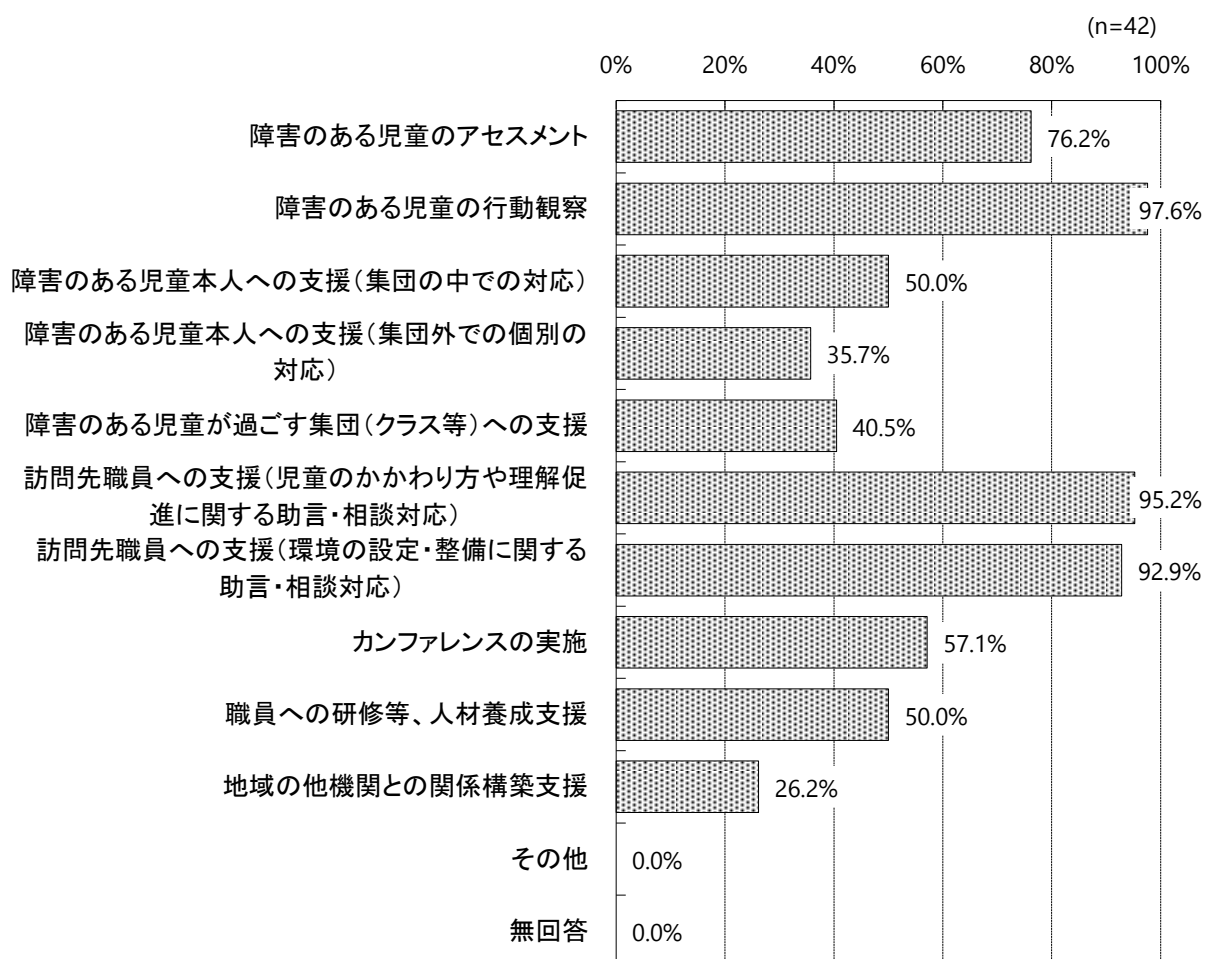
図表 3-108 【障害児等療育支援事業】相談の対象とする障害の種類
（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合、複数選択）



6) 訪問先施設等での支援の内容（訪問先施設の職員に対して相談支援や指導を行う場合）

「障害のある児童の行動観察」の割合が最も高く 97.6%である。次いで、「訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応）（95.2%）」、「訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応）（92.9%）」である。

図表 3-109 【障害児等療育支援事業】訪問先施設等での支援の内容（複数選択）



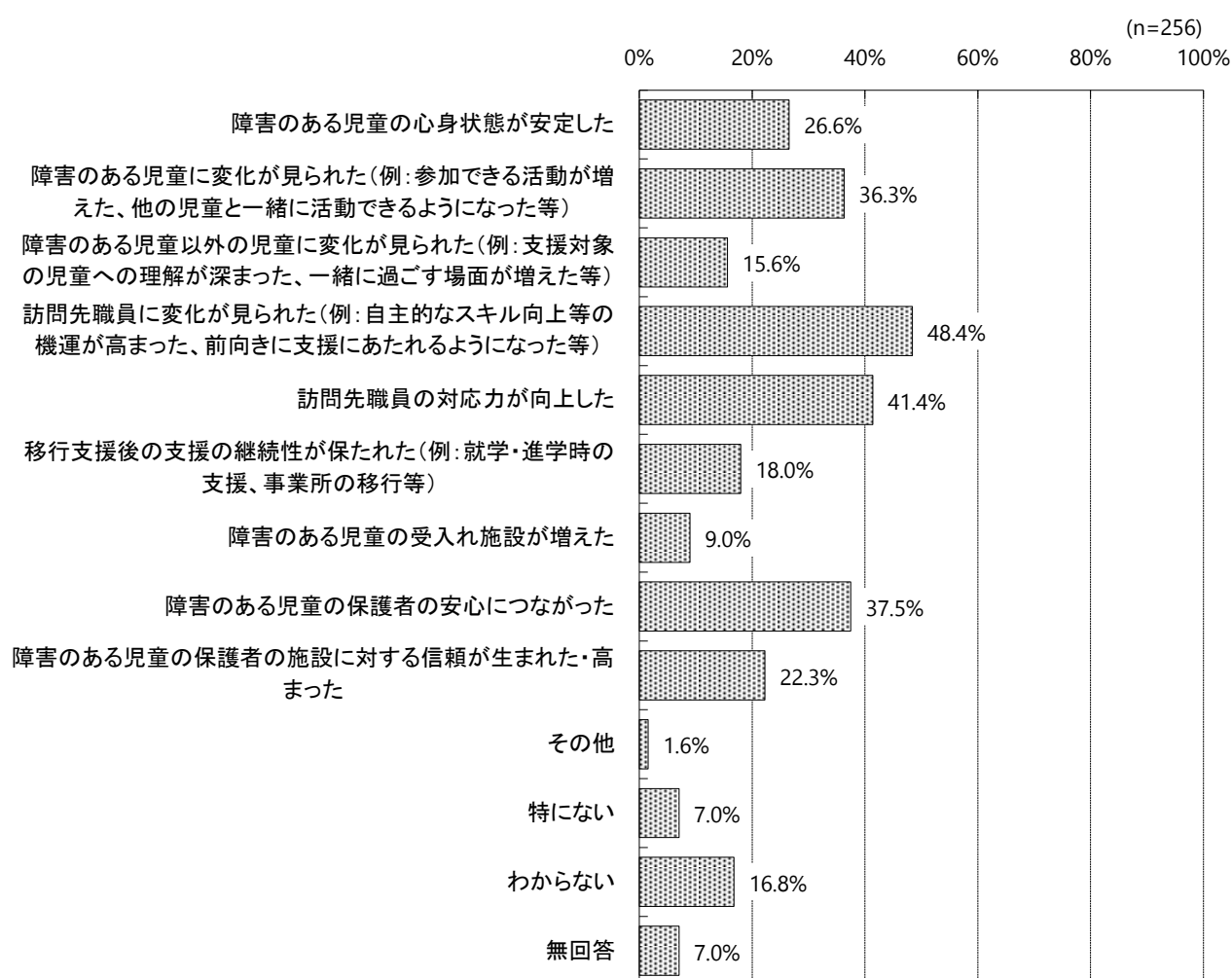
(4) 施設等へのアウトリーチ支援の成果や工夫、現在の課題等

① 施設等※へのアウトリーチ支援によって得られた変化（保育所等訪問支援事業を除く）

※「施設等」とは、地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ等とし、障害児通所支援事業所を除いて回答いただいた。

「訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等）」の割合が最も高く 48.4%である。次いで、「訪問先職員の対応力が向上した（41.4%）」、「障害のある児童の保護者の安心につながった（37.5%）」である。

図表 3-110 施設等へのアウトリーチ支援によって得られた変化（保育所等訪問支援事業を除く、複数選択）



図表 3-111 施設等へのアウトリーチ支援によって得られた変化（保育所等訪問支援事業を除く、複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別、アウトリーチ支援の事業実施数別）

			障害のある児童の心身状態が安定した	障害のある児童に変化が見られた（例：参加できる活動が増えた、他の児童と一緒に活動できるようになった等）	障害のある児童以外の児童に変化が見られた（例：支援対象の児童への理解が深まった、一緒に過ごす場面が増えた等）	訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたるようになった等）	訪問先の対応力が向上した	移行支援後の継続性が保たれた（例：就学・進学時の支援、事業所の移行等）	障害のある児童の受入れ施設が増えた	障害のある児童の保護者の安心につながった	障害のある児童の保護者の施設に対する信頼が生まれた・高まった	その他	特にない	わからない	無回答
	(n=256)	Total	26.6%	36.3%	15.6%	48.4%	41.4%	18.0%	9.0%	37.5%	22.3%	1.6%	7.0%	16.8%	7.0%
事業所の種類別	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	28.2%	46.5%	16.9%	60.6%	52.1%	22.5%	9.9%	47.9%	28.2%	0.0%	5.6%	15.5%	2.8%
	(n=155)	児童発達支援センター（その他）	24.5%	30.3%	15.5%	43.2%	39.4%	16.8%	7.1%	31.6%	18.7%	1.9%	7.1%	18.1%	9.0%
	(n=30)	中核機能強化事業所	33.3%	43.3%	13.3%	46.7%	26.7%	13.3%	16.7%	43.3%	26.7%	3.3%	10.0%	13.3%	6.7%
市区町村の種類別	(n=36)	指定都市・特別区	25.0%	38.9%	13.9%	58.3%	47.2%	13.9%	5.6%	41.7%	25.0%	0.0%	5.6%	13.9%	8.3%
	(n=193)	その他の市	25.4%	35.2%	15.5%	45.6%	41.5%	18.7%	9.8%	35.8%	22.8%	1.6%	7.3%	18.1%	7.3%
	(n=27)	町	37.0%	40.7%	18.5%	55.6%	33.3%	18.5%	7.4%	44.4%	14.8%	3.7%	7.4%	11.1%	3.7%
設置主体別	(n=108)	自治体	25.9%	39.8%	14.8%	59.3%	54.6%	24.1%	7.4%	36.1%	19.4%	0.9%	5.6%	10.2%	6.5%
	(n=100)	社会福祉法人	29.0%	37.0%	16.0%	46.0%	32.0%	13.0%	9.0%	39.0%	23.0%	1.0%	8.0%	19.0%	9.0%
	(n=48)	その他	22.9%	27.1%	16.7%	29.2%	31.3%	14.6%	12.5%	37.5%	27.1%	4.2%	8.3%	27.1%	4.2%
アウトリーチ支援事業の実施数別	(n=108)	いずれか1つ実施	39.8%	53.7%	22.2%	64.8%	53.7%	19.4%	12.0%	50.0%	29.6%	1.9%	1.9%	2.8%	0.9%
	(n=37)	2つ以上実施	48.6%	62.2%	32.4%	91.9%	81.1%	40.5%	16.2%	56.8%	37.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	(n=102)	いずれの事業も実施していない	6.9%	10.8%	3.9%	19.6%	16.7%	9.8%	3.9%	19.6%	10.8%	2.0%	14.7%	39.2%	10.8%

② 施設等へのアウトリーチ支援を行う上で留意していること・工夫（保育所等訪問支援事業を除く）

施設等へのアウトリーチ支援を行う上で留意していること・工夫について、主な回答は以下のとおり。

図表 3-112 施設等へのアウトリーチ支援を行う上で留意していること・工夫（自由記載）

（困りごとや支援ニーズに対する丁寧なアセスメント）

- ・ こどもを置き去りにしない（訪問先やご家族の思いだけに注目せず、こどもの実態に合わせた、こどものための支援であること
- ・ 市で作成した「保育所・幼稚園における気になるこどもへの支援の手引き」を活用し、こどもの困っていること（ニーズ）の背景に着目し支援方法や環境づくりをともに考えている
- ・ 困り感への背景を探り、客観的な評価として年齢や特性に応じて発達検査や心理検査を実施している。アセスメントを十分にするように努めている
- ・ 施設からの支援ニーズをアセスメントすること（市内の児発センター共通のアセスメントシート活用）
- ・ アセスメントをすすめる中で、誰の困りごとなのかを整理していく（支援児童の困りごとと捉えられないケースが多いため）

（訪問前の情報収集）

- ・ 対象児の様子を把握するため独自の相談依頼表を用意し、保育園や放課後児童クラブから事前に提出してもらう
- ・ 事前に担任に①「対象児の気になる行動」②「①に対してのかかわり・配慮・その結果」③「保護者の対象児への関わり方など」を記入した相談個人票を作成していただき、カンファレンスでしっかりフィードバック及びアドバイスができるよう努めている
- ・ 事前に通園先での様子を記録用紙に記入いただいて、困りや相談にこたえられるようにしています。個々に合わせた資料も用意しています
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童が、所属する施設において困り感がある場合、保護者を通じて事前に訪問できるかを確認し、受入可能な場合、日程調整をして訪問をしている。困り感がない場合でも、集団での適応状況を確認するため、年1回程度の園訪問を計画している
- ・ 保育所等から事前にケースにおけるこどもの姿や課題、それに対する対応や配慮していること等の記録を提出していただき、園での支援の様子を把握してから訪問するようにしている

（訪問体制）

- ・ 専門職（保育士や作業療法士、心理士）が訪問し、生活や活動の場면을客観的に観察し、環境調整やこどもへの個別的な支援の他、その子も含む集団への支援について具体的に助言をしている
- ・ 保育士と元教員と一緒に訪問支援員として働くことで、こどもの発達段階を踏まえたより適切な支援を提供できるようにしている
- ・ 巡回訪問する際に、専門職（OT、CP（臨床心理士）等）が同席し、多視点で対象児童の発達状態や環境及び対応の工夫がされるような気付きを支援者が得られるようにしている。訪問施設の支援者の適切な配慮や工夫を認める。訪問施設以外の施設職員も参加する
- ・ 行政や公立保育所の地域支援、児発事業所等とケースを共有している場合に同行訪問等で重層的な支援を行うこと

（保護者の意向の確認）

- ・ 受け入れている集団に助言するだけでなく、保護者にも入ってもらい家庭での関わり方から助言する。保護者を抜きに支援を進めない
- ・ 障害のある児童に対する訪問支援では、カンファレンスは保護者・園（担任、園長等）・センター職員の3者同席のもとで実施。保護者と園の意向に沿った専門職が訪問できるよう対応している
- ・ 障害児理解のニーズを十分に調査すると同時に参加する保護者のニーズに寄り添う

（訪問先施設の理念や支援等を尊重する）

- ・ 訪問先の施設の意向に沿った支援を提供する。施設職員や保護者への後方支援として介入するよう心掛ける
- ・ 訪問先は自分の職場ではないため、職員の専門性や実践を否定しない。職員の困り感の背景も理解する
- ・ 施設側の支援を尊重する前提で助言を行うこと。事業担当者で訪問の目的や意識を合わせて、個による差を減らす努力をすること
- ・ 専門性の押し付けにならないように、訪問先のこれまでの取組や方針、現状抱えている課題等を聞き取り、対立構造とならないようにこどもと保護者の安心につながることを意識した介入
- ・ 訪問先施設の環境・施設の意向等の事前聴取を行い、訪問先職員の理解度や考え方を把握した上で、支援方針を検討して訪問するようにしている

（訪問先施設職員とともに検討する）

- ・ アドバイスすることはあるが、指導というよりは、ともに考えるというスタンスを大事にしている
- ・ 学校園での担当者の思いや支援方法に沿いながら、障害のある児童にとってよりよい支援となっていくよう、一緒に考えるようにしている。（活動時間やねらいに沿った合理的配慮など）
- ・ 施設、保育園・こども園・学校などの職員さんが何に困ってどんなことを相談したいのかを傾聴しながらアセスメントし、そこでできること、大事なことを一緒に考えていく
- ・ 巡回相談を行い、園の職員が児童の対応での困りごとを聞いて一緒に考えていくことで、職員の方の支援のスキルが向上していることがわかる。実際に担当する職員の方のインクルージョンの意識も高まっているように感じる（気になるお子さんを受け入れてもらえる園も増えている）

（コミュニケーションの工夫）

- ・ 訪問先の職員や支援員の関わり方をよく観察し、どのような対応方法をとっているのか、またその理由を傾聴する。→アドバイスをすべき時はより具体的な対応方法を伝えるようにする
- ・ 専門用語はあまり使わず、わかりやすい言葉で話す。否定的なことをあまり言わない。「こういう支援をすると、こういう反応が見られる」と具体的に話す
- ・ 支援対象施設の職員の方と対等な関係を築けるように、安心して相談したいことを話せるように、肯定的な話し方、伝え方を心掛けている。また、気になることはなんでも気兼ねなく相談してもらえるような雰囲気作りを心掛ける（同じ方向性、“こどものために”という方向性の方全てが、結論へととりつけるように話を伺う）
- ・ 本人中心の支援、現場職員との協働、現場のリソース（人数・時間・経験値等）に合わせた実現可能な助言。即日できる工夫と、長期的なアプローチ。職員の心理的負担への配慮。出来ていない点ではなく、できている点を先に伝え、支援が批判に聞こえないよう、対話中心で進める。指示ではなく伴奏型の姿勢で一緒に考える

（施設での実施可能性を考慮した提案）

- ・ ワンオペ保育などの場合は、良かれと思う方法を提示する事が逆に現場の負担となり、保育・療育への負担を

増加してしまつては本末転倒になりますので、こどもをまんなかに考えつつも、家庭や施設の状況と無理なくこどもの育ちに繋がれるようにしていく事に留意しています

- ・ 集団活動をささげらないようにしている。先生方が無理なくできる支援方法を提案するようにしている
- ・ 訪問先の保育所や幼稚園などの環境を、大きく変えず取り組めることを提案している。こども自身が困っていることを療育的な視点でとらえ、訪問先の職員に伝える。例) 椅子に座れても姿勢が崩れる→やる気がないのではなく、姿勢を保つ筋力が弱い、など

(その他)

- ・ 相談内容を施設職員へフィードバックしておくことで、その後の経過をおってもらいやすくし、必要なタイミングですぐ当センターの相談につながるようにしている
- ・ 振り返り票を活用し、支援の効果等について共有していただいている
- ・ カンファレンスや園で行う行事に参加を促し、実際に支援している様子を見学してもらっている。その上で、訪問先でできることを(構造化等)提案
- ・ 中核機能の業務の範囲がどこまでなのかは分からないが、できるだけ学校等の困り感に応じようと考えている。急遽の学校訪問や学校での保護者面談等
- ・ 関連機関やそこで働く方々との平常時からのコミュニケーション。支援提供を急ぐことなく、あくまでも支援先が依頼してくるまで待つこと。地域関係機関への啓発が必要な場合は、広く学習会等の機会をもち、当該施設への積極的な案内などを行うようにしている
- ・ 職員の訪問による支援が、地域の施設等にとって気軽に利用できるものであるよう、広報を工夫している

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

③ 複数のアウトリーチ支援を実施する際の事業の使い分けや、それぞれの支援における考え方・意識していること

複数のアウトリーチ支援を実施する際の事業の使い分けや、それぞれの支援における考え方・意識していることについて、主な回答は以下のとおり。

図表 3-113 複数のアウトリーチ支援を実施する際の事業の使い分けや、それぞれの支援における考え方・意識していること（自由記載）

事業の使い分けに関すること
（保育所等訪問支援はこども本人への支援、その他の訪問支援は施設支援が中心） ・ 支援が継続する場合は保育所等訪問支援の利用をすすめている ・ 保育所等訪問支援は、保護者からの依頼でそのこどもに対する支援として行っているが、その他事業は、園からの依頼を受け、クラス内の環境設定などを通した支援体制の整備を目的として行っている ・ 保育所等訪問支援では園に対してより具体的な環境の調整や支援方法を継続的に伝え、共有していくものにとらえている。児童発達支援の職員による訪問は年に数回である。訪問の目的は基本的には情報共有である。療育の場と地域での居場所である園で、こどもへの対応、発達の特性の理解を共有する事に重きを置いている ・ 保育所等訪問支援は保護者から園での困り感を確認し必要に応じて案内している。巡回訪問は保護者の障害受容が出来ておらず療育に繋がっていない児童に対するアプローチについてアドバイスをを行うもの。※専門的に見ても療育が必要だと思う場合は保護者への案内方法など （その他の訪問支援事業の使い分け） ・ 巡回等支援事業・・・児童の学習支援や教諭の指導方法のアドバイス、教育環境（主はクラス運営）の改善／心理士発達相談・・・児童が抱えている心理的不安や悩み（対人関係、ストレス、トラウマなど） ・ ①巡回相談は機関からの申込で機関を支援 ②保育所等訪問支援は個人と契約しての継続したケース支援 ③発達相談アウトリーチは単発のケース支援（都度必要な職種・職員が対応可能） ・ 施設からの依頼は、巡回訪問事業として心理職員が対応する。保護者からの依頼は、見学訪問として対象児の指導担当者が訪問する ・ 巡回相談では、担当職員からの依頼が主、保育所等訪問は保護者からの依頼が主。依頼者が異なる事での視点の違いや意向の違いを把握し、求められる内容への対応とともに、支援を必要とする児に関わる多くの人と課題や支援方法を共有できるよう相互をつなぐ役割も意識し、発信内容に留意している ・ 障害児等療育支援事業の施設支援指導を活用して、訪問支援を行っている。その際に、保護者等からの相談があれば、当センターに来所してもらい、外来療育相談事業や外来療育支援事業で対応している。 （使い分けの考え方） ・ 事業の使い分けは相談者が誰かというところで相談部署を分けている。支援における考え方や意識は共通 ・ 事業目的がぶれないようにしている。また、保健・福祉・教育担当課と連携を図り、それぞれの役割を確認しながら事業を展開している ・ 事業の主旨と違いをよく理解する（どこからのオーダーか、その目的は何か、など） ・ どの事業に該当しているか分かりにくいまでである。1 ケースに複数の要素が含まれているため、整理しにくい

それぞれの支援における考え方・意識していること

（事前に事業の違いを説明する）

- ・ 保育所等訪問支援と障害児等療育支援の施設支援指導について、両制度が似ているので、訪問する園に使い方を理解していただけるように説明をしている
- ・ 保育所等訪問支援、地域障害児支援体制強化事業や保育カウンセリング事業を混同しやすいため、できごとや特徴などを訪問先の管理職も含めお伝えする事
- ・ 個別給付的支援と機関対象の支援の事業なのかの区別と説明。行政の管轄部署を必ず巻き込むこと。特に市のこども家庭支援センターを巻き込むこと
- ・ 保育所等訪問支援事業と似ているので、説明を十分行うこととしている

（その他、支援における工夫）

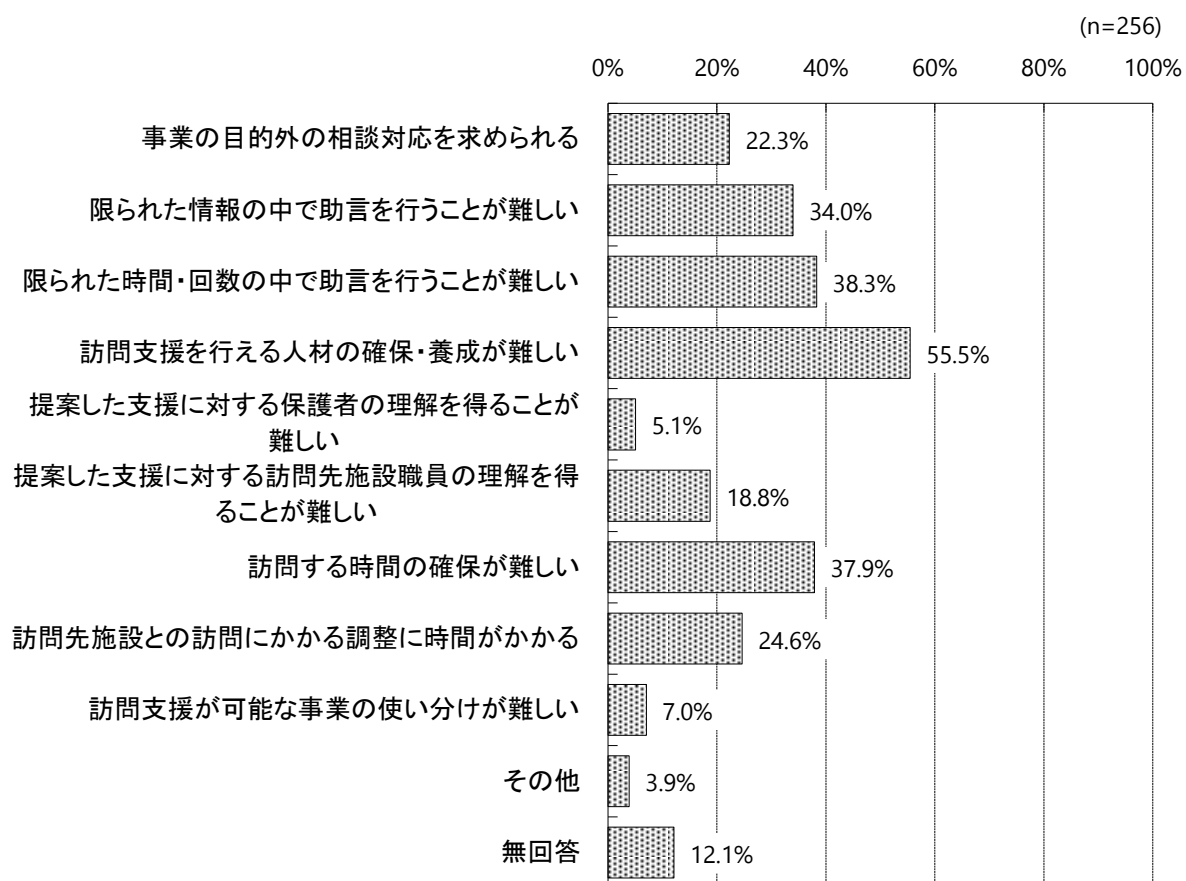
- ・ 各施設の支援ニーズに対し、アウトリーチを行う職種を柔軟にコーディネートすること（例）身体の育ちに関わること：OT、あそび・活動：主任保育士、保護者支援・就学：相談員、等
- ・ 同じケースでも訪問する職員によって助言や関わり方が異ならないよう、情報共有するようにしている
- ・ 本人を中心に置いた支援を考えるように努めること。複数の事業で対応可能な対象ケースは関係機関間で協働できるように努めること
- ・ 施設訪問支援で園の職員の知識・技術の底上げのため、母集団の中でどのように保育を組み立てたり、環境整備が必要かを一緒に考え、障害のあるこどもたちも活動に入りやすくなるか

（注）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

④ 類似する施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題（保育所等訪問支援事業を除く）

「訪問支援を行える人材の確保・養成が難しい」の割合が最も高く 55.5%である。次いで、「限られた時間・回数の中で助言を行うことが難しい（38.3%）」、「訪問する時間の確保が難しい（37.9%）」である。

図表 3-114 類似する施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題（保育所等訪問支援事業を除く、複数選択）



図表 3-115 類似する施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題（保育所等訪問支援事業を除く、
複数選択、事業所の種類別、市区町村の種類別、設置主体別、アウトリーチ支援の事業実施数別）

			事業の 目的外 の相談 対応を 求めら れる	限られ た情報 の中で 助言を 行うこ とが難 しい	限られ た時間・ 回数の中 で助言 を行う ことが難 しい	訪問支 援を行え る人材 の確保・ 養成が 難しい	提案した 支援に 対する 保護者 の理解 を得るこ とが難 しい	提案した 支援に 対する 訪問先 施設職 員の理 解を得る ことが難 しい	訪問す る時間 の確保 が難しい	訪問先 施設と の訪問 にかかる 調整に 時間か かる	訪問支 援が可 能な事 業の使 い分け が難しい	その他	無回答
	(n=256)	Total	22.3%	34.0%	38.3%	55.5%	5.1%	18.8%	37.9%	24.6%	7.0%	3.9%	12.1%
事業所の 種類別	(n=71)	児童発達支援センター（中核機能強化加算あり）	31.0%	29.6%	38.0%	56.3%	4.2%	8.5%	40.8%	26.8%	14.1%	1.4%	7.0%
	(n=155)	児童発達支援センター（その他）	17.4%	35.5%	38.1%	55.5%	4.5%	21.9%	37.4%	21.9%	3.2%	5.2%	14.8%
	(n=30)	中核機能強化事業所	26.7%	36.7%	40.0%	53.3%	10.0%	26.7%	33.3%	33.3%	10.0%	3.3%	10.0%
市区町村 の種類別	(n=36)	指定都市・特別区	33.3%	38.9%	50.0%	63.9%	5.6%	22.2%	25.0%	27.8%	11.1%	2.8%	5.6%
	(n=193)	その他の市	22.3%	33.2%	35.8%	52.3%	5.7%	18.1%	38.9%	24.4%	6.2%	4.1%	14.5%
	(n=27)	町	7.4%	33.3%	40.7%	66.7%	0.0%	18.5%	48.1%	22.2%	7.4%	3.7%	3.7%
設置主体 別	(n=108)	自治体	26.9%	36.1%	44.4%	57.4%	6.5%	24.1%	34.3%	25.9%	4.6%	2.8%	9.3%
	(n=100)	社会福祉法人	21.0%	35.0%	39.0%	56.0%	3.0%	14.0%	42.0%	25.0%	11.0%	4.0%	15.0%
	(n=48)	その他	14.6%	27.1%	22.9%	50.0%	6.3%	16.7%	37.5%	20.8%	4.2%	6.3%	12.5%
アウト リーチ支 援事業の 実施数別	(n=108)	いずれか1つ実施	26.9%	40.7%	50.9%	62.0%	5.6%	24.1%	38.9%	28.7%	10.2%	3.7%	6.5%
	(n=37)	2つ以上実施	32.4%	45.9%	62.2%	70.3%	13.5%	24.3%	45.9%	29.7%	5.4%	0.0%	0.0%
	(n=102)	いずれの事業も実施していない	14.7%	24.5%	18.6%	46.1%	2.0%	11.8%	35.3%	20.6%	4.9%	5.9%	18.6%

⑤ 国や自治体に求める支援

1) 国に求める支援

国に求める支援について、主な回答は以下のとおり。

図表 3-116 国に求める支援（自由記載）

（教育と福祉の連携）

- ・ 教育は文部科学省の管轄、幼稚園・保育園等の未就学施設は、厚生労働省の管轄であり、情報共有をすることが難しく、教育機関が保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業のことなどについて、理解を深めて頂けるように周知が必要
- ・ 小中学校は訪問支援員や機能強化職員など外部からの人材が入ることに消極的（拒否的）なところがある。管理職の考え方に左右されているところが大きいと感じる。校長裁量ではなく文科省あるいは都道府県（市町村）教育委員会レベルで、中核機能強化事業や保育所等訪問支援の必要性和受け入れを促す方針を学校現場に示してほしい。そのために、中核機能強化職員や保育所等訪問支援員の認定水準を引き上げ、経験や技量の優れた人材に限定すべきと思う

（報酬の見直し）

- ・ 1つの園に2人対象の児童がいた場合、同日に支援すると減算対象になってしまう。訪問には移動を含め半日から5時間程度時間がかかるが、児童発達支援で1時間の療育を3件行った方が報酬単価が高い。バランスが難しい。保育所等訪問支援に求められている業務がガイドラインを見ても幅が広い
- ・ 人材不足であること。報酬が業務に見合わない。民間のセンターではこの事業を遂行していくことは難しい。実際の現場状況を把握してほしい
- ・ 中核機能の維持と事業所運営を両立するためにはどうしても人員＋αの人員確保や環境整備に費用がかかる。近年処遇改善など人件費に係る加算が増えたことは事業所としても助かってはいるが、上がり続ける人件費を処遇改善だけで賄うことは難しい。また、その他環境面（車の購入、維持、施設保全等）の事を考えると基本報酬そのものを上げてもらわないと運営自体が年々厳しくなっていくので金銭面での支援を求めている
- ・ 中核機能強化加算を取得する要件の緩和。特に作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士で小児領域での臨床経験がある方は少ないため、全ての職種を揃えなくても取得できるようにしてほしい。例：作業療法士を配置できていないが、理学療法士を複数名配置している場合

（訪問支援に対応できる専門的な人材の確保・養成に向けた支援）

- ・ 高い支援スキルを持った人材を確保するためには他業種よりも高い給料が必要です。処遇改善加算など人件費に係る加算をして頂いていますが、児童の通所系の事業所は欠席も多く、安定した収入を確保するのが難しいのが現状です。今後も人材確保のための財源をお願いします
- ・ アウトリーチ支援を行うことができる人材育成、人材不足が困難。障害福祉の給与の課題は大きい
- ・ 移動時間の確保、記録時間の確保、検討や報告の時間確保、環境設定のための準備やサポートグッズ作成の時間確保等、訪問時間内で行う直接支援だけではおさまらない支援も含めた支援体制が必要です。また必要スキルを習得していくには育成への時間確保も必要であり、通常業務を実施（収入を確保）しながら訪問事業を継続発展させていくことの難しさを日々実感しています。訪問支援の意義は高く needs も増えている現状からも、単価の引き上げや補助金でのサポートなど運営面への支援を検討して頂きたいです

- ・ 中核機能に関して、非常に高度な知識、実践力、説明力、折衝力すべてが求められます。なんでもこなせる人でないとこの業務は成り立ちません。本当に長年携わっている大ベテランはそうそういません。ですが、低収入の福祉の業界に、大卒、大学院卒の専門家は好んで就職しません。ただ、学校でも対応できない、専門機関でも対応できないという場合に、福祉なら対応できるケースはたくさんあり、必要だと思います。国から求められる業務はどんどん増えます。適切な処遇にしていくべきです

（多様なニーズに対する柔軟な対応）

- ・ 過疎地域は、十分な支援をしたくても人材不足でできないことも多くあります。今のままの指定基準での職員配置がいつまでできるか心配はしており、過疎地域の特例等制度に組み込んでいただけると有難いと思います
- ・ 中山間過疎地域・豪雪地帯の町村での継続した（週 1～2 回）通所事業のニーズがあり、放課後等デイサービスや中核機能強化加算で対応しているが、保護者の送迎負担や事業所の送迎負担が大きい。ガソリン代や人件費を考えると継続が難しい
- ・ 取り組み・申請・請求を簡便に実施できる仕組み。施設やご家庭から相談支援の需要は高まっている感覚があります。その中で、相談支援に応じたいと考えても、基準が妨げている部分があります（回数制限や個別支援計画への記載など）。家庭の相談支援の状況は、日々変わっています。個別支援計画に記載がなくても、家庭や施設からの要望が突然発生しています。柔軟に要望に応えられる仕組み・制度にいただけると助かります（現状では、無償で対応している部分も多くあります）
- ・ 保育所等訪問支援員と、中核機能強化加算の職員を別で設けることに限界があるため、アウトリーチ支援の職員として総合的に動くことができるようにしてほしい。経験年数が長く、専門知識の高い人を複数確保しておきつつ、兼務を不可とすることは現実的ではない。現状、保育所等訪問支援員とは別に中核機能職員を出しているが、どうしても現場が手薄になってしまい、思うような動きが取れない。センター同士で情報共有をしても、同じような声が上がリ、そのため中核機能加算をつけない選択をするセンターもあると聞くため、早急に検討して欲しい

（業務負担の軽減）

- ・ 児童発達支援センターでの役目が重く仕事量としても多い。中核機能強化を取るとさらに仕事量が増えて大変であり、賃金と労働力が反比例している。また、支援員の不足により人材確保も厳しくなり、新しいセンターは、5年以上の児童支援事業所の実務経験を持つ職員もなかなかいない
- ・ サービスごとの事務作業がかなり増えている印象です。簡素化することで、少しでもこどもさん、保護者さんへの支援に時間が確保できるようになるといいかと思います

（その他）

- ・ 2次障害（強度行動障害等を含め）を予防するために児童系のアウトリーチの体制整備を明文化（義務化）してほしい。必要と認識しているが努力義務では根拠が薄く動けない。エビデンスのある手法を行うことも同時に明文化してもらえると好ましい。訪問支援が訪問だけで終わるケースも珍しくないと思われる
- ・ ガイドラインなどの文章を読み解くまでに時間がかかりすぎるので誰が読んでも分かりやすい文章で書いてほしい（行政書類全てにおいて）

（注）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) 自治体に求める支援

自治体に求める支援について、主な回答は以下のとおり。

図表 3-117 自治体に求める支援（自由記載）

（自治体としての方針の提示、庁内連携）

- ・ 自治体としての方針（児童発達支援センターと児童発達支援事業所との役割分担）
- ・ 障害福祉担当課が地域ビジョンを描けていない。子育て支援担当と福祉、教育担当部署との連携が実に形式的（内容検討、役割の把握、ロードマップが描けていないままの情報交換は時間の無駄）
- ・ 他の担当部局との橋渡しの協力を頂いていますが、障害福祉担当課ではなく、広くこども施策の中での取組であるため、遅々として連携が進んでいない部分もある。こども施策の担当部局としての取組みが必要なのではないか
- ・ インクルージョンの考えとそのために向かう方向性を明確にする。保育、教育現場との共有
- ・ こどもに携わる機関は多岐にわたります。障害福祉、保育、教育など行政では課が分かれており、それぞれで別のことをしている実態です。ですが、福祉からアウトリーチと課の異なるところへアプローチします。まずは課でしっかり共有していただく、こどもを応援する機関として協同的に機能する課を作るといったことが必要ではないでしょうか。学校などは教育委員会からの指示で動くという仕組みがある以上、そこから協力していかなければいつまでたっても前に進まないと考えます
- ・ 地域の障害児支援体制整備を協議する場の設置

（情報提供・周知）

- ・ 施策に対する読み取りが、難しくはっきりしないことがあるため、わかりやすい表現で、明確な回答をいただくと現場としてはありがたい
- ・ 教育に対する周知。自立支援協議会への参加
- ・ 障害児等療育支援事業の説明に行っても、認知度が低く、なかなか地域でも認識していただくには至れていない。県からの通知等を受け、自治体でも少しずつ認知が広がるとありがたい。同時に、自施設の説明や連携の動きが足りないという課題がある。自施設からも対象自治体に働きかけたい
- ・ 障害児支援体制整備を市町村が率先して行い、児童発達支援センターの役割の位置づけを示してほしい
- ・ 地域の対象の事業所に対し、インクルージョンや制度のことを周知し、スムーズに支援に入ることができるように体制を整えていただきたい。また、事業に対しての人件費を補助していただきたい
- ・ 訪問支援に関する情報の周知度は上がりましたが、まだ事業を知らない方や事業内容を把握されていない方もいらっしゃいます。児の困り感が大きくなる前に対応できる体制づくりに向けて、自治体からも事業の発信などを行っていただけるとありがたいです

（その他）

- ・ 行政主導のため、やりたくてもできないことや難しいことを求められ、現場を知った上で提案や方針の検討に寄り添って欲しい
- ・ 自治体に求める支援：インクルージョン推進のための研修（考えが浸透しないと支援が広がらない）
- ・ 新しい取り組みをするときの橋渡しや仲介役、支援を活用する側の間に入ってスムーズに事業が進むようにしてほしい。市の担当課ごとの連携意識をもって実際に連携をしてほしい

- ・ 特に、就学後の読み書き、環境への不適応による問題行動の相談が多くなっています。就学前だけでなく、就学後の支援の受け皿についての構築について、ご助言いただきたいです
- ・ 保育園・幼稚園における保育所等訪問支援に対するイメージであったり、必要性・必要であればどういう支援をしてもらいたいと考えているのかニーズの把握をしてほしい
- ・ 法人立の民間法人ですし、圏域単位で広域的に業務をしていますが、どこの市町村からも特に補助はもらっていません。地域の児童発達支援センターではありますが、どこの市町村からも特に何もないので、せめて人的資源の融通などが協力してもらえるとよいと感じています

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

第4章 保育所等訪問支援事業所アンケート調査

1. 調査実施概要

① 調査目的

- ・ 保育所等訪問支援事業所によるアウトリーチ支援の実施状況やその内容、課題等の実態を把握することを目的とし、保育所等訪問支援事業所、保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター、保育所等訪問支援を実施している中核機能強化事業所へのアンケート調査を実施した。

② 調査対象

- ・ 保育所等訪問支援を行っている事業所（悉皆）

※「児童発達支援センター・中核機能強化事業所アンケート調査」の対象である、児童発達支援センター、中核機能強化事業所についても、保育所等訪問支援の実施がある場合は調査対象とした。ただし、一部の設問は対象外としている。

③ 調査方法

こども家庭庁担当課より、指定を行う都道府県・指定都市・中核市に調査を案内いただき、都道府県・指定都市・中核市から事業所宛にメール等で調査の案内を展開いただいた。

事業所からは Web（Questant）での回答・回収とした。

④ 調査項目

調査項目は以下のとおり。

○基本情報

- ・ 運営主体、多機能型事業所か否か、同一敷地内で実施しているサービス
- ・ 保育所等訪問支援を開始した年度

○訪問支援員の体制や支援実績

- ・ 保育所等訪問支援における職員体制等
- ・ 保育所等訪問支援における支援実績
- ・ 加算の算定状況や算定にかかる具体的な取組状況

○支援内容や行っている工夫、得られた変化等

- ・ 支援方針の検討時の実施内容
- ・ 保育所等訪問支援のサービス提供中に行っている内容
- ・ その他工夫していること、支援によって得られた変化、人材育成のために行っている内容

○保育所等訪問支援ガイドライン等について

- ・ 国や自治体が公表している手引書・ガイドラインの活用状況
- ・ 令和6年度以降のガイドライン等に基づくサービス提供体制や支援内容等の見直し状況

○他機関との連携状況や地域単位での取組状況

- ・ 地域の児童発達支援センター、中核機能強化事業所との連携状況
 - ・ その他地域との連携や取組状況
- 現在の課題等
- ・ 保育所等訪問支援を行う上での課題
 - ・ 国や都道府県に求める支援

⑤ 調査実施時期

- ・ 令和 7 年 11 月 18 日～令和 7 年 12 月 23 日

⑥ 回収状況

- ・ 有効回答数は以下の通り。

	有効回答数
1) 保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター	186 件
2) 保育所等訪問支援を実施している中核機能強化事業所	15 件
3) その他保育所等訪問支援事業所	324 件
合計	525 件

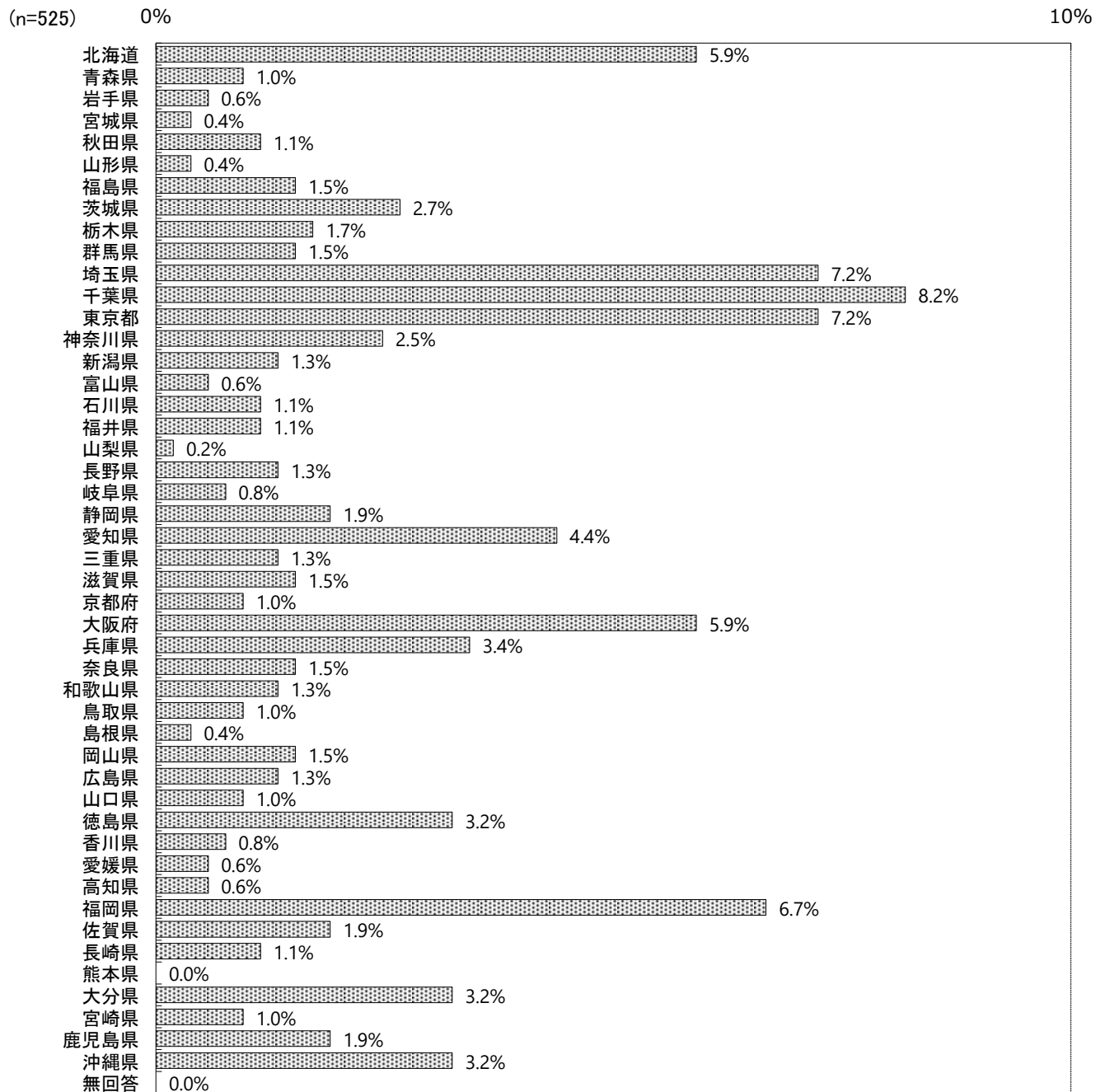
2. 調査結果

(1) 基本情報

① 都道府県別回収状況

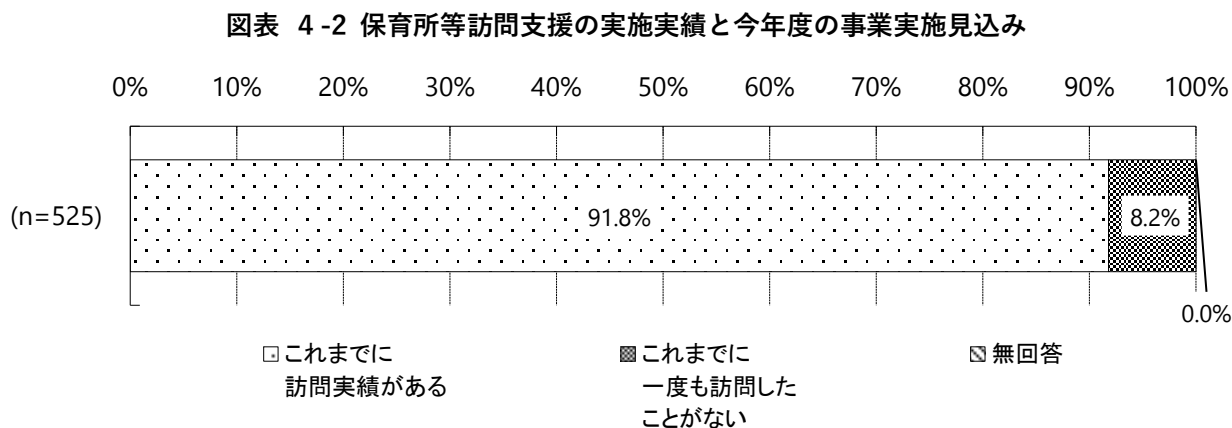
都道府県は以下の通り。

図表 4 -1 都道府県別回収状況（単数選択）



② 保育所等訪問支援の実施実績と今年度の事業実施見込み

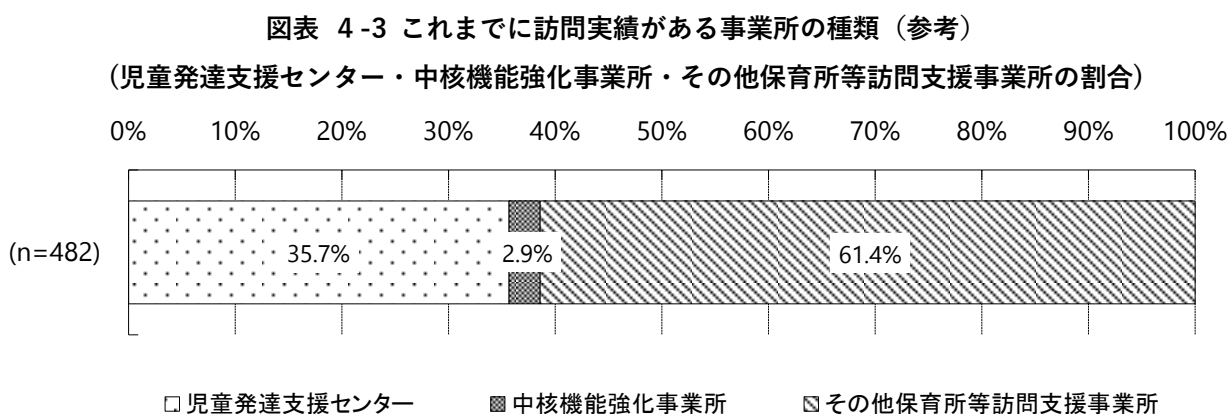
「これまでに訪問実績がある」の割合が最も高く 91.8%（482 件）である。次いで、「これまでに一度も訪問したことがない（8.2%）」（43 件）である。



（注1）児童発達支援センター・中核機能強化事業所については、「保育所等訪問支援事業として、令和7年4月1日～9月30日までに1件以上訪問を行ったか」という質問に対して、「行った」または「行かなかった（一度も訪問したことがない場合を除く）」と回答した事業所を「これまでに訪問実績がある」、「一度も訪問したことがない」と回答した事業所を「これまでに一度も訪問したことがない」として集計した。

1）これまでに訪問実績がある事業所の種類（参考）

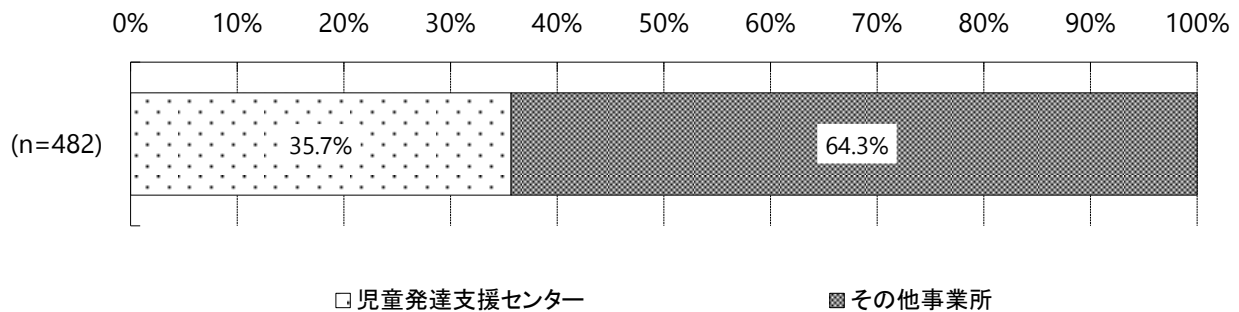
これまでに訪問実績がある事業所の種類は、「児童発達支援センター」の割合が 35.7%（172 件）、「中核機能強化事業所」の割合が 2.9%（14 件）、「その他保育所等訪問支援事業所」の割合が 61.4%（296 件）である。



事業所の種類を児童発達支援センターとそれ以外に再分類した場合、「児童発達支援センター」の割合が 35.7%（172 件）、「その他事業所」の割合が 64.3%（310 件）である。

図表 4-4 これまでに訪問実績がある事業所の種類（参考）

（児童発達支援センター・その他事業所の割合）

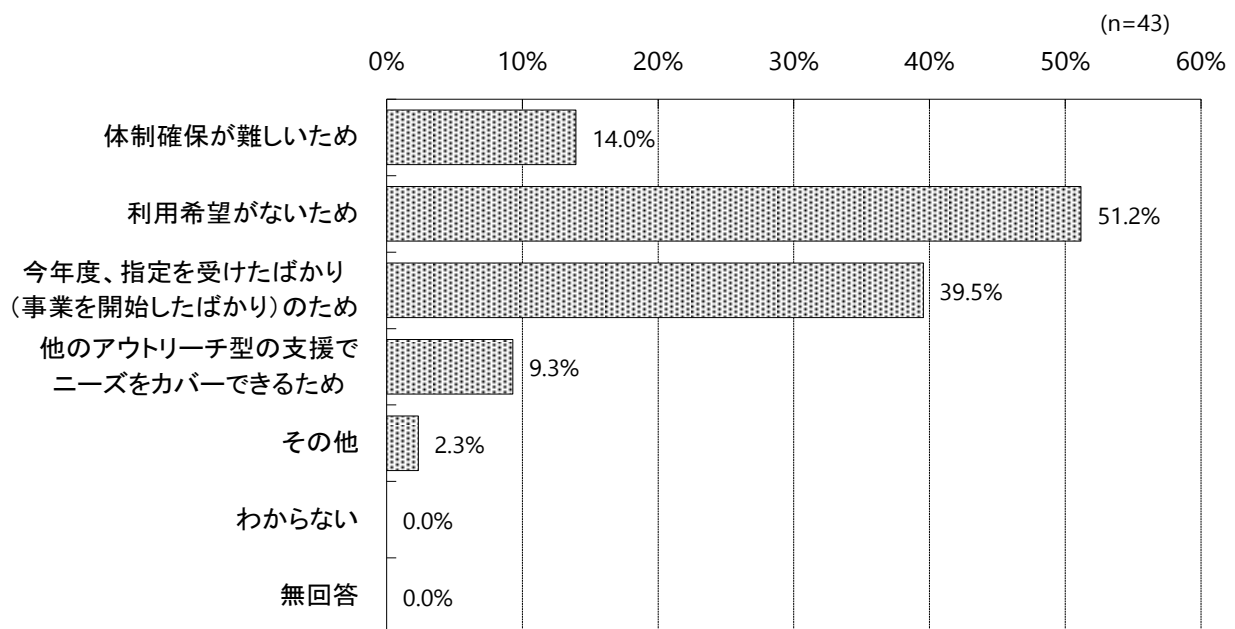


（注1）児童発達支援センターを「児童発達支援センター」、それ以外の中核機能強化事業所、その他保育所等訪問支援事業所を「その他事業所」と分類した。

2）これまでに一度も訪問したことがない理由

これまで一度も訪問したことがない理由として、「利用希望がないため」の割合が最も高く 51.2%である。次いで、「今年度、指定を受けたばかり（事業を開始したばかり）のため（39.5%）」、「体制確保が難しいため（14.0%）」である。

図表 4-5 これまで一度も訪問したことがない理由
（これまでに一度も訪問したことがない場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「まずは通所事業を充実させるため指定は取っているが受け入れしていない」といった回答があった。

図表 4-6 これまで一度も訪問したことがない理由（これまでに一度も訪問したことがない場合、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		体制確保が難しいため	利用希望がないため	今年度、指定を受けたばかり(事業を開始したばかり)のため	他のアウトリーチ型の支援でニーズをカバーできるため	その他	わからない	無回答
(n=43)	Total	14.0%	51.2%	39.5%	9.3%	2.3%	0.0%	0.0%
(n=14)	児童発達支援センター	14.3%	64.3%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=29)	その他事業所	13.8%	44.8%	51.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%

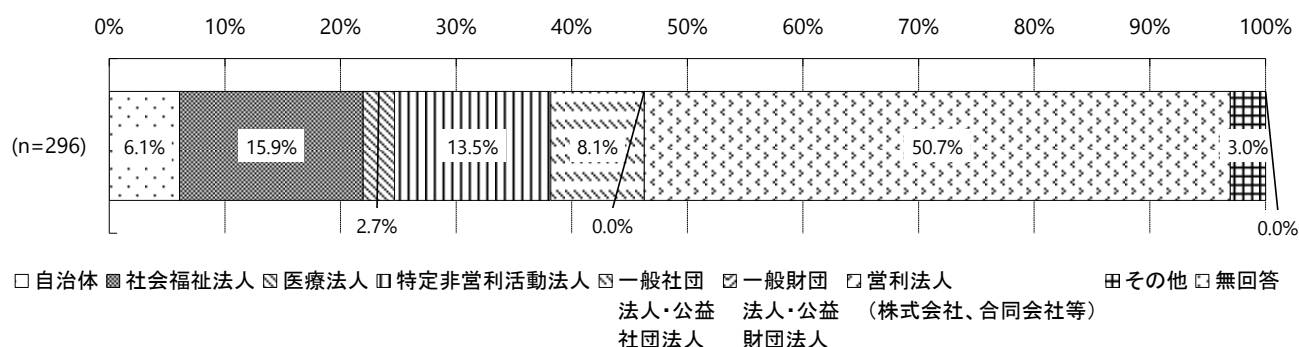
③ 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所の基本情報

※③については、これまでに訪問したことがある保育所等訪問支援事業所（児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、296 か所）を対象に尋ねた。

1) 運営主体

「営利法人（株式会社、合同会社等）」の割合が最も高く 50.7%である。次いで、「社会福祉法人（15.9%）」、「特定非営利活動法人（13.5%）」である。

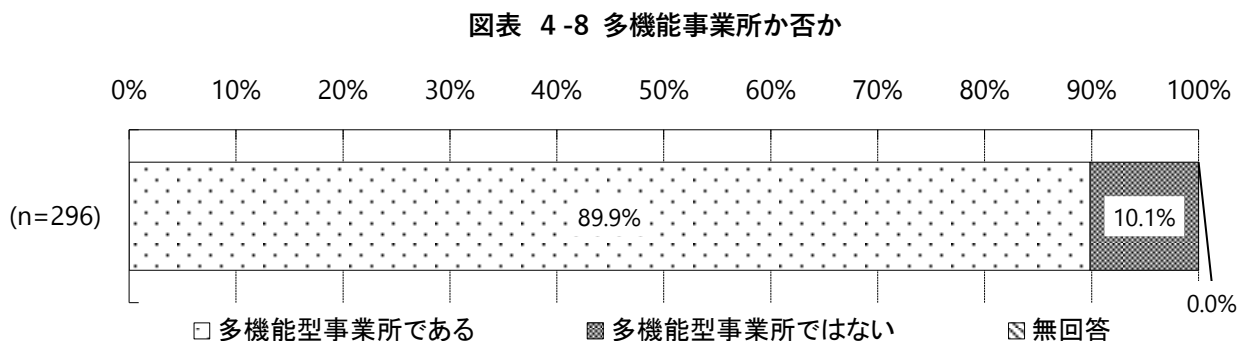
図表 4-7 運営主体



（注1）児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

2) 多機能型事業所か否か

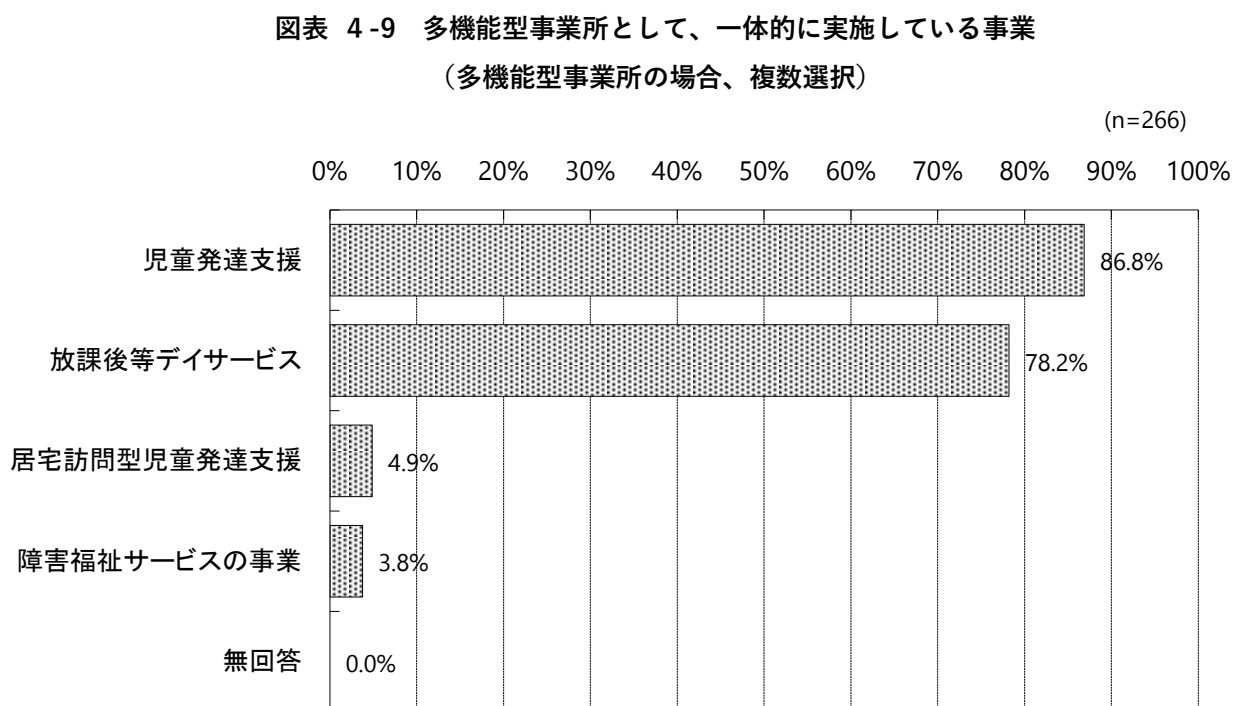
「多機能型事業所である」の割合が最も高く 89.9%である。次いで、「多機能型事業所ではない（10.1%）」である。



(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

3) 多機能型事業所として、一体的に実施している事業

「児童発達支援」の割合が最も高く 86.8%である。次いで、「放課後等デイサービス（78.2%）」、「居宅訪問型児童発達支援（4.9%）」である。

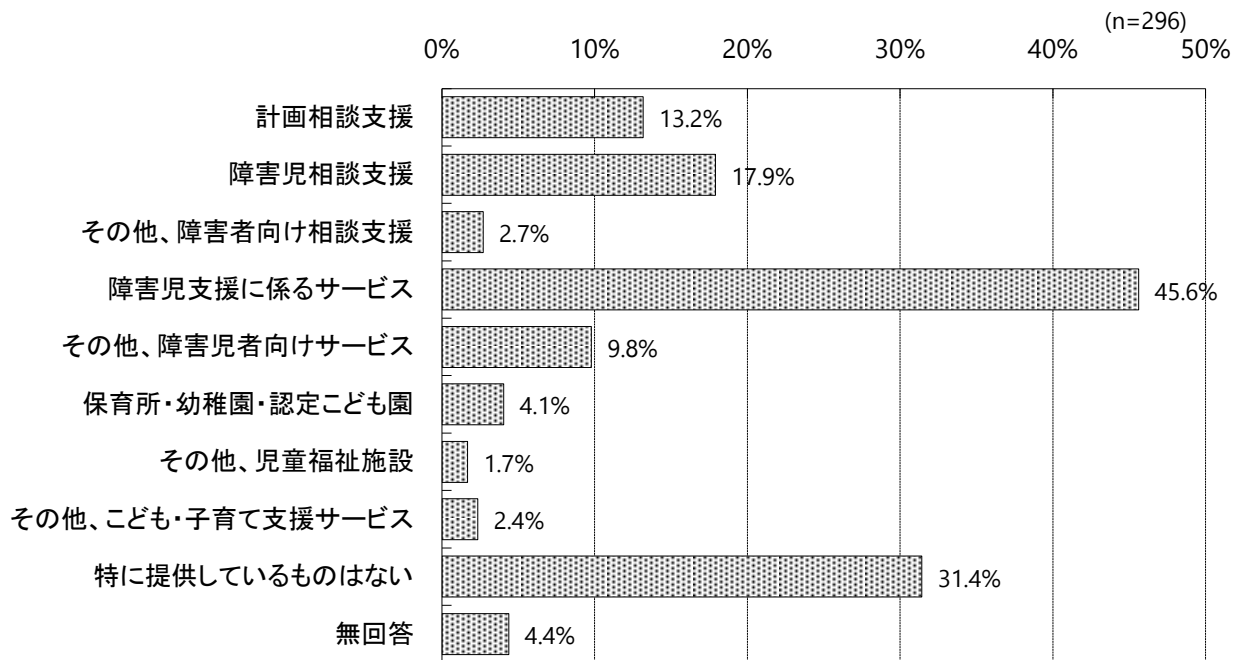


(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

4) 事業所のある同一敷地内で、保育所等訪問支援以外に実施しているサービス

「障害児支援に係るサービス」の割合が最も高く 45.6%である。次いで、「特に提供しているものはない (31.4%)」、「障害児相談支援 (17.9%)」である。

図表 4-10 事業所のある同一敷地内で、保育所等訪問支援以外に実施しているサービス（複数選択）



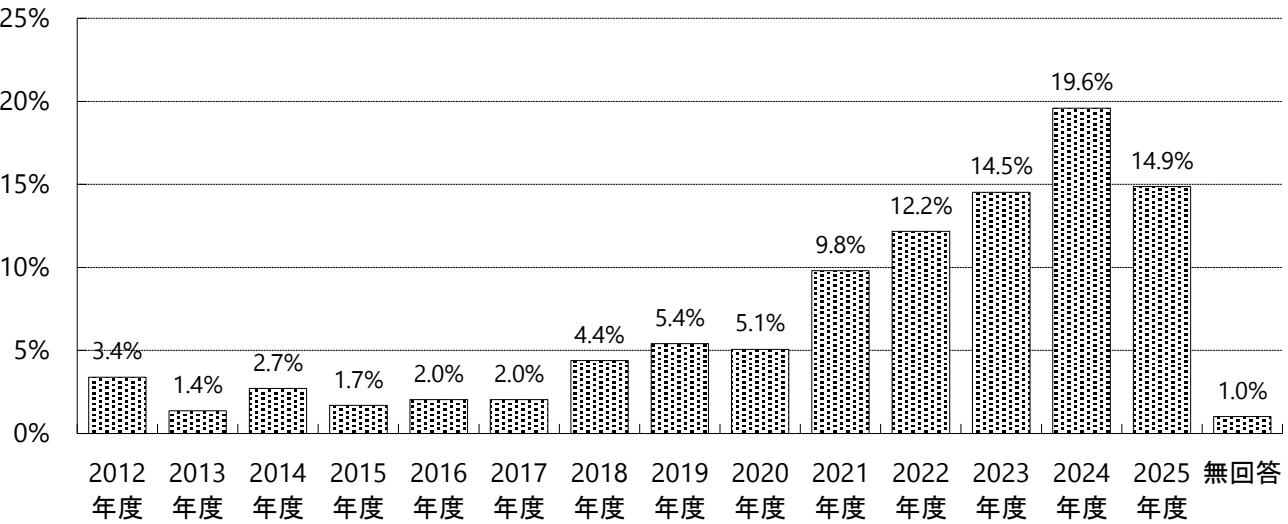
(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

5) 保育所等訪問支援を開始した年度

保育所等訪問支援を開始した年度は、「2024 年度」が 19.6%で最も多く、次いで、「2025 年度（14.9%）」、「2023 年度（14.5%）」である。

図表 4 -11 保育所等訪問支援を開始した年度

(n=296)



(注 1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

(2) 訪問支援員の職員体制等

※ (2) については、これまでに保育所等訪問支援の訪問実績があるセンター・事業所 (482 か所)を対象に尋ねた。

① 訪問支援員の人数

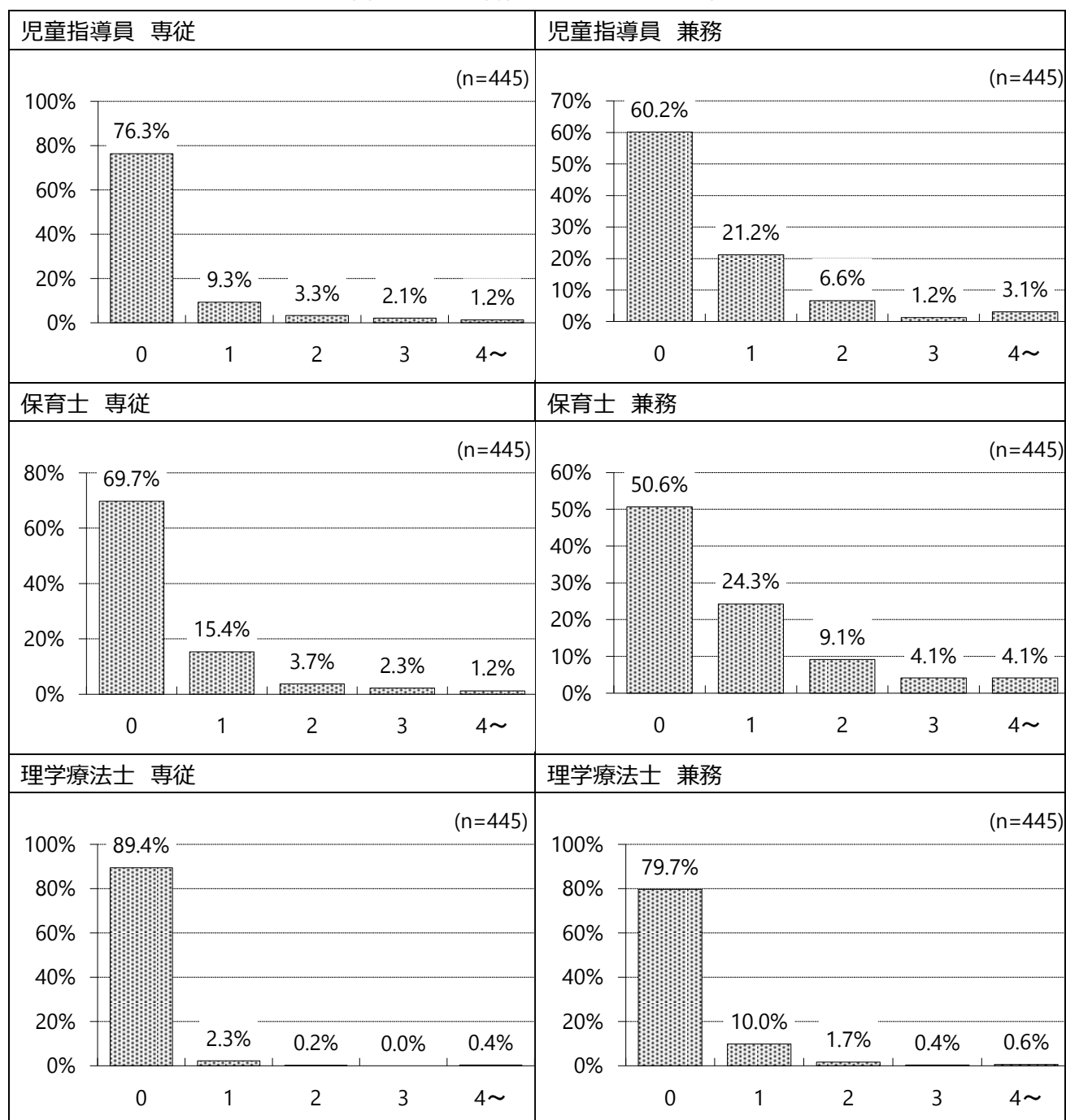
訪問支援員の人数は以下の通り。

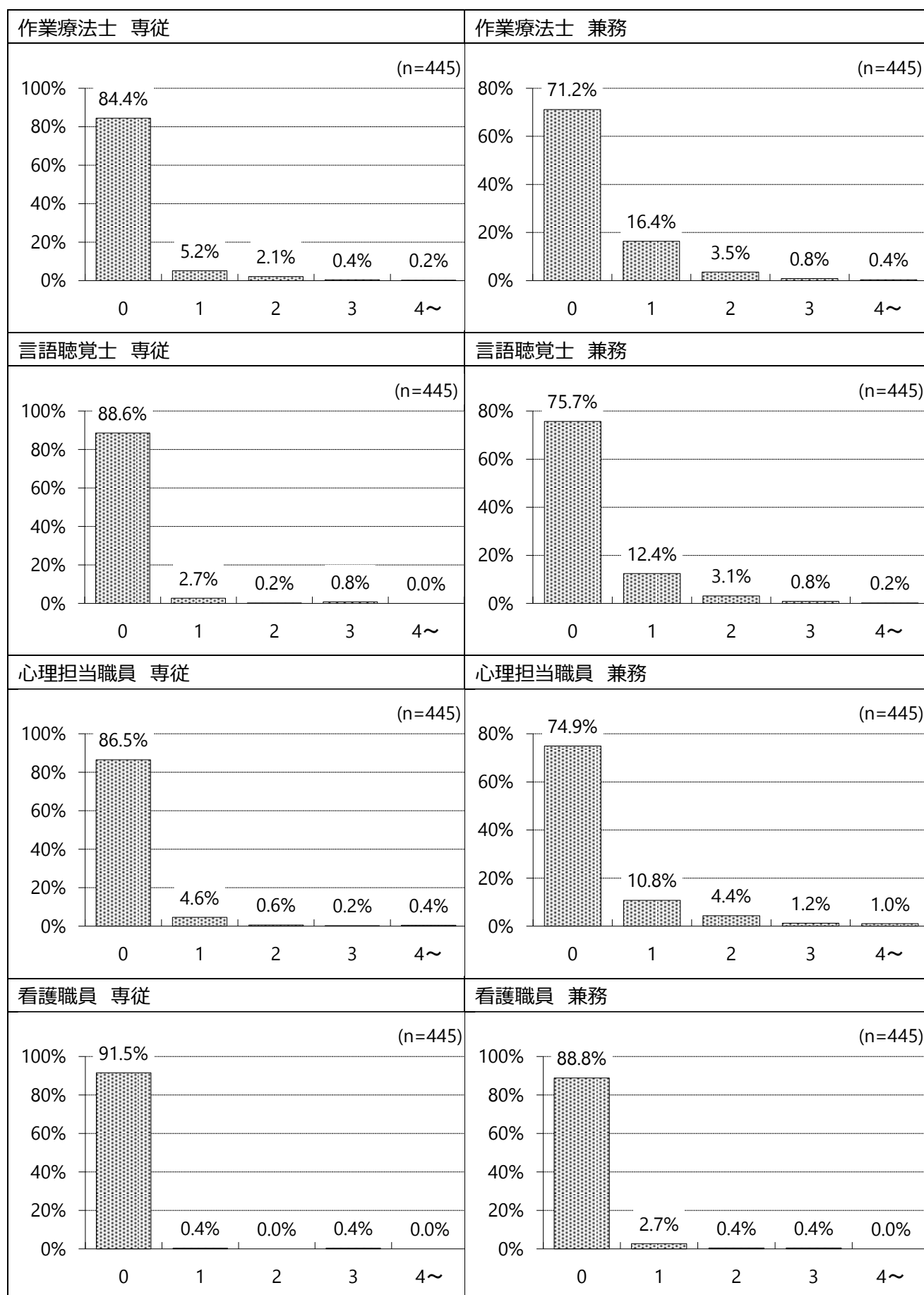
図表 4-12 訪問支援員の人数 (単位: 人)

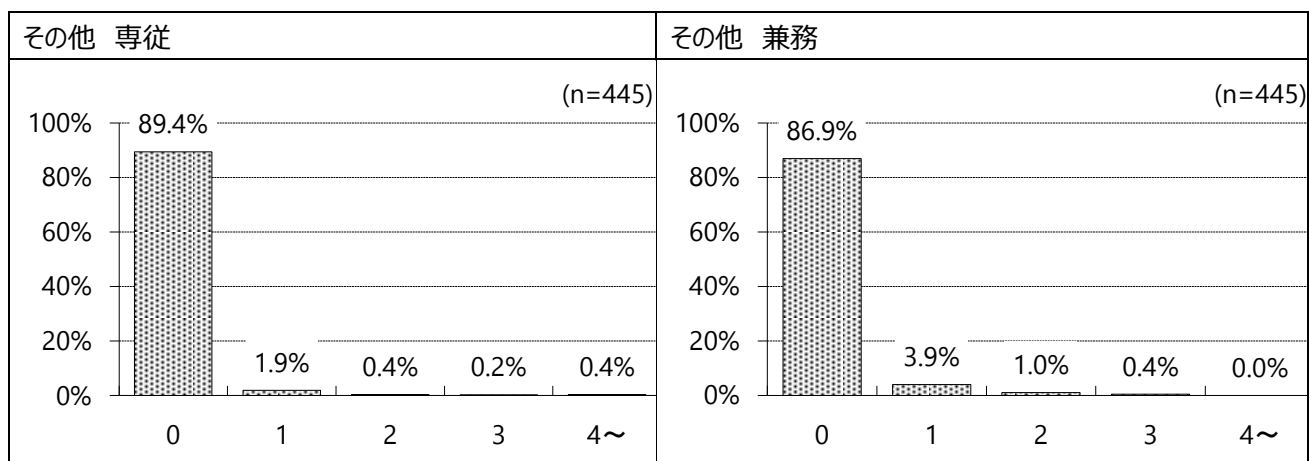
			回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
児童指導員	専従	常勤	445	0.0	9.0	0.2	0.7
		非常勤	445	0.0	4.0	0.1	0.4
	兼務	常勤	445	0.0	7.0	0.4	0.8
		非常勤	445	0.0	6.0	0.2	0.6
保育士	専従	常勤	445	0.0	5.0	0.3	0.6
		非常勤	445	0.0	12.0	0.1	0.7
	兼務	常勤	445	0.0	9.0	0.6	1.0
		非常勤	445	0.0	7.0	0.2	0.7
理学療法士	専従	常勤	445	0.0	4.0	0.0	0.3
		非常勤	445	0.0	2.0	0.0	0.2
	兼務	常勤	445	0.0	3.0	0.1	0.4
		非常勤	445	0.0	5.0	0.1	0.4
作業療法士	専従	常勤	445	0.0	3.0	0.1	0.3
		非常勤	445	0.0	5.0	0.1	0.4
	兼務	常勤	445	0.0	4.0	0.2	0.5
		非常勤	445	0.0	3.0	0.1	0.4
言語聴覚士	専従	常勤	445	0.0	2.0	0.0	0.2
		非常勤	445	0.0	3.0	0.0	0.2
	兼務	常勤	445	0.0	3.0	0.1	0.4
		非常勤	445	0.0	4.0	0.1	0.4
心理担当職員	専従	常勤	445	0.0	7.0	0.1	0.4
		非常勤	445	0.0	4.0	0.0	0.3
	兼務	常勤	445	0.0	4.0	0.2	0.6
		非常勤	445	0.0	10.0	0.1	0.6
看護職員	専従	常勤	445	0.0	2.0	0.0	0.1
		非常勤	445	0.0	3.0	0.0	0.1
	兼務	常勤	445	0.0	3.0	0.0	0.2
		非常勤	445	0.0	1.0	0.0	0.1
その他	専従	常勤	445	0.0	3.0	0.0	0.2
		非常勤	445	0.0	5.0	0.0	0.3
	兼務	常勤	445	0.0	3.0	0.1	0.3
		非常勤	445	0.0	3.0	0.0	0.2

(注1) 「その他」として、「児童発達支援管理責任者」、「社会福祉士」、「介護福祉士」などといった回答があった。

図表 4-13 訪問支援員の人数の分布





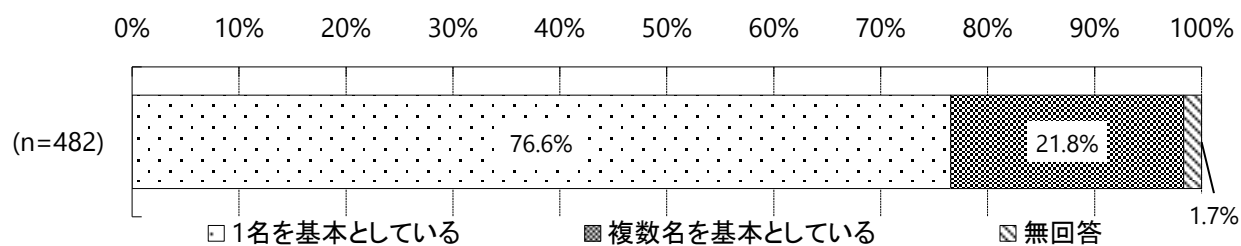


② 訪問時の基本的な体制

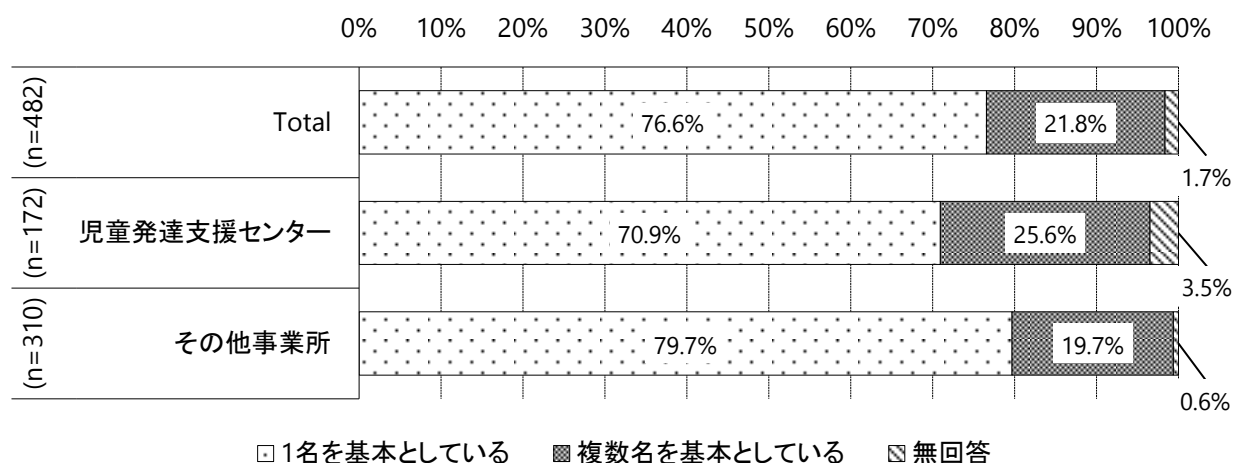
1) 訪問時の基本的な体制

「1名を基本としている」の割合が最も高く76.6%である。次いで、「複数名を基本としている（21.8%）」である。

図表 4-14 訪問時の基本的な体制



図表 4-15 訪問時の基本的な体制（児童発達支援センター・その他事業所別）



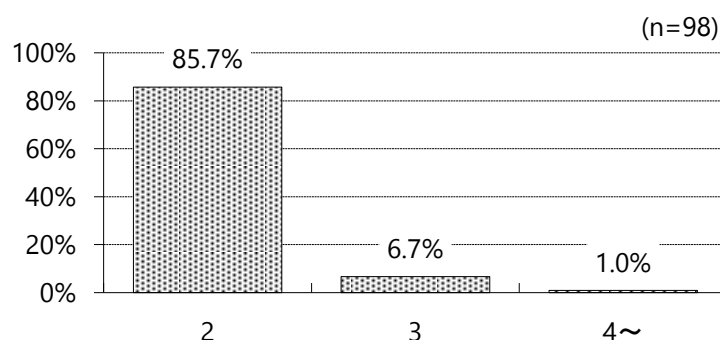
2) 複数名を基本としている場合の訪問時の基本的な体制

平均値 2.1、最小値 2.0、最大値 4.0、標準偏差 0.3 である。

図表 4-16 複数名を基本としている場合の訪問時の基本的な体制（単位：人）

	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
複数名を基本としている	98	2.0	4.0	2.1	0.3

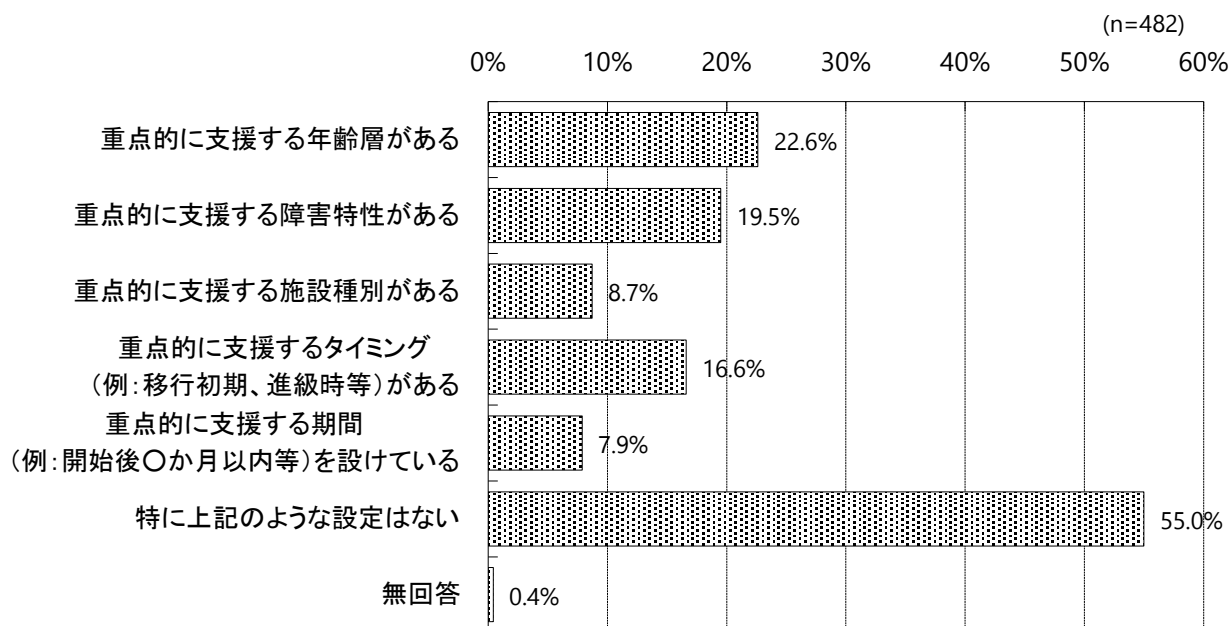
図表 4-17 複数名を基本としている場合の訪問時の基本的な体制の分布



③ 保育所等訪問支援の実施にあたり、重点的に支援する対象や施設種別等

「特に上記のような設定はない」の割合が最も高く 55.0%である。次いで、「重点的に支援する年齢層がある (22.6%)」、「重点的に支援する障害特性がある (19.5%)」である。

図表 4-18 保育所等訪問支援の実施にあたり、重点的に支援する対象や施設種別等（複数選択）



図表 4 -19 保育所等訪問支援の実施にあたり、重点的に支援する対象や施設種別等

(複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

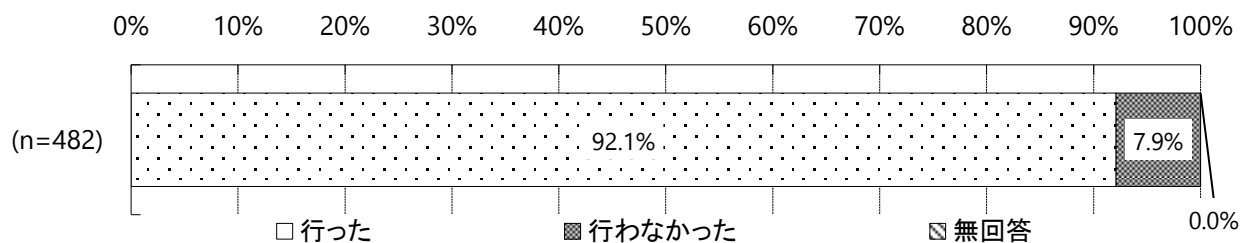
		重点的に支援する年齢層がある	重点的に支援する障害特性がある	重点的に支援する施設種別がある	重点的に支援するタイミング(例:移行初期、進級時等)がある	重点的に支援する期間(例:開始後〇か月以内等)を設けている	特に上記のような設定はない	無回答
(n=482)	Total	22.6%	19.5%	8.7%	16.6%	7.9%	55.0%	0.4%
(n=172)	児童発達支援センター	25.6%	15.1%	9.9%	20.3%	8.7%	51.2%	1.2%
(n=310)	その他事業所	21.0%	21.9%	8.1%	14.5%	7.4%	57.1%	0.0%

(3) 保育所等訪問支援における支援実績

① 保育所等訪問支援として、令和7年4月1日～9月30日までに1件以上訪問を行ったか

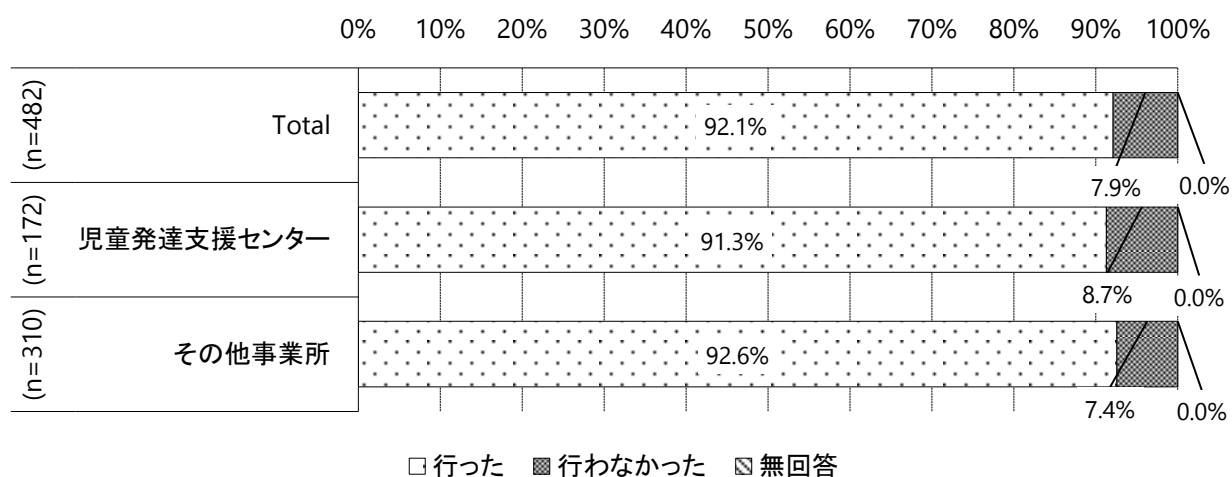
「行った」の割合が最も高く92.1%である。次いで、「行わなかった（7.9%）」である。

図表 4-20 保育所等訪問支援として1件以上訪問を行ったか



図表 4-21 保育所等訪問支援として1件以上訪問を行ったか

(児童発達支援センター・その他事業所別)



※（３）の以降の設問は、保育所等訪問支援として、令和７年４月１日～９月３０日までに１件以上訪問を行ったセンター・事業所（４４４か所）を対象に尋ねた。

② 保育所等訪問支援の延べ訪問件数・訪問した実日数（令和７年４月１日～９月３０日）

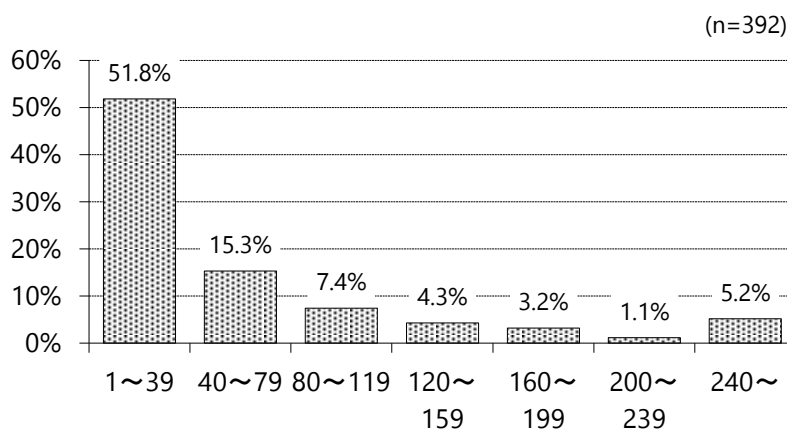
「延べ訪問件数」は、平均値 68.3、最小値 1.0、最大値 1423.0、標準偏差 123.9 である。

「訪問した実日数」は、平均値 35.0、最小値 1.0、最大値 160.0、標準偏差 32.3 である。

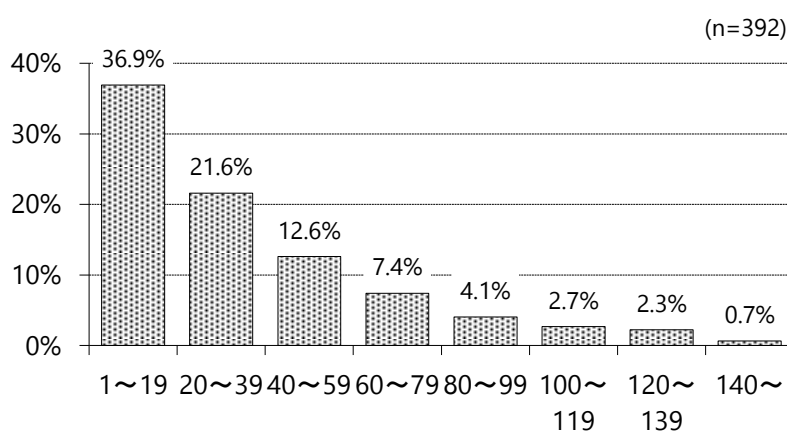
図表 ４-22 延べ訪問件数・訪問した実日数（令和７年４月１日～９月３０日）

	回答数（n）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
延べ訪問件数（件）	392	1.0	1423.0	68.3	123.9
訪問した実日数（日）	392	1.0	160.0	35.0	32.3

図表 ４-23 延べ訪問件数の分布



図表 ４-24 訪問した実日数の分布



図表 4-25 延べ訪問件数・訪問した実日数

(令和7年4月1日～9月30日、児童発達支援センター・その他事業所別)

		回答数(n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
延べ訪問件数 (件)	Total	392	1.0	1423.0	68.3	123.9
	児童発達支援センター	141	1.0	353.0	45.4	57.1
	その他事業所	251	1.0	1423.0	81.1	147.3
訪問した実日数 (日)	Total	392	1.0	160.0	35.0	32.3
	児童発達支援センター	141	1.0	136.0	31.3	29.2
	その他事業所	251	1.0	160.0	37.1	33.8

③ 保育所等訪問支援の算定件数（利用者数）が最も多かった1日の訪問先施設数・利用者数（令和7年4月1日～9月30日）

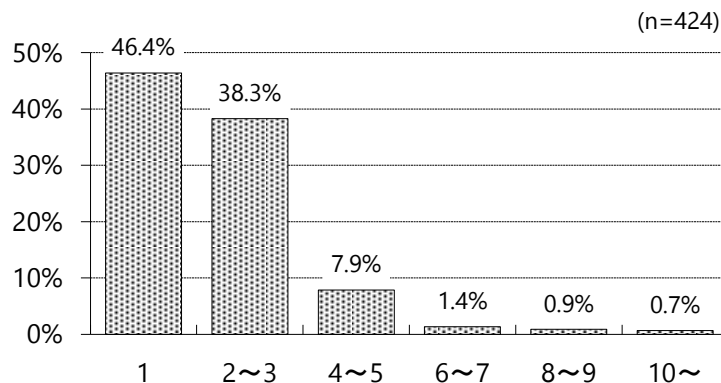
「訪問先施設数」は、平均値 2.0、最小値 1.0、最大値 23.0、標準偏差 1.8 である。

「利用者数」は、平均値 3.0、最小値 1.0、最大値 25.0、標準偏差 2.7 である。

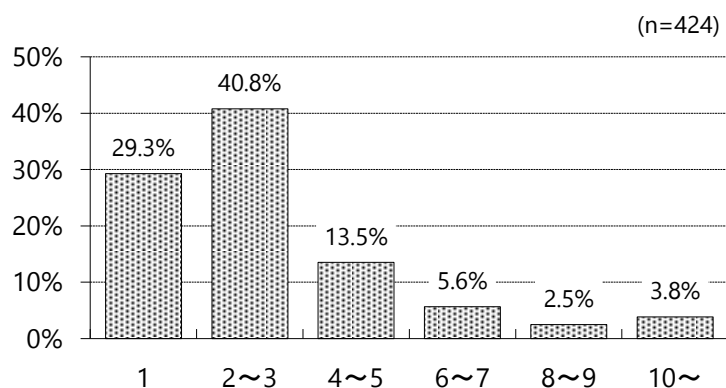
図表 4-26 保育所等訪問支援の算定件数（利用者数）が最も多かった1日の訪問先施設数・利用者数
(令和7年4月1日～9月30日)

	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
訪問先施設数 (か所)	424	1.0	23.0	2.0	1.8
利用者数 (人)	424	1.0	25.0	3.0	2.7

図表 4-27 保育所等訪問支援の算定件数（利用者数）が最も多かった1日の訪問先施設数の分布



図表 4-28 保育所等訪問支援の算定件数（利用者数）が最も多かった1日の利用者数の分布

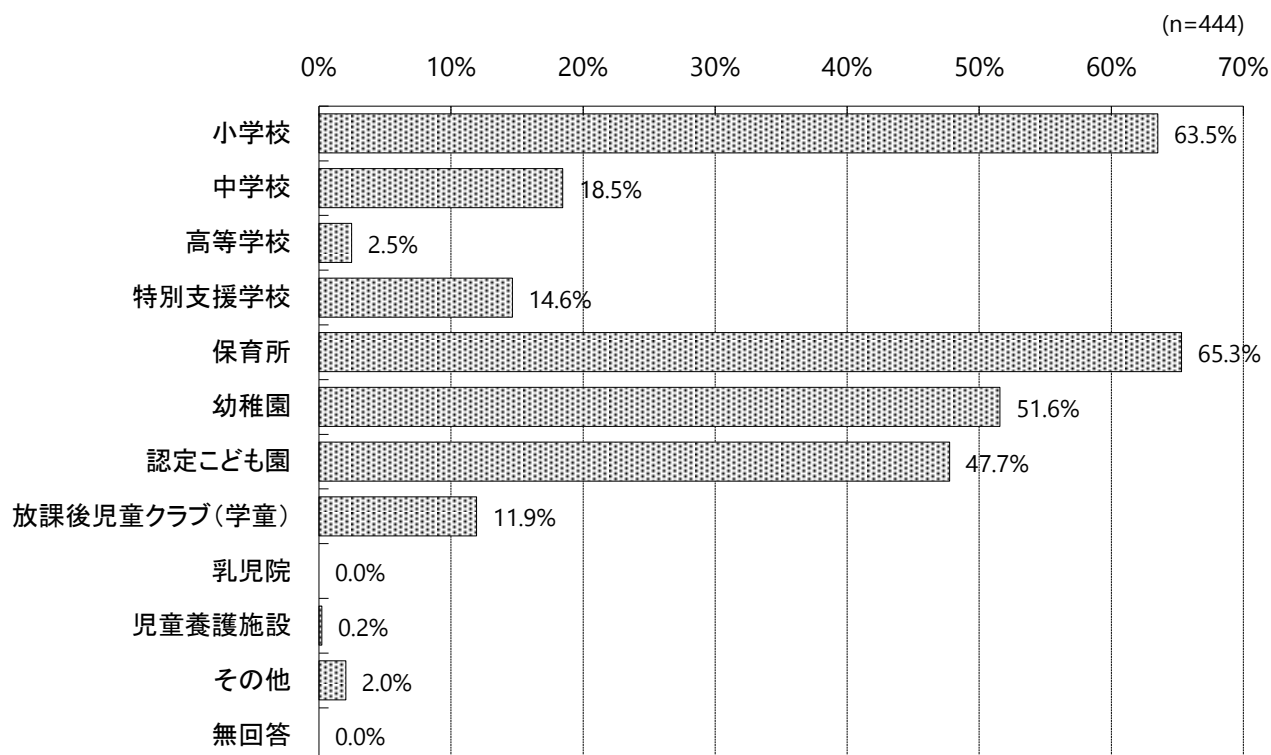


④ 保育所等訪問支援における訪問先施設・支援対象児童等

1) 保育所等訪問支援で訪問した施設の種類（令和7年4月1日～9月30日）

「保育所」の割合が最も高く65.3%である。次いで、「小学校（63.5）」、「幼稚園（51.6%）」である。

図表 4-29 保育所等訪問支援で訪問した施設の種類
（令和7年4月1日～9月30日、複数選択）



図表 4-30 保育所等訪問支援で訪問した施設の種類

(令和7年4月1日～9月30日、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	保育所	幼稚園	認定こども園	放課後児童クラブ(学童)	乳児院	児童養護施設	その他	無回答
(n=444)	Total	63.5%	18.5%	2.5%	14.6%	65.3%	51.6%	47.7%	11.9%	0.0%	0.2%	2.0%	0.0%
(n=157)	児童発達支援センター	46.5%	9.6%	0.0%	9.6%	73.9%	57.3%	58.0%	12.7%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%
(n=287)	その他事業所	72.8%	23.3%	3.8%	17.4%	60.6%	48.4%	42.2%	11.5%	0.0%	0.3%	2.1%	0.0%

2) 保育所等訪問支援における訪問先施設数(令和7年4月1日～9月30日)

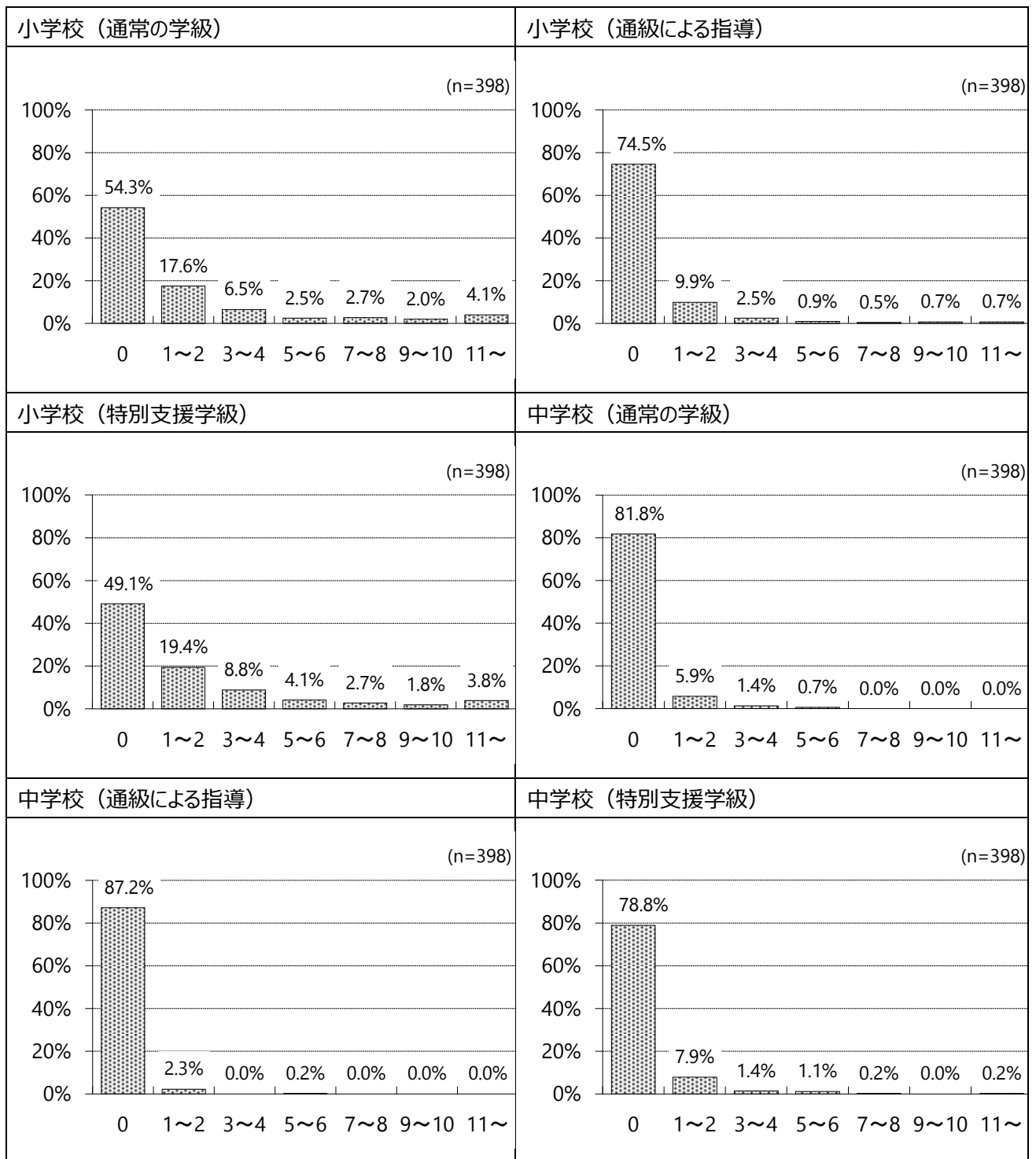
保育所等訪問支援で訪問した施設数は以下の通り。

図表 4-31 保育所等訪問支援における訪問先施設数

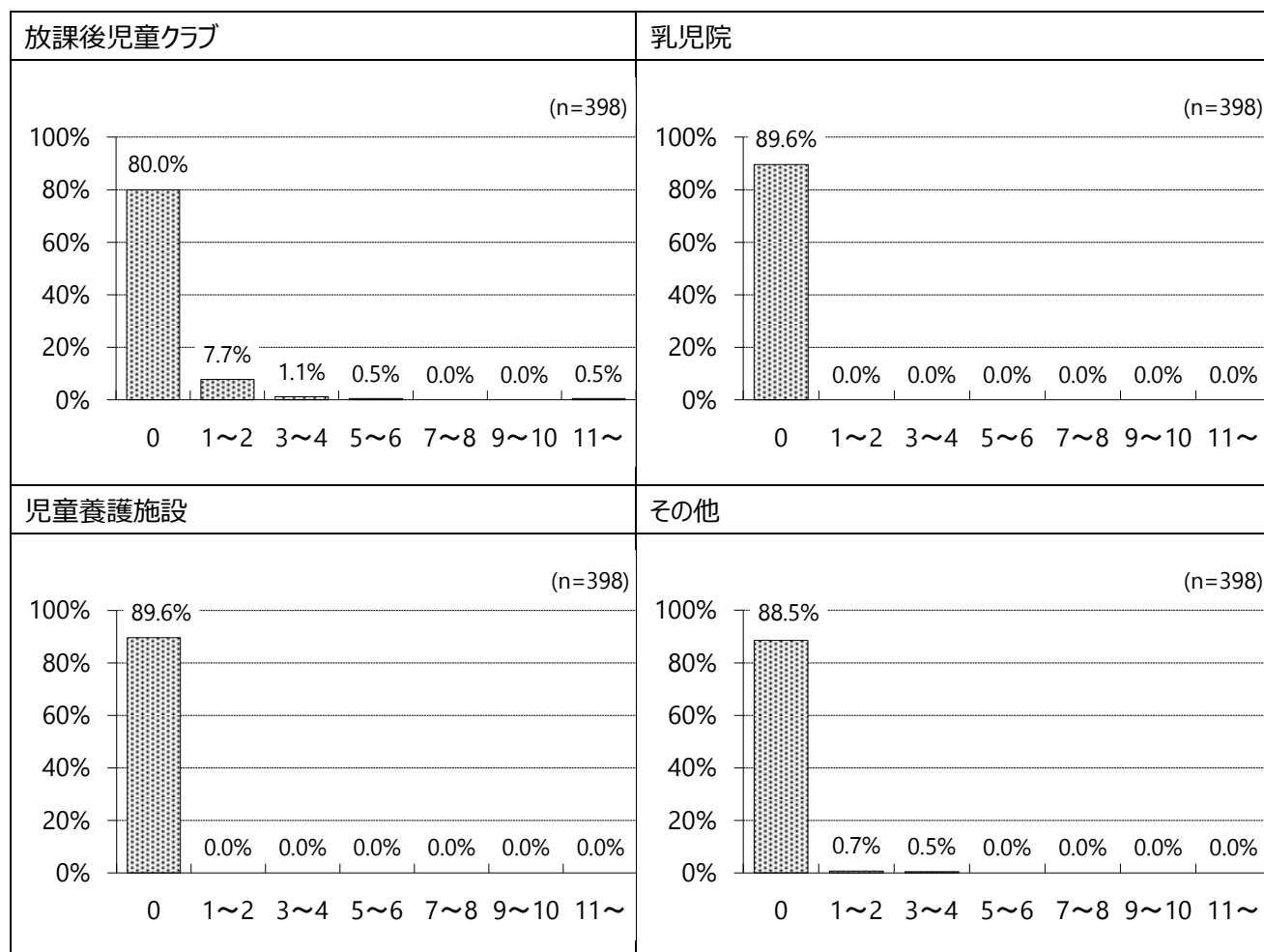
(令和7年4月1日～9月30日、単位：か所)

	回答数(n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
小学校(通常の学級)	398	0.0	30.0	1.9	4.2
小学校(通級による指導)	398	0.0	35.0	0.6	2.6
小学校(特別支援学級)	398	0.0	48.0	2.2	4.8
中学校(通常の学級)	398	0.0	6.0	0.2	0.7
中学校(通級による指導)	398	0.0	6.0	0.2	0.7
中学校(特別支援学級)	398	0.0	11.0	0.3	1.1
高等学校(通常の学級)	398	0.0	1.0	0.0	0.1
高等学校(通級による指導)	398	0.0	1.0	0.0	0.1
特別支援学校	398	0.0	4.0	0.2	0.6
保育所	398	0.0	70.0	3.2	6.2
幼稚園	398	0.0	15.0	1.4	2.1
認定こども園	398	0.0	40.0	1.6	3.5
放課後児童クラブ	398	0.0	18.0	0.3	1.3
乳児院	398	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	398	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	398	0.0	4.0	0.0	0.3

図表 4 -32 保育所等訪問支援における訪問先施設数の分布



高等学校（通常の学級）	高等学校（通級による指導）																																
(n=398) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>88.7%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.0%</td></tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	0	88.7%	1~2	0.9%	3~4	0.0%	5~6	0.0%	7~8	0.0%	9~10	0.0%	11~	0.0%	(n=398) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>89.4%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.0%</td></tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	0	89.4%	1~2	0.2%	3~4	0.0%	5~6	0.0%	7~8	0.0%	9~10	0.0%	11~	0.0%
Category	Percentage																																
0	88.7%																																
1~2	0.9%																																
3~4	0.0%																																
5~6	0.0%																																
7~8	0.0%																																
9~10	0.0%																																
11~	0.0%																																
Category	Percentage																																
0	89.4%																																
1~2	0.2%																																
3~4	0.0%																																
5~6	0.0%																																
7~8	0.0%																																
9~10	0.0%																																
11~	0.0%																																
特別支援学校	保育所																																
(n=398) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>78.8%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>9.2%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>1.6%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.0%</td></tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	0	78.8%	1~2	9.2%	3~4	1.6%	5~6	0.0%	7~8	0.0%	9~10	0.0%	11~	0.0%	(n=398) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>32.0%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>27.5%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>9.7%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>3.2%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>5.9%</td></tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	0	32.0%	1~2	27.5%	3~4	9.7%	5~6	7.4%	7~8	4.1%	9~10	3.2%	11~	5.9%
Category	Percentage																																
0	78.8%																																
1~2	9.2%																																
3~4	1.6%																																
5~6	0.0%																																
7~8	0.0%																																
9~10	0.0%																																
11~	0.0%																																
Category	Percentage																																
0	32.0%																																
1~2	27.5%																																
3~4	9.7%																																
5~6	7.4%																																
7~8	4.1%																																
9~10	3.2%																																
11~	5.9%																																
幼稚園	認定こども園																																
(n=398) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>43.7%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>28.6%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>9.7%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>1.8%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.7%</td></tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	0	43.7%	1~2	28.6%	3~4	9.7%	5~6	5.0%	7~8	1.8%	9~10	0.2%	11~	0.7%	(n=398) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>48.2%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>23.2%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>8.6%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>4.3%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>1.6%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>1.4%</td></tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	0	48.2%	1~2	23.2%	3~4	8.6%	5~6	4.3%	7~8	2.5%	9~10	1.6%	11~	1.4%
Category	Percentage																																
0	43.7%																																
1~2	28.6%																																
3~4	9.7%																																
5~6	5.0%																																
7~8	1.8%																																
9~10	0.2%																																
11~	0.7%																																
Category	Percentage																																
0	48.2%																																
1~2	23.2%																																
3~4	8.6%																																
5~6	4.3%																																
7~8	2.5%																																
9~10	1.6%																																
11~	1.4%																																



図表 4-33 保育所等訪問支援における訪問先施設数の合計値（令和7年4月1日～9月30日）

	回答数（n）	訪問した施設数 （か所）	割合（％）
小学校（通常の学級）	398	753	16.0%
小学校（通級による指導）	398	234	5.0%
小学校（特別支援学級）	398	858	18.2%
中学校（通常の学級）	398	70	1.5%
中学校（通級による指導）	398	17	0.4%
中学校（特別支援学級）	398	114	2.4%
高等学校（通常の学級）	398	4	0.1%
高等学校（通級による指導）	398	1	0.0%
特別支援学校	398	77	1.6%
保育所	398	1284	27.2%
幼稚園	398	539	11.4%
認定こども園	398	650	13.8%
放課後児童クラブ	398	103	2.2%
乳児院	398	0	0.0%
児童養護施設	398	0	0.0%
その他	398	11	0.2%
合計	398	4715	100.0%

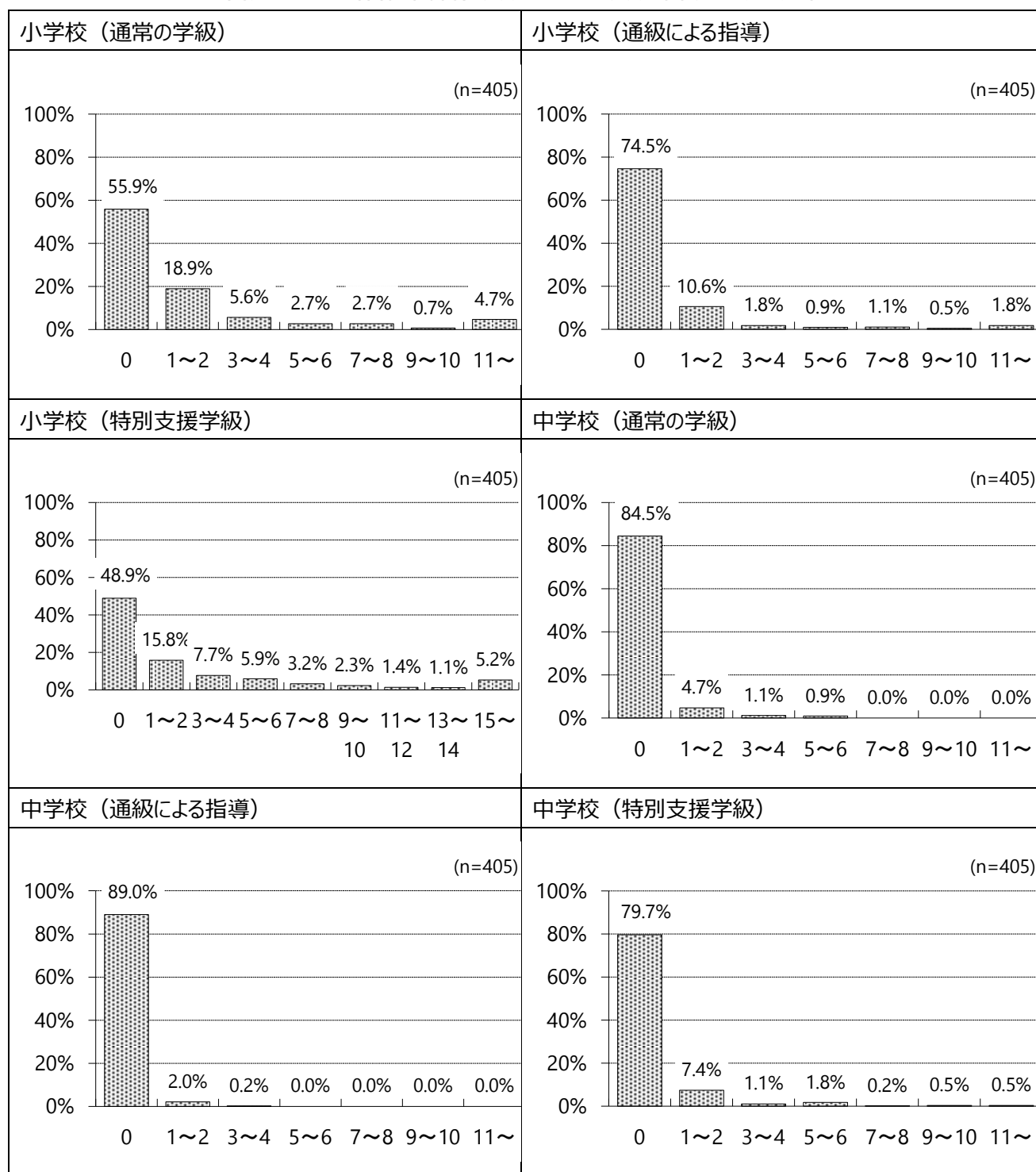
3) 保育所等訪問支援における支援対象児童数（令和7年4月1日～9月30日）

保育所等訪問支援で訪問した支援対象児童数は以下の通り。

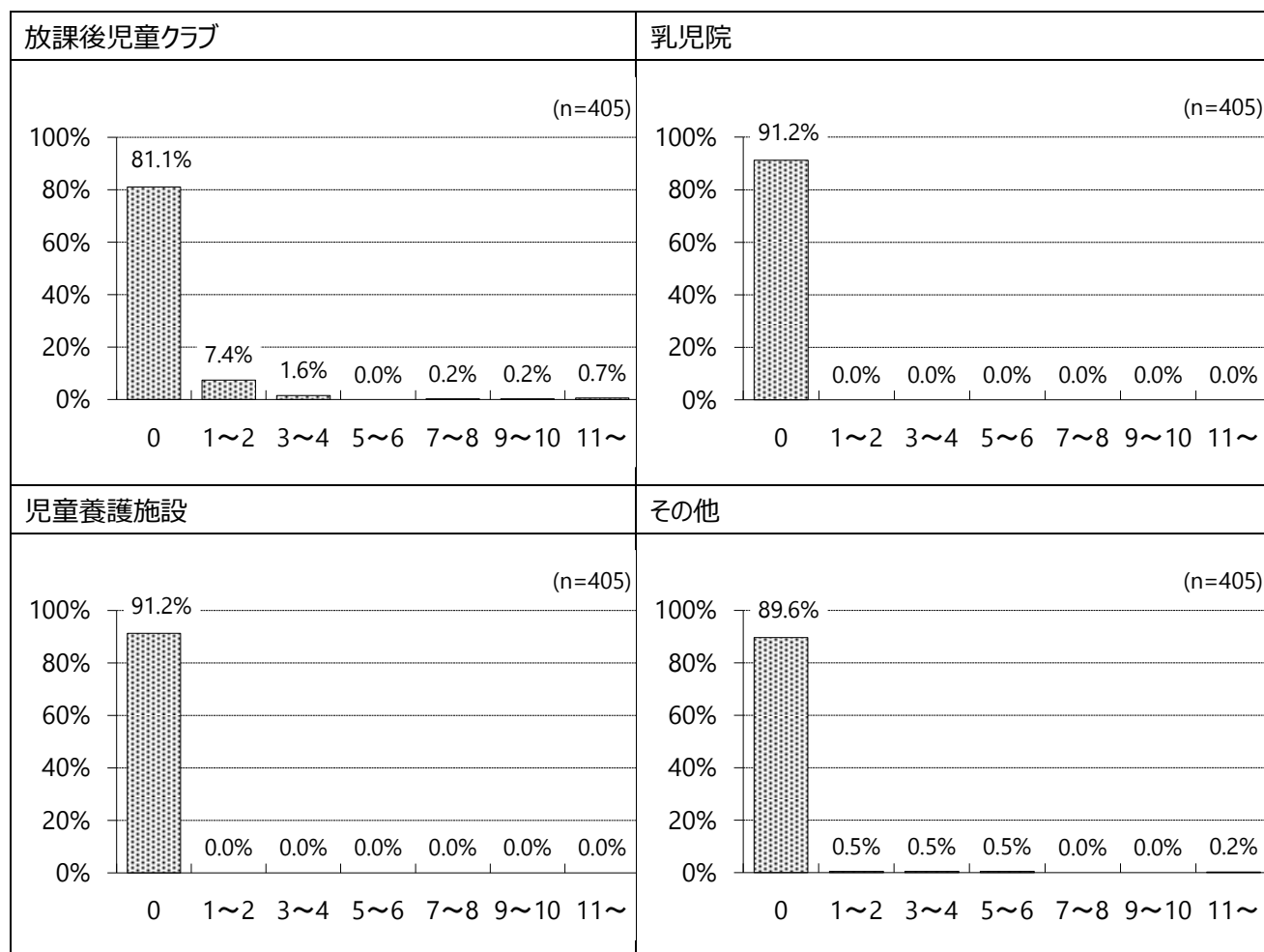
図表 4-34 保育所等訪問支援における支援対象児童数（令和7年4月1日～9月30日、単位：人）

	回答数（n）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
小学校（通常の学級）	405	0.0	91.0	2.2	6.9
小学校（通級による指導）	405	0.0	25.0	0.7	2.7
小学校（特別支援学級）	405	0.0	97.0	3.7	9.8
中学校（通常の学級）	405	0.0	6.0	0.2	0.7
中学校（通級による指導）	405	0.0	3.0	0.0	0.3
中学校（特別支援学級）	405	0.0	14.0	0.4	1.5
高等学校（通常の学級）	405	0.0	6.0	0.0	0.3
高等学校（通級による指導）	405	0.0	1.0	0.0	0.1
特別支援学校	405	0.0	18.0	0.5	1.9
保育所	405	0.0	80.0	4.4	9.3
幼稚園	405	0.0	45.0	2.1	4.1
認定こども園	405	0.0	121.0	3.1	9.3
放課後児童クラブ	405	0.0	41.0	0.4	2.7
乳児院	405	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	405	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	405	0.0	11.0	0.1	0.7

図表 4-35 保育所等訪問支援における支援対象児童数の分布



高等学校（通常の学級） (n=405) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>90.3%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.0%</td></tr> </tbody> </table>	年齢	割合	0	90.3%	1~2	0.5%	3~4	0.2%	5~6	0.2%	7~8	0.0%	9~10	0.0%	11~	0.0%	高等学校（通級による指導） (n=405) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>90.8%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.0%</td></tr> </tbody> </table>	年齢	割合	0	90.8%	1~2	0.5%	3~4	0.0%	5~6	0.0%	7~8	0.0%	9~10	0.0%	11~	0.0%								
年齢	割合																																								
0	90.3%																																								
1~2	0.5%																																								
3~4	0.2%																																								
5~6	0.2%																																								
7~8	0.0%																																								
9~10	0.0%																																								
11~	0.0%																																								
年齢	割合																																								
0	90.8%																																								
1~2	0.5%																																								
3~4	0.0%																																								
5~6	0.0%																																								
7~8	0.0%																																								
9~10	0.0%																																								
11~	0.0%																																								
特別支援学校 (n=405) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>79.7%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>6.5%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>1.8%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>1.6%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>11~</td><td>0.9%</td></tr> </tbody> </table>	年齢	割合	0	79.7%	1~2	6.5%	3~4	1.8%	5~6	1.6%	7~8	0.2%	9~10	0.5%	11~	0.9%	保育所 (n=405) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>32.0%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>25.5%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>9.5%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>3.6%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>3.6%</td></tr> <tr><td>11~12</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>13~14</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>15~</td><td>5.4%</td></tr> </tbody> </table>	年齢	割合	0	32.0%	1~2	25.5%	3~4	9.5%	5~6	7.7%	7~8	3.6%	9~10	3.6%	11~12	2.7%	13~14	1.4%	15~	5.4%				
年齢	割合																																								
0	79.7%																																								
1~2	6.5%																																								
3~4	1.8%																																								
5~6	1.6%																																								
7~8	0.2%																																								
9~10	0.5%																																								
11~	0.9%																																								
年齢	割合																																								
0	32.0%																																								
1~2	25.5%																																								
3~4	9.5%																																								
5~6	7.7%																																								
7~8	3.6%																																								
9~10	3.6%																																								
11~12	2.7%																																								
13~14	1.4%																																								
15~	5.4%																																								
幼稚園 (n=405) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>44.6%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>22.7%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>11.3%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>5.4%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>11~12</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>13~14</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>15~</td><td>1.6%</td></tr> </tbody> </table>	年齢	割合	0	44.6%	1~2	22.7%	3~4	11.3%	5~6	5.4%	7~8	2.3%	9~10	2.3%	11~12	0.7%	13~14	0.5%	15~	1.6%	認定こども園 (n=405) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>49.5%</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>18.5%</td></tr> <tr><td>3~4</td><td>7.2%</td></tr> <tr><td>5~6</td><td>5.4%</td></tr> <tr><td>7~8</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>9~10</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>11~12</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>13~14</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>15~</td><td>4.3%</td></tr> </tbody> </table>	年齢	割合	0	49.5%	1~2	18.5%	3~4	7.2%	5~6	5.4%	7~8	2.7%	9~10	1.1%	11~12	1.4%	13~14	1.1%	15~	4.3%
年齢	割合																																								
0	44.6%																																								
1~2	22.7%																																								
3~4	11.3%																																								
5~6	5.4%																																								
7~8	2.3%																																								
9~10	2.3%																																								
11~12	0.7%																																								
13~14	0.5%																																								
15~	1.6%																																								
年齢	割合																																								
0	49.5%																																								
1~2	18.5%																																								
3~4	7.2%																																								
5~6	5.4%																																								
7~8	2.7%																																								
9~10	1.1%																																								
11~12	1.4%																																								
13~14	1.1%																																								
15~	4.3%																																								



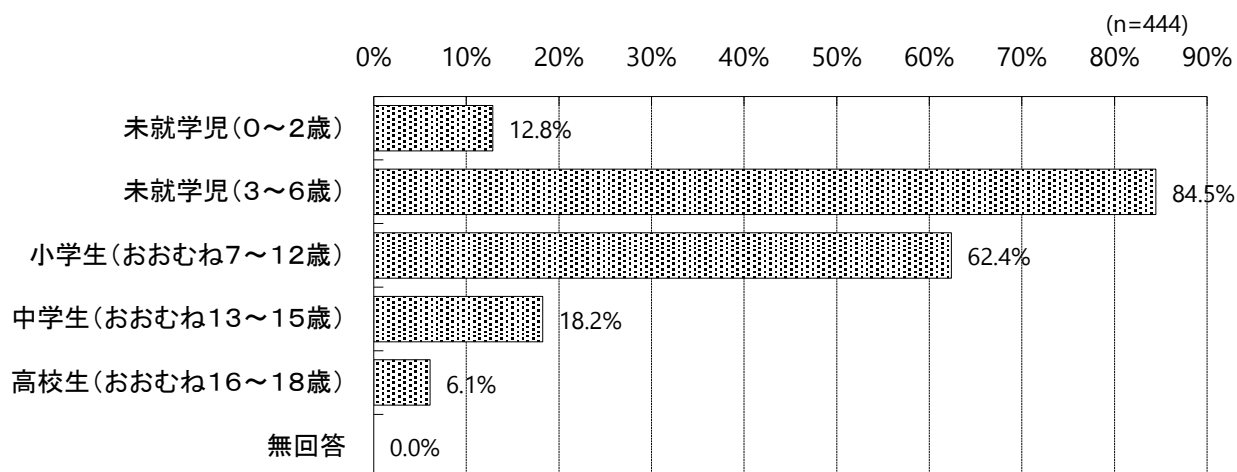
図表 4-36 保育所等訪問支援における支援対象児童数の合計値（令和7年4月1日～9月30日）

	回答数（n）	支援対象児童数（人）	割合（％）
小学校（通常の学級）	398	894	12.4%
小学校（通級による指導）	398	299	4.1%
小学校（特別支援学級）	398	1508	20.9%
中学校（通常の学級）	398	67	0.9%
中学校（通級による指導）	398	15	0.2%
中学校（特別支援学級）	398	160	2.2%
高等学校（通常の学級）	398	11	0.2%
高等学校（通級による指導）	398	2	0.0%
特別支援学校	398	192	2.7%
保育所	398	1787	24.7%
幼稚園	398	837	11.6%
認定こども園	398	1256	17.4%
放課後児童クラブ	398	170	2.4%
乳児院	398	0	0.0%
児童養護施設	398	0	0.0%
その他	398	31	0.4%
合計	398	7229	100.0%

4) 保育所等訪問支援で支援を提供した児童の年齢(提供開始時の年齢、令和7年4月1日～9月30日)

「未就学児(3～6歳)」の割合が最も高く84.5%である。次いで、「小学生(おおむね7～12歳)(62.4%)」、「中学生(おおむね13～15歳)(18.2%)」である。

図表 4-37 保育所等訪問支援で支援を提供した児童の年齢(提供開始時の年齢)
(令和7年4月1日～9月30日、複数選択)



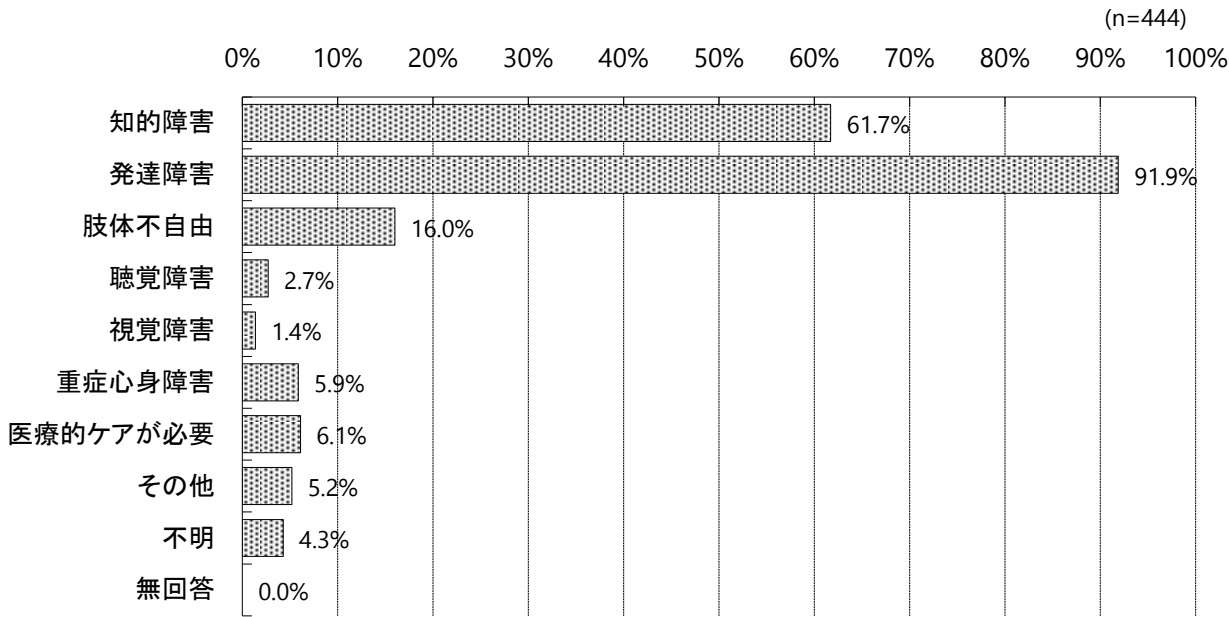
図表 4-38 保育所等訪問支援で支援を提供した児童の年齢(提供開始時の年齢)
(令和7年4月1日～9月30日、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		未就学児(0～2歳)	未就学児(3～6歳)	小学生(おおむね7～12歳)	中学生(おおむね13～15歳)	高校生(おおむね16～18歳)	無回答
(n=444)	Total	12.8%	84.5%	62.4%	18.2%	6.1%	0.0%
(n=157)	児童発達支援センター	16.6%	91.7%	45.2%	8.9%	3.2%	0.0%
(n=287)	その他事業所	10.8%	80.5%	71.8%	23.3%	7.7%	0.0%

5) 保育所等訪問支援で支援を提供した児童の主たる障害の種類（令和7年4月1日～9月30日）

「発達障害」の割合が最も高く 91.9%である。次いで、「知的障害（61.7%）」、「肢体不自由（16.0%）」である。

図表 4 -39 保育所等訪問支援で支援を提供した児童の主たる障害の種類
（令和7年4月1日～9月30日、複数選択）



（注1）「その他」として、「精神疾患」「学習障害」といった回答があった。

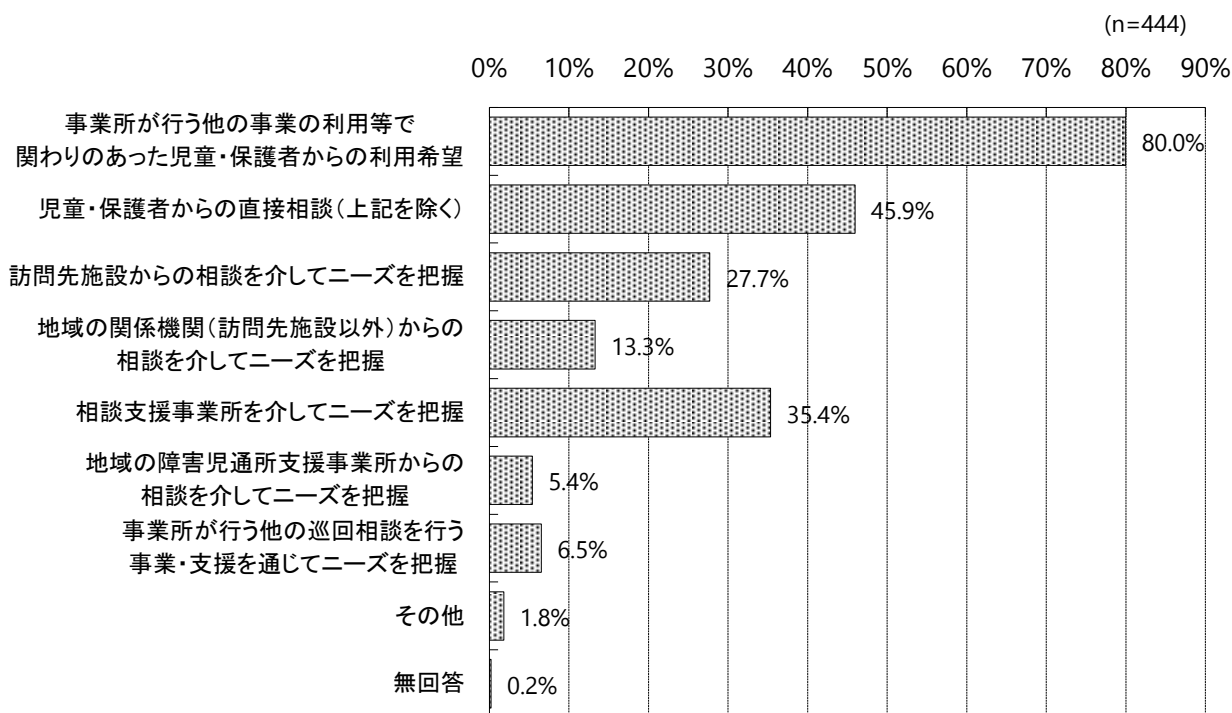
図表 4 -40 保育所等訪問支援で支援を提供した児童の主たる障害の種類
（令和7年4月1日～9月30日、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		知的障害	発達障害	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	重症心身障害	医療的ケアが必要	その他	不明	無回答
(n=444)	Total	61.7%	91.9%	16.0%	2.7%	1.4%	5.9%	6.1%	5.2%	4.3%	0.0%
(n=157)	児童発達支援センター	75.2%	89.2%	21.7%	3.8%	0.6%	5.7%	7.0%	3.2%	5.1%	0.0%
(n=287)	その他事業所	54.4%	93.4%	12.9%	2.1%	1.7%	5.9%	5.6%	6.3%	3.8%	0.0%

⑤ 保育所等訪問支援利用のきっかけ（令和7年4月1日～9月30日）

「事業所が行う他の事業の利用等で関わりのあった児童・保護者からの利用希望」の割合が最も高く 80.0%である。次いで、「児童・保護者からの直接相談（上記を除く）（45.9%）」、「相談支援事業所を介してニーズを把握（35.4%）」である。

図表 4-41 保育所等訪問支援利用のきっかけ（令和7年4月1日～9月30日、複数選択）



（注1）「その他」として、「医療機関の医師からの相談」「県の教育事務所からの相談」といった回答があった。

図表 4-42 保育所等訪問支援利用のきっかけ

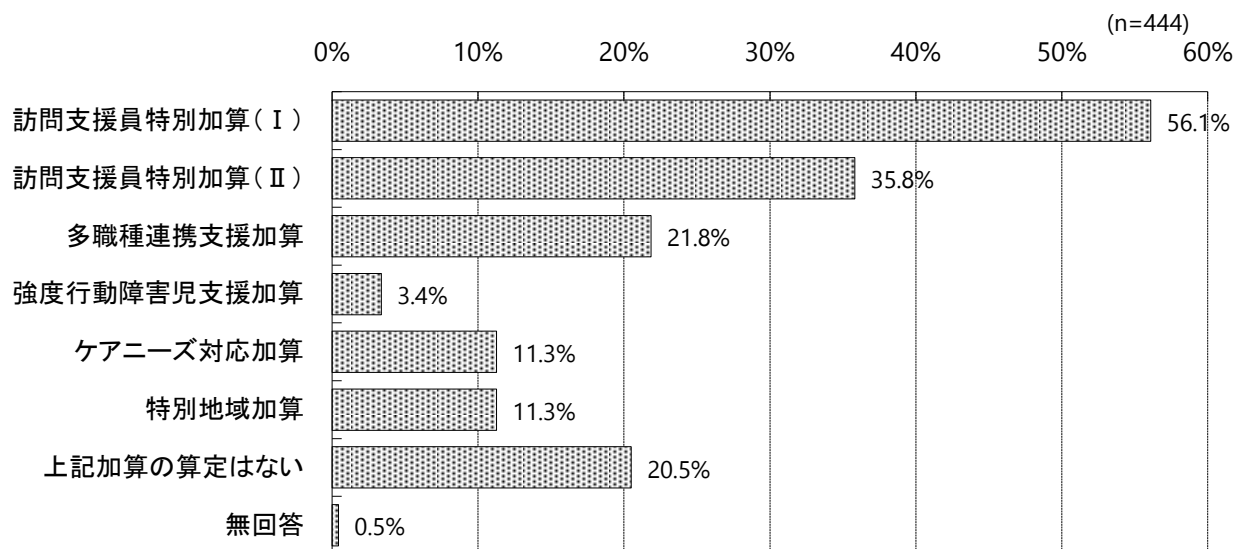
（令和7年4月1日～9月30日、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		事業所が行う他の事業の利用等で関わりのあった児童・保護者からの利用希望	児童・保護者からの直接相談(上記を除く)	訪問先施設からの相談を介してニーズを把握	地域の関係機関(訪問先施設以外)からの相談を介してニーズを把握	相談支援事業所を介してニーズを把握	地域の障害児通所支援事業所からの相談を介してニーズを把握	事業所が行う他の巡回相談を行う事業・支援を通じてニーズを把握	その他	無回答
(n=444)	Total	80.0%	45.9%	27.7%	13.3%	35.4%	5.4%	6.5%	1.8%	0.2%
(n=157)	児童発達支援センター	80.9%	45.9%	26.1%	14.0%	31.8%	2.5%	10.2%	1.9%	0.0%
(n=287)	その他事業所	79.4%	46.0%	28.6%	12.9%	37.3%	7.0%	4.5%	1.7%	0.3%

⑥ 保育所等訪問支援に係る加算の算定状況（令和 7 年 4～9 月末までの実績）

「訪問支援員特別加算（Ⅰ）」の割合が最も高く 56.1%である。次いで、「訪問支援員特別加算（Ⅱ）」（35.8%）、「多職種連携支援加算（21.8%）」である。

図表 4 -43 保育所等訪問支援に係る加算の算定状況（令和 7 年 4～9 月末までの実績、複数選択）



図表 4 -44 保育所等訪問支援に係る加算の算定状況

（令和 7 年 4～9 月末までの実績、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		訪問支援員特別加算（Ⅰ）	訪問支援員特別加算（Ⅱ）	多職種連携支援加算	強度行動障害児支援加算	ケアニーズ対応加算	特別地域加算	上記加算の算定はない	無回答
(n=444)	Total	56.1%	35.8%	21.8%	3.4%	11.3%	11.3%	20.5%	0.5%
(n=157)	児童発達支援センター	67.5%	33.1%	26.8%	0.6%	10.2%	9.6%	16.6%	0.6%
(n=287)	その他事業所	49.8%	37.3%	19.2%	4.9%	11.8%	12.2%	22.6%	0.3%

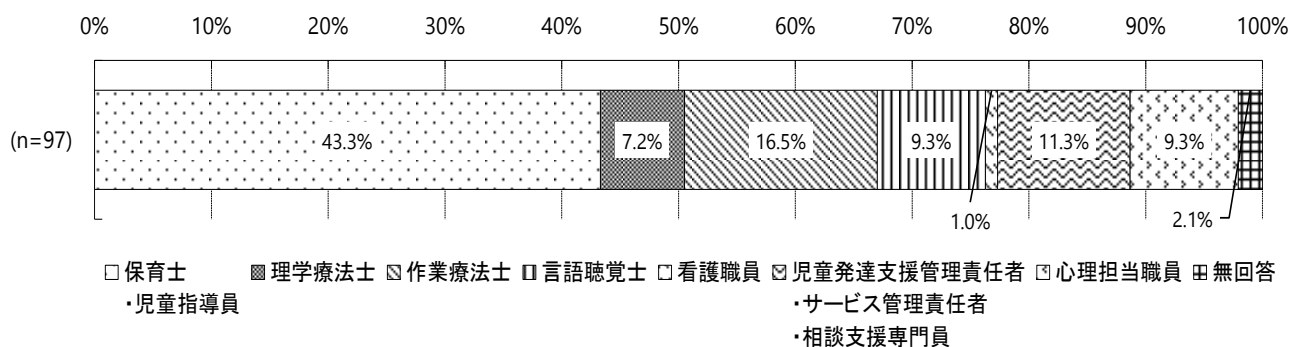
1) 多職種連携支援加算

a) 対応した職種の組み合わせ

訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員 1 名の職種としては、「保育士・児童指導員」の割合が最も高く 43.3%である。次いで、「作業療法士（16.5%）」、「児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員（11.3%）」である。

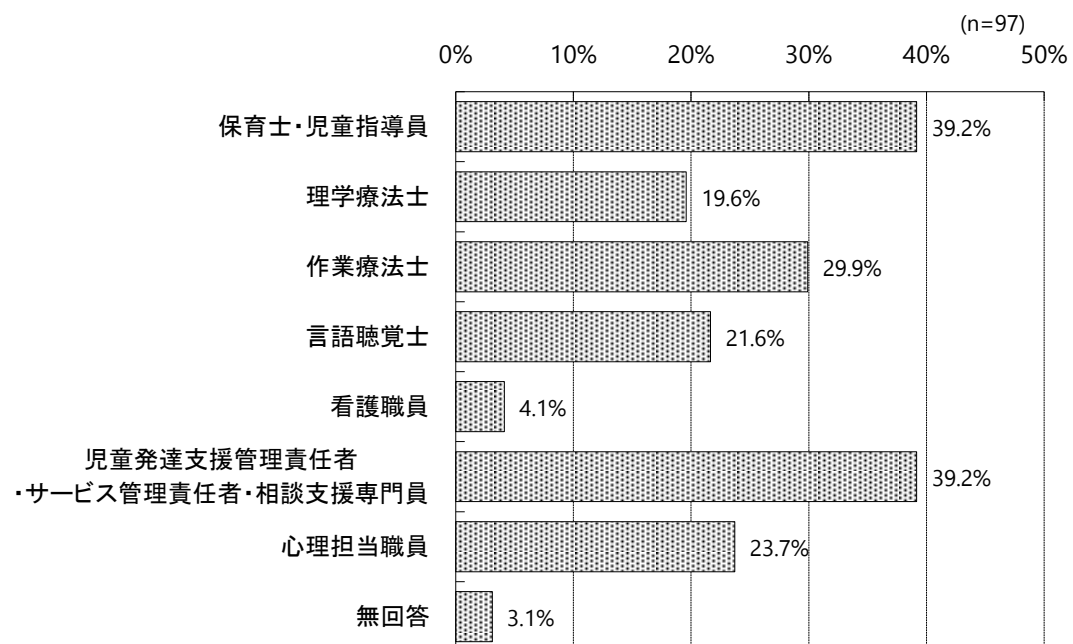
その他訪問した支援員の主たる職種としては、「保育士・児童指導員」、「児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員」の割合が高く、それぞれ 39.2%である。次いで、「作業療法士（30.9%）」、「心理担当職員（23.7%）」である。

図表 4-45 訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員 1 名の職種
(多職種支援連携加算を算定している場合)



(注1) 最も算定回数が多かったケースの組み合わせを回答。なお、最も多い算定回数がない場合は直近で算定したケースの組み合わせを回答。

図表 4-46 その他訪問した支援員の主たる職種 (多職種支援連携加算を算定している場合、複数選択)



(注1) 最も算定回数が多かったケースの組み合わせを回答。なお、最も多い算定回数がない場合は直近で算定したケースの組み合わせを回答。

多職種連携支援加算を算定している場合の職種の組み合わせを整理すると、以下のようになる。

図表 4-47 多職種連携支援加算について、対応した職種の組み合わせ（単位：件）

		その他訪問した支援員							
		合計(n)	保育士・児童指導員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護職員	児童発達支援管理責任者等※	心理担当職員
訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員	保育士・児童指導員	42	9	6	11	7	1	20	11
		—	21.4%	14.3%	26.2%	16.7%	2.4%	47.6%	26.2%
	理学療法士	7	1	5	3	0	1	2	0
		—	14.3%	71.4%	42.9%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%
	作業療法士	16	8	2	4	6	0	3	4
		—	50.0%	12.5%	25.0%	37.5%	0.0%	18.8%	25.0%
	言語聴覚士	9	6	1	5	2	1	4	3
		—	66.7%	11.1%	55.6%	22.2%	11.1%	44.4%	33.3%
	看護職員	1	1	0	1	0	1	0	0
		—	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	児童発達支援管理責任者等※	11	7	4	3	4	0	6	2
		—	63.6%	36.4%	27.3%	36.4%	0.0%	54.5%	18.2%
	心理担当職員	9	6	1	2	2	0	3	3
		—	66.7%	11.1%	22.2%	22.2%	0.0%	33.3%	33.3%

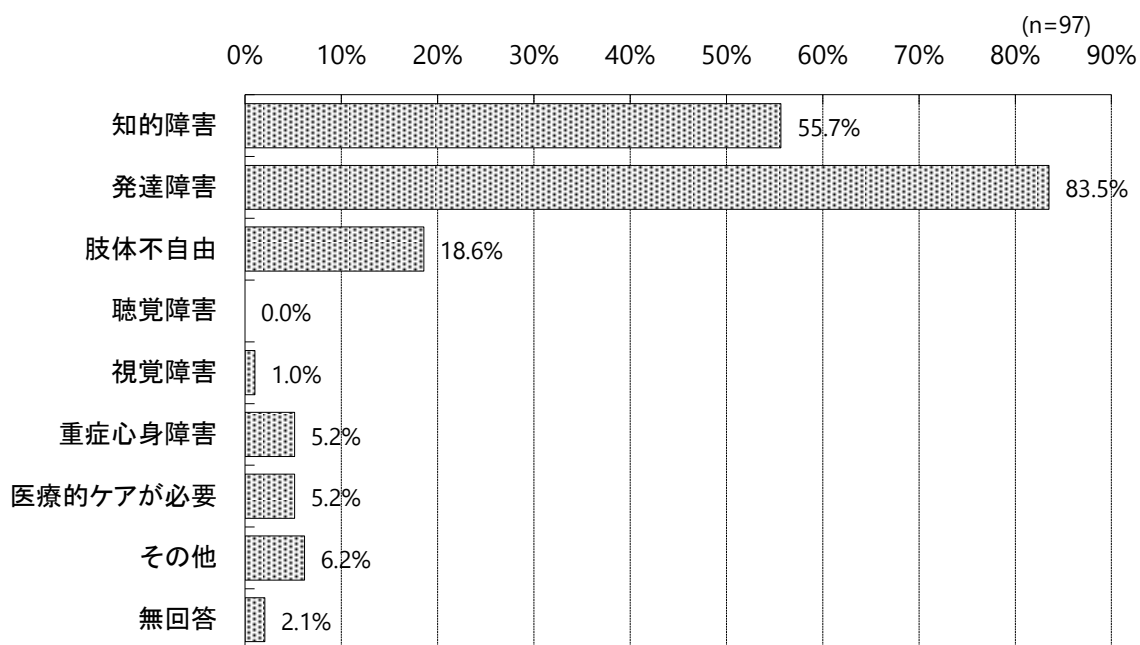
（注1）斜体で示したデータは、合計(n)<10 のため参考値

（注2）※を付した「児童発達支援管理責任者等」は、児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員

b) 多職種連携支援加算により、支援した児童の主たる障害の内容

「発達障害」の割合が最も高く 83.5%である。次いで、「知的障害（55.7%）」、「肢体不自由（18.6%）」である。

図表 4 -48 多職種連携支援加算により、支援した児童の主たる障害の内容（複数選択）



（注1）「その他」として、「ダウン症候群」「精神障害」「診断名なしの利用時の為、不明」といった回答があった。

図表 4 -49 多職種連携支援加算により、支援した児童の主たる障害の内容
（複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

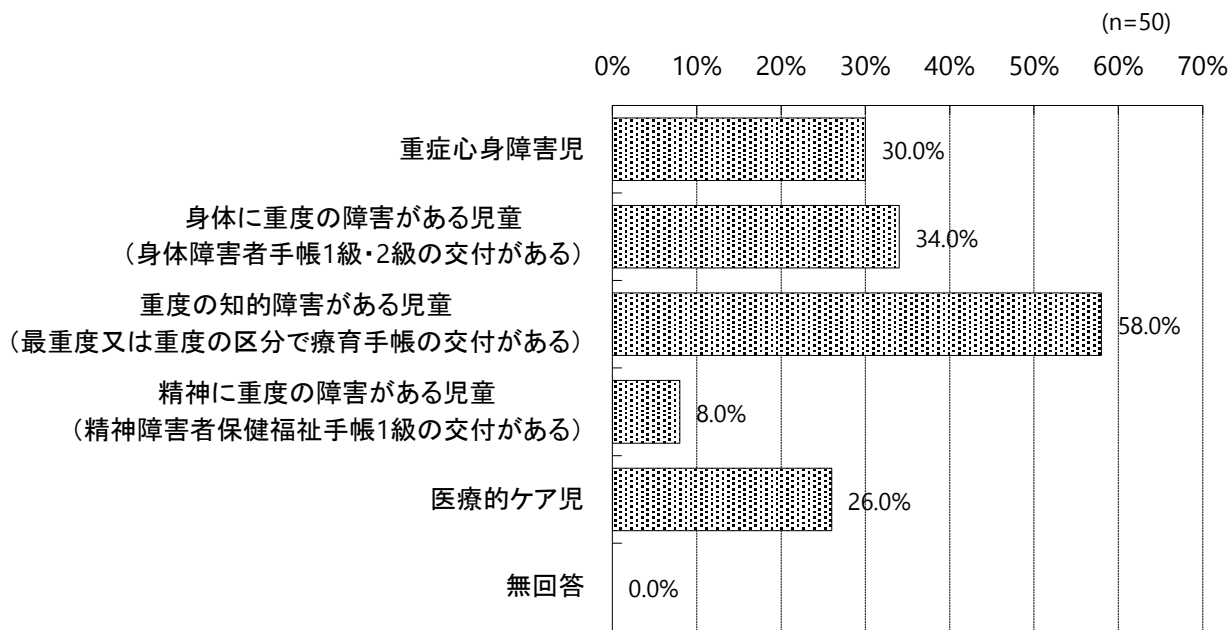
		知的障害	発達障害	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	重症心身障害	医療的ケアが必要	その他	無回答
(n=97)	Total	55.7%	83.5%	18.6%	0.0%	1.0%	5.2%	5.2%	6.2%	2.1%
(n=42)	児童発達支援センター	59.5%	78.6%	14.3%	0.0%	0.0%	2.4%	2.4%	7.1%	4.8%
(n=55)	その他事業所	52.7%	87.3%	21.8%	0.0%	1.8%	7.3%	7.3%	5.5%	0.0%

2) ケアニーズ対応加算

a) ケアニーズ対応加算の算定対象となった児童

「重度の知的障害がある児童（最重度又は重度の区分で療育手帳の交付がある）」の割合が最も高く 58.0%である。次いで、「身体に重度の障害がある児童（身体障害者手帳 1 級・2 級の交付がある）（34.0%）」、「重症心身障害児（30.0%）」である。

図表 4 -50 ケアニーズ対応加算の算定対象となった児童
（ケアニーズ対応加算を算定している場合、複数選択）



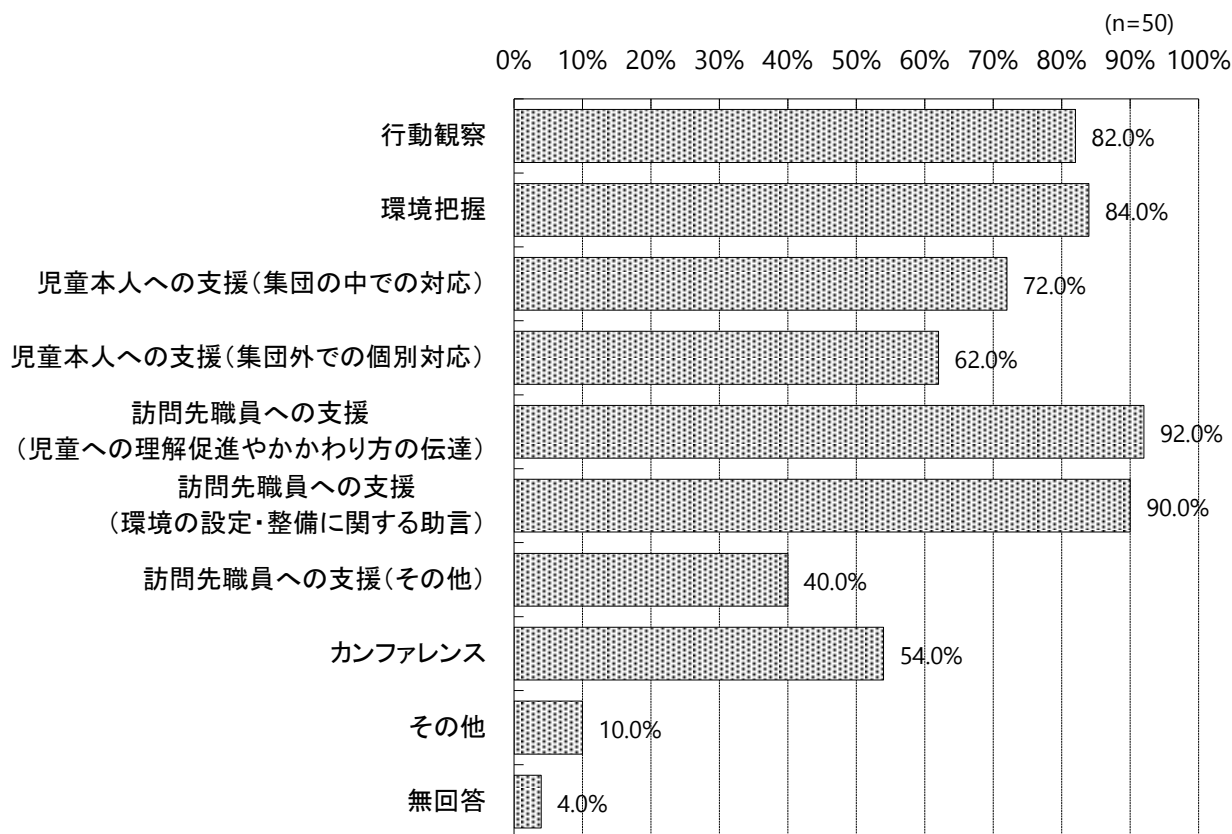
図表 4 -51 ケアニーズ対応加算の算定対象となった児童
（ケアニーズ対応加算を算定している場合、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		重症心身障害児	身体に重度の障害がある児童 (身体障害者手帳1級・2級の交付がある)	重度の知的障害がある児童(最 重度又は重度の区分で療育手帳 の交付がある)	精神に重度の障害がある児童 (精神障害者保健福祉手帳1級 の交付がある)	医療的ケア児	無回答
(n=50)	Total	30.0%	34.0%	58.0%	8.0%	26.0%	0.0%
(n=16)	児童発達支援センター	18.8%	37.5%	68.8%	0.0%	37.5%	0.0%
(n=34)	その他事業所	35.3%	32.4%	52.9%	11.8%	20.6%	0.0%

b) ケアニーズ対応加算の算定児童に対して行った支援内容

「訪問先職員への支援（児童への理解促進やかかわり方の伝達）」の割合が最も高く 92.0%である。次いで、「訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言）」（90.0%）、「環境把握（84.0%）」である。

図表 4 -52 ケアニーズ対応加算の算定児童に対して行った支援内容
（ケアニーズ対応加算を算定している場合、複数選択）



(注1)「その他」として、「福祉用具座位保持装置の調節と使い方」「家族支援、各事業所への情報共有」「本人に必要な視覚支援カードや衝立などの製作」「所属園職員の見学受け入れ」といった回答があった。

図表 4 -53 ケアニーズ対応加算の算定児童に対して行った支援内容
（ケアニーズ対応加算を算定している場合、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		行動観察	環境把握	児童本人への支援 (集団の中での対応)	児童本人への支援 (集団外での個別対応)	訪問先職員への支援 (児童への理解促進やかかわり方の伝達)	訪問先職員への支援 (環境の設定・整備に関する助言)	訪問先職員への支援 (その他)	カンファレンス	その他	無回答
(n=50)	Total	82.0%	84.0%	72.0%	62.0%	92.0%	90.0%	40.0%	54.0%	10.0%	4.0%
(n=16)	児童発達支援センター	93.8%	87.5%	87.5%	50.0%	93.8%	87.5%	31.3%	43.8%	12.5%	0.0%
(n=34)	その他事業所	76.5%	82.4%	64.7%	67.6%	91.2%	91.2%	44.1%	58.8%	8.8%	5.9%

(4) 支援内容や行っている工夫、得られた変化等

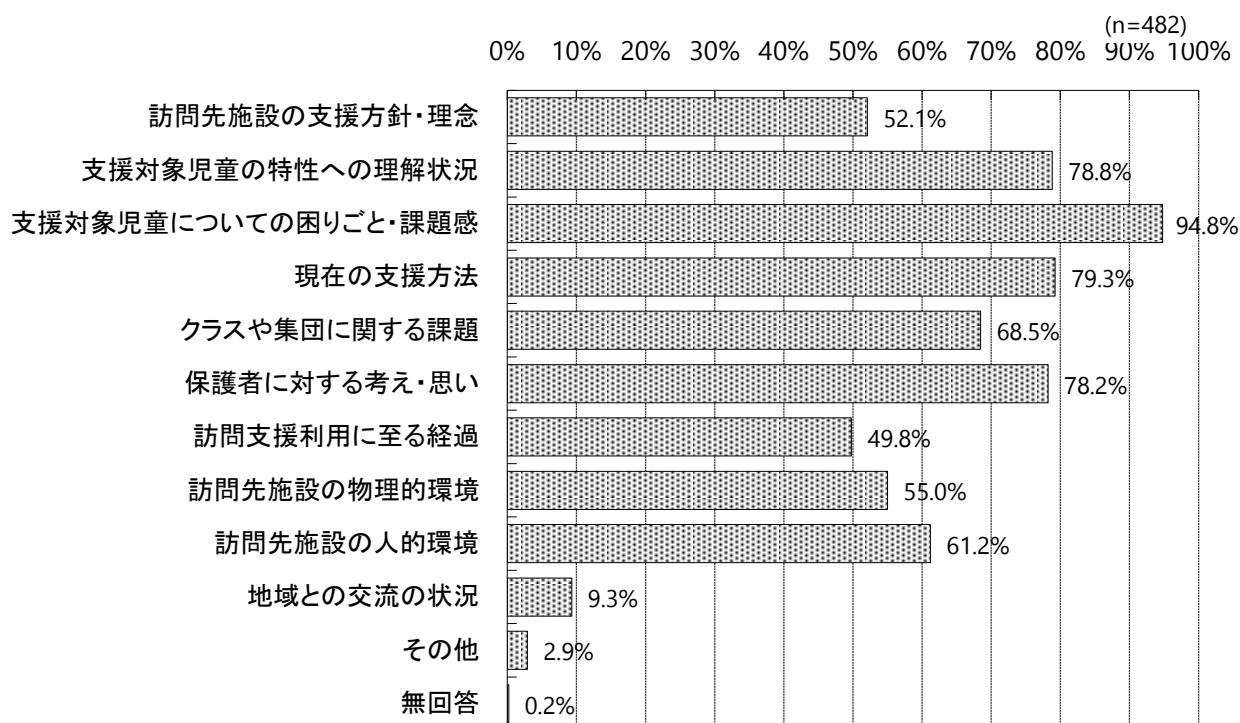
※ (4) については、これまでに保育所等訪問支援の訪問実績があるセンター・事業所 (482 か所)を対象に尋ねた。

① 支援方針の検討時に行っていること

1) 支援方針を検討する前 (サービス提供前) 段階で、訪問先施設に確認している内容

「支援対象児童についての困りごと・課題感」の割合が最も高く 94.8%である。次いで、「現在の支援方法 (79.3%)」、「支援対象児童の特性への理解状況 (78.8%)」である。

図表 4 -54 支援方針を検討する前 (サービス提供前) 段階で訪問先施設に確認している内容 (複数選択)



(注1) 「その他」として、「訪問を受け入れてもらえるかどうかの確認」「保護者との関係」「支援を行う上で、支援員として行いたい取り組み方について」などといった回答があった。

図表 4 -55 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で訪問先施設に確認している内容
（複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		訪問先 施設の 支援方 針・理念	支援対 象児童 の特性 への理 解状況	支援対 象児童 について の困りご と・課題 感	現在の 支援方 法	クラスや 集団に 関する課 題	保護者 に対する 考え・思 い	訪問支 援利用 に至る経 過	訪問先 施設の 物理的 環境	訪問先 施設の 人的環 境	地域との 交流の 状況	その他	無回答
(n=482)	Total	52.1%	78.8%	94.8%	79.3%	68.5%	78.2%	49.8%	55.0%	61.2%	9.3%	2.9%	0.2%
(n=172)	児童発達支 援センター	45.3%	77.3%	95.9%	79.1%	65.1%	77.3%	49.4%	59.3%	66.3%	9.9%	4.1%	0.0%
(n=310)	その他事業 所	55.8%	79.7%	94.2%	79.4%	70.3%	78.7%	50.0%	52.6%	58.4%	9.0%	2.3%	0.3%

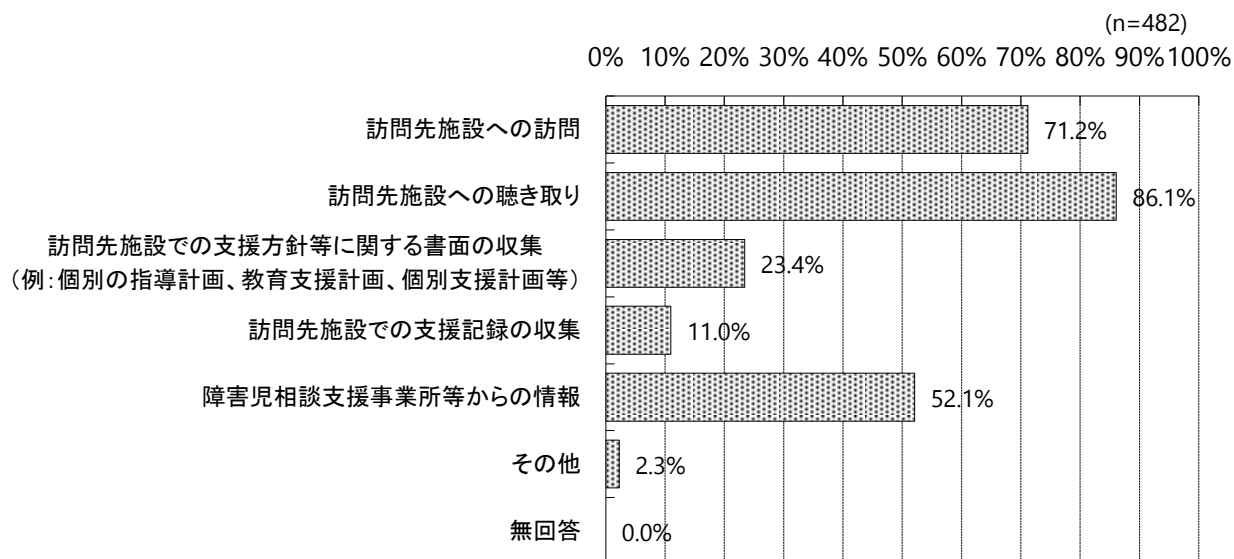
図表 4 -56 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で訪問先施設に確認している内容
（複数選択、延べ訪問件数別）

	延べ訪問 件数	訪問先 施設の 支援方 針・理念	支援対 象児童 の特性 への理 解状況	支援対 象児童 について の困りご と・課題 感	現在の 支援方 法	クラスや 集団に 関する課 題	保護者 に対する 考え・思 い	訪問支 援利用 に至る経 過	訪問先 施設の 物理的 環境	訪問先 施設の 人的環 境	地域との 交流の 状況	その他	無回答
(n=482)	Total	52.1%	78.8%	94.8%	79.3%	68.5%	78.2%	49.8%	55.0%	61.2%	9.3%	2.9%	0.2%
(n=177)	～24	46.3%	78.0%	95.5%	77.4%	65.5%	71.2%	43.5%	54.8%	60.5%	7.9%	4.0%	0.0%
(n=78)	25～49	52.6%	80.8%	93.6%	82.1%	65.4%	87.2%	55.1%	56.4%	64.1%	9.0%	1.3%	0.0%
(n=62)	50～99	58.1%	77.4%	95.2%	77.4%	66.1%	74.2%	51.6%	43.5%	48.4%	1.6%	1.6%	0.0%
(n=31)	100～149	58.1%	80.6%	100.0%	77.4%	80.6%	87.1%	61.3%	54.8%	61.3%	3.2%	0.0%	0.0%
(n=44)	150～	70.5%	88.6%	97.7%	86.4%	84.1%	90.9%	56.8%	65.9%	68.2%	22.7%	4.5%	0.0%

2) 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設の意向やニーズ、課題意識等の確認方法

「訪問先施設への聴き取り」の割合が最も高く 86.1%である。次いで、「訪問先施設への訪問（71.2%）」、「障害児相談支援事業所等からの情報（52.1%）」である。

図表 4 -57 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設の意向やニーズ、課題意識等の確認方法（複数選択）



(注1) 「その他」として、「小学校の場合は小学校・保護者・弊社でのケースアセスメント会議を開催するように教育センターと取り決めた」「保育所、幼稚園などの場合は事前に訪問先施設への聞き取りと保護者聞き取りを行なっている」「アセスメントチェック票の依頼」「保護者からの聞き取り」などといった回答があった。

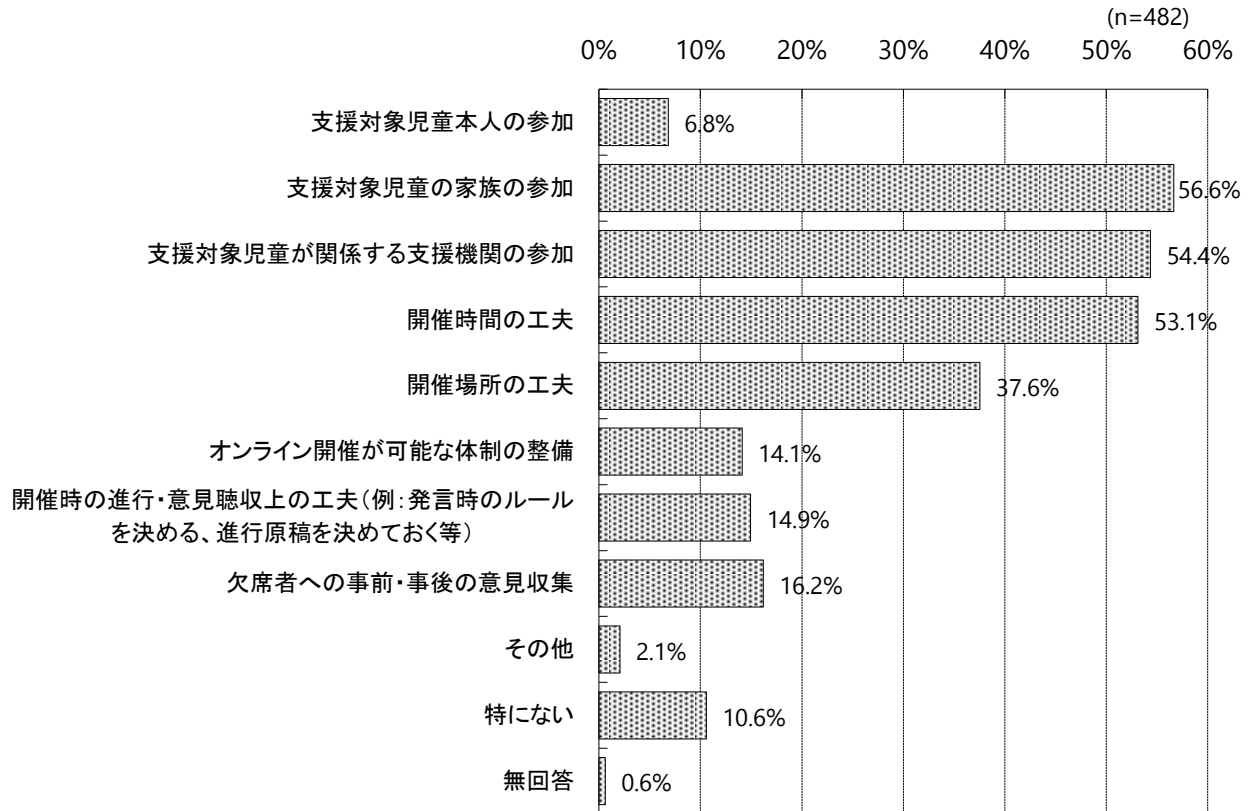
図表 4 -58 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設の意向やニーズ、課題意識等の確認方法（複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		訪問先施設への訪問	訪問先施設への聴き取り	訪問先施設での支援方針等に関する書面の収集 (例: 個別の指導計画、教育支援計画、個別支援計画等)	訪問先施設での支援記録の収集	障害児相談支援事業所等からの情報	その他	無回答
(n=482)	Total	71.2%	86.1%	23.4%	11.0%	52.1%	2.3%	0.0%
(n=172)	児童発達支援センター	64.0%	89.0%	19.8%	7.0%	51.2%	2.9%	0.0%
(n=310)	その他事業所	75.2%	84.5%	25.5%	13.2%	52.6%	1.9%	0.0%

3) 個別支援会議の開催にあたって、工夫していること

「支援対象児童の家族の参加」の割合が最も高く 56.6%である。次いで、「支援対象児童が関係する支援機関の参加（54.4%）」、「開催時間の工夫（53.1%）」である。

図表 4-59 個別支援会議の開催にあたって、工夫していること（複数選択）



(注1) 「その他」として、「担当の相談支援員を中心に行っている」「個別支援会議前に各教育機関や保育機関、各事業所へ開催にあたっての目的や方向性のお伝え」「訪問先施設にヒアリングシートを記入していただき、参考にする」などといった回答があった。

図表 4-60 個別支援会議の開催にあたって、工夫していること
(複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		支援対象児童本人の参加	支援対象児童の家族の参加	支援対象児童が関係する支援機関の参加	開催時間の工夫	開催場所の工夫	オンライン開催が可能な体制の整備	開催時の進行・意見聴取上の工夫 (例: 発言時のルールを決める、進行原稿を決めておく等)	欠席者への事前・事後の意見収集	その他	特にない	無回答
(n=482)	Total	6.8%	56.6%	54.4%	53.1%	37.6%	14.1%	14.9%	16.2%	2.1%	10.6%	0.6%
(n=172)	児童発達支援センター	5.2%	52.9%	47.7%	53.5%	39.0%	10.5%	13.4%	15.7%	1.7%	11.0%	1.2%
(n=310)	その他事業所	7.7%	58.7%	58.1%	52.9%	36.8%	16.1%	15.8%	16.5%	2.3%	10.3%	0.3%

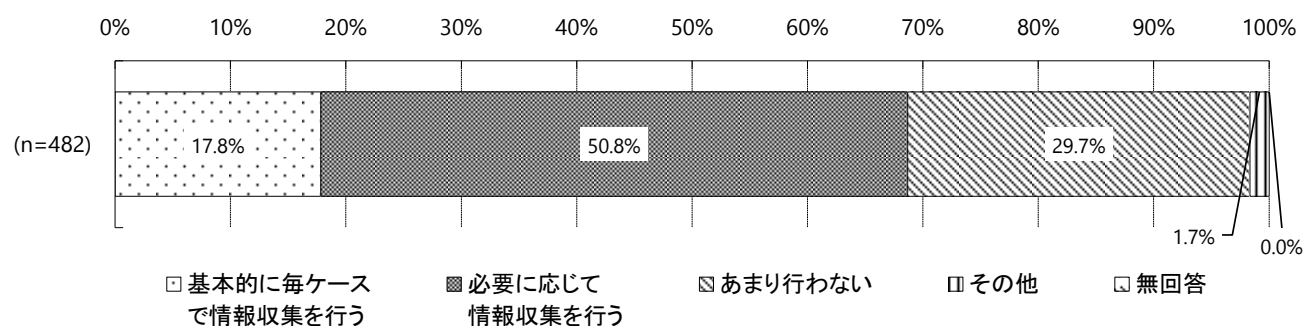
図表 4-61 個別支援会議の開催にあたって、工夫していること（複数選択、延べ訪問件数別）

	延べ訪問件数	支援対象児童本人の参加	支援対象児童の家族の参加	支援対象児童が関係する支援機関の参加	開催時間の工夫	開催場所の工夫	オンライン開催が可能な体制の整備	開催時の進行・意見聴取上の工夫（例：発言時のルールを決める、進行原稿を決めておく等）	欠席者への事前・事後の意見収集	その他	特になし	無回答
(n=482)	Total	6.8%	56.6%	54.4%	53.1%	37.6%	14.1%	14.9%	16.2%	2.1%	10.6%	0.6%
(n=177)	～24	7.3%	58.2%	55.9%	50.8%	36.2%	11.9%	13.6%	14.7%	0.6%	11.3%	0.6%
(n=78)	25～49	6.4%	51.3%	43.6%	57.7%	38.5%	11.5%	11.5%	15.4%	2.6%	9.0%	1.3%
(n=62)	50～99	4.8%	53.2%	48.4%	51.6%	35.5%	21.0%	14.5%	14.5%	1.6%	12.9%	0.0%
(n=31)	100～149	3.2%	58.1%	61.3%	38.7%	29.0%	12.9%	19.4%	12.9%	0.0%	16.1%	0.0%
(n=44)	150～	15.9%	68.2%	72.7%	61.4%	47.7%	31.8%	29.5%	31.8%	9.1%	0.0%	0.0%

4）保育所等訪問支援計画の作成に向けて、支援対象児童・家族、訪問先施設以外の関係機関からの情報収集の状況

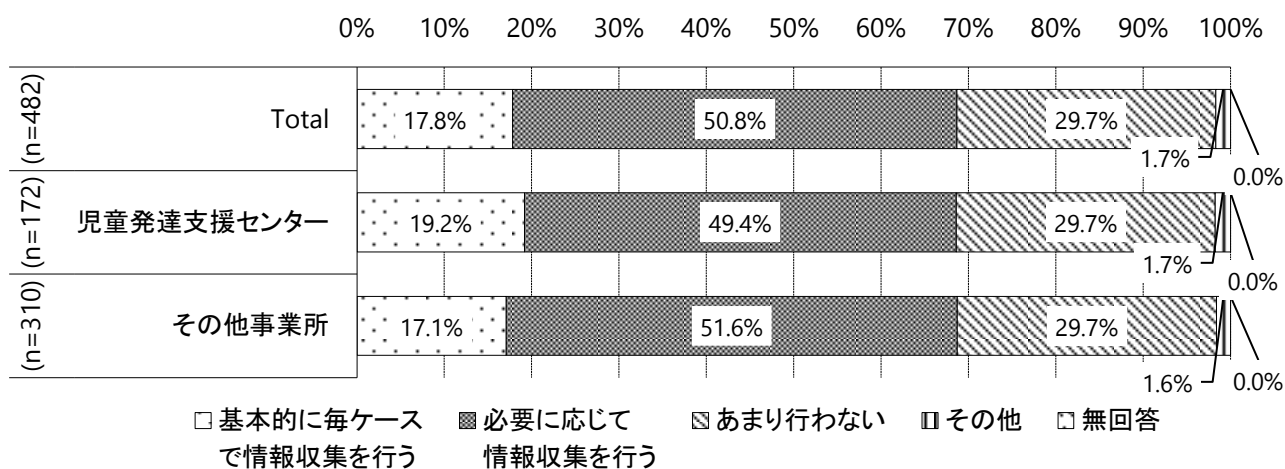
「必要に応じて情報収集を行う」の割合が最も高く 50.8%である。次いで、「あまり行わない（29.7%）」、「基本的に毎ケースで情報収集を行う（17.8%）」である。

図表 4-62 保育所等訪問支援計画の作成に向けて、支援対象児童・家族、訪問先施設以外の関係機関からの情報収集の状況

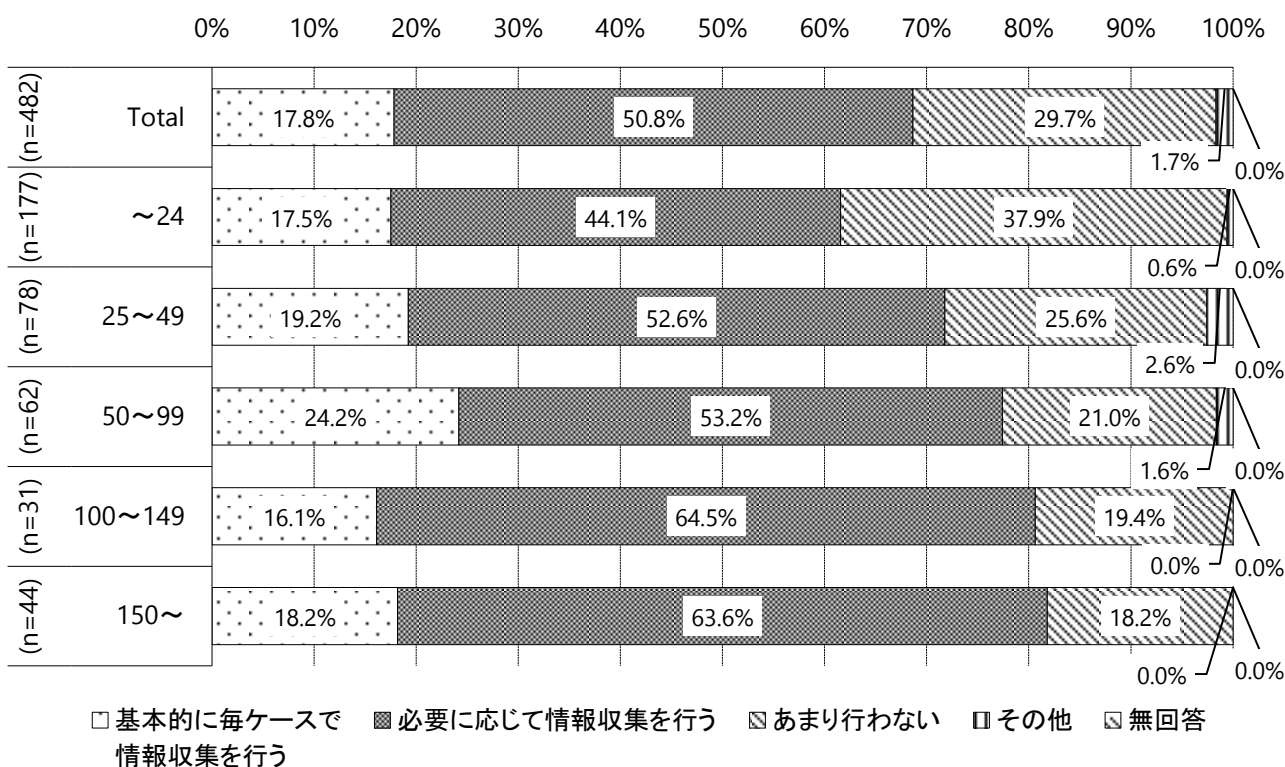


（注1）「その他」として、「相談事業所等のききとり」「相談員に状況の確認を行う」「自センター内での情報収集」などといった回答があった。

図表 4-63 保育所等訪問支援計画の作成に向けて、支援対象児童・家族、
訪問先施設以外の関係機関からの情報収集の状況（児童発達支援センター・その他事業所別）



図表 4-64 保育所等訪問支援計画の作成に向けて、支援対象児童・家族、
訪問先施設以外の関係機関からの情報収集の状況（延べ訪問件数別）

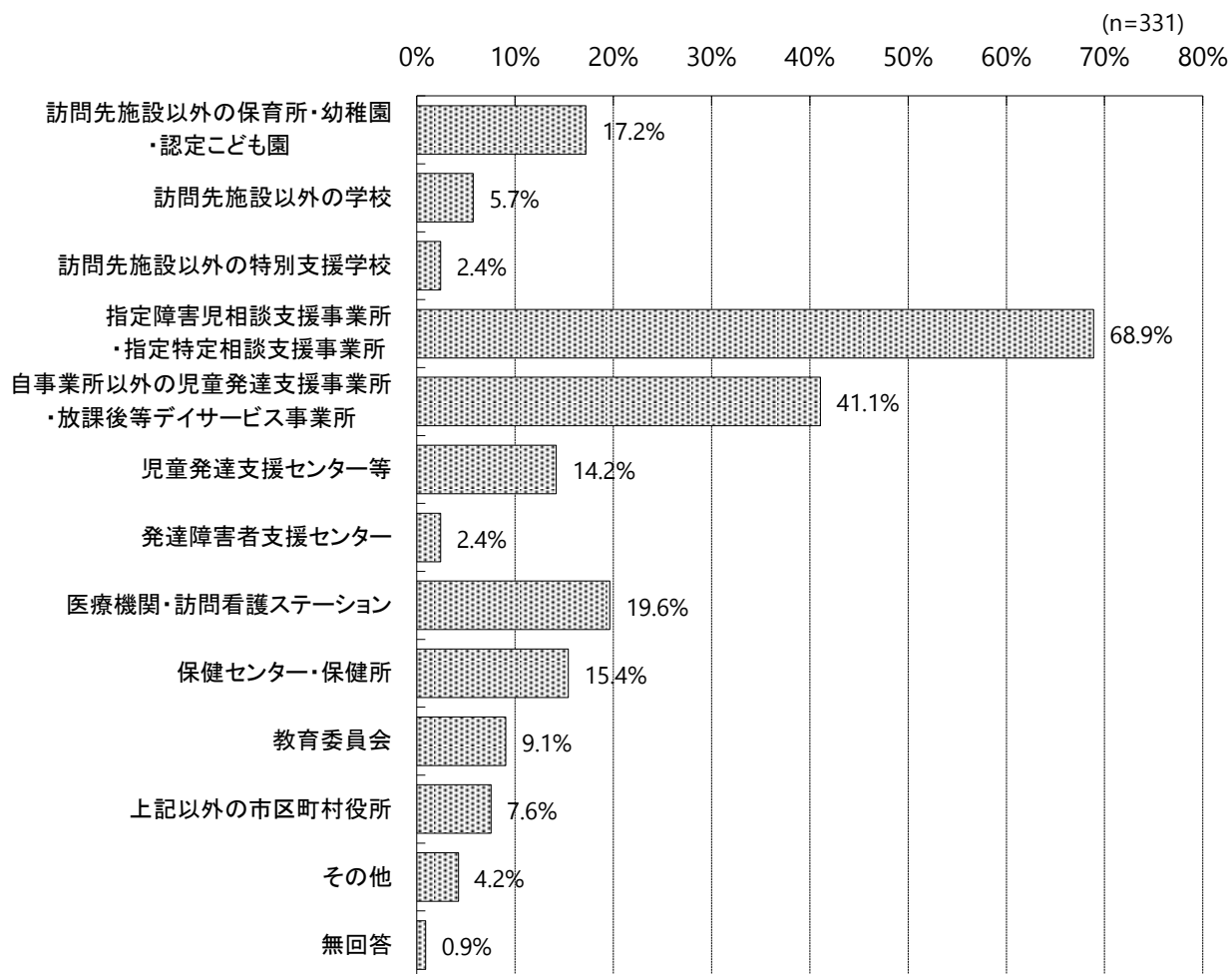


a) 情報収集を行う関係機関

「指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所」の割合が最も高く 68.9%である。次いで、「自事業所以外の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（41.1%）」、「医療機関・訪問看護ステーション（19.6%）」である。

図表 4-65 情報収集を行う関係機関

（基本的に毎ケース、または、必要に応じて関係機関から情報収集を行う場合、複数回答）



（注1）「その他」として、「フリースクール」「通所事業所」「過去にケースが利用していた施設」「市の相談機関」などといった回答があった。

図表 4-66 情報収集を行う関係機関（基本的に毎ケース、または、必要に応じて関係機関から情報収集を行う場合、複数回答、児童発達支援センター・その他事業所別）

		訪問先施設以外の保育所・幼稚園・認定こども園	訪問先施設以外の学校	訪問先施設以外の特別支援学校	指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所	自事業所以外の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	児童発達支援センター等	発達障害者支援センター	医療機関・訪問看護ステーション	保健センター・保健所	教育委員会	上記以外の市区町村役所	その他	無回答
(n=331)	Total	17.2%	5.7%	2.4%	68.9%	41.1%	14.2%	2.4%	19.6%	15.4%	9.1%	7.6%	4.2%	0.9%
(n=118)	児童発達支援センター	16.1%	3.4%	0.8%	63.6%	39.0%	15.3%	1.7%	23.7%	20.3%	7.6%	8.5%	7.6%	0.8%
(n=213)	その他事業所	17.8%	7.0%	3.3%	71.8%	42.3%	13.6%	2.8%	17.4%	12.7%	9.9%	7.0%	2.3%	0.9%

図表 4-67 情報収集を行う関係機関（基本的に毎ケース、または、必要に応じて関係機関から情報収集を行う場合、複数回答、延べ訪問件数別）

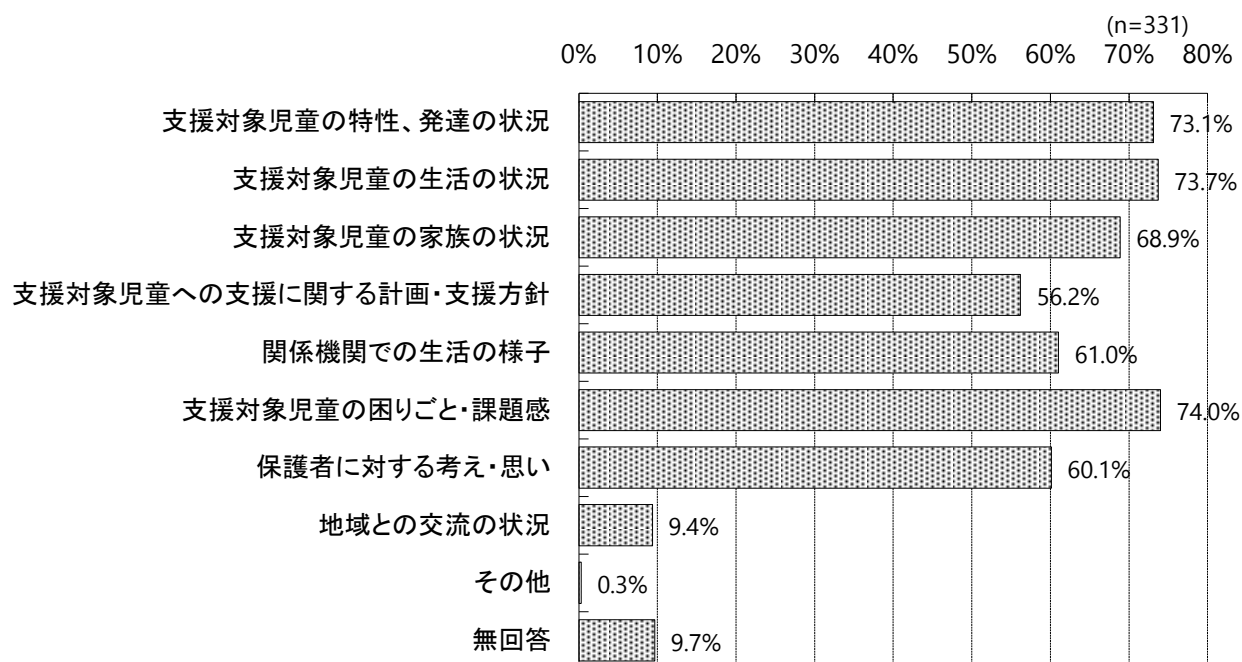
	延べ訪問件数	訪問先施設以外の保育所・幼稚園・認定こども園	訪問先施設以外の学校	訪問先施設以外の特別支援学校	指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所	自事業所以外の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	児童発達支援センター等	発達障害者支援センター	医療機関・訪問看護ステーション	保健センター・保健所	教育委員会	上記以外の市区町村役所	その他	無回答
(n=331)	Total	17.2%	5.7%	2.4%	68.9%	41.1%	14.2%	2.4%	19.6%	15.4%	9.1%	7.6%	4.2%	0.9%
(n=109)	～24	17.4%	3.7%	0.9%	66.1%	30.3%	10.1%	1.8%	17.4%	14.7%	10.1%	6.4%	8.3%	0.9%
(n=56)	25～49	14.3%	0.0%	0.0%	71.4%	39.3%	10.7%	1.8%	17.9%	19.6%	5.4%	7.1%	1.8%	1.8%
(n=48)	50～99	16.7%	8.3%	4.2%	66.7%	52.1%	18.8%	4.2%	6.3%	12.5%	8.3%	8.3%	4.2%	2.1%
(n=25)	100～149	16.0%	8.0%	0.0%	84.0%	60.0%	16.0%	0.0%	16.0%	12.0%	8.0%	8.0%	0.0%	0.0%
(n=36)	150～	22.2%	8.3%	2.8%	86.1%	61.1%	25.0%	2.8%	38.9%	11.1%	8.3%	5.6%	2.8%	0.0%

b) 情報収集する内容

「支援対象児童の困りごと・課題感」の割合が最も高く 74.0%である。次いで、「支援対象児童の生活の状況 (73.7%)」、「支援対象児童の特性、発達の状況 (73.1%)」である。

図表 4 -68 情報収集する内容

(基本的に毎ケース、または、必要に応じて関係機関から情報収集を行う場合、複数回答)



(注1)「その他」として、「今までのその児童及び家族の生活歴や生い立ち」といった回答があった。

図表 4 -69 情報収集する内容 (基本的に毎ケース、または、必要に応じて関係機関から情報収集を行う場合、複数回答、児童発達支援センター・その他事業所別)

		支援対象児童の特性、発達の状況	支援対象児童の生活の状況	支援対象児童の家族の状況	支援対象児童への支援に関する計画・支援方針	関係機関での生活の様子	支援対象児童の困りごと・課題感	保護者に対する考え・思い	地域との交流の状況	その他	無回答
(n=331)	Total	73.1%	73.7%	68.9%	56.2%	61.0%	74.0%	60.1%	9.4%	0.3%	9.7%
(n=118)	児童発達支援センター	68.6%	75.4%	69.5%	52.5%	60.2%	72.9%	54.2%	7.6%	0.0%	8.5%
(n=213)	その他事業所	75.6%	72.8%	68.5%	58.2%	61.5%	74.6%	63.4%	10.3%	0.5%	10.3%

5) 支援対象児童の意向・意見を聴くために工夫していること

支援対象児童の意向・意見を聴くために工夫していることとして、以下のような回答があった。

図表 4-70 支援対象児童の意向・意見を聴くために工夫していること（自由記載）

（児童への聞き取り）

- ・ 利用時間内での聞き取りする時間の確保をしている
- ・ 訪問の前後に 2 人で話せる時間を作るようにしている
- ・ 中学生以上のおさんは保護者同席のもと自宅で面談などを実施している
- ・ 会話が可能な場合は、保護者とは別の機会に個別での聞き取りや個別セッションを実施し、情報を整えている
- ・ 学校や保育所などの集団の場での聞き取りと事業所などの個別での聞き取り、家での聞き取りを行いそれぞれの場面での情報をより集めて対象児の意向としている
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用いただいているのであれば、その際に聞き取りをしている
- ・ 訪問時、休み時間に話をする。訪問後の保護者フィードバックと一緒に参加できるよう声を掛けている

（児童への聞き取りの際の配慮）

- ・ わかりやすい言葉や手話で語りかける
- ・ 話したことを視覚的に見て分かるように、書き出す
- ・ 部屋の大きさを配慮し、話しやすい雰囲気を作っています
- ・ 選択肢を提示し、児童の意向や意見を聞く。またその際に、児童に合った方法（視覚的な提示や理解している範囲の言葉や数）で行う。まだ自分の意思で選択することが難しい児童に対しては、Yes/No の表出に向けた取り組みを必要に応じて実施する
- ・ 行動観察や直接関わったり直接問いかけたりして本人の意向や意見を聞くようにしている。関係者から情報を得て意向や意見を知るようにしている。言葉で表現できない場合は、イラストや身振り、文字やアイテムも用いながらそれを補完する。言葉で表現できる場合でも表現しきれないことも推測しつつ聞き取る。本人が表現しきれないことも代弁して聞かせ、その反応を読み取る

（家族や関係者への聞き取り）

- ・ 家族を通して児童の思いを確認しています
- ・ 保護者にアンケートを書いてもらう、面談を行う
- ・ 現在・過去の関係機関者に全部聞く。その児童が自分の気持ちを上手く表現できる形で雑談する
- ・ 園や学校での本人の困り感に関して、職員や保護者から具体的エピソードを聞くようにしている
- ・ 在籍園の担任から本児の様子を聞き取り、本人が苦手な活動や場面、好きな活動や友達等を知る
- ・ 保護者の意向、訪問施設側の考え、本人の能力等を総合して考えていくようにしている

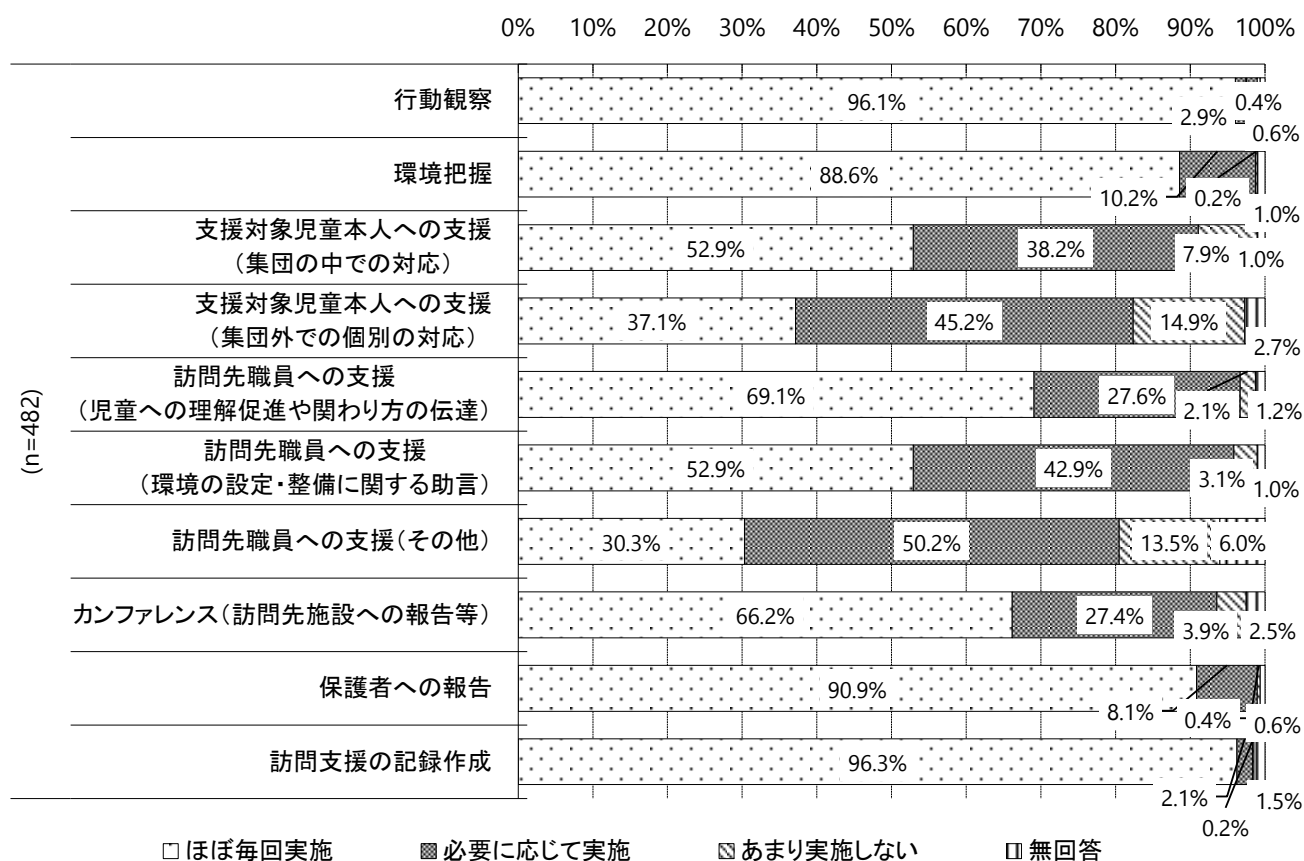
（注 1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

② 保育所等訪問支援のサービス提供中に行っていること

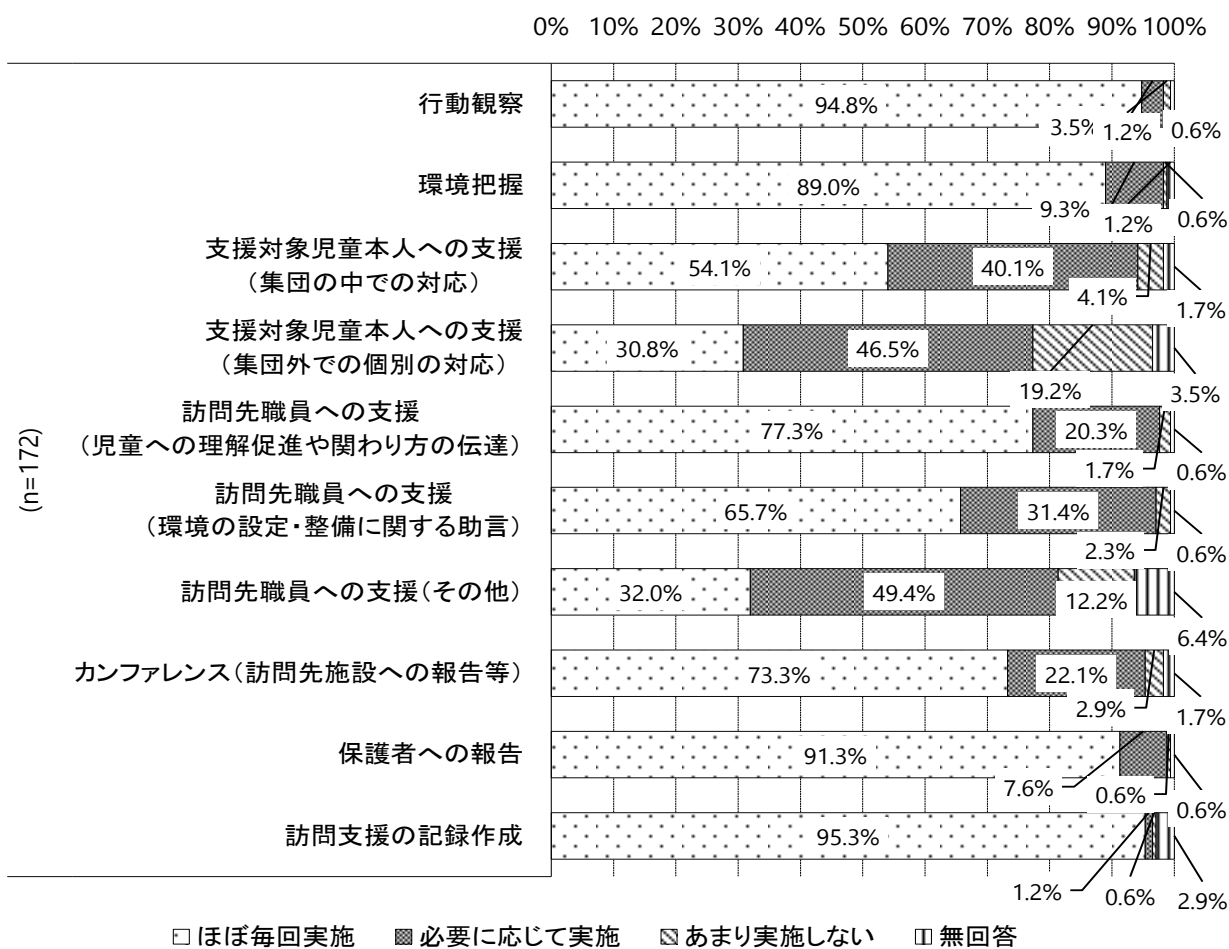
1) 訪問中の主な支援内容

「ほぼ毎回実施」としては、「訪問支援の記録作成」の割合が最も高く 96.3%である。次いで、「行動観察（96.1%）」、「保護者への報告（90.9%）」である。

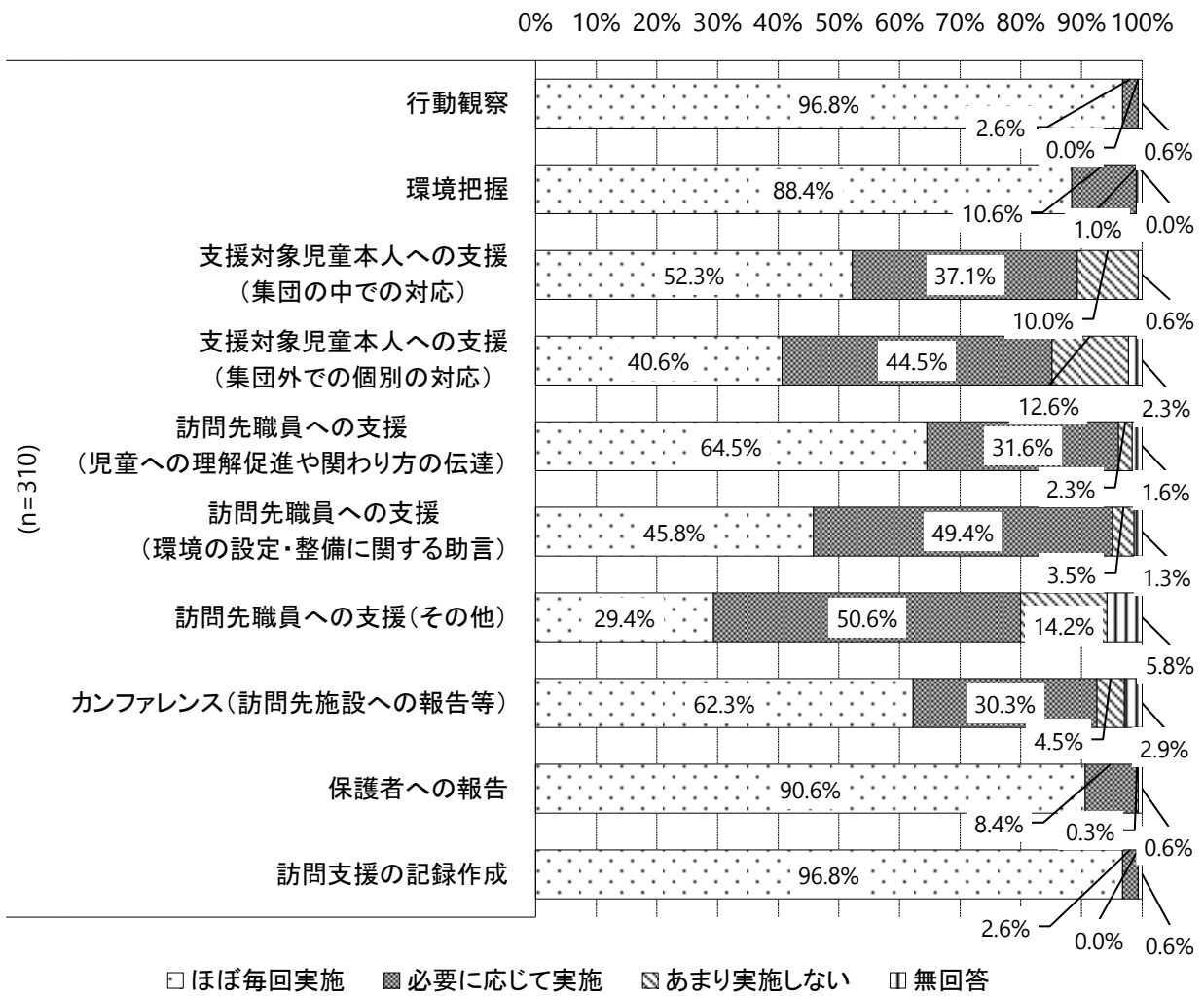
図表 4-71 訪問中の主な支援内容



図表 4-72 訪問中の主な支援内容（児童発達支援センター）

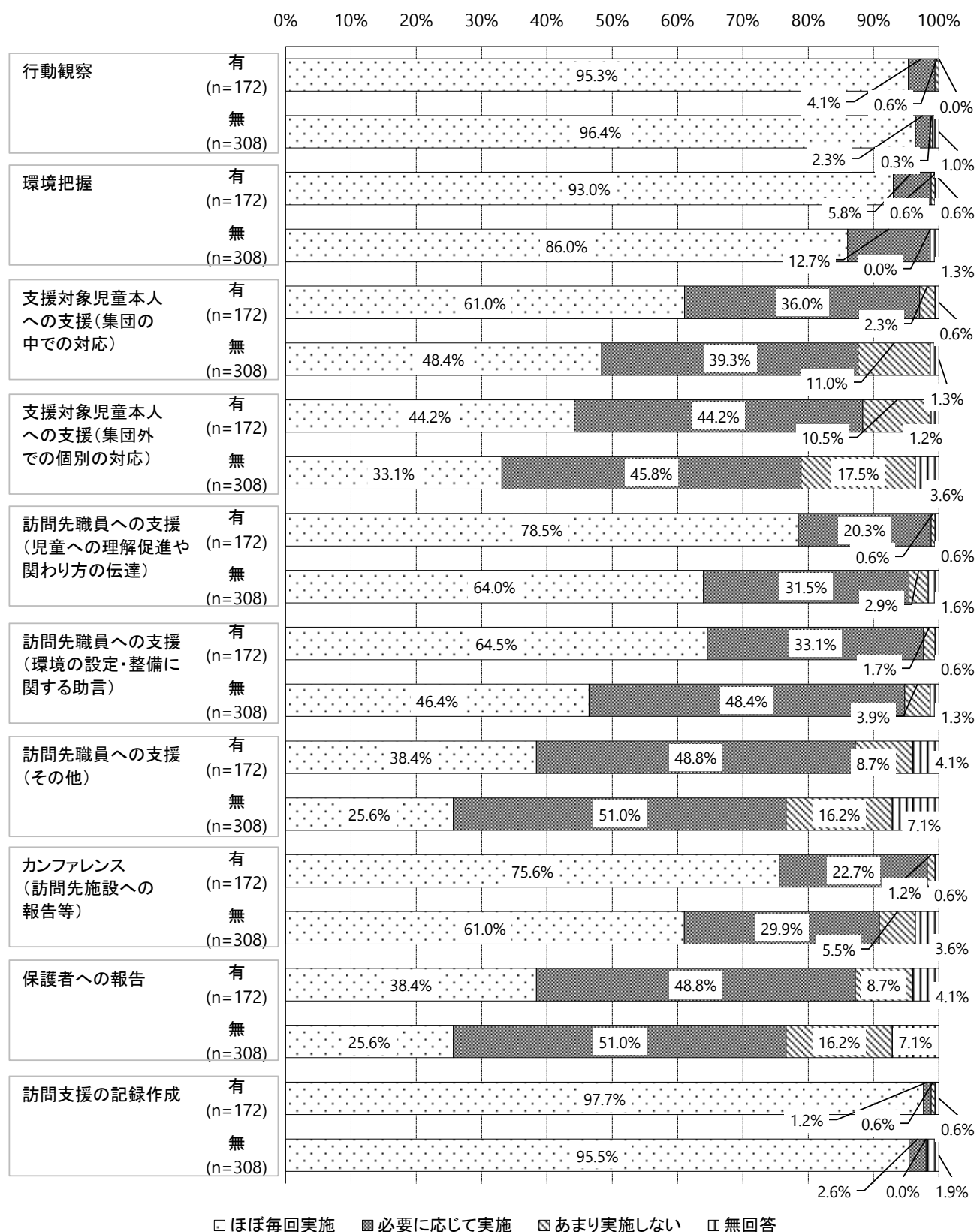


図表 4-73 訪問中の主な支援内容（その他事業所）



図表 4-74 訪問中の主な支援内容

(支援によって得られた変化において「支援対象以外の児童の変化」の選択有無別)



2) 支援対象児童や家族への対応において、特に効果的な工夫

支援対象児童や家族への対応において、特に効果的な工夫については以下の通り。

図表 4-75 支援対象児童への対応において、特に効果的な工夫（自由記載）

（児童の意向や目的の確認等）

- ・ 面談を行い、本人の想いや気持ち、困り感などを確認
- ・ 訪問開始前に対象児も同席していただき、特に通常学級に在籍しているお子さんの場合には現在の課題の確認と、それを改善していくために支援が開始されていくとの目的の確認を行うこととしている

（児童の気持ちへの配慮）

- ・ 事前に訪問することを伝えて、緊張を軽減させること
- ・ 児の気持ちに寄り添い、児が応じやすい行動から促すようにしている
- ・ 訪問自体に抵抗がある児もいるため、事前予告を行い“こういう場面を見に行くね”など詳細を伝えることで安心して訪問支援員を受け入れることができるようにしている

（信頼関係の構築）

- ・ 信頼関係を第一にして本人の気持ちに沿った訪問支援を考える
- ・ 信頼関係を構築するため、初回訪問時は必ず利用児に声をかけに行き、自分の役割について説明する
- ・ 対象児童の様子や周囲の環境をよく観察し、対象児童への声掛けのタイミングや方法をつかみ接し、信頼関係を構築する

（アセスメント）

- ・ 必要に応じフォーマルなアセスメントツールを使用し課題を把握し支援に生かすようにしている
- ・ 本人様の困り感と同時に、周りの困り感も一緒にアセスメントを行い、どの部分を調整するとみんなが幸せに活動できるかを考える
- ・ 発達特性に対しての精神含めた感覚の偏りや脳機能・身体機能・認知機能・環境などアセスメントした上でのアプローチ方法・環境調整を検討

（行動観察）

- ・ 対象児の表面的な行動にとらわれず、行動の背景を理解していく
- ・ 集団活動の中で、職員の指示がどれくらい理解できているかを観察し、アドバイスと一緒に考える時間を設けている
- ・ 本人に見えないように注意しながら観察を行う。また他のこどもへの影響を最小限にするため、目立たないようにする

（行動分析）

- ・ ABAによる行動分析
- ・ ABA/応用行動分析学に基づく支援は特に効果的です。医療職中心の支援になると機能障害に関する話題となりやすく、集団参加が困難だった場合に本人の問題と結論付けられる可能性があります。行動は周囲との相互作用によって生起される、という前提があるかないとでは対応方法は全く違ったものになります。また、「行動（或いはABC分析）」を基準にすることで他施設との情報共有も容易になるメリットもあります

（環境調整）

- ・ 興味のあるものを使用しながら、対象児童の課題に合わせた環境設定をしている
- ・ スケジュールボードで見通しを持たせる。視覚支援（絵カードや写真）。好きなもの（キャラクター）を利用する
- ・ 言葉の理解が難しい場合は、小さいホワイトボードに書いて伝えたり、市販の支援グッズを使用したりして視覚支援に努めている
- ・ 支援に必要な支援物品などを訪問支援時に持参して使ってみてもらう。もしくは必要と思われる支援物品を作成する

（直接支援）

- ・ 行動観察のみではなく直接的な関わりの中で理解を深めるようにしている
- ・ 支援対象児童：直接支援で、こどもへの関わりを工夫することで理解行動できるところを見ていただき、その後の支援につなげる。療育でうまくいっている支援グッズの提案（集団生活に活用できそうなもの）

（施設職員のかかわり方への支援）

- ・ 直接支援の場面で先生（担任）に直接支援員が教え方やかかわり方の見本を見せている
- ・ 園で行なうことで、対象児が出来そうなこと、繰り返し行うことを中心に支援方法を（先生にも）見せていく
- ・ 配慮が必要な行動が起きている理由、その対応方法を職員へ助言することで、対応する職員が理解して対応することができる。また、訪問先の方針や環境面を尊重し、現実可能な支援の提案を行うこと

（本人や他の児童との距離感）

- ・ 本人の望む距離感での支援
- ・ 集団の中で対象児が特別視されないよう、「みんな（集団）を見に来ています」というスタンスで訪問することで、対象児が訪問支援員に依存し過ぎず、集団の中での自然な姿を支援できる
- ・ 訪問支援員がなるべく目立たないように、必要な時に最小限の支援をすることで、集団の流れをさえぎらないようにし、本人が集団活動に自然に参加できるようにしている

（ポジティブなフィードバック）

- ・ 児童のがんばりを認め、具体的にほめる。困っている姿について、理解しともに考える
- ・ 苦手な事やできないことなどに挑戦したり、良い行動をしたときなどに、すぐさま褒めるようにして情緒の安定を図り、自信を持たせている
- ・ 出来たことにフォーカスし、褒めて自己肯定感を高める事で自信をつけ、支援員の訪問がない日にもいろいろなことにチャレンジできるように支援をしている。また、通所事業所とも情報を共有し、包括的に支援を共有することでより良い支援を目指している

（振り返り）

- ・ 放課後等デイサービス利用時に訪問日の振り返り
- ・ 訪問支援の担当者が自宅訪問をして本人の支援が効果的であったか直接確認をしている

（他の場面と連携した支援）

- ・ よく頑張っていることを伝える。学習の進度や内容を放課後等デイサービス利用時にも汎化させる
- ・ 学校だけでなく、自宅や放課後等デイサービス事業所での統一化したルールを決めて実行する
- ・ 自社の児発・放課後デイを利用されているので、学校での困りごとがある際には、療育内容に組み込んで実施

（その他）

- ・ 運動会などの行事に向けた個別課題を実施
- ・ 訪問先では同じクラスの他児からすると訪問支援員がいることに違和感を抱かれがちなので事前に担任の先生

や支援担任の先生と打ち合わせをし、どのような観察の仕方をするべきか、どのような介入方法を取るべきかを検討し、実施している

- ・ 刺激にならないような観察場所や方法を考えること。場合によって、1 度しっかり関わってしまうことも 1 つの方法

(注 1) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 4-76 支援対象児童の家族への対応において、特に効果的な工夫（自由記載）

（意向や現状の把握）

- ・ 家族の意向を十分聞き取る
- ・ こまめに面談を実施し、お子さんの様子や変化、困りごとなどを聴き取る。療育支援も受けているお子さんであれば、その時の対応方法やお子さんの様子と関連付けてアドバイスする
- ・ 保護者の子育てに関する心配や不安を丁寧に聴きとること

（信頼関係の構築）

- ・ 保護者の思いに寄り添い、安心に繋がるよう対応している
- ・ ご家族からのお話を親身になって聞くことにより、信頼関係を構築する
- ・ ケースに応じた丁寧な事前相談・事後報告を心がけることで、信頼関係が築きやすい。また訪問施設側と保護者の間に立ち、中立的な立場を心がけ報告時も訪問先施設の立場も大事にしながら行っていることで、訪問先施設と保護者の信頼関係の構築も心がけている

（報告書の作成）

- ・ レポート作成を行い、詳細な報告を実施する
- ・ 訪問支援が終了したら、可能な限り当日にメールや LINE にて簡潔な状況報告を行い、後日報告書を渡しながらか具体的な状況説明を行っている
- ・ 報告書への記述内容に専門用語を控え、極力分かりやすい表記となる様に配慮したり、年々報告書の書式を保護者の意見を聞いていく中で改良したりしています

（面談の実施）

- ・ 2 か月に 1 度の面談で、成長した点、残る課題の確認、自宅でできることの周知をしている
- ・ 支援 2 回に 1 回の頻度で、可能な限り対面面談にて実施状況の確認を行うこととしている
- ・ 家族カンファレンスにおいて、成長したところを確認し合うことで、親が本人の強みや成長に気付きやすくする
- ・ 対面で園での様子を伝え、療育との整合性を具体的に伝えることで訪問支援や子供に対する理解が進むよう工夫している

（報告方法の工夫）

- ・ スマホアプリを活用して、連絡体制をつくる
- ・ 記録や写真で報告し、情報を共有しながら支援体制を伝えている
- ・ 動画録画をして共有しながらフィードバックを行う
- ・ フィードバックは来所、電話等柔軟に対応し、保護者の日常生活サイクルの中で負担にならないようにしている
- ・ 訪問後に電話連絡で訪問時の報告を行う。その際に家庭での様子、困り事などを確認している。後日報告書を作成し渡している
- ・ 訪問での児童の観察等の後に実施するカンファレンスでは、保護者も同席。家と園との姿を共有した上で専門の視点で意味づけを行い、園と家庭でともに取り組んでいくことの確認をしている

（伝え方の工夫）

- ・ 支援に使っているものを見せたり環境図を見せて説明する
- ・ ご家族の障害理解や特性などに考慮して伝え方を変えています
- ・ 発達の順序や仕組み、感覚統合理論から基礎感覚の特性や氷山モデルを伝えることで、今ある課題の背景を知ってもらうこと
- ・ 保護者からは日頃は見ることがなかなか難しい園での様子、よいところと変化、本人が課題にどのように取り組んでいるか、この先の見通しとともに伝えるようにしている
- ・ 学校での合理的配慮の工夫点や、先生の指導方法など、学校側の取り組みをしっかりと伝える事で家族が安心できるように配慮しています。できないことだけにスポットを当てて報告するのではなく、「出来ないことに起因する環境や障害特性との関連性」、「できていること、本人の強み、得意な点」の両方を報告することを心がけています

（ポジティブなフィードバック）

- ・ こどもの様子を「できたこと」を中心に具体的に報告することで、保護者の安心感につながっている。家庭でできそうな支援があれば伝えている
- ・ まずは、関係施設のよいところや工夫されていることを伝え、家族が施設や学校に安心感を持ち、肯定的な見方ができるよう配慮している。そのうえで、さらに工夫できそうなことや、提案できそうなことを共有したことを伝えるようにしている

（家庭での支援の助言）

- ・ 集団の中での困り感に対して、家でできる工夫等を一緒に考える
- ・ 絵カード支援を園・家庭と統一して行えるよう提案して行い、使用頻度が上がり少しずつ効果的に使用できている様子
- ・ 園での姿の報告だけでなく、それをふまえて家庭でどこを課題にし、取り組むことが対象児の支援になるのか、家庭で取り組める内容を一緒に考えるような保護者との面談を対面で行っている

（他機関との調整）

- ・ 必要に応じて保育所や幼稚園等の先生と家族の間に入り、調整をする
- ・ 保護者の思いをしっかりと聞き、学校側の思いも聞き、橋渡しをして良好な関係を築いていけるよう配慮している

（幅広い情報提供）

- ・ 子育ての困り感、ニーズや想い、将来的な見通し おとなになった事例がどのような場所で仕事をしているのか、進学先などもお伝えしています
- ・ 事実を踏まえ、客観的に必要な支援方法の提案や医療受診やその他福祉制度についての情報提供を行うこと

（その他）

- ・ 専門員（心理）によるアドバイスの実施
- ・ 気になることや不安なことは数多く挙げるため一つだけ、と項目を絞りながらピンポイントで訪問を実施し、ご家族に“今日は○○の様子についてみてきます”とお伝えし、結果を報告することで何となく訪問をしている、という状況にならないようにすることで訪問の効果が生まれている。

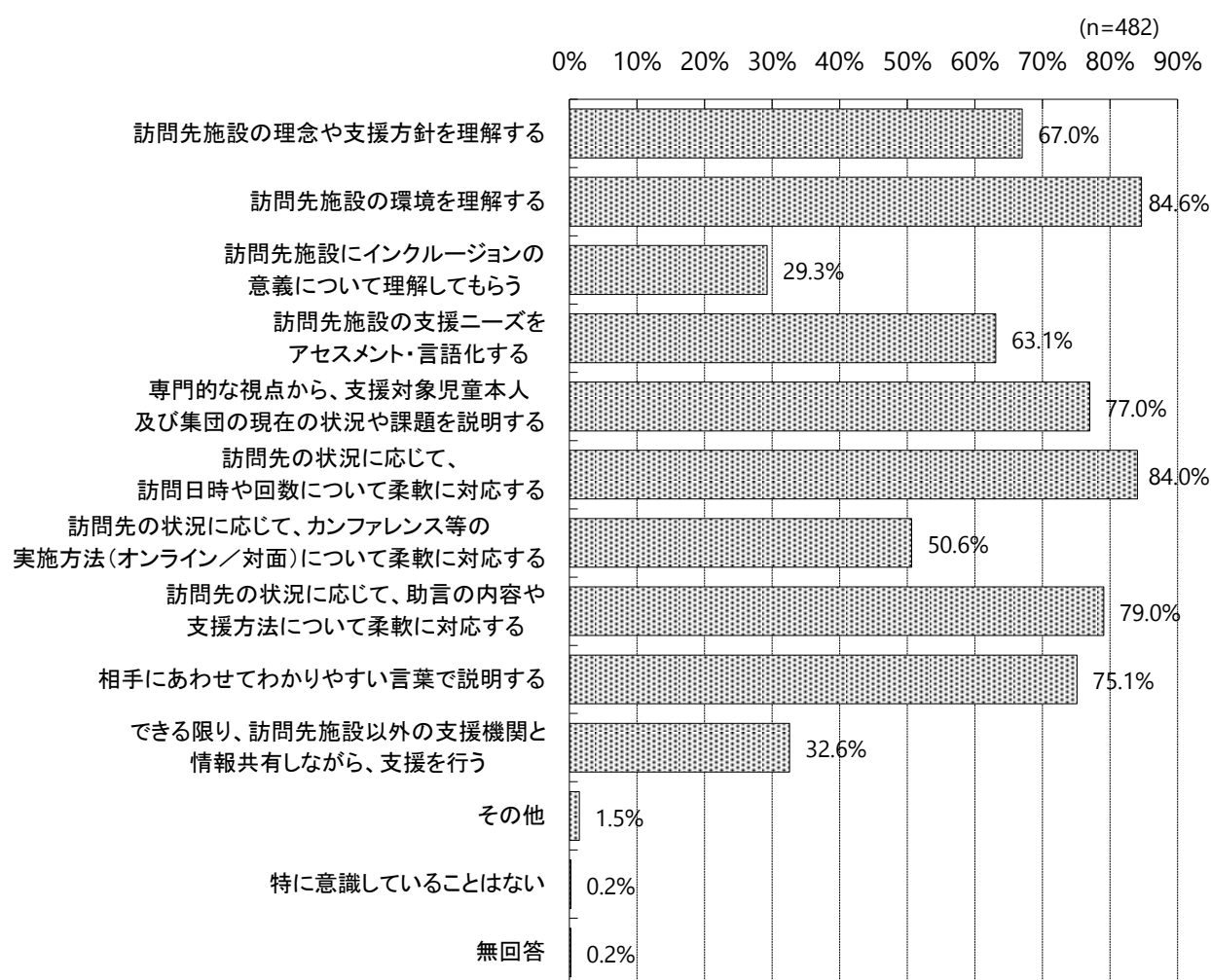
（注1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

③ その他工夫していること

1) 訪問先施設への対応において工夫していること

「訪問先施設の環境を理解する」の割合が最も高く 84.6%である。次いで、「訪問先の状況に応じて、訪問日時や回数について柔軟に対応する（84.0%）」、「訪問先の状況に応じて、助言の内容や支援方法について柔軟に対応する（79.0%）」である。

図表 4-77 訪問先施設への対応において工夫していること（複数選択）



(注1)「その他」として、「一度に伝える情報の量の調整」「保護者に報告している報告書をお渡しして共有している」「授業に支障のないよう別日で訪問し、カンファレンスを行う。校内で共有してほしいことは校長宛てに報告文を出すなど」などといった回答があった。

図表 4-78 訪問先施設への対応において工夫していること（複数選択、
児童発達支援センター・その他事業所別）

		訪問先施設の理念や支援方針を理解する	訪問先施設の環境を理解する	訪問先施設にインクルージョンの意義について理解してもらう	訪問先施設の支援ニーズをアセスメント・言語化する	専門的な視点から、支援対象児童本人及び集団の現在の状況や課題を説明する	訪問先の状況に応じて、訪問日時や回数について柔軟に対応する	訪問先の状況に応じて、カンファレンス等の実施方法（オンライン／対面）について柔軟に対応する	訪問先の状況に応じて、助言の内容や支援方法について柔軟に対応する	相手にあわせてわかりやすい言葉で説明する	できる限り、訪問先施設以外の支援機関と情報共有しながら、支援を行う	その他	特に意識していることはない	無回答
(n=482)	Total	67.0%	84.6%	29.3%	63.1%	77.0%	84.0%	50.6%	79.0%	75.1%	32.6%	1.5%	0.2%	0.2%
(n=172)	児童発達支援センター	68.6%	84.3%	29.7%	61.0%	79.1%	80.8%	48.8%	82.0%	72.7%	29.7%	1.7%	0.6%	0.0%
(n=310)	その他事業所	66.1%	84.8%	29.0%	64.2%	75.8%	85.8%	51.6%	77.4%	76.5%	34.2%	1.3%	0.0%	0.3%

図表 4-79 訪問先施設への対応において工夫していること（複数選択、延べ訪問件数別）

	延べ訪問件数	訪問先施設の理念や支援方針を理解する	訪問先施設の環境を理解する	訪問先施設にインクルージョンの意義について理解してもらう	訪問先施設の支援ニーズをアセスメント・言語化する	専門的な視点から、支援対象児童本人及び集団の現在の状況や課題を説明する	訪問先の状況に応じて、訪問日時や回数について柔軟に対応する	訪問先の状況に応じて、カンファレンス等の実施方法（オンライン／対面）について柔軟に対応する	訪問先の状況に応じて、助言の内容や支援方法について柔軟に対応する	相手にあわせてわかりやすい言葉で説明する	できる限り、訪問先施設以外の支援機関と情報共有しながら、支援を行う	その他	特に意識していることはない	無回答
(n=482)	Total	67.0%	84.6%	29.3%	63.1%	77.0%	84.0%	50.6%	79.0%	75.1%	32.6%	1.5%	0.2%	0.2%
(n=177)	～24	61.0%	83.1%	27.1%	62.1%	76.3%	83.6%	45.8%	79.1%	69.5%	30.5%	1.1%	0.0%	0.6%
(n=78)	25～49	66.7%	83.3%	25.6%	62.8%	76.9%	85.9%	47.4%	74.4%	79.5%	25.6%	2.6%	1.3%	0.0%
(n=62)	50～99	80.6%	93.5%	32.3%	71.0%	88.7%	85.5%	56.5%	87.1%	87.1%	30.6%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=31)	100～149	74.2%	87.1%	45.2%	77.4%	90.3%	74.2%	61.3%	87.1%	74.2%	38.7%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=44)	150～	84.1%	86.4%	36.4%	61.4%	75.0%	90.9%	68.2%	90.9%	86.4%	47.7%	4.5%	0.0%	0.0%

図表 4-80 訪問先施設への対応において工夫していること

(複数選択、支援によって得られた変化において「支援対象以外の児童の変化」の有無別)

	支援対象以外の児童の変化の有無	訪問先施設の理念や支援方針を理解する	訪問先施設の環境を理解する	訪問先施設にインクルージョンの意義について理解してもらう	訪問先施設の支援ニーズをアセスメント・言語化する	専門的な視点から、支援対象児童本人及び集団の現在の状況や課題を説明する	訪問先の状況に応じて、訪問日時や回数について柔軟に対応する	訪問先の状況に応じて、カンファレンス等の実施方法(オンライン/対面)について柔軟に対応する	訪問先の状況に応じて、助言の内容や支援方法について柔軟に対応する	相手にあわせてわかりやすい言葉で説明する	できる限り、訪問先施設以外の支援機関と情報共有しながら、支援を行う	その他	特に意識していることはない	無回答
(n=482)	Total	67.0%	84.6%	29.3%	63.1%	77.0%	84.0%	50.6%	79.0%	75.1%	32.6%	1.5%	0.2%	0.2%
(n=172)	有	80.8%	89.5%	44.2%	75.6%	87.2%	93.0%	66.9%	91.3%	89.5%	50.0%	1.7%	0.0%	0.0%
(n=308)	無	59.4%	81.8%	20.8%	56.2%	71.1%	79.2%	41.6%	72.4%	66.9%	22.7%	1.3%	0.3%	0.3%

図表 4-81 訪問先施設への対応において工夫していること (自由記載)

(事前説明・調整)

- ・ 支援のゴール地点を明確にして共有を図る。訪問先の施設にとって、仕事量が増えることはないしっかりと説明
- ・ 支援開始前に相談支援専門員へ訪問先施設を交えた会議の開催を依頼し、保育所等訪問支援への理解促進や疑問の解消など、円滑な訪問支援を行うための相互理解を行うように努めている
- ・ 当市では、保育所等訪問支援の認知がまだまだ低いと、特に訪問先施設への説明においては、リーフレットなどを使って丁寧に説明を行い、園が受け入れてよかったと感じてもらえるような対応を心がけている
- ・ 行動観察のみか、保育の中に入って支援を行うのか、どちらを希望しているのか訪問先に確認する
- ・ 訪問前に園の理念や支援方針を確認し、クラスの人数や動線、活動の流れなど環境面を実際に見て把握し、園での困り感を含めアセスメントをし「いつ、どこで、何に困っているのか」を言語化したうえで支援につなげている。
また、その日の様子に合わせて助言内容や支援方法を柔軟に対応できるよう心がけている

(信頼関係構築)

- ・ 信頼関係を築くことを最優先にし、訪問先施設のニーズ、困り感をいねいに聞きとり、それに合わせて助言を行うようにしている
- ・ まずは「嫌なことを言ってくる立場の人間ではない！」ということを知ってもらえるよう、めちゃくちゃ寄り添います！
- ・ アドバイスを求められたことへの対応はしているが、日々の支援を行うところは在籍園になるので、支援方法を提案、誘導しつつも、一緒に考えるスタンスを大事にして「また来てほしい」と思ってもらえる関係づくりをしている

(施設に対する理解)

- ・ 訪問先の文化や価値観、専門性を熟知し敬意を払うこと
- ・ 園の考え方や状況に柔軟に合わせる。療育機関でうまくいっていることについて、押し付けにならないように配慮する
- ・ 相手の環境理解に努める姿勢を前提とする事（一般園、通常級における要支援児の人数の多さに伴った集団運営の難しさなど）

(訪問初期の入り方)

- ・ 小学校などは教育方針もあるので、最初からこちらの支援方法を優先せずに困りごとなどの共有から始めている

- ・ 現状、訪問支援について理解がない（何しにくる？なんのために必要？）施設が多いので、助言やアドバイスをしにくるというのではなく、はじめは一緒に材料の支援方法を考えたいというスタンスで行くようにしている
- ・ 現状の教育制度のハード・ソフトの中でインクルージョンを熱心に説明したところで、先生がパニックになったり拒否感が高まるだけ。現状の先生の力、理解によって、入り具合を変える。少しずつ、実際に体験してもらって徐々に意識をしていってもらう

（施設の状況に配慮した訪問）

- ・ 園行事・学校行事前は回数を減らしている
- ・ 訪問先の業務体制や訪問日の予定に応じて、振り返りの時間調整や支援内容（例：直接支援に入る保育場面）を決めるようにしている
- ・ 課題感が強まったときに月 2 回訪問するというように、頻度についても都度検討すること。また、訪問先施設の実情に合わせてカンファレンスの持ち方を工夫すること

（カンファレンスの実施）

- ・ カンファレンスの持ち方（時間、場所など）について、訪問先の都合に合わせる。
- ・ カンファレンスについて、オンラインを活用することで、児童の支援に携わる複数の職員と同時に振り返りを行うことができるため、一つの手段として提案している
- ・ 昼休みや長期休暇期間を利用して利用児と関係者になるべくカンファレンスや会議に参加できるようにした

（環境調整や支援方法の提案）

- ・ 訪問先施設の環境を理解し、その環境の特徴を生かした環境調整を提案するなど
- ・ 環境調整等の支援方法を伝える際は、施設内にあるものを使うようにしている（例）こどもの椅子の高さの調整であれば、足の下かお尻の下に敷く台を施設内にあるものを使う。理由として、施設職員の方々の負担にならないように配慮する
- ・ 支援の場面で活用してる道具や工夫の仕方など、実際に見てもらう。それらのツールの使い方の説明をする。先生を褒める。専門用語は使わない
- ・ 実際に支援の様子を見ていただき、支援のねらいやポイントについて、分かりやすく説明する。専門的になりすぎないように注意しながら、必要なアイテム等についても具体的にわかりやすく伝えていく

（専門的な視点での説明）

- ・ 個々の特性、行動の理由を分かりやすく伝える
- ・ 担任が感じる対象児の課題点を主に助言をし、観察による行動分析の結果に対する支援提案を補足的に行う。伸びていることや工夫されている所を言語化し伝える
- ・ 訪問支援員の専門的な視点から、現在の児童の状況や効果的な支援の方法について助言を行う

（施設での実施可能性を考慮した提案）

- ・ 訪問先の実情に合わせた形で、できる支援と一緒に考えるようにしている
- ・ 訪問先で対応可能な支援方法を一緒に見つけるため、いくつかの支援方法を提示している
- ・ 学校であれば、指導要領など学校のカリキュラムを理解した上で学習内容を提案する。学校でできること、先生ができること、を意識して配慮などの提案をする

（コミュニケーションの工夫）

- ・ 意見ではなく提案をする
- ・ 求められていないのに助言をしないこと（求められて初めて助言をする。それまでは訪問先職員のよい部分に注

目し、肯定的な評価を続けたり、悩みなどを聞きながら、信頼関係を構築していく)

- ・ 訪問先の先生の力量に応じて支援の内容が変わって来るので、先生に合わせた提案を行う。PBS（ポジティブ行動支援）を用いた手法や可視化したツールを持参して訪問先で活用してもらう
- ・ 訪問先への説明には、支援教材の実物提供や、動画、写真を使用して、わかりやすく伝えるようにしている

（ポジティブなフィードバック）

- ・ 訪問先の支援方針や環境調整について批判せず、工夫している点や良い関わりを必ず伝えるようにしている
- ・ 訪問先の施設の担当職員（先生）の頑張りをほめている。校長先生、教頭先生と連携を取るようにしている
- ・ 訪問先の職員の方の労をねぎらい、頑張りを認めながら、こどもへの支援方法をアドバイスすること
訪問先職員がうまく対応できている部分も言葉にして伝えている。行動の意味や課題についても前向きに伝え、ともに考える姿勢を大切にしている

（施設のニーズに対する提案）

- ・ 訪問先(学校や担任)のニーズに応える。こちらがサポート役であることを伝える
- ・ 訪問先施設の現場職員の困り感を聞くようにしている。その上でできそうなことを一緒に考えている。提案した内容について、次の訪問日に効果を確認している
- ・ 小学校では特に担任の先生が支援児童を含んだ学級運営に悩んでいたり、支援担任も支援児童だけを見ることにモチベーションの維持や心理的な負担があることが顕著な場合があるので、担任の先生たちのことを尊重しつつも可能な限り悩みを聞き、現在できることを提案するようにしている。また、定期的に児発管なども同行させ、訪問支援員の視点だけではない視点も入れてコメントするようにしている

（報告書や振り返りの機会の設定）

- ・ 報告書を作成し、障がい特性や行動の背景をご説明するとともに、先生方の関わりの中での良かった点なども併せてお伝えしています
- ・ 訪問後に毎回対象児童の担当職員、主任とともに懇談を行っており、支援内容や課題を共有している。その中で訪問先の物理的、人的環境を聞きながら対象児童に対しての支援を検討している
- ・ 訪問先の行事の状況などに置いて、訪問時期を検討している。訪問時へのフィードバックが難しかった場合、放課後の時間に電話にて様子の確認などを行い、必要な情報を共有して頂いている

（その他）

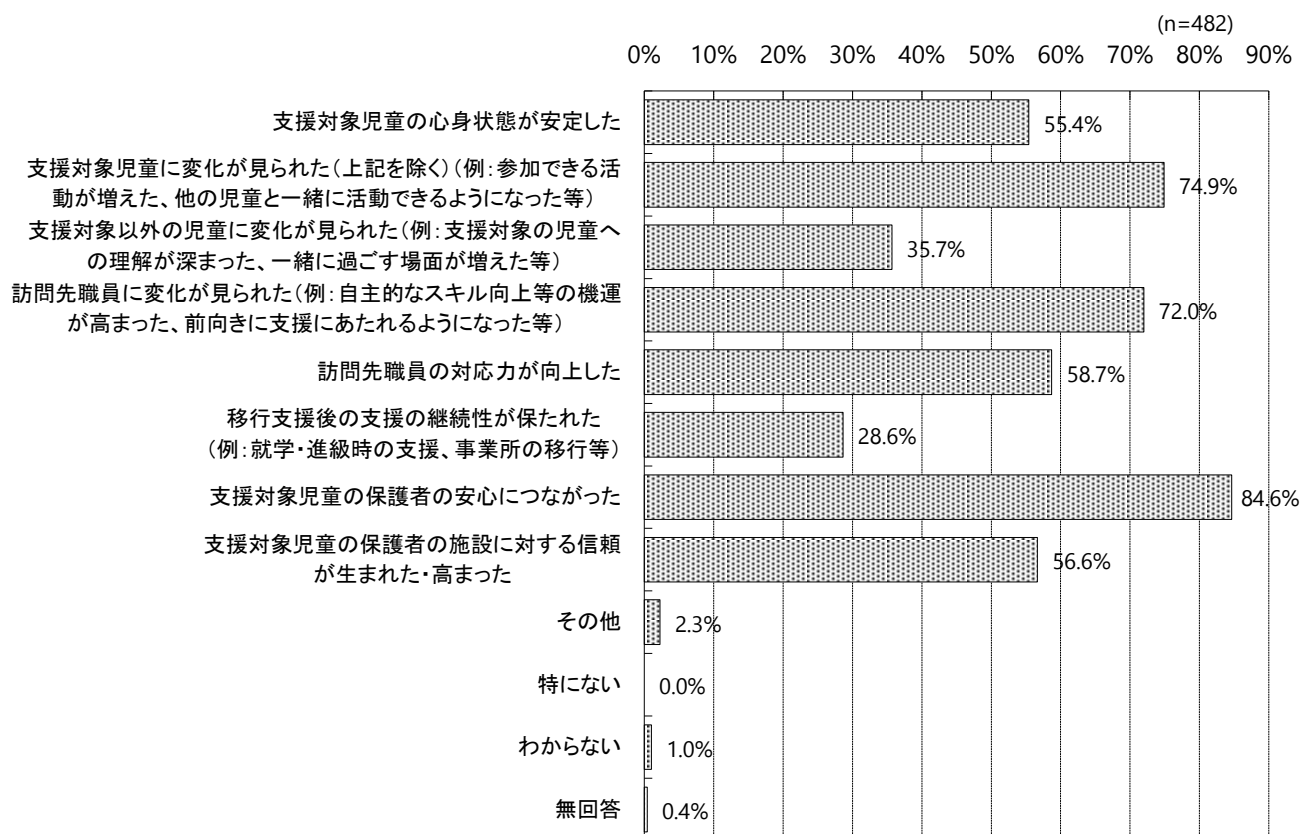
- ・ 保育所等訪問の効果としてインクルーシブがもたらされ、さらにその意義について関係者の会議で伝えている
- ・ 対象児童の状態理解を促していくことで、不適切な関わり方にならないようにしていく
- ・ 不適応行動が起こりやすい時間帯に訪問・観察することで、不適応行動前後について客観的に把握し、即する助言を行う

（注1）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) 支援によって得られた変化

「支援対象児童の保護者の安心につながった」の割合が最も高く 84.6%である。次いで、「支援対象児童に変化が見られた（上記を除く）（例：参加できる活動が増えた、他の児童と一緒に活動できるようになった等）（74.9%）」、「訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等）（72.0%）」である。

図表 4-82 支援によって得られた変化（複数選択）



(注1)「その他」として、「訪問先施設との地域連携が促進された」「他事業所との情報共有が図れ、他の場所での児の姿を知ることができた」「訪問先職員や各事業所が、担当者会議などを提案や参加をしていただけたようになった」「保護者と訪問支援先との関係がよかった」などといった回答があった。

図表 4-83 支援によって得られた変化（複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		支援対象 児童の心 身状態が 安定した	支援対象 児童に変 化が見ら れた（上 記を除く） （例：参加 できる活 動が増え た、他の 児童と一 緒に活動 できるよう になった 等）	支援対象 以外の児 童に変 化が見ら れた（例：支 援対象の 児童への 理解が深 まった、 一緒に過 ぎる場面 が増えた 等）	訪問先職 員に変 化が見ら れた（例：自 主的なス キル向上 等の機運 が高まっ た、前向 きに支援 にあたれ るよう になった 等）	訪問先職 員の対 応力が 向上し た	移行支援 後の支援 の継続性 が保たれ た（例：就 学・進級 時の支 援、事業 所の移行 等）	支援対象 児童の保 護者の安 心につな がった	支援対象 児童の保 護者の施 設に対する 信頼が生 まれた・高 まった	その他	特にない	わからない	無回答
(n=482)	Total	55.4%	74.9%	35.7%	72.0%	58.7%	28.6%	84.6%	56.6%	2.3%	0.0%	1.0%	0.4%
(n=172)	児童発 達支援 センター	51.7%	79.1%	38.4%	76.7%	64.0%	33.1%	84.3%	50.6%	2.9%	0.0%	0.6%	0.0%
(n=310)	その他 事業所	57.4%	72.6%	34.2%	69.4%	55.8%	26.1%	84.8%	60.0%	1.9%	0.0%	1.3%	0.6%

図表 4-84 支援によって得られた変化（複数選択、延べ訪問件数別）

	延べ訪問 件数	支援対象 児童の心 身状態が 安定した	支援対象 児童に変 化が見ら れた（上 記を除く） （例：参加 できる活 動が増え た、他の 児童と一 緒に活動 できるよう になった 等）	支援対象 以外の児 童に変 化が見ら れた（例：支 援対象の 児童への 理解が深 まった、 一緒に過 ぎる場面 が増えた 等）	訪問先職 員に変 化が見ら れた（例：自 主的なス キル向上 等の機運 が高まっ た、前向 きに支援 にあたれ るよう になった 等）	訪問先職 員の対 応力が 向上し た	移行支援 後の支援 の継続性 が保たれ た（例：就 学・進級 時の支 援、事業 所の移行 等）	支援対象 児童の保 護者の安 心につな がった	支援対象 児童の保 護者の施 設に対する 信頼が生 まれた・高 まった	その他	特にない	わからない	無回答
(n=482)	Total	55.4%	74.9%	35.7%	72.0%	58.7%	28.6%	84.6%	56.6%	2.3%	0.0%	1.0%	0.4%
(n=177)	～24	45.8%	70.6%	28.2%	62.7%	48.0%	21.5%	81.9%	46.3%	1.1%	0.0%	1.1%	1.1%
(n=78)	25～49	59.0%	82.1%	32.1%	76.9%	59.0%	24.4%	82.1%	53.8%	2.6%	0.0%	1.3%	0.0%
(n=62)	50～99	64.5%	80.6%	43.5%	83.9%	72.6%	33.9%	87.1%	75.8%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%
(n=31)	100～149	71.0%	87.1%	58.1%	87.1%	77.4%	25.8%	93.5%	71.0%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=44)	150～	84.1%	84.1%	54.5%	93.2%	79.5%	50.0%	93.2%	75.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 4 -85 支援によって得られた変化（自由記載）

（家族や施設の安心感）

- ・ 児童や保護者の安心感につながっている
- ・ 保護者から学校での様子が分からないとの相談を受け、実施。本人の様子や先生の対応の仕方などをお伝えし、今後の支援の方向性や課題を先生・保護者・事業所で共有できたことで、保護者の安心感が高まった
- ・ 各機関が連携していることでの保護者の安心感、相談できる場があることでの訪問先職員の安心感が生まれたと思う
- ・ 学校での様子が分かり保護者の安心感が広がった。学校の先生が気軽に相談してもらえるようになった

（児童・家族と施設の信頼関係の構築）

- ・ これまでの対応が「これで良かったんだ」と安心できることで、訪問先職員と支援対象児童の信頼関係に変化がみられる
- ・ 施設職員・対象児童との信頼関係を築くことにより、対象児童が学校に来れる（居場所づくり）、授業に参加する回数が増えた。情緒が安定し他害が減った。保護者が施設（学校）に感じている不安を和らげることができた
- ・ 単純接触の少なさゆえに行き違いや思いのすれ違いが生じていたケースで、訪問先施設と保護者との関係性がうまくいっていなかったことがあったが、当事業所の訪問支援員がお互いの思いを橋渡しし、相互理解が進んだことでビジョンの共有が図られ、ご利用者を中心に据えた支援の話ができるようになった

（施設職員の児童に対する理解）

- ・ 訪問先施設職員の理解度が上がり、結果的に保護者の満足・信頼感→児童の安定につながる
- ・ 対象児の困りごとに対して、発達課題や特性を含めて説明することにより、訪問先職員の理解が深まった。普段見えない園での状況を伝えることにより、保護者の安心が得られた
- ・ 施設の職員の対象児に対する見方が変わったことを感じる。そのお子様のどこが今育とうとしているかを知っていただき、その上でお子様に合った接し方を工夫してくださったように感じる

（施設職員の対応力の向上）

- ・ 対象児への職員の対応力が向上。具体的な工夫（視覚教材を自作する）がみられた
- ・ 保育園と児童発達支援の併用通園をしている児童の児童発達支援で行っているケアの方法を伝え、訪問先（保育園）でできるケアが増えた
- ・ 利用している児童発達支援事業所と情報共有することで、ともに支援の幅が広がっている。訪問先職員がすぐに対応方法を参考に行動してくれ、次の訪問時には対象児のできることが増えていた。訪問時の直接支援を見ていただくことで、訪問先職員と対象児との遊びの幅が広がっていた
- ・ 訪問先の職員の方の支援力が上がっていくこと。訪問支援員からのアドバイスを受けて、支援を実施することで自信につながり、対象児以外の支援が必要なこどもに応用して支援していることもある

（施設職員の気持ちの変化）

- ・ 職員の支援対象児童に対するまなざしや関わる際の言葉かけの工夫などが見られ前向きになった
- ・ 訪問先の職員同士が意見交換をする場を設け、保育士同士の関係の変化が見られた
- ・ 保育園側の環境設定への助言を行った事で、職員の先生方の困り事が減り、勉強会の開催も行われるようになった

（本人の意欲向上）

- ・ 知的障害の対象児童の困り感や現在の理解度に合わせた課題の設定や支援の仕方を職員に共有することで児童の意欲に繋がった
- ・ 対象児童が学校生活に対して意欲的、自発的に活動ができるようになった

（本人の集団活動への参加）

- ・ 今まで参加できなかった保育園の行事にも参加できるようになった
- ・ 運動会への参加に向けて、先生方と協同し、環境調整・関わり方を考えていくことで、無事参加することができた
- ・ 指示が伝わらない（違うことをする。介助しないとできない等）→個別指示、視覚支援等を提案→理解が広がり参加できる活動が増えた
- ・ 利用している本児が集団活動に参加することが難しい場面が多かった。支援を続け環境調整を行った結果、活動に参加できる場面が少しずつ増え、「できない」、「助けて」等の援助要求ができるようになった
- ・ 集団参加が難しい重度知的障がい児が通う幼稚園に訪問を行った。動的な活動（園庭遊び）を十分に取り入れ、静的な活動（集まりなど）に参加することで、少しずつ教室で過ごしたり、集まりに参加できるようになったりした
- ・ 自閉症、知的障害の児童が幼稚園で他児に手を出す為、離されて大部分を過ごしていた。母親より友達と一緒に過ごして欲しいとの依頼あり。付き添っていた介助員に関わりのポイントを伝え見本を見せた。担任も工夫して下さり、他工夫点等のアドバイスを取り入れてくれた。結果児童は落ち着き、卒園時には友達と遊び行事にも参加できるようになっていた。園、母親も成長を感じていた

（本人の心身の安定、できることの広がり）

- ・ 学習内容等の工夫をすることで授業中に落ち着いて座る時間が増えた
- ・ かんしゃくを起こすことが多かった児が、視覚支援カードの活用、徹底で落ち着いて過ごせることが増えている
- ・ 環境の工夫によって活動の区切りを明確にすることで、本人が気持ちの切り替えができるようになった
- ・ お友達と上手に遊べた経験から、他児からの関わりを受け入れられる場面が増えた。生活動作の向上と、相手の気持ちを伝える支援を行い、気持ちのコントロールに繋がってきている
- ・ 訪問支援員が保護者と訪問先の間に立ち、支援児の身辺自立が進み、排泄の自立ができた
- ・ 注意・制止といった否定的な声かけや関わりが多かったのが、できているところを認め、褒める肯定的な声かけや関わりが増えたことで、対象児が安定したり、周りのこども達も見方が変わった
- ・ 筋緊張が強くなってしまい授業で本人の持つ機能が発揮できなかったが、介助方法や環境の提案で授業内容の幅が広がった

（他の児童への影響）

- ・ 支援対象児への周囲の理解が深まった
- ・ 支援対象児に分かりやすく視覚支援をしたことで、クラス全体への指示が分かりやすくなった
- ・ 学童保育クラブへの訪問にて、対象児童に対して助言した内容を実践した中で、他の児童の行動面に変化が見られ、集団全体が安定して過ごすことができるようになった
- ・ 未就学児の施設では、環境面と訪問先職員の理解と対応が深まり、対象児だけでなく、クラス全体が育ったこと。学校では、宿題で困っていた対象児と家族、放課後等デイサービス、学校で調整したことで安定して過ごせるようになった

（その他）

- ・ 就学・進級に伴う支援の引き継ぎができ、ご本人が安心して通うことができた

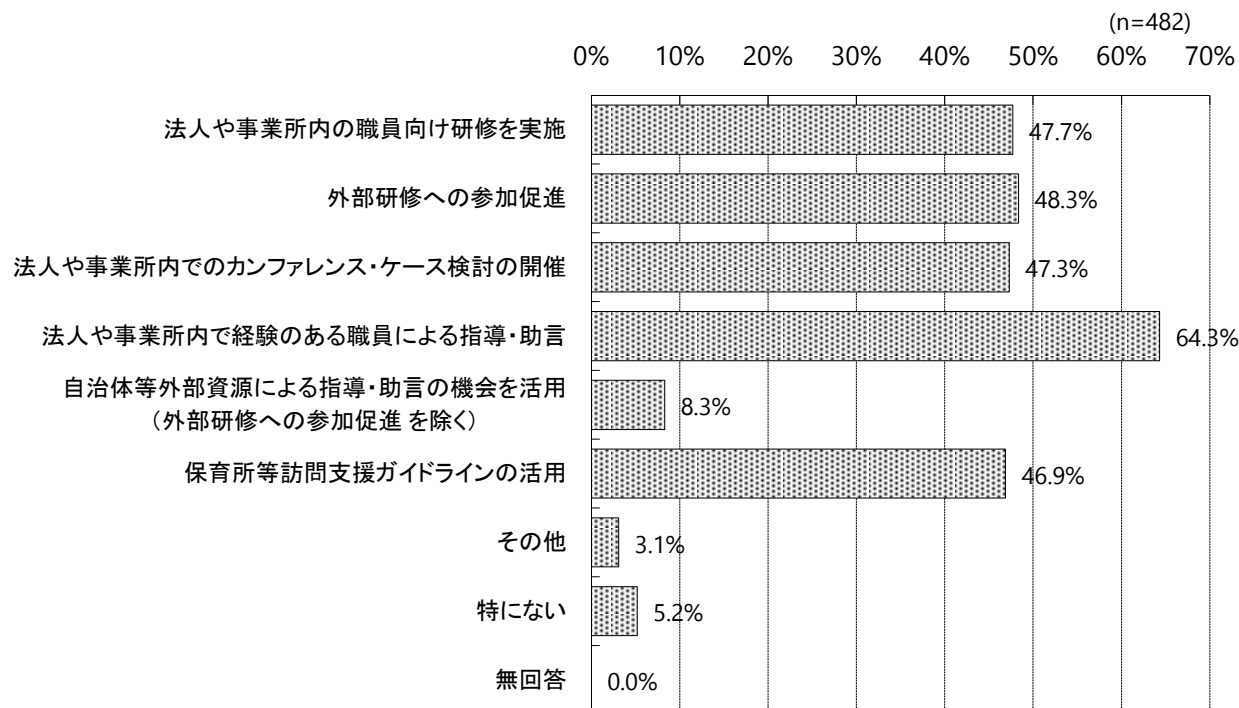
- ・ 新たに導入した支援で対象児に変化がみられると、訪問先職員の対象児や障がいに対する理解が広がる

(注1) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

3) 保育所等訪問支援の人材育成のためにやっていること

「法人や事業所内で経験のある職員による指導・助言」の割合が最も高く 64.3%である。次いで、「外部研修への参加促進（48.3%）」、「法人や事業所内の職員向け研修を実施（47.7%）」である。

図表 4-86 保育所等訪問支援の人材育成のためにやっていること（複数選択）



(注1) 「その他」として、「児童発達支援センターの訪問支援員にアドバイスをもらう」「職員間の意見交換」「関係構築のできている近隣の保育所等訪問支援事業所の訪問支援員に助言をもらっている」「マニュアルを作成」「地域の中で、保育所等訪問支援を行っている複数の事業所と連携を図り、情報共有や困りごとの相談ができるような会議を5回/年、開催している」などといった回答があった。

図表 4 -87 保育所等訪問支援の人材育成のためにやっていること
(複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		法人や事業 所内の職員 向け研修を 実施	外部研修へ の参加促進	法人や事業 所内でのカン ファレンス・ケ ース・ケース 検討の開催	法人や事業 所内で経験 のある職員 による指導・ 助言	自治体等外 部資源によ る指導・助 言の機会を 活用(外部 研修への参 加促進を除 く)	保育所等訪 問支援ガイ ドラインの活 用	その他	特にない	無回答
(n=482)	Total	47.7%	48.3%	47.3%	64.3%	8.3%	46.9%	3.1%	5.2%	0.0%
(n=172)	児童発達支 援センター	40.1%	50.6%	40.7%	64.5%	9.3%	51.7%	4.1%	4.1%	0.0%
(n=310)	その他事業 所	51.9%	47.1%	51.0%	64.2%	7.7%	44.2%	2.6%	5.8%	0.0%

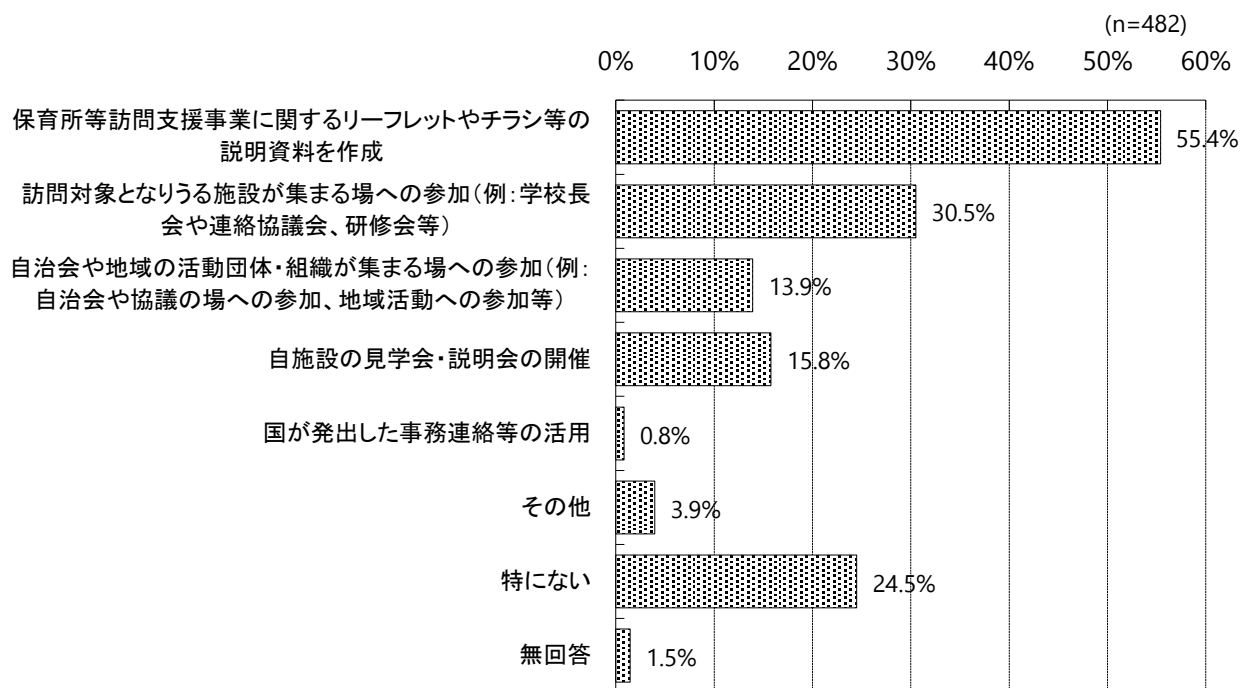
図表 4 -88 保育所等訪問支援の人材育成のためにやっていること
(複数選択、延べ訪問件数別)

	延べ訪問 件数	法人や事業 所内の職員 向け研修を 実施	外部研修へ の参加促進	法人や事業 所内でのカン ファレンス・ケ ース・ケース 検討の開催	法人や事業 所内で経験 のある職員 による指導・ 助言	自治体等外 部資源によ る指導・助 言の機会を 活用(外部 研修の参加 促進を除 く)	保育所等訪 問支援ガイ ドラインの活 用	その他	特にない	無回答
(n=482)	Total	47.7%	48.3%	47.3%	64.3%	8.3%	46.9%	3.1%	5.2%	0.0%
(n=177)	～24	41.2%	44.6%	38.4%	60.5%	8.5%	52.5%	2.3%	5.1%	0.0%
(n=78)	25～49	50.0%	50.0%	51.3%	59.0%	7.7%	39.7%	2.6%	3.8%	0.0%
(n=62)	50～99	43.5%	46.8%	56.5%	74.2%	9.7%	50.0%	3.2%	4.8%	0.0%
(n=31)	100～149	77.4%	48.4%	58.1%	64.5%	6.5%	32.3%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=44)	150～	65.9%	65.9%	59.1%	84.1%	13.6%	50.0%	9.1%	2.3%	0.0%

4) 保育所等訪問支援への理解促進や啓発のために地域や関係機関に対して取り組んでいること

「保育所等訪問支援事業に関するリーフレットやチラシ等の説明資料を作成」の割合が最も高く55.4%である。次いで、「訪問対象となりうる施設が集まる場への参加（例：学校長会や連絡協議会、研修会等）（30.5%）」、「特にない（24.5%）」である。

図表 4-89 保育所等訪問支援への理解促進や啓発のために地域や関係機関に対して取り組んでいること
(複数選択)



(注1) 「その他」として、「H24.4.18 付 厚労省・文科省連名の児童福祉等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」といった回答があった。

(注2) 「国が発出した事務連絡等の活用」を選択した場合にその具体例を尋ねたが、回答はなかった。

図表 4 -90 保育所等訪問支援への理解促進や啓発のために地域や関係機関に対して取り組んでいること

(複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		保育所等訪問支援事業に関するリーフレットやチラシ等の説明資料を作成	訪問対象となりうる施設が集まる場への参加(例: 学校長会や連絡協議会、研修会等)	自治会や地域の活動団体・組織が集まる場への参加(例: 自治会や協議の場への参加、地域活動への参加等)	自施設の見学会・説明会の開催	国が発出した事務連絡等の活用	その他	特にない	無回答
(n=482)	Total	55.4%	30.5%	13.9%	15.8%	0.8%	3.9%	24.5%	1.5%
(n=172)	児童発達支援センター	57.6%	38.4%	16.9%	23.8%	0.0%	6.4%	18.6%	1.2%
(n=310)	その他事業所	54.2%	26.1%	12.3%	11.3%	1.3%	2.6%	27.7%	1.6%

図表 4 -91 保育所等訪問支援への理解促進や啓発のために地域や関係機関に対して取り組んでいること

(複数選択、延べ訪問件数別)

	延べ訪問件数	保育所等訪問支援事業に関するリーフレットやチラシ等の説明資料を作成	訪問対象となりうる施設が集まる場への参加(例: 学校長会や連絡協議会、研修会等)	自治会や地域の活動団体・組織が集まる場への参加(例: 自治会や協議の場への参加、地域活動への参加等)	自施設の見学会・説明会の開催	国が発出した事務連絡等の活用	その他	特にない	無回答
(n=482)	Total	55.4%	30.5%	13.9%	15.8%	0.8%	3.9%	24.5%	1.5%
(n=177)	～24	53.7%	27.7%	9.6%	11.9%	0.6%	2.3%	31.6%	1.7%
(n=78)	25～49	52.6%	25.6%	16.7%	14.1%	1.3%	5.1%	23.1%	1.3%
(n=62)	50～99	67.7%	37.1%	19.4%	22.6%	0.0%	1.6%	12.9%	0.0%
(n=31)	100～149	64.5%	48.4%	25.8%	29.0%	0.0%	3.2%	12.9%	0.0%
(n=44)	150～	68.2%	45.5%	15.9%	22.7%	4.5%	11.4%	4.5%	2.3%

（５）保育所等訪問支援ガイドライン等について

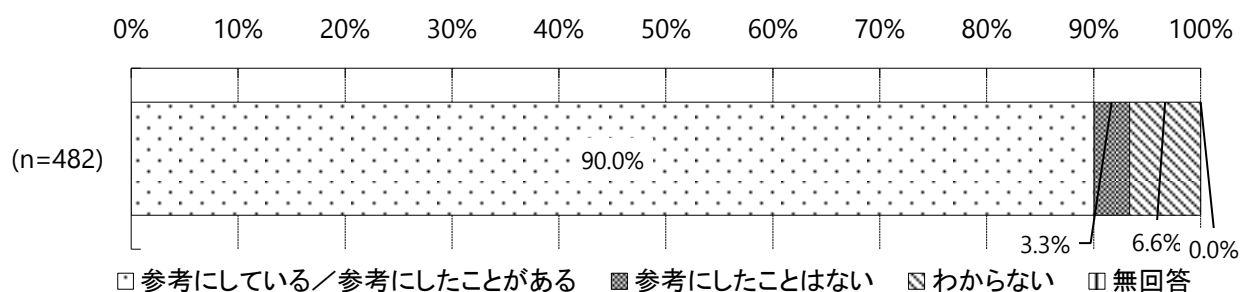
※（５）については、これまでに保育所等訪問支援の訪問実績があるセンター・事業所（482 か所）を対象に尋ねた。

① 国（補助事業を含む）や自治体が公表している手引書・ガイドラインの活用状況

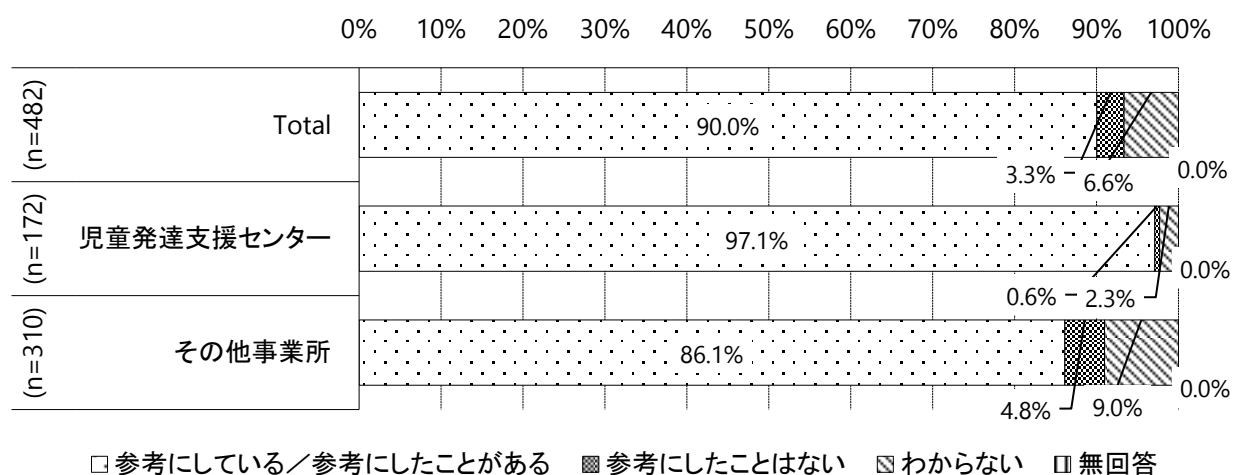
１）保育所等訪問支援の立ち上げから現在までに、国（補助事業を含む）や自治体が公表している手引書・ガイドラインを参考にしたことがあるか

「参考になっている／参考にしたことがある」の割合が最も高く90.0%である。次いで、「わからない（6.6%）」、「参考にしたことはない（3.3%）」である。

図表 4-92 国（補助事業を含む）や自治体が公表している手引書・ガイドラインを参考にしたことがあるか



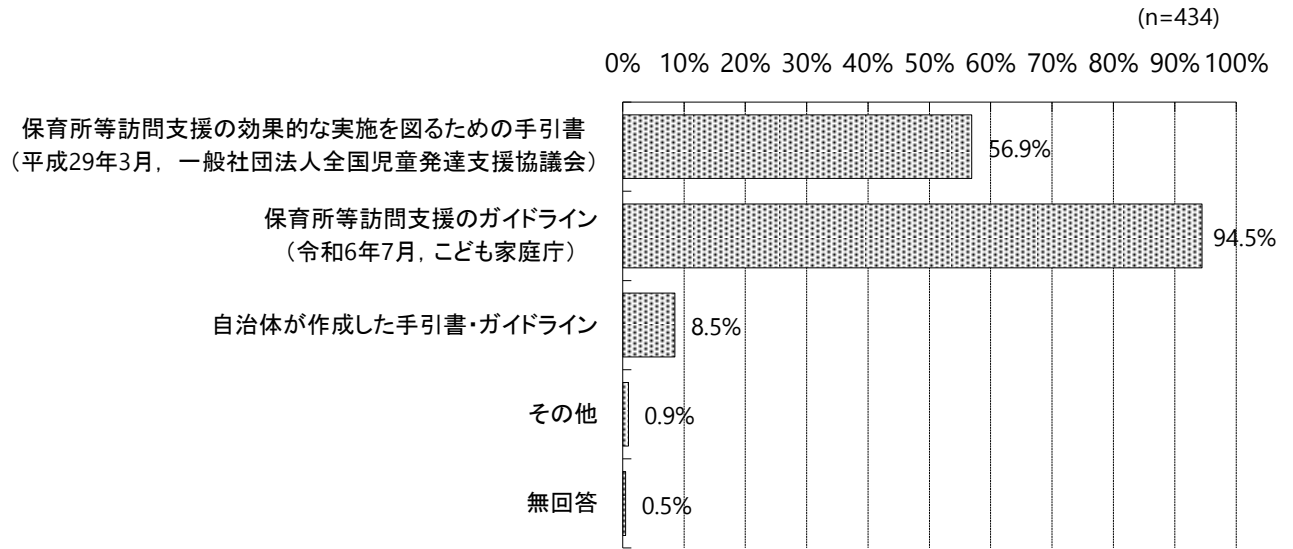
図表 4-93 国（補助事業を含む）や自治体が公表している手引書・ガイドラインを参考にしたことがあるか
（児童発達支援センター・その他事業所別）



2) 参考にしている／参考にしたことがある手引書やガイドライン

「保育所等訪問支援のガイドライン（令和 6 年 7 月，こども家庭庁）」の割合が最も高く 94.5%である。次いで、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（平成 29 年 3 月，一般社団法人全国児童発達支援協議会）（56.9%）」、「自治体が作成した手引書・ガイドライン（8.5%）」である。

図表 4-94 参考にしている／参考にしたことがある手引書やガイドライン
(参考にしている／参考にしたことがある場合、複数選択)



(注1) 「その他」として、「障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A」「他市への視察と情報収集」といった回答があった。

図表 4-95 参考にしている／参考にしたことがある手引書やガイドライン
(参考にしている／参考にしたことがある場合、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

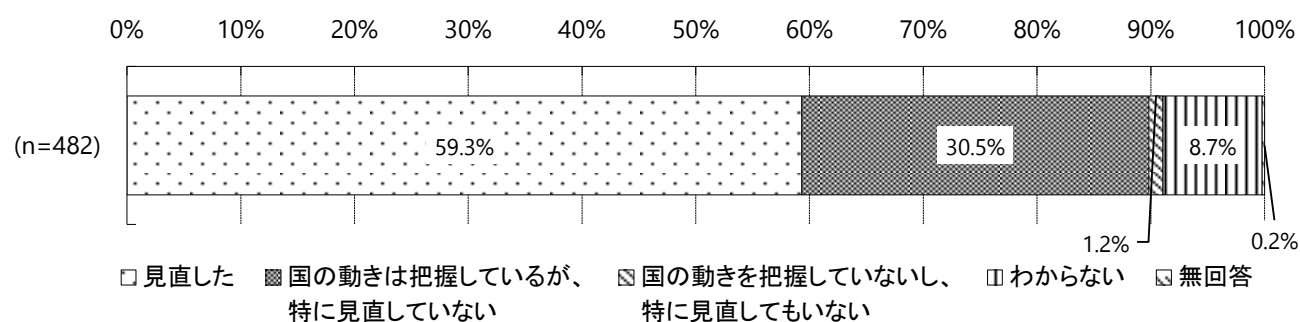
		保育所等訪問支援の 効果的な実施を図る ための手引書(平成 29年3月, 一般社団 法人全国児童発達支 援協議会)	保育所等訪問支援の ガイドライン(令和6年 7月, こども家庭庁)	自治体で作成した手 引書・ガイドライン	その他	無回答
(n=434)	Total	56.9%	94.5%	8.5%	0.9%	0.5%
(n=167)	児童発達支 援センター	52.7%	95.2%	6.6%	0.6%	0.0%
(n=267)	その他事業 所	59.6%	94.0%	9.7%	1.1%	0.7%

② ガイドライン等に基づくサービス提供体制や支援内容等の見直し状況

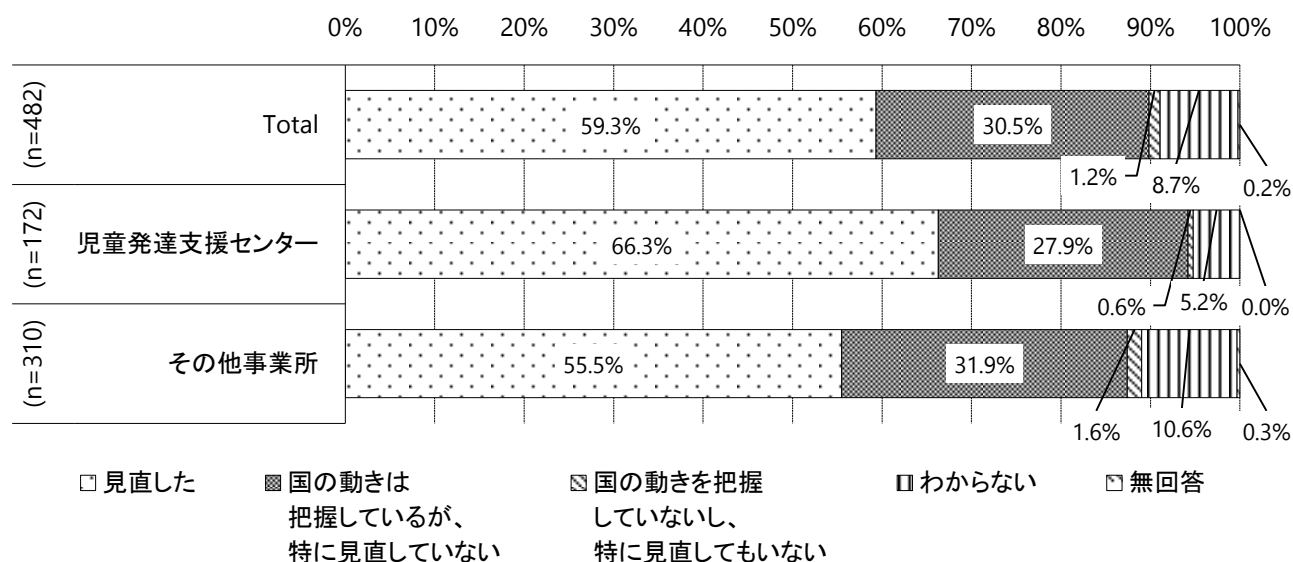
1) 令和 6 年度以降、事業所でガイドライン等に基づきサービス提供体制や支援内容等の見直しを行ったか

「見直した」の割合が最も高く 59.3%である。次いで、「国の動きは把握しているが、特に見直していない（30.5%）」、「わからない（8.7%）」である。

図表 4-96 令和 6 年度以降、事業所でガイドライン等に基づきサービス提供体制や支援内容等の見直しを行ったか



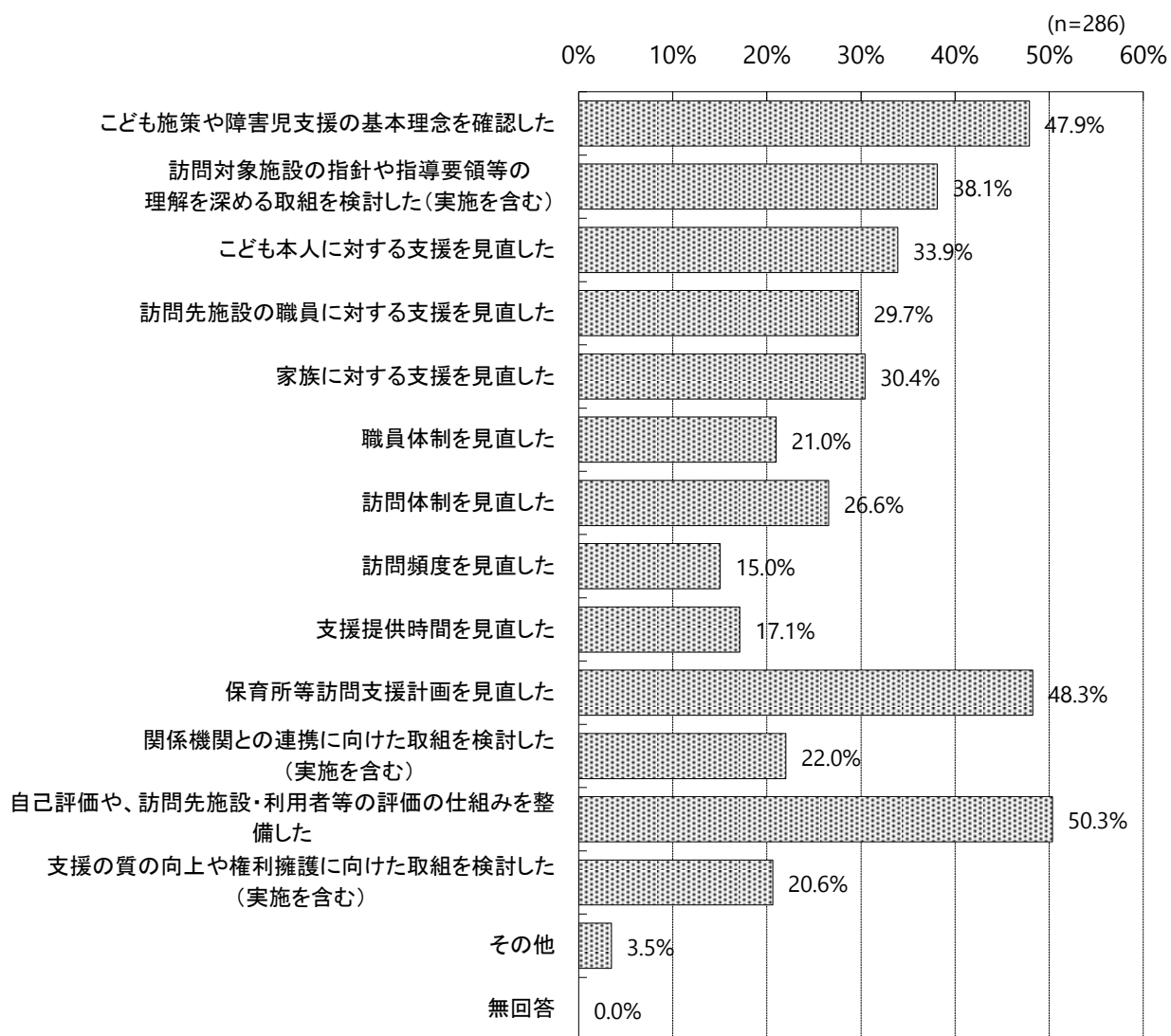
図表 4-97 令和 6 年度以降、事業所でガイドライン等に基づきサービス提供体制や支援内容等の見直しを行ったか（児童発達支援センター・その他事業所別）



2) 支援や活動内容の見直し等の内容

「自己評価や、訪問先施設・利用者等の評価の仕組みを整備した」の割合が最も高く 50.3%である。次いで、「保育所等訪問支援計画を見直した（48.3%）」、「こども施策や障害児支援の基本理念を確認した（47.9%）」である。

図表 4 -98 支援や活動内容の見直し等の内容（見直した場合、複数選択）



(注1) 「その他」として、「訪問先小学校長へ訪問申請を提出」「見直した上で、保育所等訪問支援の役割を今まで利用されていた訪問支援施設に対して、少しずつ理解（支援内容や提供時間等）を得られるように努めている」「既にやっていたことを再確認しました」などといった回答があった。

図表 4-99 支援や活動内容の見直し等の内容

(見直した場合、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		こども施策や障害児支援の基本理念を確認した	訪問対象施設の指針や指導要領等の理解を深める取組を検討した(実施を含む)	こども本人に対する支援を見直した	訪問先施設の職員に対する支援を見直した	家族に対する支援を見直した	職員体制を見直した	訪問体制を見直した	訪問頻度を見直した	支援提供時間を見直した	保育所等訪問支援計画を見直した	関係機関との連携に向けた取組を検討した(実施を含む)	自己評価や、訪問先施設・利用者等の評価の仕組みを整備した	支援の質の向上や権利擁護に向けた取組を検討した(実施を含む)	その他	無回答
(n=286)	Total	47.9%	38.1%	33.9%	29.7%	30.4%	21.0%	26.6%	15.0%	17.1%	48.3%	22.0%	50.3%	20.6%	3.5%	0.0%
(n=114)	児童発達支援センター	48.2%	31.6%	28.9%	21.9%	27.2%	19.3%	22.8%	12.3%	13.2%	49.1%	23.7%	61.4%	22.8%	2.6%	0.0%
(n=172)	その他事業所	47.7%	42.4%	37.2%	34.9%	32.6%	22.1%	29.1%	16.9%	19.8%	47.7%	20.9%	43.0%	19.2%	4.1%	0.0%

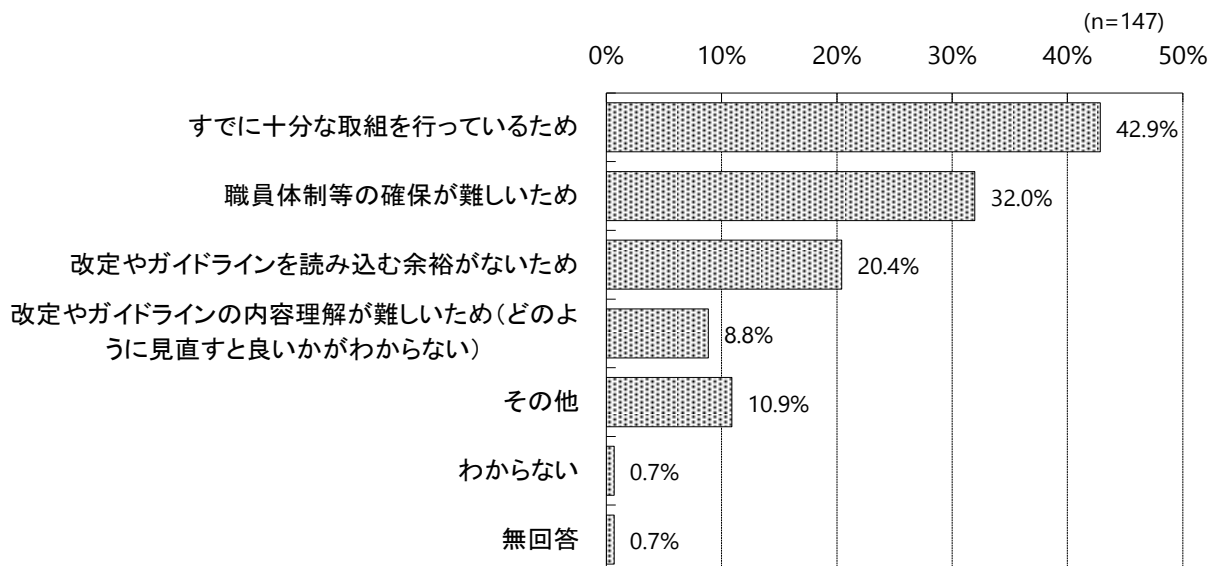
3) 特に見直しを行っていない理由

※令和 6 年度以降、事業所でガイドライン等に基づきサービス提供体制や支援内容等の見直しを行ったかという設問に対し、「国の動きは把握しているが、特に見直していない」を選択した場合に回答している。

「すでに十分な取組を行っているため」の割合が最も高く 42.9%である。次いで、「職員体制等の確保が難しいため(32.0%)」、「改定やガイドラインを読み込む余裕がないため(20.4%)」である。

図表 4-100 国の動きは把握しているものの、特に見直しを行っていない理由

(国の動きは把握しているが特に見直していない場合、複数選択)



(注1)「その他」として、「平成 29 年度に『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト』を始めたが文科省と厚労省の連携ができていないと感じているため。特に SSW と訪問支援員の役割分担が明確にされてなく、対応に困るケースがある」「保育所等訪問支援につながるケースがない。発達支援センターからも保育園で加配がついていたり、児童発達支援を利用しているのであれば必要ないとのことで、なかなか利用につながらない」「令和 7 年度からの実施であるため」などといった回答があった。

図表 4-101 国の動きは把握しているものの、特に見直しを行っていない理由

(国の動きは把握しているが特に見直していない場合、複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別)

		すでに十分な取組を行っているため	職員体制等の確保が難しいため	改定やガイドラインを読み込む余裕がないため	改定やガイドラインの内容理解が難しいため(どのように見直すと良いかがわからない)	その他	わからない	無回答
(n=147)	Total	 42.9%	 32.0%	 20.4%	 8.8%	 10.9%	 0.7%	 0.7%
(n=48)	児童発達支援センター	 37.5%	 37.5%	 20.8%	 6.3%	 10.4%	 0.0%	 2.1%
(n=99)	その他事業所	 45.5%	 29.3%	 20.2%	 10.1%	 11.1%	 1.0%	 0.0%

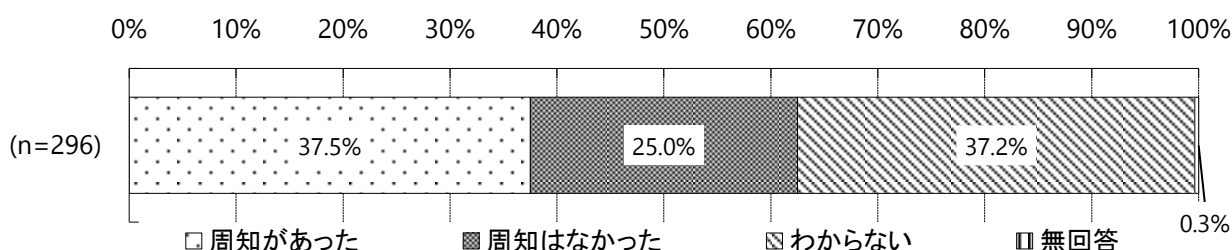
（６）他機関との連携状況や地域単位での取組状況

※（６）については、これまでに訪問したことがある保育所等訪問支援事業所（児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、296 か所）を対象に尋ねた。

① 市町村における地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関の周知の状況

「周知があった」の割合が最も高く 37.5%である。次いで、「わからない（37.2%）」、「周知はなかった（25.0%）」である。

図表 4 -102 市町村における地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関についての周知の状況



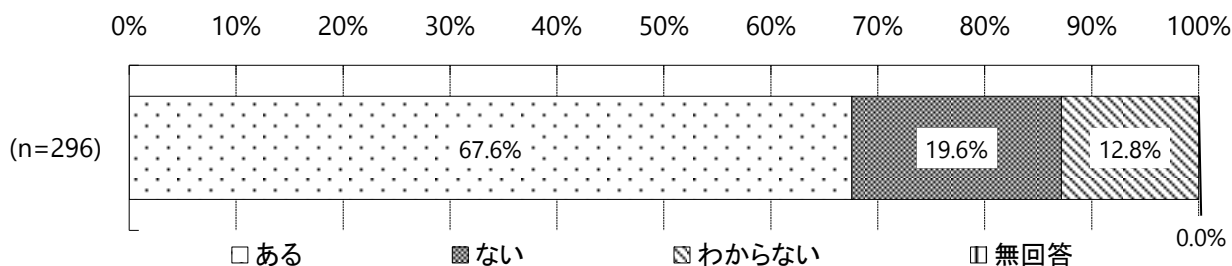
（注１）児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

② 児童発達支援センターとの連携について

１）地域の障害児支援において中核的役割を果たす児童発達支援センターの有無

「ある」の割合が最も高く 67.6%である。次いで、「ない（19.6%）」、「わからない（12.8%）」である。

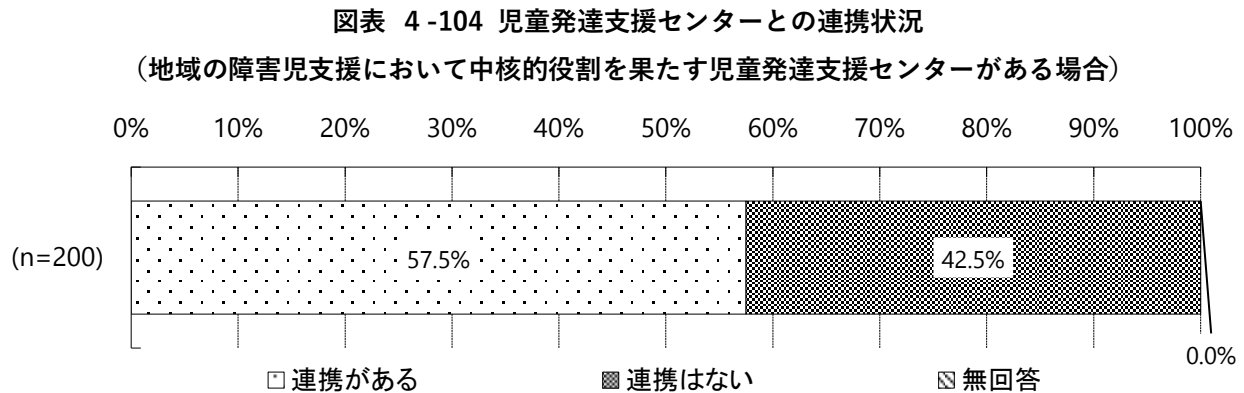
図表 4 -103 地域の障害児支援において中核的役割を果たす児童発達支援センターの有無



（注１）児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

2) 児童発達支援センターとの連携状況

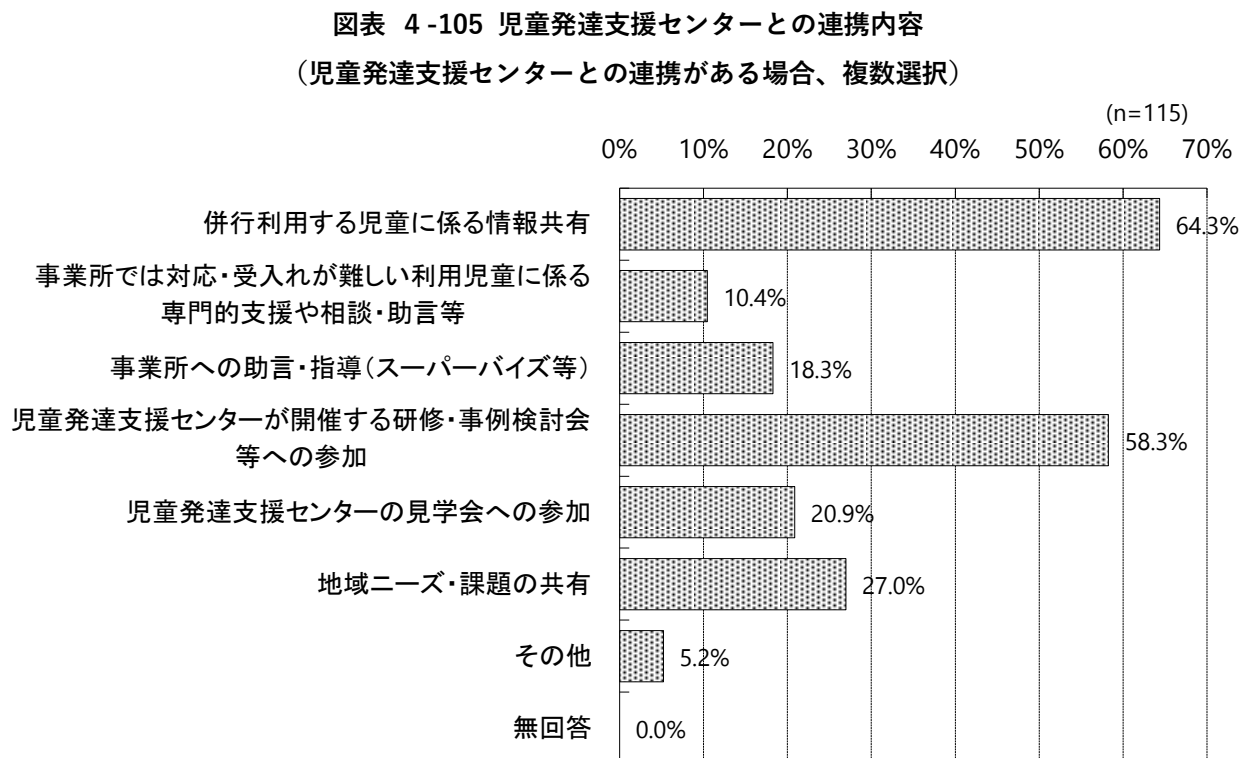
「連携がある」の割合が最も高く 57.5%である。次いで、「連携はない（42.5%）」である。



(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

3) 児童発達支援センターとの連携内容

「併行利用する児童に係る情報共有」の割合が最も高く 64.3%である。次いで、「児童発達支援センターが開催する研修・事例検討会等への参加（58.3%）」、「地域ニーズ・課題の共有（27.0%）」である。



(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

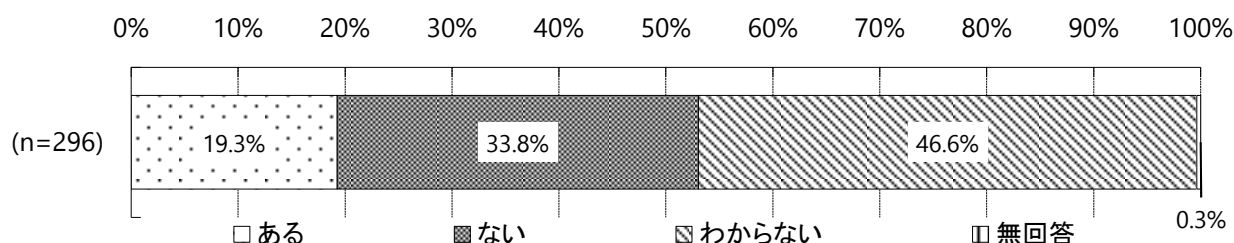
(注2) 「その他」として、「法人主催の職員研修での講師派遣での協力」「ペアトレの研修を委託してもらっているためセンターと役割分担を行い開催している」「同一法人が運営しているため、新規児の情報共有や職員の施設見学、各施設が行う勉強会の参加など協力しながら一体的・効率的に運営している」などといった回答があった。

③ 中核機能強化事業所との連携について

1) 地域の障害児支援において中核的役割を果たす中核機能強化事業所の有無

「わからない」の割合が最も高く 46.6%である。次いで、「ない（33.8%）」、「ある（19.3%）」である。

図表 4-106 地域の障害児支援において中核的役割を果たす中核機能強化事業所の有無



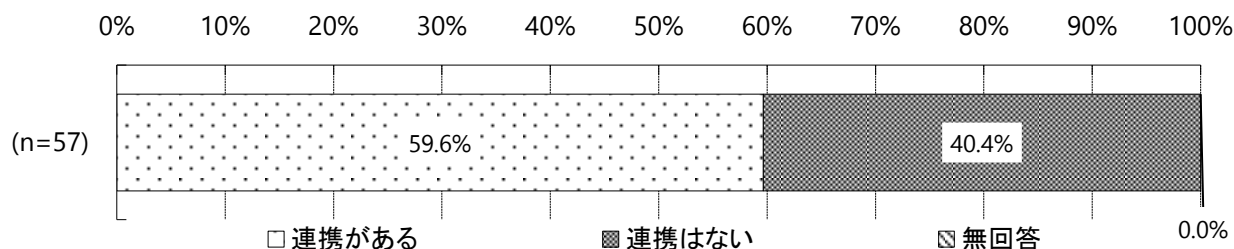
(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

2) 中核機能強化事業所との連携状況

「連携がある」の割合が最も高く 59.6%である。次いで、「連携はない（40.4%）」である。

図表 4-107 中核機能強化事業所との連携状況

(地域の障害児支援において中核的役割を果たす中核機能強化事業所がある場合)

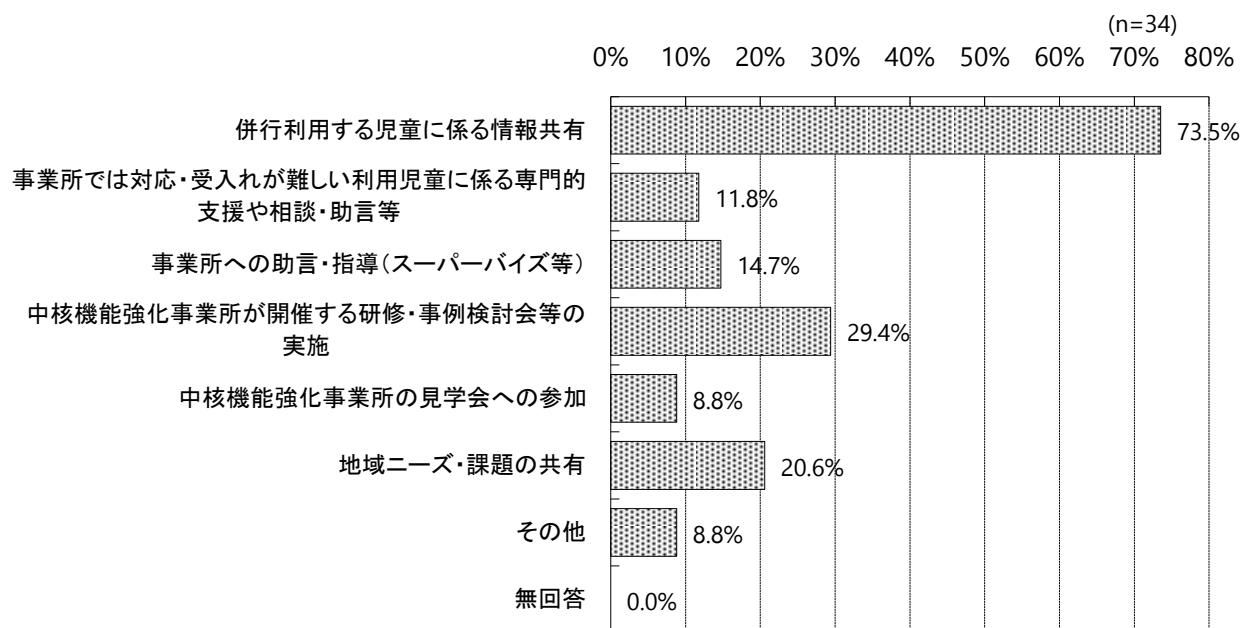


(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

3) 中核機能強化事業所との連携内容

「併行利用する児童に係る情報共有」の割合が最も高く 73.5%である。次いで、「中核機能強化事業所が開催する研修・事例検討会等の実施（29.4%）」、「地域ニーズ・課題の共有（20.6%）」である。

図表 4-108 中核機能強化事業所との連携内容
(中核機能強化事業所との連携がある場合、複数選択)



(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

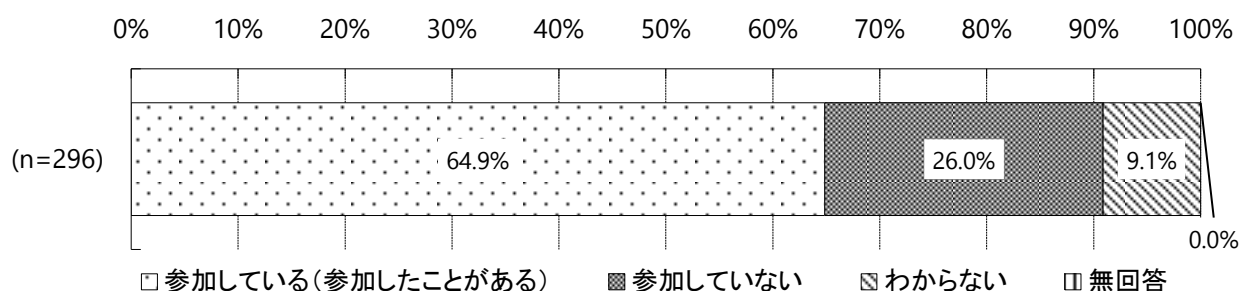
(注2) 「その他」として、「重い病気により摂食が進まないお子さんにS Tの先生をお呼びしてアドバイスをもらった」などといった回答があった。

④（自立支援）協議会や、地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等の会議体への参加状況

1) 会議体への参加状況

「参加している（参加したことがある）」の割合が最も高く 64.9%である。次いで、「参加していない（26.0%）」、「わからない（9.1%）」である。

図表 4-109 （自立支援）協議会や、地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等の会議体への参加状況

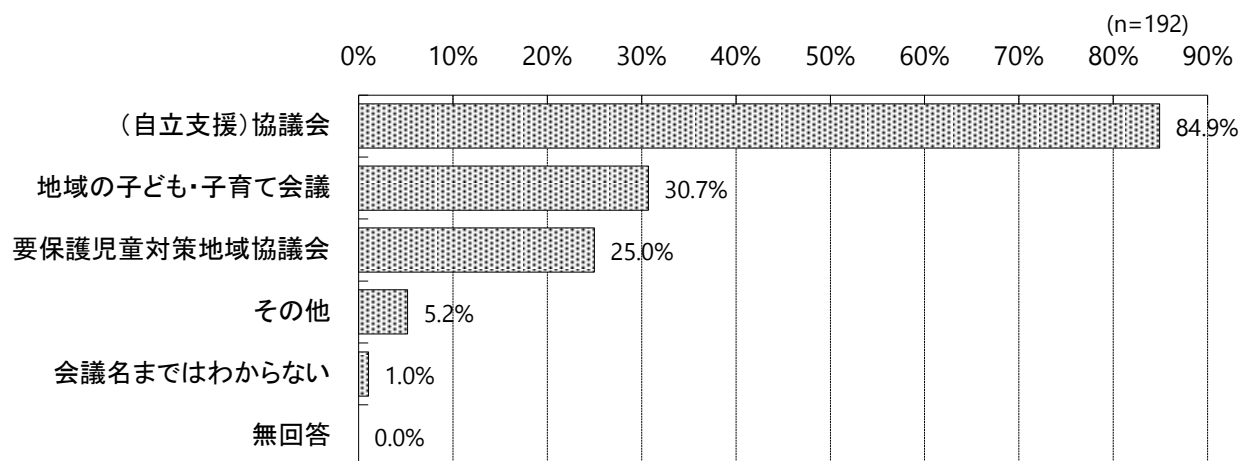


(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

2) 参加したことがある会議体

「（自立支援）協議会」の割合が最も高く 84.9%である。次いで、「地域の子ども・子育て会議（30.7%）」、「要保護児童対策地域協議会（25.0%）」である。

図表 4-110 参加したことがある会議体（参加している場合、複数選択）

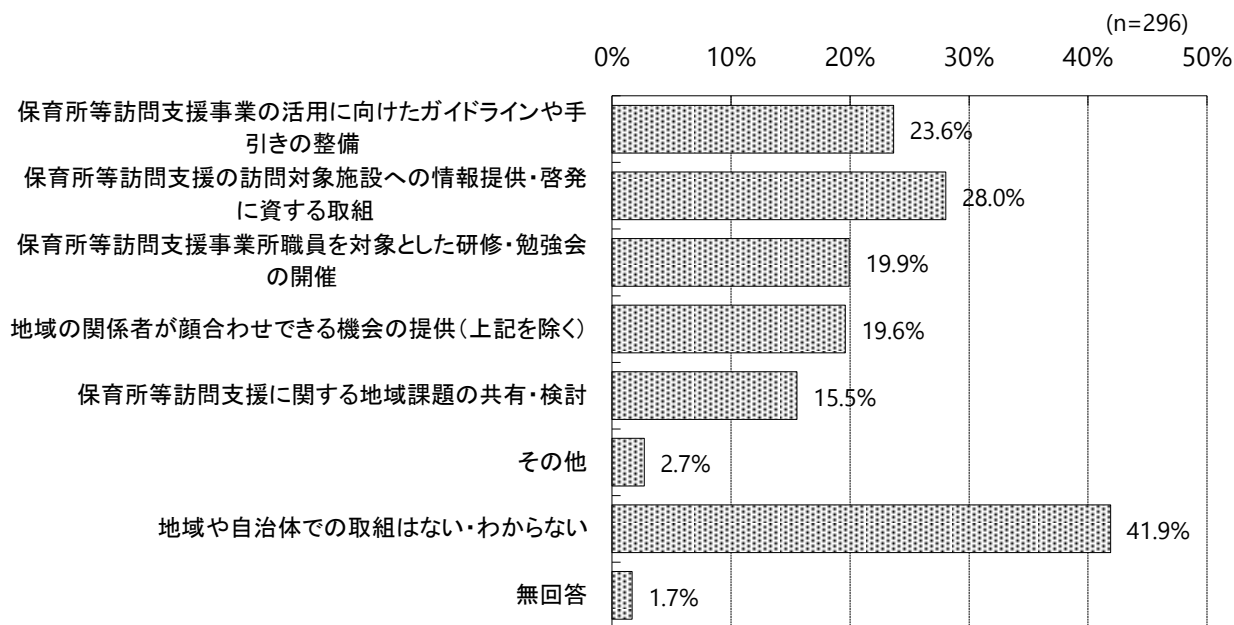


(注1) 「その他」として、「事業所連絡会」「特別支援連携協議会」「自殺予防、こどもの人権擁護に関する会」「巡回相談・相談支援事業所の会議」「児童福祉施設連絡協議会、児童相談所主催の会議」「児童療育部会」などといった回答があった。

⑤ 円滑な保育所等訪問支援の実施に向けた地域単位や自治体での取組状況

「地域や自治体での取組はない・わからない」の割合が最も高く 41.9%である。次いで、「保育所等訪問支援の訪問対象施設への情報提供・啓発に資する取組（28.0%）」、「保育所等訪問支援事業の活用に向けたガイドラインや手引きの整備（23.6%）」である。

図表 4 -111 円滑な保育所等訪問支援の実施に向けた地域単位や自治体での取組状況（複数選択）



(注1) 「その他」として、「学校の校長会での啓発」「障害児保育連絡会に参加し、保育所等訪問支援事業の周知を行うとともに、園長の代表や巡回心理士と顔合わせを行っている」「保育所等訪問連絡会を圏域で立ち上げて情報共有を行っている」などといった回答があった。

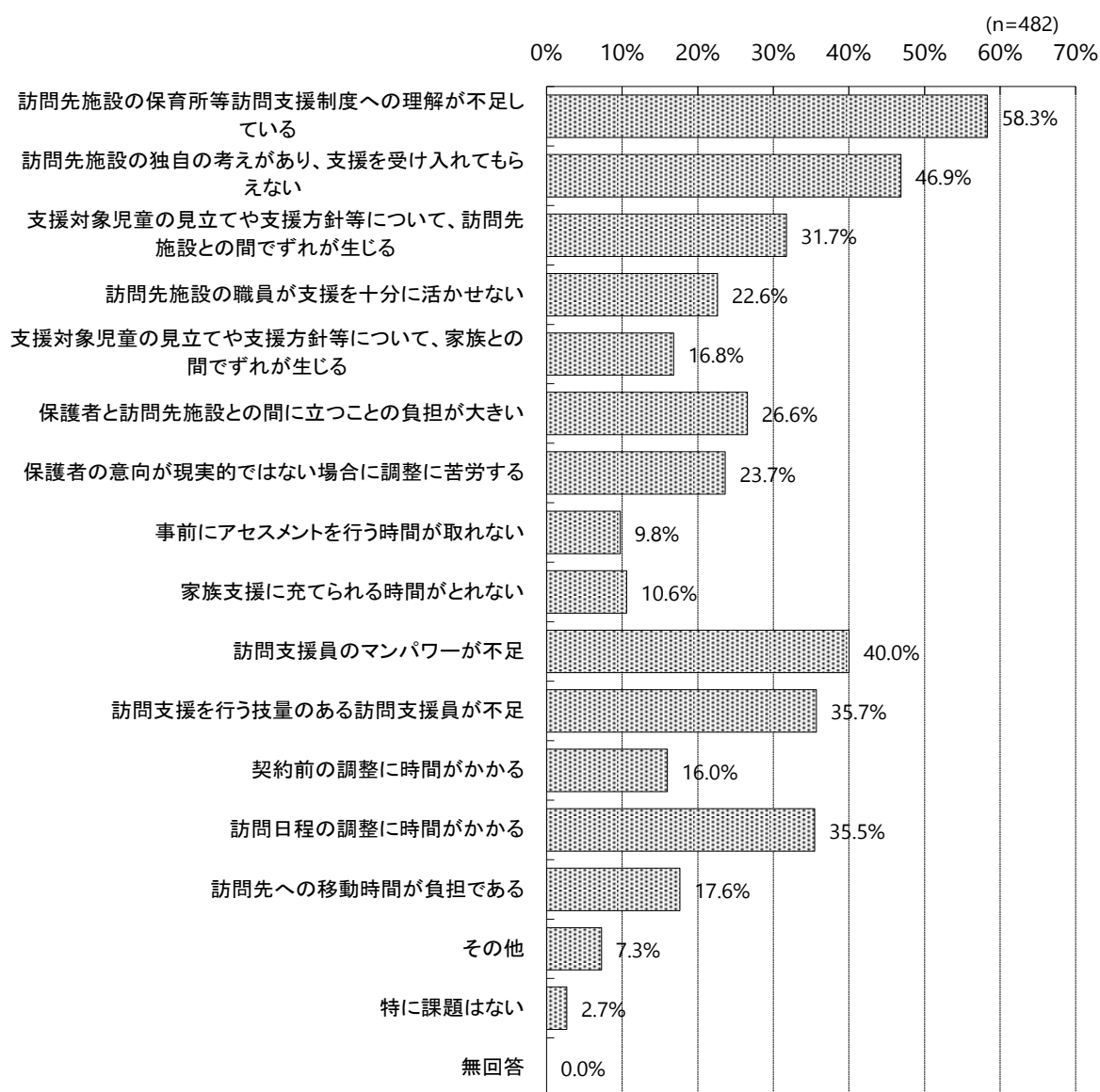
(7) 現在の課題等

① 保育所等訪問支援を行う上での課題

※①については、これまでに保育所等訪問支援の訪問実績があるセンター・事業所（482 か所）を対象に尋ねた。

「訪問先施設の保育所等訪問支援制度への理解が不足している」の割合が最も高く 58.3%である。次いで、「訪問先施設の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない（46.9%）」、「訪問支援員のマンパワーが不足（40.0%）」である。

図表 4-112 保育所等訪問支援を行う上での課題（複数選択）



(注1) 「その他」として、「家族支援（保護者面談：訪問支援のフィードバック以外）は、月をまたぐと加算が算定できない」「欠席対応の加算が無いと、当日休みの際に、保護者からの休み連絡への意識が低いことや、人件費への負担などリスクが高い」「ケースにより訪問先ニーズへの対応が困難」「アセスメントに時間を要する」「自発管が他の業務と兼務しており、業務が重なると各日程調整が難しいことや利用者数の増加に負担があり、啓発を控える状況にある」などといった回答があった。

図表 4-113 保育所等訪問支援を行う上での課題（複数選択、児童発達支援センター・その他事業所別）

		訪問先施設の保育所等訪問支援制度への理解が不足している	訪問先施設の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない	支援対象児童の見立てや支援方針等について、訪問先施設との間で生じる	訪問先施設の職員が支援を十分に活かせない	支援対象児童の見立てや支援方針等について、家族との間で生じる	保護者と訪問先施設との間に立つことの負担が大きい	保護者の意向が現実的ではない場合に調整に苦労する	事前にアセスメントを行う時間が取れない	家族支援に充てられる時間がとれない	訪問支援員のマンパワーが不足	訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足	契約前の調整に時間がかかる	訪問日程の調整に時間がかかる	訪問先への移動時間が負担である	その他	特に課題はない	無回答
(n=482)	Total	58.3%	46.9%	31.7%	22.6%	16.8%	26.6%	23.7%	9.8%	10.6%	40.0%	35.7%	16.0%	35.5%	17.6%	7.3%	2.7%	0.0%
(n=172)	児童発達支援センター	42.4%	38.4%	31.4%	20.9%	14.5%	25.0%	23.8%	4.7%	7.6%	43.6%	39.0%	14.5%	33.7%	16.9%	8.1%	2.3%	0.0%
(n=310)	その他事業所	67.1%	51.6%	31.9%	23.5%	18.1%	27.4%	23.5%	12.6%	12.3%	38.1%	33.9%	16.8%	36.5%	18.1%	6.8%	2.9%	0.0%

図表 4-114 保育所等訪問支援を行う上での課題（複数選択、保育所等訪問支援を開始した年度別）

		訪問先施設の保育所等訪問支援制度への理解が不足している	訪問先施設の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない	支援対象児童の見立てや支援方針等について、訪問先施設との間で生じる	訪問先施設の職員が支援を十分に活かせない	支援対象児童の見立てや支援方針等について、家族との間で生じる	保護者と訪問先施設との間に立つことの負担が大きい	保護者の意向が現実的ではない場合に調整に苦労する	事前にアセスメントを行う時間が取れない	家族支援に充てられる時間がとれない	訪問支援員のマンパワーが不足	訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足	契約前の調整に時間がかかる	訪問日程の調整に時間がかかる	訪問先への移動時間が負担である	その他	特に課題はない	無回答
(n=296)	Total	58.3%	46.9%	31.7%	22.6%	16.8%	26.6%	23.7%	9.8%	10.6%	40.0%	35.7%	16.0%	35.5%	17.6%	7.3%	2.7%	0.0%
(n=83)	2012～2020年度	61.4%	43.4%	20.5%	27.7%	20.5%	32.5%	24.1%	9.6%	7.2%	39.8%	37.3%	16.9%	27.7%	20.5%	10.8%	4.8%	0.0%
(n=108)	2021～2023年度	74.1%	52.8%	37.0%	20.4%	17.6%	26.9%	25.9%	14.8%	13.0%	36.1%	37.0%	13.0%	41.7%	14.8%	3.7%	1.9%	0.0%
(n=102)	2024年度以降	66.7%	59.8%	35.3%	24.5%	17.6%	25.5%	24.5%	13.7%	13.7%	36.3%	28.4%	22.5%	41.2%	21.6%	7.8%	2.9%	0.0%
(n=3)	無回答	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（注1）児童発達支援センター・中核機能強化事業所には保育所等訪問支援事業所の開始年度を尋ねていないため、児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く保育所等訪問支援事業所（296 か所）を集計対象とした。

② 国や自治体に求める支援

※②については、これまでに訪問したことがある保育所等訪問支援事業所（児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、296 か所）を対象に尋ねた。

国や自治体に求める支援は以下の通り。

図表 4-115 国に求める支援（自由記載）

（保育所等訪問支援の周知）

- ・ 訪問先施設に対する保育所等訪問支援事業の意義や効果の周知
- ・ 保育所等訪問支援を保護者へ周知してほしい。学校の先生は求めている、保護者が制度を知らない
- ・ 保育園、幼稚園、こども園、小中高などに保育所等訪問支援について認知度を高めるようなアナウンスをしてほしい。インクルージョンの考えに沿った有効な支援事業だと思うのでもっと広めていくべき

（教育現場への保育所等訪問支援の周知）

- ・ 文科省を通じて、保育所等訪問の必要性を各学校の校長におろしてもらおう。福祉側からではなく、教育側から伝えることが必要。最近は校長独自の考えで、対応が大きく変わる
- ・ 訪問先の学校に対してインクルーシブな社会の実現の為に、訪問支援の受け入れを許可していただけるよう働きかけて欲しい
- ・ 訪問支援に対して、養育機関に対する周知や連携体制が整うような整備をしてほしい。やはり、教育機関は受け入れに対して、「批判される」、「見に来られる」という意識が高く、連携というところに結び付きにくい。敵ではなく、味方であることを理解してもらえるような整備をしてほしい。特にセンターや中核的機能の場がないので、どうしても、事業所の営利目的だと勘違いされてしまう

（教育と福祉の連携）

- ・ 福祉の考えを教育現場にも理解していただきたい。教育現場と福祉の研修会を持てほしい
- ・ 小中学校教職員に、保育所等訪問支援のみならず、放課後等デイサービスなどの支援について理解を深めてほしい、また発達障害などの「特性」についても同様に理解をする必要性について啓もうしてほしい。教職員の接し方で二次障害を生んでいるようなケースもあるか
- ・ 縦割りの組織体制があり、福祉・教育・行政の連携が不十分。国の方針の解釈が地域に伝わっていない事があり、特に発達障害に関しての対応についてとらえ方が違う事があるので、解釈のずれを調整して欲しい

（研修の充実）

- ・ 保育所等訪問支援業務において役立つスキルの研修
- ・ 具体的なモデル（実施方法、記録の取り方、書類整備）を示して、研修を行ってほしい。ガイドラインに沿って実施しているつもりではあるが正しいやり方が正直わからない

（報酬の見直し）

- ・ 報酬単価、加算の見直し。訪問月でなければ家族支援加算等の算定ができないのを改定してほしい
- ・ 保育所等訪問支援の回数が少なく、必要としている対象児童への支援が不十分。施設などからの紹介で同じ施設の児童が増える傾向にあるため、同日に同一施設で違うクラスの児童を複数支援する場合の減算が大きすぎる
- ・ 給付費の増額を検討してほしい。1日2時間の訪問支援では、現状訪問先も午前中に支援希望が集中する

ため、支援希望を満たすためには支援員の確保が必要になる。現状の給付費では兼務職員で対応するほかできないが、本当は専属の訪問支援員を確保して支援内容や支援の質の向上を行いたい

- ・ より良い支援を目指すのであれば、訪問支援員の資質向上が必須。訪問支援員の質の格差は大きい、算定上格差がつかないため資質が向上していかない。難しいと思うがサービス提供の質に見合った算定が担保されると有難い
- ・ こども園に行く訪問支援員は、保育士の方が適していると思うので、児童福祉施設で経験のある職員に加算がとれるのはいいのだが、小学校や中学校などに支援に行くのは、教員免許と学校での経験が加算して優遇されるのが当然ではないのか。放デイもそうだが、そこが矛盾している
- ・ 保育所等訪問支援事業の単価を上げてほしい。移動や日程調整、情報共有の時間、保護者に報告する時間なども考慮してほしい。現在は、欠席すると収入がない、不登校になると、学校と連携が特に必要なのにその加算はない

(その他)

- ・ 夏休みなど長期休みの際の売り上げが上がらない点の解消
- ・ しっかりとやっていることに対しては、もっと評価してもらえるといいと感じます
- ・ 制度名に“保育所等”とある。訪問対象が学校の場合、利用に際する抵抗感が訪問先の施設にあるように思われます。名称の変更は可能でしょうか？

(注1) 児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

(注2) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 4-116 自治体に求める支援

(保育所等訪問支援の周知)

- ・ 保育所等訪問支援の存在、必要性を各施設にもっとアピールしてほしい
- ・ 幼稚園や保育所、学校などに対して、保育所等訪問支援への理解や協力の促進を行ってほしい
- ・ サービスについて知らない訪問先が多く、警戒されることが多いので、保育所や学校等に保育所等訪問支援のサービスの内容や活用方法、受け入れ方、利用することでの効果について、周知・紹介していただきたい
- ・ 訪問先に、保育所等訪問支援についての理解を促して欲しい。ただ、受け入れをと言うだけでなく指導されると勘違いしていることが多いので支援の趣旨を理解して欲しい

(教育現場への保育所等訪問支援の周知)

- ・ 市町村の教育委員会から、訪問支援の内容や有用性について、校長会で紹介・斡旋してほしい（障がい福祉と教育委員会の連携がなされていない）
- ・ 地域・教育委員会の理解、学校への周知が未実施であるがゆえに、【保育所等訪問支援】のワードすら知らない教員が多い
- ・ 教育、福祉の連携が不十分で、現場の訪問員の後ろ盾になってくれる行政がいない。毎年福祉サービスの説明を現場の先生方（特に小中学校）へ行わないといけない事があり、周知されていない事がある
- ・ 教育側の受け入れ態勢を整えて欲しい。特に校長先生の意見によって、福祉が現場に入れるか入れないかが左右されてしまう。学校の管理職を対象にした、保育所等訪問支援のサービス利用の意義についての研修等を行ってほしい

(教育と福祉の連携)

- ・ 教育現場と福祉の研修会の場を持ってほしい
- ・ 地域連携（教育と福祉）ができていないので相互理解と勉強の場をつくってほしい。教育委員会と行政、福祉の縦割りの壁があり、情報の共有や連携の意識が希薄である問題意識を持ってほしい。教育委員会の保育所等訪問支援の指針はあるが校長や現場職員に浸透していないことから、制度の活用と認識に関して「市における教育と福祉の連携マニュアル」と策定し、誰でも確認できる環境設定を行ってほしい

（事業所向けの研修や事業所連絡会）

- ・ 保育所等訪問支援におけるスキル習得に向けた研修会の開催機会を増やしてほしい
- ・ スキルアップのための研修会の実施、事業所同士の協議会
- ・ 重心児の保育所等訪問支援に対する研修や勉強会の実施、各学校や保育園への周知（利用できることを知らない方が多い）
- ・ 保育所等訪問支援の質向上のための研修などを実施してほしい。また保育園、幼稚園、こども園、小中高の職員からも利用の提案をできるような仕組みを構築してほしい

（保育所等訪問支援の利用調整）

- ・ 訪問を必要としている施設と訪問を提供する事業所のマッチング
- ・ 教育委員会が主体となって、保育所等訪問を調整する機能をもってほしい

（自治体における手順書や方針の提示）

- ・ 保育所等訪問支援事業利用の市としての手順の整備と、訪問先への周知
- ・ 国のガイドラインに基づいた自治体の方針や考え方を年度当初に自治体内の事業所に提示し、事業所間ですり合わせができると良い
- ・ 自治体バージョンの手引書・ガイドラインの作成（事業所向けバージョンと訪問先施設バージョン）。訪問先施設が、他事業所の保育所等訪問支援について十分な説明を受けず、サービス提供方法に困惑するケースがある。事業所への適切な指導と、施設側へのインクルージョンの意義理解の促進が課題である

（その他）

- ・ 啓発活動は多くしてほしい。また、保育所等訪問支援を行う事業所によって質と内容がバラバラである。保育所等訪問支援を行う事業所のかじ取りをしてほしい。民間に委ねず
- ・ 訪問支援の給付日数について他の自治体を参考にしつつも十分な回数が何回なのかをしっかりと検討してほしい。また、地域によっては障害福祉施設関連の会合や勉強会が実質的に全く機能していないところや、児童発達支援センターが全く機能していない地域もあり、非常に残念。もう少し、中核機能としての責任を果たしてほしい

（注1）児童発達支援センター・中核機能強化事業所を除く、保育所等訪問支援事業所を対象に尋ねた。

（注2）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

第5章 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所アンケート調査

1. 調査実施概要

① 調査目的

地域における児童発達支援センターや中核機能強化事業所に対する認知や連携状況を把握することを目的とし、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所への簡易的なアンケート調査を実施した。

② 調査対象

- ・ 児童発達支援事業所（悉皆、13,412 か所（令和5年社会福祉施設等調査より））
 - ・ 放課後等デイサービス事業所（悉皆、21,112 か所（令和5年社会福祉施設等調査より））
- ※ただし、保育所等訪問支援事業所、児童発達支援センター、中核機能強化事業所加算を算定する事業所は、本調査の対象外（別のアンケート調査の対象）とした。

③ 調査方法

こども家庭庁担当課より、指定を行う都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に調査の案内を行った。都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市から、事業所宛にメールで調査を案内いただき、事業所からはWeb（Questant）での回答・回収とした。

④ 調査項目

調査項目は以下のとおり。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○基本情報<ul style="list-style-type: none">・ 自治体種別・ 運営法人、多機能型事業所か否か、実施事業等○地域の児童発達支援センター、中核機能強化事業所との連携状況<ul style="list-style-type: none">・ 地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関の認識、設置の有無・ 地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関との連携状況等 |
|--|

⑤ 調査実施時期

令和7年11月18日～令和7年12月23日

⑥ 回収状況

有効回答数は3,468件であった。

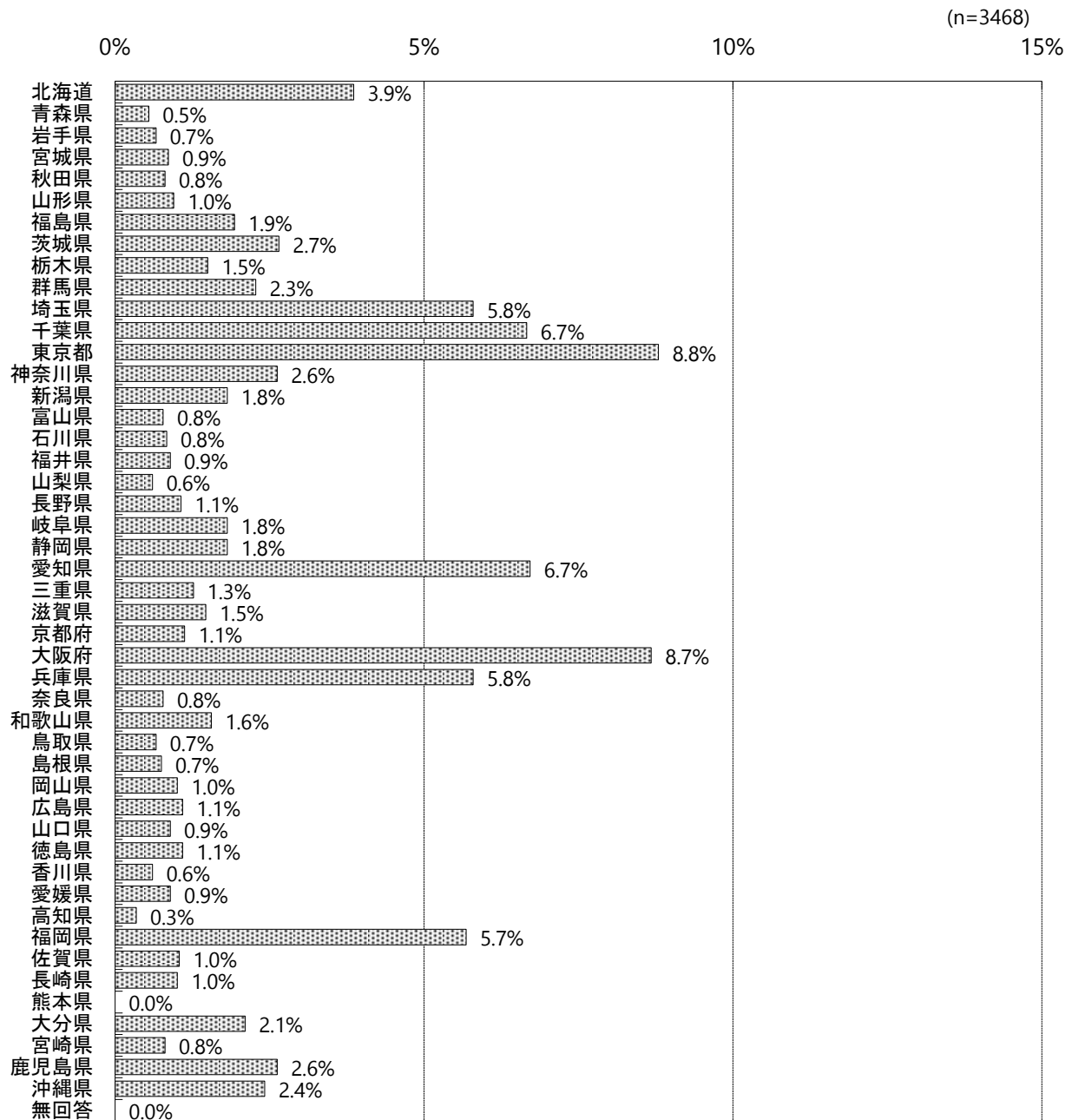
2. 調査結果

(1) 基礎情報

① 都道府県別の回収状況

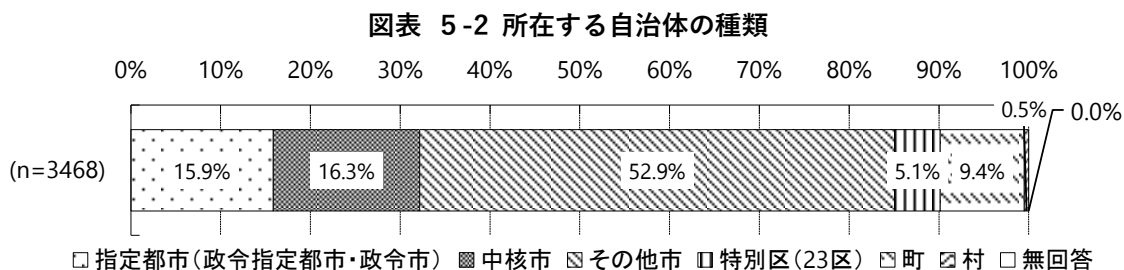
回答のあった事業所の都道府県は以下のとおり。

図表 5-1 都道府県別回収状況（単数選択）



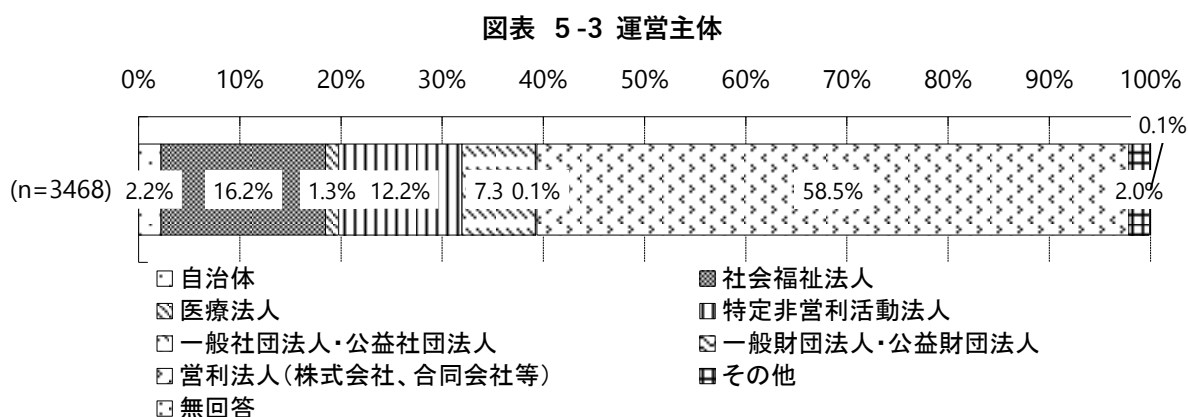
② 所在する自治体の種類

「その他市」の割合が最も高く 52.9%である。次いで、「中核市（16.3%）」、「指定都市（政令指定都市・政令市）（15.9%）」である。



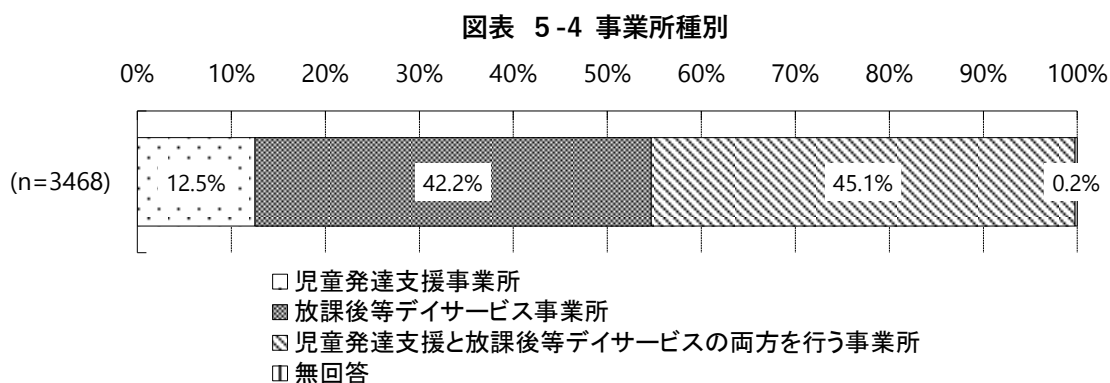
③ 運営主体

「営利法人（株式会社、合同会社等）」の割合が最も高く 58.5%である。次いで、「社会福祉法人（16.2%）」、「特定非営利活動法人（12.2%）」である。



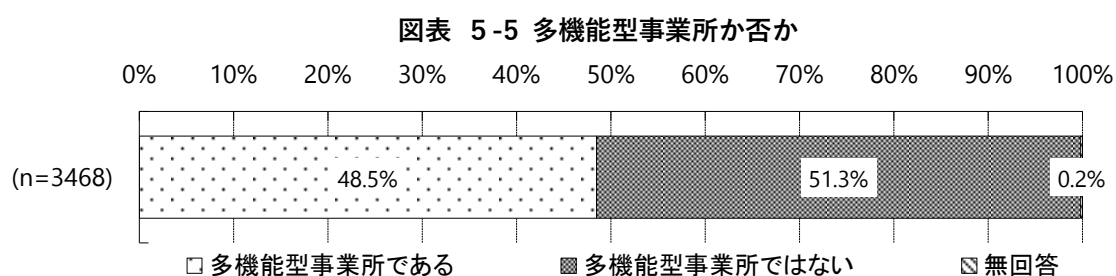
④ 事業所種別

「児童発達支援事業所」が 12.5%、「放課後等デイサービス事業所」が 42.2%、「児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を行う事業所」が 45.1%である。



⑤ 多機能型事業所か否か

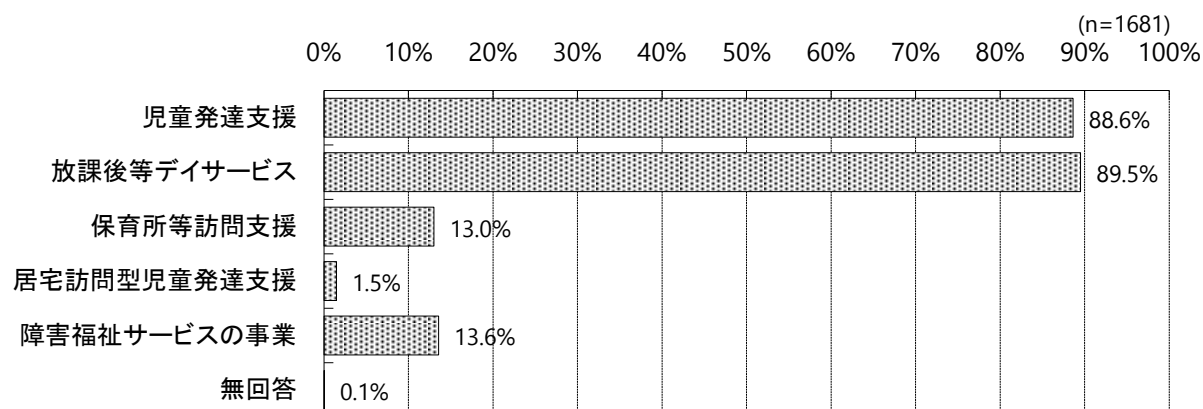
「多機能型事業所である」が 48.5%、「多機能型事業所ではない」が 51.3%である。



⑥ 多機能型事業所として一体的に実施するサービス

「放課後等デイサービス」の割合が最も高く 89.5%である。次いで、「児童発達支援（88.6%）」、「障害福祉サービスの事業（13.6%）」である。

図表 5-6 多機能型事業所として一体的に実施するサービス（多機能型事業所の場合、複数選択）

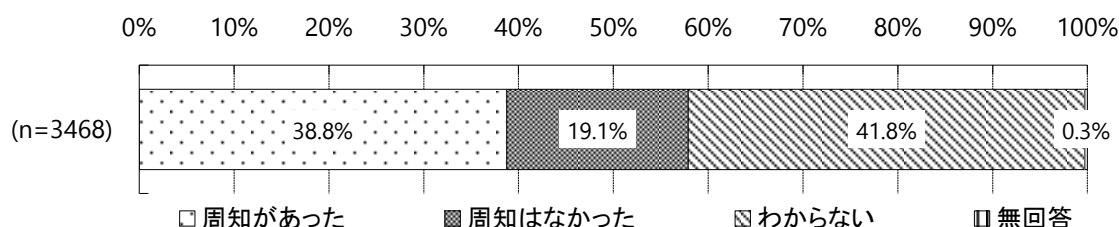


(2) 地域の児童発達支援センター、中核機能強化事業所との連携について（令和7年9月末時点）

① 市町村における、地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関の周知の状況

「わからない」の割合が最も高く 41.8%である。次いで、「周知があった（38.8%）」、「周知はなかった（19.1%）」である。

図表 5-7 市町村における、地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関の周知の状況

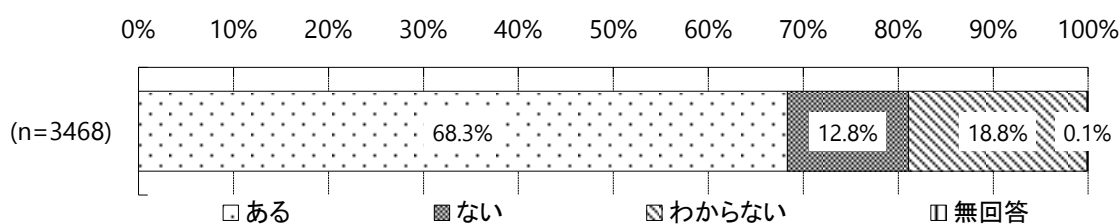


② 児童発達支援センターとの連携について

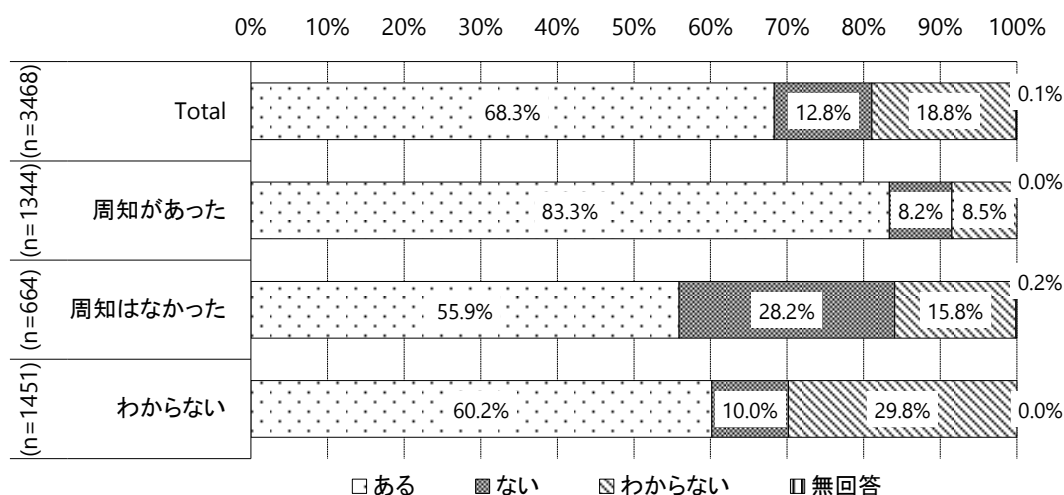
1) 地域の障害児支援において中核的役割を果たす児童発達支援センターの有無

「ある」の割合が最も高く 68.3%である。次いで、「わからない（18.8%）」、「ない（12.8%）」である。

図表 5-8 地域の障害児支援において中核的役割を果たす児童発達支援センターの有無

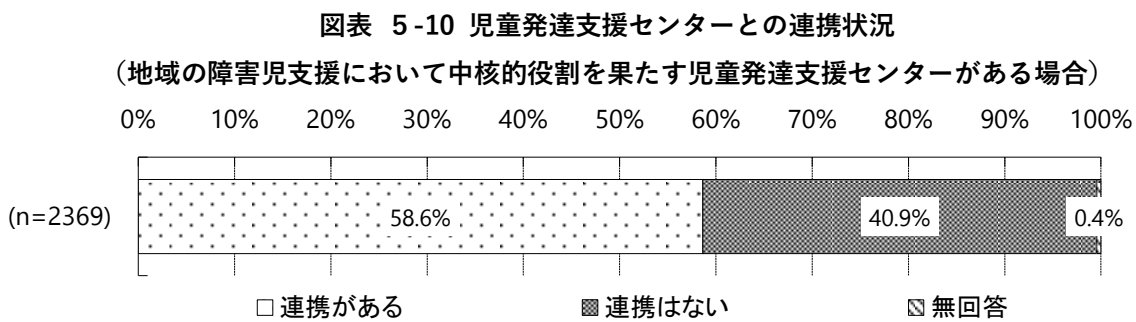


図表 5-9 地域の障害児支援において中核的役割を果たす児童発達支援センターの有無
（市町村による中核的役割を果たす機関の周知状況別）

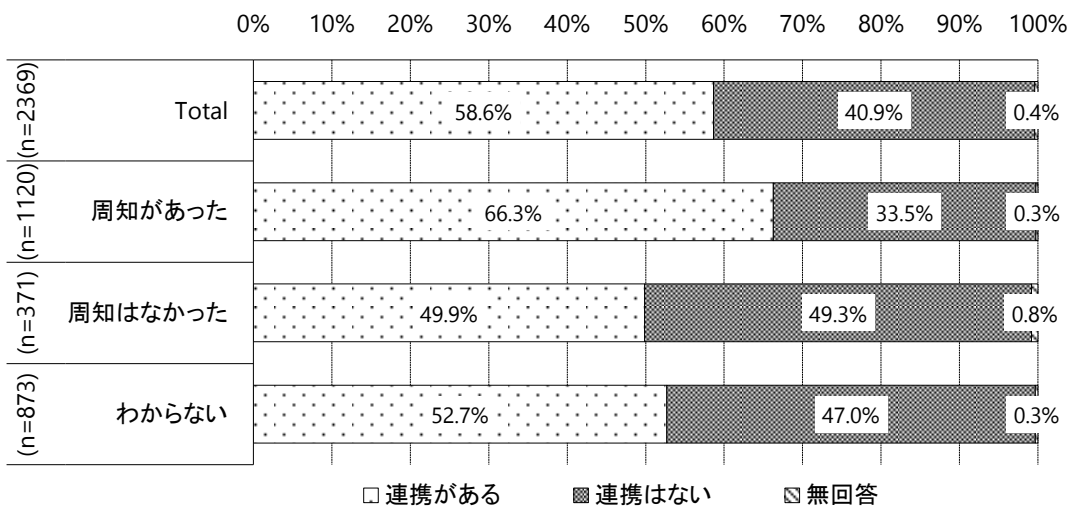


2) 児童発達支援センターとの連携状況

「連携がある」が 58.6%、「連携はない」が 40.9%である。



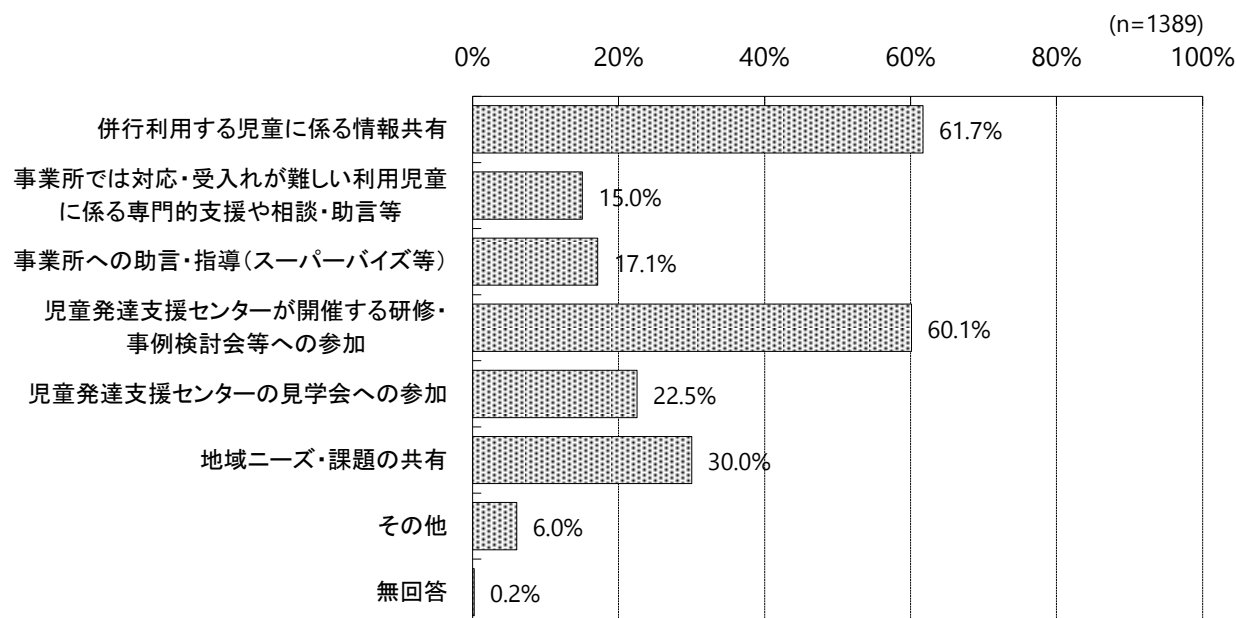
図表 5-11 児童発達支援センターとの連携状況（市町村による中核的役割を果たす機関の周知状況別）



3) 児童発達支援センターとの連携内容

「併行利用する児童に係る情報共有」の割合が最も高く 61.7%である。次いで、「児童発達支援センターが開催する研修・事例検討会等への参加（60.1%）」、「地域ニーズ・課題の共有（30.0%）」である。

図表 5-12 児童発達支援センターとの連携内容（児童発達支援センターとの連携がある場合、複数選択）



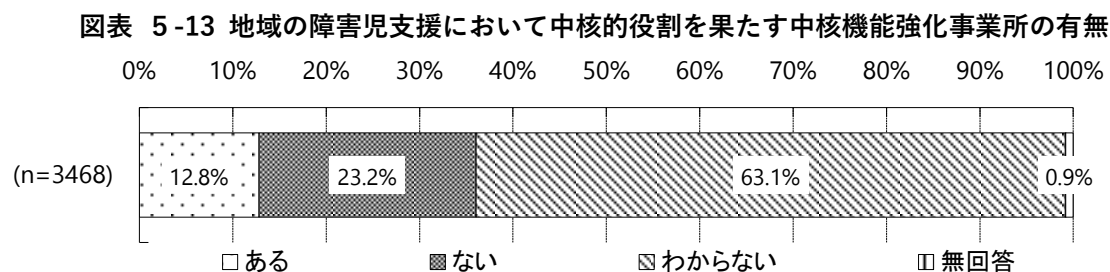
(注1)「その他」として以下のような回答があった。

- ・ イベントでの交流
- ・ 未就学児分科会・就学時分科会の会議
- ・ 障害児通所支援施設の連絡協議会を開催
- ・ 児童発達支援センターでは対応・受け入れが難しい利用児童の受け入れ要請
- ・ 児童発達支援センターの利用年齢が0～2歳なので、退所児童の紹介、情報の共有
- ・ 制度、政策等の共有
- ・ 地域の放課後等デイサービスの情報の集約と周知
- ・ 職員交換実習
- ・ 臨床心理士を派遣して頂き巡回相談を実施
- ・ 保育所等訪問事業の活用

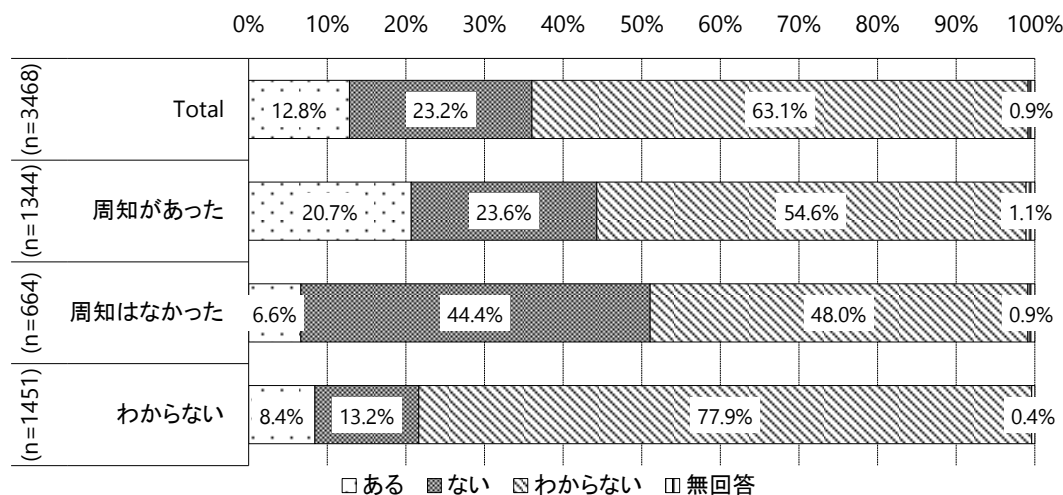
③ 中核機能強化事業所との連携について

1) 地域の障害児支援において中核的役割を果たす中核機能強化事業所の有無

「わからない」の割合が最も高く 63.1%である。次いで、「ない（23.2%）」、「ある（12.8%）」である。

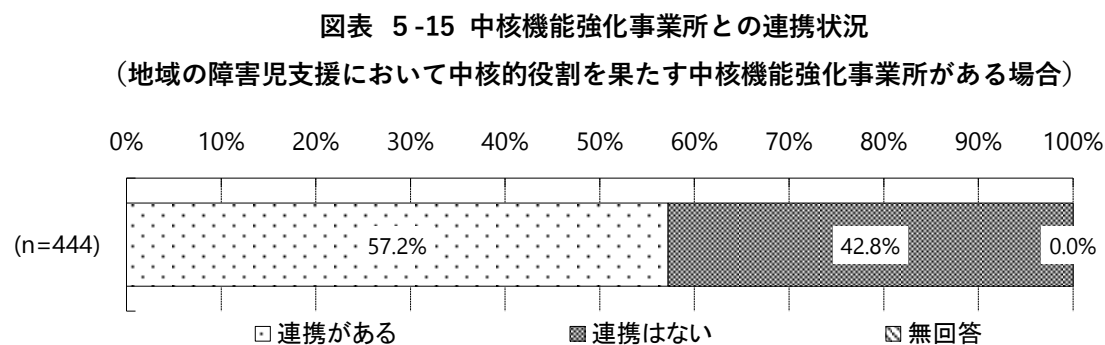


図表 5-14 地域の障害児支援において中核的役割を果たす中核機能強化事業所の有無
(市町村による中核的役割を果たす機関の周知状況別)

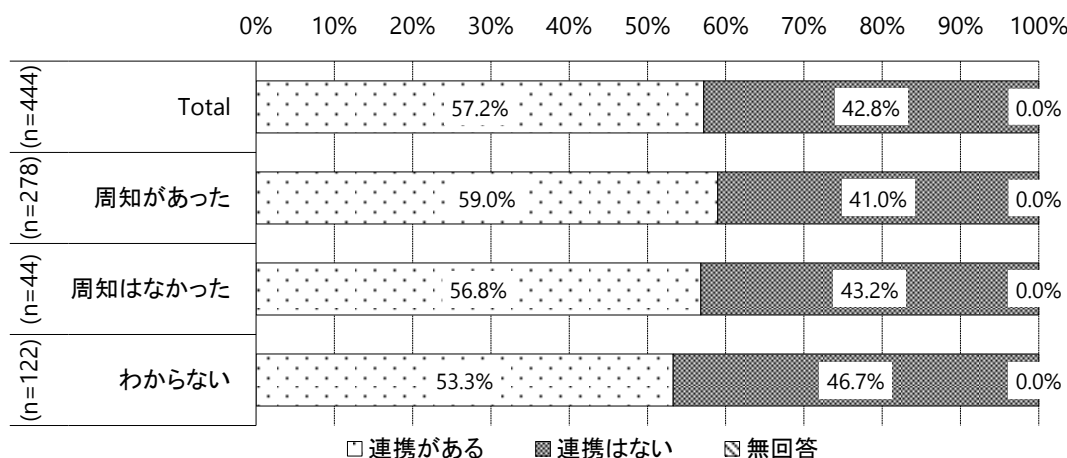


2) 中核機能強化事業所との連携状況

「連携がある」が 57.2%、「連携はない」が 42.8%である。



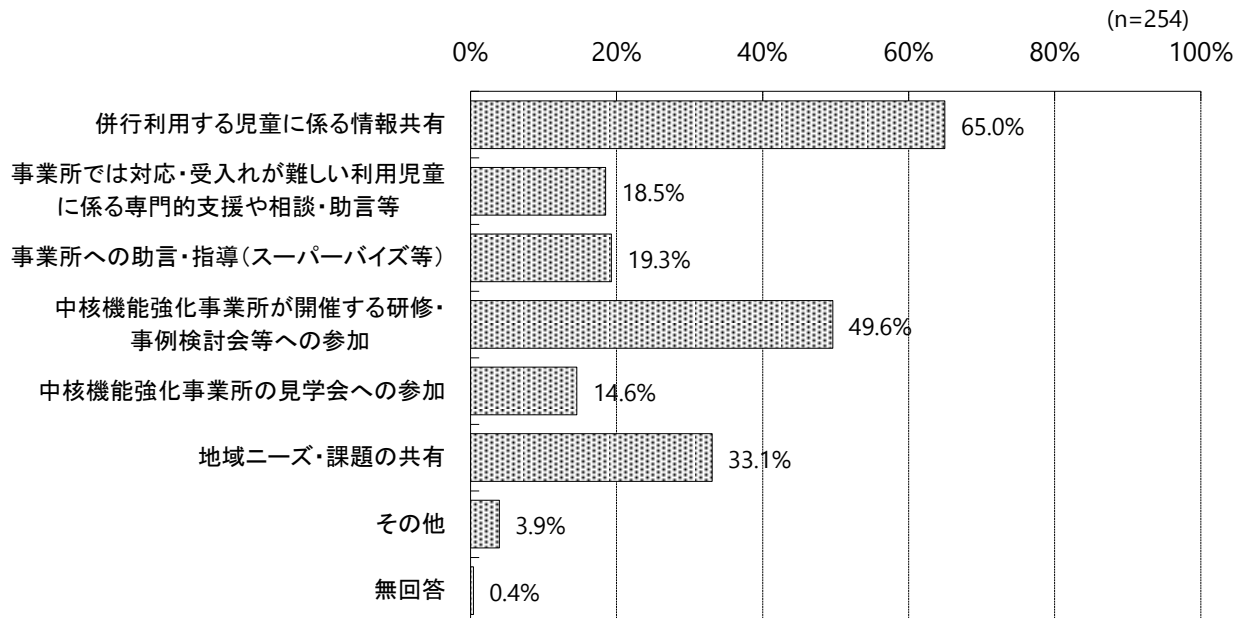
図表 5-16 中核機能強化事業所との連携状況（自治体による中核的役割を果たす機関の周知状況別）



3）中核機能強化事業所との連携内容

「併行利用する児童に係る情報共有」の割合が最も高く 65.0%である。次いで、「中核機能強化事業所が開催する研修・事例検討会等の実施（49.6%）」、「地域ニーズ・課題の共有（33.1%）」である。

図表 5-17 中核機能強化事業所との連携内容（中核機能強化事業所との連携がある場合、複数選択）



（注1）「その他」として、「中核機能強化事業所では受け入れが難しい利用児童の受け入れ要請」、「児童の紹介や情報共有等」、「相談支援員の依頼」、「合同でイベントを行う」といった回答があった。

第6章 ヒアリング調査

1. 調査実施概要

① 調査目的

アンケート調査では把握しきれない、施設等へのアウトリーチ支援の体制構築や支援の事例を収集することを目的として、インクルージョン推進にあたり地域の実情に応じた支援体制を構築している自治体、効果的な支援を行っている保育所等訪問支援事業所、児童発達支援センター・中核機能強化事業所を対象にヒアリング調査を実施した。

② 調査対象、実施時期、実施方法

市町村4か所、児童発達支援センター5か所、中核機能強化事業所1か所、保育所等訪問支援事業所1か所に対してヒアリング調査を行った。

市町村の選定にあたっては、規模、インクルージョン推進に向けた体制整備（障害児支援の中核機能の整備）の状況、アウトリーチ支援に係る制度・事業の活用状況等を考慮して、選定を行った。

事業所の選定にあたっては、事業所の種類、支援で活用する制度・事業（保育所等訪問支援、中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算、地域障害児支援体制強化事業等）、支援対象、取組内容を考慮して選定を行った。

図表 6-1 調査対象、実施時期、実施方法

種別	対象	実施日	実施方法
自治体	滋賀県大津市	令和8年1月8日	オンライン
自治体	宮崎県延岡市	令和8年2月24日	オンライン
自治体	神奈川県綾瀬市	令和8年2月24日	オンライン
児童発達支援センター	うめだ・あけぼの学園	令和7年8月20日	対面
児童発達支援センター	むぎのこ児童発達支援センター	令和7年9月22日	オンライン
児童発達支援センター	アグネス園	令和8年3月2日	オンライン
児童発達支援センター	つくも幼児教室	令和8年2月16日	オンライン
児童発達支援センター／自治体	こどもセンターゆいまわる、沖縄県南風原町	令和8年1月20日	対面
中核機能強化事業所	そいる小郡	令和8年2月5日	オンライン
保育所等訪問支援事業所	遊びりパークリノアおおば	令和8年2月13日	オンライン

③ 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 6-2 調査項目

自治体	1. 児童発達支援センター等の設置状況 ・ 地域資源の状況 ・ 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、整備にあたってのプロセス ・ 地域障害児支援体制強化事業の活用状況
-----	--

	・ 児童発達支援センター等と自治体の連携状況 2. 保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況 ・ 自治体内の施設等へのアウトリーチ支援の仕組み（支援対象、支援方法、委託先、サービス・事業の使い分け等） ➤ 予算事業の活用 ➤ 保育所等訪問支援の活用 ➤ 自治体の専門職の活用 等 ・ 上記の仕組みを構築したプロセス ・ アウトリーチ支援を行うにあたっての庁内連携 ・ アウトリーチ支援を円滑に・効果的に進めていくための工夫 3. その他 ・ 施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題 ・ 国・都道府県に求める支援
児童発達支援センター・中核機能強化事業所	1. 基本情報 ・ 以前のセンターの運営形態及び類型 ・ 実施している事業や併設事業、中核機能強化加算の届出状況、職員体制 ・ 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、センター・事業所が果たす役割（わかれば） 2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況 ・ 地域障害児支援体制強化事業の活用の有無 ・ （活用がある場合）現時点での実施事業、具体的な内容 3. 施設等へのアウトリーチ支援等の実施状況 ・ 他機関へのアウトリーチ支援における制度・事業の使い分け、実施状況（支援対象、実施内容、実施の流れ等） ➤ 保育所等訪問支援 ➤ 児童発達支援の中核機能強化加算の活用 ➤ 地域障害児支援体制強化事業 ➤ 障害児等療育支援事業 ➤ その他予算事業等 ・ その他、地域の事業所等への研修等のインクルージョンの理解促進に資する取組の状況 ・ 他機関への支援を行う上で留意していること・工夫 ・ 自治体から得られてよかったサポート 4. その他 ・ 保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題 ・ 国・自治体等に求める支援
保育所等訪問支援事業所	1. 基本情報 ・ 実施しているサービス・事業

	・ 保育所等訪問支援の開始年 2. 訪問支援員の体制や訪問実績 ・ 訪問先施設・訪問した障害児の特徴、支援のきっかけ ・ 訪問支援員の人数、職種、経験年数 ・ 訪問時の体制、訪問支援員の養成に関する取組状況 3. 支援内容や行っている工夫、得られた成果 ・ 保育所等訪問支援の支援の流れ、支援で留意していること・工夫 ・ 保護者、訪問先施設、他機関（相談支援事業所、本人が利用する障害児支援事業所、自治体、児童発達支援センター等）との連携状況 ・ 支援によって得られた成果・変化 4. その他 ・ 令和6年度報酬改定、保育所等訪問支援ガイドラインの影響 ・ 地域における保育所等訪問支援に類似するアウトリーチ支援の有無、保育所等訪問支援との使い分けの状況（わかる範囲で） ・ 保育所等訪問支援を行う上での課題 ・ 自治体から得られてよかったサポート、国・自治体等に求める支援
--	---

2. 調査結果

【自治体】

（1）滋賀県大津市

0. 自治体の体制

- ・大津市は、こどもの発達に関する相談機関として「こども発達相談センター」を直営で運営している。こども発達相談センターでは、障害の有無にかかわらず、3歳6か月児健診後から中学生までのこどもの発達に関する家族からの相談を受け付け、多職種が関係機関と連携して支援を行っている。
- ・こどもの育ち支援課では、保育所や幼稚園（以下、保育所等）に通う加配対象のこどもを対象とした、巡回による発達相談を担っている。

1. 児童発達支援センター等の設置状況

（1）地域資源の状況（障害児支援の充足状況等）

- ・当市には公立の児童発達支援センターが3か所（やまびここども療育センター、北部こども療育センター、東部こども療育センター）設けられており、就園前のこどもを対象に児童発達支援を行っており、併行通園は行っていない。一方、民間の児童発達支援事業所も複数設置されており、そこでは併行通園も行っている。また、放課後等デイサービスも民間事業者が多数参入しており、待機児童は出ていない。
- ・保育所等での統合保育（インクルーシブ保育）の中で支援していくことをスタンダードとしており、保育士については、重度の障害のあるこども1名に対し1名、軽度・中等度の障害のあるこども3名に対し1名の職員を加配するという当市独自の制度（発達支援保育制度）がある。

（2）児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、整備のプロセスや工夫

- ・各児童発達支援センターでは、児童発達支援と、数は少ないものの保育所等訪問支援を中心的に実施している。現状としては、国が求める中核機能はまだ十分に備わっていない。他の関係機関も含めて当市全体でみると、必要な機能は概ね備わっている状態である。一体的な体制という点ではまだ課題があるため、当市全体としてどのように効率的・一体的な体制を整備していくか、協議を重ねている。
- ・当市において中核機能強化加算は算定されていない。現在、就学前のこどもを対象とした支援は手厚く実施できているが、学齢期の相談支援が十分でない。保育所等訪問支援も、直近で保育所等への支援を拡充している段階であり、学齢期には対応できていない。
- ・当市では、50年以上前から障害児支援の実績を積み重ねてきた。時代に合わせて機能を拡充して来ており、必要な機能は概ね揃っていると考えている。一方で、全体のバランスという点では縦割り行政の課題も大きいと、整理をしていく必要がある。その中で、児童発達支援センターの位置付けについても検討を進めている。

（3）地域障害児支援体制強化事業の活用状況

①地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回相談の体制

- ・当市では、民間の事業所がアウトリーチ支援を行うことは少なく、市が直接雇用する専門職が保育所等や学校に出向いている。アウトリーチ支援を行う事業は主に2つあり、目的によって使い分けている。1）保育所等に通う加配対象

のこどもの保育についての巡回相談と、2) 加配対象かどうかに関わらず、保護者が発達を心配してこども発達相談センターに相談を申し込んだケースを対象に、保育所等や学校でのこどもの様子を確認したり、保育士・教諭等と連携するために職員が施設を訪問する取組、がある。

- ・1) については主にこどもの育ち支援課、2) については主にこども発達相談センターから、正規職員と会計年度任用職員が訪問している。地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）の事業費はそのうち会計年度任用職員の人件費に充てている。
- ・こどもの育ち支援課では、巡回支援に携わる会計年度任用職員は 14 名勤務しており、うち心理職の発達相談員（こどもの心理相談を担当）が 6 名、家庭相談員（保護者の相談を担当）が 8 名である。家庭相談員は、元保育士など様々な経歴の方がいる。作業療法士・理学療法士も巡回にあたっているが、これらの専門職については別途外部委託しているため、地域障害児支援体制強化事業の事業費は充てていない。

②地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回相談の支援内容

（支援対象）

- ・保育所等の加配対象のこどもは全員が巡回相談の対象である。加配対象でない場合で、保護者の要望で、こども発達相談センターが相談対応を開始したこどものうち、保育所等や学校でのこどもの姿や保育・教育の状況を直接観察したほうがよいと担当職員が判断した場合に、巡回相談を実施している。乳幼児健診後、3 歳半までは母子保健課が保育所等と連携してフォローアップしており、こども発達相談センターは 3 歳 6 か月児健診以降、中学 3 年生までのこどもを対象としている。

（支援内容）

- ・加配対象のこどもの巡回相談は、1 ケースにつき少なくとも年 1 回、必要に応じて年 2 回、保育所等を訪問する。それでは不十分なこどもや、支援対象ではないが課題がみられるこどもに対しては、幼保支援課の発達相談員・保育士が相談に対応している。こども発達相談センターと幼保支援課とは適宜連携して取り組んでいる。
- ・加配対象のこどもの巡回相談については、まず 1 時間程度、保育の様子を観察や発達検査を行う。発達検査には保育者に同席してもらい、やりとりを見てもらうことで、こどもの特徴を捉えてもらう。発達相談員が発達検査を行う間、別室で家庭相談員が保護者の話を聞き、最後に合流してケースカンファレンスを行うという流れが多い。保育所等・保護者との話し合いが 1 時間程度で、保護者の帰宅後に保育所等と 30 分程度カンファレンスを行うこともある。1 回の訪問は合わせると 2 時間半程度である。
- ・加配対象でないこどもについては、こどもの集団での姿を観察して、必要に応じて保育所等・学校と支援方針を共有・助言する。昨年度は幼稚園・保育所・こども園への訪問が 300 件強と多いが、小学校にも 60 件ほど訪問している。
- ・保育所等を訪問するのは元幼稚園教諭や保育士の会計年度任用職員が基本で、発達相談員、作業療法士等、専門職も同行することがある。学校の場合は元教員が出向き、保育所等と同様にこどもの状態や目的によって他の専門職が同行する。1 回の訪問は 2 時間程度である。

（4）児童発達支援センター等と自治体の連携状況

- ・各児童発達支援センターに相談支援事業所が併設されている。民間事業所の利用者も含めて児童発達支援等を利用する際にはこの相談支援事業所がかかわることになるため、随時情報が共有されている。巡回相談の対象者で保育に困っており、保育所等訪問支援を利用したほうがよいと思われる場合は市から問い合わせることもある。

2. 保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況

(1) 自治体内の施設等へのアウトリーチ支援の仕組み、各事業やサービスの使い分け

(保育所等訪問支援と自治体の巡回相談の使い分け)

- ・当市では 50 年前から単独で、直営の巡回相談の事業等を実施してきたため、保育所等訪問支援が創設された際には使い分けが議論になった。当初、保育所等訪問支援では重症心身障害児や肢体不自由が重いこどもを対象とされていたが、現在は重度の自閉症があるこどもも、低年齢から保育所等に入ることが多い。障害の特性ゆえに保育が難しいというケースが多い中、保育所等訪問支援は、巡回相談よりも頻度を多く施設を訪問して一緒に保育を考えていくことができるという柔軟性がある。ただし、保護者との個別契約であり、市町村が交付する「通所受給者証」が必要である。児童発達支援センター 3 か所が保育所等訪問支援を行っているが、職員は専任ではなく、児童発達支援も担当する職員が余力の中で実施している状況である。
- ・保育所等訪問支援と巡回相談の利用者はほぼ重複している。巡回相談は発達検査や保護者との相談の機会として重要だが、それだけではこどもの保育についての悩みが解消しきれないため、定期的に保育所等に訪問して支援が必要な場合に保育所等訪問支援を活用するという使い分けになっている。保育所等訪問支援の利用は各センターで年間 1、2 人であり、合わせると年間 4、5 ケースである。
- ・民間事業所も保育所等訪問支援を行っている。近隣の大阪府にはアウトリーチ支援専門の事業所があり、巡回相談と、大阪府内の事業所が提供する保育所等訪問支援を併せてアウトリーチ支援を利用している例も数ケースみられる。

(教育支援センターによる支援との使い分け)

- ・教育支援センターでは学校の要請に応じて、特別支援教育の対象となるこどもや不登校のこどもを対象に、アウトリーチ支援を行っている。保護者の相談はこども発達相談センター、学校からの相談は教育支援センターと区別しているが、実際の対応においては連携している。一部、こども発達相談センターと教育支援センターで兼務している職員もいる。

(2) 上記の仕組みを構築したプロセス

- ・昭和 48～49 年頃に「すべてのこどもの発達を保障する」、「障害のあるこどもにもしっかり生活を保障する」という考え方に則り、障害児支援に注力し始め、先駆的に取り組んできた。保育所等訪問支援事業と同様の取組も、当市では以前から実施してきた。障害が重いこどもも昔から保育所等に所属していて、インクルージョンを進めてきた。それを支えるために、市の担当課が巡回して後方支援していくという体制は、当市単独ですでに成り立っていた。
- ・重度の障害があるこどもに向けては支援の仕組みを作ってきたが、発達障害等の障害の概念が変化してきたことを踏まえ、特性や障害の程度に関わらず幅広いニーズに対応するために、その時々で機能を追加してきた。この流れの中で、幅広いこどもの発達の相談を担う機関として、こども発達相談センターが設立された。
- ・機能が充実している一方、どの課が何を担当しているのか、違いが分かりづらいことが課題である。
- ・地域障害児支援体制強化事業は、本来であれば「児童発達支援センターの機能強化等」を活用すべきと考えているが、現在は比較的分かりやすい「巡回支援専門員整備」を活用している。
- ・国の方針に沿って事業を開始できれば整理しやすいのだろうが、当市では以前から取組が進んでいるため、既存の取組と新しい国の方針とのすり合わせが難しい。また、こども療育センターが児童発達支援センターとなっているが、中核機能の全てを担っていない現状である。
- ・地域障害児支援体制強化事業を巡回相談支援に活用できることで、費用面や、国も推進している取組であるという

点で後ろ盾になり、支援を進めやすくなった。今後は本事業をもう少し柔軟に活用していきたい。

（３）アウトリーチ支援を行うにあたっての庁内連携、委託事業所との連携

- ・こどもの育ち支援課は、令和７年度より幼保支援課から独立したばかりであるため、両課で密接に連携している。また、こども発達相談センターと教育支援センターは同じ執務室であるため、日頃から連携して相談対応している。行政機関同士であるため、システム上もこどもの情報を共有しやすくなっている。
- ・こども発達相談センターは１０年前に設立された。就学前後で相談や支援が途切れてしまうことが課題となっており、学齢期の発達に係る相談ができる相談機関も無かったため、設けたものである。以前は教育委員会との隔たりが大きかったが、こども発達相談センターは教育委員会の一部署である教育支援センターと隣接しており、物理的な距離が近いことで、連携しやすくなった。こども発達相談センターと教育支援センターは対象となる年齢も重なっているため、日常的にやり取りしやすく、お互いの仕事が見えやすい状態にあることは重要である。
- ・こどもの支援に係る各部署に発達相談員が配置されており、部署間の異動もあるため、互いの業務の進め方が理解できている。得た情報は随時担当に伝える等、比較的スムーズに情報共有が行えている。

（４）アウトリーチ支援を円滑に・効果的に進めるための工夫

（訪問前の情報収集）

- ・アウトリーチ支援を効率的に進めるためには、加配の有無に関わらず、こどもや支援状況の事前情報を得ることが重要である。訪問して初めて詳細がわかるのではなく、こどもの発達歴や生活状況、保育所等や学校での現在の姿などの情報を得た上で、担当職員が支援に臨めるような体制・仕組みであることが重要である。

（多職種で連携できる支援体制）

- ・多職種での連携も重要である。特定の職種でなければ成り立たない支援でなく、様々な職種が情報収集し、多職種でどのような支援をすればよいか検討して、現場に戻していくという仕組みが重要である。

（民間児童発達支援・保育所等訪問支援の周知・調整）

- ・民間児童発達支援事業所等がここ数年拡大しており、園との連携のために民間事業所が介入することに現場の戸惑いがある場合もある。その場合は相談支援事業所が間に入りながら意図を説明し、役割分担している。
- ・保育所等訪問支援の広報は少しずつ始めている。保育所等にとっては民間事業所がどのように介入してくるか分からず不安がある。児童発達支援の併行利用や保育所等訪問支援とはどのようなものか、園長会での説明や研修の機会を設け、現場の理解を促進している。

（５）施設等へのアウトリーチ支援の効果、好事例

- ・巡回相談は５０年前から独自に行っており、必要なこどもがいれば支援をすることになっているため、保育所等としても巡回相談がなければ困るという状態になっている。待機児童が一時増加したこともあったが、その際も必ず障害児を保育所等で受け入れて支援してもらっている。昔は児童発達支援との併行利用の形を取っていなかったため、保育の中でどのようにこどもの生活や遊びを作っていくかを考えるための蓄積があり、どの施設でもインクルージョンが進んでいる。
- ・こどもの発達の見立てだけでなく、背景にある家庭の状況や保育・教育現場の実情も、こどもの姿に大きく影響する。アウトリーチ支援によって、こどもの周辺環境の情報が得られていれば、保育所等や学校の職員交代があっても負担なく支援でき、こどもや先生方にとっても比較的矛盾が少なく支援できるだろう。
- ・受給者証はないが、発達に凹凸がある小学生のケース。学校では頑張っているが、学校でのストレスの影響で、自宅

では癇癢や自傷行為があるという相談の場合、自宅での姿だけでは全体像がつかみにくい。学校でのこどもの姿や、どのような担任の教育方針・環境の下で授業を受けているかを見せてもらうことで、学校でかなり負荷がかかっているという全体像をつかむことができる。自宅の状況や訪問時の行動観察の情報を学校と共有し、学校でのストレスを軽減できないか考えたり、保護者にもこどもの事情を共有したりと、全体像を見て相談を進めていくことができる。助言という意味合いだけでなく、トータルでアセスメントできるという点でもアウトリーチ支援は重要である。

- ・発達検査のみであれば、来所してもらうほうが環境も整っているが、訪問することで、施設職員と一緒に検査の様子を見てもらえたり、相談員もクラスの環境を見ることができるという点で意義がある。
- ・コロナ禍を経て、保育所等と保護者が十分にコミュニケーションを取れていないケースも多くなっている。巡回相談の様子を見て、保育所等でのこどもの状況をどのように尋ねたら良いかが分かり、保護者自身も保育所等に相談しやすくなるという副次的な効果もある。こどもにとって保育所等での生活が大事なのだということを保護者が実感することも重要である。
- ・まだ支援体制・制度の狭間はあるが、当市では幅広いこどもの育ちや保護者をサポートできる状態になっている。保護者目線では、比較的支援に対する敷居が低いと考えている。診断がなくとも児童発達支援を利用でき、子育てする中で何となく困って相談した方でも、手厚い相談や支援につながるができる。

3. その他

（１）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

- ・保育所等訪問支援は個別給付であるため、対象のこどもの保育が助言の中心になる。個別給付では、発達課題や障害のあるこどもを含めたクラスづくりや、保育全体に関する助言までは行いにくい。現場では、対象のこどもだけでなく、クラス全体の運営に困っていると思われるため、保育全体について後方支援ができるようなアウトリーチの制度があるとよい。当市では幼保支援課が行っているが、まだ十分ではない。個別給付と現場へのサポートの間で、うまくバランスが取れる事業であるとよい。

（２）国・都道府県等に求める支援

- ・対象となるこどもを定める根拠が難しい。診断や障害者手帳を基準とすると、対象が狭い範囲にとどまってしまう。こどもが幼いうちから医療機関受診・手帳交付となると、保護者もこどもの育ちとは異なるところに注目してしまうことがある。一方で、基準を曖昧にしまうと、支援が必要なさそうなこどもでも、保護者の「我が子にできることは全てやってあげたい」という思いが強くなってしまうことがある。本来どのようなこどもに必要な施策なのかということの設定が難しい。

（２）宮崎県延岡市

０．自治体の体制

- ・延岡市のおやこ保健福祉課では、こどもの健康相談・保健指導・健康教育、妊産婦・乳幼児健診、こどもの発達に関する対応等を所管している。乳幼児健診（１歳半、３歳、５歳）や相談対応を通じ、発達が気になるこどもや障害のあるこどもを支援につなげている。
- ・障がい福祉課では、障害福祉施策全般を所管しており、障害児支援の支給決定や支給決定を受けていないこどもへの支援や相談対応等を行っている。

１．児童発達支援センター等の設置状況

（１）地域資源の状況（障害児支援の充足状況等）

- ・当市で障害児支援を担う事業所の数は充足してきている。ただし、市として支援の質を把握できておらず、事業所への指導も十分には行えていないため、質の面でニーズが充足されているかは不明である。
- ・市内のこどもの数は減少しているが、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者数は減少していない。今後、乳幼児健診などを通じて発達が気になるこどもを支援につなげていくことを考えると、市内の事業所の数が不足する恐れがある。
- ・医療的ケア児や重症心身障害児などの医療的な支援が必要なこどもに対する支援は不足している。

（２）児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、整備のプロセスや工夫

- ・延岡市では、中核機能強化加算（Ⅰ）を算定する児童発達支援センター１か所と中核機能強化加算の算定がない児童発達支援センター１か所がある。
- ・中核機能強化加算を算定する児童発達支援センターの運営主体である NPO 法人 SUN クラブひまわりでは、保育所等訪問支援事業に加えて、延岡市の地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等、巡回支援専門員整備）、延岡市療育強化事業¹などを実施している。この法人は、20 年近く当市で障害児支援を行っており、当時から市が乳幼児健診で把握した発達が気になるこどもの選択肢の１つとして紹介するなど、長く関係性を構築してきており、延岡市の障害児支援の中核を担う存在である。

（３）地域障害児支援体制強化事業の活用状況

①地域障害児支援体制強化事業を開始した経緯

- ・延岡市では、地域障害児支援体制強化事業として、「児童発達支援センター等の機能強化等」と、「巡回支援専門員整備」の両方を実施している。
- ・市内では障害のあるこどもだけでなく、発達が気になるこどもも増加していた。そこで市は、早期発見・早期支援を目的とした多職種連携による支援システムの構築を目指し、平成 25 年度から令和 6 年度にかけて、保健・医療・福祉・教育の専門家と連携して、発達相談「すてっぷ」の開設、発達支援ツールの作成・活用、保育者への研修や保育所・幼稚園への訪問支援といった発達支援システム事業を実施してきた。

¹ 「心身に障がいがある児童又は発達が気になる児童やその保護者に対し、地域での在宅生活支援、早期療育、療育技術の習得を目的として、通園等により日常生活上の基本的動作や集団活動への適応訓練などを実施する事業。」（出所）延岡市（2021）「第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」p.52

- ・また、保育所や幼稚園などの職員もこどもへの支援に困ることがあり、障害児支援を利用していない場合や保護者の同意がない場合でも、柔軟に保育所等への支援を提供できるよう、地域障害児支援体制強化事業を開始した。事業を通じて、地域で発達に気になるこどもや障害のあるこどもが過ごせるように保育所や幼稚園などの対応力を底上げしていきたいと考えている。
- ・なお、当該事業を委託している法人には、以前から、保育所等訪問支援を行う中で、訪問先施設から利用者以外のこどもについて相談を受けた際に、法人独自の取組としてアウトリーチ支援を行っていた。このような取組実績もあり、委託につながっている。
- ・地域障害児支援体制強化事業の巡回支援専門員整備は令和 6 年 9 月から実施している。児童発達支援センター等の機能強化等は令和 7 年度より実施している。

②地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回支援の体制

- ・地域障害児支援体制強化事業の巡回支援専門員整備は、児童発達支援センターを運営する NPO 法人 SUN クラブひまわりの事業所（こどもサポートステーションきつと）が担っている。
- ・巡回支援は、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、理学療法士（PT）、心理職、こども家庭ソーシャルワーカーが担当しており、1 施設につき 2 ～ 3 名の職員体制で訪問を行っている。

③地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回支援の支援内容

（支援対象）

- ・保育所等や学校に加えて放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所も対象にしている。
- ・令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月の期間で、36 施設を訪問し、172 名に関して支援を行った。

（支援開始までの流れ）

- ・巡回支援は、市の保健師からの紹介や施設や保護者からの相談で利用につながる。
- ・市では、乳幼児健診や相談などで支援が必要と考えられるこどもを、発達相談につないでいる。発達相談の中で、所属施設での支援が必要と判断したこどもについて当事業を委託している法人に保健師が相談することで利用のきっかけとなることが多い。施設から直接委託先に相談して巡回対象となることもある。
- ・施設の職員との相性や施設の理念との相性によってこどもに困難が生じている可能性もあるため、施設のニーズだけではなく、外部の専門職の見立てをきっかけとして支援につながることは重要と考えている。
- ・なお、法人の立場としては、保健師や施設から相談があった場合には、その相談内容に応じて、児童発達支援センターの中核機能強化加算の中核機能強化職員が対応するか、地域障害児支援体制強化事業で対応するかを判断して支援している。具体的には、コンサルテーションや施設向けの研修、あるいは本人だけでなく保護者・家族への手厚い支援が必要と想定される場合などには中核機能強化職員が対応している。

（支援内容）

- ・委託事業所から訪問先施設に連絡して簡単な情報共有と初回訪問の日程調整を行い、初回の訪問を行う。初回の訪問ではコーディネーターの役割を担う職員（こども家庭ソーシャルワーカー。児童発達支援センターで児童発達支援管理責任者や児童指導員として勤務していた経験がある）が 1 名で訪問して、主にアセスメントを行う。その結果を基に、支援する職員構成を検討した上で 2 回目以降の訪問を行う。
- ・最初の 1 か月間で 2 回訪問し、以降は月に 1 回程度の頻度で訪問することを基本としている。
- ・2 回目以降の訪問は複数名の職員で行うことが多い。支援の必要性をもとに専門職を選定しているが、作業療法士

や言語聴覚士が訪問支援の経験を積む OJT も目的の一つと考えている。

- ・訪問時は訪問先施設の職員への聞き取り、保育・支援場面の観察などを行い、こどもの行動に関する見立てを行う。
その後、施設職員に見立てを共有するとともに今後の保育・支援についての助言を行っている。
- ・必要な場合にはこども個人の支援計画を作成して、訪問先施設に共有している。
- ・保護者からの同意を得られそうな場合には、訪問先施設から保護者に巡回支援の説明をしてもらい、保護者も交えて方針の検討を行いながら支援を行う。
- ・訪問時には、職員の育成、環境調整、当初想定していた対象者以外のこどもへの支援等を行うことがある。また、施設のニーズによっては児童発達支援センターの職員が帯同する場合もある。

④その他、地域障害児支援体制強化事業の実施内容

- ・以前から実施していた、施設の職員や保護者向けの研修を地域障害児支援体制強化事業の枠組みで実施している。

（４）児童発達支援センター等と自治体の連携状況

- ・市の障がい福祉課は、児童発達支援センターからの報告書を確認し、必要に応じて個別のケースの対応状況についてセンターと情報共有を行う。また、児童発達支援センターとはセンターの体制等について常日頃から連絡を取っている。
- ・他方で、市と児童発達支援センターとで定期的な協議の場を設けることはできていない。地域障害児支援体制強化事業の児童発達支援センター等の機能強化等の中で、児童発達支援センターと障がい福祉課が協議を行う場を設けて、インクルージョン推進に係る取組の実施に向けた検討を行う必要があると考えているが、マンパワーの問題もあり難しい現状である。
- ・おやこ保健福祉課では、年 1 回、児童発達支援センターや市内の障害児支援の関係者が参加する検討会を開催している。令和 7 年度も 5 歳児健診の実施に際して関係者との検討会を実施し、支援に関する協議を行った。
- ・おやこ保健福祉課では発達相談「すてつぷ」²という事業を実施している。市内の心理職や児童発達支援センターの職員等が、乳幼児健診後のこどもやその他発達が気になるこどもの保護者を対象にした相談支援を行っている。

2. 保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況

（１）自治体内の施設等へのアウトリーチ支援の仕組み、各事業やサービスの使い分け

（保育所等訪問支援）

- ・市内には保育所等訪問支援事業所が 5 か所ある。訪問先施設としては保育所等が多いが、近年学校への訪問も増加している。

（県の障がい児等療育支援事業）

- ・宮崎県が行う障がい児等療育支援事業³では、地域で暮らす障がい児及びその保護者等を対象に、専門職チームによる巡回相談、家庭訪問による療育等の指導、保育所・幼稚園・学校などへの訪問指導などが行われている。施設

² 延岡市（2022）「こどもの発達相談について」 <https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/32/1831.html> （2026 年 3 月 30 日閲覧）

³ 宮崎県（2025）「障がい児等療育支援事業」 <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kodomoryoiku-c/kurashi/shogaisha/shien/shougaijiryoku.html> （2026 年 3 月 30 日閲覧）

等へのアウトリーチ支援として、「職員等支援一般指導」があるが、当市では詳細は把握していない。

- ・地域障害児支援体制強化事業を実施するまでは、施設からの希望でアウトリーチ支援を行うには、県の障がい児等療育支援事業しか選択肢がなかった（保育所等訪問支援は支給決定や保護者との契約等が必要になる）。当時は、障がい児等療育支援事業で施設を訪問する際に当市の保健師が同行するなど、市と委託事業所がチームになって対応していた。
- ・地域障害児支援体制強化事業は開始してからまだ間もないこともあり、現状、県の障がい児等療育支援事業とのすみ分けができていない。
- ・現在は障がい児等療育支援事業での訪問時に市の保健師が同行することはほぼなくなっている。また、以前は当市の保健師などから保育所等に障がい児等療育支援事業の案内をすることもあったが、現在は利用経験のある保育所等での利用にとどまっている印象がある。
- ・他方で、障がい児等療育支援事業では、小児に対応可能な医師が施設訪問を実施することができる。医師への相談が必要と考えられるケースについては当市から障がい児等療育支援事業を紹介することもある。

（保育所等訪問支援と地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回支援の使い分け）

- ・地域障害児支援体制強化事業にて支援に入り、相談支援専門員が伴走する形で継続的な支援が必要なケース（例えば、継続的な家族支援が必要と想定するケース、今後継続的に福祉サービスを使っていくと思われるケース等）は保育所等訪問支援につないでいる。
- ・乳幼児健診後の支援の入口として巡回支援専門員整備を活用することが多い。保育所等訪問支援を利用するケースは既に児童発達支援を利用しているケースが多いのではないかと。
- ・保育所等訪問支援の利用には、保護者の利用希望に対して相談支援専門員が計画を作成、利用申請、市の支給決定、個別支援計画の作成というプロセスが発生するため、利用を希望してから開始までに1か月程度時間を要する。加えて保育所等訪問支援は利用することもだけを対象にした事業になる。一方で、巡回支援専門員整備は訪問したタイミングで、訪問先施設からの希望や相談があれば、当初想定していたことも以外でも柔軟に支援を行うことができる。加えて、巡回支援専門員整備では、施設全体のインクルージョン促進に向けた支援を行うことができる。
- ・巡回支援専門員整備では、訪問先施設の一日の流れの見直し、部屋の環境調整を行うこともある。さらに課題を突き詰めて考えて、組織全体の在り方に関する検討を行うこともある。

（２）上記の仕組みを構築したプロセス

- ・当市では、保健師が地区担当に加えて、保育所・幼稚園の担当も兼務しており、保育所・幼稚園からの困りごとへの相談対応や、乳幼児健診前に保育所・幼稚園からそのこどもに関する情報収集を行うなど、市と保育所・幼稚園のつながりを以前から構築していた。
- ・保育所・幼稚園から相談のあったこどもについては、保護者の同意を得た上で乳幼児健診時の状況を保育所・幼稚園に共有していた。しかし、状況を共有するだけでは課題の解決にはつながらず、また保健師も保育の専門家ではないため、現場への助言が難しかった。
- ・上記のような状況があり、県の障がい児等療育支援事業の利用を開始した。障がい児等療育支援事業の委託事業所、市の保健師、就学相談が近い場合には教育委員会の職員などがチームになって保育所等を訪問し、それぞれの専門性を補い合って支援を行っていた。
- ・ただし、障がい児等療育支援事業の実施主体は県であり、市の要望を反映させることが難しかった。また、障がい児等

療育支援事業の委託事業所は発達障害への対応をメインに行っている事業所ではないため、市としての今後の体制を協働して検討するまでは至らない現状があった。その中で地域障害児支援体制強化事業が創設され、延岡市としての障害児支援体制を検討していく中で、当市の障害児支援の中核となっていた NPO 法人 SUN クラブひまわりを中心にアウトリーチ支援を行っていくこととなった。その以前から、法人内で同様の事業を実施していたことも影響している。

（３）アウトリーチ支援を行うにあたっての庁内連携、委託事業所との連携

- ・学校へのアウトリーチ支援にあたって、障がい福祉課と庁内の教育部門の所管課が連携することはあまりない。職員個人レベルであれば、庁内での異動などの関係もあり個別に学校等とのやり取りを行うことはある。

（４）アウトリーチ支援を円滑に・効果的に進めるための工夫

- ・乳幼児健診をきっかけにアウトリーチ支援につなぐケースに関しては、保護者の同意を得た上でこれまでの乳幼児健診歴や相談内容などを書類に整理して共有している。
- ・市の保健師が家庭支援を行っていたケース等に関しては、巡回支援専門員整備での訪問時に保健師が同行する場合もある。

（５）施設等へのアウトリーチ支援の効果、好事例

- ・保育所や幼稚園の職員が気になっているこどもについて、こどもの様子などを保護者と話し合うことが難しいケースがある。そういった場合でも、既に巡回支援専門員整備による支援が保育所や幼稚園に入っていると、保護者に対して巡回支援専門員の紹介をした上で、巡回支援専門員が主体となって、施設と保護者と一緒にこどもについて話し合う場を設けることができる。
- ・保育所や幼稚園の職員と保護者と巡回支援専門員が一緒に話し合う場において、保育所・幼稚園が既に実施している工夫を保護者に共有しつつ、その工夫によって保育所や幼稚園で楽しく過ごせていることを保護者に伝え、安心してもらうことも重要。
- ・面談ではこどもの気になる部分だけを話すのではなく、一緒に成長を見守っていくことを保護者に伝えることで、必ずしも発達の気になるこどもを専門機関につなげることが最優先ではないという保育所等側の意識にもつながってきている。
- ・同意を得た上で、保育所等でこどもが実際に過ごす様子をビデオ撮影して、保育所等の職員と保護者と一緒に映像を見たこともある。現場で行っている工夫が認められて、保育所等の職員も喜んでいた。

3. その他

（１）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

（保育所等訪問支援について）

- ・訪問先施設からは保育所等訪問支援の必要性に対して疑問の声を聞くことがある。この背景には、訪問支援を行う事業所間でノウハウに差があることに加えて、そもそも訪問先となる施設の中で事業に対する理解が広まっていないことが考えられる。
- ・都道府県が保育所等訪問支援の事業所指定を行うが、保育所等訪問支援に対する訪問先からの意見は市町村に寄せられる。訪問先施設への保育所等訪問支援の周知を誰が行うべきか、疑問に思う。
- ・保育所等訪問支援の利用にあたっては、保護者や相談支援事業所からの申請に基づき支給決定を行うが、利用申

請にあたって訪問先施設（特に学校）の了解を得ているのか、気になるケースが散見される。

- ・保育所等訪問支援を受け入れることになった施設から当市に相談があった場合には、担当の相談支援専門員とすり合わせるようお願いしている。保育所等訪問支援の中で事業所が何をしているのか、当市からは見えにくいいため、その調整が難しいと感じる。

（その他アウトリーチ支援全般について）

- ・外部の支援者が訪問することへの抵抗感や、こどもの抱える困難の捉え方は、施設によって違いがある。
- ・児童発達支援センターや巡回支援の事業所を運営する NPO 法人では、市内の約 6 割近くの保育所・幼稚園に対してアウトリーチ支援を行っているが、マンパワーの問題もあり残りの 4 割をカバーするのが難しい状況にある。県の障がい児等療育支援事業とのすみ分けも含めて今後の課題である。
- ・1 つの保育所・幼稚園にアウトリーチ支援を行う事業所が複数入ると、アウトリーチ支援実施事業所によって大事にしていることが異なることもあり、現場の職員たちが混乱するといった声も聞いている。
- ・アウトリーチ支援を行う福祉側の事業所が訪問先の仕組み（就学時に作成する個別の教育支援計画や保育所・幼稚園が提出する要録等）を理解しないまま支援を行い、訪問先施設が困ることがある。それを受けて、先日自立支援協議会のこども支援部会の中で、こどもの計画に関する勉強会を行った。

（２）国・自治体等に求める支援

- ・延岡市は県庁所在地から車で 1 時間ほどの位置にある。社会資源はどうしても県庁所在地のような県の中心地域に集まってしまうため、そこから離れた市町村では自治体単独での対応に限界がある。当市でも研修の機会や、発達障害の専門医、乳幼児健診に対応する心理職などの専門職が不足している。現在対応している専門職も高齢になっており、募集を行っても応募がない状況。取組を拡大しようとしても難しくなっている。
- ・市のこども家庭センターでは統括支援員の配置に対して、職員の報酬への補助が出るため、職員を増員することができた。会計年度任用職員だけでは対応できることに限界があるため、自治体における心理職の正規雇用に対する補助金があると良いのではないかな。

（３）神奈川県綾瀬市

０．自治体の体制

- ・児童発達支援センターである綾瀬市立もみの木園は、障がい福祉課（障がい福祉担当）が所管している。

１．児童発達支援センター等の設置状況

（１）児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、整備のプロセスや工夫

- ・もみの木園は児童発達支援センターとして中核機能強化加算（Ⅱ）を算定しており、もみの木園を中心とした中核拠点型で障害児支援体制を整備している。
- ・平成 25 年からもみの木園を児童発達支援センターとして位置付けているが、児童発達支援センターとして位置付ける以前から保育園等への巡回訪問などを行っていた。児童発達支援センター（定員 40 人）として位置付けたことで、障害児相談支援や保育所等訪問支援などの事業を開始している。
- ・その当時は市内に障害児通所事業所がもみの木園のみであったが、徐々に事業所が増え、もみの木園と各事業所が連携をしながら、市内の障害児支援に取り組んでいる。なお、市内で中核機能強化事業所加算を算定している事業所はない。

（２）地域障害児支援体制強化事業の活用状況

①地域障害児支援体制強化事業を活用した理由

- ・地域障害児支援体制強化事業では、児童発達支援センター等の質の向上と人材養成、地域のインクルージョンの推進、巡回支援専門員整備の事業をもみの木園にて実施している。
- ・以前から児童発達支援センターの専門性を活かして、スーパーバイザーとしてもみの木園の職員が事業所等を訪問していた。この取組内容が当該事業の要件に当てはまるため活用している。また、事業活用以前から、市の事業において心理相談員（臨床心理士資格有）と保育士（相談支援専門員資格有）が、巡回相談として保育園等を巡回していた。この内容も同様に要件を満たすことから巡回支援専門員整備の事業における実施に置き換えた。実施事業の内容自体は地域障害児支援体制強化事業の活用前後で変わっていない。

②地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回相談の体制

- ・現在、巡回相談は、心理相談員（臨床心理士資格有）と保育士（相談支援専門員資格有）の 2 名体制で、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校を対象に実施している。

③地域障害児支援体制強化事業を活用した巡回相談の支援内容

- ・2 名体制で訪問し、心理相談員と保育士が互いの専門的視点から状況を確認しながら、意見が共通する内容について施設職員（園長や担任）や保護者に伝えている。
- ・利用希望は、もみの木園にて保護者、施設の両方から受け付けるが、主に施設（保育園）からの相談が多い。内容としては施設運営面と個別ケースの両方があり、クラス運営として保育士がどう関わるとよいか／集団になじめない子どもへの対応方法などについて相談がある。また、こどもの特性の見極めについての相談もある。
- ・支援の流れは、まず、保育園、保護者から集団での様子を見てほしい等の相談があり、発達支援が必要なのか／集団での対応に何が 필요한のか等を心理相談員と保育士で見極め、その先の道筋を支援していく。

- ・具体的には、保育園、幼稚園に対し、事前に電話にて、困っている状況やこどもの特性等、諸活動や確認してもらいたい点などを確認した上で、予約を取って訪問を行っている。訪問時は確認したい点を中心に1時間ほど状況を観察し、発達支援の必要性や関わり方等について園長、担任、保護者（必要に応じて同席）に情報共有を行っている。
- ・ケースの中には、保護者はこどもの状況をよく把握していないが保育園として気になるため状況を確認してほしいという要望があり、巡回相談にて一定の方向性を確認してから保護者に伝える、というケースがある。他方、保護者ニーズに基づく訪問では、施設側が積極的ではないというケースはなく、長く巡回相談を実施していることで保育園との信頼関係が構築されている状況にある。
- ・保育園からの相談内容としては、こどもとの関わり方に関する内容が多く、集団から離れていく、担任の保育士の言うことは聞かぬが集団での声かけが届かない、多動、他のこどもとトラブルが生じやすい等の相談が多い。
- ・1ケースの訪問回数は原則1回。ケースによっては半年後、1年後に経過を見て再訪問するケースもある。
- ・年間の訪問回数はおおよそ15回。
- ・学校への巡回相談は過去1回のみ（保育所等訪問支援にはつながっていないケース）。児童発達支援センターにて学校とは就学前の情報共有を行っているため、移行支援目的での巡回相談はない。また、入学後に、こどもの様子を確認しに行くことはほぼないが、保護者同意の上で、ケース会議という形で学校ともみの木園での様子などを共有することはある。

（３）児童発達支援センター等と自治体の連携状況

- ・定例会議は設定していない。何かあれば相談や情報交換等を都度実施している。

2. 保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況

（１）自治体内の施設等へのアウトリーチ支援の仕組み、各事業やサービスの使い分け

①地域障害児支援体制強化事業以外の予算事業

- ・地域障害児支援体制強化事業以外の予算事業でのアウトリーチ支援は特に実施していない。
- ・類似事業として、地域の方や児童発達支援センターに通所していた方を対象に、もみの木園の言語聴覚士、理学療法士がもみの木園にて機能訓練を行う事業を実施している（言語聴覚士による言語訓練会：月1回、理学療法士による機能訓練：月2回）。

②保育所等訪問支援と地域障害児支援体制強化事業による巡回相談の使い分け

- ・巡回相談にて、継続的な保育所等訪問支援の利用につなげたほうがよいケースかどうかのアセスメントを実施している。継続的な保育所等訪問支援を利用したほうがよいケースは、民間事業所もしくはもみの木園による保育所等訪問支援につなげている。保護者からの希望があれば保育所等訪問支援を先に利用することも可能だが、巡回相談を経て、保育所等訪問支援の利用につながるケースが多い。
- ・保護者の理解に時間がかかる場合などは、引き続き巡回相談にて対応することもある。

（２）上記の仕組みを構築したプロセス

- ・保育所等訪問支援を行う市内の民間事業所が少ない時代から、もみの木園にて巡回支援や保育所等訪問支援を実施してきた。地域資源が整ってきたところで順次、民間事業者につなぐケースも増えてきたところである。巡回相談から保育所等訪問支援に移行するケースについては、もみの木園では、重度の障害のあるこども（多くの支援が必要）

や丁寧な家族支援が必要と考えられるこどもを主に対応している。

- ・なお、保育所等訪問支援を行う民間事業所は市内に 1 か所のみ（最近始めた事業所でまだ機能はしていない）。周辺市町村の民間事業所と連携している状況である。

（３）アウトリーチ支援を行うにあたっての庁内連携、委託事業所との連携

- ・母子保健を担当しているこども家庭センターともみの木園は、密に連携している。母子保健にて法定健診のフォロー教室を実施しており、教室にて発達支援が必要なケースについてはもみの木園を紹介しフォローしている。
- ・特別支援学校では別の支援の仕組みがあるため、巡回相談において教育委員会や学校から相談は少ない。他方、市の自立支援協議会の児童分野の事業所連絡会では、教育委員会も参加していることから、課題の共有を行っている。互いに接点を持てる部分を探しながら連携を行っているところ。
- ・アウトリーチ支援の個別ケースについて対応が難しいことがあれば、市ともみの木園とで随時、情報共有をしている。

（４）アウトリーチ支援を円滑に・効果的に進めるための工夫

（全般的な工夫）

- ・訪問先施設への情報提供・啓発に関する取組としては、保育園等に巡回相談の実施に関するリーフレットを提供している。保育所訪問等支援については、市の HP での広報のみ（もみの木園が市営のため、もともと民間の保育園とのつながりがあり、関係性が構築されている）。
- ・その場その場でのこどもの様子は異なるため、互いに情報共有する目的で、もみの木園が中心となって地域の関係者との会議を行っている。

（巡回相談時の工夫）

- ・訪問後のカンファレンスについては、保育園側の視点と発達支援の視点を共有する機会、保護者から見たこどもの様子について時間を掛けて聞くことができる機会と捉えており、今後の支援方針の確認も含め実施している。
- ・巡回相談から保育所等訪問支援につなげない場合は、児童発達支援事業所として、民間の事業所やもみの木園を紹介している。サービスの利用に向けて保護者の気持ちが定まらないということであれば、保育園でできることや自宅でできることなどのアドバイスをを行っている。

（５）施設等へのアウトリーチ支援の効果、好事例

- ・巡回相談でカンファレンスを実施することで、園での様子など保護者が気付かなかった点に目を向けてもらえるようになったか。また、保育園では、こどもへの関わり方や環境設定などに段階的に取り組むことで、こどもが落ち着いたり、成長が見られたりなどの声を聞いている。

3. その他

（１）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

- ・インクルージョンについては、保育園は経験の浅い保育士も多く、何かあると保育園では対応できない、となってしまうこともある。巡回相談等を行い声かけ等の工夫を伝えながら、受け入れ先のレベルアップを目指しているところ。情報共有した内容等について、実際に保育園等で取組が行われているかどうかは疑問が残る部分もあり、十分取組が行われているとは言えない部分もある。保育園等の人材不足も影響しているか（ベテラン職員の質は向上している）。
- ・巡回相談は必ず事後カンファレンスを行っているが、民間の保育所等訪問支援につないだ場合、どこまで情報共有等

を行っているか把握できていない部分もある。事業所に保育園の支援の質を向上させるという視点も持ってもらうには、保育所等訪問支援事業所自体のレベルアップ、目線合わせが必要になってくるが、他市に所在する事業所との調整には難しさを感じている。

- ・心理士主催で地域の保育士向けの研修（年 1 回、こどもとの関わり方や困ったことへの対応等について）を実施している。
- ・もみの木園の立場では、施設からの巡回相談の要望が多く、訪問を担当する専門職を確保することが難しく、課題となっている。また、巡回相談の取組は事業費で運営しているが、取組を維持するためには加算等の経営的な支援が期待される。

（２）国・都道府県等に求める支援

- ・教育と福祉の連携については課題がある。障がい福祉課と教育部門とで会議は実施しているが、障害児通所支援事業所が増えてきていることもあり、学校と事業所の連携の難しさについて、学校、事業所いずれからも意見が出ている。また、教員が障害児支援や障害福祉サービス等を十分に理解していないことから、何か課題が発生すると放課後等デイサービスに行けばよいのでは、といった発言が出ることもある。学校と事業所でお互いの制度への理解を深めることが、適切な利用につながると考えており、こどもへの支援として、教育と福祉が連続性を持って支援していくことが必要である。
- ・事業所と学校が連携をしてほしいと保護者からの要望がないと、なかなか連携にはつながっていない。サポートブック（こどもの状況や関わり方など支援者に知っておいてほしい情報を記載し、支援者と共有をする冊子）などの仕組みがシステム化していくとよいが、市単位での取組はハードルが高い。

【児童発達支援センター】

（４）うめだ・あけぼの学園

1. 基本情報

（１）センターの概要

- ・民設民営（社会福祉法人）の児童発達支援センター。以前は、福祉型の児童発達支援センターとして運営していた。
- ・令和 6 年 4 月に、足立区より障害児支援で中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられた。中核機能強化加算（Ⅰ）を算定している。
- ・当センターが所在する足立区には児童発達支援センターが当センターを含めて 4 か所ある（ランチとなる事業所はなし）。それぞれの児童発達支援センターは、設置主体、設立時期、成り立ち等が異なり、果たしている役割や機能も多様である。中核機能の発揮に向けた各センターの役割分担についてはこれから検討するという状況である。

（２）実施事業、併設事業

- ・児童発達支援と保育所等訪問支援を実施している。
- ・併設の相談支援事業所で基本相談支援と計画相談支援を実施している。

（３）職員体制

- ・正職員 46 名（看護師 1 名、保育士 6 名、心理職 10 名、言語聴覚士 2 名、理学療法士 4 名、児童指導員 5 名、作業療法士 11 名等）、その他、小児神経科医師を含む再雇用／契約職員 28 名の計 74 名が勤務している。（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- ・組織としては、発達支援部と地域支援部とサービス管理部の 3 つの部署から成る。
- ・当センターにおいてアウトリーチ支援を統括する部署は地域支援部になるが、専属の職員は 2 名しかおらず、実際のアウトリーチ支援には全ての部署の職員が関わっている。

2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況

- ・地域障害児支援体制強化事業実施要綱⁴で規定されている「（１）児童発達支援センター等の機能強化等」のうち、基本事業「（ア）児童発達支援センター等の機能強化」の「a 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成」として、当センターの職員が講師を務める研修を実施している。
- ・当センターのある足立区と当センターと関係のある近隣の区の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所の職員を対象に、障害児への支援スキルに関する情報提供を行っている。昨年度は 2 回実施、今年度も 2 回の実施を予定している。
- ・地域障害児支援体制強化事業の新設を受けて、その以前から当センターが実施していた研修に当該事業の予算が付いた形になる。
- ・研修自体は 10 年ほど前から地域の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所と当センターの合同で実施

⁴ 「地域障害児支援体制強化事業の実施について」（こ支障第 116 号 令和 6 年 1 月 5 日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40ecef9f-f018-4913-9ee7-ffa98da27c89/0565f8db/20250716_policies_jidouguyakutai_sogoshienjigyo_60.pdf（2026 年 3 月 31 日閲覧）

していたが、予算や事業所の本体業務との兼ね合いで、最終的に当センターが単独で実施するようになった。

3. 障害児が所属する他機関（保育所等）へのアウトリーチ支援等の実施状況

（１）他機関へのアウトリーチ支援における制度・事業の使い分け

- ・他機関へのアウトリーチ支援において活用している事業は以下の通り。
 - 保育所等訪問支援
 - 東京都が実施する事業：障害児等療育支援事業（委託事業）、特別支援学校に対する外部専門家導入事業（委託事業）
 - 市区町村事業：複数の自治体から様々な対象への事業を委託
 - ◇ 教育分野：通常学級の巡回相談、通級指導教室の巡回相談、特別支援学級の巡回相談、通級指導教室の研究活動への協力
 - ◇ 保育分野：幼稚園の巡回相談
 - ◇ 障害分野：児童発達支援センターのコンサルテーション・人材育成・中核拠点活動の講師派遣等
 - ◇ その他：放課後児童クラブの巡回相談等
 - 児童発達支援センターの中核機能強化加算を活用したアウトリーチ支援の実施はない。
- ・各事業の使い分けとしては、支援対象者本人・家族からのニーズであれば保育所等訪問支援を実施する。障害児が所属する施設からのニーズであれば、まずは継続的な支援を行いやすい市区町村事業の活用を検討する。市区町村事業の活用が難しい場合は、障害児等療育支援事業（東京都の委託事業）を活用している。
- ・上記の使い分けにより当センターに寄せられるニーズには概ね対応できているが、東京都以外の都道府県からのニーズがあった場合で、活用できる市区町村事業がない場合に対応が難しいことがある。

（２）保育所等訪問支援の実施状況

①保育所等訪問支援の実施概要

- ・当センターでは、A) 保育所等訪問支援の単独利用コースと、B) 児童発達支援と保育所等訪問支援を併用するコースの２種類を用意している。

A) 保育所等訪問支援の単独利用コース

- ・保育所等訪問支援の訪問頻度は月１回。
- ・利用者は、小学生７名と当センターの児童発達支援を利用する児童、あるいは当法人が運営する保育所の利用児童計５名。
- ・小学生の利用者は、就学前に当センターの児童発達支援を利用しており、小学校への移行支援の一環として保育所等訪問支援を利用している場合が多い。なお、小学校４年生以上になると中学校移行まで支援を行う必要性が出てくるため、当センターの事業所方針として保育所等訪問支援の利用者は小学校３年生までを上限としている。

B) 児童発達支援と保育所等訪問支援を併用するコース

- ・保育所等訪問支援の訪問頻度は年５回。
- ・利用者は、保育所利用児童１８名、幼稚園利用児童６名、認定こども園利用児童２名。
- ・このコースの利用条件は、当センターの親子通園（週２回以上）または毎日通園（週５回）という児童発達支援

コースを1年以上利用していることである。

- ・併用コースでは、児童発達支援は週1回で個別療育のみとなっている。親子通園や毎日通園のような集団療育の機会がなくなる分、保育所等訪問支援により保育所等での集団場面での支援を行っている。
- ・令和7年度は心理職、作業療法士、言語聴覚士、視覚担当（センターが独自に配置している職種）がB)コースの担当として配置されている。
- ・なお、保育所等訪問支援を実施していることは積極的に周知しておらず、基本的には当センターから紹介している。当センターの利用者以外からの保育所等訪問支援の利用希望は、過去10数年で1～2回程度ではないか。
- ・保育所等訪問支援の終了の考え方は、①主訴の改善をもって終了する、②最初に決めた期限で終了する、③特定期限は定めず支援を継続（伴走する）の3つに大別されると思う。当センターは③の考え方で、保育所等～小学校への移行まで支援を行うことが多い。
- ・訪問先施設から、稀に訪問日以外に電話で相談がある。その場で対応可能であればそのまま対応する。対応に時間を要する相談の場合、児童発達支援の利用者であれば、児童発達支援の関係機関連携加算を算定する場合がある。

②支援実施上のポイント・工夫・留意点

（利用開始時の施設等との調整）

- ・保育所等訪問支援は本人・家族の申し出の下、訪問先施設とも事前調整の上、実施されるが、訪問先施設の了解を得られない場合は実施しないこともやむをえないと考えている。ただし、訪問先施設の了解を得られるよう、保護者、あるいは当センターから事業の説明をしている。それでも了解を得られない場合には、当センターが提供しているサービスとして、児童発達支援と保育所等訪問支援がセットになっているという取り決めを説明して、何とか了解を得る場合もある。
- ・足立区内の保育所等については、当センターの認知度が高く、了解を得られやすいが、区外の保育所等では、保護者や当センターから説明をして了解を得る場合がある。その場合、訪問先施設が当センターを様子見していることも多いため、支援を行う中で理解を得られるように配慮している。
- ・当センターの認知度が低かった保育所等訪問支援の立ち上げ期には、「センターは保護者の代弁者ではない」、「訪問先施設が行っている支援を妨げたいわけではない」、「施設職員の相談にのる、必要に応じて職員の要望を保護者に伝える」、といった中立的な立場であること伝えて、協力を得ていた。

（訪問先施設への理解・尊重）

- ・保育所等訪問支援を行う上では、保育や教育の現場に対するリスペクトが重要である。保育や教育の支援者は当センターの職員とは異なる専門性を持っており、当センターには分からないことが現場では展開されているという前提で訪問することが重要。当センターの方が本人のことを理解しているという認識で訪問すると、訪問先施設とのトラブルが生じる。
- ・保育や教育の現場に関する学習以上に、多職種連携の意味や重要性、その中で求められる役割を理解することが重要である。

（訪問の類型化と職員育成）

- ・当センターでは、保育所等訪問支援で展開される支援を以下の4つの型に類型化している。当センターで行う保育所等訪問支援では現在は情報交換型が多い。

- 情報交換型：児童発達支援の支援と訪問先施設で実施している支援に関する情報を交換し、それぞれの支援に活かす。
 - 課題解決型：訪問先施設で生じている課題を都度解決する
 - 予防型：児童本人の所属の移行（保育所等→小学校等）や新しい施設の利用に際して、訪問先施設で予期されるトラブルの検討・防止のための準備を前もって行う
 - 移行支援型：所属の移行（保育所等→小学校／特別支援学級→特別支援学校等）に係るサポート（移行先との事前打ち合わせ、環境整備の準備、移行段階の伴走支援等）を行う
- ・どのタイプの支援かをセンター内で事前に検討した上で保育所等訪問支援を行う。利用者本人の不適応が強く、訪問先施設の困り感が強い・訪問先施設が対応策を持てていない（＝訪問先施設のニーズが高い）場合は課題解決型の支援を行うことが多い。一方で、訪問先施設の困り感が強くない場合には、情報交換型の支援を行う。訪問先施設の受け入れやすさの観点でも、当センターが教えてもらう姿勢から始めることが重要。
- ・情報交換型の支援では、基本的なスキル（訪問先施設へのリスペクトを持つこと、社会人としての振る舞いを遵守すること、訪問前後にセンター内で報連相すること、虐待のリスクを察知すること等）が重要になる。その他 3 つの型の支援に関しては、課題解決策を検討する一定のスキル・知識（保育や教育に関する知識、アセスメントスキル、コンサルテーションスキル）が求められるため、よりレベルの高い職員養成が必要になる。当センターでは、情報交換型の訪問支援の経験を積んでもらう中で、他の 3 つの型の支援を行える職員を養成している。現状は、2～3名の職員が対応可能である。

（３）東京都の障害児等療育支援事業の実施状況

①事業の実施概要

- ・障害児等療育支援事業では、東京都内の施設からの申し込みを受け付け、当該施設への訪問支援を実施している。
- ・訪問支援の内容としては、訪問先施設の利用者に対して直接的な支援（療育）を提供する「訪問療育」と、施設での支援の様子を観察し助言を行う「施設支援」の 2 つに分けられる。なお、施設支援として研修を実施する場合や現場の支援者の相談にのる場合もある。
- ・訪問先施設は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等、学校、放課後児童クラブなどの障害児が利用する施設に加えて、障害者の支援を行っている施設も含まれる。
- ・当センターの昨年度実績では児童発達支援事業所、小学校、保育所等の順番に利用が多かった。児童発達支援事業所からはスーパーバイズのニーズが、小学校や保育所等からは支援が難しい児童について異なる立場から助言してほしいというニーズが寄せられることが多い。
- ・申し込み 1 回につき 1 回の訪問を行っている。昨年度は月に 1～2 回程度訪問した。
- ・1 回の訪問は 2 時間を基本としている。施設の見学を 1 時間、見学に基づく助言を 1 時間とすることが多い。事前に訪問先施設から資料提供を受ける場合もあるが、必須ではない。
- ・障害児等療育支援事業は訪問先施設の利用者本人やその家族の了解を得る必要がないため、施設としても利用しやすい事業だと思われる。支援当日に、当初想定していた児童以外についても相談を受けることがある。

②支援実施上のポイント・工夫・留意点

（施設職員に元気になってもらうことが目標）

- ・訪問先施設の職員が元気になること、できそうと思ってもらえることが重要だと考えている。新たな助言が難しくても、施

設の職員が実施している支援やできていることを異なる立場から説明したり、現状や課題等の言語化を促しながら理論に落とし込んだりする。やり取りの中で、具体的な対応策を考えてもらったり言語化してもらったりして、その内容を理論づけする。そのうえで、助言をする際には、実施してほしい内容を伝えつつ具体策を考えてもらう方法と、具体的に実施方法を提示して実施可能性を検討してもらう方法の2つを使い分けている。場合によっては、物理的な条件や本人の特性といった限界がある中で施設の職員が十分に対応していることを伝えたりする。様々な視点を持ちながら、専門的な裏付けがある助言をすることで、施設の職員が翌日以降もやっていこうと思えるようになることを重視している。

（把握できた事象に基づく助言）

- ・障害児等療育支援事業では保育所等訪問支援と異なり、当センターが関わったことがない障害児者について助言することになる。1回の訪問で把握できることには限りがあるため、訪問先施設で実際に見たことに基づいて助言を行うこと、見えていないことにまで言及しすぎないことが重要である。訪問先施設には、実際の状況と異なる指摘があった場合には、「違う」と言ってもらうように伝えている。

（施設の文化や大事にしていること等の理解）

- ・助言の際には訪問先施設の文化や重視していることを把握した上で、訪問先施設に対応可能な助言を行うことが重要である。その把握のために、まず施設職員に、当該児童のことや支援で大事にしていることを話してもらう。また、当センターでは訪問する職員が訪問先施設をアセスメントし、その結果を言語化できるようトレーニングをしている。アセスメントというと難しく思えるが、どのような施設かを具体的に質問していくと答えられるケースが多い。アセスメントの視点を持てるように、質問形式での言語化の練習を繰り返す行くと、一定程度、施設アセスメントができるようになる。
- ・訪問先施設の良い点を見つけることも重要である。そこから訪問先施設の職員との話が展開していく。
- ・アウトリーチ支援用のアセスメントツールは準備していなかったが、初めて訪問支援を行う職員が困らないように、昨年度から訪問先施設とのコミュニケーション時の話題提供のヒントをまとめたマニュアルを作成した。

（訪問先での助言の対象範囲）

- ・当センターの個々の職員の考えや訪問先施設との関係性にもよるが、責任や報酬の所在が曖昧になるため、訪問先施設から相談があった対象者以外について、当センターの職員から積極的に助言をすることはしないようにしている。

（４）その他の都道府県事業、市区町村事業等

①事業の実施概要

- ・各施設への巡回相談では、都道府県や市区町村事業の予算と対象（地域・施設種別）の範囲で、施設での支援の様子を観察し、助言を行う。いずれも施設からのニーズを受けて支援を行う。
- ・当センターは所在する足立区以外の近隣区からも依頼があり、以下のような巡回相談を実施している。

１）東京都の特別支援学校に対する外部専門家導入事業

- ・東京都教育委員会が、都内の全ての知的障害と肢体不自由の特別支援学校に予算を付けており、各校の判断で必要な外部の専門家を呼ぶことができる。
- ・当センターには5校から依頼があり、発達支援部の職員10名程度のチームで対応している。各校に当センターの職員が訪問して、児童・生徒のアセスメントを行う。学校における外部の専門家に対するアセスメントのニーズは高い。
- ・アセスメントは障害児等療育支援事業の中で実施する行動観察に近いが、より長時間の実施となっており、枠組みも体系化されている（心理職等専門職が専門性に基づいた検査を実施する場合もある）。アセスメントの結果は報

告書として整理し、その内容を基に教員と支援にかかる検討を行う。

- ・年間の延べ訪問回数は合計 221 回（1 回あたり 4 時間または 8 時間の支援を実施）。職員が繰り返し訪問をするため、訪問先の特別支援学校とは継続的な相談対応を行える関係構築ができています。
- ・また、特別支援学校の巡回相談を行うチームでは支援の質を担保するためのミーティングを月に 1 度開いている。

2）市区町村事業：教育機関への巡回相談

- ・近隣の市区町村の教育関係の事業として、通常学級の巡回相談、特別支援学級への巡回相談、通級指導教室への巡回相談、通級指導教室の研究活動への協力、がある。
- ・特別支援学級の巡回相談：学校からの希望に応じて訪問し、授業の様子を見て、助言をしている。年に 5 回程度（1 校当たり 1～2 回訪問）実施している。
- ・通級指導教室への巡回相談：年 10 回程度実施している。通級指導教室の様子を見学し、通級指導教室の教員だけではなく、通級を利用している児童が在籍する通常学級の教員や学校全体に助言を行う場合もある。
- ・通級指導教室の研究活動への協力：通級指導教室の教員が月に 1 度実施する研究活動（グループワーク）に当センターの職員 2～3 名がアドバイザーとして年 5 回程度参加する。当センター職員の関わりとしては、意見を述べたりレクチャーを行ったりすることが中心になる。

3）市区町村事業：その他機関への巡回相談

- ・当センターが所在する足立区には放課後児童クラブが 100 か所以上あり、当センター含め複数の事業所が巡回相談を行っている。当センターが対応可能な日程を提示し、その日程での巡回相談を希望する放課後児童クラブとマッチングの上、巡回相談を実施している。
- ・幼稚園への巡回相談として、年間 5～6 か所の相談に対応している（1 つの園で 2～3 人の児童に関する相談がある）。

（5）その他、地域の事業所等への研修等のインクルージョンの理解促進に資する取組の状況

- ・上記の事業に加えて教育委員会や学校等、様々な主体が主催している研修会の講師を当センターの職員が務めている。
- ・当センターが足立区より中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして登録を受けてから、中核機能強化加算（Ⅰ）を活用してコーディネーターを配置している。そのコーディネーターが地域の人向けの当センターの見学会を企画し、月に 2 回程度開催している。地域の保護者、民生委員・児童委員、保育所等の職員、保健所の職員、行政職員等からの参加があった。
- ・事業所対象の見学会を、昨年度（令和 6 年度）1 年間で 36 回開催。109 機関、259 名が参加した。保護者対象の見学会は昨年度 80 回開催し、116 名が参加した。
- ・見学会に加えて SNS での当センターの周知を行っており、地域住民の当センターに対する認知度は向上していると思われるが、手ごたえはあまりない状況。当センターにアクセスしてもらうまでには至っていないように思う。

（6）他機関への支援を行う上で留意していること・工夫（全般的な内容）

（対応する職種の多様性）

- ・当センターは多様な職種の職員がいるため、訪問先施設に寄り添った職種の職員を派遣できる。

（施設等とのつながりの継続）

- ・アウトリーチ支援においては、情報交換だけでも実施し、訪問先施設とのつながりを継続することが重要だと思う。障害児を受け入れる施設にとって、専門機関とつながる安心感はセーフティネットになる。インクルージョン推進にあたっては、常につながっていて、すぐに相談できる関係性を作ることが大事。保育所等訪問支援等の地域支援が上手いかずつながりが切れてしまうと、その施設ではその後の支援受け入れが難しくなり、結果的に障害児にとっての不利益となってしまう。訪問先施設に「来月また来て良い」と言ってもらえることは重要な成果である。

（支援者での協働）

- ・障害児は、「障害がある」「こども」という二重のマイノリティである。関係する支援者が少ない中で、関係者同士で衝突せず、協働していくことを重視している。

（こども・保護者の権利擁護）

- ・現場の支援者の負担や苦勞に寄り添う一方で、障害児本人やその家族の権利が損なわれないようにしなくてはならない。現場を訪問して支援者の大変さを目の当たりにすると、支援者の立場になりがちだが、こどもや保護者の権利を擁護する観点を持つことが重要である。

（7）自治体から得られてよかったサポート

- ・以前より当センターが実施してきた支援に対して、自治体が制度をつくり予算を付けてくれたことは良かった。自治体の制度という裏付けがあることで、訪問先施設からの了解・協力も得やすくなった。
- ・特に当センターが所在する足立区からは、当センターの活動に対するサポートをよく得られていると感じる。

4. その他

（1）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

- ・施設等に対するアウトリーチ支援においては、事業所の中で児童発達支援を行うのとは異なるスキルが必要になるため、人材育成は、通所の人材育成と別に考える必要がある。
- ・近隣市区町村の事業所からは、保育所等訪問支援等のアウトリーチ支援が地域に浸透しておらず、訪問先施設から警戒されることがあると聞く。施設等へのアウトリーチ支援の知名度が上がると良い。
- ・当センターが類型化している保育所等訪問支援の4つの型（予防型・移行支援型・課題解決型・情報交換型）は、一般化されたものではなく学術的な裏付けがあるわけでもない。保育所等訪問支援に求められるスキルや効果等、学術的な裏付けに基づいた整理をしてもらえると、保育所等訪問支援の活用が進むとともに、事業所の実践を評価しやすくなるのではないかな。
- ・障害児支援に関わる事業所の中には人材が不足しているところも多い。そのため、保育所等訪問支援の実施が難しい場合がある。
- ・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の中には、保育所等訪問支援の実施以前に、地域の支援施設との平時の連携すら十分でないところがある。障害児通所支援事業所に、地域の支援施設との連携を義務付け、必要な時に必要な支援を行えるようにした方が良いのではないかな。
- ・放課後等デイサービス事業所と学校は稼働時間帯や繁忙期が真逆になっており、連携が難しい。その中でお互いの組織の論理を優先してしまうと調整が難しくなってしまう。調整の負担をどちらかに負わせないような仕組みが必要ではないかな。

（２）国・自治体等に求める支援

- ・施設等へのアウトリーチ支援の報酬や評価の充実を期待する。児童発達支援であれば 3 人に対して支援を行える時間で、保育所等訪問支援では 1 人に対してしか支援を行えない。
- ・一方で、保育所等訪問支援の単価を単純に上げてしまうと、様々な事業所が参入し、収入増加のみが目指されたり、支援の質の担保が課題となる可能性がある。
- ・保育所等訪問支援のメリットが分からないという保育所等が一定数存在する。保育所等の訪問先となる施設に対して、好事例の周知をしてもらいたい。

（３）その他

- ・障害児本人・家族の権利擁護、訪問先施設職員のエンパワメントといった方向性は揃えつつ、障害児を支援する様々なサービスが整備できると良いと思う。その中で、利用者や訪問先施設職員の目が養われていき、適切なサービスを選択できるようになることで、需要と供給が調整されていくと思う。

(5) むぎのこ児童発達支援センター

1. 基本情報

(1) センターの概要

- ・開設以来福祉型の児童発達支援センターとして運営していた。
- ・中核機能強化加算（Ⅰ）を算定している。
- ・当センターが所在する札幌市は 10 区に対して 9 か所の児童発達支援センターがあり、センターが 2 か所ある区やセンターがない区もある。中核機能強化加算の新設を受けて、札幌市における各センターの役割分担や体制整備の検討が始まった段階である。

(2) 実施事業、併設事業

- ・児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児等療育支援事業を実施している。
- ・同一法人内には、児童発達支援事業所が 7～8 か所、放課後等デイサービス事業所が 11～12 か所ある。
- ・当法人ではさらに児童発達支援センターを 1 か所（指定管理）の他、相談支援、日中一時支援、短期入所（ショートステイ）、診療所（クリニック）、企業主導型保育事業、生活介護、就労移行支援事業、フostリング事業、ファミリーホーム、共同生活援助（グループホーム）、有料老人ホーム、一時保護専用施設、にんしん SOS 相談、虐待予防 SNS 相談事業等を行っている。

(3) 職員体制

- ・中核機能強化加算の要件Ⅱで定められている職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員）の配置がある。また、日々、こどもに直接関わっている職員数はこども 2～3 人に対して職員 1 名程度の配置を行っている（定員 47 名）。

2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況

- ・札幌市の地域障害児支援体制強化事業に関して、当法人での受託実績はない。

3. 障害児が所属する他機関（保育所等）へのアウトリーチ支援等の実施状況

(1) 他機関へのアウトリーチ支援における制度・事業の使い分け

- ・他機関へのアウトリーチ支援において活用している制度・事業は以下の通り。
 - 保育所等訪問支援事業
 - 障がい児等療育支援事業（札幌市の委託事業）
 - 中核機能強化加算（要件Ⅱ）で加配された職員によるアウトリーチ支援
 - 札幌市以外の市町村との契約によるアウトリーチ支援
- ・上記の制度・事業は地域支援が目的という点で共通している。
- ・保育所等訪問支援は、利用を希望する本人・家族のアセスメント、支援計画の作成、定期的なモニタリングが必要で業務負担が大きい。一方で、札幌市の障がい児等療育支援事業は施設のニーズに基づいて支援を行うため、動き出しやすく、タイムリーに支援を行える。また、保育所等訪問支援では児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対してアウトリーチ支援を行えないため、それらの事業所に対しては札幌市の障がい児等療育支援事業を

活用して支援を行ってきた。

- ・中核機能強化加算で加配された職員によるアウトリーチ支援では、障がい児等療育支援事業と同様の支援を行っている。現在は、センターで行っているアウトリーチ支援を、障がい児等療育支援事業による支援から中核機能強化加算による支援へ移行する期間になっている。

（２）保育所等訪問支援の実施状況

①実施概要

- ・当センターでは平成 24 年度の設置当初から保育所等訪問支援を実施している。
- ・過去には保育所、幼稚園、学校等への訪問を行っていた。現在は保育所 1 か所への訪問を行っている。基本的には担当の職員（心理担当職員）1 名が対応している。
- ・保育所等訪問支援の事業開始当初は、当センターの児童発達支援を利用している児童が所属する保育所や幼稚園等を訪問し、職員に対する助言等の後方支援を行っていた。しかし、内容的には児童発達支援の関係機関連携加算で対応可能と考えられるため、現在は当センターの児童発達支援利用者に対する支援は、関係機関連携加算で対応している。
- ・現在、当センターの保育所等訪問支援を利用している児童は、当センター利用児ではない。保育所等訪問支援の目的も「ケースの個別的支援」とだけ捉えるのではなく、「地域支援の一環」としても捉えており、事業開始当初は当センター全体で年間 15 回程度あった訪問回数は全体で年間 5 回程度になっている。
- ・保育所等訪問支援は 1 日がかかりとなる。施設を訪問して行動観察や助言を行った後、当センターの運用上の工夫として家庭にも訪問し、施設を訪問した報告書に基づいて支援の説明と資料提供を行っている。
- ・訪問支援時には毎回記録を作成し、訪問先施設向けと本人・保護者向けに 2 種類の報告書を整理してそれぞれ渡している。記録作成・説明の負担があるため、1 日 1 か所の訪問が限界である。

②支援実施上のポイント・工夫・留意点

（施設のニーズ把握と丁寧な説明）

- ・保育所等訪問支援は本人・家族との契約に基づき専門職が訪問する事業のため、訪問先施設との信頼関係の構築が課題になる。当センターでは訪問先施設のニーズや実態に沿った具体的な助言・情報提供をすることを基本としている。そのため、訪問前に、訪問先施設が何を求めているかの聞き取りを行っている。施設からは、アセスメント、専門的な助言、保護者支援のノウハウなど様々な要望が出されている。
- ・また、訪問先施設から了解を得られるよう、事業内容（こどものために専門的な支援を提供すること）を丁寧に説明するようにしている。支援は不要と断られる場合もあるが、説明を重ね、こどもや保護者のために専門的な援助を行うことを伝えている。一度支援に入ることができれば継続を希望する施設が多い印象。

（３）札幌市の障がい児等療育支援事業の実施状況

①実施概要

- ・事業の利用に際しては、保護者発信の場合と施設発信の場合の両方がある。また、当センターと関わりのある施設に対して、当センターから事業の利用を勧める場合もある。
- ・児童の障害種別は問わず、当該施設においてアウトリーチ支援が必要と思われる場合には利用が可能である。また、支援はニーズに対して柔軟に応じるように年間スケジュールを組んで、計画的に実施している。

- ・内容としては、施設の取組に対する専門的な立場からの評価、施設で実施する個別／集団療育のプログラム内容に関する助言等が多い。また、人材育成の一環として、施設の職員向けの学習会での講義の要望もあり、支援終了後に 1 時間～90 分程度の講義を行い、学ぶ機会を提供することもある。
- ・令和 6 年度は 27 施設を訪問した。施設種別としては、保育所等が半数程度を占めるほか、児童発達支援事業所、児童発達支援センター等、幼児期の支援を行う施設への訪問が多い。また、件数は少ないが、放課後等デイサービス事業所、学校等、学齢期の支援を行う施設への訪問も行っている。さらに、今までの経過の中では、児童養護施設や重度の中・高生に対する支援を行う事業所（居宅介護・移動支援等）への訪問や、ケース会議で助言をする場合もある。
- ・家庭訪問で早期に対応したケースでは、施設へのつなぎの役割で家庭に訪問する場合もある。
- ・本事業の担当職員 1 名（心理担当職員、保育所等訪問支援と同じ）が中心となって訪問を行っているが、支援内容によっては他の専門職（PT/OT/ST や専門的知識を有する者）と一緒に訪問を行う場合もある。
- ・1 回の訪問に要する時間は保育所等訪問支援と同程度で、半日から 1 日かかる。療育や保育の活動場面に入る場合は、行動観察からカンファレンスを含めて午前から午後 3 ～ 4 時までかかることが多い。他方で、支援当日とは別日にケースの評価内容や支援プログラムをまとめて、再度説明する場合は 1 時間程度で完了することもある。また、放課後等デイサービス事業所の訪問の場合は放課後の時間での訪問になるため、それまでに、午前中に別の施設を訪問することもある。

②支援実施上のポイント・工夫・留意点

（事前の支援ニーズの把握）

- ・訪問先施設への事前の聴き取りのほか、当センターの支援を必要としている個別ケースや集団に対する訪問先施設の療育内容に関するニーズ等を提出してもらっている。それにより、訪問先施設が何で困っているか、どのようなプログラムを行いたいと考えているかを明確にもらい、そのニーズに応えるようにしている。

（実践につながる助言）

- ・ニーズに対して単純にノウハウを伝えるだけではなく、当該施設が育ち、自立して障害のあるこどもの支援ができるようになるために何が出来るかといったことを意識している。施設職員向けの学習会やビデオで撮影した映像を見ながらケース検討を行うなど、現場の実践に合った形で助言を行っている。

（施設に合わせた訪問頻度・対応）

- ・訪問先施設のスキルや考え、ニーズに対するアセスメントを行い、その結果を踏まえて年間の訪問回数や頻度を計画している。事業所の到達度や理念、考え方を参考にし、十分にこどもの支援が進んでいる場合は支援頻度を減らすこともある。年 4 回で十分な場合もあれば、年 7 ～ 8 回必要な場合もあり、施設の特長や進捗状況に応じて柔軟に対応している。
- ・施設側も年間の訪問回数や頻度を踏まえて、いつどのような相談をするか考え、計画的に事業を利用しているように思う。
- ・また、アセスメントのため、施設に提出を求めている検討の記録の様式を施設によって変えている。

（４）中核機能強化加算で加配された職員によるアウトリーチ支援の実施状況

- ・実施内容は障がい児等療育支援事業とほぼ同じ。前述の通り、これまで障がい児等療育支援事業で行っていた施設等へのアウトリーチ支援を、中核機能強化加算による支援に、徐々に移行している。

- ・中核機能強化加算の新設に伴う市内の児童発達支援センター間の役割分担に関しては検討段階であるが、東区の施設に関しては当センターが対応する方針としている。
- ・当センターを利用する児童が所属していない施設でも、アウトリーチ支援は利用可能である。

（５）札幌市以外の市町村との契約によるアウトリーチ支援

- ・各市町村の福祉部門が当センターと契約している。現在は 7～8 市町村と契約しており、年間 30～35 回程度訪問を実施している。
- ・訪問先は基本的には各市町村の子ども発達支援センター（国の基準を満たす児童発達支援センターの設置が難しい市町村が設置している、広域での発達支援を行う施設）となっている。
- ・支援内容としては、子ども発達支援センターの取組に対する専門的な立場からの評価、療育プログラムに関する相談、ケース会議のスーパーバイズ、職員向けの学習会の開催のほかに、子ども発達支援センター職員の保育所等への訪問の同行・ケース会議の実施、親の会での助言等を行っている。
- ・また、市町村の母子保健部門の部署からの要望で、乳幼児健診会場で発達に対する助言を行うこともある。
- ・当センターがこれまで広域型の地域支援に取り組んできたことを背景に、依頼が来ていると思われる。

（６）その他、地域の事業所等への研修等のインクルージョンの理解促進に資する取組の状況

（アウトリーチ支援）

- ・当法人では札幌市の委託を受けて障がい児地域支援マネージャー（療育に関する情報発信や障害児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行い、地域における児童発達支援センターの機能強化、充実を図る役職）を配置している。当センターの障がい児地域支援マネージャーは、東区及び中央区の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を年 1～2 回訪問している。
- ・文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業以来、関係が続いている近隣の小学校に対しても当法人の職員（学校長経験者や放課後等デイサービス事業所職員）が訪問支援を行っている。費用については当法人の負担で実施している。
- ・当法人の医療機関を受診したケース（発達検査など）において、本人・家族の了解を得た上で子どもが利用している施設に発達検査の結果などの引継ぎを行っており、その中で地域の施設との関係構築ができた側面もある。

（研修の実施）

- ・当法人で地域の支援者を受け入れて実習や研修を行っている。
- ・札幌市内では、各児童発達支援センターが、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所、保育所等を対象にした研修を年に 1 度主催している。また、札幌市の自立支援協議会の子ども部会の初期研修の中で当法人の職員が講義を行っている。これらの取組を通して、市内の全ての人が等しくサービスを受けられるような体制構築を行っている。

（他機関との連携）

- ・札幌市内の児童発達支援センターのセンター長会議が月に 1 回程度行われており、札幌市における中核機能や各児童発達支援センターのあり方について協議を行っている。
- ・当センターと学校との関わりとして、当センターを利用する児童・家族からの就学に関する相談に対して、学校との引継ぎを行うことがある。ただし、当センターから学校や教育委員会に直接働きかけることは関係性の観点からも難しいため、保護者や保育所等経由で情報共有をしている。また、就学に関する相談に関しては、市の教育センターを紹介する

ことも多い。

(その他)

- ・令和6年度に日本財団の助成を受けてインクルーシブ保育に関する調査研究を行った。アンケート調査や海外視察、ヒアリング調査を行った。その中で、アウトリーチ支援においては就学後を見据えた支援が重要だと感じた。
- ・令和6年度より「こども誰でも通園制度」を実施している。障害のあるこどもに限らず地域に開かれた施設としての運営にも力を入れている。また、その中で、保護者のこどもの発達上の困りごとに関する早期の相談や気づき、障害のあるこどもの保育についての理解を促すことができていると感じる。
- ・日本財団の支援を受けて、フリースクール「むぎのこエレメンタリースクール」を開所した。不登校のこどもの居場所の整備を行っている。就学後を含めたアウトリーチ支援の一環になっていると思う。

(7) 他機関への支援を行う上で留意していること・工夫（全般的な内容）

(ニーズに対応する取組の充実)

- ・アウトリーチ支援に対する地域のニーズとしては、①アセスメント等の専門的な視点からの評価、②研修等を含めた人材育成、③体制整備、④情報提供（相談先の確認や研修等の実施依頼等）があると思う。そのニーズに対して何ができるか、意識しながら取組を進めている。例えば、専門的な評価の実施、プログラムの作成・質の向上、ケース会議等の実践を通じた学びの場の提供、研修機会の確保等に取り組んでいる。

(施設単独での取組に向けた支援)

- ・施設への助言にあたっては、「指導」ではなく「支援」という立場を重視している。施設のニーズや困りごとを一緒に考え、提案し、実際に取り組んだ結果を一緒に検討するというサイクルで進めていくことが重要だと考える。主体は施設や家族で、その人たちが自立できるようにしていくことが重要。

(客観的・公平な助言と励まし)

- ・専門的な立場からの評価に加えて、現場で役立つ具体的な助言を行うこと、客観的かつ公平な助言を行うことも重要である。
- ・地域の人たちも苦労しながら支援を行っている。取組の良い点も伝えて、励ましながら支援を行うようにしている。

(記録のわかりやすさ)

- ・訪問の記録を整理した報告書に関して、誰が読むのかを意識し、分かりやすいものになるよう作成している。読み手によって報告書は別に作成し、特に保護者が読むものは、専門用語の使用を避けている。

(8) 自治体から得られてよかったサポート

- ・様々な講習や研修会の開催等、当センターだけではない札幌市の児童発達支援センターを中心とした支援体制整備の取組に対しては、市から積極的な支援をいただけたと思う。行政とともに取り組んでいくことは重要だと思う。

4. その他

(1) 保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

- ・アウトリーチ支援を行う職員に求められるスキルは、アセスメントスキル、コンサルテーションスキル、スーパーバイズスキル等、多岐にわたる。そのため、人材が不足しているのだと思う。そのため、今後はますます人材育成が課題となる。
- ・アウトリーチ支援を担当する職員のノウハウを共有する時間を持ち、実践を通じて学ぶ場も必要だと思う。
- ・研修会等、アウトリーチ支援を行う職員が自身の立ち位置や役割を見直し、一緒に取り組んでいける横のつながりが

重要ではないか。

- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所からの支援のニーズがあっても、保育所等訪問支援の活用はできない。一方で、障がい児等療育支援事業では幅広い施設で活用可能となっている。各事業の目的を明確化し、各事業間の調整や再構築が必要ではないか。
- ・児童発達支援センターが中核的な機能を持つことを求められるようになったが、実際には放課後等デイサービス事業を未実施のセンターが多いため、学齢期以降の支援のノウハウが蓄積されていない現状があり、今後の課題になる。
- ・インクルージョンに対する認識が十分に育っていない施設がある。「困っているから助けてほしい」と個別ケースに対する支援ニーズに留まってしまう、集団の中での学び合いやともに育つといった施設全体での支援の視点に至らない場合がある。

（２）国・自治体等に求める支援

- ・アウトリーチ支援を進めていくため、人材育成や体制整備のバックアップをしてもらいたい。
- ・中核機能強化加算等、支援体制を整備するための予算を国が整えてくれたと思う。一方で、自治体での活用が進んでいないように感じる。補助金の補助率が 1/2 となると、自治体としても活用しづらい側面があるのかもしれない。
- ・現場の声を、実感を伴う形で行政に受け止めてもらいたい。また、行政の人事異動等で担当者が変わっても継続的に取り組んでもらえるようにしてもらいたい。
- ・児童発達支援センターの中核機能として地域支援を行った状況に応じて、加算が付くようにしてもらえるとありがたい。
- ・児童発達支援センターが広域型の支援を行っている地域なのか、都市型の支援を行っている地域なのか、地域資源の状況も含めて把握する必要があると思う。各行政にはどのような型の支援を行っていくか、地域の状況を考慮して検討してほしい。

（３）その他

- ・地域のニーズを把握するにあたって相談支援事業所との関わりは重要な要素だと思う。札幌市はこどもの数に対して相談支援事業所が少ないため、セルフプランが多い。また、保護者はこどもの状態の理解が深まらずに、障害児支援の利用に抵抗をもつ側面もあると思う。北海道では障害児支援の入り口として地域づくりコーディネーターの配置を進め、現在は相談支援が入口の支援を担っている。
- ・今回の調査研究で、アウトリーチ支援がインクルージョンの推進に重要であることが整理されていくと嬉しい。現在は子育て支援施策と障害福祉施策が分かれているが、今後は一本化していくことが重要だと思う。その中で、アウトリーチ支援が全てのこどもの人権や育ちの保障に資するものであると示してもらえるとありがたい。当法人では「共に生きる」の理念（インクルージョンの理念）を掲げ、人生のあらゆるタイミングの支援を行っており、それぞれの取組がアウトリーチ支援につながっていると考えている。

(6) アグネス園

1. 基本情報

(1) 実施しているサービス・事業、併設事業

- ・民設民営で社会福祉法人が運営している児童発達支援センターである。以前の類型は、福祉型であった。
- ・実施している事業は、児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談・障害児相談である。
- ・平塚市では、障害児通所支援サービスの利用を希望する場合、市の「こども発達支援室くれよん」に相談することになっている。特に児童発達支援の利用を希望する場合や、3歳児健診後、発達に関する相談があった場合は、当該室で、専門職が支援の必要性などについてインテークを行い、必要に応じて短期間のグループ活動で課題等を把握し、児童発達支援事業所の利用が望ましい場合は、当センターをはじめ市内の児童発達支援事業所で支援を行うことになる。

(2) 職員体制

- ・職員体制は合計で 32 名（管理者・児童発達支援管理者 2 名、保育士 2 名、児童指導員 16 名、看護職員 1 名、理学療法士 1 名、言語聴覚士 1 名、心理職 1 名、その他 8 名）である。
- ・このうち、訪問支援を行う職員は 8 名（管理者・児童発達支援管理者 2 名、児童指導員 3 名、理学療法士 1 名、言語聴覚士 1 名、心理職 1 名）である。

(3) 中核機能強化事業所加算の届出状況

- ・中核機能強化加算（Ⅱ）を算定している。
- ・多くの職員が 10 年以上の障害児支援の経験があり、基準以上の職員配置を行っている。中核機能強化職員は、園長とセンター内にある相談支援部門の長（アグネス相談室室長）の 2 名である。
- ・日頃から市と密に連携する中、アグネス園から市に対して中核機能強化加算の申請書類を提出した。その内容について市で協議が行われ、要件を満たす専門人材の配置ができていることから中核機能強化加算（Ⅱ）の指定を受けた。

(4) 地域において中核機能強化事業所が果たしている役割

- ・地域全体の支援の質の向上を目指し、他の事業所や保護者に対し、公開イベントや集会を開催している。こうした活動を通じて、地域の事業所や保護者に専門職の関わり方などを広く周知している。
- ・また、家族支援として、令和 7 年度に家族向けの行事やきょうだい児向けのリトミックを開催したほか、ペアレントトレーニングを 2 回開催した。平塚市が実施しているペアレントメンター養成研修の一部について、当施設の職員が講師を担当し、当事者同士の支え合いを推進している。
- ・中核機能強化職員は、後述する訪問療育事業での訪問支援の他、平塚市障がい者自立支援協議会こども部会の運営、こども家庭センターのケース会議への参加、神奈川県が主催する県内の公立障害児者通園施設の児童発達支援センター長が集まる会議（児童発達支援のあり方や研修内容の確認等を実施）への参加等を行っている。

2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況

- ・地域障害児支援体制強化事業の委託はなし。

3. 障害児が所属する他機関（保育所等）へのアウトリーチ支援等の実施状況

（1）各事業の実施状況

①保育所等訪問支援

（概要）

- ・主な支援対象は、当センターの児童発達支援や相談支援を利用しているこどもである。
- ・月2回の訪問を基本とし、訪問先の職員とは月1回カンファレンスを行う。
- ・令和7年度の訪問先は、保育所2か所、幼稚園・認定こども園4か所、小学校1か所である。

（カンファレンスの開催方法等）

- ・カンファレンスは訪問先の都合で、月2回の訪問と同じ日に行う場合と、訪問とは別の日に行う場合がある。訪問先の状況に応じて柔軟に対応している。
- ・カンファレンスには、保育所等では担任や補助の先生が参加することが多い。保護者の出席は必須ではなく、必要に応じて声かけをしている。個別支援計画の作成前には、状況把握のために保護者と一緒に訪問をして、訪問先施設と保護者とセンターとでカンファレンスを行うこともある。
- ・通常は1～2回目の訪問時にカンファレンスの予約を取り、午後に再度訪問したり、電話で話したり、別途時間を設けている。訪問先施設の事情で「こどもの支援をしながらカンファレンスも進めてほしい」という要望があれば、柔軟に対応している。

（実施期間・回数等）

- ・実施期間は、利用開始時期やこどもによって異なる。
- ・年少や年中から訪問を開始した場合は、地域とのつながりを深めながら支援を進め、年長になるにつれて訪問回数を減らすこともある。一方で、保護者の不安が強い場合は、年長になっても月2回の訪問を継続することもある。また、保護者にも支援の様子を見てもらうため、訪問日に合わせて一緒に見学してもらう等、個々のケースに応じて検討している。

（訪問のニーズ）

- ・保育所・幼稚園では、保護者が「こどもが活動や行事に参加できているか」を心配するケースが多く、訪問先施設の先生と一緒に、行事や集団活動に継続的な参加ができる方法を検討することが多い。
- ・小学校では、保育所等のような手厚い対応やお迎えの際の日常の様子フィードバックなどが無くなることから、保護者から、先生がこどもとコミュニケーションをとれているか、支援ができているか等を心配して相談がある。訪問して状況を確認するなどして、本人・保護者と学校の仲介役として入ることが多い。

（工夫や注意点等）

- ・対象となるこどもや保護者の困り感の軽減を主としているが、現場の先生の方針を尊重し、その中でできることを一緒に考えるようにしている。支援の提案も、保育所等の施設の方針から外れないように配慮している。
- ・訪問先には「教える立場」ではなく、「チームの一員として一緒に支援方法を探らせてほしい」という姿勢で臨んでいる。保育所等の方針を理解し、その中でこどもたちにとって良い環境を整えるために協力をお願いする。施設によって遊び中心や学び中心など方針が異なるため、訪問をしてすぐに「このような支援が有効」と話すことは避けている。例えば、まずは園長先生と話し合い、保育所等の方針を理解した上で具体的な支援方法を提案する。
- ・元々、直接、こどもと関わって支援をするというよりも、行動観察で普段のありのままの様子を観察し、その結果をもとに「この場面ではこうすると分かりやすい」といった助言を行い、施設に対応してもらう方法を基本としていた。一方、令和

7年度は訪問先の事業所から「一緒に支援を進めてほしい」という要望があり、行動観察だけでなく、実際に保育に入り、加配で入っている保育士に対して具体的な支援方法を示しながら伝えるという方法で訪問支援を行った。結果として、先生方から「非常に分かりやすかった」と好評を得た。訪問先によって保育所等訪問支援のあり方は異なっておりと考えている。

- ・訪問時の行動観察の記録は全て保護者にお渡ししている。紙で記録を残し、そのまま保護者に共有することで、現状や支援方法を一緒に考える材料としている。また、訪問先での状況を踏まえて、家庭でも取り組めるような視覚的なツールを作成し、保護者に「家庭で使ってみませんか」と提案することもある。また、訪問先等で見通しを持つことができるような表を作成して渡すなどの支援も行っている。
- ・保護者支援として幼稚園訪問後に保護者と本人との面談を Zoom で行うことで、移動時間、移動手段を気にすることなく高頻度で継続的な支援が行えるようになった。保護者とこどもと一緒にその日の頑張りや良かった点を共有し、褒める時間を設けた。これにより、幼稚園への通園意欲が高まり、継続して通えるようになった。その後、併行利用をしているこどもについては、こども・保護者とで幼稚園等での過ごし方について振り返り、褒める時間を積極的に設けるようにしている。

②中核機能強化職員によるアウトリーチ支援

- ・中核機能強化加算の地域支援の一環で、保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、助言やアウトリーチ支援を行っている。

（訪問療育事業による訪問）

- ・市が行っていた訪問療育事業に同行し、令和7年度から段階的に当センターが引き継いでいる（訪問療育事業は平塚市が地域障害児支援体制強化事業を活用して実施）。
- ・市では、平成25年度から、こどもの成長発達を促すとともに、家族の子育てを支援するために「5歳児すくすくアンケート」を実施している。平塚市在住で幼稚園・保育所・認定こども園・私設保育施設に在園する年中クラスのこどもについて、保護者と利用している施設職員を対象にこどもの発達状況や行動面、生活状況について支援するものである。必要に応じて施設職員から保護者に働きかけ、「こども発達支援室くれよん」での専門相談や、通っている保育所等での集団生活の支援、必要に応じて児童発達支援事業所を紹介するなど、切れ目がないよう支援が行われている。
- ・このアンケート結果により、家庭や施設等で支援が必要と判断されたこどもを対象に、「訪問療育事業」にて訪問支援を行っている。訪問回数は年中で1回、年長で1回の合計2回、2年に渡って実施する。保育所等を訪問して、現場での行動観察をもとに支援内容をすり合わせ、対象となるこどもの困り感を軽減する支援方法を職員や園に対して助言する機関連支援をして実施している。
- ・特別支援学校、公立保育所の発達支援コーディネーターとチームを組んで訪問しており、訪問療育事業のメンバーの一員として、それぞれの専門的知見のもと、要支援となった児童の所属する園への助言を行っている。当センターが訪問療育事業で訪問する件数は、令和7年度は10件だったが、令和8年度は100件を予定しており、令和11年度には完全委託となる予定である。

（その他）

- ・その他、放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所の新設時に中核機能強化職員が訪問し、助言を行うなどしている。新設の事業所から、見に来てほしいといった訪問依頼があった場合、まずはつながりを作るという視点で訪問する。アドバイスが必要であれば声をかけてほしいと伝え、今後のアウトリーチ支援のきっかけを作っている。

③児童発達支援の関係機関連携加算による訪問

- ・センターと併行利用をしている児童については、児童発達支援の関係機関連携加算を活用して、保育所や幼稚園等へ訪問している（令和6年度は3回実施）。
- ・利用者の保護者から要望があった場合に、施設等を訪問し、行動観察を行う。そのうえで、施設職員と一緒に支援方法を探り、今後の支援の方向性などを検討する。この関係機関連携加算による訪問を経て保育所等訪問支援や他の支援につながるケースもある。
- ・保護者だけではなく、保育所等から依頼があった場合も訪問を行うが、その際は保護者の同意を得るようにしている。

（２）その他、地域の事業所等への研修等のインクルージョンの理解促進に資する取組の状況

- ・現状では、年2回、ペアレントトレーニングを開催している。保護者に加え、事業所（平塚市障がい者自立支援協議会こども部会・未就学児分科会に属している全事業所）にも声かけをしていることから、事業所向け研修も兼ねていると考えている。一方、開催時間が10時半から12時で、他事業所にとっても多忙な時間帯であるため、参加事業所は少ない状況にある。また、当施設の現場は人手不足で対応が厳しい状況にあり、国の方針に沿った新たな取組を進めることが難しい状況もある。今後の課題として、地域の事業所向けの研修会を積極的に開催し、参加しやすい時間帯で実施する必要があると感じている。
- ・こども家庭センターのケース会議にスーパーバイズの立場で定期的に参加している。年3～4回の開催があり、課題を抱えるこどもについて、専門職が意見を出し合いながら、支援方法を模索している。アグネス園からは中核機能強化職員でもある園長が参加し、障害児支援の専門的立場から助言を行っている。
- ・ケース会議の参加のきっかけは、アグネス園が関与したケースを通じて、こども家庭センターのセンター長が当施設に興味を持ち、ケース会議への参加について声かけがあった。

（３）他機関への支援を行う上で留意していること・工夫（全般的な内容）

（事業の使い分け、分担等）

- ・アウトリーチ支援の希望があった場合、どの事業で対応するかは、誰が訪問できるか、どの立場で訪問するのか等、ケース毎に検討している。
- ・訪問のニーズに対して、基本的には、10年以上の障害福祉経験を持ち、どのようなニーズに対しても対応可能な職員がまず訪問をして、アセスメントを行う。その後、専門的な視点が必要であれば、理学療法士や作業療法士など、より適切な職種に変更することもある。必要があれば様々な専門職にすぐに相談できる体制がある（詳細は「職員間の情報共有、連携」にて記載）。一方、繁忙状況などから、訪問可能な職員が限られることもあるため、こどものニーズを踏まえつつ柔軟に対応している。

（職員間の情報共有、連携）

- ・当施設には多様な職種の職員が在籍しているが、訪問体制を考える上で、情報共有を丁寧に行うよう心がけている。施設内には通所支援、訪問支援、相談支援の機能があるため、職員間で、特に、訪問先の現状、保護者や訪問先の職員のニーズを共有している。逆に、併行利用の児童については、センターでの過ごし方を確認したり、通所や相談支援の担当職員から情報収集したりして、訪問時の支援や保育所等訪問支援の個別支援計画作成に活用している。
- ・通所部門とアウトリーチ部門、計画相談部門が連携できる点が強みである。訪問後、ニーズや実際の様子を持ち帰り、専門性の観点から次の対応を検討する。

（訪問時の留意点）

- ・施設等に訪問する際に、まずは訪問先のことを理解することを大切にしている。それぞれの園や施設には思いやねらいがあるため、まずは観察する。訪問先施設と信頼関係を築くことが第一であり、関係性が構築できなければ、同じ方向に向かって支援を行うことは難しい。助言したくなる場面があっても、最初から意見を出すと対立関係となり継続的な支援が難しくなるため、控えめに入ることを心がけている。信頼を得ることが継続的な支援につながっていく。
- ・相手のニーズに応えられる支援を提案することも大切であり、訪問先の意向を理解した上で発言・提案することを常に意識している。
- ・観察の時間帯や場面については、こどもの様子によって変えている。例えば、一斉活動はできるが自由時間の過ごし方が難しいこどもや、食事場面が気になるこどももいる。そのため、訪問先からのニーズ、同意を得て、気になる点に応じて、訪問時間帯を選んでいる。気になる点は保護者との面談や訪問先職員からの情報、センターを併行利用している場合は当施設での様子からも把握している。
- ・保護者とのやりとりについて、情報量が多すぎると理解してもらうことが難しい場合もあるため、情報提供は A4 サイズ 1 枚にまとめており、職員同士で内容を確認し、より伝わりやすい発信を心がけている。

（４）施設等へのアウトリーチ支援の効果、好事例

（クラス全体への効果）

- ・視覚的な指示ツールを訪問先の先生が日常的に活用するようになったことで、クラス全体に一斉指示が通りやすくなったという話をよく聞く。訪問支援を通じて、集団活動に参加できるようになったこどもや、クラス全体の指示の通りやすさが向上した事例は多い。
- ・訪問先の先生から、他に気になるこどもの相談を受けることもある。その際には、個別支援に加え、クラス全体に対する支援や、先生の声かけや働きかけの方法について、一緒に探ることがある。先生の捉え方や声かけが変わると、周囲のこども達も変化する。例えば、先生が否定的に言動するのではなく肯定的に関わることで、周囲のこどもも、そのこどもを応援する雰囲気になる。先生の話し方や環境づくりが、クラス全体の雰囲気大きく影響するため、対象児だけではなく周囲のこども達への声かけや支援方法も一緒に考え、伝えるようにしている。

（支援シートによる就学先との情報共有）

- ・神奈川県では、就学前から卒業後にわたり、関係機関と連携した円滑な情報の共有、引継ぎをすることを目的とした「支援シート」がある。当センターでは年長児が就学する際、保護者の希望があれば、訪問時に保育所や幼稚園の職員と話し合いながら支援シートを作成し、就学先に共有する。関係機関が協力して情報を一元化できることは非常に有効と考えている。

4. その他

（１）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

（人材の確保・育成）

- ・アウトリーチ支援を行うことができる職員の確保が難しい状況にあり、市から事業を引き継いでいる中、人材の確保・定着・育成が課題となっている。

（地域の事業所等への周知）

- ・今後、地域の事業所や小学校などにどのようにアウトリーチ支援の取組を広げていくかは検討段階にある。地域の小学校や関係機関等に、児童発達支援センターの存在を知ってもらう努力が必要だと感じている。

（保護者との連携）

- ・保護者に対する情報提供は、情報量が多すぎると理解していただくのが難しい。情報共有や面談時のコミュニケーションの取り方について課題がある。

(7) つくも幼児教室

1. 基本情報

(1) 以前のセンターの運営形態及び類型

- ・社会福祉法人が設置・運営する民設民営のセンター。以前は福祉型の児童発達支援センターだった。

(2) 実施しているサービス・事業、併設事業

- ・児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を実施している。
- ・千葉県より障害児等療育支援事業を受託している。また、近隣の1市6町村のうち、ほぼすべての市町村の乳幼児健診において、当センターの職員が育児・保育相談の相談員を担当している。療育グループ等の町村独自の相談事業の相談員も担っている。
- ・法人では10事業所を運営しており、福祉型障害児入所施設、生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援B型等を実施している。就学前のこどもは当センターが中心的に受け入れている。

(3) 職員体制

- ・児童指導員5名、保育士11名、相談支援専門員2名のほか、児童発達支援管理責任者、調理員、事務員、運転手、管理者等が勤務している。

(4) 中核機能強化加算の届出状況、中核機能強化職員の職種・役割

- ・中核機能強化加算(Ⅲ)を算定している(「主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で1以上加配」に適合)。対象職員の職種は保育士である。
- ・中核機能強化職員の保育士は、保育所等への巡回を他の職員とともに担っているほか、長生郡市総合支援協議会(長生郡市で共同設置している自立支援協議会)の療育作業部会に管理者とともに出席することがある。千葉県の障害児通所施設の協議会にも参加しており、県の児童発達支援センター等の取組を議論する部会で役員を担い、圏域における支援についても検討している。

(5) 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、センターが果たす役割

- ・つくも幼児教室は昭和53年に開設された。平成24年の児童福祉法改正以前には、長生郡市(茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町)・夷隅郡市(いすみ市、大多喜町、御宿町、勝浦市)で唯一の児童発達支援の事業所であった。法改正後、長生郡市に10か所の児童発達支援事業所が開設されたが、児童発達支援センターは当センターのみであるため、障害児支援の中核として様々な依頼を受けている。長生郡市総合支援協議会でも、小規模事業所とも協力しながら、障害のあるこどもにとってよりよい地域になるようリーダーシップを発揮している。
- ・長生郡市には人口8万人程度の茂原市、6千～1万人規模の6町村が所在している。町村単位では事業実施が難しいため、長生郡市として連携して障害児支援に取り組んでいる。
- ・長生郡市の各自治体の障害児福祉計画で児童発達支援センターに言及されているが、センターに対する行政からの支援はあまりない状態である。センターとしてはアウトリーチ支援に取り組みたく、行政からもそれを期待されていると考えている。

- ・母子保健会議や障害児に特化した会議等の中で、児童発達支援センターとして意見を述べることもある。
- ・千葉県の療育支援コーディネーター事業によって圏域に1名配置されている療育支援コーディネーターが、様々な事業の核となっており、当センターとしても頼りにしている。

2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況

- ・実施なし。

3. 障害児が所属する他機関（保育所等）へのアウトリーチ支援等の実施状況

（1）他機関へのアウトリーチ支援における制度・事業の使い分け、実施状況

①保育所等訪問支援

（利用について）

- ・保育所等訪問支援は保護者の申請が必要である。現在、約35名が契約しており、8割程度が当センターの児童発達支援の利用者である。保育所等のみに通っている利用者は6名である。センターへの通所までは必要ないが、保育所等における支援が必要な場合は、保育所等訪問支援のみを契約している。
- ・利用のきっかけは、当センターの相談支援事業所からの依頼が多いが、他の事業所からの依頼もある。

（日程調整）

- ・保育所等の職員や行事の都合、当センターの都合などを考慮しなければならず、訪問支援員は日程調整に苦労している。中には「いつでもよいのでとにかく来てほしい」という保育所等もある。
- ・話を聞いてほしい、助言が欲しいという要望を先生から受けることもあるため、カンファレンス等の時間を長く確保するケースもある。

（支援の体制）

- ・児童発達支援と兼務する4名の職員（保育士、児童指導員、社会福祉士）が担当している。訪問支援員は児童発達支援と兼務しているため、多くの訪問回数をこなせるわけではない。利用者1人につき年6回の訪問をセンターの目標としているが、平均は年5回である。
- ・基本的には1名で訪問する。困難なケースや初めて保育所等訪問支援を担う職員の場合は2名体制とすることもある。また、児童発達支援管理責任者が同席するケースもある。
- ・1日の訪問先は1か所、あるいは職員を2名確保できる場合は2か所である。児童発達支援と兼務しているため、当日の職員数によって調整している。直近では育児休業を取得中の職員がおり、欠員を補充できていないため、2か所を同時に訪問するのが難しい。人員体制が整えば、1日2、3か所訪問できるようにしたい。
- ・保育所では午後は昼寝の時間になるため、午前中しか訪問できない。午前中は保育所、午後は幼稚園など、なるべく多くの保育所等を訪問できるよう工夫している。
- ・以前は、1回の訪問を2時間としていた。現在は、1回の訪問に長い時間をかけると1年間の目標件数に届かなかったり、1人当たりの訪問回数が減ってしまうため、1時間強を基本としている。しかし、保育所等の先生も話したいことが様々あるため、前後の話し合いも含めると半日かかってしまうことがある。また、圏域が広く、移動に片道30分かかる保育所等もあるため、移動も含めて半日かかるケースも多い。
- ・午前中に訪問した場合は、午後に訪問支援の記録を作成している。

（支援内容）

- ・保育所等訪問支援の利用者が1施設に複数所属している場合もある。クラスによって活動が異なるため、外遊び、課

外活動、行事の練習、食事等、先生方のニーズや保護者のニーズを丁寧に聞き取り、どの場面でクラスに入って支援するのが適切か、検討する。また、普段の保育の流れを妨げないように支援することを心がけている。

（訪問先施設の受け止め）

- ・保育所等訪問支援の制度の開始以前から保育所等に訪問してきた。以前は拒否的な保育所等が多く、「何のために来るのか」と言われたこともあるが、現在はほぼすべての保育所等に支援が必要なこどもがおり、保育所等も支援を必要としている状態であるため、好意的に受け入れられている。「またすぐに来てほしい」と要望されることもある。
- ・保育所等訪問支援の制度や、こどもが希望していることを伝えても断られた保育所には、電話等での情報交換等のアプローチをして、同じ子育て機関として、市町村とも協力しながら連携が取れればと考えている。

（保護者との関わり方）

- ・就業している保護者が多く、面談の時間を工面してもらうのが難しいため、送迎時や児童発達支援の面接時にニーズを聞くなど、何度もセンターに来所してもらうのを避ける工夫をしている。訪問の結果を直接報告することが難しい場合には、報告書の郵送等で対応している。
- ・当センターの児童発達支援を利用していない場合、こどもの普段の様子を把握したり、保護者と常日頃から接点を持つのは難しい。その場合は、障害児等療育支援事業の外来療育支援事業（詳細は②で記載）で行っている月1回のグループあそびに参加した際にこどもの様子を確認したり、終了後に保護者に時間をとってもらい、個別支援計画の話をすることがある。

②障害児等療育支援事業

- ・千葉県より、事業の創設当初から受託している。県より、国の制度でカバーできない部分に本事業で取り組むよう説明を受けている。
- ・訪問療育相談支援、訪問療育支援、外来療育相談支援、外来療育支援、施設支援指導の5事業が含まれている。いずれも受給者証取得の手続きが不要というメリットがある。他事業では書類の「障害児」という記載に抵抗を感じる保護者や、国の制度を利用できないこども、医療受診につながっておらず、医師の意見書が入手できない場合などに利用しやすい事業である。

（施設支援指導事業）

- ・長生郡市には約30か所の保育所等があるが、発達で気になる点があるこどもは数多く在籍している。クラスの状態を見てアドバイスが欲しいという希望が保育所等から寄せられ、施設支援指導で訪問することも多い。
- ・施設支援指導は保育所等からの依頼で実施するものであり、保護者が書類を提出する必要はない。施設もこどもの個人名を提出する必要はなく、訪問する職員もクラス全体をみながらこどもへのアプローチを考えている。
- ・県の要件（保育士、児童指導員で5年以上の勤務経験がある者）に該当する職員6名が担当している。アウトリーチ支援を行う事業であるため、当センターの中でも中核を担う職員が訪問している。
- ・保育所等からの希望が多い。保護者からの要望で利用開始することも可能であるが、稀である。保育所等訪問支援の契約前に障害児等療育支援事業で訪問するケースもある。
- ・保育所等訪問支援で訪問した際に、他のこどもも見てほしいと要望されることが多い。その場合は、保育所等訪問支援は契約しているこどもに対する支援であるため、障害児等療育支援事業の枠組みで別日に訪問したい旨を説明している。制度の違いが分かりにくいので、障害児等療育支援事業のパンフレットを作成して周知している。
- ・1回の訪問は1～2時間である。こども1人への依頼であれば1時間程度で対応できるが、実際には複数名への支援が多く、2時間程度かけて1、2クラスを回ることになる。基本的に職員1名で訪問しているが、必要性があり人

員が確保できる場合は、2名で対応することもある。

- ・訪問数は年間 10～15 施設、延べ 20～30 回程度である。1 施設につき年 4 回までという制限があり、中には最大回数訪問する保育所等もある。

(外来療育支援事業等)

- ・外来療育支援事業は、月 1 回、1 時間のグループ指導として当センターで行っている。受給者証の取得が不要であるため、習い事のような形で親子のグループあそびを行っている。市町村の乳幼児健診でも相談員を務める当センターの職員から市町村の事業を勧めたり、行政が閉庁している土曜日の活動に誘って足を運んでもらうこともある。

③市町村の巡回事業

- ・市町村独自の保育所等への巡回支援も受託している。保育所等への巡回支援は 3 市町村で行っており、睦沢町で年 6 回、長生村で月 2 回、保育所を巡回している。茂原市では他機関と分担しており、年 2 回、担当の 7 園程度を巡回している。
- ・市町村独自の保育所等を巡回する事業は 10 年ほど前から行っているものが多い。以前は個人で幅広く支援を手がけている方が地域にいたが、その方の退任後、当センターに依頼が来るようになった。
- ・3 市町村では、年間計画で予め巡回支援の日程が決まっている。睦沢町では、町唯一のこども園に年 6 回訪問し、1 日に 3 クラスを回る。事前に提出された資料に沿って、こどもの様子を観察し、午後に担任とカンファレンスを行う。長生村では月 2 回、こども園 3 か所を巡回している。保護者の希望があれば、巡回の間に 1 時間程度、相談の時間を設けることもある。茂原市の事業では、教育委員会の教員と 2 名で年 2 回、担当の 7 園程度を巡回している。こちらもこどもに関する事前資料・説明を踏まえてクラスを見て回り、午後に担任とカンファレンスを行う。
- ・日程調整にあたっては、希望の日程を市町村から提出してもらい、1 月中には次年度の訪問予定を設定している。
- ・市町村の乳幼児健診では、保育相談・保育面談の中で助言を行うが、その際に当センターの実施している事業について直接説明することができる。書類等を提出する必要がない、気軽に活用できる制度として、グループ活動や巡回支援に関して情報提供している。

④各事業の使い分け

- ・保育所等で対応が難しいこどもについて、児童発達支援の利用を勧めても、家庭では問題ないと言われてしまい、保護者に対してそれ以上アプローチできないというケースが多い。
- ・児童発達支援に通うのが難しい場合でも、訪問による支援であれば受け入れやすい保護者もあり、契約さえできれば訪問支援が受けられる保育所等訪問支援のほうが利用のハードルが低いようである。
- ・障害児等療育支援事業による訪問は、保育所等からの依頼で行うものである。クラス全体を見てほしいというケースや、気になるこどもがクラスに複数所属している場合、保護者には困り感がない場合などに、障害児等療育支援事業を活用している。
- ・当圏域で保育所等訪問支援を利用するには、相談支援を利用し、行政と相談の上、医師の意見書を提出する必要があるため、これらの対応が難しい保護者の場合は、障害児等療育支援事業を活用している。
- ・保育所等訪問支援は個別支援計画に基づいて支援を行うが、障害児等療育支援事業は、そのような条件がないため、訪問当日に「この活動のこのシーンを見てほしい」といった希望があれば、対応する。また、稀に運動会・発表会の練習に合わせて訪問してほしい、運動会の本番に支援してほしいといった希望が寄せられることもある。運動会の練習が苦手な困っている、発表会でどのような工夫をするとこどもの力を発揮できるか、といった保育所等の悩みに合わせて

日程調整も行っている。

- ・市町村の巡回事業では、こどもが生まれてからの経過を把握している保健師も同行することが多い。市町村によっては、教育委員会の教員と巡回することもある。1人だけでなく複数の職員でこどもの見立てや先生とのカンファレンスをすることで、丁寧な支援・助言が実施できている。

（２）その他、地域の事業所等への研修等のインクルージョンの理解促進に資する取組の状況

- ・圏域が広いと、訪問事業以外の取組を細やかに行うのは難しい。依頼があれば、保育所等向けの研修や講演に登壇している。また、公立の保育所等を民間委託するケースで、自治体の担当者と施設を見学することもある。また、別の自治体では保育所等の入園面接に立ち会い、支援が必要なこどもがいた場合、入園に際して何をしていくとよいか、助言している。
- ・長生郡市総合支援協議会の療育作業部会のとりまとめを当センターが行っている。参入したばかりの児童発達支援事業所もあり、事業所によって支援内容が様々であるため、児童発達支援事業所のワーキング・グループで支援の質を高める研修を行っている。また、毎年児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が合同で、虐待・身体拘束の勉強会を行っている。

（３）他機関への支援を行う上で留意していること・工夫

（訪問先施設の職員への関わり方）

- ・当センターの職員は、障害児支援に日々携わっているため、様々な支援の手立てがスキルとして身につけ、過去の事例を参考にしたり、こどものタイプによって支援を考えることができる。他方で、保育所等の先生方は、毎年担当するこどもをそれぞれ違うこどもとして認識するため、過去の支援経験を新たに担当するこどもへの支援に活用することが難しいようである。都度訪問して、「あの時の子のように支援をすればよいのでは」と助言する。先生方が間違った支援をしている例はほとんどないため、先生方の背中を押すのが当センターの役割だと考えている。「その取組は本当に良いと思います」、「それが合っていると思います」といった発言をするだけでも、先生方は安心する。例えば、スイッチに固執するこどもは、スイッチに紙を1枚張って隠すだけで忘れられたり、遊具に布をかけて視覚的に遮るだけで気にならなくなったりと、先生が思いつきにくい些細なことを助言し、先生が自信をもって保育できるように支援している。
- ・年に1、2回は、障害が重度で、「これをすれば大丈夫」といった助言では支援が難しいケースがある。その場合は行政や療育支援コーディネーターに介入してもらい、こどもが保育所等で過ごせる方法を検討している。「重度の障害のあるこどもは保育所では見られない」と言われてしまったこともあり、人手不足の中でどうすれば保育所等で保育していくことができるか、考えていかなければならない。
- ・発達に特性のあるこどもが1クラスに3～5人、多い場合はクラスの3分の1いるという状況の中で、先生が保育に自信を持てることを常に心がけている。発達支援施設だからと当センターの考えを押し付けるのではなく、先生方がすでに行っている工夫や支援を土台として、プラスアルファの助言を行っている。継続的に支援することで、低年齢から年長までこどもの成長の経過を追うことができるため、先生方と成長を喜び合い、苦勞をねぎらうことも心がけている。
- ・当センターも地域の子育て機関の一つであるため、保育・教育・発達支援はこどもを支援する機関として同じ立場であり、偉い専門家ではないと、保育所等に向けて発信している。
- ・支援に関する考え方については、保育所等訪問支援等を担う職員に管理者から話したり、職員同士で話し合う機会を作っている。堅苦しく訪問すると拒否されてしまうこともあるため、信頼関係を築いていくということを、前任の管理者から教わり受け継いでいる。

（人材育成）

- ・アウトリーチ支援に携わる職員は、通所支援で様々なこどもと関わり、知識や技術を蓄えてからアウトリーチ支援に臨むことが必須である。プログラムの構成や、保護者の思いを汲んだ助言、地域資源の把握、こどもの見立て、個別支援計画の基礎資料の作成等のスキルを重視している。また、アウトリーチ支援の場合は、自身の考えを押し付けるのではなく、傾聴できることも重要である。

（４）他機関へのアウトリーチ支援の効果、好事例

- ・過去には担任の先生が全責任を持って支援するという風潮が保育所等にあった。発達に特性のあるこどもを1人の先生で保育するのは難しいため、隣のクラスの先生や、主任・園長にもこどものことを知ってもらう等、複数の先生で支援していくのがよいと、日頃から保育所等に伝えている。担任の先生だけが重圧を感じることなく支援できるようになったというケースは多く見られる。
- ・発表会や運動会では、保護者や上司からの期待を担任の先生がプレッシャーに感じていたり、発達が気になるこどもの参加方法に迷っている様子が毎年見られる。例えば、リレーで、先生は「障害のあるこどもも皆と同じように参加してもらわなければ」と考えてしまっていたが、必ずしも皆と同じでなくてもよいと伝え、第1走者の前に先生と一緒に走ってもらうことになった。
- ・研修会で「発表会・運動会について、先生がそこまで頑張らなくてもよいのではないか」と伝えたことがある。保護者の期待や園の方針もあるだろうが、運動会直前に訪問した際に、保育士がピリピリした様子で、それを見たこどもも不安定になっていたため、開催方法には検討が必要なこともある。

（５）自治体との連携状況、自治体から得られてよかったサポート

- ・市町村の巡回事業で、こどもの成育歴や家庭の状況を把握している保健師に同行してもらえるのは心強い。保育所等訪問支援では1名で訪問するため、自分の見解が合っているか不安になるが、行政が保育所等への巡回に同行することで、複数の観点で検討することができる。保健師が同行するのは2市町村であり、うち1町には保健師が常駐しているこども園がある。残りの1市町村についても、行政の職員とともに巡回したいと要望している。
- ・教育委員会の教員が同行する場合でも、教員の見解が得られることは重要だと感じる。年長児は、教員とともに巡回することで、就学を念頭においた助言をすることができる。
- ・巡回事業を子育ての担当課が実施している場合は保健師、教育の担当課が実施している場合は教育委員会の教員やアドバイザーが同行する。現在同行している行政職員は幅広い見識を持っているため、教員との巡回であるから幼児については助言できない、といったことはないが、部署間で事業の情報が共有されていない様子はみられる。

4. その他

（１）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

- ・発達が気になるこどもは、児童発達支援を利用するのが正しいことだと考える市町村の担当者が多いと感じている。保育所等の先生方も、「発達に特性があるこどもは児童発達支援に通わせなければいけない」と考えがちである。児童発達支援に通わなくとも様々な制度を活用でき、保育所等だけでもこどもの成長発達を促すことが可能である。障害児支援のハードルを下げようと取り組んできた結果、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所等で生活すべきという風潮が顕著になり、意図せずともインクルージョンからかけ離れている状態である。アウトリーチ支援によって、障害のあるこどもも保育所等で生活できるように働きかけていきたい。

- ・フルタイムで働く保護者が多い中、障害児支援の事業所は長時間の保育機能を持っていないため、保育所等が長時間、障害のあるこどもを保育することになる。アウトリーチ支援を活用しながら、保育所等の先生に頑張ってもらいたいが、保育所等も予算や人手が不足しているのが現状である。
- ・職員 1 名で訪問しているため、現場での対応の評価が難しい。訪問先へのアンケートでは「ありがたい」と書いてもらえるが、本当にニーズが満たせているかどうかを知りたい。役に立っていると心底感じてもらえるような支援を行ってきたい。

（２）国・自治体等に求める支援

（人材の確保・育成）

- ・アウトリーチ支援を担う人材の育成が課題である。児童発達支援に関しては様々な研修があるが、アウトリーチ支援に関しては国や自治体の研修があまりない。1 名で訪問して見立てを行わなければならない、先生への助言にもコツが必要である。事業所内で研修を行っているが、その内容については不安がある。アウトリーチ支援に特化した、体系的な研修を実施してほしい。
- ・保育士や児童指導員は、特に郡部では確保が難しい。自治体が民間委託するケースも増えてきているが、支援が行き届かなければ事故が起きる危険性もあるため、国・自治体は責任をもって乳幼児期の子育てに関与してほしい。児童発達支援センターとしても、責任をもって事業を運営していきたい。
- ・自治体も予算や人材が確保できず苦労しているため、国の補助があるとよい。民間の保育所・幼稚園等で障害者手帳を持つこどもを 3 人受け入れると補助金が出るが、その補助金では 1 名も職員を雇用できないと聞いたことがあり、こどもを受け入れたくても受け入れられないというのが実情である。

（市町村による事業実施）

- ・0 歳児からの保育を希望する保護者が増加しており、未就学のこどもが保育所等に属さないケースは稀という状態のため、行政や福祉事業者が保育所等の状況を把握し、支援する事業を、どの地域でも市町村が先導して実施できるとよい。
- ・郡部では公立の保育所等が多いが、私立や民間委託の保育所等が支援から置き去りになってしまっている実情がある。民間の保育施設では、成長して特性が強くなると退園を打診されるケースも耳にしているため、公立・私立に関わらず行政が見守り、支援できる事業があるとよい。

（自治体内の連携）

- ・特に人口の多い市町村では母子保健、福祉、教育の各部門の連携が難しい状態である。子育て分野は、1 人のこどもに対して行政の多様な課が関わるという特有の難しさがある。何か手立てはないかと考えている。

(8) こどもセンターゆいまわる、沖縄県南風原町

1. 基本情報 ※本節は事前資料を基に作成。

(1) センターの概要

- ・YUIMAWARU 株式会社の代表取締役である仲間氏が、ボランティアとして平成 21 年から行ってきた活動を前身として、平成 28 年に、YUIMAWARU 株式会社を立ち上げ、保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業を軸として学校訪問を行う「こども相談支援センターゆいまわる（沖縄県うるま市）」を開設した。
- ・令和 2 年 8 月には、当時の類型でいう福祉型児童発達支援センターとして「こどもセンターゆいまわる（以下、「ゆいまわる」とする）を沖縄県南風原町にて開始。本記録では、南風原町を拠点とするセンターでの取組状況を伺った。
- ・なお、当該法人としては、令和 6 年に兵庫県西宮市にも別拠点を立ち上げ、現在は作業療法士 2 名体制で保育所等訪問支援事業（約 70 名の利用者に対応）を実施している。

(2) 実施事業

- ・ゆいまわるでは、児童発達支援事業（利用者数約 70 名、1 日の利用定員は 16 名）、保育所等訪問支援事業（利用者数約 80 名）、障害児相談支援事業の他、市町からの巡回支援等の委託事業を実施している。
- ・ゆいまわるが所在する南風原町から受託している事業は以下の通り。
 - 南風原町こども課・障害福祉課：地域障害児支援体制強化事業の一環として、町内の保育所向けの訪問支援及び職員向け研修や、ペアレントプログラム、親子通園を実施している。
 - 南風原町教育委員会学校教育課：沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用した事業で、訪問支援及び職員向け研修を実施している。
- ・その他、南風原町外の 2 市 2 町からも事業を受託し、保育所や幼稚園等への巡回支援や、職員向けの研修等を行っている。
- ・また、特別支援学校における外部専門家配置事業（沖縄県事業）の一環で、学校からの直接依頼に基づく専門家派遣として、南風原町以外の特別支援学校に訪問することもある（年間 4 回、1 回 2 時間）。

(3) 職員体制

- ・職員体制は、作業療法士 11 名、理学療法士 1 名、言語聴覚士 1 名、保育士 4 名、精神保健福祉士 1 名、事務員 1 名。
- ・訪問支援には、そのうち 9 名の職員が関わっている。1 回の訪問につき職員 1 ～ 2 名体制で、作業療法士と言語聴覚士が訪問に携わっている。

(4) 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、センターが果たしている役割

- ・ゆいまわるの自己評価としては、現時点では中核機能強化加算の算定対象ではないものの、国から求められている 4 つの機能は実施できているものと考えている。

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- ・作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職、ソーシャルワーカー等の多職種によるアセスメントを通じて、

発達、行動、感覚、生活、養育環境等を総合的に評価し、個別支援計画の作成・高度化を行っている。また、根拠に基づく支援（EBP）の考え方を取り入れた支援を実施しており、専門的支援の質の向上を図っている。

②事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

・地域の福祉事業所が保育・教育の流れの中で協働的に支援を行えるよう、地域の事業所会議への参加やケース検討等を通じて情報共有や助言を行っている。また、保育所等訪問支援事業を通じて把握した教育・保育現場の状況を福祉事業所と共有することにより、福祉と教育・保育の支援が分断されないよう連携が図られている。

③地域のインクルージョン推進の中核機能

・保育所等訪問支援事業および自治体からの委託による巡回相談を通じて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に対する助言や支援を行っている。多様性を前提としたクラスづくりに関する助言を行うとともに、個別のサポートが必要なこどもについては学校や園の方針と連動した支援を実施しており、教育・保育現場におけるインクルージョンの推進に寄与している。

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

・地域における発達相談の一次的な窓口として、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等と連携しながら相談対応を行っている。必要に応じて関係機関との調整や移行支援等を行うなど、地域における発達支援の入口としての役割を担っている。

2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況 ※本節は事前資料を基に作成。

- ・前述の通り、地域障害児支援体制強化事業の一環として、町内の保育所向けの訪問支援及び職員向け研修、ペアレントプログラム（計 6 回のプログラムとその後のフォローアップを 1 クールとして年 14 回開催）、親子通園（週 1 回、年 48 回実施）を実施している。
- ・保育所へのアウトリーチ支援は、学習環境等に適応しにくいこどもや発達が気になるこどもがいる町内の保育所からの依頼を受けて、作業療法士を保育所に派遣し、行動観察や園児の園生活に関する相談等を実施し、園児の多様性に対応した教育環境の構築に取り組む事業と整理されている。

※具体的な支援の流れや訪問実績については後述する。

3. 障害児が所属する他機関（保育所等）へのアウトリーチ支援等の実施状況

※南風原町内へのアウトリーチ支援等の実施状況について整理する。

（1）各事業の実施状況 ※本節は事前資料を基に作成。

①保育所等訪問支援事業の実施概要 ※南風原町外も含む

- ・保育所等訪問支援事業の利用者数は約 80 名。
- ・保育所等訪問支援事業では、基本的に月 2 回の現場訪問を行い、必要に応じて、月 1 回または 3 か月に 1 回など訪問先施設の状況に合わせて、訪問先施設内で関係者を集めチーム会議を実施している。この訪問頻度や形式は、どの訪問先施設でもほぼ共通である。
- ・保育所等訪問支援事業では、保育所、幼稚園、小学校、中学校への訪問が多い。

②地域障害児支援体制強化事業の実施概要 ※南風原町での取組について整理

- ・当該事業における訪問支援は、町内の保育所（認可保育所 17 か所を中心）に対し、合計で年間 51 回まで訪問

支援を行うことができる。

- ・訪問支援の対象については、障害の有無は不問で、診断書等も不要である。現場の保育士等が気になっている場合に申し込むことができるため、例えば、現場で感じている懸念を保護者に伝えていないこどもへの訪問依頼にも対応している。
- ・相談から支援実施までの流れは、次の通りである。
 - 町内保育所から南風原町こども課に申し込む。
 - 担当課よりゆいまわるに申込状況を共有する。
 - ゆいまわるから申込のあった保育所に直接連絡し、支援を行う（日程調整、行動観察、結果のフィードバック）。
 - 支援後はゆいまわるから担当課に実施報告を行う。

③その他のアウトリーチ支援事業の実施概要 ※南風原町での取組について整理

（教育相談支援事業（南風原町委託事業））

- ・前述の通り、南風原町学校教育課が所管する教育相談支援事業⁵（沖縄振興特別推進交付金（一括交付金））によるアウトリーチ支援（訪問支援、職員向け研修）を行っている。
- ・訪問対象施設は、町内の幼稚園（４園）・小学校（４校）・中学校（２校）。
- ・支援対象は、障害の有無は問わず、発達が気になる児童生徒全員。
- ・年間の訪問回数は１３０回程度。これまで枠が余ったことはなく実施回数でもある。令和６年度は年間１３２回訪問を実施した。
- ・訪問に至るまで／訪問後の対応は、保育所への支援の流れと同様である。現場の教職員の希望を踏まえクラスや本人に対し支援する（相談は学校単位で申し込む）。

（２）南風原町が施設等へのアウトリーチ支援に取り組んだ経緯・理由

①平成２８年～令和元年（コロナ前）

- ・平成２８年から保育所等訪問支援事業で南風原町内の保育所や幼稚園、学校への訪問支援を行っていた。現場への継続的な訪問を行いながら支援を積み重ねるとともに、行政担当者（こども課、教育委員会、障害福祉課）にも実際の支援の様子を見てもらう機会を設けた。
- ・平成２９年に、当時のこども課長を中心に、現場の教職員や保育士、行政担当者、ゆいまわる職員による意見交換会を行ったことが大きな転機となっている。これまで訪問支援を利用したことのない機関としては、外部から専門職が入ることに対応負荷が大きくなるのではないかと漠然と不安に思っていた。意見交換会で、保育所等訪問支援事業の実践報告と作業療法の技術・役割について説明をしたことで、訪問支援を受けることへの安心感と、「この技術であれば、学校の中に入ってもらいたい」という前向きな意見へとつながった。

②令和２年以降

（南風原町学校教育課／教育相談支援事業）

⁵ 当該事業の概要は次の通り：「不登校児童生徒数の改善を図るため、小中学校に教育相談員等を配置し、不登校または不登校傾向にある児童生徒及び不登校や発達障害等の子どもへの対応に悩みを持つ保護者に対して相談等の支援を行う。また、学校に作業療法士を派遣し児童生徒の多様性に対応した学習環境を構築し、不登校の未然防止に取り組む。」（出所）南風原町「令和６年度沖縄振興交付金事業計画（沖縄振興特別推進交付金）」

- ・幼稚園・学校への作業療法士派遣事業は、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校がきっかけである。町立小学校では3～5月に臨時休校となり、これまでに経験したことがなかったため、学校としてもこどもたち・保護者からの不安がでてくることが想定された。
- ・教育委員会としては、臨時休校の影響を軽減するため、すでに実績のあった保育所等訪問支援事業に着目してゆいまわるに相談し、令和2年に事業化した。

(南風原町こども課／地域障害児支援体制強化事業)

- ・令和3年4月より「南風原町子ども発達支援事業実施要綱」に基づき、発達支援を必要とする就学前のこどもと保護者に適切な支援を行ってきた。当該事業内に巡回支援専門員派遣事業があり、保育所等への巡回支援を行っている。地域における療育の質の向上を目的として、ゆいまわるに事業を委託している。

(3) 委託事業におけるアウトリーチ支援の流れ（保育所等訪問支援事業を除く）

- ・1回の訪問につき2クラス（1クラスあたり2名程度）の支援を希望されることが多い。利用希望があった場合、事前に資料を提供してもらい訪問する。
- ・保育所・幼稚園の場合は、1回の訪問で、観察で2時間、その後のフィードバックで2時間ほど要する。まず午前中の2時間で2クラス（1クラスあたり2名）分の行動観察を行う。具体的には、遊びや集団活動の様子、給食等の様々な場面を確認するため、2クラスを行ったり来たりする。13～15時には、観察した結果を踏まえ、依頼されたこどもの理解とともにクラスづくりの観点から情報提供する。
- ・小学校・中学校の場合は、2時間目と3時間目の時間に、それぞれ1クラスずつ確認する。その後、放課後に再訪し、クラスづくりの観点から依頼のあった児童生徒への理解を深めるための会議を開催する。
- ・どの施設種別でも訪問先施設への支援後は、それぞれの施設と行政向けのフィードバック資料を作成し、双方に提出する。
- ・基本的に、1クラスの相談対応は1～3回の訪問で終了することが多い。継続するかどうかは担任に委ねており、基本的には「こうすればこの子たちも一緒にクラスで過ごせる」という見通しを持てるところまでが1回の狙いである。

(4) 他機関への支援を行う上で留意していること・工夫 ※本節は事前資料を基に作成。

①作業療法の視点を生かして、クラスデザインへと展開する

- ・ゆいまわるでの保育所等訪問の実践は、個々のこどもへの直接的な介入に終始するのではなく、その子が属する「集団」を単位として支援を再設計し、とりわけ「先生が届けたい教育（＝作業）」の実現を支える点にある。作業療法士は、こどもの特性だけを見るのではなく、①環境、②人（こども・先生）、③作業（教育活動）の3要素を統合して整理する。こどもの状態を観察した結果を先生に伝え、先生方からは「そんなつもりはなかったのに」、「それ（状況を知る前の対応）だと意味ないんだな」と納得するような反応を見せる。これにより、特定のこどもへの対応が「個別支援」に閉じず、クラス全体が機能するための具体的な「クラスデザイン」へと展開されていく。このアプローチは、問題の原因をこども個人に帰するのではなく、先生の専門性（届けたい教育）を尊重し、その実現を支える形を取るため、先生側が前向きに関与しやすい。
- ・例：授業中に立ち歩いた子がいたときに、行動の良し悪しを評価するのではなく、その子自身の力とその場の環境を踏まえて、例えば、45分の授業時間の中で35分を過ぎていたから立ち歩いたのではないかと、いったように伝える。
- ・事業開始当初、学校現場は外部の専門職に対して警戒感があり、受け入れられるまでに時間を要したこともある。現

在でも、新しい学校では慎重な反応が見られることがあるが、実際に体験をして実践を見てもらうことで、信頼関係が構築され、受け入れてもらえることが多い。

- ・学校にはすでにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職が配置されていることも多く、当初は「すでに専門家がいないのに、なぜ作業療法士が必要か」という抵抗が生まれることもある。しかし、届けたい教育を軸にこどもの力と環境を整理していくことで、他職種側も「自分はどこに関わるとよいか」を見出しやすくなり、結果として連携が円滑になる。実際、スクールカウンセラー等から相談が寄せられるなど、協働が進みやすい土台が形成されている。

②訪問職員に求められる資質と人材育成

- ・学校現場に外部の作業療法士が入るためには、作業療法士側に知識だけでなく、資質も求められる。それは、どのような状況でも教員を尊重し受け止める姿勢を保つこと、そしてそれを支えるだけの技術的自信を持つことである。
- ・学校現場では、短時間で状況を読み解き、こどもだけでなく先生やクラス全体を含む環境を再設計する力が求められる。また、対人調整や現場での振る舞いなど、専門知識以外の要素も実践の成立に大きく影響する。作業遂行分析が背景まで含めて行われなければ意味を持たず、一定の臨床経験の蓄積が不可欠である。
- ・こうした資質を備えた作業療法士を派遣するためには、組織としての人材育成が重要である。ゆいまわるでは、ケース検討や研修を大切にするだけでなく、育成を事業の根幹として位置付け研修時間を確保している。研修は座学に留まらず OJT とセットで反復し、学んだことを現場で実装しながら定着させる循環で組み立てる。入職後しばらくは研修中心の期間を設け、段階的に現場対応力を高めていく体制が特徴である。

4. 施設等へのアウトリーチ支援の効果、好事例

※訪問支援を受ける南風原町内の保育所・幼稚園・小学校関係者から聞き取った内容を中心に記載した。

(1) 保育所でのアウトリーチ支援の事例

①利用状況、利用してみでの受け止め

- ・令和5年度からゆいまわるによるアウトリーチ支援の利用を開始した。
- ・保育所では、園での生活に困り感を抱えているこどもへの対応について、保育士同士で話し合うとこどもの内面理解といった話は出てくるものの、心理面や発達面を理解し具体的な援助をどのように検討すると良いかで悩むことが多い。
- ・ゆいまわるに訪問してもらうと、こどもがどのような状態にあるか非常に丁寧にフィードバックしてもらえるので、保育士からは「納得した」という言葉が出てくる。こどもの状態を理解できると、どのように保育すると良いか等、保育士同士で具体的にイメージでき、実践に活かすことができている。実際に職員から、「こどもへのアプローチに迷っていたところ、訪問支援を受けることでこどもの内面理解につながった。そこから声かけや保育の仕方が変わり、こどもに届くようになった」という声もあった。
- ・ゆいまわるからは、具体的な支援の助言や、こどもの状態のフィードバックが詳細に記載された記録をもらえたりする。ゆいまわる以外の事業所の訪問支援を受けることもあるが、ゆいまわるのフィードバックはひととき丁寧である。口頭でのフィードバックだけでなく、記録も共有してくれる。当該記録には、イラストや分かりやすい文章で記されているため、現場職員にとって非常にわかりやすい。
- ・当初、職員の受け止めとしては、何をやるのかわからないという反応だったが、受けた助言を基に実際に取り組んでみて、変化が起きることで、「そういうことなんだ」という気づきが生まれる。その気づき・経験が積み重なって現在に至る。

【参考】フィードバック記録サンプル

こどもセンターゆいまわる
【〇〇市作業療法士会協会の活動】

届けたい保育を叶えるデザイン
保育園
4歳児
令和X年度 10月

届けたい保育
クラスの参加：クラスの友達と楽しく遊び、一緒にできたという自信につながる。
友達との交流：トラブルがあっても友達との交流の中で安心して学ぶことができる。

叶えるための分析

【分析】どうしてできないの？
Aさん
△ハグ不足 △話さず、声大い △目を見開いて90°口を動かす
△足も両腕をうしろに伸ばしにまわす
△移動の際は「いっしょ」を言う
△「おや」を言う
△自分のしている事（行動）を
「おや」で知らせる
△自分の名前を呼ぶと反応する

【point】どうしたらできるの？
point 社会・相手の目を見ない・ニーズはわからない
point 自分
point 友達と遊ぶ文脈に合っていない
point 友達と遊ぶ文脈に合っていない
point 友達と遊ぶ文脈に合っていない

point | クラス（環境）とAさんを繋ぐ「役割活動」
●みんなの遊びの流れとAさんが離れてしまうのはなぜ？
・自分が今していることと、周囲の様子（例えば、友達が今何をしているかなど）、両方同時に注意を向けることが難しいようです。
・そのため、一緒に遊びたくて参加しても、目の前の活動に必死になり、気づけば1人ぼつんとしてしまうようです。
・本当は一緒にいたいという気持ちが強いので、その状態になったときに不安が強くなるようです。このことがクラスの1員として満たされない状況を作り、友達への態度に繋がっているようです（所属不安）。

●届けたい保育に向けて、社会の中の自分に自信が持てる工夫
・活動に夢中になれるAさんの強みを生かし、当番活動など“すべきことが明確”な活動を通して、友達との交流の機会を増やすことがオススメです。
・役割活動はクラスの1員としての「所属不安」を満たすことにも繋がります。お手伝いが好きというAさんのアイデンティティにもつながる活動ですね。

（出所）こどもセンターゆいまわるよりご提供いただいた。

②訪問支援の事例

- ・集団保育で指示が通りにくい2歳児のケース。保育所としては、指示内容ではなく周囲を見て動いている様子が気になっていた。ゆいまわるからは自分で自分の体のコントロールができていない可能性を指摘され、タッチング等を行い、自分で体を触ってみてどう感じるかということから始めてみることにした。
- ・その他、刺激の影響を受けやすいこどものため、視覚刺激を少なくすることもあった。また、こどもの運動欲求が高そうだというフィードバックをもらえれば、保育で体を動かす刺激を入れることで行動が落ち着くかもしれないと、具体的な支援を考えることができた。

③インクルージョンの促進を実感すること

- ・保育所では、障害の有無によらず、この子がいて当たり前前の存在だと思っている。年齢が上がるにつれ、発達の差が出てきたときに、インクルーシブな保育を実践するためにどのように対応すると良いか悩むことが多く、専門的な知識の必要性を感じる。
- ・数年前から医療的ケア児を受け入れており、こどもたちは気管切開をさして「なんで首についているの？」と聞いてくる。大人が説明すると自然に受け入れている。ダウン症のこども等も、「この子はこの子」と受け止めているように思うし、保護者も同様に自然と受け入れてくれていると思う。

（２）幼稚園でのアウトリーチ支援の事例

①利用状況、利用してみたの受け止め

- ・当園では、４歳児クラスが１クラス、５歳児クラスが４クラスあり、計１３５名のこどもが在籍する。
- ・幼稚園全体の特徴として、３分の１が進級（４歳児クラスから５歳児クラスへの利用継続）、残りの３分の２は他の保育施設から移行してくるため、４～５月の時期は、様々な保育所から集まってきた園児を理解することが重要である。当該時期には、教職員は「全員が気になるこども」という意識でひとりずつしっかり観察する。その後学級担任が集まり、クラスで気になるこども（１クラスに対し７～８名ほど）を共有している。その場で共有したこどもを中心に、ゆいまわるの支援を依頼する。
- ・ゆいまわるによる継続的な訪問では、毎度「こんなに伸びていますよ」「こういうところがよかったですね」と教員をエンパワメントしてくれる。また、保護者の同意を得た上で、ゆいまわるの行動観察後に、保護者と担任が同席しゆいまわるからフィードバックを得ることができる。保護者にとっても、残りの幼稚園生活でどのように対応していくかを話し合う機会になっている。保護者の中には支援の必要性を認めたくない方もいるが、外部の作業療法士からの確かなアドバイスを受け、支援の必要性を理解することができ、それが小学校へのスムーズな移行につながっている。
- ・継続して訪問支援を利用しているため、今では教職員は肯定的に訪問支援を受け入れている。幼稚園では遊ぶ時間は学年混合で遊ぶため、気になる子への対応は全職員が把握しておく必要がある。そのため、気になる子の協議内容についても職員間で共有している。

②訪問支援の事例

- ・幼稚園での訪問支援の事例として、周囲に手が出てしまうこどものケースがある。保護者も教員もなぜそのような行動に出るのか理解できずにいた。ゆいまわるが訪問し、先生が届けたい教育を整理したところ、①友達と信頼関係を構築し、安心して楽しみながら遊んでほしい、②小学校入学に向けて身の回りのことを自分でできるようにサポートしたい、の２点に集約できた。本人を観察すると、他の子よりも感覚が過敏で、恐怖や不安、不快感を抱えながら生きてきて、人が近づくと過敏な感覚を遠ざけようといふ手が出てしまう状態であることがわかった。
- ・ゆいまわるからこの見立てを共有されると、教員は、急に後ろから話しかけることはやめて、本人の前方から、ジェスチャーを交えながら次の行動を伝えるようにした。また、これまで注意をすることが多かったため、本人ができたことを褒めるように心がけた。さらに、クラス会議を開き、本人の状況をクラスメイトとも共有して「一緒に応援しよう」と伝えたところ、叩いてしまったとしても「叩いたら痛いよ。一緒に遊ぼうよ」と伝えられるこどもが増えた。そこから一気に関係等が変わり、訪問してから３か月ほどで友達と一緒に遊べるようになった。
- ・その後、ゆいまわりと保護者とで面談を行い、保護者に本人の状況を伝えると、「家ではこどもを褒めることを大切にします」という反応があった。また、いち早く専門家とチームを組んだ方が良くと保護者が理解し、医療にも相談することができた。

③インクルージョンの促進を実感すること

- ・障害のあるこどもの保護者が、生い立ち等に関する紙芝居を作成してくれたことがある。他にも、卵アレルギーがあるこどもがいるときにアレルギーがあるから少し離れて給食を食べることを伝えることもある。なぜその障害があつてどのように対応しているのかをわかりやすく説明していくことで、インクルージョンが進んでいくように思う。

④その他

- ・南風原町では、発達が気になるこどもの園生活の支援を行う特別支援教育支援員の配置が充実しており、午前と午後をあわせて 10 名の特別支援教育支援員が配置され、1 人のこどもを午前と午後で分担する体制としている。また、特別支援教育支援員向けの研修もある。
- ・6 月頃に教育相談の前に、小学校の担任や特別支援教育コーディネーターが、特別支援学級の見学ツアー（1 時間程度）を実施している。特別支援学級に入級するとそれ以外の関わりがなくなってしまうのではないかと不安に思う保護者がいるため、見学ツアーを通じて、特別支援学級の場所や通常学級との交流機会があること等を伝えている。
- ・保育所から幼稚園に入園するタイミングでは、教育委員会を介して保育所から情報提供を受ける。また、小学校入学時には幼稚園にて情報を整理して提供している。
- ・幼稚園における課題の 1 つとして、4 歳まで他の保育施設で過ごしていたこどもを受け入れる際に事前の情報提供がないことがある。対応策としては、ある自治体が公表している 5 歳児向けのチェックシートをアレンジした書面を送付し、入園時にチェックシートを提出してもらい、事前に情報を得られるよう工夫している。
- ・また、行動観察をしてもらうためには保護者の同意が必要だが、その同意を得ることが難しい場合があり、課題に感じている。幼稚園でフィードバック通りに対応したとしても、家庭でも同じように対応することが重要であるため、保護者の理解も得てフィードバックの内容を共有できればと良い。

（３）小学校でのアウトリーチ支援の事例

①利用状況、利用してみてもの受け止め

- ・教育相談支援事業（作業療法士による訪問支援事業）開始当初、外部の専門職が学校を訪問することに抵抗感を示す教員もいたと聞いている。利用開始時には初任者や若手の教員から声をかけて、利用を促した。その後、利用した教員から効果を実感する声があり、他の教員からの利用希望につながっていった。
- ・ゆいまわるによるフィードバックの時間には、行動観察をしてもらったこどもが在籍する学年の教職員全員が参加し、担任がひとりで抱え込まない体制となっている。
- ・ゆいまわるの訪問の良い点は、担任の学級経営や指導方法への指摘ではなく、困っているこどもの視点で話してくれることである。フィードバックを受けた担任の心理的な負担が軽減されているのか、フィードバック後は教員の表情が明るくなり、先生方が前向きな気持ちでより良い教育活動につながっている。
- ・また、作業療法士の視点から、現場の先生が「これならできる」と思えるような実効性のある助言を多くもらっている。学習に集中できるような環境設定の工夫も教えてもらった。

（例）

- 椅子に座る姿勢が崩れている子には、椅子の背もたれにタオルを巻くと姿勢を維持できる。
- 身体の使い方が不器用で整理整頓が苦手な子に対して、自分の机の上を整理できるよう小さな目印を活用する。
- 机を動かすときは、置いてほしい位置にシールを貼っておく / 等
- ・望ましい行動ができた場合は、必ずこどもたちを褒めている。こどもたちにとっては、ゆいまわるは褒めてくれる人だというイメージがあるようで、外部からの訪問があってもこどもたちは授業に集中できている。

②訪問支援の事例

- ・45 分間の授業の間に座ってられないほどエネルギーが高いこどもたちが集まった小学校中学年のクラスがあった。担任

は静かに座ってもらえるように頑張るが、こどもたちは歩き騒いだり、担任の揚げ足を取ったりするような状態だった。

- ・担任が届けたい教育を整理すると、授業等で自分の力やできることを発揮してほしい（例：当番活動で活躍し、他の人の役に立つ経験を積ませたい）ということだった。
- ・ゆいまわるが行動観察をすると、わざと騒いでいるのではなく、必要な運動量が足りず 45 分間じっとしていられず授業に集中できないこと、また、これまで認められてこなかった不安感と担任への期待で甘えて騒いでいたことが考えられた。
- ・その点を担任に伝えたところ、担任はクラスに求める姿を調整することができ、クラスが元気なことは変わらないが、授業で回答を発言する、歩きながらもノートを取る等、有り余るエネルギーが授業に向き、自分らしく参加することができるようになった。クラスの変化が起きるとともに、担任の表情にも笑顔が見られるようになった。

③インクルージョンの促進を実感すること

- ・車いすを利用することもが入学し、移動のためにはエレベーターの利用が必要となったことがあった。それ以前は、大人の目がないところでこどもが勝手に利用することを危惧して、学校のエレベーターに鍵をかけていたが、こどもたちに説明すれば理解してもらえるのではと考え、「けがをしたときや車いすで移動するために利用するのであって、それ以外では使えない」と説明したところ、理解してもらえた。
- ・体育成果発表会での学級対抗リレーでは、車いすを利用することもリレーに参加できるように検討した。結果として、そのこどものみリレーのスタート位置より 10 メートルほど手前から開始の合図とともに車いすを押して進み、リレーのスタート位置についたらバトンを渡して、もう一度開始合図をし、リレーをスタートする形とした。
- ・本校の通級指導教室を利用することも、今年度は 44 名、来年度は 66 名となる予定。交流学級で授業を受けるときに、黒板の周りに掲示物があると集中できないこどももいるので、教室前方には学校目標のみ掲示し、他の掲示物は教室の側面や後方に貼り出すことを共通理解とした。

（ゆいまわるより補足）

- ・インクルーシブ教育は、ゆいまわるが構築するものではなく、こどもたちが多様であることを前提として、教職員が届けたい教育に対応していくためのプロセスの中で実現されていくものである。ゆいまわるでは、教職員が届けたい教育を届けるためのつなぎを行い、その後は、教職員が実際の対応等をデザインしていくことを支援する。
- ・例えば、車いすを利用することもについて、学校の先生は医療の専門家ではないため、どこまで対応して良いかわからない。そこで作業療法士としてその子の筋力などを見立てたところ、友達に車いすを押してもらうことも可能であることがわかった。この瞬間、先生が特別に見ていないといけないうちから、そのクラスのこどもの 1 人になっていく。

5. 自治体、センター、訪問先施設等の連携状況

（南風原町こども課）

- ・センターとの連携状況については、訪問支援を実施してもらった際に、定期的の実績報告を受け、内容を確認している。また、訪問支援を利用している保育所を把握し、利用していない保育所に対して利用を呼び掛けたりする。
- ・発達支援児向けのイベントを開催する場合、保護者も参加するので、保護者の困りごとを相談できるよう、イベントに合わせてゆいまわるにも参加してもらい相談会をあわせて開催している。

（南風原町学校教育課）

- ・訪問支援事業以外では、特別支援教育支援員向けの研修会を企画し、ゆいまわるにも協力してもらった。当日は、

特別支援教育支援員の他、学級担任や特別支援教育コーディネーター等、100名ほど参加した。

- ・また、翌年度の特別支援教育支援員の配置を検討するため、町教育委員会職員とゆいまわるとで、支援員の配置を希望するすべての幼稚園・学校を訪問し、行動観察を行っている。午前中に1校あたり20～30名を観察し、午後に各学級担任に向けてフィードバックを行う。この訪問では足りない部分があれば、後日ゆいまわりの訪問支援（教育相談支援事業（予算事業）による）を利用してもらう。

（ゆいまわる）

- ・南風原町は、学校等の現場と丁寧に関係を作る土台を作ってくれたことで、現場の教職員と連携しやすい。
- ・行政との連携においては、学校の状況を含め町のニーズを共有してくれたことが良かった。地域障害児支援体制強化事業や教育相談支援事業による訪問支援事業（委託事業）は、町や現場の教職員のニーズに応じて設計できており、そのことが良かったと思う。
- ・また、訪問支援の場面でも、訪問先施設から「みんなでフィードバックに参加したい」、「勤務時間の関係でフィードバックの時間はこのくらいが良い」等、具体的なニーズを教えてくれる。訪問支援を行う事業者側の対応に何かあったとしても、訪問先施設から指摘してもらえるという安心感がある。

6. 自治体がアウトリーチ支援を円滑に・効果的に進めるために行っている工夫、自治体がセンターをどのようにバックアップしているか等

（南風原町こども課）

- ・ゆいまわるに協力を依頼し、保育所を対象に巡回事業の保育支援のための研修会を開催している。
- ・民間保育所所長会の際には、定期的に事業の周知を行い、利用を促進している。訪問事業の利用回数は、各所年2回程度としているが、利用頻度・希望に差がある状況である。3回以上利用希望がある場合は、利用していない保育所と調整して、3回以上利用したい保育所に利用回数を回すような調整を行っている。

（南風原町学校教育課）

- ・教育委員会でも同様に、学校や幼稚園ごとに利用回数のばらつきがあるため、12月頃に利用回数の調整を行っている。
- ・年度開始時に、園長会や校長会に参加する各校・園の管理職に対し、訪問支援事業（教育相談支援事業（予算事業））の実施要綱の通知と、事業の説明を行っている。今年度に関しては、校長が変わる時期だったこともあって、ゆいまわるから提案があり、園長会や校長会でゆいまわるに直接説明してもらった。課題にもつながるが、人事異動があることもあって、定期的に、管理職や教職員向けに事業を周知することが重要である。事業を知っているかどうか利用頻度の差にもつながっているように考えており、課題である。

7. その他

（1）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

（ゆいまわる）

- ・訪問先施設には人事異動があるため、訪問支援を申し込む担当者が変わってしまうと、事業のことを知らずに一気に利用回数が減るケースや、手続き方法が分からず年度末になって駆け込みで申請するケース等がある。
- ・保育所等訪問支援事業は、事業所の質のばらつきが懸念される。

- ・教職員は多忙なため、訪問する側としては教職員に配慮した調整を心掛ける必要があり、この点は課題に感じる。
- ・アウトリーチ支援事業の違いについては、委託事業ではクラス全体へのフィードバックを行い、保育所等訪問支援事業は保護者との契約に基づく個別給付になるので、情報提供は最小限となる（あくまで本人視点でのフィードバックを行う）。また、現場の先生が訪問を望んでいるとは限らないため、丁寧に訪問するよう心掛けている。なお、委託事業で保護者が支援の必要性を理解し、こどもの継続的な支援のため福祉サービスにつながっていくことも多い。
- ・委託事業に取り組むには高い技術力が必要であり、ゆいまわるでも代表を含め4名しか対応できない。ゆいまわるでの技術提供量は、3分の1が委託事業、3分の2が福祉（保育所等訪問支援）である。

（南風原町こども課）

- ・訪問支援の開始当初、現場では、委託事業と保育所等訪問支援を混同して、巡回支援の訪問回数を懸念する声が聞かれることもあったので、訪問している事業を示す腕章をつけて、どの事業で訪問しているのかを目で見てわかるようにした。

（南風原町学校教育課）

- ・教育委員会の事業でも、幼稚園からの申込は多く中学校の利用は少ないといったように、学校・幼稚園によって利用回数にばらつきがある。利用回数が少ない学校・園では、その必要がないのか、それとも事業理解が不十分で申請にいたっていないのか、といった背景の整理まではできていない。
- ・現在は、予算の都合上利用回数の上限があるため、利用ニーズに応じて訪問回数の調整を行っているが、今後事業を進める中で利用ニーズがより高まってきたときにそれに見合う予算を確保できるのかが課題である。

（２）国・自治体等に求める支援

- ・（保育所）保育士不足が課題であり、それに対応する施策等をお願いしたい。
- ・（南風原町こども課）国の補助事業を活用して訪問支援事業を実施しているため、まずは事業が継続されると良い。また、国の補助率を上げてもらえると有難い。

（３）その他

- ・（南風原町こども課）南風原町としては、ゆいまわるによる訪問支援の他に、保育園巡回事業も行っている（年3回）。巡回に対応する専門職とともに町の心理職も同行し、保育所や保護者の困りごとへの相談対応を行うもの。対象は、発達支援児として加配がついているこどもで、保護者も同席し、困りごとを共有しながら今後の対応を相談する点が特徴である。一方で、ゆいまわるによる訪問支援は保護者からの要望がなくても保育所の困りごとに対応でき、事業のすみ分けを行っている。

【中核機能強化事業所】

（９）そいる小郡

１．基本情報

（１）実施しているサービス・事業、併設事業

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス（定員：20人）
- ・小郡市巡回支援専門員整備事業（委託）
- ・その他、法人の代表が、小郡市自立支援協議会会長、小郡市保育所ならびに小学校職員の研修講師（依頼に基づき適宜）、各県の障害児支援職員専門研修等（依頼に基づき適宜）を担っている。

（２）職員体制

- ・児童発達支援管理責任者（正規2名）
 - ・保育士（正規5名、パート3名）
 - ・作業療法士（正規2名、パート1名）
 - ・指導員（パート1名）
- ※中核機能強化事業所として、作業療法士（常勤）1名、保育士（非常勤）1名がアウトリーチ支援を実施している。

（３）中核機能強化事業所加算の届出状況、中核機能強化職員の職種・役割

（中核機能職員として取り組んでいること）

- ・中核機能強化事業所加算を届出。届出職員は、作業療法士（障害児支援経験33年目）、保育士（障害児支援経験41年目）の2名。
- ・中核機能強化事業所加算が創設される前より、一定のビジョンを描きながら、ボランティア的に現制度の中核機能強化職員の役割を超える活動を行ってきた。
- ・中核機能強化職員として、地域と市の子育て関連部署、福祉関連部署、乳幼児健診担当部署をつなぐことを目的として、情報連携を行う仕組みづくりをイメージしてきた。

（４）地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況、中核機能強化事業所が果たしている役割

（整備の状況）

- ・小郡市内には、児童発達支援センター2か所（他の一法人が2か所とも運営）と、中核機能強化事業所が1か所（当事業所）ある。児童発達支援センターと当事業所の間では、面的整備型を推進していきたいという認識で取り組んでいる。

（中核機能強化事業所として果たしている役割）

- ・当事業所は、障害児通所支援等を行う機関として地域に定着している。保護者の相談に応じ、見学なども受け入れながら、心理的負担を軽減し、発達支援につなげていく体制を築いている。
- ・児童発達支援センターは医療機能を有しており、医療から発達支援の利用につながる流れもある。当事業所と児童発達支援センターでは果たしている機能が異なることから、それぞれの強みを生かして支援をしている。

- ・中核機能強化事業所加算ができる前から、市と連携した取組を行っており、段階的に機能の付加を行っている。
- ・保護者の心配やこどもの育ちに関する相談の部分が大切である。市の子育て関連の窓口や児童発達支援センターと連携しながら対応している。例えば、当事業所に保護者に来てもらい、児童発達支援の雰囲気（決して特別でない場所であること）を感じてもらい、話をお聞きする。保護者の了承を得ることができれば、こどもが通っている保育所（園）・幼稚園とも連携を進めている。
- ・アセスメントに基づいて総合的な支援を行う際には、こどもの生活をベースに捉えることが大切となる。そこで、市の巡回支援専門員整備事業（詳細は後述）で、市内のほぼ全ての保育所（園）・幼稚園を巡回し、連携した支援を行っている。
- ・集団の中でのこどもの様子をみながら、対象となるこどもに対して、各園でどのような活動をさせたいかという思いも踏まえつつ、対応の工夫点などを提案する。
- ・学齢期に関しては、市内の全小中学校に当事業所に通園している児童がいる。送迎の際に、先生の相談に応じることも可能である。日々相談に応じる中で、困り事があれば学校から連絡が来るような関係性を築いてきている。先生がどうしたいのかを聞きながら、こちらのアイデアを伝えている。
- ・小郡市では、乳幼児健診時に市独自に発達確認（法定の乳幼児健診項目外）を行う遊び場所を設置して、全対象児の運動・言葉・行動の状況を確認することで、保健師等の支援や早期の保護者相談、発達支援につなげている。乳幼児健診後の事業所の見学の受け入れ時なども、発達支援の入り口となる相談機能と捉え、対応している。
- ・保護者支援については、契約している家族のサポートは行っているが、広く地域のこどもに対しては、対応ができていない。この部分は児童発達支援センターが対応している。また、就学に向けての保護者への説明会は児童発達支援センターで担っており、説明会は、令和7年度より、児童発達支援センターの利用有無に関わらず、市民全体に対して案内されている。
- ・自立支援協議会では平成22年頃から、毎年8月に1回、保育所の主任保育士、小中学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学校の教員、高校の教員、市内事業所などが参加する会議（学校教育連絡会）を設けている。40～50人が参加する。
- ・インクルージョンの推進とは、基本的に保育所（園）・幼稚園、学校で、先生がクラスの一員である対象児にどう関わるかをともに考え、アイデアを伝えたり、保育所（園）・幼稚園から保護者に伝えづらいこと（支援の必要性や状況説明等）を巡回支援専門員から伝えるなどの日々の積み重ねにより進んでいくと考える。
- ・全ての学校ではないが、スクールソーシャルワーカーとは、相談支援事業所の部会が連携していたり、学校と連携する際にスクールカウンセラーとも連携することもある。

2. 地域障害児支援体制強化事業の委託状況

- ・特になし。

3. 障害児が所属する他機関（保育所等）へのアウトリーチ支援等の実施状況

（1）各事業の実施状況

①保育所等訪問支援

- ・休止中。

②巡回支援専門員整備事業（小郡市委託事業）

（事業概要）

- ・発達障害等に関する知識を有する巡回支援専門員が、保育所（園）・幼稚園のこどもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。
- ・月に8～10回（90～120分）の枠で実施している。
- ・市子育て支援課の相談担当者が日程調整や訪問同行を行い、市役所内の関連課間のつなぎや情報共有も行う。
市職員の同行は、当事業所より要望し、委託当初から継続されている。
- ・令和5年：（巡回相談実施数）対象児 130 人、実施回数 83 回、（うち保護者相談対応数）15 人
令和6年：（巡回相談実施数）対象児 147 人、実施回数 100 回、（うち保護者相談対応数）22 人。
- ・実施内容は以下のとおり。
 - 保育所（園）・幼稚園からの事前聞き取り（こども家庭支援課）
 - 対象児童の健診履歴（非公開）等の確認（こども家庭支援課）
 - 対面観察
 - 気になる子に関する担任の相談
 - 保育環境や活動の相談
 - 保護者対応の相談
 - 保護者が希望された場合、必要に応じて保護者との面談 / 等

（実施方法）

- ・当事業所から市へ毎月10回ほど候補日を伝え、市内の保育所（園）・幼稚園との調整は市が行う。集中的に支援する保育所（園）・幼稚園の調整は市に任せている。市が事前に保育所（園）・幼稚園へのヒアリングを行い、対象となるこどもの状況や相談内容を確認する。保育所（園）・幼稚園から継続して支援が必要そうなこどもの情報提供などもある。
- ・事前に市から当事業所に対して、訪問する保育所（園）・幼稚園や対象となるこどもの情報提供がある。
- ・巡回方法は、45分ほど保育の場に一緒に入り、該当のこどもの様子をみた後、園長や担任、支援担当の職員等と当事業所でカンファレンスを行う。行動観察などのアセスメント内容の提供、保育での関わり、支援の方向性を相談したり、アドバイスなどを行う。
- ・基本的に担任保育士等の困り感の相談、気になるこどもの状況確認に応じる形態で臨む。保育所（園）・幼稚園が保護者の承諾を得て支援に入ることもあれば、そうでない場合もある。保護者の承諾を得るか、どのような相談をするかは各園に任せている。この状況確認も市が行う。
- ・保育所（園）・幼稚園は、カンファレンスの結果を踏まえて、巡回相談での確認事項、今後どのように関わりを進めるかをまとめ、市に提出し、該当施設で確認する。年間を通じて、同じケースに対応することは数回あるが、同じ保育所（園）・幼稚園への継続した巡回は2か月に1回程度となる。
- ・1か月に同じ保育所（園）・幼稚園に2回以上、巡回するということはないが、緊急性があり、継続的に現場を支援した方がよいという場合は、巡回支援事業の枠組ではなく、中核機能強化職員による地域支援として訪問する場合がある。
- ・障害児支援等の専門的なサポートが必要なこどもであって、保護者に困り感等がない場合、保育所（園）・幼稚園から保護者に言いづらいこともある。保育所（園）・幼稚園と保護者の関係が悪くならないように、保育所（園）・幼稚園に保護者を含めて話し合える場を設定してもらい、当事業所の巡回支援専門員が保護者相談に対応する。

当事業所から、相談できる場所があることなどを紹介し、必要に応じて継続して支援する。

（事業の特徴、課題等）

- ・巡回支援に同行する市職員が、乳幼児健診等の情報収集等を行うことで、市役所内の連携をもとにした支援につながっている。乳幼児健診と巡回支援、保護者に対する相談対応の場の設定は市職員が関わることにより連続することになる。この工程に市がしっかりと関われていることが特徴でもあり、重要なハブだと捉えている。その点で、巡回支援に市が同行している意義は大きいと考えており、当事業所から市職員の同行を強く要望した。
- ・市には、地域の体制をどのように作っていくのか、ビジョンを描いて取り組んでいくことが求められる。

③中核機能強化職員によるアウトリーチ支援

- ・特別なメニューは設けていないが、保育士の学習会、保育所（園）・幼稚園単位での保護者会や学校教員の研修会など依頼があれば行っている。こどもへの直接的な支援に関しては、こどもが通っている施設や学校等の職員や教員への状況確認やアドバイスで留めている。
- ・上記の巡回支援専門員整備事業ではカバーできない場合、中核機能強化職員で対応している。例えば、巡回支援以外で、学校から個別相談があった際、保育所等訪問支援のように時間をかけずに、単発で学校を訪問して個別に対応している。事業所を利用している児童については、中核機能強化職員が送迎を担当し、送迎時間よりも早めに学校に訪問して様子を見せてもらったり、教員と話したりしている。
- ・また、巡回支援で訪問したケースについて、緊急性があり、継続的に現場を支援した方がよいという場合は、巡回支援事業の枠組みに関係なく訪問して支援している。他の障害児通所事業所と保育所（園）・幼稚園で連携した支援が必要な場合に、両者の協議の場に同席をして、巡回支援の情報を踏まえた橋渡しを行うこともある。例えば、保育所（園）・幼稚園が、保護者が障害児支援事業所の専門職の話は聞いても、保育士からの話は聞いてもらえないなどの悩みを抱えている場合、間に入って調整する。
- ・また、保育所（園）・幼稚園と自宅で用具の設定が統一されていない肢体不自由のこどもの場合、医療機関で現場の状況確認がされていないこともあり、当事業所から医療機関に保育所（園）・幼稚園の状況を連絡するなどのコーディネートもしくは、保育室、学校の教室などで、実際の介助方法等を共有・確認することもある。

（２）その他、地域の事業所等への研修等のインクルージョンの理解促進に資する取組の状況

- ・令和６年：学校関係の教員研修２件、保育所（園）・幼稚園職員対象の学習会１件、公開の研修会（学習会）を１回。
- ・令和７年：発達支援に関わる基礎的研修会（中核機能強化事業の一環として開催）。
法人単位での研修等の実施。
- ・研修会に関して、市の保育所（園）・幼稚園の担当部署が企画する研修、各保育所（園）・幼稚園が企画する保護者研修など、依頼があれば対応している。
- ・学校へのアプローチが難しいと感じているが、令和７年度から、学校単位で開催している教員研修の依頼がくるようになった。
- ・小郡市自立支援協議会で、年４回ほど事業所が集まり事例検討などを行っており、当事業所で研修会を企画して案内したりしている。
- ・学校との連携は、学校からの依頼がなければ、連携のハードルは高いと感じている。学校からの教員研修の依頼は連携のきっかけづくりにもなると考え、活動している。

（３）他機関への支援を行う上で留意していること・工夫（全般的な内容）

- ・他機関への支援を行う上で、①依頼に基づく実施とすること、②メニューの押し付け的な実施は行わないこと、③相互に顔が見られる関係の構築が優先、④自立支援協議会児童ワーキングチームの活動を活性化する、について留意している。
- ・保育所（園）・幼稚園、学校などへ訪問支援を行う上での工夫は、基本は依頼に基づいて動くようにしており、事業ありきではなく、困り事を聞く対応を重ね、地域における支援の素地づくりを行っていくことが大切だと考えている。
- ・難しい対応は他の事業所や専門職に協力を仰ぎ、支援側の仲間を作り、一つの施設で抱えすぎないように対応していくことも重要である。
- ・支援を行う上で留意が必要な点として、専門的な言葉の使い方が挙げられる。障害児支援の専門用語を使うのではなく、保護者の言葉、保育士の言葉、学校の教員の言葉など、相手が使っている言葉に配慮しながら、対応している。
- ・比較的早く効果がみられる一手を伝え、巡回した先の保育士や先生に対応してもらうことも効果的である。
- ・取り組んでどのような変化があったか、時間をかけず、「この前のこどもはどうでしたか？」などと声をかけて確認する。取組ができていないということであれば、時間軸に合わない提案をしてしまったと考え、他の提案を伝えたりしている。指導的に関わると関係づくりが難しくなる場合があるため、声のかけ方、提案の伝え方も工夫している。
- ・保護者の相談対応について、巡回時、研修時、校長会などでは、こどもが毎日通う場から、発達に関する告知はしないことを確認している。このことについては市とも確認している。専門的な支援が必要かどうかなどについて保護者と相談が必要な場合、当事業所の保護者対応の支援につないでもらい、障害児支援の専門機関として対応を行うようにしている。当事業所では医療機関などの相談などにも応じている。

（４）施設等へのアウトリーチ支援の効果、好事例

- ・こどもを軸として考えると、他の事業所を利用しているこどもは多い。アウトリーチ支援を行う中で、学校・保育所（園）・幼稚園、障害児支援事業所などそれぞれの関わりを整理しながら、巡回先や保護者等と話ができるようになってきた。また、こども自身の困り感をどのように解消していくか、こどもを中心にして役割分担ができるようになってきた。学校、家庭、施設で見せる姿が異なることは当たり前というスタンスのもと対応している。
- ・以前は、大人（教師や保育士）が感じている発達の凸凹や問題行動の相談に応じることが多かったが、アウトリーチ支援を重ねる中で、対象のこどもが集団活動に参加するためにはどうしたらよいか、という質問や相談がでてくるようになり、各施設、学校で具体的にどのような取組をするかについて、話ができるようになった。インクルージョンが進んでいることを実感する。
- ・訪問することの効果として、道具をその場で確認して、変更できる点も挙げられる。例えば、椅子の座面にタオルを使ってガムテープで固定したりすることで、こどもが集中して座っていられるようになった。また、絵本の読み聞かせのスピードが速い、指示の出し方が抽象的・長いなど、その場でアドバイスがすることで、集中して聞いたり、指示した行動ができるようになった。こどもの変化もすぐに見られ、説得力につながる。

（５）自治体、センター、訪問先施設等の連携状況

- ・巡回支援に市の職員が同行している点は、市との連携において充実した取組となっている。３歳１か月の乳幼児健診では、計測・診察の後に、別会場に遊び場を設けこどもの様子をチェックし、フォローの可能性があるこどもの保護者には、踏み込んで家庭の状況等を問いかけ、こどもの状況を説明し、保健師による保健相談につないでいる。乳幼児健診の情報から早期に支援につないだり、市の職員が巡回支援に同行することで、訪問時の支援に情報を活かした

りできている。この点も取組や連携の充実につながっていると感じている。

- ・市では、自立支援協議会を通してこども施策、障害児施策を組み立てようとしている。

4. その他

（１）保育所等訪問支援や類似するアウトリーチ支援を行う上での課題

- ・保育所等訪問支援については、訪問支援員の資格化とその更新を厳密化するか、段階的資格等にする事で、事務手続きの負担を軽減してほしい。
- ・アウトリーチ支援を行う人材確保、人材育成に課題を感じている。自分の得意分野を持って動くことができるとよい。心得は知識として持つ必要があるが、OJT が重要となる。
- ・情報共有を行う上で、ICT の活用が必要である。

（２）国・自治体等に求める支援

（国に求める支援）

- ・一定の研修受講や要件を満たした「者」に対して、施設等に縛られない補助金等による活動の推進を図ってほしい。
- ・「インクルージョン」という言葉が軽く使われているように感じるため、物理的なインクルージョンの後に本丸であるソフト面の対応について、さらに具体的に描く必要があると感じている。

（自治体に求める支援）

- ・障害福祉担当課が地域ビジョンを十分に描くことができていないように感じる。
- ・子育て支援担当と福祉、教育担当部署との実質的な連携の充実が必要である（内容検討、役割の把握、ロードマップを描いた上での情報交換など）。
- ・現場をイメージして、制度に落とすには難しさがあるため、事例を共有する機会は大切である。

【保育所等訪問支援事業所】

(10) 遊びリパークリノアおおば

1. 基本情報

(1) 実施しているサービス・事業

- ・当事業所では、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を実施している。

(2) サービス・事業の開始年

- ・児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業は令和3年6月から開始した。その後令和4年4月より保育所等訪問支援事業を開始した。
- ・当事業所の児童発達支援や放課後等デイサービスを利用していた家庭から、保育所等訪問支援を利用したいとのニーズがあったため、保育所等訪問支援事業を立ち上げた。

2. 保育所等訪問支援の体制や訪問実績

(1) 訪問先施設・訪問した障害児の特徴、支援のきっかけ

①訪問先施設・訪問した障害児の特徴

- ・現在の訪問先は小学校と保育園計7か所であり、小学校は普通学級と特別支援学級の両方に訪問している。
- ・肢体不自由のこども、重症心身障害のこどもや、発達障害のこどもなどに対して訪問支援を行っている。

②支援のきっかけ

- ・当事業所の他事業を利用しているこどもが保育所等訪問支援事業を利用するケースが多い。また、法人内の他事業所で放課後等デイサービスを利用しながら、保育所等訪問支援（当事業は法人内で当事業所のみが実施）を利用しているパターンもある。当事業所が保育所等訪問支援を行っていることは法人内のスタッフ全員が知っているため、利用した方がいいというこどもが事業所にいる場合は、支援者から（保育所等訪問支援事業所の）児童発達支援管理責任者に連絡が来るようになっている。その後こども・家庭のニーズに合うかを相談して、必要であれば保育所等訪問支援の利用につなげている
- ・当事業所の保育所等訪問支援だけ利用しているこどももいる。こうしたケースについては、当法人のスタッフのこどもである場合や、当事業所のサービスを利用している家庭から、「このように困っている人がある」といった相談・紹介がある場合などがある。また、計画相談支援への相談から当事業所につながる場合もある。
- ・保育所等訪問支援のみを利用する家庭のニーズとしては、日常生活自体はできているが、特性等に起因して学校での過ごしにくさがあるという場合で、学校生活をどうにかしたいと相談に来ることが多い。当事業所への相談から保育所等訪問支援の利用に直結させるというよりは、様々な相談にのる中で利用につながることがあるというのが実態に近い。

(2) 訪問支援員の人数、職種、経験年数

- ・保育園、小学校計7か所に対し、現在は4名体制（作業療法士（OT）2名、理学療法士（PT）2名）で支援を提供している。
- ・OTは業務歴10年以上のベテランの訪問支援員と、OT歴3年目で障害児支援は1年目の訪問支援員の2名となっている。PTは同じく業務歴10年以上のベテランの訪問支援員と、PT歴5年目で障害児支援は3年目という

訪問支援員の 2 名となっている。

（３）訪問時の体制、訪問支援員の養成に関する取組状況

①訪問時の体制

- ・担当の割り振りの考え方としては、発達障害のこどもの場合は OT、肢体不自由で学校の環境調整がメインとなる場合は PT など、支援内容やニーズに基づいて考えている。ただし、例えば PT が主で担当しているこどもに対して OT の視点からも評価してほしい場合やその逆の場合などでは、OT と PT が一緒に訪問する場合もある。
- ・また、若手の OT は 1 人で訪問するには経験値が不足している場合があるので、先輩訪問支援員と同行して OJT を行っている。
- ・同じ学校で 2 名以上利用しているケースもある。また、支援対象児童が同じ学校の同じクラスに複数名在籍している場合など、1 度の訪問で 2 名を支援する場合もある。
- ・スタッフが 2 名体制で訪問するときは、経験の浅い訪問支援員の育成目的（OJT）で行く場合が多い。PT と OT の組み合わせで訪問する際は、事業所内の会議の場で、普段から支援している訪問支援員から、同行する訪問支援員に対して重点的に見てほしい観点を伝えた上で、当日は同行する訪問支援員が優先的に評価、関わりができるよう工夫している。また、普段から支援している訪問支援員から学校やこどもに対して、複数人で訪問すること及びその目的について事前に伝えておく。それでも慣れていない訪問支援員が同行することでこどもは緊張してしまうので、普段から支援している訪問支援員は、空気を和ませ、普段に近い状況を作り出すことを意識している。
- ・現状で訪問支援員の不足感はない。当初はベテランの訪問支援員 2 名体制で訪問支援を行っていたが、訪問支援員を養成する必要があると考え、法人内の各事業所で児童発達支援に従事している職員の中から希望を募り体制を拡充した。放課後等デイサービスに通っているこどもの場合、そこでの様子を把握している職員が訪問支援を行う方が適切と考えているため、法人内の他事業所の職員も含めたマッチングを行っている。

②訪問支援員の養成に関する取組状況

- ・藤沢市が年に 2 回、保育所等訪問支援事業所連絡協議会の中で研修を実施しているので、当事業所の訪問支援員も交代で参加するようにしている。元々は市と事業所との情報共有のための場だったが、昨年から児童発達支援センターが参画し、研修を組み込む形になった。
- ・上記研修では、外部講師を招いて、学校の先生のパターンごとの接し方や、具体的な保護者・こどもについてのケース検討など、実践を伴う内容が多い。
- ・事業所内では、個別支援計画の会議を児童発達支援管理責任者と担当の訪問支援員だけに留めるのではなく、訪問支援員全員で検討するための会議とすることで養成を図っている。

３．支援内容や行っている工夫、得られた成果

（１）保育所等訪問支援の支援の流れ、支援で留意していること・工夫

①支援の流れ

（利用家庭への説明）

- ・児童発達支援を利用している家庭には、小学校入学のタイミングで入学後に利用できるサービスとして保育所等訪問支援について説明を行っている。また、保育園・幼稚園でも保育所等訪問支援を利用している家庭には、小学校入学後も利用できることを伝えて支援を継続することもある。

- ・計画相談支援を利用している場合は、モニタリングの機会などで保育所等訪問支援の説明を行うことが多い。他には、保護者が相談支援専門員に対して保育園利用について相談を行う場合に当事業所のスタッフが同席することもある。
- ・保育所等訪問支援の利用以前に他の障害児通所支援を利用している家庭は、障害児支援の制度を理解しているが、そうではない家庭に対しては、障害児支援の制度や実施しているサービスとは、という点から丁寧に説明するようにしている。

（支援までの流れ）

- ・過去に障害児支援の利用経験がない家庭に対しては、まず事業所から受給者証の取得をお願いする。並行して、保護者から学校に連絡してもらい、保育所等訪問支援の受け入れ可否について確認してもらう。問題ないようであれば、保護者から学校に、事業所から連絡を入れる際の学校側の窓口を確認してもらう。その後当事業所と学校との面談、保護者との契約、個別面談を並行して行う。

（行政による学校への事前説明）

- ・藤沢市では、今まで保育所等訪問支援を受けたことのない小中学校に訪問希望があった際、市の担当者が学校に事業説明に赴いてくれる。具体的には、まず保護者から事業所に利用意向が寄せられた時点で、事業所から市にその希望を伝え、過去に当該学校に他の事業所が訪問したことがあるかを照会する。訪問実績がなければ市の担当者が学校に説明を行う、という流れである。こうした説明を経て、学校が事業について了解した段階で訪問支援員が訪問するので、事業所からすると学校側の受け入れに関して困ったことはない。
- ・他方、他の自治体ではそのような事前説明がない場合もあるため、学校側が、専門職が訪問に来ることに対して抵抗感を感じる場合もある。その際は事業所から事業説明を行い、訪問の可否について相談することになる。結果として、保育所等訪問支援の受け入れは難しいが、児童発達支援や放課後等デイサービスにおける関係機関連携加算によって訪問する形であれば良い、ということになる場合もある。
- ・学校に対する事業説明を事業所側で行う場合は、ベテランの訪問支援員や児童発達支援管理責任者など説明できる人材が限られるので、その日程調整に苦労している。

（支援終了の目安）

- ・中学校で特別支援学校に進学するケースなど、進学先に専門職が配置されている場合はそのタイミングで終了するケースがある。または、学校で過ごしにくさを感じていた子どもが前向きに登校できるようになったことで、本人も保護者も訪問支援の必要性を感じなくなった際に終了することもある。ただし、担任の先生との相性によっては再度支援が必要になることもあるので、本当に終結するかどうかはよく相談する。訪問回数を減らしつつ継続しているケースもある。
- ・学校側から、訪問回数を減らしてもよいのではないかと申し出があるケースもあった。しかしそのケースでは実際に訪問頻度を減らしたところ、学校側から再度訪問の増加要請が入ることとなった。

②支援の工夫

（訪問先施設との調整における工夫）

- ・初回訪問時は対象児童の担任だけでなく、校長、教頭も含めて会議に参加してもらっている。特に初めて訪問する学校には丁寧に説明を行っている。
- ・例えば、肢体不自由の子どもは教室移動時のエレベーター使用に関する協議が必要になる場合があるが、こうした内容については担任だけでは対応できず、校長や教頭を巻き込まなければ支援が難しいことも多い。そのため、学校管理職ともこまめに連携することを意識している。

（児童入学前の保護者や訪問先施設との調整）

- ・小学校入学前のこどもで、入学先の学校において保育所等訪問支援の利用を希望される場合、学校に対して入学前に訪問する場合もある。学校側が対象となるこどもの状況を知らない場合もあるので、こどもの状況を知っている訪問支援員が、昇降機の使用可否や種類、エレベーターの使用についてなど、学校と一緒に相談する中で支援が可能になったケースもある。
- ・保育園・幼稚園から保育所等訪問支援を利用している場合は、移行支援として入学前から訪問支援員が小学校への支援を行っている。就学前に保育所等訪問支援を利用していない場合、小学校入学後の支給決定となるので、児童発達支援を利用している家庭であれば、関係機関連携加算を活用するなどの方法でうまく入学前後をつなげて支援できるように工夫している。

（こどもの希望・特性に合わせた支援の調整）

- ・訪問支援員に近くでサポートしてほしいこどももいれば、他者に見られていることが恥ずかしいというこどももいる。後者の場合は訪問支援員が遠目から様子を見るなど、こどもの状況に合わせて対応している。また、他者に見られていることで気分が上がり活発になるこどももいるため、その場合は先生から普段の様子について話を聞くようにしている。

（２）保護者、訪問先施設、他機関（相談支援事業所、本人が利用する障害児支援事業所、自治体、児童発達支援センター等）との連携状況

①保護者との連携

- ・初めて保育所等訪問支援を利用する家庭には、こどもの様子・状態、保護者が困っていること、学校が困っていることを細かく聞いた上で、困っていることを解決するということを起点としている。支援をこちらで提案するよりは、まずは困りごとを聞いて、そこに対して支援を提案するということを心掛けている。
- ・家庭との面談時にはこどもにも同席してもらうようにしており、訪問支援で赴いた学校で初対面となることがないようにしている。
- ・訪問支援員の役割は、学校側の思いと保護者側の思いが食い違うときの橋渡しであると考えている。特に、こどもの学校での様子を保護者が十分見えていない場合もある。こうした際に学校側の意図や保護者の思いを相互に橋渡しするのが保育所等訪問支援の重要な役割である。
- ・訪問時の支援内容等の保護者への報告や調整はメッセージアプリを通じて行っている。訪問の報告は、何回も分けて送るほどの長文になることも多い。
- ・学校と保護者の面談がある場合に、保育所等訪問支援事業所の同席希望がある場合がある。こども本人の特性について三者（保護者・学校・訪問支援員）で共有して、支援方針を考える機会を持つこともある。

②学校との連携

- ・1回の訪問におよそ1～2時間の時間を取っている。特別支援学級では比較的担任と話す時間が確保しやすいので、その場で訪問支援員からフィードバックを行う場合もある。他方、普通学級や保育園・幼稚園、忙しい学校だと、支援後に教員にフィードバックを行う時間を訪問時間内に設けることが難しい場合もある。その場合は、放課後に電話でフィードバックを行う場合もある。
- ・訪問支援時は、授業を見学するだけでなく、訪問支援員が実際にこどもに対して個別的な対応を行うこともある。その内容と結果について先生に伝えることもある。
- ・そのこどもにあった支援を行うために工夫している先生も多く、訪問支援員に対し「この方向性であっていますか？」と確

認されることもある。こうした場合、そのこどもの将来的な姿・状態も見据えて見解をお伝えし、先生に安心してもらうことも多い。

③自治体、児童発達支援センター等との連携

- ・市が主催する保育所等訪問支援事業所向けの連絡協議会には、あえて当事業所から様々な訪問支援員を参加させ、市の担当者と各訪問支援員とのつながりを作るようにしている。
- ・児童発達支援センターは上記の連絡協議会の連絡窓口を担っている。センターの機能・役割の強化が図られているが、十分な機能の発揮にはまだ時間が必要と感じている。困った時にはセンターに相談可能という声かけはもらっている。

④相談支援専門員との連携

- ・保育所等訪問支援の利用開始やモニタリングにあたり、相談支援専門員と連携している。相談支援専門員が学校に来てくれる場合もあるので、そこでこどもの様子を見てもらい、情報共有することもある。

（３）支援によって得られた成果・変化

- ・学校で特性等に起因する過ごしにくさを感じていたこどもや、学校にいやいや通っていたこどもが、支援によって楽しんで登校できるようになった。
- ・発達障害のこどもには、感覚特性の理解・支援で専門性を持つ OT が訪問支援を行っている。感覚は目に見えないものであるが、OT が本人の不快感を教員に対して代弁することで学校で過ごしやすくなった、という成功体験もあった。
- ・肢体不自由のこどもには、PT が訪問支援を行っている。こどもの成長に合わせて、使っている杖や歩行器、車椅子などをその場で調整でき、その日からこどもがすぐ福祉用具を使いやすくなるというメリットがある。
- ・重症心身障害児の支援についても PT が訪問支援を行うことが多い。椅子等の環境調整を行い、姿勢を保持しやすくすることで、学校生活を送りやすくしている。また、自分で自身の状況をすべて説明することが難しいこどもだと、保護者の学校生活に対する不安感が強くなることも多い。その中で、学校での実際のこどもの様子や、できたこと等を伝えることで、保護者の安心感につながっている。
- ・こどもが普段通っているリハビリ施設でのリハビリ場面や車椅子等の福祉用具を作る場面に保育所等訪問支援の訪問支援員が立ち会って、学校における生活場面を知る者としての見地から希望や状況を伝えるといった形での連携を行っているのは大きな成果だと考えている。

４．その他

（１）令和６年度報酬改定、保育所等訪問支援ガイドラインの影響

- ・ガイドラインができて、当事業所が取り組んでいることに問題がないことを確認でき良かった。また、普段やっていることの振り返りを行うことができた。
- ・報酬改定により保育所等訪問支援の特別加算の算定条件が変わったが、当事業所の訪問支援員はたまたまその条件に合致していたため、特に改定による影響はなかったと言える。

（２）地域における保育所等訪問支援に類似するアウトリーチ支援の有無、保育所等訪問支援との使い分けの状況

- ・保育所等訪問支援以外のアウトリーチ支援として、県立の特別支援学校の専門職による市内の学校の特別支援学

級への巡回相談がある。訪問先の学校の先生からこの巡回相談と保育所等訪問支援の違いが分からないと尋ねられたことがある。

- ・特別支援学校の専門職による巡回相談は、巡回先の学校のニーズによって専門職の関わり方が多様であるらしく、個々のこどもの支援に入る場合も、クラスの作り方などの相談に入る場合もあるようだ。先生からすると、どちらに何を聞いたらよいか分からないという場合があるようである。
- ・上記のアウトリーチ支援との使い分けについては、特に当事業所として整理は行っていない。ただ、保育所等訪問支援は保護者、こどものニーズに沿って支援を行っているので、利用者以外のこどものことについては答えられない。学校側が他のこどもの支援やクラス等の作り方に関する相談ニーズを持っている場合、巡回相談を活用した方が良いのでは当事業所から提案することはある。

（３）保育所等訪問支援を行う上での課題

- ・学校側から、授業を見に来られるのが嫌という反応を受ける場合もある。学校に訪問する敷居は高いと感じている。以前も藤沢市以外の自治体で、保育所等訪問支援に来てほしくないという学校があった。訪問支援員に経験値がなければ、こうした学校側の抵抗感を払しょくすることが難しいことがある。
- ・学校側の抵抗感を減らすために、「先生が困っていることを助けたい」という旨を伝えるように意識している。
- ・実際に学校側から保育所等訪問支援の受け入れを断られたケースでは、放課後等デイサービス事業所による関係機関連携加算の枠組みでの訪問ならよいということになった。関係機関連携加算では月に１度しか訪問できないが、継続してそこで学校の様子を伺ってくるという対応を取っている。
- ・当団体は放課後等デイサービスも実施しているので、放課後等デイサービスで一番忙しい夕方の時間帯に、学校に訪問支援のフィードバックに関する電話をかける必要が生じる。両事業を兼務している訪問支援員が、一番忙しいときに電話をかけるために抜けなければならないということについて、事業所内部で理解を得ておく必要がある。
- ・育成目的での経験の浅い訪問支援員の帯同については加算が付かない。現状では法人が理解してくれているためこの育成方法が可能となっているものの、育成体制づくりは課題だと感じている。

（４）自治体から得られてよかったサポート、国・自治体等に求める支援

- ・藤沢市は保育所等訪問支援事業所向けの研修を定期的 to 実施してくれており、有難い。研修では同じ悩みを抱えている訪問支援員が多くいて、その悩みを共有できてよかったと感じることが多い。
- ・訪問支援の訪問時間を30分以上とする規定はできたが、実際には授業見学と先生へのフィードバック、その後の次回面談の調整等も含めると、かかる時間に対して報酬の点数が少ないと感じる。特に、重症心身障害児はリハビリ等のために学校を休んだり遅刻早退が頻回な場合もあるため忙しく、日程調整に時間を要することも多い。

第7章 まとめ

1. 本調査の結果の整理

本調査では、市町村、児童発達支援センター・中核機能強化事業所、保育所等訪問支援事業所、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を対象にしたアンケート調査と、市町村、児童発達支援センター・中核機能強化事業所、保育所等訪問支援事業所を対象にしたヒアリング調査を実施した。

本節ではこれらの調査結果の概要を整理する。

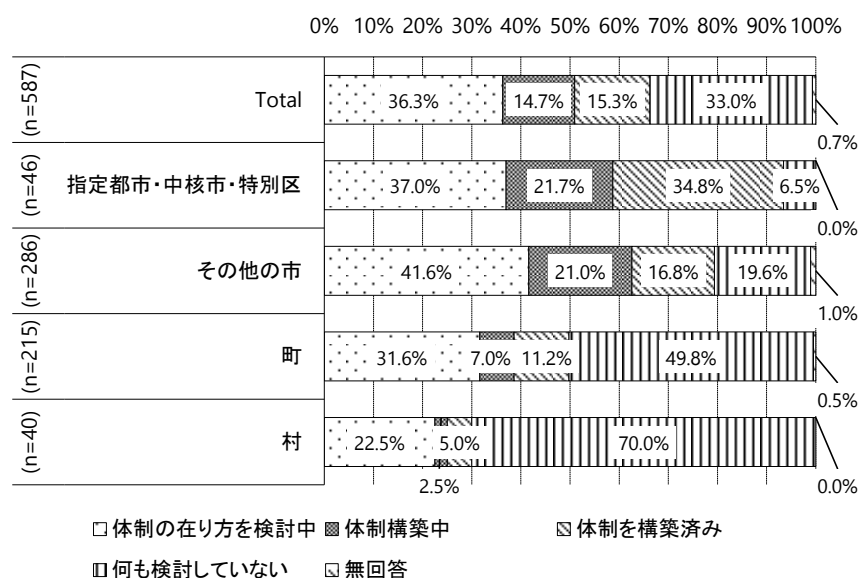
(1) 自治体における障害児支援体制及び施設等へのアウトリーチ支援の体制整備の状況

① 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況

1) 体制構築の状況

- 体制整備で目指す形態は、「中核拠点型」が 33.4%、「面的整備型」が 30.3%であったが、「方針を検討中」が 32.2%と3分の1を占めた。自治体規模で見ると、指定都市・中核市・特別区では「中核拠点型」が 69.6%多いのに対して、その他の市では「中核拠点型」と「面的整備型」がそれぞれ 3～4 割と同程度であった。町村では「方針を検討中」が 4～5 割で最も多かった。
- 体制整備の考え方は、「自治体単独での体制整備」が 52.2%、「圏域又は広域連携による体制整備」が 32.6%であった。市以上の規模では自治体単独、町村規模では圏域又は広域連携が多い傾向が見られた。
- 体制整備の状況としては、「体制の在り方を検討中（36.3%）」、「何も検討していない（33.0%）」が約 7 割を占め、「体制構築中」は 14.7%、「体制を構築済み」は 15.3%にとどまった。自治体規模別にみると、規模が小さいほど「何も検討していない」の割合が高く、町では約 5 割、村では約 7 割を占めた。
- 中核機能強化加算を算定する児童発達支援センターは「位置付けていない」が 59.0%、中核機能強化事業所加算を算定する事業所は「位置付けていない」が 72.9%であり、現時点では加算の算定を行っていない自治体が多かった。

図表 7-1 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の状況（自治体の種類別）【再掲】



2) 体制構築における地域障害児支援体制強化事業の活用状況

- ・ 地域障害児支援体制強化事業は、「実施あり」が 27.8%、「実施なし」が 72.1%で、自治体の規模が大きいほど実施ありの割合が高かった（指定都市・中核市・特別区は 56.5%、その他の市は 36.7%、町は 14.0%、村は 5.0%）。
- ・ 地域障害児支援体制強化事業で実施している事業は、「巡回支援専門員整備」が 83.4%で最も多かった。「児童発達支援センター等の機能強化等」については、要綱の（ア）児童発達支援センター等の機能強化にあたる内容で 3 割程度の実施があった。

② 施設等へのアウトリーチ支援の実施状況

1) アウトリーチ支援において活用している事業

- ・ 障害児が所属する施設等（障害児通所支援事業所を除く）へのアウトリーチ支援で活用している予算事業を尋ねたところ、「いずれも活用していない（63.5%）」、「自治体職員が施設等へのアウトリーチ支援を実施（特別な予算措置はなし）（11.2%）」の順に多かった。
- ・ 自治体が活用している予算事業としては、「医療的ケア児総合支援事業（7.7%）」、「障害児等療育支援事業（6.6%）」、「その他部門の予算事業（6.6%）」が多かった。なお、障害児支援事業所へのアウトリーチ支援を含むため、参考値となるが、「地域障害児支援体制強化事業」をアウトリーチ支援に活用している割合は 22.1%であった。
- ・ 自治体の規模別で見ると、規模の大きい自治体ほど事業の活用が進んでおり、町村の 7～8 割はいずれの事業等も活用がなかった。

図表 7-2 自治体が実施する障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援で活用している予算事業等

			国の事業					市区町		その他				
			(参考) 地域障害児支援体制強化事業	障害児等療育支援事業	医療的ケア児総合支援事業	発達障害者支援体制整備事業	聴覚障害児支援中核機能強化事業	障害部門の予算事業	その他部門の予算事業	自治体職員が施設等へのアウトリーチ支援を実施（特別な予算措置はなし）	その他の国や都道府県の事業	その他	いずれも活用していない	無回答
自治体の種類	(n=587)	Total	22.1%	6.6%	7.7%	0.7%	0.5%	2.9%	6.6%	11.2%	6.5%	0.5%	63.5%	1.2%
	(n=46)	指定都市・中核市・特別区	50.0%	19.6%	17.4%	2.2%	0.0%	6.5%	10.9%	15.2%	4.3%	0.0%	43.5%	0.0%
	(n=286)	その他の市	29.7%	7.3%	8.4%	0.7%	1.0%	3.5%	8.4%	14.3%	9.4%	0.7%	56.3%	1.0%
	(n=215)	町	9.3%	4.2%	5.1%	0.0%	0.0%	1.9%	4.2%	7.9%	4.2%	0.5%	74.0%	0.9%
	(n=40)	村	5.0%	0.0%	5.0%	2.5%	0.0%	0.0%	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	82.5%	5.0%

(注) 「(参考) 地域障害児支援体制強化事業」は、障害児支援事業所を含む、障害児が所属する施設へのアウトリーチ支援で利用があると回答をした割合を記載。それ以外の事業等については、障害児通所支援事業所を除く、障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援において、活用している予算事業等を尋ねている。

- ・ 予算事業等を活用してアウトリーチ支援を実施している理由（複数選択式、上位 3 位）は、「障害の内容や特性に応じた支援が必要のため（63.3%）」、「地域の体制整備促進のため（44.9%）」、「インクルージョン推進のため（32.9%）」であった。
- ・ 保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業等の予算事業の使い分けを確認したところ、「保育所等訪問支援は個別支援が中心で、事業による支援は施設・集団への支援が中心」、「保育所等訪問支援は保護者の受容ができていないケース（支給決定済みのケース）での利用が中心で、事業による支援は支給決定前や保護者の受容が難しいケースでの利用が中心」といった趣旨の回答が見られた。
- ・ また、予算事業は、自治体における他の取組や保育所等訪問支援を補完する役割として、支給決定前の早期発見・早期対応での利用（乳幼児健診をきっかけとした支援を含む）、就学時の移行支援での利用（就学に向けた情報収集・連携）、特定の施設種類での利用、多様な専門職への訪問のための利用など、様々な目的で活用されていた。
- ・ 例えば、ヒアリング調査では、市の支援として、「保育所等の加配対象児童への巡回相談」と「加配の有無に関わらず、相談センターへの相談ケースについての訪問支援」の枠組みを設け、これらの訪問員の人件費に地域障害児支援体制強化事業を活用する事例があった。市の支援では課題解決に至らない場合に、定期的な支援として保育所等訪問支援が使われており、複数の事業を組み合わせることで多様なニーズに応えていた。
- ・ また、都道府県事業を活用していた施設支援を、地域障害児支援体制強化事業によって市町村事業に移行した事例があった。市町村事業として、施設全体のインクルージョン促進に向けた支援（訪問先施設の一日の流れの見直し、環境調整、組織全体の在り方に関する検討）を行っていた。
- ・ アンケート調査、ヒアリング調査では、医療的ケア児総合支援事業等の既存制度の活用、乳幼児健診や教育・保健部門との連携など他施策を組み合わせた取組もみられた。このような制度横断的な連携は、専門職が不足する地域において支援補完の一助となる可能性がある。

図表 7-3 施設等へのアウトリーチ支援について、保育所等訪問支援や自治体が行う事業の使い分けの方針

（自由記載）【一部抜粋】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育所等訪問支援は個に対する障害福祉サービスの提供。巡回支援専門員整備事業は児とその児を取り巻く集団やその職員も対象とし、専門的な支援や支援方法についての助言も可能とし、使い分けをしている（複数児の対応を行う）。</u> ・ <u>保育所等訪問支援では、支給決定を受けた対象児に対し、個別支援計画に基づき、直接的な支援や集団生活の環境設定を行うことに対し、巡回支援専門員制度では、障害児通所支援を利用していない児を対象に早期療育への繋ぎや日常的にこどもを担当する支援者へ対象児への対応について助言等を行っており、対象児や支援内容で事業の使い分けを行っている。</u> ・ <u>「地域障害児支援体制強化事業」は、支援が必要だが、保護者の受入が難しい場合の支援者支援／「保育所等訪問支援事業」は、保護者の需要があり、福祉サービスを利用している場合／「自治体専門職」は、幼児健診からのフォローアップ</u> ・ 前提として、市内に保育所等訪問支援事業所がなく、近隣市の事業所で利用できるところも限られている状況にある。<u>地域障害児支援体制強化事業で実施している園巡回（アウトリーチ支援）においては、就学にあたり園から学校へ、支援が必要な児の情報等を円滑に伝達することも目的の一つとしている。</u> ・ 子ども発達支援センターの保育士が各園を巡回している。その結果、<u>心理士など他の専門職の支援を要する場合は、地域障害児支援体制強化事業を活用している。</u> |
|---|

（注）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) アウトリーチ支援を推進するための自治体の工夫

- ・ 施設等へのアウトリーチ支援にあたり自治体や地域で実施している取組は、「ない・わからない」の割合が最も高く56.2%であった。ただし、この値は、指定都市・中核市・特別区は 30.4%、その他の市は 43.7%、町は 73.0%、村は 85.0%と、自治体の規模別に大きな差があった。
- ・ 指定都市・中核市・特別区では取組が進んでおり、アウトリーチ支援に係る周知や人材育成に向けた取組がなされていた。実施している取組として多かったのは、「（その他、施設へのアウトリーチ支援を行う事業所の）職員を対象とした研修・勉強会の開催（26.1%）」、「保育所等訪問支援事業所職員を対象とした研修・勉強会の開催（23.9%）」、「保育所等訪問支援の訪問対象施設への情報提供・啓発に資する取組（21.7%）」である。
- ・ 自由記載では、自治体による訪問先施設への周知、事業所と訪問先施設の調整・仲介、事業所等との情報共有等の取組が確認できた。
- ・ また、ヒアリング調査では、自治体による周知の支援、訪問先施設への事前説明、巡回支援への同行等の工夫が確認できた。
- ・ 自治体、現場の教職員や保育士、事業所職員による意見交換会によって、保育所等訪問支援や専門職が果たす役割について理解を深めた事例があった。この自治体では、事業所と連携して、保育所等へのアウトリーチ支援のための研修会や園長会・校長会等での周知に取り組んで、利用促進を図っていた。
- ・ また、保育所等訪問支援の受け入れ実績のない小中学校への訪問については、自治体担当者が学校に対して事業説明を行うことで、事業所の支援が円滑に行われている事例があった。
- ・ この他、自治体事業の巡回支援に保健師や教育委員会の職員等が同行している事例があった。保健師の同行では乳幼児健診や成育歴を踏まえた支援、教育委員会の同行では就学に向けた支援等が行われており、切れ目のない支援の提供に取組んでいた。

（2）児童発達支援センター・中核機能強化事業所によるアウトリーチ支援の実施状況

① 中核機能強化（事業所）加算の算定事業所の状況

- ・ 本調査では児童発達支援センター226 か所、中核機能強化事業所 30 件から回答が得られた。児童発達支援センターのうち、中核機能強化加算の算定があったのは 31.5%、71 件（Ⅰが 5.8%、Ⅱが 14.6%、Ⅲが 11.1%）であった。
- ・ 中核機能強化職員の職種（複数選択式、上位 3 位）は、「保育士（72.3%）」、「児童指導員（51.5%）」、「言語聴覚士（29.7%）」で、中核機能強化職員の経験年数は、平均 12.4 年であった。
- ・ 中核機能強化職員による取組の状況は以下のとおり。
 - 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組：
「地域における協議会（こどもの専門部会を含む）への参加」の割合が最も高く 72.3%であった。次いで、「中核機能強化（事業所）加算を算定するセンター・事業所間での情報共有・連携（48.5%）」、「訪問対象となりうる施設が集まる場への参加（例：学校長会や連絡協議会等）（44.6%）」であった。
 - 地域の障害児通所事業所に対する支援：
支援している・したことがある割合は 60.4%であった。具体的な支援内容としては、「事業所向けの研修の開

催（68.9%）」、「個別ケースへの対応に関する相談対応・助言（60.7%）」、「自センター・事業所の見学会の開催（47.5%）」であった。

➤ 地域の施設等でのインクルージョン推進のための取組：

「センター・事業所を利用する障害のある児童の併行通園にかかる助言・支援」の割合が 66.3%で最も高く、次いで、「施設等向けの研修の開催（58.4%）」、「施設等への訪問支援（43.6%）」であった。

② アウトリーチ支援の実施状況

1) アウトリーチ支援の実施方法・実施内容

（中核機能強化職員による支援）

- ・ 中核機能強化（事業所）加算算定事業所の 43.6%が、中核機能強化職員による施設等への訪問支援を実施していた。
- ・ 支援を行った施設の種類の、保育所、幼稚園、認定こども園が 6～7 割で多かったが、小学校が約 5 割、放課後児童クラブと特別支援学校が約 2 割と様々な施設への支援が確認できた。
- ・ 具体的な支援ケースとしては、単発での相談対応、次の支援までのフォロー・経過観察での訪問、障害児支援につながっていないケースの対応、施設全体を対象にした環境調整や指導方法等の支援があった。

（保育所等訪問支援による支援）

- ・ 中核機能強化加算の算定がある児童発達支援センターの 97.2%、中核機能強化加算の算定がない児童発達支援センターの 76.1%、中核機能強化事業所の 53.3%が、保育所等訪問支援を実施していた。

（予算事業による支援）

- ・ 地域の保育所や放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等に対し、アウトリーチによる支援を行う事業として実施があったのは、「地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）（25.4%）」、「地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）（17.6%）」、「障害児等療育支援事業（22.7%）」、「その他、自治体の委託事業（10.2%）」であった。
- ・ 令和 6 年度の延べ訪問件数（平均値ベース）は、「地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）」が 46.8 件、「地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）」が 140.1 件、「障害児等療育支援事業」が 112.7 件、「その他、自治体の委託事業」が 74.9 件であった。
 - 地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等）：
当該事業を活用して「施設等への訪問による助言・指導」を行っている割合は 70.8%であった。対象施設は、保育所、幼稚園、認定こども園が約 7～8 割で、障害児支援事業所、小学校、放課後児童クラブも 4 割超であった。支援内容（複数選択式、上位 3 位）は、「訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応）（78.5%）」、「障害のある児童の行動観察（75.4%）」、「訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応）（75.4%）」であった。「障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援」は 47.7%であった。
 - 地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）：
対応職員の職種は、「保育士」、「心理担当職員」が 57.8%で最も高く、次いで、「言語聴覚士（37.8%）」、「作業療法士（35.6%）」であった。対象施設は、保育所、幼稚園、認定こども園が約 8

～9割で、小学校、放課後児童クラブが約3割であった。

➤ **障害児等療育支援事業：**

「障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う」割合は72.4%であった。対応職員の職種は、「保育士（66.7%）」、「言語聴覚士（57.1%）」、「児童指導員（45.2%）」、「作業療法士（45.2%）」の順に多かった。対象施設は、保育所、幼稚園、認定こども園が約8割で、小学校が約5割、放課後児童クラブ、障害児支援事業所が約4割であった。支援内容（複数選択式、上位3位）は、「障害のある児童の行動観察（97.6%）」、「訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応）（95.2%）」、「訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応）（92.9%）」であった。「障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援」は40.5%であった。

- ・ ヒアリング調査では、保育所等訪問支援と比較すると柔軟性の高い、自治体の事業や中核機能強化職員による支援を活用して、多様なニーズに対応している事例が確認できた。主なものは以下のとおり。
 - 保育所等訪問支援は個別支援計画に基づいて支援を行うが、障害児等療育支援事業は施設等のニーズに応じて対応する（例：訪問当日の要望に応じた支援、運動会・発表会の練習・本番への支援など）
 - 保育所等訪問支援事業は個別給付のため、本人視点でのフィードバックを行い、自治体の事業ではクラス全体へのフィードバックを行う
 - 自治体事業の巡回支援では対応できない場合（例：学校からの個別相談や、事業で訪問したケースで、緊急性があり、継続的な支援が必要な場合）は、中核機能強化職員が訪問して対応する

2) アウトリーチ支援を行う上での工夫

- ・ 施設等へのアウトリーチ支援を行う上で留意していること・工夫（保育所等訪問支援事業を除く）を自由記述で尋ねたところ、訪問前の取組として、こども・施設の困りごとや支援ニーズに対する丁寧なアセスメントや、訪問前におけるこどもや支援状況等の情報収集が挙げられた。また、専門職の訪問や複数人体制での訪問の工夫も確認できた。訪問先施設の理念や支援等を尊重し、訪問先施設職員と一緒に支援方針を検討すること、施設での実施可能性を考慮した提案を行うことも多くの事業所から記載があった。
- ・ ヒアリング調査では、「集団に対する支援」、「保護者支援」の工夫も確認できた。
- ・ 集団に対する支援としては、生じている課題をこどもに帰着させ、直接支援を行うのではなく、こどもの状態を施設職員に伝えることで、施設職員が専門職と一緒に、訪問先施設が届けたい保育・教育の実現のためにどうしたらよいかを検討している事例があった。このような支援を受けた学校では、担任の学級経営や指導方法への指摘ではなく、困っているこどもの視点でのフィードバックがあることで、心理的な負担なく、より良い教育活動の前向きな検討につながっているとの評価がなされていた。
- ・ また、保護者支援としては、自治体の事業での巡回支援で、障害児支援が必要と考えられるケースについて、保育所等に保護者を含めた相談の場の設定を促し、事業所の専門職が対応をしていた。保育所等からの説明は保護者との関係性の悪化につながりかねないことから、事業所から相談先の紹介や継続した支援につなげていた。
- ・ ヒアリングでは、アウトリーチ支援を担う専門職に求められる能力として、短時間での発達アセスメント、課題の背景・要因の分析、支援者へのコンサルテーション、クラス全体への環境調整の提案、保護者支援の技術、等が挙げられた。これらのスキルはアウトリーチを実施する支援員の経験に依存する部分も大きく、自治体や事業所が体

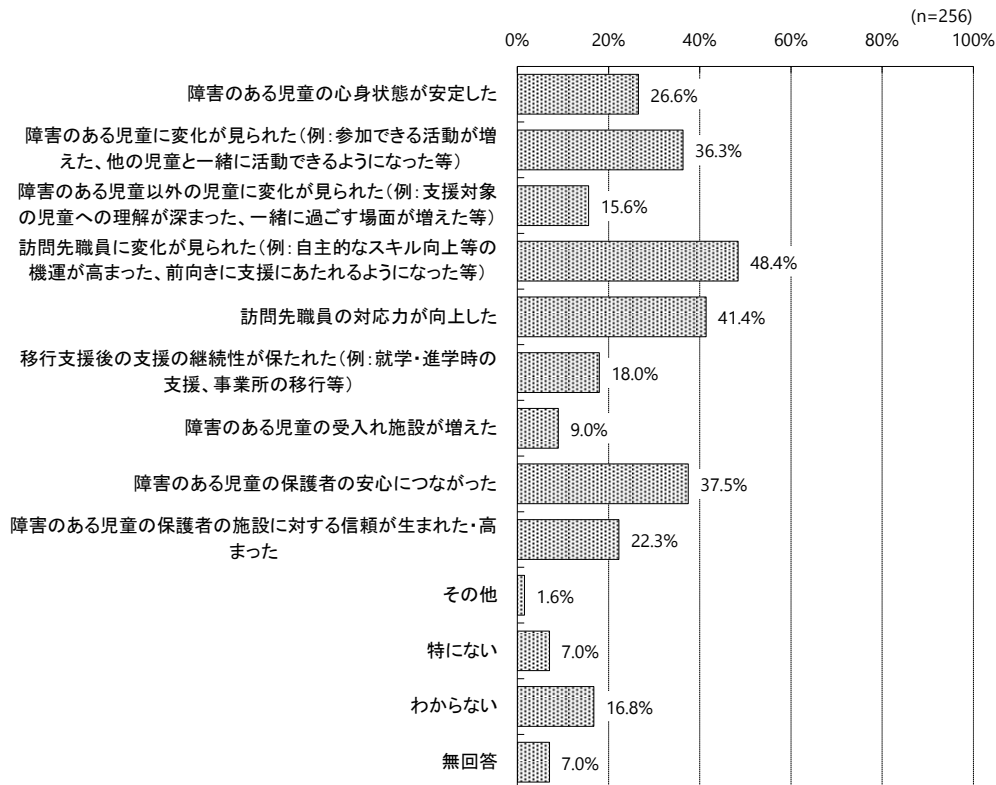
系的な人材育成の整備や OJT の実施等が支援の質の確保に必要と考えられる。

3) アウトリーチ支援による効果

- ・ 保育所等訪問支援事業を除く、施設等へのアウトリーチ支援によって得られた変化（複数選択式、上位 3 位）は、「訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等）（48.4%）」、「訪問先職員の対応力が向上した（41.4%）」、「障害のある児童の保護者の安心につながった（37.5%）」であった。また、「障害のある児童以外の児童に変化が見られた（例：支援対象の児童への理解が深まった、一緒に過ごす場面が増えた等）」は 15.6%であった。
- ・ ヒアリング調査では、アウトリーチ支援を重ねる中で、訪問先施設の相談内容が、こどもの発達に関する相談から、集団活動に参加するための工夫や取組の相談に変化しているという意見があった。また、実際に支援を受けた保育所や学校からは、自治体事業を活用して集団を対象にした支援を受けたことで、「こどもの状態を理解できると、どのように保育すると良いか等、保育士同士で具体的にイメージでき、実践に活かすことができている」、「現場の先生が『これならできる』と思えるような実効性のある助言を多くもらっている。学習に集中できるような環境設定の工夫も教えてもらった」等の意見が確認できた。
- ・ アウトリーチ支援が訪問先施設職員の支援姿勢や対応力の向上に寄与し、結果として集団の運営や日々の関わりに良い影響を及ぼしている可能性が示唆された。

図表 7-4 施設等へのアウトリーチ支援によって得られた変化（保育所等訪問支援事業を除く、複数選択）

【再掲】



(3) 保育所等訪問支援事業所における訪問支援の実施状況

① 保育所等訪問支援の訪問実績のある事業所の概要

- ・ これまでに保育所等訪問支援の訪問実績がある事業所の施設種別は、「児童発達支援センター」が 35.7%、「中核機能強化事業所」が 2.9%、「その他保育所等訪問支援事業所」が 61.4%であった。
- ・ その他保育所等訪問支援事業所については、多機能型事業所が 89.9%で、一体的に実施する事業としては、「児童発達支援」が 86.8%、「放課後等デイサービス」が 78.2%で多かった。また、保育所等訪問支援事業を開始した年度は、「2024 年度」が 19.6%で最も多く、次いで、「2025 年度（14.9%）」、「2023 年度（14.5%）」であり、2023 年度以降の開始が約半数を占めた。

② 訪問の状況

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の半年間で訪問実績がある事業所では、この期間の延べ訪問件数は平均 68.3 件、訪問した実日数は平均 35.0 日であった。
- ・ 訪問した施設の種類の、「保育所（65.3%）」、「小学校（63.5%）」、「幼稚園（51.6%）」、「認定こども園（47.7%）」の順に多かった。
- ・ 回答事業所の訪問先施設数 4,715 か所の構成比を見ると、「保育所（27.2%）」、「小学校（特別支援学級）（18.2%）」、「小学校（通常の学級）（16.0%）」、「認定こども園（13.8%）」、「幼稚園（11.4%）」の順に多かった。回答事業所の支援対象児童数 7,229 人の構成比も同様であり、訪問対象は、主に未就学児を対象にした施設と小学校（通常の学級、特別支援学級）が中心であった。
- ・ 支援を提供した児童の主たる障害の種類（複数選択式、上位 3 位）は、「発達障害（91.9%）」、「知的障害（61.7%）」、「肢体不自由（16.0%）」であった。
- ・ 保育所等訪問支援利用のきっかけ（複数選択式、上位 3 位）は、「事業所が行う他の事業の利用等で関わりのあった児童・保護者からの利用希望（80.0%）」、「児童・保護者からの直接相談（上記を除く）（45.9%）」、「相談支援事業所を介してニーズを把握（35.4%）」であった。
- ・ 訪問時の基本的な体制は、「1 名」が 76.6%、「複数名」が 21.8%であった。

③ 支援内容、工夫

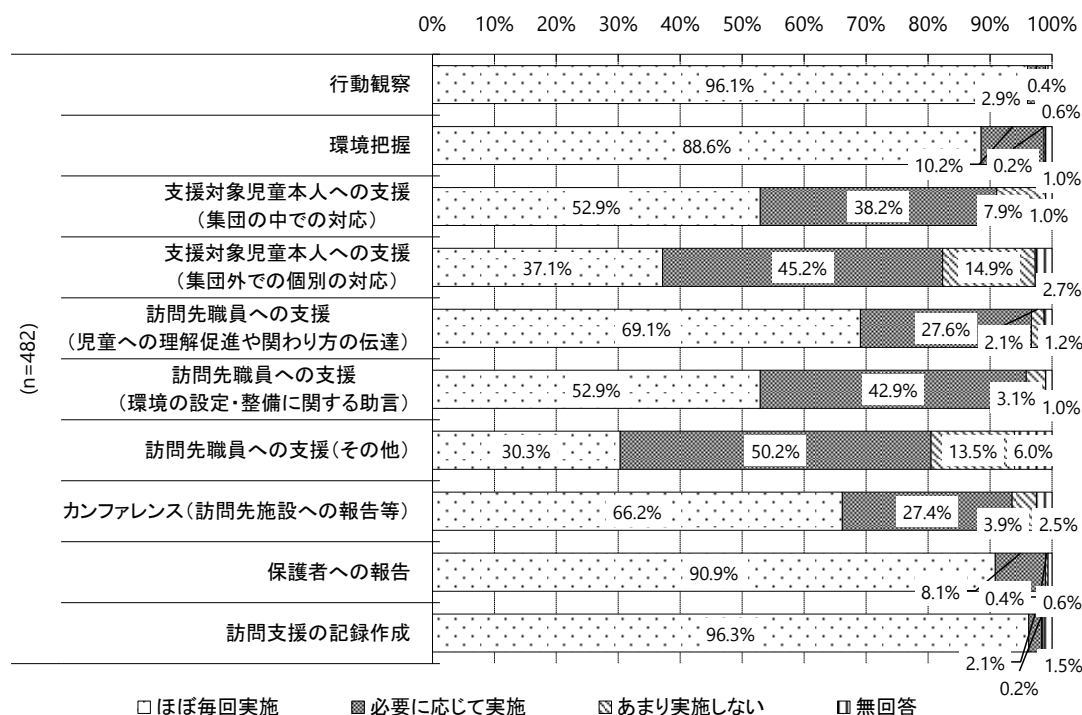
（訪問支援前）

- ・ 支援方針を検討する前に、訪問先施設に対して、「支援対象児童についての困りごと・課題感（94.8%）」、「現在の支援方法（79.3%）」、「支援対象児童の特性への理解状況（78.8%）」等の確認が行われていた。個別支援会議の開催では、「支援対象児童の家族の参加（56.6%）」、「支援対象児童が関係する支援機関の参加（54.4%）」、「開催時間の工夫（53.1%）」等の工夫があった。
- ・ 保育所等訪問支援計画の作成に向けた、支援対象児童・家族、訪問先施設以外の関係機関からの情報収集については、「必要に応じて情報収集を行う（50.8%）」、「基本的に毎ケースで情報収集を行う（17.8%）」となっており、約 7 割が実施していた。具体的な情報収集先は、「指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所（68.9%）」、「自事業所以外の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（41.1%）」、「医療機関・訪問看護ステーション（19.6%）」が多かった。

（訪問支援中）

- 訪問中の主な支援内容について、「ほぼ毎回実施」している内容としては、「行動観察」、「訪問支援の記録作成」、「保護者への報告」の割合が高かった。これらの取組を基本としつつ、児童本人や訪問先施設の状況に応じて、関わり方を柔軟に変えながら支援が行われていると考えられた。

図表 7-5 訪問中の主な支援内容【再掲】



- 訪問先施設への対応で工夫していること（複数選択式、上位 3 位）は、「訪問先施設の環境を理解する（84.6%）」、「訪問先の状況に応じて、訪問日時や回数について柔軟に対応する（84.0%）」、「訪問先の状況に応じて、助言の内容や支援方法について柔軟に対応する（79.0%）」であった。
- こども、家族、訪問先施設の対応で工夫している点として、以下のような取組が確認できた。いずれの対象に対しても、意向を確認して尊重する姿勢や信頼関係の構築、ポジティブなフィードバック等は共通していた。また、訪問先施設に対しては、施設の文化や価値観、施設職員の現状に寄り添い、訪問員の専門性を活かしながら実現可能な取組の提案が行われていた。
 - こども：こどもの意向等の確認、こどもの気持ちに配慮した訪問時の行動や距離感の設定、アセスメント・行動観察・環境調整等の実施、こども本人へのポジティブなフィードバック、学校や他事業所と連携した支援
 - 家族：家族の意向や現状の把握、訪問支援終了後の報告書の作成・提供、定期的な面談実施、訪問先施設での取組状況をわかりやすく伝える、ポジティブなフィードバック、統一的な支援に向けた家庭への助言、今後の見通しや他制度等の幅広い情報提供
 - 訪問先施設：施設への事前の事業説明やニーズの確認、施設の状況に配慮した訪問、施設の文化や価値観の尊重、専門的な視点での説明、施設での実施可能性を考慮した提案、施設の支援ニーズに応える提案、ポジティブなフィードバック、カンファレンスの実施、報告書や振り返りの機会の設定

（職員育成）

- ・ 保育所等訪問支援の人材育成のために行っていること（複数選択式、上位 3 位）は、「法人や事業所内で経験のある職員による指導・助言（64.3%）」、「外部研修への参加促進（48.3%）」、「法人や事業所内の職員向け研修を実施（47.7%）」であった。
- ・ ヒアリング調査では、アウトリーチ支援を担う人材として、基本的なスキル（訪問先施設の尊重、社会人としての振る舞いの遵守、事業所内での報連相、虐待リスクの察知等）に加え、課題解決策を検討する一定のスキル・知識（保育や教育に関する知識、アセスメントスキル、コンサルテーションスキル）が必要という意見があった。また、課題解決においては、短時間で状況を読み解き、こどもだけでなく施設職員やクラス全体を含む環境を再設計する力が必要という意見もあった。
- ・ 各事業所では、人材の育成に向けて、経験豊富な訪問支援員の同行訪問における OJT や法人内の研修、担当外の個別支援計画の会議への参加などの他、保育所等訪問支援における支援を 4 つの型に類型化して人材育成に取り組む工夫や、保育所等訪問支援事業所連絡協議会が開催する研修に参加する工夫が見られた。

④ 保育所等訪問支援における効果

- ・ 訪問支援によって得られた変化（複数選択式、上位 3 位）として、「支援対象児童の保護者の安心につながった（84.6%）」、「支援対象児童に変化が見られた（心身状態の安定を除く）（例：参加できる活動が増えた、他の児童と一緒に活動できるようになった等）（74.9%）」、「訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等）（72.0%）」があった。また、「支援対象以外の児童に変化が見られた（例：支援対象の児童への理解が深まった、一緒に過ごす場面が増えた等）」は 35.7%であった。
- ・ 自由記述では、家族や施設の安心感につながった、児童・家族と施設が信頼関係を構築できた等の意見があった。また、施設職員の児童に対する理解度や対応力の向上や気持ちの変化も確認できた。支援対象児童については、本人ができることが増える、集団活動に参加する等の変化が確認できた。支援対象児童に限らず、集団全体が安定したり指示が通りやすくなったりという効果も見られた。

図表 7-6 支援によって得られた変化（自由記載）【一部抜粋】

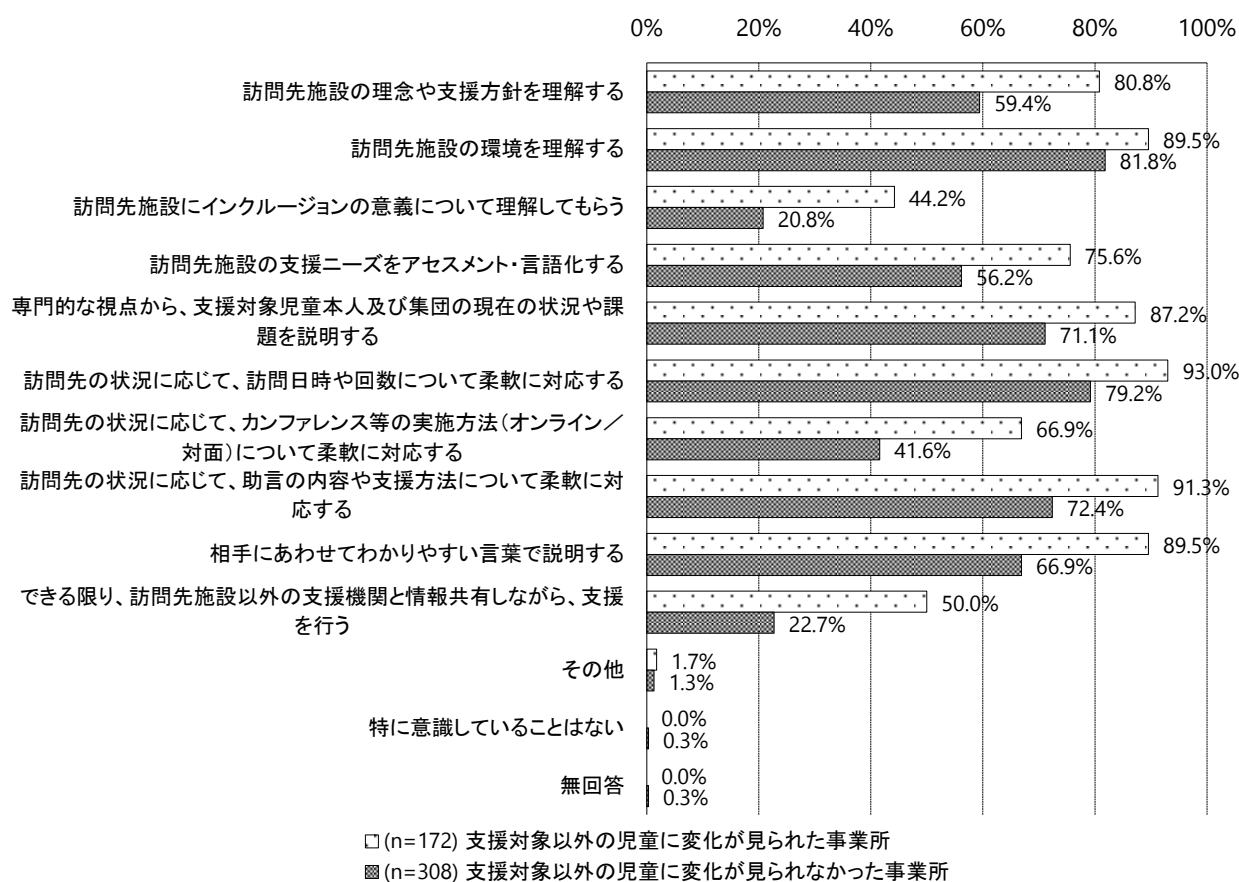
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ これまでの対応が「これで良かったんだ」と安心できることで、訪問先職員と支援対象児童の信頼関係に変化がみられる・ 訪問先の職員の方の支援力が上がっていくこと。訪問支援員からのアドバイスを受けて、支援を実施することで自信につながり、対象児以外の支援が必要なこどもに応用して支援していることもある・ 職員の支援対象児童に対するまなざしや関わる際の言葉がけの工夫などが見られ前向きになった・ 今まで参加できなかった保育園の行事にも参加できるようになった・ お友達と上手に遊べた経験から、他児からの関わりを受け入れられる場面が増えた。生活動作の向上と、相手の気持ちを伝える支援を行い、気持ちのコントロールに繋がってきている・ 支援対象児に分かりやすく視覚支援をしたことで、クラス全体への指示が分かりやすくなった・ 学童保育クラブへの訪問にて、対象児童に対して助言した内容を実践した中で、他の児童の行動面に変化が見られ、集団全体が安定して過ごすことができるようになった |
|--|

- ・ 新たに導入した支援で対象児に変化がみられると、訪問先職員の対象児や障がいに対する理解が広がる

(注1) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

- ・ なお、支援対象児童以外の児童にも変化が見られた事業所では、インクルージョンの意義について理解を得ることや、訪問先施設の理念・環境への理解やカンファレンスによる情報共有が充実していた。集団への支援を行う際には、障害の有無を問わずともに生活する意義を施設側に理解してもらい、施設との密な連携のもとで、施設の理念に沿った支援を行うことが重要と示唆された。

図表 7-7 訪問先施設への対応において工夫していること（複数選択、支援によって得られた変化において「支援対象以外の児童の変化」の有無別）



(4) 施設等へのアウトリーチ支援の実施における課題

① アウトリーチ支援における課題

- ・ 自治体、事業所のいずれも、訪問支援を行える人材の確保・養成に関する課題が出された。また、事業所では、保育所等訪問支援制度への訪問先施設の理解不足、訪問時の調整や支援の難しさも挙げられた。
- ・ 特に、規模が小さい自治体の課題として、専門職確保の難しさや支援対象児の少なさから、単独での体制構築が困難であるとの意見があった。こうした地域では、自治体が連携して専門職を共有するなど、地域の実情に応じた代替的アプローチの必要性が示唆された。

- 自治体における施設等へのアウトリーチ支援に関する課題：
「施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職の不足（59.6%）」、「施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職のスキル向上（23.0%）」、「特に課題はない（19.8%）」が多かった。規模が大きい自治体ほど課題意識が強い傾向があり、指定都市・中核市・特別区では、「施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職の不足」が63.0%、「施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職のスキル向上」が47.8%であった。
- 児童発達支援センター・中核機能強化事業所における施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題：
「訪問支援を行える人材の確保・養成が難しい（55.5%）」、「限られた時間・回数の中で助言を行うことが難しい（38.3%）」、「訪問する時間の確保が難しい（37.9%）」が多かった。
- 保育所等訪問支援事業所における保育所等訪問支援を行う上での課題：
「訪問先施設の保育所等訪問支援制度への理解が不足している（58.3%）」、「訪問先施設の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない（46.9%）」、「訪問支援員のマンパワーが不足（40.0%）」、「訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足（35.7%）」が多かった。
- ・ ヒアリング調査では、育成目的で複数名訪問をする際に加算が算定できないことを課題としている意見や、人材育成においてノウハウを共有したり、実践を通じて学ぶ場が必要という意見が出された。また、児童発達支援センターに学齢期以降の支援ノウハウが蓄積されていない点を課題としている自治体、事業所があった。
- ・ インクルージョンの観点では、施設の認識が現在の課題解決を目的とした個別支援のニーズに留まり、集団の中での学び合いやともに育つといった視点に至っていないとの指摘があった。また、自治体からは、保育所等訪問支援ではクラス作りや保育全体に関する助言までは行いにくく、クラス全体を後方支援できる制度の必要性について言及があった。他方で、（自治体事業による）集団を対象とした支援を受けた施設からは、こどもの状態を理解することで保育の具体的なイメージが持て、環境設定の工夫が実践に活かしているとの意見があり、集団全体が安定して過ごすことができるようになったという変化も確認された。

② 国、都道府県、市町村に求める支援

（国に求める支援）

- ・ 国に求める支援として、自治体からは、さらなる財政支援や事業運用の柔軟化、人材育成に向けた研修等の実施、訪問先施設に対する周知・啓発等の意見があった。小規模自治体においては、地域資源が少ないことを背景に、人材確保の支援や広域での事業実施等が期待されていた。ヒアリング調査では、利用ニーズが高まった場合の自治体の予算確保が課題として挙げられた。
- ・ 事業所からは、学校への訪問の難しさがあることから、教育現場への保育所等訪問支援の周知・啓発、教育と福祉の連携推進に係る意見が多く見られた。また、訪問支援に対応できる専門的な人材の確保・養成に向けた支援、報酬の見直し（保育所等訪問支援の単価・加算の見直し、中核機能強化加算を取得する要件の緩和等）も期待されていた。

（都道府県・市町村に求める支援）

- ・ 都道府県に求める支援として、市町村からは、専門職を共有・派遣できる広域的な支援体制の構築や、児童発達支援センターの機能発揮に向けた支援が挙げられた。また、国と同様に、財政支援、人材育成に向けた支援、関係機関に向けた周知・啓発の意見も見られた。
- ・ 事業所から自治体（都道府県、市町村）に対しては、保育所等訪問支援について、教育現場等への周知・啓

発、事業所向けの研修や事業所連絡会の開催、支援実施に向けた調整や自治体単位での手順書や支援方針の提示等が期待されていた。なお、児童発達支援センター・機能強化事業所からは、自治体が地域全体、こども施策全体での支援方針を検討することが必要との指摘があった。

- ・ ヒアリング調査では、保育所等訪問支援の単価引き上げと質の向上を図る必要性や、保育所等訪問支援に特化した体系的な研修ニーズが示された。また、保育所等訪問支援の利点が分からないという保育所等があるため、訪問先施設への好事例の周知も期待されていた。また、自治体の担当者や専門職が同行する巡回支援の必要性と、同行を通じた実態把握から自治体全体の支援方針を検討する必要性にも言及があった。

2. 今後に向けて

本事業では、地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブといった施設等へのアウトリーチ支援に焦点をあて、保育所等訪問支援やアウトリーチを行う類似の制度（地域障害児支援体制強化事業等の予算事業、中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算の配置職員による支援等）における実施状況を調査した。本節では、調査を通して見てきた施設等へのアウトリーチ支援に関する課題や今後に向けて必要な取組等を整理する。

① アウトリーチ支援の在り方（こどもの集団としての取組）や制度の見直し

- ・ 地域のインクルージョン推進に向けて、従来は、予算事業の枠組みの中で行われてきたアウトリーチ支援であったが、平成 24 年には、保育所等へ訪問し、障害のあるこどもの集団生活への適応のために専門的支援等を行う「保育所等訪問支援」の創設により、個別給付の枠組みにおいても、アウトリーチ支援の提供が可能となった。現在では、保育所等訪問支援、中核機能強化に基づくアウトリーチ支援、地域障害児支援体制強化事業、自治体独自のアウトリーチ事業など、多様な制度・事業が整備されてきたところである。
- ・ インクルージョンの推進に向けては、障害の有無にかかわらず、全てのこどもがともに育つことができる環境づくりを進めていくことが重要である。委員会の中では、アウトリーチ支援が個別的な支援に偏ることにより、インクルージョンと逆行する可能性について懸念が示された。その上で、アウトリーチ支援については、特定のこどもを集団に適応させることを主眼に置くのではなく、こどものウェルビーイングを中心において、こどもが安心感をもちながら、保育所や学校等で過ごす時間を豊かにしていくことが重要とされた。また、支援者が訪問先となる保育所や学校等と共通理解を図りながら、障害や発達に特性のあるこどもも含めた集団の中で、保育士や教員が本来届けたい保育や教育を届けるための支援へ転換していく必要性も指摘されたところである。実際、ヒアリング調査では、集団単位での環境調整等、集団への働きかけを通じて、障害の有無に関わらず全てのこどもがともに学び、ともに育つ環境づくりを推進している事例が確認されている。
- ・ また、インクルージョンの推進に向けては、多層的な支援体制を構築していくことの重要性についても指摘がなされた。集団生活を基盤とし、クラス単位や施設全体のこどもの集団としての在り方や環境調整、合理的配慮の具体化、職員間の支援方針の共通化など、障害の有無を問わずすべてのこどもが学び、参加しやすい場を形成する集団づくりへのアプローチを基本とすることが重要である。そのうえで、こどもの状態（発達要求やニーズ）に応じて小集団や個別の保育・教育・支援を柔軟に組み合わせることが、一人ひとりのニーズに応えることにつながっていく。また、個別的な支援が必要なこどもには、さらに個々の特性等に応じた支援を積み重ねるような、多層的な支援体制を構築していくことも必要であろう。
- ・ このように、今後のアウトリーチ支援の在り方として、個別的な取組ばかりではなく、人間関係を豊かにする集団的な取組を通じて、こども同士の関係性の中で、障害のあるこどもへの理解を育むことが、地域におけるインクルージョンの土壌づくりにつながると期待される。
- ・ 一方、委員会では、現在のアウトリーチ支援の事業等は目的や対象が重複していることや、複雑で活用しにくい状況などから、現場目線で考えたときには、事業の使い分けが難しいとの指摘もあった。さらに、個別給付による保育所等訪問支援は、現場の実践においては、集団へのアプローチも含め、幅広い支援提供がなされている実態もあるが、制度上はこどもへの個別的・専門的支援を主な目的としていることを踏まえると、今後目指すべき方向性も踏まえ、その在り方についても見直しが必要ではないかという指摘もなされた。
- ・ このような方向性も踏まえながら、インクルージョンの推進を基盤としたアウトリーチ支援として、今後、事業の集約や

明確化等を進めながら、こどもや訪問先の状況等に応じて、現場目線で使いやすい制度に見直していくことが期待される。

② 地域の状況に応じた障害児支援体制整備の推進

- ・ 現在、国においては、4つの中核機能を踏まえ、児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備を進めているところであり、地域のインクルージョン推進における中核機能の一つの方策として、アウトリーチ支援への期待は大きい。
- ・ 本調査では、市町村における障害児支援の体制整備は、検討中または未検討が約 7 割、体制構築中が約 1 割であり、体制が構築できている割合は 15.3%にとどまった。また、施設等へのアウトリーチ支援についても、該当する予算事業や自治体職員による支援がない割合が約 6 割であり、多くの市町村が体制整備の途上にあるといえる。一方、インクルージョンの推進に向けた体制整備については、体制整備が進んでいない＝インクルージョンが進んでいないとは限らない。特に、町や村などの小規模自治体においては、地域資源等が限られる中、保育所等の一般施策の中で既に対応がされていることもある。そのため、インクルージョンの推進に向けては、体制整備の有無のみならず、実際にインクルージョンが実現しているか否かという視点も重要である。
- ・ また、小規模自治体では、財政的な制約や地域資源の乏しさから、単独でのアウトリーチ支援の体制構築が難しく、財政的な支援や専門職の広域での共有・派遣への要望が示された。こうした自治体の中には、国の目指す方向性について理解をしているものの、どのように体制構築等を進めていくべきなのか悩み、対応が滞っている自治体も多くあると推測される。
- ・ また、本調査では、市町村が保育所等訪問支援と各事業を組み合わせながら、アウトリーチ支援を実施（例えば、施設・集団への支援、気になる段階や支給決定前での支援、乳幼児健診からの継続支援、就学時の移行支援、多様な専門職による支援など）し、こどもと施設の困りごとに寄り添い、伴走する事例が確認された。
- ・ 市町村は、こども、保護者、施設のニーズや保育所等訪問支援の実施状況や課題等を把握するとともに、地域の実情も踏まえながら、前述の多層的な支援体制の構築も意識し、地域に必要なアウトリーチ支援事業の組み合わせ等を検討し、支援体制を構築していくことが求められる。
- ・ その際には、例えば、地域障害児支援体制強化事業等の事業を活用し、保育所や学校等に対して、集団的なアプローチを進めることにより、インクルージョンが推進されるための環境づくりや働きかけをしつつ、こどもの状態等に応じて個別的な支援が必要な場合には、保育所等訪問支援を通して、こどもを軸に保育所や学校等が障害のあるこどもへの理解を深め、過ごしやすい環境づくりを行うなど、事業と保育所等訪問支援の双方を活用することにより、集団的アプローチから個別的な支援まで、多層的な支援体制の構築につながることが期待される。また、個別給付の性質上、保育所等訪問支援については気づきの段階など、支給決定に至らない段階の支援には馴染まないため、この段階の支援には、事業や中核機能強化職員の活用により、丁寧にフォローしていくことが考えられる。なお、中核機能強化職員は、地域を支えるための重要なアウトリーチ機能になり得るものであることから、自治体と事業所が緊密に連携を図りながら、具体的な取組等について、自治体と事業所の間で共通理解を図るとともに、地域全体で共有できていることが望ましい。
- ・ また、本調査の結果では、地域障害児支援体制強化事業における実施内容として、巡回支援専門員整備（83.4%）が多くの割合を占めていた一方、児童発達支援センター等の質の向上と人材養成（35.0%）、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（30.1%）、地域のインクルージョンの

推進（33.1%）、ハイリスクな子どもと家族のサポート（35.0%）、地域の事業所等への研修の実施（34.4%）などが、一定程度の自治体で実施されている状況が確認できた。これらの取組は、施設支援や個別的な支援にとどまらず、地域で切れ目のない支援体制を構築することや、地域全体のインクルージョン推進に向けた理解、支援の質の底上げなどにつながるものが期待されるものである。地域障害児支援体制強化事業におけるこれらの取組も組み合わせることにより、地域における多層的な支援体制を補完し、下支えするものになることが期待される。

- ・ さらに、体制整備の検討にあたっては、障害児支援の所管のみでの検討にとどまらず、市町村内の保健・教育・福祉・子育て部局で横断的に検討し、機能させることも重要である。各部局において実施されているアウトリーチ支援に類似する取組等を活用することや、アウトリーチ支援を進める際の共通理解の形成等も求められる。
- ・ 市町村が主体的に体制整備を進めていく上では、都道府県や国がサポートすることも重要である。特に、小規模自治体など、体制整備の進め方に悩んでいる自治体にとっては、他の自治体の取組事例等が有効な情報となり得ることから、都道府県においては管内の市町村の状況、国においては全国的な状況等を把握しながら、各市町村の体制整備の状況や取組事例の周知・共有、ネットワークの構築を進めていくことが期待される。

③ 中核機能強化職員の更なる活用

- ・ 令和6年4月より施行された改正児童福祉法によって、児童発達支援センターの機能強化が進められているところであるが、これを推進するため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、「中核機能強化加算」、「中核機能強化事業所加算」が創設されたところである。当該加算においては、「中核機能強化職員」を配置することとなっており、本調査においても、中核機能強化職員の取組状況について実態把握を行った。
- ・ 本調査では、中核機能強化職員によるアウトリーチ支援の事例として、単発での訪問により、環境調整等の助言を行い行動改善の方向性を示した事例、クラス全体の環境要因を分析・助言することで集団の落ち着きや職員間の支援方針の共有につながった事例などが確認された。保育所等訪問支援とは異なり、支給決定をせずに支援に入れること、また、事業のように目的や役割に縛りがいないため、スピード感のある柔軟かつ幅広い対応が可能であることを利点として活用されている取組が多くみられた。一方、中核機能強化職員の取組状況は、事業所によっても大きく異なり、内部業務にとどまり地域への支援に十分に活用されていない事業所もあると推察された。
- ・ 改正児童福祉法や当該加算の趣旨を踏まえると、中核機能強化職員には、地域支援において専門性を発揮することが期待される。そのためには、本調査の事例集でも、取組事例を取り上げているところだが、中核機能強化職員の利点を生かしつつ、国において、引き続き中核機能強化職員の活用事例等について周知・共有を行っていくことが必要であろう。
- ・ また、中核機能の質の向上を図るにあたっては、まず市町村において、自治体と中核機能を担う事業所等が連携を図ることが重要である。その上で、都道府県が主体的に管内市町村のネットワーク形成を支援するなどし、市町村間での情報共有や、体制整備に関する取組を進めていくことが求められる。こうした取組を通じて、中核機能強化職員に求められる役割についても、地域の実情やニーズを踏まえた形で整理・共有され、結果として、その役割や機能が着実に発展していくことが期待される。
- ・ また、調査結果から、「必要職種の確保が難しい」（53.4%）、「障害児支援経験5年以上の専門人材を複数確保することが難しい」（25.9%）といった、加算要件で求められている支援体制の確保が難しいという課題も明らかとなった。機能強化を進めていく上では、経験豊かな専門人材や、多職種連携によるチームアプローチが可

能な支援体制であることは重要である一方、人材確保が喫緊の課題である中、専門人材の配置のみで機能強化を進めることが難しい状況もある。中核機能を強化していく上で必要な支援体制についても、実態を踏まえながら、引き続き検討・見直していくことも必要である。

④ 訪問支援を担う人材の育成

- ・ アウトリーチ支援については、令和6年度に保育所等訪問支援ガイドラインが策定されたものの、具体的な支援の内容等については、各事業の目的等を踏まえながら、多様な支援提供がなされている実態が把握された。一方、ヒアリング調査等を通じて見えてきたのは、訪問側が提供したい支援を一方的に提供するのではなく、こどもの生活の場となる保育所や学校の大切にしている理念や保育・教育等を尊重し、共通理解を図りながら支援提供を行っているという共通点である。これらは、アウトリーチ支援における基本姿勢と言えるものとも考えられる。
- ・ 本調査では、アウトリーチ支援を行う職員が、これらの基本姿勢をもちながら、訪問先施設や他の支援機関から情報を収集し、訪問先となる施設の理念や文化、職員の状況に配慮しつつ、実現可能な提案を丁寧に繰り返している実態が確認できた。こうした支援の結果、こどもや家族、施設の安心感が醸成されるとともに、職員の支援力の向上、保育所や学校等でこどもが過ごす時間が豊かになることや、集団全体が安定し、本来届けたい保育や教育の提供が可能となるなど、肯定的な変化が確認されている。
- ・ 一方で、訪問先施設の場において、短時間でこどもの状態や環境等を把握し、適切な解決策を提案する等の支援を実現していくためには、一定の専門性や経験が必要であり、その養成には時間と労力を要する。現に、本調査においても、児童発達支援センター・中核機能強化事業所の半数超、保育所等訪問支援事業所の約4割が、訪問支援員の確保や養成を課題としている。
- ・ 本調査では、法人や事業所単位での取組として、保育所等訪問支援における支援を4つの型に類型化し段階的かつ計画的に人材育成を進める事業所や、研修とOJTを組み合わせた人材育成体系を確立している事業所などが確認された。また、地域単位での取組としては、ヒアリング調査において、他の法人・事業所の職員と集まり、相互に地域の状況や支援方法を共有する機会が有効との意見があった。そのため、地域の研修会や事業所協議会等を通じた実践知の共有や、他制度に関する理解の深化を図ることが期待される。
- ・ また、本調査では、保育所等訪問支援等の訪問支援の専門性を習得することに特化した体系的な研修のニーズも明らかとなった。現在、国においては、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築が進められている。特に地域のコアとなる人材を養成することを目指している「障害児支援コア人材研修」では、スーパーバイズ・コンサルテーションについて学ぶことも想定されている。演習の機会等を通じて、それぞれの地域の課題や実践事例等を共有するなど、各地域で専門性を共有・蓄積するような取組が進むことにより、当該研修が訪問支援を担う人材の育成に寄与することも期待される。

⑤ 教育と福祉の連携の推進

- ・ 本調査でも、教育と福祉の連携が課題として挙げられ、多くの事業所が教育と福祉の連携を推進するため、行政による介入を強く要望していた。国レベルでは、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省が連携し、自治体や教育委員会に対して通知を発出するなど連携推進を図っているが、現場では依然として連携のハードルが存在すると考えられる。
- ・ こどもの生活の連続性を踏まえると、障害児通所支援事業所と学校の連携は重要である。制度や役割が異なる

中において、有機的な連携を図っていくためには相互理解が不可欠であり、行政や自立支援協議会等にはその橋渡し役が期待されている。本調査においては、教育と福祉の合同研修会の開催や、教育委員会から学校への保育所等訪問支援の周知などが具体的な要望として挙げられた。市町村調査では、庁内の保育担当課と教育委員会の情報共有や、自立支援協議会における教育・福祉連携の推進事例が確認されたところであり、教育分野（学校・教育委員会）と福祉分野（障害児通所支援等）の役割を踏まえながら、こどもの生活の連続性を踏まえ、双方が補完し合う連携体制を整えることが重要である。

- ・ また、現場レベルでは、教育分野において実施されている巡回支援と、保育所等訪問支援とのすみわけに混乱が生じている事例も見受けられた。このため、自治体においては、福祉部局と教育部局が双方のアウトリーチ支援制度を共有し、どのような制度利用が最適かを検討した上で、現場を支援することが必要であろう。

⑥ アウトリーチ支援を支える自治体との連携

- ・ アウトリーチ支援の実施には訪問先施設の理解が不可欠であるが、保育所等訪問支援事業所の約半数は、訪問先施設の制度に対する理解不足と支援受け入れへの抵抗感を課題としている。保育所等訪問支援は、保育・教育の現場がこどもの状態を理解する一助となり、より良い保育・教育の提供やクラス運営に貢献できるものであるが、制度や支援内容への理解不足が利用の障壁となっていると考えられる。
- ・ この課題解決には、インクルージョンやアウトリーチ支援の制度・支援内容に関する周知・啓発と、利用後にその効果を実感できる支援の質の向上を両立させる必要がある。この実現には、事業所単位での努力の継続を前提としたうえで、自治体による働きかけも重要である。
- ・ 本調査で得られた知見を踏まえると、自治体に求められる周知・啓発の取組として、校長会や園長会等でのインクルージョン推進の意義や訪問支援の役割の説明、事業所と施設等の意見交換会の開催、訪問支援における好事例の周知、訪問先施設への事前説明や訪問調整、などが考えられた。
- ・ 支援の質の向上の取組としては、前述の人材育成の取組のほか、事業所からは自治体単位での手順書や支援方針の提示について要望があった。地域における訪問支援のルール設定により、支援を標準化しつつ、施設側がどの事業所からも一貫した支援を受けやすくなることが期待できる。
- ・ さらに、自治体職員による訪問支援への同行は有効な後方支援の一つである。ヒアリング調査では、保健師や教育委員会の職員が自治体から委託を受けた事業所に同行し、乳幼児健診や成育歴を踏まえた支援、就学時の移行支援等を実施している事例が見られた。自治体職員の同行により、複数の視点でアウトリーチ支援を行えるだけでなく、施設側の利用に対する抵抗感の軽減や、制度を横断した支援による質の向上、事業所の他分野への理解促進にもつながると考えられる。
- ・ なお、次期障害児福祉計画においては、国の基本指針に基づき、自治体においてインクルージョン推進に向けた協議の場の設置等の取組が求められるところである。自治体は、中核機能を担う児童発達支援センターや事業所、保育、教育、放課後児童対策等の関係者との日常的な情報共有や連携を基盤としつつ、インクルージョン推進に向けた協議の場等を活用しながら、地域におけるインクルージョンやアウトリーチ支援の課題等の把握に努めるとともに、継続的かつ計画的に整理・総括を行い、課題や方向性について丁寧に議論することも重要と考えられる。その上で、地域の実情に応じた創意工夫を図りながら、自治体が主体的に、地域におけるインクルージョンの機運醸成や支援の質の向上に努めていくことが期待される。

参考資料

インクルージョン推進に向けた体制整備や支援に関するアンケート調査 市区町村向け 調査票サンプル

【回答にあたって】

- **本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答**ください。

【回答用 URL】

- 本調査の対象は、**貴自治体の障害児支援の所管課**を想定しています。
- 調査の入力画面では、回答の一時保存ができません。本調査票サンプルをご確認の上、ご回答いただくことを推奨しております。

<入力制限等について>

- **SA は単数回答（１つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるものを全てを選択）、FA は自由回答、NA は数値入力**のことです。
- 「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。
- 数値を入力する際、該当する人等がない場合は「0（ゼロ）」をご回答ください。わからない場合や把握していない場合は空欄にしてください。
- 「**【同時選択不可】**」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選びいただくことができない選択肢に記載しています。
- 「**【問●で○を選択した場合】**」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

１．基本情報

設問	形式	選択肢
問1. 自治体の種類【必須回答】	SA	1. 指定都市（政令指定都市・政令市） 2. 中核市 3. 1.2.以外の市 4. 特別区（23区） 5. 町 6. 村

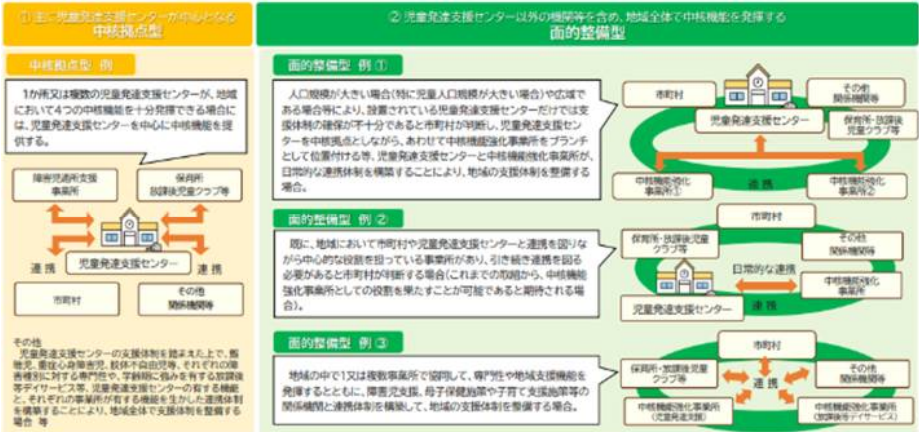
設問	形式	選択肢	
問2. -問3. 人口規模（令和7年9月末時点）	SA	総人口	1. 1万人未満 2. 1万人～5万人未満 3. 5万人～20万人未満 4. 20万人～50万人未満 5. 50万人～
		18歳未満人口	1. 1,000人未満 2. 1,000人～3,000人未満 3. 3,000人～1万人未満 4. 1万人～5万人未満 5. 5万人～
問4. 障害児支援の事業所数（令和7年9月末時点） 令和7年9月末時点の集計が難しい場合は、直近の数字をご回答ください	NA	児童発達支援	か所
		放課後等デイサービス	か所
		保育所等訪問支援	か所
問5. 障害児支援の支給決定人数（令和7年9月末時点） 令和7年9月末時点の集計が難しい場合は、直近の数字をご回答ください	NA	児童発達支援	人
		放課後等デイサービス	人
		保育所等訪問支援	人
問6. ニーズに対して、障害児支援のサービスは充足していると思うか	SA	児童発達支援	1. 充足している 2. ある程度充足している 3. どちらともいえない 4. やや不足している 5. 不足している 6. わからない
		放課後等デイサービス	1. 充足している 2. ある程度充足している 3. どちらともいえない 4. やや不足している 5. 不足している 6. わからない
		保育所等訪問支援	1. 充足している

設問	形式	選択肢
		2. ある程度充足している 3. どちらともいえない 4. やや不足している 5. 不足している 6. わからない

2. 児童発達支援センター等の設置状況（令和7年9月時点）

（参考）児童発達支援センター等を中核とした体制整備について

改正児童福祉法において、地域における障害児支援の中核としての役割を求められることとなった児童発達支援センター等を中心に、支援を要することも・家族を地域全体で支え、地域でこどもを育てるための中核機能の体制整備が求められています。体制整備の手引きでは、以下の通り、児童発達支援センター等を中核とした体制整備について、「中核拠点型」または「面的整備型」の2つが例示されています。



（出所）「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」概要（こども家庭庁）https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729_5944_45ee_bbd8_f0283126b7db/d3e1aeba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_guideline_tebiki_20.pdf

設問	形式	選択肢
問7. 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備を目指す形態 上図をご参照の上、ご回答ください	SA	1. 中核拠点型（1か所又は複数の児童発達支援センターが中核機能を果たす） 2. 面的整備型（児童発達支援センターや、それ以外の中核機能強化事業所、機関等を含め、地域全体で中核機能を果たす） 3. その他（ ）

設問	形式	選択肢
問8. 児童発達支援センターの設置状況	SA	4. 方針を検討中 1. 貴自治体の管内に設置している 2. 貴自治体の管内に設置はないが、圏域で設置している 3. 貴自治体の管内に設置はなく、圏域でも設置していない
【問8で3.を選択した場合】 問9. 児童発達支援センターが未設置の理由	MA	1. 利用対象者が少ないため 2. 財源の確保が難しいため 3. 人員の確保が難しいため 4. 設備の確保が難しいため 5. 他の機関によって中核機能を提供するため 6. その他（ ）
問10. 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の状況	SA	1. 体制の在り方を検討中 2. 体制構築中 3. 体制を構築済み 4. 何も検討していない
【問10で1.～3.を選択した場合】 問11. 体制整備の考え方	SA	1. 貴自治体単独での体制整備 2. 圏域又は広域連携による体制整備 3. 上記の1.か2.かを検討中 4. その他（ ）
【問11で2.を選択した場合】 問12. 都道府県との相談・連携の状況	SA	1. 相談・連携をしている 2. 相談・連携をしていない 3. 調整中
【問12で1.または2.を選択した場合（貴自治体内または圏域で児童発達支援センターがある場合）】 問13. 貴自治体の管内又は圏域で設置している児童発達支援センターにおいて、算定している中核機能強化加算とその数	MA	1. 中核機能強化加算（ ）→（ ）か所 2. 中核機能強化加算（ ）→（ ）か所 3. 中核機能強化加算（ ）→（ ）か所 4. 位置付けていない→（ ）か所
問14. 貴自治体の管内又は圏域で設置している、中核機能強化事業所加算を算定している事業所とその数	MA	1. 児童発達支援事業所 →（ ）か所 2. 放課後等デイサービス事業所 →（ ）か所 3. 中核機能強化事業所は位置付けていない【同時選択不可】
【問13で1.～3.または問14で1.～2.を選択した場合（中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・	SA	1. 把握している 2. 把握していない

設問	形式	選択肢
事業所がある場合) 1 問15. 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所での具体的な取組を把握しているか		
【問 15 で 1.を選択した場合】 問16. 具体的な取組の把握方法	MA	1. 日頃から連携している 2. 定期的な会議、協議の場を設けている 3. 加算の算定時に取組内容を確認した 4. その他 ()
【問 15 で 2.を選択した場合】 問17. 具体的な取組を把握していない理由	MA	1. おおよその事業内容が分かれば支障はないため 2. センター・事業所から報告がないため 3. その他 ()
【問 13 で 1.～3.または問 14 で 1.～2.を選択した場合 (中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所がある場合) 1 問18. 当該センター・事業所を中核的な機関として位置付けた理由	MA	1. 地域の体制整備や課題等の検討にあたり以前から連携していた 2. 地域の障害児支援で中核的な役割を担っていた 3. (自立支援) 協議会等へ参画していた 4. 保育所等訪問支援を積極的に行っていた 5. 自治体の事業等を委託していた 6. 多様な専門職が所属していた 7. 要件に合致すると事業者側から事前相談があった 8. その他 ()
【問 8 で 3.または問 13 で 4.のみ選択、かつ、問 14 で 3.を選択した場合 (中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所が 1 つもない場合) 1 問19. 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算を算定するセンター・事業所を位置付けていない理由	MA	1. 中核機能としての取組を依頼可能なセンター・事業所がない又は把握していないため 2. 打診したセンター・事業所において、要件に見合う体制整備が難しかったため 3. 打診したセンター・事業所が加算算定に否定的であったため 4. 本加算の必要性が感じられないため 5. 本加算ではなく、他の事業 (自治体独自の取組も含む) を活用した中核機能の体制整備を準備・検討中のため 6. その他 () 7. 現在、算定の準備・検討中【同時選択不可】
問20. 障害児支援体制整備の状況について、障害児支援事業所への情報提供の状況	MA	1. 自治体のホームページで紹介 2. 障害児支援事業所等を対象にした研修等で紹介 3. (自立支援) 協議会等で紹介 4. 事業所にメールやチラシ等で紹介

設問	形式	選択肢
		5. その他 () 6. 特に情報提供はしていない【同時選択不可】

3 . 地域障害児支援体制強化事業の活用状況 (令和 7 年 9 月時点)

設問	形式	選択肢
問21. 地域障害児支援体制強化事業の貴自治体での実施状況	SA	1. 実施あり 2. 実施なし 問 31 へ
【問 21 で 1.を選択した場合】 問22. 地域障害児支援体制強化事業のうち、貴自治体で実施している事業 選択肢の内容は、「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の「3 事業内容」です。実施要綱を参照の上、ご回答ください。	MA	【児童発達支援センター等の機能強化等】 1. [(ア) a] 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成 2. [(ア) b (a)] 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施 3. [(ア) b (b)] 地域のインクルージョンの推進 4. [(ア) b (c)] 障害が疑われることも等、ハイリスクなこともと家族のサポート 5. [(ア) b (d)] 地域の事業所等への研修の実施 6. [(ア) c] 選択事業 (具体的な事業内容 :) 7. [(イ) a] 地域の習い事等の事業者に対する後方支援 8. [(イ) b] 地域住民等に対する啓発、相談等 9. [(ウ) a] 乳幼児健診等における発達相談・発達支援の推進 10. [(ウ) b] 自治体の相談窓口における発達相談・発達支援の推進 11. [(ウ) c] メールや SNS 等を活用した発達相談・発達支援の推進 12. [(ウ) d] 関係機関との連携 【巡回支援専門員整備】 13. 巡回支援専門員整備
【問 21 で 1.を選択した場合】 問23. 実施事業の委託先	MA	1. 児童発達支援センター 2. 中核機能強化事業所 3. その他児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所 (1.2.を除く) 4. その他 ()
【問 23 で 3.を選択した場合】	MA	1. 地域の体制整備や課題等の検討にあたり以前から

設問	形式	選択肢
問24. 問 23 で選択した委託先の選定理由		連携していた 2. 地域の障害児支援で中核的な役割を担っていた 3. （自立支援）協議会等へ参画していた 4. 保育所等訪問支援を積極的に行っていた 5. 該当事業と同様の支援を以前から行っていた 6. 事業者側から事前相談があった 7. その他（ ）
【問 21 で 1.を選択した場合】 問25. 地域障害児支援体制強化事業を、障害児が所属する施設（保育所、学校、放課後児童クラブ、障害児支援事業所等）へのアウトリーチ支援で活用しているか	SA	1. 施設等へのアウトリーチ支援で利用している 2. 施設等へのアウトリーチ支援では利用していない 3. わからない
【問 25 で 1.を選択した場合】 問26. 地域障害児支援体制強化事業を活用した、施設へのアウトリーチ支援の支援対象	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園 4. 放課後児童クラブ 5. 児童館 6. 小学校 7. 中学校 8. 高等学校 9. 特別支援学校 10. 乳児院 11. 児童養護施設 12. 地域の習い事等の事業者 13. 障害児通所支援事業所 14. その他（ ） 15. 特に定めはない【同時選択不可】
【問 25 で 1.を選択した場合】 問27. 1 施設あたりの訪問回数を規定しているか	SA	1. 規定している 2. 規定していない
【問 27 で 1.を選択した場合】 問28. 規定している 1 施設あたりの訪問回数	SA	1. 1 回 2. 2 ～ 3 回 3. 4 回以上
【問 25 で 1.を選択した場合】 問29. 訪問する職種	MA	1. 児童指導員 2. 保育士 3. 理学療法士

設問	形式	選択肢
		4. 作業療法士 5. 言語聴覚士 6. 心理職 7. 看護職員 8. その他（ ） 9. 特に職種の指定はない【同時選択不可】
【問 25 で 1.を選択した場合】 問30. 訪問先で実施する支援内容	MA	1. 障害のある児童のアセスメント 2. 障害のある児童の行動観察 3. 障害のある児童本人への支援 4. 障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援 5. 訪問先職員への支援（児童のかかわり方や環境の設定・整備に関する助言等） 6. カンファレンスの実施 7. 職員への研修等、人材養成支援 8. 地域その他機関との関係構築支援 9. その他（ ）
【問 21 で 2.を選択した場合】 問31. 事業を活用していない理由	MA	1. 体制整備を行っている段階のため 2. 広域設置をしている自治体との調整中のため 3. 委託を予定している事業所との調整中のため 4. 人員不足等で委託先が見つからないため 5. 他の予算事業で体制整備を進めているため 6. その他（ ） 7. わからない・特になし【同時選択不可】

4 . 地域障害児支援体制強化事業以外の事業等を活用した、保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の状況（令和 7 年 9 月時点）

ここでは、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、放課後児童クラブ、児童館、乳児院、児童養護施設等の、児童が集団生活を営む施設を対象にした、アウトリーチ支援（障害児支援の専門機関への支援を除く）についてお尋ねします。

設問	形式	選択肢
問32. 自治体が実施する、障害児通所支援事業所を除く、障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援において、活用している予算事業等（3.でお尋ねした、 <u>地域障害児支援体制強化事業を除く</u> ）	MA	【国の事業】 事業によって、実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、その他市町村等で設定されています。 1. 障害児等療育支援事業 2. 医療的ケア児総合支援事業 3. 発達障害者支援体制整備事業

設問	形式	選択肢
都道府県が実施する事業であって、貴自治体の管内で利用されている場合はご選択ください（例：都道府県が実施する障害児等療育支援事業（国の事業）を、市町村内で活用するように推進している場合は、「1.」を選択） 市区町村独自の事業のうち、貴課以外で実施する予算事業については、分かる範囲でご回答ください。		4. 聴覚障害児支援中核機能強化事業 【市区町村独自の事業】 5. 障害部門の予算事業 6. その他部門の予算事業 【その他】 7. 自治体職員が施設等へのアウトリーチ支援を実施（特別な予算措置はなし） 8. その他の国や都道府県の事業（事業名： ） 9. その他（ ） 10. いずれも活用していない【同時選択不可】
【問 32 で 1.～6.を選択した場合】 問33. 貴自治体からの委託先 問 32 で、都道府県が実施する事業のみを回答した場合は「7.」をご選択ください	MA	1. 児童発達支援センター 2. 中核機能強化事業所 3. その他児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（1.2.を除く） 4. 保育所等訪問支援事業所（1.2.を除く） 5. 療育センター 6. その他（ ） 7. 貴自治体が委託する事業はない【同時選択不可】
【問 33 で 1.～6.を選択した場合】 問34. 問 33 で選択した委託先の選定理由	MA	1. 地域の体制整備や課題等の検討にあたり以前から連携していた 2. 地域の障害児支援で中核的な役割を担っていた 3. （自立支援）協議会等へ参画していた 4. 保育所等訪問支援を積極的に行っていた 5. 該当事業と同様の支援を以前から行っていた 6. 支援を行ってほしい専門職の配置があった 7. 事業者側から相談があった 8. その他（ ）
【問 32 で 1.を選択した場合】 問35. 障害児等療育支援事業における施設等へのアウトリーチ支援の対象施設	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園 4. 放課後児童クラブ 5. 児童館 6. 小学校 7. 中学校 8. 高等学校 9. 特別支援学校

設問	形式	選択肢
		10. 乳児院 11. 児童養護施設 12. 地域の習い事等の事業者 13. その他（ ） 14. 特に定めはない【同時選択不可】 15. わからない【同時選択不可】
【問 32 で 1.を選択した場合】 問36. 障害児等療育支援事業における具体的な実施内容	MA	1. 障害のある児童のアセスメント 2. 障害のある児童の行動観察 3. 障害のある児童本人への支援 4. 障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援 5. 施設職員への支援（児童のかかり方や環境の設定・整備に関する助言等） 6. カンファレンスの実施 7. 施設職員への研修等、人材養成支援 8. 地域の他機関との関係構築支援 9. その他（ ） 10. わからない【同時選択不可】
【問 32 で 5.または 6.を選択した場合】 問37. 市区町村独自の事業として実施している、施設等へのアウトリーチ支援の種類	MA	1. 特定の障害や特性を軸にした事業（例：発達障害のある児童が対象等） 2. 特定の施設類型を軸にした事業（例：保育所・幼稚園・認定こども園が対象等） 3. 特定の障害や特性及び特定の施設類型を軸にした事業（例：医療的ケア児を受け入れる学校が対象等） 4. 障害や施設類型を問わず幅広く利用可能な事業 5. その他（ ）
【問 37 で 1.または 3.を選択した場合】 問38. 事業の対象にしている障害や特性	MA	1. 知的障害 2. 発達障害 3. 肢体不自由 4. 聴覚障害 5. 視覚障害 6. 重症心身障害 7. 医療的ケア 8. その他（ ）
【問 37 で 2.または 3.を選択した場合】 問39. 事業の対象にしている施設類型	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園

設問	形式	選択肢
		4. 放課後児童クラブ 5. 児童館 6. 小学校 7. 中学校 8. 高等学校 9. 特別支援学校 10. 乳児院 11. 児童養護施設 12. 地域の習い事等の事業者 13. その他（ ）
【問 32 で 5.または 6.を選択した場合】 問40. 市区町村独自の事業として実施している、施設等のアウトリーチ支援の具体的な実施内容	MA	1. 障害のある児童のアセスメント 2. 障害のある児童の行動観察 3. 障害のある児童本人への支援 4. 障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援 5. 施設職員への支援（児童のかかわり方や環境の設定・整備に関する助言等） 6. カンファレンスの実施 7. 施設職員への研修等、人材養成支援 8. 地域の他機関との関係構築支援 9. その他（ ）
【問 32 で 6.を選択した場合（市区町村独自の事業のうち、障害部門以外の予算事業がある場合）】 問41. 障害部門以外の予算事業で実施する施設等へのアウトリーチ支援について、事業の担当課から障害児支援の担当課に情報共有や連携はあるか	SA	1. 定期的に情報共有がある 2. 必要に応じて情報共有がある 3. 特に連携していない
【問 32 で 1.～9.を選択した場合（施設等へのアウトリーチ支援がある場合）】 問42. 予算事業等を活用してアウトリーチ支援を実施している理由	MA	1. 地域の体制整備促進のため 2. インクルージョン推進のため 3. 保育所等訪問支援が不足しているため 4. 施設支援の仕組みが必要なため 5. 施設類型に応じた支援が必要なため 6. 障害の内容や特性に応じた支援が必要なため 7. 多様な職種が訪問できるようにするため 8. 多層的な支援体制を構築するため 9. （国や都道府県の予算事業の場合）国や都道府県の補助が得られるため

設問	形式	選択肢
		10. その他（ ）

5．保育所等の障害児が所属する施設等へのアウトリーチ支援の使い分け、工夫等

ここでは、施設等へのアウトリーチ支援（ ）について、保育所等訪問支援や、3．でお尋ねした「地域障害児支援体制強化事業」、4．でお尋ねした「その他の事業等」など、貴自治体で活用しているすべての支援方法を合わせてご回答ください。

保育所・幼稚園・認定こども園、学校、放課後児童クラブ、児童館、乳児院、児童養護施設等の、児童が集団生活を営む施設を対象にした、アウトリーチ支援（障害児支援の専門機関への支援を除く）

設問	形式	選択肢
問43. 施設等へのアウトリーチ支援について、保育所等訪問支援や自治体が行う事業の使い分けの方針 「地域障害児支援体制強化事業」など、事業名を明記の上でどのような使い分けを行っているかを具体的にご記載ください 事業を活用せずに、自治体の専門職がアウトリーチ支援をする場合も含めてご回答ください	FA	
問44. 施設等へのアウトリーチ支援について、自治体や地域で実施している取組内容	MA	【保育所等訪問支援事業所向け】 1. 保育所等訪問支援事業の活用に向けた市町村独自のガイドラインや手引きの整備 2. 保育所等訪問支援の訪問対象施設への情報提供・啓発に資する取組 3. 保育所等訪問支援事業所職員を対象とした研修・勉強会の開催 4. その他、地域の関係者が顔合わせできる機会の提供 5. 保育所等訪問支援に関する地域課題の共有・検討 【その他、施設へのアウトリーチ支援を行う事業所向け】 6. 事業の活用に向けたガイドラインや手引きの整備 7. 訪問対象施設への情報提供・啓発に資する取組 8. 職員を対象とした研修・勉強会の開催 9. その他、地域の関係者が顔合わせできる機会の提供 10. 支援に関する地域課題の共有・検討

設問	形式	選択肢
		【その他】 11. その他（ ） 12. 地域や自治体での取組はない・わからない【同時選択不可】
問45. 施設等へのアウトリーチ支援について、円滑・効果的に進めていくために工夫していること（保育所等訪問支援を含む）	FA	

6．現在の課題等

設問	形式	選択肢
問46. 障害児通所支援事業所を除く、施設等（地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ（学童）等）へのアウトリーチ支援に関する課題	MA	1. 施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職の不足 2. 施設等へのアウトリーチ支援を担う専門職のスキル向上 3. アウトリーチ支援を希望する受入れ先施設が少ない 4. 受入れ先施設のインクルージョンに係る理解が不足 5. 保護者の理解が得られない 6. 施設等へのアウトリーチ支援にかかる庁内の情報連携の不足 7. 国の事業等が活用しづらい 8. その他（ ） 9. 特に課題はない【同時選択不可】
問47. 障害児通所支援事業所を除く、施設等（地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ（学童）等）へのアウトリーチ支援に関して、国や都道府県に求める支援	FA	国に求める支援： 都道府県に求める支援：

7．その他

本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。

ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の＜個人情報の取扱いについて＞にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ご協力が難しい場合は、回答不要です。

＜個人情報の取扱いについて＞

- ・以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- ・お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。

- ・お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 社会政策部
- ・以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
F1. ご担当課名、ご連絡先（メールアドレス、電話番号）	FA	責課名： ご担当者様氏名： ご担当者様氏名（ふりがな）： メールアドレス： 電話番号： 備考欄（ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です）：

都道府県名・市町村名（指定都市の場合は任意の区）を回答後、**回答確認画面**が表示されます。

回答内容を確認後、画面の一番下にある「**送信**」をクリックしてください。

「**送信**」ボタンをクリックするまで回答は保存・送信されません。

設問	形式	選択肢
F2. 都道府県名【必須回答】	SA	Web 上では都道府県名が表示されます
F3. 市区町村名【必須回答】	SA	Web 上では市区町村名が表示されます 指定都市の場合は任意の区を回答してください

以上

インクルージョン推進に向けた体制整備や支援に関するアンケート調査

児童発達支援センター・中核機能強化事業所 向け 調査票サンプル

中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

【回答にあたって】

- 本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

【回答用 URL】

- 本調査の対象は、児童発達支援センターもしくは中核機能強化事業所 です。
「中核機能強化事業所」とは、中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所のことです。
- 調査の入力画面では、回答の一時保存ができません。本調査票サンプルをご確認の上、ご回答いただくことを推奨しております。

< 入力制限等について >

- SA は単数回答（１つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるものを全てを選択）、FA は自由回答、NA は数値入力のことです。
- 「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。
- 数値を入力する際、該当する人等がないない場合は「0（ゼロ）」をご回答ください。わからない場合や把握していない場合は空欄にしてください。
- 「【同時選択不可】」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選びいただくことができない選択肢に記載しています。
- 「【問●で○を選択した場合】」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っています。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

0 . はじめに

貴法人で複数の事業所を運営している場合は、自治体から指定を受けている事業所ごとにご回答ください（1 回答につき 1 か所の事業所についてご回答ください）。

特に断りがない場合、令和 7 年 9 月 30 日時点の状況についてご回答ください。

設問	形式	選択肢
問1. 児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の活動状況 【必須回答】	SA	1. 活動中 2. 休止中 終了 3. 廃止（今年度中に廃止予定を含む） 終了
問2. 事業所の種類 【必須回答】	SA	1. 児童発達支援センター

設問	形式	選択肢
児童発達支援センターは加算の算定状況によらず「1.」を選択 中核機能強化事業所加算の算定対象として位置付けられている場合は「2.」を選択		2. 中核機能強化事業所（1. を除く） 3. いずれでもない 終了（中核機能強化事業所加算を算定していない事業所のうち、保育所等訪問支援を実施している場合は保育所等訪問支援事業所調査、その他の事業所は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所調査を回答してください）

1 . 基本情報

設問	形式	選択肢
問3. 貴センター・事業所がある自治体において、貴センター・事業所以外の児童発達支援センターや中核機能強化事業所の有無 貴センター・事業所がある自治体と周辺自治体が連携して広域で設置しているセンター・中核機能強化事業所がある場合は「2.」又は「4.」を選択	MA	1. 児童発達支援センターがある（貴センター・事業所がある自治体内） 2. 広域設置された児童発達支援センターがある（1. を除く） 3. 中核機能強化事業所がある（貴センター・事業所がある自治体内） 4. 広域設置された中核機能強化事業所がある（3. を除く） 5. いずれもない【同時選択不可】 6. わからない【同時選択不可】
問4. 貴センター・事業所の設置主体	SA	1. 自治体 2. 社会福祉法人 3. 医療法人 4. 特定非営利活動法人 5. 一般社団法人・公益社団法人 6. 一般財団法人・公益財団法人 7. 営利法人（株式会社、合同会社等） 8. その他
問5. 貴センター・事業所の運営主体	SA	1. 自治体 2. 社会福祉法人 3. 医療法人 4. 特定非営利活動法人 5. 一般社団法人・公益社団法人 6. 一般財団法人・公益財団法人 7. 営利法人（株式会社、合同会社等） 8. その他
【問 2 で「1. 児童発達支援センター」を選	SA	1. 福祉型（特に指定なし）

設問	形式	選択肢
択した場合] 問6. 以前のセンターの運営形態		2. 福祉型（主に難聴児） 3. 福祉型（主に重症心身障害児） 4. 医療型 5. 令和6年度以降に開設
問7. 貴センター・事業所で実施しているサービス【必須回答】	MA	【障害児支援に係る給付】 1. 児童発達支援 2. 居宅訪問型児童発達支援 3. 放課後等デイサービス 4. 保育所等訪問支援 5. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 【障害福祉サービス内の相談支援に係る給付】 6. 計画相談支援 7. 障害児相談支援 8. その他、障害者向け相談支援 【その他、障害児者向けサービス】 9. 短期入所 10. 障害児向けの日中一時支援 11. 障害児者向けの移動支援 12. その他、障害者向けサービス 【その他】 13. 保育所・幼稚園・認定こども園 14. その他、児童福祉施設 15. その他、こども・子育て支援サービス 16. 病院・診療所 17. 訪問看護ステーション 18. 特になし【同時選択不可】
【問2で「2．中核機能強化事業所」を選択した場合】 問8. 児童発達支援又は放課後等デイサービスについて、重心型の指定を受けているか	SA	1. 受けている 2. 受けていない
問9. -問10. 利用定員数	SA	問9 .児童発達支援センターの場合 1. 30人以下 2. 31～40人以下 3. 41～50人以下 4. 51～60人以下 5. 61～70人以下

設問	形式	選択肢																																		
		6. 71～80 人以下 7. 81 人以上 問 10 中核機能強化事業所の場合 1. 10 人以下 2. 11～20 人以下 3. 21 人以上																																		
問11. 貴センター・事業所の全職員数（実人数、直接支援に関わらない職員を含む）	SA	1. 10 人以下 2. 11～20 人以下 3. 21～30 人以下 4. 31～40 人以下 5. 41 人以上																																		
問12. 問 13. 貴センター・事業所の職種別職員数（実人数）	NA	<table><tr><th rowspan="2">職種</th><th>実人数</th><th>うち訪問支援を行う職員（実人数）</th></tr><tr><th>↓ 問 12 ↓</th><th>↓ 問 13 ↓</th></tr><tr><td>管理者・児童発達支援管理責任者</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>保育士</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>児童指導員</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>理学療法士</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>作業療法士</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>言語聴覚士</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>心理担当職員</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>その他</td><td>人</td><td>人</td></tr></table>	職種	実人数	うち訪問支援を行う職員（実人数）	↓ 問 12 ↓	↓ 問 13 ↓	管理者・児童発達支援管理責任者	人	人	保育士	人	人	児童指導員	人	人	看護職員	人	人	理学療法士	人	人	作業療法士	人	人	言語聴覚士	人	人	心理担当職員	人	人	その他	人	人		
職種	実人数	うち訪問支援を行う職員（実人数）																																		
	↓ 問 12 ↓	↓ 問 13 ↓																																		
管理者・児童発達支援管理責任者	人	人																																		
保育士	人	人																																		
児童指導員	人	人																																		
看護職員	人	人																																		
理学療法士	人	人																																		
作業療法士	人	人																																		
言語聴覚士	人	人																																		
心理担当職員	人	人																																		
その他	人	人																																		
複数の資格を持つ場合は、指定権者に届け出ている資格で回答 訪問支援を行う職員：保育所等訪問支援や、施設等への訪問支援等、訪問する事業や立て付けは問わない 管理者・児童発達支援管理責任者とその他の職種を兼ねる場合は、管理者・児童発達支援管理責任者の中で回答																																				

以降の大項目2．～4．では、保育所等訪問支援事業の実施状況についてお伺いします。

保育所等訪問支援事業所を実施していない場合（問7で「4．保育所等訪問支援」を選択しなかった場合）、Web画面上では、大項目「5．中核強化加算及び中核機能強化事業所加算を算定しているセンター・事業所としての取組状況」まで質問がスキップされます。

2．保育所等訪問支援：訪問支援員の体制や支援実績

本節では、保育所等訪問支援事業を行っているセンター・事業所（問 7 で「4.保育所等訪問支援」を選択した場合）にお尋ねします。

（ 1 ）保育所等訪問支援における職員体制等（令和 7 年 9 月 30 日現在）

設問	形式	選択肢			
問14. -問 21 訪問支援員の人数 複数の資格を持つ場合は、指定権者に届け出ている資格で回答 該当する人がいない場合は「0（ゼロ）」を回答 常勤はフルタイム勤務、非常勤はパートタイム勤務を想定 管理者と訪問支援員、児童発達支援管理責任者と訪問支援員を兼ねる職員は、「訪問支援員」として該当する職種に含めて回答	NA		専従		兼務
			常勤	非常勤	
		児童指導員	問 14-1	問 14-2	問 14-3 問 14-4
		保育士	問 15-1	問 15-2	問 15-3 問 15-4
		理学療法士	問 16-1	問 16-2	問 16-3 問 16-4
		作業療法士	問 17-1	問 17-2	問 17-3 問 17-4
		言語聴覚士	問 18-1	問 18-2	問 18-3 問 18-4
		心理担当職員	問 19-1	問 19-2	問 19-3 問 19-4
		看護職員	問 20-1	問 20-2	問 20-3 問 20-4
問22. 訪問時の基本的な体制	SA	1.	1 名を基本としている		
		2.	複数名を基本としている おおむね（ ）名		
問23. 保育所等訪問支援の実施にあたり、重点的に支援する対象や施設種別等はあるか	MA	1.	重点的に支援する年齢層がある		
		2.	重点的に支援する障害特性がある		
		3.	重点的に支援する施設種別がある		
		4.	重点的に支援するタイミング（例：移行初期、進級時等）がある		
		5.	重点的に支援する期間（例：開始後○か月以内等）を設けている		
		6.	特に上記のような設定はない【同時選択不可】		

（ 2 ）保育所等訪問支援事業における支援実績（令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日時点）

設問	形式	選択肢
問24. 保育所等訪問支援事業として、令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日まで に 1 件以上訪問を行ったか	SA	1. 行った 問 26 へ 2. 行わなかった（3.を除く） P.11「3．支援内容や 行っている工夫、得られた変化等」へ

設問	形式	選択肢
保育所等訪問支援事業として一度も訪問したことがない場合は「3.」を回答		3. 一度も訪問したことがない 問 25 へ
【問 24 で「3.」を選択した場合】 問25. これまで一度も訪問したことがない理由 【必須回答】 「5. その他」を選択する場合、自由記述欄に 1 文字以上入力してください。回答したくない場合は「×（エックス）」を入力してください。	MA	1. 体制確保が難しいため 2. 利用希望がないため 3. 今年度、指定を受けたばかり（事業を開始したばかり）のため 4. 他のアウトリーチ型の支援でニーズをカバーできるため 5. その他（ ） 6. わからない【同時選択不可】 P.18「5.中核機能強化加算及び中核機能強化事業所加算を算定しているセンター・事業所としての取組状況」へ

保育所等訪問支援事業として、令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日までに 1 件以上訪問を行った事業所にお尋ねします。

設問	形式	選択肢
問26. 令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間において、保育所等訪問支援事業での 延べ訪問件数、訪問した実日数 1 日あたりの訪問件数を問わず、1 回でも訪問した日数（1 日に 2 件以上訪問した場合も「1 日」とカウント）	NA	<u>令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間について</u> 延べ訪問件数：（ ）件 訪問した実日数：（ ）日
問27. 令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間において、保育所等訪問支援の算定件数（利用者数）が最も多かった 1 日の訪問先施設数と利用者数	NA	<u>令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間で、最も保育所等訪問支援の算定件数が多かった 1 日について</u> 訪問先施設数：（ ）件 利用者数：（ ）人
問28. 令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間において、保育所等訪問支援事業として訪問した施設の種類の 当該期間中に 1 回以上支援を行った施設を選択	MA	1. 小学校 2. 中学校 3. 高等学校 4. 特別支援学校 5. 保育所 6. 幼稚園 7. 認定こども園

設問	形式	選択肢																																		
		8. 放課後児童クラブ（学童） 9. 乳児院 10. 児童養護施設 11. その他（ ）																																		
問29. 問30. 保育所等訪問支援事業として訪問した、訪問先施設種別の訪問先施設数（令和7年4月1日～9月30日実績） 当該期間中に1回以上支援を行った施設の実数（訪問回数は問わない）を記入 ～ は訪問先の学校・学級で記入。例えば、通級による指導を受けている児童であっても、通常の学級を訪問して支援した場合は、「通常の学級」として整理する。	NA	～ は問29、～ は問30でお尋ねします 問28で回答した選択肢に応じて表示 <table><tr><th>訪問先施設の種類</th><th>訪問箇所数（実数）</th></tr><tr><td>小学校（通常の学級）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>小学校（通級による指導）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>小学校（特別支援学級）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>中学校（通常の学級）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>中学校（通級による指導）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>中学校（特別支援学級）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>高等学校（通常の学級）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>高等学校（通級による指導）</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>保育所</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>認定こども園</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>放課後児童クラブ</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>乳児院</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>児童養護施設</td><td>（ ）か所</td></tr><tr><td>その他</td><td>（ ）か所</td></tr></table>	訪問先施設の種類	訪問箇所数（実数）	小学校（通常の学級）	（ ）か所	小学校（通級による指導）	（ ）か所	小学校（特別支援学級）	（ ）か所	中学校（通常の学級）	（ ）か所	中学校（通級による指導）	（ ）か所	中学校（特別支援学級）	（ ）か所	高等学校（通常の学級）	（ ）か所	高等学校（通級による指導）	（ ）か所	特別支援学校	（ ）か所	保育所	（ ）か所	幼稚園	（ ）か所	認定こども園	（ ）か所	放課後児童クラブ	（ ）か所	乳児院	（ ）か所	児童養護施設	（ ）か所	その他	（ ）か所
訪問先施設の種類	訪問箇所数（実数）																																			
小学校（通常の学級）	（ ）か所																																			
小学校（通級による指導）	（ ）か所																																			
小学校（特別支援学級）	（ ）か所																																			
中学校（通常の学級）	（ ）か所																																			
中学校（通級による指導）	（ ）か所																																			
中学校（特別支援学級）	（ ）か所																																			
高等学校（通常の学級）	（ ）か所																																			
高等学校（通級による指導）	（ ）か所																																			
特別支援学校	（ ）か所																																			
保育所	（ ）か所																																			
幼稚園	（ ）か所																																			
認定こども園	（ ）か所																																			
放課後児童クラブ	（ ）か所																																			
乳児院	（ ）か所																																			
児童養護施設	（ ）か所																																			
その他	（ ）か所																																			
問31. 問32. 保育所等訪問支援事業として訪問した、訪問先施設種別の支援対象児童数（保育所等訪問支援事業利用者数、令和7年4月1日～9月30日実績） 当該期間中に1回以上支援を行った児童の実人数（訪問回数は問わない）を記入	NA	～ は問31、～ は問32でお尋ねします 問28で回答した選択肢に応じて表示 <table><tr><th>訪問先施設の種類</th><th>支援対象児童数（実人数）</th></tr><tr><td>小学校（通常の学級）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>小学校（通級による指導）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>小学校（特別支援学級）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>中学校（通常の学級）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>中学校（通級による指導）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>中学校（特別支援学級）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>高等学校（通常の学級）</td><td>（ ）人</td></tr></table>	訪問先施設の種類	支援対象児童数（実人数）	小学校（通常の学級）	（ ）人	小学校（通級による指導）	（ ）人	小学校（特別支援学級）	（ ）人	中学校（通常の学級）	（ ）人	中学校（通級による指導）	（ ）人	中学校（特別支援学級）	（ ）人	高等学校（通常の学級）	（ ）人																		
訪問先施設の種類	支援対象児童数（実人数）																																			
小学校（通常の学級）	（ ）人																																			
小学校（通級による指導）	（ ）人																																			
小学校（特別支援学級）	（ ）人																																			
中学校（通常の学級）	（ ）人																																			
中学校（通級による指導）	（ ）人																																			
中学校（特別支援学級）	（ ）人																																			
高等学校（通常の学級）	（ ）人																																			

設問	形式	選択肢																		
		<table><tr><td>高等学校（通級による指導）</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>保育所</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>認定こども園</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>放課後児童クラブ</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>乳児院</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>児童養護施設</td><td>（ ）人</td></tr><tr><td>その他</td><td>（ ）人</td></tr></table>	高等学校（通級による指導）	（ ）人	特別支援学校	（ ）人	保育所	（ ）人	幼稚園	（ ）人	認定こども園	（ ）人	放課後児童クラブ	（ ）人	乳児院	（ ）人	児童養護施設	（ ）人	その他	（ ）人
高等学校（通級による指導）	（ ）人																			
特別支援学校	（ ）人																			
保育所	（ ）人																			
幼稚園	（ ）人																			
認定こども園	（ ）人																			
放課後児童クラブ	（ ）人																			
乳児院	（ ）人																			
児童養護施設	（ ）人																			
その他	（ ）人																			
問33. 令和7年4月1日～9月30日の期間において、保育所等訪問支援事業で支援を提供した児童の年齢（提供開始時の年齢） 当時6歳で小学校1年生の方は「3」を選択	MA	1. 未就学児（0～2歳） 2. 未就学児（3～6歳） 3. 小学生（おおむね7～12歳） 4. 中学生（おおむね13～15歳） 5. 高校生（おおむね16～18歳）																		
問34. 令和7年4月1日～9月30日において、保育所等訪問支援事業で支援を提供した児童の主たる障害の種類	MA	1. 知的障害 2. 発達障害 3. 肢体不自由 4. 聴覚障害 5. 視覚障害 6. 重症心身障害 7. 医療的ケアが必要 8. その他（ ） 9. 不明																		
問35. 令和7年4月1日～9月30日の期間において、保育所等訪問支援利用のきっかけ	MA	1. 責事業所が行う他の事業の利用等で関わりがあった児童・保護者からの利用希望 2. 児童・保護者からの直接相談（1.を除く） 3. 訪問先施設からの相談を介してニーズを把握 4. 地域の関係機関（訪問先施設以外）からの相談を介してニーズを把握 5. 相談支援事業所を介してニーズを把握 6. 地域の障害児通所支援事業所からの相談を介してニーズを把握 7. 責事業所が行う他の巡回相談を行う事業・支援を通じてニーズを把握 8. その他（ ）																		

（３）加算の算定状況や算定にかかる具体的な取組状況

ここでは、以下の加算の算定状況等についてお伺いします。

- ・ **訪問支援員特別加算**：保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、３年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合。（ ）業務従事１０年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事５年以上）の職員の場合（ ）業務従事５年以上１０年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事３年以上）の職員の場合
- ・ **多職種連携支援加算**：訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合
- ・ **強度行動障害児支援加算**：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）
- ・ **ケアニーズ対応加算**：訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合
- ・ **特別地域加算**：こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者等に対してサービスの提供が行われた場合に算定できる加算。なお、利用者の居住地以外にも、保育所等訪問支援では利用児の通う保育所等が該当地域に所在する場合であって、該当地域を訪問し、対面でサービスを提供した場合に算定可能

設問	形式	選択肢
問36. 保育所等訪問支援事業について、貴事業所での加算の算定状況（令和 7 年 4～9 月末までの実績）	MA	1. 訪問支援員特別加算（ ） 2. 訪問支援員特別加算（ ） 3. 多職種連携支援加算 4. 強度行動障害児支援加算 5. ケアニーズ対応加算 6. 特別地域加算 7. 上記加算の算定はない【同時選択不可】
【問 36 で「3.」を選択した場合】 問37. -問 38. 多職種連携支援加算について、対応した職種の組み合わせ 最も算定回数が多かったケースの組み合わせを回答。なお、最も多い算定回数がない場合は直近で算定したケースの組み合わせを回答	SA MA	問 37【訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員 1 名の職種（１つだけ選択）】 1. 保育士・児童指導員 2. 理学療法士 3. 作業療法士 4. 言語聴覚士 5. 看護職員 6. 児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員 7. 心理担当職員 問 38 その他訪問した支援員の主たる職種（いくつでも選択可）】 1. 保育士・児童指導員 2. 理学療法士 3. 作業療法士

設問	形式	選択肢
		4. 言語聴覚士 5. 看護職員 6. 児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員 7. 心理担当職員
【問 36 で「3.」を選択した場合】 問39. 問 37-38 で選択した職種の組み合わせで支援した児童の主たる障害の内容	MA	1. 知的障害 2. 発達障害 3. 肢体不自由 4. 聴覚障害 5. 視覚障害 6. 重症心身障害 7. 医療的ケアが必要 8. その他（ ）
【問 36 で「5.」を選択した場合】 問40. ケアニーズ対応加算について、算定対象となった児童	MA	1. 重症心身障害児 2. 身体に重度の障害がある児童（身体障害者手帳 1 級・2 級の交付がある） 3. 重度の知的障害がある児童（最重度又は重度の区分で療育手帳の交付がある） 4. 精神に重度の障害がある児童（精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付がある） 5. 医療的ケア児
【問 36 で「5.」を選択した場合】 問41. ケアニーズ対応加算の算定児童に対して行った支援内容	MA	1. 行動観察 2. 環境把握 3. 児童本人への支援（集団の中での対応） 4. 児童本人への支援（集団外での個別対応） 5. 訪問先職員への支援（児童への理解促進やかかわり方の伝達） 6. 訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言） 7. 訪問先職員への支援（その他） 8. カンファレンス 9. その他（ ）

3 . 保育所等訪問支援：支援内容や行っている工夫、得られた効果

本節では、保育所等訪問支援事業を行っているセンター・事業所（問 7 で「4.保育所等訪問支援」を選択した場合）にお尋ねします。

ここからは、普段行っている支援内容や工夫等についてご回答ください（特段の期間の指定はございません）。

（ 1 ）支援方針の検討時に行っていること

設問	形式	選択肢
問42. 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設に確認している内容	MA	【訪問先施設職員からの情報】 1. 訪問先施設の支援方針・理念 2. 支援対象児童の特性への理解状況 3. 支援対象児童についての困りごと・課題感 4. 現在の支援方法 5. クラスや集団に関する課題 6. 保護者に対する考え・思い 7. 訪問支援利用に至る経過 【訪問先施設の環境に関する情報】 8. 訪問先施設の物理的環境 9. 訪問先施設の人的環境 10. 地域との交流の状況 11. その他（ ）
問43. 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設の意向やニーズ、課題意識等の確認方法 個別支援会議を開催する前の支援計画の原案を作成するためのアセスメントを想定してご回答ください	MA	1. 訪問先施設への訪問 2. 訪問先施設への聴き取り 3. 訪問先施設での支援方針等に関する書面の収集（例：個別の指導計画、教育支援計画、個別支援計画等） 4. 訪問先施設での支援記録の収集 5. 障害児相談支援事業所等からの情報 6. その他（ ）
問44. 個別支援会議の開催にあたって、工夫していること	MA	1. 支援対象児童本人の参加 2. 支援対象児童の家族の参加 3. 支援対象児童が関係する支援機関の参加 4. 開催時間の工夫 5. 開催場所の工夫 6. オンライン開催が可能な体制の整備 7. 開催時の進行・意見聴取上の工夫（例：発言時のルールを決める、進行原稿を決めておく等） 8. 欠席者への事前・事後の意見収集

設問	形式	選択肢
		9. その他（ ） 10. 特にない【同時選択不可】
問45. 保育所等訪問支援計画の作成に向けて、支援対象児童・家族、訪問先施設以外の関係機関からの情報収集の状況	SA	1. 基本的に毎ケースで情報収集を行う 2. 必要に応じて情報収集を行う 3. あまり行わない 4. その他（ ）
【問 45 で「1.」又は「2.」を選択した場合】 問46. 情報収集を行う関係機関 「児童発達支援センター等」とは、児童発達支援センターおよび中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所とする（以下同様）	MA	1. 訪問先施設以外の保育所・幼稚園・認定こども園 2. 訪問先施設以外の学校 3. 訪問先施設以外の特別支援学校 4. 指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所 5. 自事業所以外の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所 6. 児童発達支援センター等 7. 発達障害者支援センター 8. 医療機関・訪問看護ステーション 9. 保健センター・保健所 10. 教育委員会 11. 上記以外の市区町村役所 12. その他（ ）
【問 45 で「1.」又は「2.」を選択した場合】 問47. 情報収集する内容	MA	1. 支援対象児童の特性、発達の状況 2. 支援対象児童の生活の状況 3. 支援対象児童の家族の状況 4. 支援対象児童への支援に関する計画・支援方針 5. 関係機関での生活の様子 6. 支援対象児童の困りごと・課題感 7. 保護者に対する考え・思い 8. 地域との交流の状況 9. その他（ ）
問48. 支援対象児童の意向・意見を聴くために工夫していることがあればご回答ください。（特にない場合は空欄で結構です）	FA	

(2) 保育所等訪問支援のサービス提供中に行っていること

設問	形式	選択肢																																								
問49. 訪問中の主な支援内容 【項目】 行動観察 環境把握 支援対象児童本人への支援（集団の中での対応） 支援対象児童本人への支援（集団外での個別の対応） 訪問先職員への支援（児童への理解促進や関わり方の伝達） 訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言） 訪問先職員への支援（その他） カンファレンス（訪問先施設への報告等） 保護者への報告 訪問支援の記録作成	SA	【選択肢】 各項目について 1 つを選択 1. ほぼ毎回実施 2. 必要に応じて実施 3. あまり実施しない <table><tr><th>選択肢</th><th>ほぼ毎回実施</th><th>必要に応じて実施</th><th>あまり実施しない</th></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	選択肢	ほぼ毎回実施	必要に応じて実施	あまり実施しない	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3
選択肢	ほぼ毎回実施	必要に応じて実施	あまり実施しない																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
問50. 支援対象児童や家族への対応において、特に効果的な工夫があればご回答ください。	FA	支援対象児童： 支援対象児童の家族：																																								

(3) その他工夫していること等

設問	形式	選択肢
問51. 訪問先施設への対応において工夫していること	MA	1. 訪問先施設の理念や支援方針を理解する 2. 訪問先施設的环境を理解する 3. 訪問先施設にインクルージョンの意義について理解してもらう 4. 訪問先施設の支援ニーズをアセスメント・言語化する 5. 専門的な視点から、支援対象児童本人及び集団の現在の状況や課題を説明する 6. 訪問先の状況に応じて、 <u>訪問日時や回数について柔軟に対応する</u>

設問	形式	選択肢
		7. 訪問先の状況に応じて、 <u>カンファレンス等の実施方法（オンライン／対面）について柔軟に対応する</u> 8. 訪問先の状況に応じて、 <u>助言の内容や支援方法について柔軟に対応する</u> 9. 相手にあわせてわかりやすい言葉で説明する 10. できる限り、訪問先施設以外の支援機関と情報共有しながら、支援を行う 11. その他（ ） 12. 特に意識していることはない【 同時選択不可 】
【問 51 で「12.」以外を選択した場合】 問52. 回答した内容に関して、特に効果的な工夫について、具体的な内容や対応におけるポイントを回答ください	FA	
問53. 支援によって得られた変化	MA	1. 支援対象児童の心身状態が安定した 2. 支援対象児童に変化が見られた（1. を除く）（例：参加できる活動が増えた、他の児童と一緒に活動できるようになった等） 3. 支援対象以外の児童に変化が見られた（例：支援対象の児童への理解が深まった、一緒に過ごす場面が増えた等） 4. 訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等） 5. 訪問先職員の対応力が向上した 6. 移行支援後の支援の継続性が保たれた（例：就学・進級時の支援、事業所の移行等） 7. 支援対象児童の保護者の安心につながった 8. 支援対象児童の保護者の施設に対する信頼が生まれた・高まった 9. その他（ ） 10. 特にない【 同時選択不可 】 11. わからない【 同時選択不可 】
【問 53 で「10.」「11.」以外を選択した場合】 問54. 問 53 について、特に支援による変化が大きかった事例の具体的な内容（例：障害の内容、当時の困りごと（本人／家族／訪問先施設）、支	FA	

設問	形式	選択肢
援による効果・成果、支援におけるポイント等をご回答(ださい)		
問55. 保育所等訪問支援の人材育成のために行っていること	MA	1. 法人や事業所内の職員向け研修を実施 2. 外部研修への参加促進 3. 法人や事業所内でのカンファレンス・ケース検討の開催 4. 法人や事業所内で経験のある職員による指導・助言 5. 自治体等外部資源による指導・助言の機会を活用(2.を除く) 6. 保育所等訪問支援ガイドラインの活用 7. その他() 8. 特になし【同時選択不可】
問56. 保育所等訪問支援事業への理解促進や啓発のために地域や関係機関に対して取り組んでいること(保育所等訪問支援事業としての実施内容は除く)	MA	1. 保育所等訪問支援事業に関するリーフレットやチラシ等の説明資料を作成 2. 訪問対象となりうる施設が集まる場への参加(例: 学校長会や連絡協議会、研修会等) 3. 自治会や地域の活動団体・組織が集まる場への参加(例: 自治会や協議の場への参加、地域活動への参加等) 4. 自施設の見学会・説明会の開催 5. 国が発出した事務連絡等の活用 事務連絡等の具体名() 6. その他() 7. 特になし【同時選択不可】

4. 保育所等訪問支援ガイドライン等について

本節では、保育所等訪問支援事業を行っているセンター・事業所(問 7 で「4.保育所等訪問支援」を選択した場合)にお尋ねします。

設問	形式	選択肢
問57. 保育所等訪問支援事業の立ち上げから現在までに、国(補助事業を含む)や自治体が公表している手引書・ガイドラインを参考にすることがありますか。	SA	1. 参考になっている / 参考にしたことがある 2. 参考にしたことはない 3. わからない
【問 57 で「1 . 」を選択した場合】 問58. 参考になっている / 参考にしたことがある手引書やガイドライン作成元が国もしくは自治体のもの	MA	1. 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書(平成 29 年 3 月、一般社団法人全国児童発達支援協議会) 2. 保育所等訪問支援のガイドライン(令和 6 年 7 月、こども家庭庁) 3. 自治体で作成した手引書・ガイドライン 4. その他()
問59. 国は、令和 6 年 4 月 1 日に令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定を行い、また、令和 6 年 7 月には、保育所等訪問支援ガイドラインを新たに決めました。令和 6 年度以降、貴事業所で、ガイドライン等に基づきサービス提供体制や支援内容等の見直しを行いましたか。	SA	1. 見直した 問 60 へ 2. 国の動きは把握しているが、特に見直していない 問 61 へ 3. 国の動きを把握していないし、特に見直してもいない 問 62 へ 4. わからない 問 62 へ
【問 59 で「1 . 」を選択した場合】 問60. 支援や活動内容の見直し等の内容	MA	1. こども施策や障害児支援の基本理念を確認した 2. 訪問対象施設の指針や指導要領等の理解を深める取組を検討した(実施を含む) 3. こども本人に対する支援を見直した 4. 訪問先施設の職員に対する支援を見直した 5. 家族に対する支援を見直した 6. 職員体制を見直した 7. 訪問体制を見直した 8. 訪問頻度を見直した 9. 支援提供時間を見直した 10. 保育所等訪問支援計画を見直した 11. 関係機関との連携に向けた取組を検討した(実施を含む)

設問	形式	選択肢
		12. 自己評価や、訪問先施設・利用者等の評価の仕組みを整備した 13. 支援の質の向上や権利擁護に向けた取組を検討した（実施を含む） 14. その他（ ）
【問 59 で「2 . 」を選択した場合】 問61. 国の動きは把握しているものの、特に見直しを行っていない理由	MA	1. すでに十分な取組を行っているため 2. 職員体制等の確保が難しいため 3. 改定やガイドラインを読み込む余裕がないため 4. 改定やガイドラインの内容理解が難しいため（どのように見直すと良いかがわからない） 5. その他（ ） 6. わからない【同時選択不可】
問62. 保育所等訪問支援を実施する上での課題	MA	1. 訪問先施設の保育所等訪問支援事業への理解が不足している 2. 訪問先施設の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない 3. 支援対象児童の見立てや支援方針等について、訪問先施設等との間でずれが生じる 4. 訪問先施設の職員が支援を十分に活かせない 5. 支援対象児童の見立てや支援方針等について、家族との間でずれが生じる 6. 保護者と訪問先施設等との間に立つことの負担が大きい 7. 保護者の意向が現実的ではない場合に調整に苦労する 8. 事前にアセスメントを行う時間が取れない 9. 家族支援に充てられる時間が取れない 10. 訪問支援員のマンパワーが不足 11. 訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足 12. 契約前の調整に時間がかかる 13. 訪問日程の調整に時間がかかる 14. 訪問先への移動時間が負担である 15. その他（ ） 16. 特に課題はない【同時選択不可】

5 . 中核機能強化加算及び中核機能強化事業所加算を算定しているセンター・事業所としての取組状況

（参考）中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算の概要

【中核機能強化加算】 児童発達支援センターが算定できる加算

- ・ 中核機能強化加算（ ） 基本要件を満たした上で、以下のイロハ全てに適合 55 単位～155 単位/日
- ・ 中核機能強化加算（ ） 基本要件を満たした上で、以下のイ・ロに適合 44 単位～124 単位/日
- ・ 中核機能強化加算（ ） 基本要件を満たした上で、イ又はロのいずれかに適合 22 単位～62 単位/日

イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で1 以上加配

（ハの資格者等で、資格取得後、障害児通所支援等業務に5 年以上従事した者に限る）

ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、常勤専任で1 以上加配（同上）

ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士（ 1 ）、児童指導員（ 1 ）の全ての職種を配置（ 2 ）し、連携して支援を行っていること

（ 1 ）障害児通所支援又は入所支援の業務に3 年以上従事した者に限る（経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする）。

（ 2 ）基準人員等でも可。2 職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可。

【参考】中核機能強化加算 ～ 共通の基本要件

所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること

市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参加等）

幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること

地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること（定期的な情報共有、研修会の開催等）

インクルージョンの推進体制を確保していること（保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等）

入口としての相談機能を果たす体制を確保していること（障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等）

地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1 年に1 回以上公表していること

自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね1 年に1 回以上受けていること

従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1 年に1 回以上研修を実施していること

（出所）こども家庭庁「児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続きの流れ等について」

【中核機能強化事業所加算】

・中核機能強化事業所加算 75 単位～187 単位/日

（主として重症心身障害児を通わせる事業所 125 単位～374 単位/日）

市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

（ 1 ）中核機能強化加算の算定状況や配置している職員の状況

児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の算定状況や算定に至るプロセス

（問 2 で「1 . 児童発達支援センター」を選択した場合）

設問	形式	選択肢
問63. 貴センターにおける中核機能強化加算に関する指定の状況	SA	1. 中核機能強化加算（ ） 2. 中核機能強化加算（ ）

設問	形式	選択肢
		3. 中核機能強化加算（ ） 4. 指定されていない・わからない
【問 63 で「1」～「3」を選択した場合】 問64. 中核機能強化加算の算定プロセス	MA	1. 貴センターから届出を行う前に、市町村と協議の場があった 2. 自立支援協議会（こども部会含む）で協議が行われた 3. 市町村から、算定対象事業所であると指定された 4. 貴センターから届出を行った後、市町村との協議の場があった 5. 貴センターから届出を行った後、市町村が貴センターを訪問した上で判断された 6. 貴センターから届出を行った後、市町村による書類審査のみで判断された 7. その他（ ）
【問 63 で「2.」又は「3.」を選択した場合】 問65. 中核機能強化加算（ ）もしくは中核機能強化加算（ ）を算定していない理由 については現在中核機能強化加算（ ）を算定しているセンターが対象	MA	1. 障害児支援経験 5 年以上の専門人材を複数確保することが難しい 2. 多職種連携が可能な体制（全ての専門職の配置）の構築において、必要な職種の確保が難しい 3. 多職種連携が可能な体制（全ての専門職の配置）の構築に置いて、必要な職種は確保できているが、配置要件を満たすことが難しい 4. 地域の関係機関との連携が困難 5. その他（ ） 6. 特になし【同時選択不可】
【問 63 で「4.」を選択した場合】 問66. 中核機能強化加算を算定していない（対象となっていない）理由 【必須回答】	MA	1. 基本要件で求められる取組等を実施できる体制がない 2. 障害児支援経験 5 年以上の専門人材の確保が難しい 3. 自センターとしては要件を満たすものと考えているが、市町村との協議が難航している 4. 市町村の方針により算定を控えている（例えば、事業（地域障害児支援体制強化事業等）の活用により、中核機能の整備を進めている） 5. 中核機能強化職員に求められている具体的な取組がわからない 6. その他（ ）

設問	形式	選択肢
		7. 特に理由はない【同時選択不可】 8. わからない【同時選択不可】 P.25「6. その他、地域のインクルージョン推進に資する取組の状況」へ

中核機能強化事業所における中核機能強化事業所加算の算定状況や算定に至るプロセス

（問 2 で「2 . 中核機能強化事業所」を選択した場合）

設問	形式	選択肢
問67. 貴事業所が中核機能強化事業所として位置付けられた理由 貴事業所として把握している理由をご回答ください	MA	1. 児童発達支援センターはあるが、センターだけでは支援体制の確保が不十分であるため 2. 児童発達支援センターがなく、地域の中で 1 又は複数の事業所で協同して体制整備を行うため 3. 難聴児・重症心身障害児等、特定の障害種別に対する専門性を有しているため 4. これまでに地域において中心的な役割を担っていたため 5. その他（ ） 6. わからない【同時選択不可】
問68. 中核機能強化事業所加算の算定プロセス	MA	1. 事前に市町村と協議の場があった 2. 自立支援協議会（こども部会含む）で協議が行われた 3. 市町村から、算定対象事業所であると指定された 4. その他（ ）

加算算定にあたっての取組状況（要件の状況）

（中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定している場合）

設問	形式	選択肢
問69. 地域の障害児支援体制の状況及び取組等の公表状況	SA	1. 市町村と連携（他事業所との共同作成含む）して作成の上、市町村・事業所の両方が公表 2. 市町村と連携（他事業所との共同作成含む）して作成の上、市町村又は事業所のいずれかが公表 3. 事業所単独で作成の上、市町村・事業所の両方が公表 4. 事業所単独で作成の上、市町村又は事業所のいずれかが公表 5. その他（ ）

設問	形式	選択肢
		6. まだ公表していない
問70. 外部評価の取組の実施状況 中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算の基本要件の1つとして「自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね1年に1回以上受けていること」があります	MA	1. 第三者機関による外部評価を実施 2. 運営基準に基づく自己評価実施の際に第三者が参画 3. その他（ ） 4. まだ実施していない【同時選択不可】
【中核機能強化加算を算定するセンターのみ】 問71. 研修計画に基づく貴センター内研修の実施状況 平均的な回数をご回答ください	SA	1. 年に1回程度実施 2. 半年に1回程度実施 3. 2～3か月に1回程度実施 4. 1か月に1回程度実施 5. 1か月に複数回程度実施 6. その他（ ）

中核機能強化職員の配置状況

設問	形式	選択肢
問72. 中核機能強化職員の職種 指定権者に届け出ている資格 複数名いる場合は、該当する職種をすべて回答	MA	1. 児童指導員 2. 保育士 3. 理学療法士 4. 作業療法士 5. 言語聴覚士 6. 看護職員 7. 心理担当職員
問73. 中核機能強化職員について、障害児支援の年数 経験年数は資格取得後から当該支援に従事した経験年数 複数名いる場合は、主に中核機能強化職員としての役割を担っている方2名（最も長い方と短い方1名ずつ）についてご回答ください	NA	1人目：（ ）年 2人目：（ ）年
【問63で「1. 中核機能強化加算（ ）」又は「2. 中核機能強化加算（ ）」を選択した児童発達支援センターの場合】 問74. 中核機能強化加算（ ）又は（ ）の算定に伴い、2以上配置している中核機能強化職員の業務遂行状況	SA	1. （イ）と（ロ）、それぞれの役割を明確にして、各々が役割に応じた業務を遂行 2. （イ）と（ロ）、それぞれの役割は明確にしつつ、一部を一体的に実施して業務を遂行 3. （イ）と（ロ）を一体的に実施して業務を遂行

設問	形式	選択肢
況 最も近いもの1つを選択		
【問63で「3. 中核機能強化加算（ ）」を選択した児童発達支援センターの場合】 問75. 中核機能強化加算（ ）の算定に伴い、配置している中核機能強化職員の主な役割	SA	1. （イ）主として包括的な支援の推進と地域支援を行う 2. （ロ）主として専門的な発達支援及び相談支援を行う

問74・75の回答に際し「イ」「ロ」の定義が分からない場合は以下をご確認ください。

【再掲】加算の算定要件

イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で1以上加配

（ハの資格者等で、資格取得後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）

ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、常勤専任で1以上加配（同上）

ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員の全ての職種を配置し、連携して支援を行っていること

（2）中核機能強化職員による取組状況

施設等へのアウトリーチ支援以外の取組状況

設問	形式	選択肢
問76. 中核機能強化職員による、市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保するための取組状況	MA	1. 地域における協議会（こどもの専門部会を含む）への参加 2. 中核機能強化（事業所）加算を算定するセンター・事業所間での情報共有・連携 3. 訪問対象となりうる施設が集まる場への参加（例：学校長会や連絡協議会等） 4. 自治会や地域の活動団体・組織が集まる場への参加（例：自治会や協議の場への参加、地域活動への参加等） 5. 自施設の見学会・説明会の開催 6. 協議会を除き、市町村との情報共有の実施 7. その他（ ） 8. 現在は実施できていないが、実施に向けて調整中【同時選択不可】
【問76で「1.」を選択した場合】 問77. 参加している協議会等	MA	1. （自立支援）協議会 2. 地域の子ども・子育て会議

設問	形式	選択肢
		3. 要保護児童対策地域協議会 4. 障害児支援事業所の連絡会 5. その他（ ）
【問 76 で「2.」を選択した場合】 問78. 連携方法	MA	1. 市町村が主体となり、定例の会議を開催 2. 貴センター・貴事業所が主体となり、定例の会議を開催 3. 必要に応じて会議を開催（1, 2 を除く） 4. メールリスト等で情報共有 5. 電話・メール等で都度連絡・連携（4. を除く） 6. その他
問79. 中核機能強化職員による、地域の障害児通所事業所への支援状況	SA	1. 支援している・したことがある 2. 支援していない
【問 79 で「1.」を選択した場合】 問80. 中核機能強化職員による、地域の障害児通所支援事業所に対する支援の内容	MA	1. 個別ケースへの対応に関する相談対応・助言 2. 事業所向けの研修の開催 3. 事業所向けの事例検討会の開催 4. 事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション等 5. 事業所間の情報共有等の場の開催 6. 貴センター・事業所の見学会の開催 7. その他（ ）

施設等へのアウトリーチ支援の状況

設問	形式	選択肢
問81. 中核機能職員が地域支援を行う場合、主な訪問地域・エリアの考え方 最も近い考え方を1つ選択	SA	1. 主に貴センター・貴事業所が所在する市町村の一部 2. 主に貴センター・貴事業所が所在する市町村全域 3. 主に貴センター・貴事業所が所在する圏域の一部 4. 主に貴センター・貴事業所が所在する圏域全域 5. 主に児童発達支援センターを利用する児童の在住地域 6. その他（ ） 7. 相談に応じて対応を検討（特に明確に定めていない）
問82. 中核機能強化職員による、地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ（学童）等（以下、「施設等」とする）でのインクルージョン推進のために取り組んでいること	MA	1. 貴センター・事業所を利用する障害のある児童の併行通園にかかる助言・支援 2. 貴センター・事業所を利用する障害のある児童について地域の保育所等への移行支援（1. を除く） 3. 施設等向けの研修の開催 4. 施設等向けの事例検討会の開催

設問	形式	選択肢
		5. 施設等への訪問支援 6. 貴センター・事業所の見学会の開催 7. その他（ ） 8. 現在は実施できていないが、実施に向けて調整中 【同時選択不可】
【問 82 で「8.」以外を選択した場合】 問83. 支援を行った施設の種類の	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園 4. 放課後児童クラブ 5. 小学校 6. 中学校 7. 高等学校 8. 特別支援学校 9. 乳児院 10. 児童養護施設 11. その他（ ）
【問 82 で「1.」～「5.」のいずれかを選択した場合】 問84. 中核機能強化職員が訪問支援を行った具体的なケース（障害の内容や支援の内容、中核機能強化職員が対応した理由等） 特に保育所等訪問支援やその他訪問支援に関する事業を利用せず、支援を行った理由を教えてください	FA	
問85. 施設等へのアウトリーチ支援の他に、中核機能強化職員が行っている取組の内容 特になければ空欄で結構です	FA	例：多職種連携・ケース対応への後方支援、相談窓口の対応等

本節では、全てのセンター・事業所にお尋ねします。

■地域障害児支援体制強化事業（国補助金、実施主体：都道府県・市町村）

改正児童福祉法の施行（令和 6 年 4 月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ること等を目的とした事業。令和 5 年 4 月 1 日より実施。

児童発達支援センターの機能強化等：地域における障害児の支援体制の強化を図るために実施するもの（例：児童発達支援センター等の質の向上と人材養成、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施、地域のインクルージョンの推進のための事業等）

巡回支援専門員整備：保育所等に巡回支援を実施するもの（例：巡回等の活動計画の作成、巡回等支援、戸別訪問等、関係機関との連携等）

(参考) ことば家庭庁「地域障害児支援体制強化事業の実施について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40ecef9f-f018-4913-9ee7-ffa98da27c89/0565f8db/20250716_policies_jidougyakutai_sogoshienjigyo_60.pdf

(国(地域生活支援事業)、実施主体：都道府県、指定都市(政令指定都市)、中核市)

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図ることを目的とした事業。具体的には、訪問による療育指導や、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所や放課後等児童クラブ等の職員に対する技術的な指導、療育機関への支援を行うことができる。なお、実施主体により事業名や事業内容は異なることがあります。

上記の事業以外に、自治体が独自に予算を確保し、地域の保育所や放課後児童クラブ等（障害児通所支援事業所を除く）に対してアウトリーチ支援を行う事業があれば、当該事業についてお尋ねするものです。

設問	形式	選択肢
問86. 地域の保育所や放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等に対し、<u>アウトリーチによる支援</u>を行う事業の実施状況 <u>中核機能強化職員や保育所等訪問支援による訪問を除く</u>	MA	1. 地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能強化等） 2. 地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備） 3. 障害児等療育支援事業 4. その他、自治体の委託事業 5. 上記の事業は実施していない【同時選択不可】

設問	形式	選択肢										
		問 103 へ										
問87. 令和 6 年度の訪問実績（延べ訪問件数）	NA	問 86 の選択肢に応じて回答欄を表示										
令和 7 年度から実施している場合は、無回答としてください。		<table><tr><th>項目</th><th>件数</th></tr><tr><td>地域障害児支援体制強化事業 （児童発達支援センター等の機能強化等）</td><td>（ ）件</td></tr><tr><td>地域障害児支援体制強化事業 （巡回支援専門員整備）</td><td>（ ）件</td></tr><tr><td>障害児等療育支援事業</td><td>（ ）件</td></tr><tr><td>その他、自治体の委託事業</td><td>（ ）件</td></tr></table>	項目	件数	地域障害児支援体制強化事業 （児童発達支援センター等の機能強化等）	（ ）件	地域障害児支援体制強化事業 （巡回支援専門員整備）	（ ）件	障害児等療育支援事業	（ ）件	その他、自治体の委託事業	（ ）件
項目	件数											
地域障害児支援体制強化事業 （児童発達支援センター等の機能強化等）	（ ）件											
地域障害児支援体制強化事業 （巡回支援専門員整備）	（ ）件											
障害児等療育支援事業	（ ）件											
その他、自治体の委託事業	（ ）件											

(問 86 で「1 .」を選択した場合)

設問	形式	選択肢
問88. 事業を活用して配置する職員	MA	1. 児童発達支援センターや地域における障害児支援の質の向上・人材育成に資する取組を行うにあたって、一定程度の知識と技量を有する職員（概ね5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者） 2. 他の従事職員の指導を行う立場の専門職員 3. 幼児・児童期の発達段階、障害特性、合理的な配慮の提供等に関する知識を有する専門員（インクルージョン推進員） 4. こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員 5. その他（ ）
問89. 配置している職員の職種	MA	1. 児童指導員 2. 保育士 3. 理学療法士 4. 作業療法士 5. 言語聴覚士 6. 心理担当職員 7. その他（ ）
問90. 事業を活用した取組の内容 訪問による支援以外でも、地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター等の機能	MA	1. 施設等への研修・勉強会の開催 2. 施設等への訪問による助言・指導 3. 施設等向けのマニュアルや手引きの作成 4. 関係機関のネットワーク構築に資する取組

設問	形式	選択肢
強化等）を活用して行う取組はすべて選択		5. ハイリスクな子どもとその家族へのサポート 6. 地域の習い事等の事業者への後方支援（相談窓口の開設、研修会の開催、訪問による環境調整等） 7. 地域住民等に対する啓発 8. 早期の発達相談・発達支援に資する取組 9. その他（ ）
問91. 本事業を活用して、訪問により、相談対応や助言・指導を行う対象としている施設等	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園 4. 放課後児童クラブ 5. 小学校 6. 中学校 7. 高等学校 8. 特別支援学校 9. 乳児院 10. 児童養護施設 11. 障害児通所支援事業所 12. 地域の塾等の習い事・教室 13. その他（ ） 14. 特に定めない【同時選択不可】
問92. 訪問先施設等での支援の内容	MA	1. 障害のある児童のアセスメント 2. 障害のある児童の行動観察 3. 障害のある児童本人への支援（集団中での対応） 4. 障害のある児童本人への支援（集団外での個別の対応） 5. 障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援 6. 訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応） 7. 訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応） 8. カンファレンスの実施 9. 職員への研修等、人材養成支援 10. 地域その他機関との関係構築支援 11. その他（ ）

（３）地域障害児支援体制強化事業における巡回支援専門員整備に係る取組状況

（問 86 で「２．」を選択した場合）

設問	形式	選択肢
問93. 訪問時の基本的な体制	SA	1. 1 名を基本としている 2. 複数名を基本としている おおむね（ ）名
問94. 事業を活用して巡回対応にあたる職員の職種	MA	1. 児童指導員 2. 保育士 3. 理学療法士 4. 作業療法士 5. 言語聴覚士 6. 心理担当職員 7. その他（ ）
問95. 訪問対象施設等	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園 4. 放課後児童クラブ 5. 小学校 6. 中学校 7. 高等学校 8. 特別支援学校 9. 乳児院 10. 児童養護施設 11. 障害児通所支援事業所 12. 地域の塾等の習い事・教室 13. その他（ ） 14. 特に定めない【同時選択不可】
問96. 相談の対象とする障害の種類	MA	1. 知的障害 2. 発達障害 3. 肢体不自由 4. 聴覚障害 5. 視覚障害 6. 重症心身障害 7. 医療的ケアが必要 8. その他（ ） 9. 特に定めない【同時選択不可】

(4) 障害児等療育支援事業に係る取組状況

(問 86 で「3 . 」を選択した場合)

設問	形式	選択肢
問97. 事業を活用した取組内容	MA	1. 障害児（者）やその家族の家庭を訪問し、療育や相談支援を行う 2. 障害児（者）が通う施設で、本人や家族に対して療育や相談支援を行う 3. 障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う 4. その他（ ）
【問 97 で「3.障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う」を選んだ場合】 問98. 訪問時の基本的な体制	SA	1. 1 名を基本としている 2. 複数名を基本としている おおむね（ ）名
【問 97 で「3.障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う」を選んだ場合】 問99. 事業を活用して対応にあたる職員の職種	MA	1. 児童指導員 2. 保育士 3. 理学療法士 4. 作業療法士 5. 言語聴覚士 6. 心理担当職員 7. その他（ ）
【問 97 で「3.障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う」を選んだ場合】 問100. 訪問対象施設等	MA	1. 保育所 2. 幼稚園 3. 認定こども園 4. 放課後児童クラブ 5. 小学校 6. 中学校 7. 高等学校 8. 特別支援学校 9. 乳児院 10. 児童養護施設 11. 障害児通所支援事業所 12. 地域の塾等の習い事・教室 13. その他（ ） 14. 特に定めはない【同時選択不可】
【問 97 で「3.障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や	MA	1. 知的障害 2. 発達障害

設問	形式	選択肢
指導を行う」を選んだ場合】 問101. 相談の対象とする障害の種類		3. 肢体不自由 4. 聴覚障害 5. 視覚障害 6. 重症心身障害 7. 医療的ケアが必要 8. その他（ ） 9. 特に定めはない【同時選択不可】
【問 97 で「3.障害児の通う保育所や放課後児童クラブ等の職員に対して相談支援や指導を行う」を選んだ場合】 問102. 訪問先施設等での支援の内容	MA	1. 障害のある児童のアセスメント 2. 障害のある児童の行動観察 3. 障害のある児童本人への支援（集団の中での対応） 4. 障害のある児童本人への支援（集団外での個別の対応） 5. 障害のある児童が過ごす集団（クラス等）への支援 6. 訪問先職員への支援（児童のかかわり方や理解促進に関する助言・相談対応） 7. 訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言・相談対応） 8. カンファレンスの実施 9. 職員への研修等、人材養成支援 10. 地域その他機関との関係構築支援 11. その他（ ）

7. 施設等へのアウトリーチ支援の成果や工夫、現在の課題等

以降の設問は、障害児通所支援事業所を除く、施設等（地域の保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブ（学童）等）へのアウトリーチ支援について回答ください

設問	形式	選択肢
問103. 保育所等訪問支援事業を除く、施設等へのアウトリーチ支援によって得られた変化	MA	1. 障害のある児童の心身状態が安定した 2. 障害のある児童に変化が見られた（1.を除く） （例：参加できる活動が増えた、他の児童と一緒に活動できるようになった等） 3. 障害のある児童以外の児童に変化が見られた （例：支援対象の児童への理解が深まった、一緒に過ごす場面が増えた等） 4. 訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等） 5. 訪問先職員の対応力が向上した 6. 移行支援後の支援の継続性が保たれた（例：就学・進学時の支援、事業所の移行等） 7. 障害のある児童の受入れ施設が増えた 8. 障害のある児童の保護者の安心につながった 9. 障害のある児童の保護者の施設に対する信頼が生まれた・高まった 10. その他（ ） 11. 特にない【同時選択不可】 12. わからない【同時選択不可】
問104. 保育所等訪問支援事業を除く、施設等へのアウトリーチ支援を行う上で、留意していること・工夫 支援に入る際にどのケースにおいても留意していることや工夫していること、具体的な事例においての工夫点（ケースの障害の内容や支援内容を含む）等、回答しやすい形でご回答ください	FA	
問105. 複数のアウトリーチ支援を実施する際の事業の使い分けや、それぞれの支援における考え方・意識していること 特になければ空欄で結構です	FA	

設問	形式	選択肢
問106. <u>保育所等訪問支援を除く</u> 類似する施設等へのアウトリーチ支援を行う上での課題	MA	1. 事業の目的外の相談対応を求められる 2. 限られた情報の中で助言を行うことが難しい 3. 限られた時間・回数の中で助言を行うことが難しい 4. 訪問支援を行える人材の確保・養成が難しい 5. 提案した支援に対する保護者の理解を得ることが難しい 6. 提案した支援に対する訪問先施設職員の理解を得ることが難しい 7. 訪問する時間の確保が難しい 8. 訪問先施設との訪問にかかる調整に時間がかかる 9. 訪問支援が可能な事業の使い分けが難しい 10. その他（ ）
問107. 国や自治体に求める支援 特になければ空欄で結構です	FA	国に求める支援： 自治体に求める支援：

8. ヒアリング調査への協力の可否等

本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。

ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の＜個人情報の取扱いについて＞にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ヒアリング調査へのご協力が難しい場合は回答不要です。

< 個人情報の取扱いについて >

- ・ 以降でお預かりする個人情報、はアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
 - ・ お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
 - ・ お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
 - ・ お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 社会政策部
- ・ 以下の内容にご回答いただけない場合、はアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
F1. ご連絡先 備考欄は、弊社よりご連絡する際の留意点等がある場合にご活用ください。特にない場合は空欄で結構です。	FA	貴事業所名： 担当者名： 担当者名（ふりがな）： 連絡先（メールアドレス）： 連絡先（電話番号）： 備考欄：

都道府県・市町村名（政令指定都市（政令市）の場合は任意の区をご回答ください）を回答後、回答確認画面が表示されます。

回答確認画面の一番下に表示される「送信」ボタンをクリックするまでは回答は保存・送信されません

設問	形式	選択肢
F2. 都道府県名 【必須回答】	SA	Web 上では都道府県名が表示されます
F3. 市区町村名 【必須回答】	SA	Web 上では市区町村名が表示されます <u>指定都市の場合は任意の区を回答してください</u>

以上

インクルージョン推進に向けた体制整備や支援に関するアンケート調査

保育所等訪問支援事業所向け 調査票サンプル

【回答にあたって】

- **本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答**ください。
【回答用 URL】
- 本調査の対象は、**保育所等訪問支援事業所** です。
児童発達支援センターもしくは中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等
デイサービス事業所の場合は、本アンケートは対象外です。「児童発達支援センター・中核機能強化事業所
向け調査」にご協力ください。
- 調査の入力画面では、回答の一時保存ができません。本調査票サンプルをご確認の上、ご回答いただくことを
推奨しております。

< 入力制限等について >

- **SA は単数回答（１つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるものを全てを選択）、FA は自由回答、
NA は数値入力**のことです。
- 「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。
- 数値を入力する際、該当する人等がないない場合は「0（ゼロ）」をご回答ください。わからない場合や把
握していない場合は空欄にしてください。
- 「**【同時選択不可】**」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選びいただくことができない選
択肢に記載しています。
- 「**【問●で○を選択した場合】**」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示
設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択している
かご確認ください。

0 . はじめに

貴法人で複数の保育所等訪問支援事業所を運営している場合は、自治体から指定を受けている事業所ごとにご回
答ください（１回答につき１か所の事業所についてご回答ください）。

特に断りがない場合、**令和 7 年 9 月 30 日時点**の状況についてご回答ください。

設問	形式	選択肢
問1. 児童発達支援センターの実施や、中 核機能強化加算の算定の有無 【必須回答】	SA	1. 両方もしくはいずれかを実施している 本アンケート対象外です。調査 児童発達支援センター・ 中核機能強化事業所向け調査にご協力ください 2. いずれも実施していない

設問	形式	選択肢
問2. 保育所等訪問支援事業の実施実績 と今年度の事業実施見込み 【必須回答】	SA	1. これまでに訪問実績がある 2. これまでに訪問実績はあるが、今年度事業廃止予定 アンケート終了 3. これまでに一度も訪問したことがない 問3へ 4. 保育所等訪問支援事業を実施していない アンケート 終了
【問2で「3.」を選択した場合】 問3. これまで一度も訪問したことがない理 由 【必須回答】 「5. その他」を選択する場合、自由記述欄に1 文字以上入力してください。回答したくない場合 は「x（エックス）」を入力してください。	MA	1. 体制確保が難しいため 2. 利用希望がないため 3. 今年度、指定を受けたばかり（事業を開始したばかり）のため 4. 他のアウトリーチ型の支援でニーズをカバーできるため 5. その他（ ） 6. わからない【同時選択不可】 ここでアンケート終了

1 . 基本情報

設問	形式	選択肢
問4. 運営主体	SA	1. 自治体 2. 社会福祉法人 3. 医療法人 4. 特定非営利活動法人 5. 一般社団法人・公益社団法人 6. 一般財団法人・公益財団法人 7. 営利法人（株式会社、合同会社等） 8. その他
問5. 多機能型事業所か否か 多機能型とは、障害福祉サービス（生活介護、 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓 練）、就労移行支援、就労継続支援A型及 び就労継続支援B型）並びに障害児支援サ ービス（児童発達支援、放課後等デイサービ ス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪 問支援）のうち2つ以上の異なる事業を一体 的に行うことです。	SA	1. 多機能型事業所である 2. 多機能型事業所ではない
【問5で1.を選択した場合】 問6. 多機能型事業所として、一体的に実 施している事業（保育所等訪問支援	MA	1. 児童発達支援 2. 放課後等デイサービス 3. 居宅訪問型児童発達支援

設問	形式	選択肢
を除く)		4. 障害福祉サービスの事業
問7. 貴事業所のある同一敷地内で、保育所等訪問支援以外に実施しているサービス	MA	【障害福祉サービス内の相談支援に係る給付】 1. 計画相談支援 2. 障害児相談支援 3. その他、障害者向け相談支援 【その他、障害児者向けサービス】 4. 障害児支援に係るサービス 5. その他、障害児者向けサービス 【こども・子育て支援サービス等】 6. 保育所・幼稚園・認定こども園 7. その他、児童福祉施設 8. その他、こども・子育て支援サービス 9. 特に提供しているものはない【同時選択不可】
問8. 保育所等訪問支援事業を開始した年度 保育所等訪問支援は2012年4月(2012年度)から始まった制度です	NA	西暦()年度

2. 訪問支援員の体制や支援実績

(1) 保育所等訪問支援における職員体制等(令和7年9月30日現在)

設問	形式	選択肢				
問9. -問 16 訪問支援員の人数 複数の資格を持つ場合は、指定権者に届け出ている資格で回答 該当する人がいない場合は「0（ゼロ）」を回答 常勤はフルタイム勤務、非常勤はパートタイム勤務を想定 管理者と訪問支援員、児童発達支援管理責任者と訪問支援員を兼ねる職員は、「訪問支援員」として該当する職種に含めて回答	NA		専従		兼務	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤
		児童指導員	問 9-1	問 9-2	問 9-3	問 9-4
		保育士	問 10-1	問 10-2	問 10-3	問 10-4
		理学療法士	問 11-1	問 11-2	問 11-3	問 11-4
		作業療法士	問 12-1	問 12-2	問 12-3	問 12-4
		言語聴覚士	問 13-1	問 13-2	問 13-3	問 13-4
		心理担当職員	問 14-1	問 14-2	問 14-3	問 14-4
		看護職員	問 15-1	問 15-2	問 15-3	問 15-4
		その他	問 16-1	問 16-2	問 16-3	問 16-4

設問	形式	選択肢
		()
問17. 訪問時の基本的な体制	SA	1. 1名を基本としている 2. 複数名を基本としている おおむね()名
問18. 保育所等訪問支援の実施にあたり、重点的に支援する対象や施設種別等はあるか	MA	1. 重点的に支援する年齢層がある 2. 重点的に支援する障害特性がある 3. 重点的に支援する施設種別がある 4. 重点的に支援するタイミング(例：移行初期、進級時等)がある 5. 重点的に支援する期間(例：開始後○か月以内等)を設けている 6. 特に上記のような設定はない【同時選択不可】

(2) 保育所等訪問支援事業における支援実績(令和7年4月1日~9月30日時点)

設問	形式	選択肢
問19. 保育所等訪問支援事業として、令和7年4月1日~9月30日までに1件以上訪問を行ったか	SA	1. 行った 2. 行わなかった P.9「3. 支援内容や行っている工夫、得られた変化等」へ

保育所等訪問支援事業として、令和7年4月1日~9月30日までに 1件以上訪問を行った事業所にお尋ねします。

設問	形式	選択肢
問20. 令和7年4月1日~9月30日の期間において、保育所等訪問支援事業での 延べ訪問件数、訪問した実日数 1日あたりの訪問件数を問わず、1回でも訪問した日数(1日に2件以上訪問した場合も「1日」とカウント)	NA	令和7年4月1日~9月30日の期間について 延べ訪問件数：()件 訪問した実日数：()日
問21. 令和7年4月1日~9月30日の期間において、保育所等訪問支援の算定件数(利用者数)が最も多かった1日の訪問先施設数と利用者数	NA	令和7年4月1日~9月30日の期間で、最も保育所等訪問支援の算定件数が多かった1日について 訪問先施設数：()件 利用者数：()人
問22. 令和7年4月1日~9月30日	MA	1. 小学校

設問	形式	選択肢
		6. 地域の障害児通所支援事業所からの相談を介してニーズを把握 7. 貴事業所が行う他の巡回相談を行う事業・支援を通じてニーズを把握 8. その他（ ）

（３）加算の算定状況や算定にかかる具体的な取組状況

ここでは、以下の加算の算定状況等についてお伺いします。

- ・ **訪問支援員特別加算**：保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、３年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合。（ ）業務従事１０年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事５年以上）の職員の場合（ ）業務従事５年以上１０年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事３年以上）の職員の場合
- ・ **多職種連携支援加算**：訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合
- ・ **強度行動障害児支援加算**：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）
- ・ **ケアニーズ対応加算**：訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合
- ・ **特別地域加算**：こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者等に対してサービスの提供が行われた場合に算定できる加算。なお、利用者の居住地以外にも、保育所等訪問支援では利用児の通う保育所等が該当地域に所在する場合であって、該当地域を訪問し、対面でサービスを提供した場合に算定可能

設問	形式	選択肢
問30. 保育所等訪問支援事業について、貴事業所での加算の算定状況（令和 7 年 4～9 月末までの実績）	MA	1. 訪問支援員特別加算（ ） 2. 訪問支援員特別加算（ ） 3. 多職種連携支援加算 4. 強度行動障害児支援加算 5. ケアニーズ対応加算 6. 特別地域加算 7. 上記加算の算定はない【同時選択不可】
【問 30 で「3.」を選択した場合】 問31. -問 32 多職種連携支援加算について、対応した職種の組み合わせ 最も算定回数が多かったケースの組み合わせを回答。なお、最も多い算定回数がない場合は直近で算定したケースの組み合わせを回答	SA MA	問 31【訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員 1 名の職種（１つだけ選択）】 1. 保育士・児童指導員 2. 理学療法士 3. 作業療法士 4. 言語聴覚士 5. 看護職員

設問	形式	選択肢
		6. 児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員 7. 心理担当職員 問 32【その他訪問した支援員の主たる職種（いくつでも選択可）】 8. 保育士・児童指導員 9. 理学療法士 10. 作業療法士 11. 言語聴覚士 12. 看護職員 13. 児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員 14. 心理担当職員
【問 30 で「3.」を選択した場合】 問33. 問 31-32 で選択した職種の組み合わせで支援した児童の主たる障害の内容	MA	1. 知的障害 2. 発達障害 3. 肢体不自由 4. 聴覚障害 5. 視覚障害 6. 重症心身障害 7. 医療的ケアが必要 8. その他（ ）
【問 30 で「5.」を選択した場合】 問34. ケアニーズ対応加算について、算定対象となった児童	MA	1. 重症心身障害児 2. 身体に重度の障害がある児童（身体障害者手帳 1 級・2 級の交付がある） 3. 重度の知的障害がある児童（最重度又は重度の区分で療育手帳の交付がある） 4. 精神に重度の障害がある児童（精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付がある） 5. 医療的ケア児
【問 30 で「5.」を選択した場合】 問35. ケアニーズ対応加算の算定児童に対して行った支援内容	MA	1. 行動観察 2. 環境把握 3. 児童本人への支援（集団の中での対応） 4. 児童本人への支援（集団外での個別対応） 5. 訪問先職員への支援（児童への理解促進やかかわり方の伝達） 6. 訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言）

設問	形式	選択肢
		7. 訪問先職員への支援（その他） 8. カンファレンス 9. その他（ ）

３．支援内容や行っている工夫、得られた変化等

ここからは、普段行っている支援内容や工夫等についてご回答ください（特段の期間の指定はございません）。

（１）支援方針の検討時に行っていること

設問	形式	選択肢
問36. 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設に確認している内容	MA	【訪問先施設職員からの情報】 1. 訪問先施設の支援方針・理念 2. 支援対象児童の特性への理解状況 3. 支援対象児童についての困りごと・課題感 4. 現在の支援方法 5. クラスや集団に関する課題 6. 保護者に対する考え・思い 7. 訪問支援利用に至る経過 【訪問先施設の環境に関する情報】 8. 訪問先施設の物理的環境 9. 訪問先施設の人的環境 10. 地域との交流の状況 11. その他（ ）
問37. 支援方針を検討する前（サービス提供前）段階で、訪問先施設の意向やニーズ、課題意識等の確認方法 個別支援会議を開催する前の支援計画の原案を作成するためのアセスメントを想定してご回答ください	MA	1. 訪問先施設への訪問 2. 訪問先施設への聴き取り 3. 訪問先施設での支援方針等に関する書面の収集（例：個別の指導計画、教育支援計画、個別支援計画等） 4. 訪問先施設での支援記録の収集 5. 障害児相談支援事業所等からの情報 6. その他（ ）
問38. 個別支援会議の開催にあたって、工夫していること	MA	1. 支援対象児童本人の参加 2. 支援対象児童の家族の参加 3. 支援対象児童が関係する支援機関の参加 4. 開催時間の工夫 5. 開催場所の工夫 6. オンライン開催が可能な体制の整備

設問	形式	選択肢
		7. 開催時の進行・意見聴収上の工夫（例：発言時のルールを決める、進行原稿を決めておく等） 8. 欠席者への事前・事後の意見収集 9. その他（ ） 10. 特にない【同時選択不可】
問39. 保育所等訪問支援計画の作成に向けて、支援対象児童・家族、訪問先施設以外の関係機関からの情報収集の状況	SA	1. 基本的に毎ケースで情報収集を行う 2. 必要に応じて情報収集を行う 3. あまり行わない 4. その他（ ）
【問 39 で「1.」又は「2.」を選択した場合】 問40. 情報収集を行う関係機関 「児童発達支援センター等」とは、児童発達支援センターおよび中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所とする（以下同様）	MA	1. 訪問先施設以外の保育所・幼稚園・認定こども園 2. 訪問先施設以外の学校 3. 訪問先施設以外の特別支援学校 4. 指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所 5. 自事業所以外の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所 6. 児童発達支援センター等 7. 発達障害者支援センター 8. 医療機関・訪問看護ステーション 9. 保健センター・保健所 10. 教育委員会 11. 上記以外の市区町村役所 12. その他（ ）
【問 39 で「1.」又は「2.」を選択した場合】 問41. 情報収集する内容	MA	1. 支援対象児童の特性、発達の状況 2. 支援対象児童の生活の状況 3. 支援対象児童の家族の状況 4. 支援対象児童への支援に関する計画・支援方針 5. 関係機関での生活の様子 6. 支援対象児童の困りごと・課題感 7. 保護者に対する考え・思い 8. 地域との交流の状況 9. その他（ ）
問42. 支援対象児童の意向・意見を聴くために工夫していることがあればご回答ください。（特にない場合は空欄で結構です）	FA	

(2) 保育所等訪問支援のサービス提供中に行っていること

設問	形式	選択肢																																								
問43. 訪問中の主な支援内容 【項目】 行動観察 環境把握 支援対象児童本人への支援（集団中での対応） 支援対象児童本人への支援（集団外での個別の対応） 訪問先職員への支援（児童への理解促進や関わり方の伝達） 訪問先職員への支援（環境の設定・整備に関する助言） 訪問先職員への支援（その他） カンファレンス（訪問先施設への報告等） 保護者への報告 訪問支援の記録作成	SA	【選択肢】 各項目について 1 つを選択 1. ほぼ毎回実施 2. 必要に応じて実施 3. あまり実施しない <table><tr><th>選択肢</th><th>ほぼ毎回実施</th><th>必要に応じて実施</th><th>あまり実施しない</th></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>項目</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	選択肢	ほぼ毎回実施	必要に応じて実施	あまり実施しない	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3	項目	1	2	3
選択肢	ほぼ毎回実施	必要に応じて実施	あまり実施しない																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
項目	1	2	3																																							
問44. 支援対象児童や家族への対応において、特に効果的な工夫があればご回答ください。	FA	支援対象児童： 支援対象児童の家族：																																								

(3) その他工夫していること等

設問	形式	選択肢
問45. 訪問先施設への対応において工夫していること	MA	1. 訪問先施設の理念や支援方針を理解する 2. 訪問先施設の環境を理解する 3. 訪問先施設にインクルージョンの意義について理解してもらう 4. 訪問先施設の支援ニーズをアセスメント・言語化する 5. 専門的な視点から、支援対象児童本人及び集団の現在の状況や課題を説明する 6. 訪問先の状況に応じて、 <u>訪問日時や回数について柔軟に対応する</u>

設問	形式	選択肢
		7. 訪問先の状況に応じて、 <u>カンファレンス等の実施方法（オンライン／対面）について柔軟に対応する</u> 8. 訪問先の状況に応じて、 <u>助言の内容や支援方法について柔軟に対応する</u> 9. 相手にあわせてわかりやすい言葉で説明する 10. できる限り、訪問先施設以外の支援機関と情報共有しながら、支援を行う 11. その他（ ） 12. 特に意識していることはない【 同時選択不可 】
【問 45 で「12.」以外を選択した場合】 問46. 回答した内容に関して、特に効果的な工夫について、具体的な内容や対応におけるポイントを回答ください	FA	
問47. 支援によって得られた変化	MA	1. 支援対象児童の心身状態が安定した 2. 支援対象児童に変化が見られた（1. を除く）（例：参加できる活動が増えた、他の児童と一緒に活動できるようになった等） 3. 支援対象以外の児童に変化が見られた（例：支援対象の児童への理解が深まった、一緒に過ごす場面が増えた等） 4. 訪問先職員に変化が見られた（例：自主的なスキル向上等の機運が高まった、前向きに支援にあたれるようになった等） 5. 訪問先職員の対応力が向上した 6. 移行支援後の支援の継続性が保たれた（例：就学・進級時の支援、事業所の移行等） 7. 支援対象児童の保護者の安心につながった 8. 支援対象児童の保護者の施設に対する信頼が生まれた・高まった 9. その他（ ） 10. 特にない【 同時選択不可 】 11. わからない【 同時選択不可 】
【問 47 で「10.」「11.」以外を選択した場合】 問48. 問 47 について、特に支援による変化が大きかった事例の具体的な内容（例：障害の内容、当時の困りごと（本人／家族／訪問先施設）、支	FA	

設問	形式	選択肢
援による効果・成果、支援におけるポイント等をご回答ください)		
問49. 保育所等訪問支援の人材育成のためにやっていること	MA	1. 法人や事業所内の職員向け研修を実施 2. 外部研修への参加促進 3. 法人や事業所内でのカンファレンス・ケース検討の開催 4. 法人や事業所内で経験のある職員による指導・助言 5. 自治体等外部資源による指導・助言の機会を活用(2.を除く) 6. 保育所等訪問支援ガイドラインの活用 7. その他() 8. 特になし【同時選択不可】
問50. 保育所等訪問支援事業への理解促進や啓発のために地域や関係機関に対して取り組んでいること(保育所等訪問支援事業としての実施内容は除く)	MA	1. 保育所等訪問支援事業に関するリーフレットやチラシ等の説明資料を作成 2. 訪問対象となりうる施設が集まる場への参加(例: 学校長会や連絡協議会、研修会等) 3. 自治会や地域の活動団体・組織が集まる場への参加(例: 自治会や協議の場への参加、地域活動への参加等) 4. 自施設の見学会・説明会の開催 5. 国が発出した事務連絡等の活用 事務連絡等の具体名() 6. その他() 7. 特になし【同時選択不可】

4 . 保育所等訪問支援ガイドライン等について

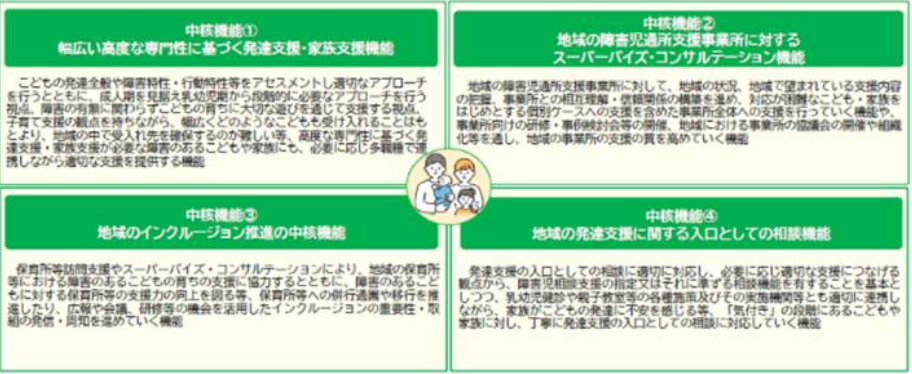
設問	形式	選択肢
問51. 保育所等訪問支援事業の立ち上げから現在までに、国(補助事業を含む)や自治体が公表している手引書・ガイドラインを参考にすることがありますか。	SA	1. 参考になっている / 参考にしたことがある 2. 参考にしたことはない 3. わからない
【問 51 で「1 . 」を選択した場合】 問52. 参考になっている / 参考にしたことがある手引書やガイドライン	MA	1. 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書(平成 29 年 3 月、一般社団法人全国児童発達支援協議会) 2. 保育所等訪問支援のガイドライン(令和 6 年 7

設問	形式	選択肢
作成元が国もしくは自治体のもの		月, こども家庭庁) 3. 自治体が作成した手引書・ガイドライン 4. その他()
問53. 国は、令和 6 年 4 月 1 日に令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定を行い、また、令和 6 年 7 月には、保育所等訪問支援ガイドラインを新たに定めました。令和 6 年度以降、貴事業所で、ガイドライン等に基づきサービス提供体制や支援内容等の見直しを行いましたか。	SA	1. 見直した 問 54 へ 2. 国の動きは把握しているが、特に見直していない 問 55 へ 3. 国の動きを把握していないし、特に見直してもいない 問 56 へ 4. わからない 問 56 へ
【問 53 で「1 . 」を選択した場合】 問54. 支援や活動内容の見直し等の内容	MA	1. こども施策や障害児支援の基本理念を確認した 2. 訪問対象施設の指針や指導要領等の理解を深める取組を検討した(実施を含む) 3. こども本人に対する支援を見直した 4. 訪問先施設の職員に対する支援を見直した 5. 家族に対する支援を見直した 6. 職員体制を見直した 7. 訪問体制を見直した 8. 訪問頻度を見直した 9. 支援提供時間を見直した 10. 保育所等訪問支援計画を見直した 11. 関係機関との連携に向けた取組を検討した(実施を含む) 12. 自己評価や、訪問先施設・利用者等の評価の仕組みを整備した 13. 支援の質の向上や権利擁護に向けた取組を検討した(実施を含む) 14. その他()
【問 53 で「2 . 」を選択した場合】 問55. 国の動きは把握しているものの、特に見直しを行っていない理由	MA	1. すでに十分な取組を行っているため 2. 職員体制等の確保が難しいため 3. 改定やガイドラインを読み込む余裕がないため 4. 改定やガイドラインの内容理解が難しいため(どのように見直すと良いかわからない) 5. その他() 6. わからない【同時選択不可】

5 . 他機関との連携状況や地域単位での取組状況

(1) 地域の児童発達支援センター、中核機能強化事業所との連携状況

各自治体では、改正児童福祉法において、地域における障害児支援の中核としての役割を求められることとなった児童発達支援センター等を中心に、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域で子どもを育てるために必要な 4 つの中核機能が発揮されるよう体制整備を進めています。



(出所) 「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き概要」(こども家庭庁)

設問	形式	選択肢
		7. その他 ()
問60. 地域の障害児支援において中核的役割を果たす <u>中核機能強化事業所</u> はあるか	SA	1. ある 2. ない 3. わからない
中核機能強化事業所：児童発達支援センターが未設置である地域等において、 <u>中核的な役割を担う児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所</u> のこと。令和 6 年度の報酬改定で新設された中核機能強化事業所加算を算定可能である。		
【問 60 で 1. を選択した場合】	SA	1. 連携がある 2. 連携はない
問61. 中核機能強化事業所との連携状況		
【問 61 で 1. を選択した場合】	MA	1. 併行利用する児童に係る情報共有 2. 貴事業所では対応・受入れが難しい利用児童に係る専門的支援や相談・助言等 3. 貴事業所への助言・指導（スーパーバイズ等） 4. 中核機能強化事業所が開催する研修・事例検討会等の実施 5. 中核機能強化事業所の見学会への参加 6. 地域ニーズ・課題の共有 7. その他 ()
問62. 中核機能強化事業所との連携内容		

(2) その他地域との連携や取組状況

設問	形式	選択肢
問63. (自立支援) 協議会や、地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等の会議体への参加状況	SA	1. 参加している (参加したことがある) 2. 参加していない 3. わからない
【問 63 で「1.」を選択した場合】	MA	1. (自立支援) 協議会 2. 地域の子ども・子育て会議 3. 要保護児童対策地域協議会 4. その他 () 5. 会議名まではわからない【同時選択不可】
問64. 参加したことがある会議体		
問65. 円滑な保育所等訪問支援の実施に向けた地域単位や自治体での取組状況	MA	1. 保育所等訪問支援事業の活用に向けたガイドラインや手引きの整備

設問	形式	選択肢
況		2. 保育所等訪問支援の訪問対象施設への情報提供・啓発に資する取組 3. 保育所等訪問支援事業所職員を対象とした研修・勉強会の開催 4. 地域の関係者が顔合わせできる機会の提供（３．を除く） 5. 保育所等訪問支援に関する地域課題の共有・検討 6. その他（ ） 7. 地域や自治体での取組はない・わからない【同時選択不可】

6．現在の課題等

設問	形式	選択肢
問66. 保育所等訪問支援を行う上での課題	MA	1. 訪問先施設の保育所等訪問支援制度への理解が不足している 2. 訪問先施設の独自の考えがあり、支援を受け入れてもらえない 3. 支援対象児童の見立てや支援方針等について、訪問先施設との間でずれが生じる 4. 訪問先施設の職員が支援を十分に活かさない 5. 支援対象児童の見立てや支援方針等について、家族との間でずれが生じる 6. 保護者と訪問先施設等の間に立つことの負担が大きい 7. 保護者の意向が現実的ではない場合に調整に苦労する 8. 事前にアセスメントを行う時間が取れない 9. 家族支援に充てられる時間がとれない 10. 訪問支援員のマンパワーが不足 11. 訪問支援を行う技量のある訪問支援員が不足 12. 契約前の調整に時間がかかる 13. 訪問日程の調整に時間がかかる 14. 訪問先への移動時間が負担である 15. その他（ ） 16. 特に課題はない【同時選択不可】
問67. 国や自治体に求める支援	FA	国に求める支援：

設問	形式	選択肢
		自治体に求める支援：

7．ヒアリング調査への協力の可否

本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。

ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の＜個人情報取扱いについて＞にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ヒアリング調査へのご協力が難しい場合は回答不要です。

＜個人情報取扱いについて＞

- 以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 社会政策部
- 以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
F2. ご連絡先 備考欄は、弊社よりご連絡する際の留意点等がある場合にご活用ください。特にない場合は空欄で結構です。	FA	貴事業所名： 担当者名： 担当者名（ふりがな）： 連絡先（メールアドレス）： 連絡先（電話番号）： 備考欄：

都道府県・市町村名（政令指定都市（政令市）の場合は任意の区をご回答ください）を回答後、回答確認画面が表示されます。

回答確認画面の一番下に表示される「送信」ボタンをクリックするまでは回答は保存・送信されません

設問	形式	選択肢
F4. 都道府県名【必須回答】	SA	Web 上では都道府県名が表示されます
F5. 市区町村名【必須回答】	SA	Web 上では市区町村名が表示されます 指定都市の場合は任意の区を回答してください

以上

インクルージョン推進に向けた体制整備や支援に関するアンケート調査

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所向け 調査票サンプル

【回答にあたって】

- 本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

【回答用 URL】

- 本調査の対象は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（ただし、児童発達支援センター・中核機能強化事業所、保育所等訪問支援の指定を受けている事業所を除く）です。
- 調査の入力画面では、回答の一時保存ができません。本調査票サンプルをご確認の上、ご回答いただくことを推奨しております。

< 入力制限等について >

- SA は単数回答（１つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるものを全てを選択）、FA は自由回答、NA は数値入力のことです。
- 「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。
- 「【同時選択不可】」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選びいただくことができない選択肢に記載しています。
- 「【問●で○を選択した場合】」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

1．基本情報（令和 7 年 9 月 30 日時点）

設問	形式	選択肢
問3. 貴事業所が所在する自治体の種類 【必須回答】	SA	1. 指定都市（政令指定都市・政令市） 2. 中核市 3. 1.2.以外の市 4. 特別区（23 区） 5. 町 6. 村
問4. 運営主体	SA	1. 自治体 2. 社会福祉法人 3. 医療法人 4. 特定非営利活動法人 5. 一般社団法人・公益社団法人 6. 一般財団法人・公益財団法人

設問	形式	選択肢
		7. 営利法人（株式会社、合同会社等） 8. その他
問5. 事業所種別	SA	1. 児童発達支援事業所 2. 放課後等デイサービス事業所 3. 児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を行う事業所
問6. 多機能型事業所か否か 多機能型とは、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）並びに障害児支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）のうち 2 つ以上の異なる事業を一体的に行うこと。	SA	1. 多機能型事業所である 2. 多機能型事業所ではない
<u>【問 4 で 1 . を選択した場合】</u> 問7. 多機能型事業所として一体的に実施するサービス	MA	1. 児童発達支援 2. 放課後等デイサービス 3. 保育所等訪問支援 4. 居宅訪問型児童発達支援 5. 障害福祉サービスの事業

2．地域の児童発達支援センター、中核機能強化事業所との連携について（令和 7 年 9 月 30 日時点）

各自治体では、改正児童福祉法において、地域における障害児支援の中核としての役割を求められることとなった児童発達支援センター等を中心に、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域でこどもを育てるために必要な 4 つの中核機能が発揮されるよう体制整備を進めています。



(出所) 「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き概要」(こども家庭庁)

設問	形式	選択肢
問8. 市町村から、地域の障害児支援における中核的役割を果たす機関について周知はあったか	SA	1. 周知があった 2. 周知はなかった 3. わからない
問9. 地域の障害児支援において中核的役割を果たす児童発達支援センターはあるか	SA	1. ある 2. ない 3. わからない
【問 7 で 1. を選択した場合】 問10. 児童発達支援センターとの連携状況	SA	1. 連携がある 2. 連携はない
【問 8 で 1. を選択した場合】 問11. 児童発達支援センターとの連携内容	MA	1. 併行利用する児童に係る情報共有 2. 貴事業所では対応・受入れが難しい利用児童に係る専門的支援や相談・助言等 3. 貴事業所への助言・指導（スーパーバイズ等） 4. 児童発達支援センターが開催する研修・事例検討会等への参加 5. 児童発達支援センターの見学会への参加 6. 地域ニーズ・課題の共有 7. その他（ ）
問12. 地域の障害児支援において中核的役割を果たす中核機能強化事業所はあるか 中核機能強化事業所：児童発達支援センターが未設置である地域等において、中核的な役割	SA	1. ある 2. ない 3. わからない

設問	形式	選択肢
を担う児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所のこと。令和 6 年度の報酬改定で新設された中核機能強化事業所加算を算定可能である。		
【問 10 で 1. を選択した場合】 問13. 中核機能強化事業所との連携状況	SA	1. 連携がある 2. 連携はない
【問 11 で 1. を選択した場合】 問14. 中核機能強化事業所との連携内容	MA	1. 併行利用する児童に係る情報共有 2. 貴事業所では対応・受入れが難しい利用児童に係る専門的支援や相談・助言等 3. 貴事業所への助言・指導（スーパーバイズ等） 4. 中核機能強化事業所が開催する研修・事例検討会等の実施 5. 中核機能強化事業所の見学会への参加 6. 地域ニーズ・課題の共有 7. その他（ ）

都道府県・市町村名（指定都市の場合は任意の区）を回答後、回答確認画面が表示されます。
回答確認画面の一番下に表示される「送信」ボタンをクリックするまで、回答は保存・送信されません

設問	形式	選択肢
F1. 都道府県名 [必須回答]	SA	Web 上では都道府県名が表示されます
F2. 市区町村名 [必須回答]	SA	Web 上では市区町村名が表示されます 指定都市の場合は任意の区を回答してください

以上

令和 7 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
インクルージョン推進におけるアウトリーチ支援の実態把握及び質に関する調査研究
報告書

令和 8 (2026) 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
